

博士学位申請論文

貸借対照表の貸方区分をめぐる 資本利益計算に関する研究*

池 村 恵 一[†]

2020年6月

* 本研究は科研費 若手研究 (B) 21730391 と若手研究 (B) 15K17174 の助成を受けたものです。

[†] 2007年3月 早稲田大学大学院商学研究科 博士課程 (商学専攻) 単位取得満期退学。2020年6月現在, 流通経済大学経済学部経営学科に専任教員として所属。

目 次

序章 研究の枠組み.....	1
第1節 問題意識, 研究の目的, および研究の展開方法.....	1
1 問題意識と研究の針路.....	1
2 研究の目的.....	10
3 研究の展開方法.....	13
第2節 研究の構成と概要.....	17
1 研究の構成.....	17
2 研究の概要.....	19
(1) 「第Ⅰ部 企業会計の資本」の概要.....	19
(2) 「第Ⅱ部 会社法の資本と企業会計」の概要.....	20
(3) 「第Ⅲ部 貸借対照表の貸方区分モデル」の概要.....	20
第Ⅰ部 企業会計の資本.....	23
第1章 資本と利益の計算構造をめぐる基礎理論.....	23
第1節 はじめに.....	23
第2節 資本維持論.....	24
1 3つの資本維持の考え方.....	24
2 資本維持にもとづく利益の計算.....	25
(1) 名目資本.....	25
(2) 実質資本.....	26
(3) 実体資本.....	27
3 小括.....	28
第3節 資本の測定尺度と資産の測定属性の組合せのもとで構想される利益の計算.....	29
1 資本の測定尺度と資産の測定属性にもとづく利益の計算.....	30
(1) 名目資本と再調達原価.....	30
(2) 実質資本と再調達原価.....	31
(3) 実体資本と再調達原価.....	33
2 小括.....	35
第4節 利益帰属者の特定と貸方における発行金融商品の分類によって構想される利益の計算.....	37
1 利益帰属者の観点にもとづく貸方における発行金融商品の分類.....	37
2 貸方における発行金融商品の分類にもとづく利益の計算.....	38

(1) 株主を利益帰属者とみなす見方	40
(2) 普通株主を利益帰属者とみなす見方	40
(3) すべての資金提供者を利益帰属者とみなす見方	41
3 小括	43
第5節 利益の計算構造を成立させる3つの要素	43
1 資本の測定尺度	43
2 資産の測定属性	44
3 利益帰属者	45
4 小括—利益の計算構造における3つの基礎的な要素	46
第6節 多様な計算構造の可能性	47
第7節 おわりに	51
第2章 企業観と資本	53
第1節 はじめに	53
第2節 会計主体論の学説展開	54
1 Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) の所説	55
2 Seidman (1956) の所説	58
3 Li (1960a) の所説	60
4 Husband (1954) の所説	61
5 Staubus (1961) の所説	63
6 小括—会計主体論の類型整理	64
第3節 現代の企業会計における会計主体論の意義	66
1 企業観にもとづく利益計算の構想	66
2 純資産としての企業持分概念と貸方全体としての持分概念	69
第4節 概念フレームワーク構想の成立にみる会計主体論の現代的意義	71
第5節 おわりに	74
第3章 概念フレームワークにおける資本	77
第1節 はじめに	77
第2節 FASB 討議資料 (1976) における利益観と資本	78
1 FASB 討議資料 (1976) における利益観	79
(1) 収益費用アプローチ	79
(2) 資産負債アプローチ	80
(3) 収益費用アプローチと資産負債アプローチの相違	81

2 FASB 討議資料（1976）における資本.....	82
(1) FASB 討議資料（1976）における利益観と資本維持の考え方	82
(2) FASB 討議資料（1976）における資本の範囲—資金提供者の持分の識別の視点 から	83
第3節 貸方における発行金融商品の分類の問題をめぐる FASB の対応	85
1 FASB 討議資料（1990）の公表から SFAS150（2003）の公表まで	85
2 個別追加的な会計基準の公表による改善と限界.....	86
3 貸方における発行金融商品の分類に関する問題の見直し—FASB 予備的見解（2007） の公表.....	88
第4節 ASBJ 討議資料（2006a）における資本	90
1 ASBJ 討議資料（2006a）における2つの利益計算の基礎.....	90
(1) 利益計算の基礎としての純資産	91
(2) 利益計算の基礎としての株主資本	93
2 「リスクからの解放」概念を織り込む株主資本.....	94
第5節 利益観と貸方要素の定め方	95
1 利益観と貸方要素の定め方の組合せ	96
2 概念フレームワークにおける利益観と貸方要素の定め方の選択.....	98
第6節 おわりに—概念フレームワークにおける資本の概念形成.....	100
補論 2つの利益計算の基礎（純資産と株主資本）にもとづく損益フロー計算書の表示	101
第II部 会社法の資本と企業会計	103
第4章 会社法の資本制度と分配規制	103
第1節 はじめに.....	103
第2節 会社法における株主の有限責任制と利害調整.....	103
1 株主の有限責任.....	104
2 有限責任制の合理性と問題点	105
3 法制度による利害調整の一般的意義	107
第3節 会社法の資本制度	109
1 利害調整手段としての資本制度	109
2 資本原則の後退.....	110
(1) 資本確定の原則に関連する平成17年改正内容.....	111
(2) 資本充実の原則に関連する平成17年改正内容.....	112
(3) 資本維持の原則に関連する平成17年改正内容.....	112

(4) 小括.....	113
3 資本制度の現代的意義.....	113
第4節 会社法の分配規制.....	114
1 分配可能額の算定に関する規制.....	115
2 計数の変動に関する規制.....	117
(1) 株主との取引にもとづく計数の変動に関する規制.....	117
(2) 株主資本内の振替えによる計数の変動に関する規制.....	119
3 分配規制の意義.....	121
第5節 おわりに.....	122
第5章 株主資本をめぐる企業会計と会社法の調整.....	124
第1節 はじめに.....	124
第2節 企業会計における払込資本と留保利益の区別.....	125
1 原則論としての源泉識別の意義.....	126
2 制度研究における分析軸としての意義.....	127
第3節 現行の企業会計制度における株主資本.....	127
1 株主資本の表示.....	127
2 株主との取引に関する会計処理.....	131
(1) 株式の発行等.....	132
(2) 自己株式の消却.....	133
(3) 剰余金の配当.....	134
第4節 企業会計と会社法の調整—現行の企業会計制度に対する解釈.....	137
第5節 おわりに.....	139
第Ⅲ部 貸借対照表の貸方区分モデル.....	141
第6章 貸方区分モデルの抽出.....	141
第1節 はじめに.....	141
第2節 貸方区分モデルを抽出する前提.....	142
1 負債区分と資本区分に関する基本的な考え方.....	142
2 貸借対照表における貸方区分の形態.....	143
3 資金提供者のグルーピング.....	145
第3節 資金提供者のグルーピングにもとづく資本の概念.....	146
1 株主と資本の概念—所有資本 (①).....	146
2 株主カテゴリーの再構成と資本の概念.....	149

(1) 株主カテゴリーからの優先株主の除外—残余資本 (②)	149
(2) 株主カテゴリーとコールオプション保有者—積極参加資本 (③)	150
(3) 株主カテゴリーと株式オプション保有者—参加資本 (④)	152
3 財務資源の提供者と資本の概念—財務資本 (⑤)	153
4 小括—利益帰属者と資本の概念	155
第4節 貸方区分モデルの類型整理	157
1 所有資本モデル	157
2 残余資本モデル	157
3 積極参加資本モデル	158
4 参加資本モデル	159
5 財務資本モデル	159
6 小括—貸方区分モデルの意義	160
(1) 利益計算の仕組みに関する選択肢の提示	160
(2) 会計主体論の合意を包括する意義	162
第5節 貸方区分モデルの限界	164
1 負債区分の表示に関する問題	164
2 負債の測定属性に関する問題	165
第6節 おわりに	166
第7章 貸方区分モデルにおける株式オプションの会計処理	168
第1節 はじめに	168
第2節 会計処理を検討するための予備的考察	169
1 貸方区分モデルにおける「払込資本と留保利益の区別」	170
2 発行金融商品に関する一般的な会計処理	171
3 設例—会計処理の前提条件	172
第3節 貸方区分モデルにおける株式オプションの会計処理	173
1 所有資本モデルにおける株式オプションの会計処理	174
(1) 所有資本モデルにおけるコールオプションの会計処理	174
(2) 所有資本モデルにおけるプットオプションの会計処理	176
2 積極参加資本モデルにおけるコールオプションの会計処理	177
3 参加資本モデルにおけるプットオプションの会計処理	179
4 貸方区分モデルにおける財務諸表の表示	181
第4節 株式オプションに関するペイオフの取扱い	188

1 所有資本モデルにおける株式オプションに関する損益.....	188
(1) 所有資本モデルにおけるコールオプション損益.....	188
(2) 所有資本モデルにおけるプットオプション損益.....	190
2 積極参加資本モデルにおけるコールオプション持分の振替え.....	191
3 参加資本モデルにおけるプットオプション持分の振替え.....	192
4 小括.....	193
第5節 株式オプションのペイオフと株主持分希薄化の会計問題.....	194
第6節 おわりに.....	197
補論 株式オプションの失効に関する会計処理.....	199
1 はじめに.....	199
2 貸方区分モデルにおけるコールオプション失効の会計処理.....	200
(1) 所有資本モデルにおけるコールオプション失効の会計処理.....	200
(2) 積極参加資本モデルにおけるコールオプション失効の会計処理.....	202
3 おわりに.....	203
第8章 現行の企業会計における貸方区分の考え方と株式オプションの会計処理.....	204
第1節 はじめに.....	204
第2節 現行の企業会計における貸方区分の概観.....	205
1 ASBJ 討議資料（2006a）および日本会計基準における貸方区分.....	205
2 FASB 概念フレームワークおよび米国会計基準における貸方区分.....	206
3 IASB 概念フレームワークおよび国際会計基準における貸方区分.....	208
4 小括.....	210
第3節 現行の貸方区分における利益帰属者の範囲と利益計算の仕組み.....	212
1 現行の貸方区分における利益帰属者の範囲.....	212
(1) ASBJ における貸方区分のもとでの利益帰属者の範囲.....	212
(2) FASB における貸方区分のもとでの利益帰属者の範囲.....	212
(3) IASB における貸方区分のもとでの利益帰属者の範囲.....	214
(4) 小括.....	215
2 基本類型としての貸方区分モデルのもとで示される現行の貸方区分の特徴.....	215
第4節 現行の会計基準における株式オプションの会計処理.....	218
1 現行の会計基準における株式オプションの会計処理.....	219
(1) 日本会計基準における株式オプションの会計処理.....	219
(2) 米国会計基準における株式オプションの会計処理.....	221

(3) 国際会計基準における株式オプションの会計処理.....	223
2 株式オプションに関する会計処理の特徴	226
(1) 測定属性の選択にみられる株式と非株式の識別.....	227
(2) 株式と非株式の識別にもとづく利益計算の仕組み.....	228
(3) 株式オプションの性質をふまえた決済時点における測定属性の選択	230
第5節 おわりに.....	234
補論 貸借対照表の貸方区分や株式オプションの会計処理についての動向	236
1 はじめに.....	236
2 各種公表物の提案にみる貸方区分の考え方と株式オプションの会計処理	236
(1) FASB 予備的見解『資本の特徴を有する金融商品』（2007）—基本所有アプ ローチ	236
(2) EFRAG 討議資料『負債と資本の区分』（2008）—損失吸収アプローチ	237
(3) EFRAG 討議資料『請求権の分類』（2014）	238
(4) IASB 討議資料『資本の特徴を有する金融商品』（2018b）	239
3 小括.....	241
第9章 貸方区分モデルの選択	243
第1節 はじめに.....	243
第2節 貸方区分モデルを選択する要因	243
1 価値推定のニーズを満足させるという内在的な要因.....	244
(1) 価値関連性や企業価値評価に関する議論の経緯.....	244
(2) 企業価値を推定する評価モデルとインプット.....	246
(3) 財務報告の目的における主たる情報利用者.....	248
(4) 小括.....	250
2 企業会計の資本に影響を及ぼす外在的な要因.....	252
第3節 内在的な要因からの貸方区分モデルの選択.....	252
1 主たる情報利用者と貸方区分モデル	254
(1) 普通株主の価値推定のニーズを満たす残余資本モデル.....	254
(2) 優先株主を含めた株主一般の価値推定のニーズを満たす所有資本モデル	256
(3) 株主とコールオプション保有者の価値推定のニーズを満たす積極参加資本モ デル	258
(4) 株主とオプション保有者の価値推定のニーズを満たす参加資本モデル	261
(5) 投資家一般の価値推定のニーズを満たす財務資本モデル.....	263

(6) 小括.....	267
2 情報提供の手段と主たる情報利用者としての投資家の範囲から考える貸方区分モデルの選択問題.....	269
(1) 情報提供の手段と貸方区分モデルの選択問題.....	269
(2) 主たる情報利用者としての投資家の範囲から考える貸方区分モデルの選択問題—二組の資本と利益の提供：財務資本と参加資本の混合モデル.....	270
第4節 外在的な要因としての会社法の要請を満たす貸方区分モデル.....	277
1 株主と債権者の識別—会社法規制の根底にある一般要請.....	277
2 会社法の一般要請を満たす所有資本モデル.....	278
3 リスクバッファの拡張表示に適う積極参加資本モデル.....	279
4 分配可能額の算定に適う貸方区分モデル.....	280
第5節 おわりに.....	281
第10章 資本と利益に関する追加的な情報の提供.....	284
第1節 はじめに.....	284
第2節 資本と利益に関する追加的な情報の必要性.....	285
1 株式オプションに関する潜在的な情報ニーズの存在.....	285
2 ASBJ 討議資料（2006a）にみる資本と利益の複雑性の緩和.....	287
第3節 資本と利益を補足する発行金融商品に関する追加的な情報.....	291
1 発行金融商品についてどのような情報を追加的に提供するか.....	291
2 発行金融商品に関する追加的な情報をどのように提供するか.....	292
第4節 発行金融商品の価値推定に資する資本と利益の追加的な情報の提供.....	294
1 国際会計基準のもとでの資本と利益に関する追加的な情報の提供.....	294
2 日本会計基準のもとでの資本と利益に関する追加的な情報の提供.....	298
3 貸方区分モデルの類型にもとづく資本と利益に関する追加的な情報の提供.....	304
第5節 貸方区分モデルのもとでの分配可能額の算定に関する情報の提供.....	309
第6節 おわりに.....	313
終章 研究の総括と展望.....	315
第1節 研究の総括.....	315
1 「第Ⅰ部 企業会計の資本」の総括.....	315
2 「第Ⅱ部 会社法の資本と企業会計」の総括.....	318
3 「第Ⅲ部 貸借対照表の貸方区分モデル」の総括.....	319
第2節 本研究の目的に照らした結論の整理とインプリケーション.....	325

1 第 1 の目的「貸方区分モデルの抽出」に照らした結論の整理とインプリケーション	326
2 第 2 の目的「貸方区分モデルの選択」に照らした結論の整理とインプリケーション	328
3 第 3 の目的「資本と利益に関する追加的な情報の提供についての検討」に照らした結論の整理とインプリケーション	331
第 3 節 研究の展望—今後の課題	333
1 決済手段としての自社株式の資産性	333
2 非支配株主持分の取扱い	334
3 複合的な発行金融商品の取扱い	335
4 会社法にもとづく資本の計数に関する情報の提供	335
引用・参考文献	337

図 表 目 次

図表 序-1 本研究の目的	10
図表 序-2 利益帰属者と資本の概念	14
図表 序-3 本研究の構成	18
図表 1-1 名目資本にもとづく貸借対照表と損益計算書	26
図表 1-2 実質資本にもとづく貸借対照表と損益計算書	27
図表 1-3 実体資本にもとづく貸借対照表と損益計算書	28
図表 1-4 資本の測定尺度と資産の測定属性の組合せ	29
図表 1-5 名目資本にもとづく貸借対照表と損益計算書（再調達原価の場合）	30
図表 1-6 実質資本にもとづく貸借対照表と損益計算書（再調達原価の場合）	32
図表 1-7 実体資本にもとづく貸借対照表と損益計算書（再調達原価の場合）	33
図表 1-8 実体資本の算入要素（取得原価の場合）	34
図表 1-9 実体資本の算入要素（再調達原価の場合）	35
図表 1-10 資本維持と資産の測定属性の組合せにおける貸借対照表と損益計算書	36
図表 1-11 株主を利益帰属者とみなす見方にもとづく貸借対照表と損益計算書	40
図表 1-12 普通株主を利益帰属者とみなす見方にもとづく貸借対照表と損益計算書	41
図表 1-13 すべての資金提供者を利益帰属者とみなす見方にもとづく貸借対照表と損益計算書	42
図表 1-14 利益の計算構造を成立させる 3 つの基礎的な要素	46
図表 1-15 資本の測定尺度と利益帰属者の範囲の組合せ	48
図表 1-16 資本の測定尺度と利益帰属者の範囲の組合せによる貸借対照表と損益計算書	49
図表 2-1 会計主体論の諸側面—企業観，利益帰属者，および利益計算の基礎（資本）	65
図表 2-2 会計主体論にみる企業観の相違と利益計算	69
図表 2-3 会計主体論と概念フレームワークの構想	73
図表 3-1 収益費用アプローチと資産負債アプローチの相違	81
図表 3-2 利益観における利益の概念の導出	83
図表 3-3 純資産にもとづく包括利益の概念	92
図表 3-4 利益観と貸方要素の定め方の組合せ	97
図表 3-5 ASBJ 討議資料（2006a）における利益観と貸方要素の定め方	99
図表 4-1 会社法において認められる株主資本内の計数間の振替え	119
図表 5-1 現行の企業会計制度における株主資本の表示	128

図表 5-2	「払込資本と留保利益の区別」および分配可否にもとづく株主資本の表示内容	129
図表 5-3	現行制度における株主資本の表示と平成 13 年 6 月商法改正前の資本の部の表示	130
図表 5-4	株主との取引および計数間の振替えによる株主資本の計数の変動	137
図表 6-1	利益帰属者とグルーピングの基準	155
図表 6-2	貸方区分モデルの類型	161
図表 7-1	貸方区分モデルのもとでの株式オプションの分類	168
図表 7-2	発行金融商品に関する一般的な会計処理	171
図表 7-3	設例 7-1：会計処理の前提条件	173
図表 7-4	所有資本モデル（第 0 年度期首 貸借対照表）	174
図表 7-5	積極参加資本モデル（第 0 年度期首 貸借対照表）	178
図表 7-6	参加資本モデル（第 0 年度期首 貸借対照表）	180
図表 7-7	所有資本モデルにおける財務諸表の表示	182
図表 7-8	積極参加資本モデルにおける財務諸表の表示	184
図表 7-9	参加資本モデルにおける財務諸表の表示	186
図表 7-10	コールオプションのペイオフ	189
図表 7-11	コールオプション損益	189
図表 7-12	プットオプションのペイオフ	190
図表 7-13	プットオプション損益	191
図表 7-14	貸方区分モデルのもとでの株式オプションのペイオフ	194
図表 7-15	株式オプションに関する会計処理のバリエーション	199
図表 7-16	コールオプション損益	202
図表 8-1	現行の貸方区分における分類の基準	210
図表 8-2	FASB における貸方区分のもとでの株式オプションの取扱い	213
図表 8-3	IASB における貸方区分のもとでの株式オプションの取扱い	214
図表 8-4	現行の貸方区分における利益帰属者の範囲	215
図表 8-5	貸方区分モデルにおける利益帰属者の範囲と利益計算の目的	216
図表 8-6	現行の貸方区分と貸方区分モデル	217
図表 8-7	設例 8-1：自社株式を対象とした株式オプション（現物決済）	219
図表 8-8	日本会計基準における株式オプションの貸方区分	220
図表 8-9	日本会計基準における現物決済コールオプションの会計処理	221
図表 8-10	米国会計基準における株式オプションの貸方区分	222
図表 8-11	米国会計基準における現物決済コールオプションの会計処理	223

図表 8-12	国際会計基準における株式オプションの貸方区分	224
図表 8-13	国際会計基準における現物決済プットオプションの会計処理	225
図表 8-14	現行の会計基準にみる株式オプションに関する会計処理の基礎的なパターン	226
図表 8-15	現行の会計基準における株式オプションの会計処理	227
図表 8-16	現行の会計基準と貸方区分モデル	229
図表 9-1	主たる情報利用者の価値推定のニーズを満たす貸方区分モデルの特徴	268
図表 9-2	財務資本と参加資本の混合モデルにもとづく貸借対照表と損益計算書	275
図表 9-3	財務資本と参加資本の混合モデルにもとづく価値の推定	276
図表 10-1	日本会計基準における包括利益の計算	289
図表 10-2	実現・未実現と利益帰属者の範囲から想定できる 4 つの利益	290
図表 10-3	国際会計基準ベースの帰属利益計算書	296
図表 10-4	日本会計基準ベースの帰属利益計算書（その 1）	300
図表 10-5	日本会計基準ベースの帰属利益計算書（その 2）	303
図表 10-6	財務資本と参加資本の混合モデルにもとづく帰属利益計算書	308
図表 10-7	所有資本モデルのもとでの分配可能額計算書	312

一般的な用語の一覧

用 語	用語の解説または使用法
企 業 会 計 制 度	会計基準その他の慣習的な会計規範および法令にもとづく会計規定によって成立する社会的な仕組みとしての会計システムをいう。
発 行 金 融 商 品	企業の財務活動のもとで発行される金融商品をいう。支払手形や買掛金などの営業債務および引当金などのいわゆる非金融負債は含まない。
貸 方 区 分	負債区分や資本区分などの貸借対照表の貸方における表示区分のことをいう。
持 分	資金提供者ないし企業が発行する金融商品の所有者が有している当該企業の資産に対する権益・請求権をいう。株式の他に社債や借入金も含む。
利 益 帰 属	配当や利息の受取りをつうじて、また発行金融商品の取得・保有・決済をつうじて企業価値の分配に与ることができる地位をいう。
利 益 帰 属 者	利益帰属という地位にあつて、とくに企業会計における「利益計算を行う観点ないし立場」としてのある一定の範囲の資金提供者をいう。
資 本	利益の概念を形成するための基礎ないし尺度をいう。 認識や測定などの領域を捨象した中立的な概念として用いる。また、利益帰属者たる発行金融商品の所有者が有する持分から構成されるという積極的な意味を持たせることを想定するが、とくに断りのない限り、どのような資金提供者の持分から構成されるかは問わない。
利 益	企業の所有者との取引を調整した二時点間の資本の差分、または資本の増加原因を収益、資本の減少原因を費用とした場合の収益と費用の差分をいう。 利益を厳密に定義するためには、実現や配分などの認識および測定に関する基礎概念が必要とされるが、それら基礎概念が加味された利益については、純利益や包括利益という具体的な呼称を用いる。
払 込 資 本	株式の発行に際して、株主（または株主になろうとする者）から発行企業に払い込まれた資金額をいう。
抛 出 資 本	（株主に限定されないで）利益帰属者たる発行金融商品の所有者から発行企業に抛出された資金額をいう。
留 保 利 益	企業活動をつうじて獲得された利益の累積額をいう。

本研究でとくに定義している用語の一覧

用 語	用語の解説または使用法
貸方区分モデル	<p>普通株式、優先株式、自社株式を対象とする株式コールオプション、自社株式を対象とする株式プットオプション、および社債の5つの基本的な発行金融商品を認識の対象として扱い、これらを負債項目と資本項目とに分類することで成立させることができる利益計算の仕組みをいう。</p> <p>貸方区分モデルには、残余資本モデル、所有資本モデル、積極参加資本モデル、参加資本モデル、および財務資本モデルの5つが考えられる。</p>
残余資本モデル	<p>普通株主の持分から構成される資本にもとづいて成立する利益計算の仕組みをいう。</p> <p>普通株式以外の発行金融商品は負債項目として扱われ、それに関する支払項目や決済差額は、普通株主の利益を計算するための要素として扱われる。</p>
所有資本モデル	<p>普通株主と優先株主の持分から構成される資本にもとづいて成立する利益計算の仕組みをいう。</p> <p>普通株式および優先株式以外の発行金融商品は負債項目として扱われ、それに関する支払項目や決済差額は、株主（普通株主および優先株主）の利益を計算するための要素として扱われる。</p>
積極参加資本モデル	<p>株主とコールオプション保有者の持分から構成される資本にもとづいて成立する利益計算の仕組みをいう。</p> <p>株式とそれを対象とするコールオプション以外の発行金融商品は負債項目として扱われ、それに関する支払項目や決済差額は、株主およびコールオプション保有者に帰属する利益を計算するための要素として扱われる。</p>
参加資本モデル	<p>株主と株式オプション保有者（コールオプション保有者およびプットオプション保有者）の持分から構成される資本にもとづいて成立する利益計算の仕組みをいう。</p> <p>株式と株式オプション以外の発行金融商品は負債項目として扱われ、それに関する支払項目や決済差額は、株主および株式オプション保有者に帰属する利益を計算するための要素として扱われる。</p>
財務資本モデル	<p>企業の財務活動のもとで発行されるすべての金融商品の保有者、すなわちすべての資金提供者の持分から構成される資本にもとづいて成立する利益計算の仕組みをいう。</p> <p>発行金融商品に関する支払項目や決済差額は、利益計算から隔絶され、資本の変動要素として扱われる。なお、貸借対照表の貸方が負債区分と資本区分からなる貸方2区分を前提とすれば、財務資本モデルの負債区分は、主に買掛金などの営業債務や引当金などの非金融負債から構成されることになる。</p>

略 語 一 覧

略 語	正 式 名	日 本 語 訳
AAA	American Accounting Association	米国会計学会
AIA	American Institute of Accountants	米国会計士協会
AICPA	American Institute of Certified Public Accountants	米国公認会計士協会
APB	Accounting Principles Board	会計原則審議会（米国）
ASBJ	Accounting Standards Board of Japan	企業会計基準委員会（日本）
ASC	Accounting Standards Codification	会計基準編纂書（米国）
CAP	Committee on Accounting Procedure	会計手続委員会（米国）
EFRAG	European Financial Reporting Advisory Group	欧州財務報告諮問グループ
EITF	Emerging Issues Task Force	緊急問題対策委員会
FASB	Financial Accounting Standards Board	財務会計基準審議会（米国）
IAS	International Accounting Standards	国際会計基準
IASB	International Accounting Standards Board	国際会計基準審議会
IASC	International Accounting Standards Committee	国際会計基準委員会
IFRS	International Financial Reporting Standards	国際財務報告基準（IASC 時代に公表された IAS も含む）
SFAS	Statement of Financial Accounting Standards	財務会計基準書（米国）

序章 研究の枠組み

第1節 問題意識, 研究の目的, および研究の展開方法

1 問題意識と研究の針路

(1) 本研究が依拠する資本と利益の関係

企業会計において、資本は、企業の経済活動に供される主たる財務資源として、また、利益は、そのような財務資源たる資本の運用の結果として捉えられてきた。本研究が依拠する、企業会計における資本と利益の関係については、次のような見方がある。すなわち、企業会計における資本と利益は、その一方の概念的な成立に他方の概念的な成立が欠かせない関係にあり、とくに、その概念的な構造においては、一方が定められれば他方が定められるというような固定的な関係を有しているとみられる¹。

このような固定的な関係は、さしあたり①二時点間の資本（ストック）の差分が利益（フロー）として捉えられること、または、資本の増加原因を収益（フロー）、資本の減少原因を費用（フロー）とし²、収益と費用の差分が利益（正味のフロー）として捉えられること³、さらには、②会計期間が終了するごとに利益（フロー）が累積的に資本（ストック）を構成していくこととして形式的に説明することができる。ここで①は、資本そのものが、または資本の増加原因・減少原因である収益および費用が利益を定めるという関係をあらわしており、②は、利益が資本を定めるという関係⁴をあらわしている。すなわち、資本は、企業活動の源泉であるとともに、利益の概念を形成するための基礎ないし尺度であるといえ、利益はまた、資本の運用の結果であるとともに、累積的に資本そのものを構成してい

¹ ここでは、認識の範囲や認識のタイミング、測定などの論点を捨象した、財務諸表の構成要素に関する概念体系のレベル（概念的な構造のレベル）を想定している。具体的に、資本という用語については、どのような請求権から構成され、どのように測定されるかという点をあえて問わない、また、利益という用語については、どのような資金提供者に帰属するものか、またはどのように測定されるべきかという点をあえて問わない中立的な意味で用いることにする。なお、本研究において、認識や測定などの領域を含み、財務諸表で表示される資本や利益などの会計数値を計算するレベルについては、「計算構造」という表記を用いる。

² ただし、収益と費用の概念の形成においては、伝統的に、実現や配分という基礎概念が用いられることに留意したい。これらの基礎概念は、期末時点の資本（期末資本）の測定額に影響を及ぼし、利益の計算構造を確定させる意味で重要な役割を果たすものである。

³ ここで、企業と企業の所有者との取引であるいわゆる資本取引が生じる場合、二時点間の資本の差分から、これらの取引による資本の変動分を除かなくてはならない。また、これらの取引による資本の変動分が企業活動の成果と努力である収益および費用と混同されないようにしなければならない。

⁴ 利益が資本を定めるという関係を説明する場合、将来の利益（フロー）を予測して、現在の資本（ストック）の価値を推定するという価値ベースの説明も一般的ではあるが、ここでは、財務諸表の構成要素に関する概念体系を前提とした説明に着目している。

くものであるといえる。

企業会計においては、資本と利益のこのような固定的な関係を前提に、それらの計算を行うための任意の経済主体の観点ないし立場に関連させて、資本と利益をどのような概念として成立させるかという点や、資本と利益に関する一定の概念的な構造を想定した場合に、認識や測定などに関する論点を扱ったうえで、どのような計算構造を成立させるかというような点が議論されてきた。まさに、企業会計においては、資本と利益に関する概念的な構造や、それらの計算構造がさまざまに論じられてきた。

たとえば、利益をどのような測定尺度（貨幣や物財）にもとづいて計算するかという問題意識のもと、資本の概念を測定尺度の面から定めて、利益の計算構造を論じたものに資本維持論をあげることができる。また、利益をどのような資金提供者に帰属するものとして計算するかという問題意識のもと、企業を取り巻く利害関係者の観点ないし立場から資本の概念を定めて、利益の計算構造を論じたものに会計主体論をあげることができる。このほか、財務諸表の構成要素のコアとなる資本と利益の概念が定められていることをベースにして展開される議論としては、所有者との取引（いわゆる資本取引）により生じる資本の変動をどのように会計処理するかという議論（たとえば拠出資本と留保利益の区別に関する議論）や、資本と利益の計算に影響を及ぼすような他の構成要素についての概念形成、認識、および測定に関する議論があげられる。

本研究では、これら資本と利益に関する議論のうち、とくに、ある範囲の資金提供者の持分（権益）⁵ないし請求権にもとづいて資本の概念を（負債の概念によらずに）積極的に定める議論、およびそのようにして定めた資本にもとづいて利益計算の仕組みを構想する議論、さらには、それらの議論に（資産と負債の）測定属性に関する論点を含めた利益の計算構造に関する議論や、財務諸表という枠組みを超えて行われる資本と利益に関する追加的な情報の提供に関する議論を研究の主たる対象として位置づける。以下では、本研究がこれらの議論を主たる対象として位置づける理由または背景としての問題意識を述べる。

(2) 本研究の問題意識

先に触れた点であるが、企業会計においてみられる、資本の概念を定めることにより利

⁵ 「持分」という用語は、発行金融商品の保有者としての資金提供者が有している投資先企業の資産に対する権益という意味で用いている。「資本」と「持分」という用語は、しばしば代替的に用いられることがあるが、本研究において「資本」は、原則として、概念的な構造において「利益の概念を形成するための基礎ないし尺度」という意味で用いている。また、本研究において「持分」は、とくに断りのない限り、「資本」を構成しうる権益や請求権としての意味で用いる。

益の計算構造や財務諸表の表示内容を構想するという議論は、古くは Paton and Stevenson (1918) に始まり 1950 年代に隆盛を極めた会計主体論にみることができる。会計主体論は、各種の利害関係者の立場にもとづいて、資本の概念とそれにもとづく利益の計算をさまざまに考えることができるという可能性を指摘したことで、利益の計算構造に関する多様性を示してきた。

その後、1970 年代後半から 1980 年代にかけて、米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board, 以下 FASB) によって公表された概念フレームワークにおいて、資本を、資産 (経済的便益) と負債 (経済的便益の犠牲) の差額「equity」として定義する考え方が示されるようになると、会計主体論にみられたような、資本の概念を特定の資金提供者の立場にもとづいて積極的に定めようとする考え方は、次第に後退していくことになる。資本を資産と負債の差額として定義する考え方は、構成要素の定義づけの方法としての資産負債アプローチ⁶に含まれる考え方である。Storey and Storey (1998) で説明されているように、資産負債アプローチは、資産および負債が (収益および費用に比べて) 他の構成要素を定義するにあたっての概念的な優位性を有しているということを主張するものである。当時の FASB は、このアプローチに依拠することにより、財政状態の表示内容を明確にしつつ、投資家の意思決定に有用な利益をどのような概念として形成するかという検討を行った。

しかしながら、株式オプションなどのデリバティブが、資金調達の手段のみならず報酬の提供や債務の決済などの手段としてさまざまな場面で用いられるようになると、2000 年代前後から、資本を差額概念「equity」として捉える考え方が問題視されるようになり、資本の概念を積極的に定める考え方が FASB によって改めて検討されるようになる。2006 年以降では、貸借対照表の貸方において、優先株式や株式オプションなどの特定の発行金融商品をどの貸方区分に分類するかという当時の会計基準がかかえる課題をふまえたうえで、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, 以下 IASB) と FASB によって、資本の概念形成に関する共同のプロジェクトが進められた。そのプロジェクトの成果物である FASB 予備的見解『資本の特徴を有する金融商品』(2007) では、資本の概念が有すべき特徴が検討されており、資本を差額概念として定める考え方よりも、それを積極的に定める考え方が重視されていた⁷。また、IASB と FASB の共同による概念フレームワ

⁶ 資産負債中心観とも呼ばれる。

⁷ もっとも、FASB 予備的見解 (2007) で支持されたアプローチは棄却され、その後、代替案が検討されるものの審議が中断されるに至る。2013 年 7 月に IASB から討議資料『財務報告に関する概念フレームワークの見直し』が公表されたが、そこでは、資本を資産と負債の差額「equity」として捉える考え方が改めて支持されている (IASB 2013, para. 5.2)。2018 年 5 月に

ーク・プロジェクトの成果物である IASB 概念フレームワーク『財務報告の目的』(2010a), FASB 概念書第 8 号『財務報告のための概念フレームワーク 第 1 章 一般目的財務報告の目的および 第 3 章 有用な財務情報の質的特徴』(2010a), IASB 公開草案『報告企業』(2010b) および FASB 公開草案『報告企業』(2010b) においては, どのような利害関係者を主たる情報利用者とみなして財務報告を行うか, どのような利害関係者の立場から財務報告の内容を構築するか, さらには財務報告の対象たる報告企業をどのような範囲として定めるかといった財務報告の目的や報告企業に関する議論が扱われており, そこでも, 資本の概念を定めることで利益の計算を構想する論点が暗黙的に扱われている⁸。

2013 年には, IASB によって, 負債と資本の定義に関する論点を含んだ討議資料『財務報告に関する概念フレームワークの見直し』(2013) が公表され, 2014 年には, 負債と資本の定義に関する IASB の取組みに資することを目的に欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group, 以下 EFRAG) から, 討議資料『請求権の分類』(2014) が公表されている。2018 年 5 月には, IASB から改訂版の『財務報告に関する概念フレームワーク』が公表され, そこでは負債と資本の二元的な区別が引き続き行われるべきであるということが示されている。しかしその一方で, 実務的な課題が関連するような, 負債と資本を区別する方法の検討については, 『資本の特徴を有する金融商品』プロジェクトに委ねる姿勢をとっている。この対応は, 実務的な課題からもたらされる負債と資本の定義の困難性を示唆するものである。その後, IASB は, 2018 年 6 月に討議資料『資本の特徴を有する金融商品』(2018b) を公表し, 実務的な課題としてあげられているいくつかの発行金融商品の取扱いについてさしあたりの解決策を提案している⁹。

公表された改訂版の IASB 概念フレームワークでも, 「equity」が差額概念であることが明示されている。

⁸ 山田 (2012) は, 財務報告の目的と報告企業に関する IASB および FASB による一連の公表物をふまえて, また Moonitz と Vatter の学説を取り上げて, 報告企業の観点 (エンティティの観点) を, 資本や利益を誰の立場から定めるかといった問題に関連させて検討している (pp. 11–24)。また, 岩崎 (2011) は, IASB および FASB によって提案された報告企業の考え方を, ① 会計目的, ② 会計対象, ③ 利益計算を行う立場 (会計主体) といった 3 つの視点から検討している (p. 81)。なお, エンティティの観点に対する解釈の問題については, その提唱者として知られる Paton の所説にもとづいて第 2 章で検討する。

⁹ 米山 (2019) は, IASB 討議資料 (2018b) において, IAS 32 が広く支持されているという事実認識などにもとづいて特定の解決策が与件とされるような議論が進められているという可能性について警鐘を鳴らしている。そのうえで, 負債と資本の区分をめぐる複雑な問題を単純なものへと還元するのに資するような分析枠組み, すなわち「企業会計を支えている基礎概念で広く受け入れられているものと整合的な枠組み」として, 負債と資本の区分は第一義的に(いまだコンセンサスは得られていないが)「誰を利益の帰属主体とみるのか」という観点から行われてきたこと, 金融商品に付される条件については独立処理と一体処理が想定しうること, さらには, たとえば権利行使される可能性が高い新株予約権のようなデリバティブは, 一連の取引を一体とみてデリバティブを資本に区分する余地が残されていることを指摘している (pp.

このように、資本をどのような概念として定めるか、またどのような方法のもとで定めるかという問題は、現行の概念フレームワークや会計基準における、いまだ解決をみない制度上の課題であると指摘することができる。2006年以降の議論においては、資本を積極的に定める考え方を重視する傾向が一時的にみられたが、これは、概念フレームワークや会計基準において資本を差額概念として消極的に定義する考え方を見直そうとする動きであった。このような見直しの背景には、株式オプションなどの条件付きで発行される請求権の利用拡大に関する懸念があったと思われるが、その根底には、企業会計の設計にかかわる大きな問題が存在していると思われる。すなわち、資本が差額概念として定められてしまうと、それがどのような発行金融商品から、また、どのような資金提供者の持分ないし請求権から構成されているかという点が不明確になる、という問題があげられる¹⁰。そして、資本の範囲が不明確になるという問題は、最終的には、企業会計における利益がどのような資金提供者に帰属するものとして計算されているかが不明確になる、という問題へとつながるおそれがある。

本研究の問題意識は、資本が差額概念として定められると、資本を構成する請求権の範囲が不明確となり、ひいては、資本のもとで計算される利益についても、どのような資金提供者に帰属するものなのかが不明確になる、というところにある。差額概念としての資本では、資本が非負債項目としての請求権から構成されることになり、その請求権の性質や特徴について一貫性を保持することができなくなる。また、持分（資産に対する權益）を保有する資金提供者の地位や立場も不明確になる。同時に、差額概念としての資本のもとで計算される利益についても、それがどのような資金提供者の地位や立場のもとで計算されているのか、また、どのような資金提供者に帰属する利益なのかが判然としなくなる。利益の帰属先が判然としない状況で、その利益を意思決定に利用することは難しくなる。とくに、利益を企業価値評価モデルのインプットとして利用する場合、それが評価対象を推定するためのインプットとして、はたして適切なかという点を改めて検討する必要がある。

100-101)。

¹⁰ もっとも、FASB 討議資料（1976）やその後公表された FASB 概念書第 6 号（1985）における説明や記述にもとづけば、差額概念としての資本に、残余としての株主の持分という意味を持たせていたという解釈も可能であろう。このような解釈は、差額としての残余が株主の持分ないし請求権で構成されるということを強調するが、残余の内容のすべてが明らかに株主の持分であるとは必ずしもいえない。

(3) 本研究がとる針路：なぜ資本の概念を積極的に定める考え方を検討するのか

ここでは、資本を積極的に定める考え方と負債を積極的に定める考え方のそれぞれの問題点を比較したうえで、本研究の問題意識に対するアプローチとして、なぜ資本の概念を（負債の概念によらずに）積極的に定める考え方を検討するのかということを述べる。

現代の企業会計においては、概念フレームワークという基礎的な枠組みにおいて資産の概念に構成要素の優位性が置かれている。このことを出発点にして、投資家の意思決定に有用な会計情報を提供するという観点から、利益の概念を形成させる方法が採用されている。確かにこの方法は、資産をキャッシュインフローに結実する具体的かつ現実的な事象として捉え、そこから利益の概念形成をはかるというシンプルで理解可能性が高い構造を有している。しかし、負債の概念も資産の考え方と整合させるという面からは（貸借対照表の貸方が負債区分と資本区分の貸方2区分からなることを前提とすれば）、資本の概念形成が、資産と負債の概念形成のあとに行われるという意味で二次的なものになる。すなわち、ここでの資本は、資産と負債の差額概念として定められることになる。この場合の差額概念としての資本は、非負債項目を範囲として成立するので、資本を構成する範囲は不明確になってしまう。これは、先に指摘したような資本を差額概念として成立させる場合の問題点である。

ただし、このような問題点は、資本を積極的に定める考え方のもとでも別の形で顕在化する。つまり、資産の概念形成という出発点のあとに、資本の概念を負債の概念によらずに積極的に定めようとするれば、資本の範囲が成立することにより、負債を構成する範囲が非資本項目として二次的に定められることになる。この場合に顕在化する問題点としては、資産と負債に関する概念上の整合性が損なわれる、ということがあげられる。たとえば、資本の範囲を狭義に定めた場合、負債の範囲に資産項目の犠牲が伴わないような項目が含まれてしまうということがあげられる。

このように、負債を先行して成立させるか、資本を先行して成立させるかのいずれであっても、結局のところ、企業会計の設計においては同様な問題を生じさせる可能性がある。すなわち、一方の概念を先行して成立させる場合に、他方の概念を補集合として同時に成立させてしまうということがあげられる。具体的には、負債を先行して定める場合には、資本が非負債項目から構成され、そこに暗黙的に保持されている資本本来の考え方に沿わない項目が資本の範囲に含まれてしまうこと、また、資本を先行して定める場合には、負債が非資本項目から構成され、そこに暗黙的に保持されている負債本来の考え方に沿わな

い項目が負債の範囲に含まれてしまう、ということがあげられる¹¹。仮に、このような方法で企業会計のシステムを設計しようとした場合、そこで想定される、暗黙的に保持される構成要素本来の考え方は、先行して積極的に定義された構成要素の補集合である差額概念に含まれることになり、通常は表立って概念フレームワークにおいて明示されることはないと考えられる。それら構成要素本来の考え方は、概念フレームワークの解釈やその説明を担う記述、さらには概念フレームワークの考え方から離れた例外的な会計処理を定める個別の会計基準の説明などにみることができる。

負債を積極的に定める方法を採用する現行の IASB 概念フレームワークと国際会計基準¹²のもとでいえば、そこで想定されているだろう資本本来の考え方については、まず株主の持分であること、ないしは株式という請求権の形式を有していることがあげられる。また、これに加えて、IAS 32 にみるような、特定の株式オプションを資本項目として分類する際の要件として用いられる「fixed for fixed condition」¹³をあげることができる。

討議資料などの検討段階の公表物で確認することができ、また、現行の国際会計基準において暗黙的に用いられている「fixed for fixed condition」の存在は、概念フレームワークの資本の範囲が非負債項目で構成されていることの問題点に対して、個別の会計基準を介して追加的に対応しているということの証左を示していると思われる。概念フレームワークにおける負債の定義を満たしていなくても、「fixed for fixed condition」を満たさない発行

¹¹ 他にも、負債または資本を積極的に定義することで、従来と異なる区分に区分変更を余儀なくされる項目が生じてしまう、ということがあげられる。たとえば、負債を積極的に定義することで、従来、資本区分に含まれていた優先株式が、負債の定義を厳密に満たすために負債区分に含まれるということが考えられる。もちろん、これが既存の問題に対する措置として、会計基準設定主体の意図に沿うものであればむしろ望ましい帰結であるが、厳密な定義を設けることによる意図しない強制的な区分変更が副作用として生じる可能性はある。このような場合には、後述するように既存の区分を維持するために例外的な規定を設けるということが考えられる。

¹² 正式には、「International Financial Reporting Standards」で国際財務報告基準と訳出されるが、本研究では、一般的な呼称としての「国際会計基準」を用いる。

¹³ 「fixed for fixed condition」は、IAS 32 において説明される、発行金融商品の資本区分への分類の要件であるとみることができる。これは、固定された対価と固定数の自社株式を交換するような発行金融商品を資本区分に分類するものである。この考え方が意図するところは、たとえば株式を保有することによる「所有」という状態（価値の動き方）と同じような性質を有する株式コールオプションを、株式と同様に資本項目として認めるというものである。また、株式プットオプションについても現物で決済される場合には、「fixed for fixed condition」を満たすため資本項目として扱われる。「fixed for fixed condition」が満たされる状況とは、所定の契約にもとづいて対価と固定数の株式が交換されることを意味するものであり、一種の資本取引が生じているものとして扱われていると思われる。なお、従来は、「fixed for fixed principle」と呼ばれていた。「fixed for fixed principle」や「fixed for fixed condition」といった表記は、正式に公表された概念フレームワークや個別の会計基準ではあまりみられない。これらの表記は、討議資料などの検討段階の公表物でよくみられる。

金融商品は、概念フレームワークから逸脱して負債に含まれることになる。具体的には、純額で株式決済されるプットオプションとコールオプションは、概念フレームワークにおける負債の定義を満たさないが、「fixed for fixed condition」を満たしていないため、負債区分に分類されている。

また、このような個別の会計基準による概念フレームワークの定義の調整は、米国会計基準においてもみられる。つまり、現行の国際会計基準や米国会計基準においては、資本の範囲を非負債項目で満たした場合に、資本の内容を追加的に整理するために、さまざまな考え方が個別の会計基準を通して成立している可能性がある。いずれにしても、財務諸表本体における資本と利益の計算・表示において、消極的に定められる差額概念に含まれてしまう項目で、その取扱いについて追加的な説明が求められるような項目（発行金融商品）への対応としては、概念フレームワークから逸脱するような例外的な会計処理を容認する個別の会計基準を公表していくということが考えられる。もっとも、これらの調整は会計ルールの実行可能性を担保する措置であり、通常でとられる対応策とみなせるものである。

個別の会計基準を公表して会計処理の調整をはかる方法の他にも、先行研究や会計基準設定主体の基準草案などでも示されているように、負債と資本のそれぞれの区分の内訳において、サブカテゴリーのような一段階レベルの低い区分を設けるという方法で対処する、ということも可能である。たとえば、負債の概念が資本の概念に依存して定められたとしても、負債区分の内訳において、資産の犠牲を生じさせるようなコアの債務項目とそうでない債務項目とを区別して表示するということが考えられる¹⁴。また、資本の概念を積極的に定めることにより、従来負債区分に含まれていた項目が資本区分に含まれることとなった場合にも、資本区分の内訳において特定の債務項目を表示するということが可能であろう。これらの方法も、負債と資本のうち、どちらか一方を先行して成立させる方法に伴う問題に対してのさしあたりの対応策と捉えることができる。

他方、IASB 概念フレームワークおよび FASB 概念フレームワークと異なり、資産と負債の差額概念の内訳で、資本の概念を積極的に定める方法も存在する。この方法を用いているのは、日本の企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan, 以下 ASBJ）が 2006 年に公表した討議資料『財務会計の概念フレームワーク』（以下、ASBJ 討議資料（2006a）とする）である。これは、日本における概念フレームワークである。ASBJ 討議資料（2006a）

¹⁴ 徳賀（2003）は、「負債確定アプローチ」について、「資本範疇に明確な資本と明確な資本ではないが負債ではない「準資本」とも呼ぶべきサブ・カテゴリーが生まれ」、また、「資本確定アプローチ」については、「負債範疇に明確な負債と明確な負債ではないが資本ではない「準負債」とも呼ぶべきサブ・カテゴリーが生まれることになる」としている（p. 19）。

においては、資産と負債の差額を純資産と定義し、その内訳で、純利益を計算するための基礎である株主資本が積極的に定められている。しかしながら、第3章で後述するように、ASBJ 討議資料（2006a）で示される二重の資本（株主資本と純資産）が生み出す利益の計算構造は、純資産のうちの非株主資本カテゴリーをつうじて、一方では実現・未実現の問題を扱い、他方では、株主と新株予約権者の地位を同一のものとして捉えるのか、それとも別々のものとして捉えるのか、というような新株予約権をめぐる問題（利益計算を行う観点ないし立場の問題）を扱っており、やや複雑な様相を呈している。これは、資産と負債の差額概念のなかで資本の概念を積極的に定める方法に付随する問題であると考えられるが、このような問題は、利益の計算構造を精緻に定めるにあたって不可避なものとなっている。ただ、ASBJ 討議資料（2006a）のこのような取組みは、概念フレームワークという基本的な枠組みが求められるような企業会計の階層レベルにおいて複雑な構造をもたらすことになっている。

本研究では、資本の概念を積極的に定める方法のうち、資産と負債の差額概念の内訳で資本を積極的に定める方法ではなく、資本の概念が定められたあとに、資本の概念に依存して負債の概念が消極的に定められる方法にもとづいて議論を展開する。その理由としては、第1に、資本を積極的に定める方法が、すでに述べたような本研究の問題意識に対して直接的に解決可能な方法であると考えられるからである。すなわち、資本を積極的に定めることで、資本の概念がある範囲の資金提供者の持分ないし請求権にもとづいて明らかにされ、さらに計算される利益についても、どの資金提供者に帰属するものなのかという点が明らかにされるからである。資本を積極的に定めるという考え方は、企業会計の設計において、一組の資本と利益の計算を行うというシンプルで明確な仕組みを担保する原則的な考え方であるとみられる。さらに、この考え方のもとでは、帰属先が明らかな資本と利益という会計情報を提供することになるから、情報利用者による企業価値評価という側面においても有益であると考えられる。このように、本研究においては、資本の範囲が明らかとなるような、資本の概念を積極的に定める方法に注目し、このような方法のもとで利益計算の仕組みに関する議論を展開する。

第2に、すでに述べたような、資本の概念を積極的に定める方法に伴って、負債が非資本項目から構成されてしまう問題については、現状にみられるような、負債を積極的に定めることから生じる課題と同様に、対処できる可能性があると考えられるからである。個別の会計基準の公表をつうじて事後的に特定の項目に関する会計処理を定めることや、負債区分の内訳などでコアの債務項目を表示する方法が考えられ、資本を積極的に定める方法に伴う問題点を緩和できる可能性がある。

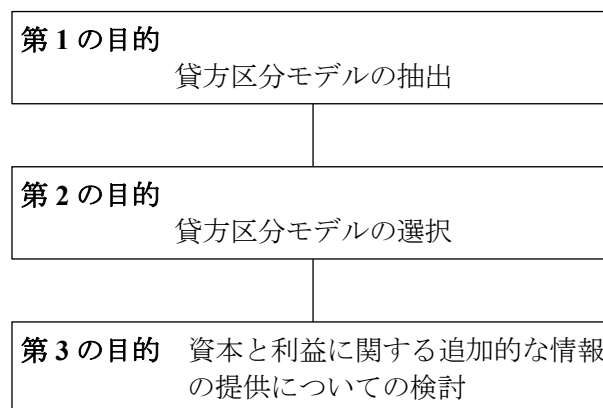
資本を積極的に定める方法は、現行の IASB 概念フレームワークおよび FASB 概念フレームワークが採用する方法と異なる方法であり、これにもとづいて議論を展開することは、財務諸表の構成要素に関する概念体系の形成についてより発展的な構想を模索することにつながると考えられる。つまり、資本の概念を積極的に定める考え方を前提にしたとき、どのような資本の概念を想定することができるのか、また、どのような利益計算の仕組みを構想することができるのかという点を検討することができ、このことに意義を見いだすことが期待できる。

現状の国際会計基準や米国会計基準にもとづいた負債と資本の区別に関する議論は、負債を積極的に定める考え方を推し進めてみた帰結を議論している可能性がある。現状とは異なるアプローチを議論することで、現状と対照的な議論から会計基準論に対するインプリケーションを得ることが期待できる。

2 研究の目的

本研究は、以上のような問題意識や背景をふまえたうえで、次のような3つの主要な目的を設ける（図表 序-1）。

図表 序-1 本研究の目的



本研究の第1の目的：貸方区分モデルの抽出

本研究の第1の目的は、認識や測定に関する論点を捨象¹⁵したうえで、資本の概念を積極的に定める考え方のもと、どのような利益計算の仕組みを構想することができるか、ということを検討することにある。具体的には、さまざまな資金提供者の持分ないし請求権

¹⁵ ここでは、認識や測定に関する細かな争点を取り上げることはせず、ベンチマークとして名目資本や取得原価を想定することを意味している。

にもとづいて、いくつかの資本の概念を検討し、そのうえで利益計算の仕組みに関する基本類型としての貸方区分モデルを複数抽出する。貸方区分モデルでは、資本が積極的に定められ、負債が差額概念として定められる。貸方区分モデルを抽出することにより、資本の概念を積極的に定める考え方にもとづいて、企業会計における利益計算の多様性を示すことができる。

会計主体論が活発に論じられた 1950 年代当時において、議論の対象として明示的に扱われなかった株式オプション(自社株式を対象としたコールオプションやプットオプション)を、本研究では主要な論点として議論の対象に含めているという点がとくに特徴としてあげられる。また、貸方区分モデルを構想するにあたっては、資本の範囲を形成する請求権の保有者(資金提供者)が自己の請求権に帰属する価値を推定できるような一組の資本と利益の会計情報を提供すること、すなわち価値推定のニーズを満足させることを構想の根幹として重視している。資金提供者による価値推定のニーズを満足させることを念頭においた、利益計算の多様性に関する議論は、1950 年代当時の会計主体論において明示的に取り上げられていなかったと思われる。このような意味で、貸方区分モデルを抽出する議論は、会計主体論からの発展的な議論として位置づけることができる。

また、貸方区分モデルは、資本の概念を積極的に定める考え方のもとで、利益計算の仕組みについての基本類型を示すものであるから、現行の企業会計を検討する際の分析軸として用いることができる。たとえば、現行の企業会計における貸方区分の考え方や、会計基準で示されている株式オプションなどの会計処理の特徴が、概してどの貸方区分モデルに当てはまるのかという検討を行う際の尺度として用いることができる。貸方区分モデルを抽出するにあたり、認識や測定の論点を捨象するのは、現行の企業会計において構想することが可能な利益計算の仕組みについてシンプルな基本類型を提示するためであるとともに、貸方区分モデルを、現行の企業会計の特徴を検討するための簡素な分析尺度として位置づけるためである。

本研究の第 2 の目的：貸方区分モデルの選択

ついで、本研究の第 2 の目的は、抽出した貸方区分モデルのうち、どのような要因にもとづいて、どのような貸方区分モデルを選択することができるのかということを検討することにある。

貸方区分モデルを選択する要因としては、企業会計における内在的な要因と外在的な要因をあげることができる。まず、企業会計における内在的な要因としては、利害関係者のなかでも、投資家を主たる情報利用者として想定して、彼らの情報利用目的を満たすとい

うことがあげられる。とくに、企業価値またはそれを構成する発行金融商品の価値推定のニーズを満たすという要因をあげることができる。情報利用者の情報利用目的を満たすという要因は、企業会計の情報提供機能の観点から説明可能なものであり、企業会計に本来内在する貸方区分モデルの選択要因であるとみなすことができる。次に、外在的な要因としては、日本の企業会計制度（会計基準などの会計規範および法令にもとづく会計規定）の現状をふまえると、企業会計の資本に影響を及ぼしうるものとして会社法をあげることができる。企業会計における資本の会計処理や表示、さらには利益計算については、従来から会社法の規定に照らしてさまざまな議論が展開されてきている。企業会計制度という枠組みのもとで、企業会計が法令からの要請を受け入れて、当該法令の目的の達成にも寄与しなければならないということを前提とするとき¹⁶、会社法は、貸方区分モデルを選択するときの外在的な要因となりうる¹⁷。本研究では、第2の目的として、このような内在的な要因と外在的な要因にもとづく貸方区分モデルの選択に関する議論を展開する。

本研究の第3の目的：資本と利益に関する追加的な情報の提供についての検討

本研究の第3の目的は、資本と利益に関する追加的な情報を提供する報告様式を検討することにある。第3の目的における検討は、財務諸表本体という枠組みをつうじた情報提供だけでは不十分であるという第2の目的の検討から生じる問題意識にもとづいている。

具体的に、第3の目的においては、情報利用者による発行金融商品の価値推定のニーズをより満足させるという観点から、資本と利益に関する追加的な情報を財務諸表本体以外の注記その他の手段をつうじて提供することを検討する。また、第3の目的においては、財務諸表という枠組みのなかで、企業会計が独自の考え方を採用した場合に、従来から行

¹⁶ 他方で、企業会計が会社法からの要請に応じることができないという状況も考えられる。これには、財務諸表という枠組みのなかで、企業会計が独自の考え方にもとづいた方法を採用する結果、会社法における資本の表示に関する要請に応じることができなくなるという状況や、企業会計が会社法との融和的な関係を有する日本会計基準から離れて、それと異なる会計基準を完全に採用することになった場合が考えられる。

¹⁷ 会社法の観点から、利益計算の仕組みとしての貸方区分モデルを選択する議論は、企業会計の利害調整機能にかかわるものと捉えることができる。企業会計の資本にかかわる論点には、利害調整機能の観点から扱われるものも少なくない。たとえば、情報提供機能の観点から提示される利益は、経営者による受託責任の解明や契約の作成に利用されることがあり、これは利害調整機能に関する論点として扱われている。また、情報提供機能の観点から資本の表示が行われるが、この資本も債務契約の作成や標準的な契約としての会社法において用いられている。企業会計の情報提供機能は、副次的に利害調整機能にも関連していることがよく知られている。本研究は、情報提供機能の観点から、企業会計における貸方区分モデルの選択に関する議論を展開するとともに、会社法による利害調整の観点から、企業会計における貸方区分モデルの選択に関する議論を展開する。とくに後者の議論では、企業会計が、会社法の利害調整に与するような貸方区分モデルを選択するという論点を扱う。

われてきた分配可能額の算定に関する情報の提供を維持するという観点から、分配可能額の算定に関する情報を財務諸表本体以外の注記その他の手段をつうじて提供することを検討する。

3 研究の展開方法

本研究は、貸方区分モデルの抽出、企業会計の内在的な要因と外在的な要因にもとづく貸方区分モデルの選択、資本と利益に関する追加的な情報の提供に関する議論を展開するにあたり、次のような枠組みに依拠する。

(1) 貸方区分モデルを抽出する議論の枠組み

本研究では、資本と利益の概念、さらには利益の計算構造に関する議論を主として扱う先行研究（会計基準やその草案も含む）を概観することをつうじて、また、可能な限り簡素な前提条件に依拠することで、貸方区分モデルを複数抽出する。

まず、資本の概念を定めて利益の計算構造を構想するような一般的な議論をいくつかの先行研究にもとづいて概観する。次に、これら先行研究における議論を参考にして、また、「資本は利益計算の基礎である」という企業会計の原理に依拠して、ある一定の範囲の資金提供者の持分ないし請求権にもとづいて資本の概念を積極的に定め、さらにその資本の概念のもとで成立させることができる利益計算の仕組みを貸方区分モデルとして類型化する。より具体的には、（財務活動のもとで生じる）普通株式、優先株式¹⁸、自社株式を対象とするコールオプション（以下、コールオプション）、自社株式を対象とするプットオプション（以下、プットオプション）¹⁹、および社債という5つの基本的な発行金融商品を想定するうえ、これら発行金融商品の保有者をグルーピング²⁰することにより、下記の**図表 序-2**で示すような5つの利益帰属者（資金提供者グループ）と彼らの持分から構成される5つの資本の概念を想定する²¹。

¹⁸ ここでは、普通株式以外の種類株式のなかでも、とくに会社財産の分配をめぐる優先劣後の関係からしばしば議論の対象として取り上げられることがある優先株式をあげている。

¹⁹ コールオプションとプットオプションの両方を含めた場合には株式オプションと呼称する。

²⁰ 資金提供者のグルーピングは、第6章で示すように、発行金融商品の発行目的や法的性格、さらにはそれら保有者が享受できるペイオフの変動の仕方などに着目して行う。

²¹ 株主の持分と株式オプション保有者の持分にもとづいて資本の概念を捉える考え方は、株式オプションの価値が株式の価値に直接的に連動するという点に着目するものであり、株式の価値と正の相関を有するコールオプションのみならず、負の相関を有するプットオプションも株式とともに資本に含める考え方である。

図表 序-2 利益帰属者と資本の概念

発行金融商品の種類		利益帰属者	資本の概念
	普通株式	普通株主	普通株主の持分
	株式 (普通株式と優先株式)	株主 (普通株主と優先株主)	株主の持分 (普通株主と優先株主の持分)
	株式とコールオプション	株主と コールオプション保有者	株主の持分と コールオプション保有者の持分
	株式と株式オプション (コールとプットを含む)	株主と 株式オプション保有者	株主の持分と 株式オプション保有者の持分
すべての発行金融商品 (株式・株式オプション・社債)		すべての資金提供者	すべての資金提供者の持分

このような5つの資本の概念を想定する理由は、すでに述べたように、会計主体論で従来から論じられてきた株式や社債に加え、2000年代前後から貸方における発行金融商品の分類に関する会計問題のうち主たる検討課題として取り上げられてきた売建て株式オプションを明示的に取り扱うためである。また、ここでいう「利益帰属者」における「利益帰属」とは、必ずしも配当に限定されない、利息の受取りも含めた企業価値の分配に与ることができる、または発行金融商品の取得・保有・売却（決済）をつうじて企業価値の分配に与ることができる地位を指している。本研究では、そのような「利益帰属」という地位にあって、とくに「利益計算を行う観点ないし立場」としてのある一定の範囲の資金提供者を「利益帰属者」と呼称する。

本研究においては、以上のような資本の概念を基礎にして構想できるそれぞれの利益計算の仕組みを貸方区分モデルとして定義する。各々の貸方区分モデルにおいて、資本の範囲に含まれない発行金融商品は非資本を構成することになり、結果的に、それら発行金融商品に関する利子の支払額や決済差額などは利益の計算要素²²として取り扱われることになる。また、本研究においては、貸方区分モデルにおける非資本を負債とみなすこととする²³。貸方区分モデルを抽出するにあたり、負債の概念に優先して資本の概念を積極的に定める考え方に依拠する主な理由は、すでに述べたとおり、資本を構成する持分ないし請

²² 「利益の計算要素」という用語は、純利益を構成する要素である損益のみならず、包括利益を構成する要素であるその他の包括利益も含める意味で用いている。

²³ 貸方区分モデルのもとでの貸借対照表における貸方区分の形態としては、資本区分と非資本区分としての負債区分からなる貸方2区分を前提とする。したがって、本研究で想定する発行金融商品の保有者（資金提供者）すべての持分にもとづいて資本の概念を捉える考え方のもとでは、負債は、主に営業債務項目や非金融負債項目から構成されることになる。

求権の種類を特定することにより、利益を一会計期間における特定の持分の変動分（資本取引による変動分を除く）として定義することができるという点を重視するためである。さらに、貸方区分モデルについては、現行の企業会計を検討する分析軸としての役割も有しているため、特定の認識基準および測定基準をあえて想定していないこととする。

(2) 貸方区分モデルを選択する議論の枠組み

すでに述べたように、本研究の第2の目的は、貸方区分モデルの選択に関する議論を展開することにある。本研究においては、貸方区分モデルの選択要因として、主たる情報利用者の情報利用目的を満たすという内在的な要因と、会社法という外在的な要因をあげる。以下では、それぞれの要因にもとづいて貸方区分モデルを選択する議論の枠組みを提示する。

企業会計の内在的な要因からの選択

情報利用者の情報利用目的を満たすという内在的な要因を取り上げるにあたり、まず、投資家を想定して彼らの意思決定の中心にある企業価値評価モデルにおいて、資本と利益に関する情報がどのような役割を果たすかを概観する。ここでは、資本と利益という会計情報が、企業価値を推定するにあたっての利便性の高い基本的な情報ソースであることを確認する。ついで、概念フレームワークにおける財務報告の目的に関する議論を概観する。ここでは、財務報告の目的と主たる情報利用者の情報利用目的に関して先駆的な議論を示してきた FASB 概念書第1号（1978）を参考にして、とくに主たる情報利用者を想定してその情報利用目的を満足させるという構想が、財務報告の目的のコアを形成すること、さらには利益の計算構造についての大枠を定めるための基礎であることを指摘する。これらの確認作業を行うことにより、企業会計における貸方区分モデルの内在的な選択要因として、主たる情報利用者としての投資家の意思決定モデルを前提に、彼らの情報利用目的とくに価値推定のニーズを満足させるという要因をあげる。

ついで、このような企業会計における内在的な要因にもとづいて、貸方区分モデルの選択に関する議論を展開する。ここでは、主たる情報利用者としての投資家が自らに帰属する価値を推定するニーズを有しているという見方を前提に、彼らの価値推定のニーズを満足させるような貸方区分モデルはどのような区分モデルかという議論を展開させる。本研究においては、このような議論をつうじて、企業会計の内在的な要因にもとづく貸方区分モデルの選択問題を扱うこととする。もっとも、ここでの議論においては、主たる情報利用者の情報利用目的を満たす情報が、広範な情報利用者の情報ニーズにも適合しうるとい

うことに留意したい。

会社法という外在的な要因からの選択

会社法という企業会計の外在的な要因から貸方区分モデルを選択する議論を行うにあたっては、まず会社法のもとで株主の有限責任制が採用されていることの背景をはじめ、有限責任制に起因して生じうる株主と債権者の利害対立を会社法が対処することの意味などの一般論を確認する。ついで、会社法の目的（株主と債権者の利害調整）をふまえたうえで、当該目的を達成するための手段である資本制度および分配規制について検討を行う。これらの作業をつうじて、会社法が企業会計に対してどのような要請を生じさせるのかという点に着目する。会社法からの要請が企業会計において貸方区分モデルを選択するための直接的な要因と考えられるからである。

さらに、企業会計と会社法はそれぞれ異なる目的を有しているものの、日本の企業会計制度においては、(両者からの影響を受ける)資本の会計処理および表示について調整がなされており、このような現状についても検討を行う。仮に、日本の企業会計制度における資本の会計処理および表示が、企業会計と会社法の両方の立場にもとづいて高度な水準で調整されている状況が確認されれば、外在的な要因にもとづく貸方区分モデルの第1の選択肢に、株主の持分を資本として捉える考え方をあげることができる。

以上のように、本研究では、企業会計がそれ自身の目的のみを達成すればよいというシンプルな前提条件から離れて、会社法という外在的な要因にもとづいて、具体的には、会社法の要請を満たすという観点から、企業会計がどのような貸方区分モデルを選択することができるかという議論を展開させる。

(3) 資本と利益に関する追加的な情報の提供を検討する議論の枠組み

すでに述べたように、本研究の第3の目的は、財務諸表本体という枠組みをつうじた情報提供だけでは不十分であるという問題意識をふまえて、資本と利益に関する追加的な情報の提供を検討することにある。

財務諸表本体以外の注記その他の手段をつうじて、情報利用者による価値推定のニーズを満足させるという観点から、資本と利益に関する追加的な情報を提供するということを検討するにあたり、まず、財務諸表本体以外の情報としてどのような情報が求められきたのかということを検討する。具体的には、米国会計基準や国際会計基準においてみられた株式決済されるオプションの取扱いをめぐる対応にもとづいて、株式決済されるオプションなどの決済差額に関する情報について大きな関心が向けられてきたことを指摘する。次

に、そのような情報のニーズが存在しているとした場合に、現行の会計基準とくに国際会計基準と日本会計基準をベースにして、どのような報告様式をもって価値推定に資する追加的な情報を提供することができるのかということを検討する。また、本研究の第2の目的である貸方区分モデルの選択に関する議論をうけて、貸方区分モデルをベースにして、どのような報告様式をもって価値推定に資する追加的な情報を提供することができるのか、ということも検討する。

さらに、本研究の第3の目的には、財務諸表本体以外の注記その他の手段をつうじて分配可能額の算定に関する情報を提供するということもあげた。

本研究で検討する貸方区分モデルは、企業会計における源泉別の考え方に従い、発行金融商品の種類別計上を前提としている。つまり、会社法概念としての資本金や準備金に相当する項目の利用を想定していない面がある。財務諸表において会社法の資本の計数に関する項目が利用されない場合、従来から提供されてきた剰余金の金額に相当する分配可能額についての情報が提供されないという状況が想定される。企業会計制度においては従来から剰余金の金額に関する情報が提供されてきたという経緯をふまえると、企業会計が財務諸表においてそれらの情報を提供できないのであれば、ディスクロージャー制度という枠組みのなかでそれらの情報が提供されるよう対応をとる、ということが考えられる。

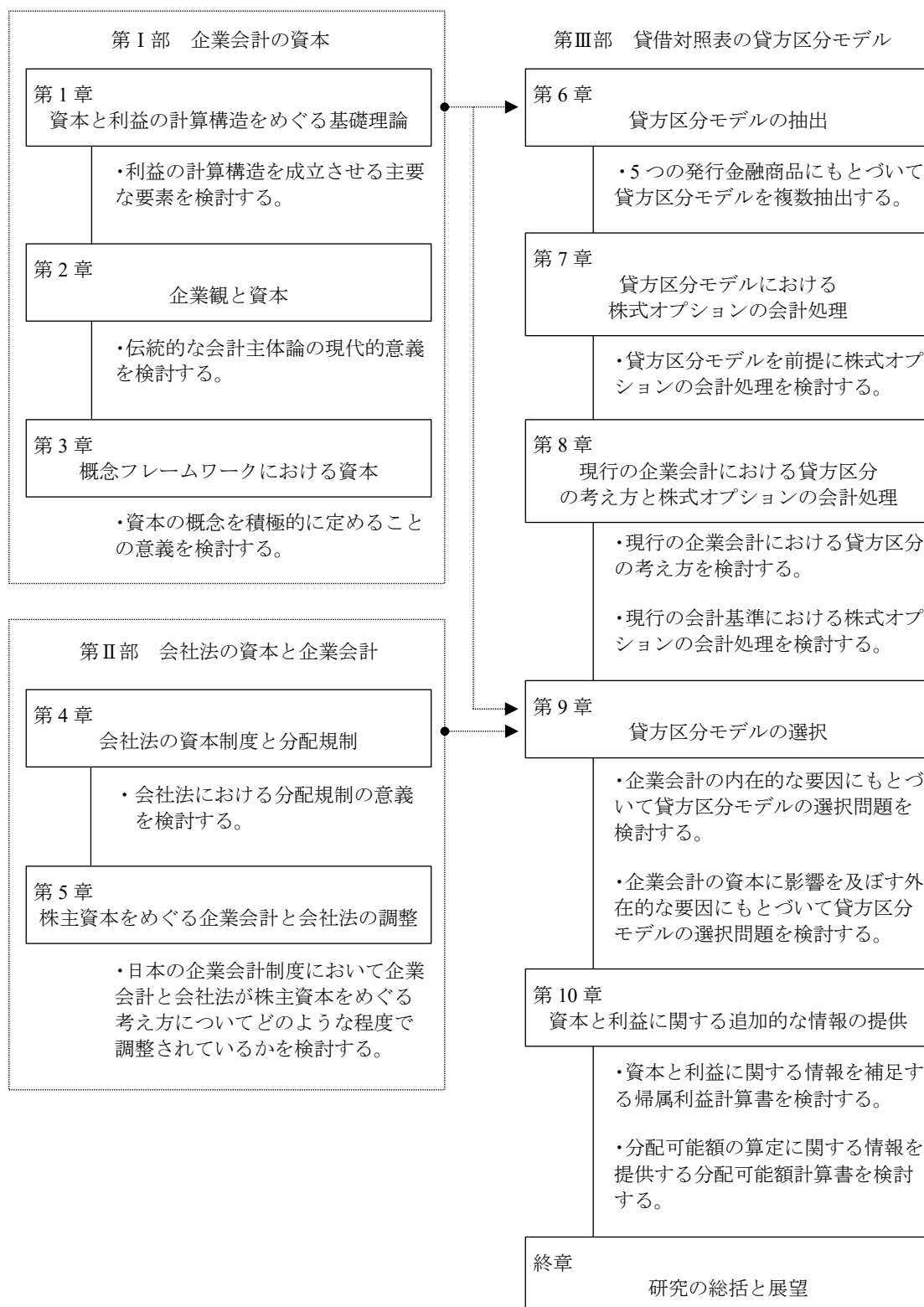
本研究では、このような問題意識のもとで、財務諸表本体以外の注記その他の手段をつうじて、分配可能額の算定に関する情報を提供する方法を検討する。分配可能額の算定に関する情報を提供するにあたり、まず、財務諸表本体以外の手段として一定の報告様式を想定する。次に、発行金融商品の種類別計上において用いられる項目を、どのような様式をつうじて、分配可能額の算定に関する情報として提供するかということを検討する。たとえば、財務諸表において表示されている資本の項目（発行金融商品の種類別計上を行うための科目）の内訳において、分配可能額の算定に関する情報を表示するということが考えられる。本研究はこのような検討を通して、分配可能額の算定に関する情報を提供するような報告様式を検討する。

第2節 研究の構成と概要

1 研究の構成

本研究の構成は、**図表 序-3**のとおりである。

図表 序-3 本研究の構成



第Ⅰ部では、貸借対照表の貸方区分モデルを複数抽出するための基礎的な検討を行う。また、企業会計の内在的な要因から貸方区分モデルを選択することに関連する基礎的な理論を検討する。

第Ⅰ部の構成として、第1章では、資本と利益の計算構造に関する基礎理論を検討する。第2章では、先行研究において示される伝統的な会計主体論の意義を検討する。第3章では、概念フレームワークにおける資本を検討する。

第Ⅱ部では、企業会計の外在的な要因としての会社法について基礎的な検討を行う。

第Ⅱ部の構成として、第4章では、会社法における利害調整手段としての資本制度および分配規制の意義を検討する。第5章では、企業会計と会社法との間で株主資本の会計処理や表示がどのような程度で調整されているかを検討する。

第Ⅲ部では、第Ⅰ部の議論にもとづいて貸方区分モデルを複数抽出する。また、第Ⅰ部と第Ⅱ部の議論にもとづいて、企業会計の内在的な要因と外在的な要因から貸方区分モデルを選択する議論を展開する。さらに、資本と利益に関する追加的な情報を提供する報告様式を検討する。

第Ⅲ部の構成は、次のようになる。第6章では、貸方区分モデルを複数抽出する。第7章では、貸借対照表における貸方区分の会計問題として注目される株式オプションを取り上げて、貸方区分モデルを前提にした株式オプションの会計処理を検討する。第8章では、現行の企業会計における貸方区分の考え方を検討する。また、現行の会計基準における株式オプションの会計処理を検討する。第9章では、情報利用者による価値推定のニーズを満たすという企業会計の内在的な要因と、会社法という外在的な要因から、貸方区分モデルを選択する議論を展開する。第10章では、資本と利益に関する追加的な情報の提供を検討する。最後に、終章において本研究を総括し、今後の検討課題を示す。

2 研究の概要

(1) 「第Ⅰ部 企業会計の資本」の概要

第1章では、企業会計における資本と利益の形式的な関係に実質的な意味づけを行う一般論として、資本の測定尺度（貨幣や物財）にもとづいて利益の計算を構想する資本維持論、資本の測定尺度と資産の測定属性の組合せにもとづいて利益の計算を構想する議論、さらには、ある一定の範囲の資金提供者から構成される利益帰属者という立場を想定することを基礎に、貸方における発行金融商品の分類にもとづいて利益の計算を構想する議論を概観する。ここでは、これらの議論を概観することにより、資本の測定尺度、資産の測定属性、および利益帰属者の範囲という3つの要素が、企業会計における利益の計算構造

を成立させて明確化させる重要な役割を果たしていることを指摘する。

第2章では、いくつかの個別具体的な先行研究にもとづいて会計主体論を概観する。具体的には、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922), Seidman (1956), Li (1960a), Husband (1954), ならびに Staubus (1961) において示される議論を、企業観、利益計算を行う観点ないし立場としての利益帰属者、さらには利益計算の基礎（資本）といった諸側面から概観する。ここでは、これら先行研究において示される議論をふまえて、現代の企業会計において捉えられる会計主体論の意義を検討する。

第3章では、概念フレームワークにおける利益観のもとで、資本が差額概念として定義されることの問題点について検討を行う。具体的には、FASB 討議資料 (1976), FASB 討議資料 (1990), および SFAS 150 (2003) などを取り上げて、資本が差額概念として定義された背景や、差額概念としての資本に向けられてきた批判を検討する。また、日本の概念フレームワークに相当する ASBJ 討議資料 (2006a) を概観して、資本の概念を積極的に定めることの意義を検討する。そのうえで、企業会計の資本が他の概念に従属して消極的に定められることを問題点として指摘し、とくに概念フレームワークにおける資本は、他の概念に従属して消極的に定められるのではなく、他の概念から独立して、それに含まれる資金提供者の持分（権益）ないしは請求権が識別されたうえで積極的に定められることが望ましいという点を指摘する。

(2) 「第Ⅱ部 会社法の資本と企業会計」の概要

第4章では、日本の会社法（法務省令を含む）における株主の有限責任制、その有限責任制に起因して生じうる利害対立を調整する手段としての資本制度、さらにはその資本制度に基礎を置く分配規制について検討を行う。これらの検討をつうじて会社法における債権者保護制度の現状を確認したうえで、会社法における分配規制の意義を指摘する。

第5章では、日本の企業会計制度における株主資本の表示と、株主資本の変動に関する会計処理を、「払込資本と留保利益の区別」の考え方にもとづいて検討を行い、企業会計（会計基準）と会社法が株主資本をめぐる考え方についてどのような程度で調整されているかを検討する。ここでは、とくに現行の企業会計制度における株主資本に関する諸規定において、企業会計の原則的な考え方としての「払込資本と留保利益の区別」が、どのような程度で遵守され用いられているかに着目する。

(3) 「第Ⅲ部 貸借対照表の貸方区分モデル」の概要

第6章では、第Ⅰ部における検討内容をふまえて貸方区分モデルを複数抽出する。具体

的には、資本の概念を独立して積極的に定める考え方にもとづき、5つの基本的な発行金融商品（普通株式、優先株式、コールオプション、プットオプション、および社債）の保有者（資金提供者）をグルーピングすることで、5つの資本の概念を想定し、そのような資本の概念にもとづいて成立させることができる利益計算の仕組みを貸方区分モデルとして類型化する。

つづく第7章と第8章では、近年、ストックオプションを中心に注目される株式オプションを取り上げて、貸方区分モデルのもとで想定される株式オプションの会計処理と、現行の企業会計における株式オプションの会計処理を検討する。

具体的に、第7章では、利益計算の仕組みとしてシンプルな構造を有する貸方区分モデルのもとで株式オプションの会計処理を検討する。ここでは、とくに株式オプションに関するペイオフ（当初企業に払い込まれたプレミアムと決済時点のオプションの時価との差額）を認識する場合、その株式オプションの貸方における分類が当該ペイオフの取扱いにどのような影響を及ぼすのか、また、そもそも当該ペイオフを認識する根拠としてはどのようなものが考えられるのか、さらには、当該ペイオフを認識することの積極的な意義をどのように説明することができるのかを検討する。

第8章では、現行の企業会計における貸方区分の考え方、すなわちASBJ討議資料(2006a)および日本会計基準における貸方区分（ASBJにおける貸方区分）、FASB概念フレームワークおよび米国会計基準における貸方区分（FASBにおける貸方区分）、ならびにIASB概念フレームワークおよび国際会計基準における貸方区分（IASBにおける貸方区分）を概観して、それら3つの貸方区分の考え方を検討する。また、日本会計基準、米国会計基準、および国際会計基準のもとで定められている株式オプションに関する会計処理を検討する。とくに日本会計基準、米国会計基準、および国際会計基準のもとで定められる、現物決済される株式オプションに関する会計処理に着目し、その貸方区分における取扱いとともに、それが決済されるにあたってどのような測定属性が用いられているかを検討する。これらの検討をつうじて、現行の企業会計における貸方区分の考え方にみられる特徴や、現行の会計基準における株式オプションに関する会計処理の特徴を指摘する。

第9章では、企業価値の推定における資本と利益という会計情報の役割と、財務報告の目的を設定する際に主たる情報利用者を想定することの重要性を確認する。ついで、貸方区分モデルを選択する要因として、価値推定のニーズを満足させるという企業会計における内在的な要因と、企業会計の資本に影響を及ぼすような会社法という外在的な要因をあげる。そのうえで、これらの要因にもとづく貸方区分モデルの選択に関する議論を展開する。

第 10 章では、財務諸表という枠組みを超えて行われる、資本と利益に関する追加的な情報を提供するための報告様式について検討を行う。具体的には、国際会計基準をベースにした場合と、日本会計基準をベースにした場合に分けて、それぞれで、各資金提供者グループに帰属する利益を段階的に提示する帰属利益計算書を検討する。さらには、貸方区分モデルの議論をふまえて、本研究で扱う 5 つの資本の概念を基礎にした複数組の資本と利益を提示する帰属利益計算書を検討する。また、第 10 章では、企業会計が財務諸表本体において独自の考え方を採用する場合を想定して、分配可能額の算定に関する情報を提供する分配可能額計算書を検討する。

最後に、終章では、第 I 部から第 III 部の内容を総括し、本研究の結論とインプリケーションを示す。また、今後の検討課題を示す。

第 I 部 企業会計の資本

第 1 章 資本と利益の計算構造をめぐる基礎理論

第 1 節 はじめに

序章で述べたように、企業会計における資本と利益は、その概念的な構造において、一方が定められれば、他方が定められるという関係にある。資本と利益のこのような関係は、二時点間の資本（ストック）の差分が利益（フロー）として捉えられること、また、会計期間が終了するごとに、利益（フロー）の累積部分が次第に資本（ストック）を構成していくこととして形式的に説明することができる。資本と利益についてこのような見方を採用するとき、資本と利益の概念を定めることは、両者における形式的な関係に実質的な意味づけを行うことであると捉えることができる。本章は、資本と利益の形式的な関係に実質的な意味づけを行おうとする議論として、資本の測定尺度（貨幣や物財）にもとづいて利益の計算を構想する資本維持論、資本の測定尺度と資産の測定属性の組合せにもとづいて利益の計算を構想する議論、さらには、ある一定の範囲の資金提供者から構成される利益帰属者を想定することを基礎に、貸方における発行金融商品¹の分類のもとで利益の計算を構想する議論を概観する。

本章の構成は、次のようになる。まず、第 2 節においては、一般論としての資本維持論を概観することにより、資本の測定尺度にもとづいて成立する利益の計算構造を確認する。ついで第 3 節では、資本維持論が、資産の測定属性の選択に関する論点を含めて論じられてきたことをふまえ、資本の測定尺度と資産の測定属性の組合せによって成立する利益の計算構造を確認する。さらに、第 4 節では、ある一定の範囲の資金提供者から構成される利益帰属者という立場をいくつか想定して、彼らの持分を資本区分に分類するような発行金融商品の分類のもとで成立する利益の計算構造を確認する。第 5 節においては、第 2 節、第 3 節および第 4 節で確認した資本の測定尺度、資産の測定属性、および利益帰属者といった要素が、利益の計算構造を成立させて明確化させる基礎的な要素であることを指摘する。第 6 節では、それら 3 つの要素の組合せによって成立する多様な計算構造の可能性を確認する。第 7 節では、本章を総括する。

¹ 「発行金融商品」という用語は、買掛金などの営業債務や引当金などのいわゆる非金融負債を含めずに、株式や社債などの企業の財務活動のもとで発行される金融商品を想定して用いている。

第2節 資本維持論

企業会計における伝統的な資本維持論は、そもそもインフレーションなどの物価変動の状況下において、適正な資本維持を念頭に置くような期間利益計算を論じるものである。今日においては、制度上、名目資本維持が前提とされ、資本の測定尺度の選択に関する論争については一応終止符がうたれているが、資本維持論を概観することは、資本の概念を想定して利益の計算構造を構想するという基本的な論点を確認するうえで有益であると考えられる。本節では、物価変動時における期間利益計算の適正化という資本維持論本来の問題意識から離れることになるが、資本の概念およびそれにもとづいて成立する利益の計算構造に関する論点を確認するために、一般論としての資本維持論を概観する²。

1 3つの資本維持の考え方

資本維持論において、期末資本から差し引かれる期首資本（資本取引調整済み）は、期間利益を計算するための基礎ないし尺度という意味で、一般に、維持すべき資本と呼ばれている³。資本維持論における維持すべき資本の考え方には、通常、次の3つがあげられる。

第1に、資本を貨幣そのものとみなし、期首の貨幣量を期末における維持すべき資本として捉える考え方があげられる。このような維持すべき資本は、資本の測定尺度として名目貨幣を用いるものであり、名目資本と呼ばれている。第2に、資本を貨幣の実質的な価値とみなし、期首における貨幣量を期末時点の購買力にもとづいて測定し直したものを維持すべき資本として捉える考え方があげられる。このような維持すべき資本は、資本の測定尺度として実質貨幣を用いるものであり、実質資本と呼ばれている。第3に、第1および第2の考え方とは異なり、資本を貨幣ではなく物財とみなして、期首における物財の数量を維持すべき資本として捉える考え方があげられる。このような維持すべき資本は、資本の測定尺度として物財を用いるものであり、実体資本と呼ばれている。

第1および第2の維持すべき資本については、いずれも資本が貨幣として捉えられることから、両者はしばしばひとまとめに貨幣資本と呼ばれている。これに対して、第3の維持すべき資本は、資本を具体的な物財として捉えるものであり、貨幣資本と対照して物的

² 一般論としての資本維持論の概観にあたっては、森田（1979）、加古（1981）、火原（1984；1995）、大日方（2007a）、および齋藤（2011）などを参考にしている。

³ 維持すべき資本の一般的な解釈には、次のようなものがあげられる。たとえば、森田（1979）においては、維持すべき資本とは、「期末にこの大きさの資本が存在し維持されていて初めて損益なしであり、それを超えて存在する期末資本部分が期間利益である、というだけの意味である」（p. 10）としている。また、大日方（2007a）では、「企業内に留保すべき資金の大きさ」として捉える見方と、「年度利益を計算するための尺度」として捉える見方をあげて、今日では後者の見方が多数説であると指摘している（pp. 31-32）。

資本と呼ばれている。

2 資本維持にもとづく利益の計算

ここでは、上述した3つの維持すべき資本にもとづいて、単純な商品売買を行う企業を前提に、資本と利益の計算例を示す。単純な設例のもとで、資本維持論における資本と利益がどのように計算されるかを確認する。なお、資産の測定属性にはベンチマークとしての取得原価を想定する。

設例 1-1

期首において1,000万円の資金調達を行い、その全額を用いて商品1,000万円(1,000個、@10,000円)を取得したとする。ついで、期中において、商品1,050万円(700個、売価@15,000円、原価@10,000円)を売り渡して貨幣性資産を取得したとする。期首、期中、および期末における一般物価水準の指数はそれぞれ100、103、および105であったとする。会計期間において、いわゆる資本取引は行われていない。期中と期末における商品の再調達原価は、それぞれ@10,500円と@11,000円であったとする。

設例 1-1 の概要

財務活動		期首	資金調達 (普通株式発行)	1,000 万円
営業活動		期首	仕入	1,000 万円 (商品 1,000 個, @10,000 円)
		期中	売上	1,050 万円 (商品 700 個, @15,000 円)
商品@再調達原価				一般物価水準の指数
	期首@10,000円, 期中@10,500円, 期末@11,000円			期首 100, 期中 103, 期末 105

(1) 名目資本

期首における資産の内容は、商品1,000万円である。期首における資本を貨幣とみるとき、その商品に相当する貨幣1,000万円にもとづいて期首資本を測定することができる。すなわち、維持すべき資本としての名目資本を1,000万円で測定できる。また、期末における資産の内容は、売上代金に相当する貨幣性資産1,050万円、商品(期首仕入分)300万円から構成され、これらに相当する資本の測定尺度としての貨幣1,350万円をもって期末資本を測定することができる。これらの内容にもとづいて、期末における貸借対照表と

損益計算書を示すと図表 1-1 のようになる。

図表 1-1 名目資本にもとづく貸借対照表と損益計算書

貸借対照表		(単位：万円)		損益計算書		(単位：万円)	
貨幣性資産	1,050	名目資本	1,000	売上高		1,050	
商 品	300	当期利益	350	売上原価		△700	
	<u>1,350</u>		<u>1,350</u>	当期利益		<u>350</u>	

ここでの当期利益 350 万円は、期末資産 1,350 万円に相当する貨幣としての期末資本のうち、期首における貨幣 1,000 万円（名目資本）が維持された結果として計算されている。また、当期利益 350 万円は、名目的な貨幣で測定された売上高と売上原価の差額としても計算されている。名目資本維持のもとでの利益は、名目的な貨幣の正味増分として説明できる。

(2) 実質資本

名目資本維持のもとでは、名目資本が期首の商品（取得原価）に相当する貨幣 1,000 万円として測定されるが、この名目資本 1,000 万円を期末の購買力で測定し直すことにより、維持すべき資本としての実質資本を計算することができる⁴。すなわち、実質資本を、期末における購買力修正が加えられた実質的な貨幣 1,050 万円（1,000 万円×105/100）で測定できる。また、期末における資産の内容は、貨幣性資産 1,050 万円と購買力の修正を加えた商品 315 万円（300 万円×105/100）から構成され、これらに相当する貨幣 1,365 万円をもって期末資本を測定することができる。これらの内容にもとづいて期末における貸借対照表と損益計算書を示すと図表 1-2 のようになる。

⁴ もちろん、購買力修正の基準日を必ずしも期末時点とする必要はない。Sweeney (1936) は、期末時点に限らず、基準日を定めて、当該基準日の貨幣単位に調整することが望ましいとしている。

図表 1-2 実質資本にもとづく貸借対照表と損益計算書

貸借対照表		(単位：万円)		損益計算書		(単位：万円)	
貨幣性資産	1,050	実質資本	1,050	売上高		1,070	
商品	315	当期利益	315	売上原価		△735	
	<u>1,365</u>		<u>1,365</u>	購買力損失		△20	
				当期利益		<u>315</u>	
商品 315：在庫分 $300 \times 105/100$ 実質資本 1,050：期首資本 $1,000 \times 105/100$				売上高（修正済み）1,070：売上高 $1,050 \times 105/103$ 売上原価（修正済み）735：売上原価 $700 \times 105/100$ 購買力損失 20：貨幣性資産 $1,050 \times (105/103 - 1)$			

ここでの当期利益 315 万円は、期末資産 1,365 万円に相当する貨幣としての期末資本のうち、購買力修正を加えた実質資本 1,050 万円が維持された結果として計算されている。また、当期利益 315 万円は、購買力修正が加えられた売上高と売上原価の差額に、貨幣性資産の購買力損失が差し引かれた結果として計算されている。実質資本維持のもとの利益は、期末の購買力を有する貨幣の正味増分として説明できる⁵。

(3) 実体資本

期首における資産の内容は商品 1,000 万円である。これを物量換算した商品 1,000 個を、維持すべき資本としての実体資本とみなすことができる。ただし、期末の商品は在庫分 300 個のみであり、実体資本としての商品 1,000 個には 700 個不足している。ここで、給付能力の維持という観点から、不足分の 700 個を期末の再調達原価@11,000 円で再び取得することを仮定すれば、実体資本として商品 1,000 個が維持されることになる。すなわち、実体資本は、在庫分 300 万円と再調達した商品 770 万円の合計金額 1,070 万円と測定することができる。また、損益の面では、売上原価が再調達原価で測定されることで、または収益からの控除項目としての資本修正繰入が計上されることで、給付能力の維持が達成されたとみることができる⁶。これらの内容にもとづいて期末の貸借対照表と損益計算書を示す

⁵ 貨幣の購買力を修正することにより、会計数値における貨幣価値変動の影響を排除しようとする考え方は、20 世紀において頻繁に観察されたインフレーションの影響への対処法として提示されてきたものである。たとえば Whittington (1983) は、1970 年代のイギリスにおいて比較的高いインフレ率が観察された時期に、インフレーション会計論争が活発だったことを指摘している (pp. 60-62)。

⁶ ここでは、資産の測定属性に再調達原価を想定した場合の利益計算との比較を容易にするた

と図表 1-3 のようになる。

図表 1-3 実体資本にもとづく貸借対照表と損益計算書

貸借対照表		(単位：万円)		損益計算書		(単位：万円)	
貨幣性資産	1,050	実体資本	1,070	売上高		1,050	
商品	300	当期利益	280	売上原価		△700	
	<u>1,350</u>		<u>1,350</u>	資本修正繰入		△70	
実体資本 1,070：在庫分 300+再調達分 770				当期利益		<u>280</u>	

資本修正繰入 70：売却商品 700 個×(再調達原価@11,000－取得原価@10,000)

ここでの当期利益 280 万円は、期末資本 1,350 万円のうち、期末における商品 700 個の再調達を仮定することで給付能力が維持された結果、企業に留保される貨幣 280 万円として計算されている⁷。また、当期利益 280 万円は、売上高と売上原価の差額から、売却商品の再調達原価と取得原価の差分としての資本修正繰入 70 万円が差し引かれることで計算されている。

3 小括

以上のように、資本維持論では、期末において、ある一定の大きさの資本が維持されることで利益が計算されるという論点が扱われている。資本維持論における維持すべき資本は、期末における期首資本を資本の測定尺度で捉えたものとみることができる。維持すべき資本としての名目資本については、期首資本に相当する貨幣を期末において名目的に捉えたものといえる。実質資本については、期首資本に相当する貨幣を期末の購買力で測定し直したものといえる。実体資本については、期首資本に相当する期首に存在した物財を、期末においても同じ給付能力を有するような物量として維持しようとするものであり、期末においても資産の再調達を仮定するものである。期末においても期首と同じ物量が維持されていれば、その同じ物量に相当する資産の測定額を用いて実体資本を測定することができる。

資本維持論は、期末資本のうち、期首資本を一定の測定尺度で維持した結果として、利

め、資本修正繰入を計上する方法を採用する。

⁷ 森田 (1979) によれば、実体資本維持のもとでの利益は、期末時点に給付能力が維持された結果、期末時点の企業に存在する貨幣量として捉えられるとしている (pp. 24 and 79-80)。

益を計算する構造を扱っている。

第3節 資本の測定尺度と資産の測定属性の組合せのもとで構想される利益の計算

企業会計において、資本維持論は、しばしば資産の測定属性の選択に関する論点を含めて扱われてきた。資本の測定尺度と資産の測定属性との組合せについては、**図表 1-4**のよう
に示すことができる。

図表 1-4 資本の測定尺度と資産の測定属性の組合せ

		資産の測定属性	
		取得原価	時価または現在価値
資本の測定尺度	名目貨幣	①	②
	実質貨幣	③	④
	物 財	⑤	⑥

出所：加古（1981, 18）をもとに筆者が作成

前節で示した資本維持論についての説明は、取得原価を前提としたものであるが、資産の測定属性に時価または現在価値を想定することで、**図表 1-4**における②、④、および⑥のような計算構造を説明することも可能である⁸。以下では、前節で示した**設例 1-1**にもとづいて、資本の測定尺度と資産の測定属性の組合せによって成立する利益の計算構造を確認する。なお、数値例の比較のため、資産の測定属性に取得原価を用いた場合の貸借対照表と損益計算書を再掲する。また、資産の測定属性には時価としての再調達原価を想定する。従来から資本維持論では、給付能力の維持という観点から再調達原価による検討が多くなされてきた。

⁸ 資本の測定尺度と資産の測定属性の組合せに関する議論については、とくに加古（1981）を参考にしている。

設例 1-1 の概要（再掲）

財務活動		期首	資金調達（普通株式発行）	1,000 万円
営業活動		期首	仕入	1,000 万円（商品 1,000 個，@10,000 円）
		期中	売上	1,050 万円（商品 700 個，@15,000 円）
商品@再調達原価			一般物価水準の指数	
期首@10,000円, 期中@10,500円, 期末@11,000円			期首 100, 期中 103, 期末 105	

1 資本の測定尺度と資産の測定属性にもとづく利益の計算

(1) 名目資本と再調達原価

既述の設例 1-1 にもとづいて、名目資本維持のもとで資産の測定属性に再調達原価を想定した場合の貸借対照表と損益計算書は、図表 1-5 のように示すことができる。なお、取得原価を想定した場合のものを再掲する。

図表 1-5 名目資本にもとづく貸借対照表と損益計算書（再調達原価の場合）

貸借対照表		（単位：万円）		損益計算書		（単位：万円）	
貨幣性資産	1,050	名目資本	1,000	売上高		1,050	
商品	330	当期利益	380	売上原価		△735	
	1,380		1,380	保有利得		65	
				当期利益		380	

商品 330：在庫分 300 個×期末再調達原価@11,000

売上原価 735：売却商品 700 個×期中再調達原価@10,500

当期利益 380 の内訳

- ・操業利益 315：売上高 1,050－売上原価 735
- ・保有利得（実現）35：売却商品 700 個×（期中再調達原価@10,500－取得原価@10,000）
- ・保有利得（未実現）30：在庫分 300 個×（期末再調達原価@11,000－取得原価@10,000）

[再掲] 名目資本にもとづく貸借対照表と損益計算書（取得原価の場合）

貸借対照表		（単位：万円）		損益計算書		（単位：万円）	
貨幣性資産	1,050	名目資本	1,000	売上高		1,050	
商品	300	当期利益	350	売上原価		△700	
	<u>1,350</u>		<u>1,350</u>	当期利益		<u>350</u>	

このように、資産の測定属性の相違は、とくに商品の測定額と当期利益の金額に影響を及ぼしている。具体的に、期末時点で保有する商品がその時点の再調達原価によって評価替えされ、それに見合う未実現の保有利得が計上されることになる。さらに、売却された商品の測定額（売上原価）が売却時点における再調達原価にもとづいて測定されることにより、取得原価のもとで算定される当期利益 350 万円が、操業利益 315 万円と保有利得（実現分）35 万円とに分解されて把握されることになる⁹。

(2) 実質資本と再調達原価

既述の設例 1-1 にもとづいて、実質資本維持のもとで資産の測定属性に再調達原価を想定した場合の貸借対照表と損益計算書は、図表 1-6 のように示すことができる。なお、取得原価を想定した場合のものを再掲する。

⁹ 資産の測定属性に現在価値を用いて、利益を操業活動と保有活動にもとづいて分解する考え方を示した研究業績としては、Edwards and Bell (1961) があげられる。

図表 1-6 実質資本にもとづく貸借対照表と損益計算書（再調達原価の場合）

貸借対照表		（単位：万円）		損益計算書		（単位：万円）	
貨幣性資産	1,050	実質資本	1,050	売上高		1,070	
商品	330	当期利益	330	売上原価		△749	
	<u>1,380</u>		<u>1,380</u>	保有利得		29	
				購買力損失		△20	
				当期利益		<u>330</u>	

商品 330：在庫分 300 個×再調達原価@11,000
 実質資本 1,050：期首資本 1,000×105/100

売上高（修正済み）1,070：売上高 1,050×105/103
 売上原価（修正済み）749：売却分 700 個×期中再調達原価@10,500×105/103

当期利益の内訳

- ・操業利益 321：売上高 1,070－売上原価 749
- ・保有利得（実現）14：売却分 700 個×（期中再調達原価@10,500×105/103－取得原価@10,000×105/100）
- ・保有利得（未実現）15：在庫分 300 個×（期末再調達原価@11,000－取得原価@10,000×105/100）
- ・購買力損失 20：貨幣性資産 1,050×（105/103－1）

[再掲] 実質資本にもとづく貸借対照表と損益計算書（取得原価の場合）

貸借対照表		（単位：万円）		損益計算書		（単位：万円）	
貨幣性資産	1,050	実質資本	1,050	売上高		1,070	
商品	315	当期利益	315	売上原価		△735	
	<u>1,365</u>		<u>1,365</u>	購買力損失		△20	
				当期利益		<u>315</u>	

商品 315：在庫分 300 万円×105/100
 実質資本 1,050：期首資本 1,000×105/100

売上高（修正済み）1,070：売上高 1,050×105/103
 売上原価（修正済み）735：売上原価 700×105/100
 購買力損失 20：貨幣性資産 1,050×（105/103－1）

このように、実質資本維持を前提とした利益の計算においても、資産の測定属性の相違は、名目資本維持を前提とする場合と同様に、とくに商品の測定額と当期利益の金額に影響を及ぼしている。再調達原価を用いる場合において、期末に保有する商品がその時点の

再調達原価で評価替えされるが、期末貨幣による評価替えのため指数修正は行われず¹⁰、期末の再調達原価で評価された商品 330 万円と、修正取得原価で評価された商品 315 万円の差額が未実現の保有利得として計上される。さらに、再調達原価を用いる場合においては、売上原価が再調達原価にもとづいて測定されるため、修正取得原価のもとで計算される当期利益 315 万円が、指数修正された売上高と売上原価の差額である操業利益 321 万円と保有利得（実現分）14 万円、さらには貨幣性資産の購買力損失△20 万円とに分解されて把握されることになる¹¹。

(3) 実体資本と再調達原価

既述の設例 1-1 にもとづいて、実体資本維持のもとで資産の測定属性に再調達原価を想定した場合の貸借対照表と損益計算書は、図表 1-7 のように示すことができる。なお、取得原価を想定した場合のものを再掲する。

図表 1-7 実体資本にもとづく貸借対照表と損益計算書（再調達原価の場合）

貸借対照表		（単位：万円）		損益計算書		（単位：万円）	
貨幣性資産	1,050	実体資本	1,100	売上高		1,050	
商品	330	当期利益	280	売上原価		△735	
	<u>1,380</u>		<u>1,380</u>	資本修正繰入		△35	
				当期利益		<u>280</u>	
商品 330：在庫分 300 個×期末再調達原価@11,000 実体資本 1,100（商品 1000 個）：330（在庫分 300 個） +770（再調達分 700 個）				売上原価 735：売却商品 700 個×期中再調達原価@10,500 資本修正繰入（売却商品）35：売却分 700 個×（期末再調達原価@11,000－期中再調達原価@10,500）			

¹⁰ この点については、Whittington（1983, p. 79）も参照のこと。

¹¹ 貨幣の購買力を修正するとともに、資産の測定属性に現在価値を用いる考え方については、その先駆的な研究業績として Sweeney の *Stabilized Accounting*（1936）や AICPA の会計研究叢書第 6 号（1974）がよく知られている。

[再掲] 実体資本にもとづく貸借対照表と損益計算書（取得原価の場合）

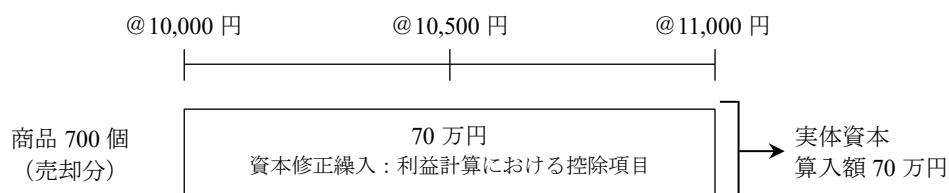
貸借対照表		（単位：万円）		損益計算書		（単位：万円）	
貨幣性資産	1,050	実体資本	1,070	売上高		1,050	
商品	300	当期利益	280	売上原価		△700	
	<u>1,350</u>		<u>1,350</u>	資本修正繰入		△70	
実体資本 1,070：在庫分 300+再調達分 770				当期利益		<u>280</u>	

資本修正繰入 70：売却商品 700 個×（期末再調達原価@11,000－取得原価@10,000）

ここでの実体資本の維持における資産の測定属性の相違は、商品と実体資本の測定額に影響を及ぼしている。以下では、設例 1-1 における実体資本の維持について、資産の測定属性の相違が、実体資本の測定額、またはその表裏にある売上原価の測定額もしくは資本修正繰入の金額にどのような影響を及ぼしているかを確認する。

ここでの実体資本の維持は、期首に取得した商品 1,000 個を期末においても保有していることで達成される。すなわち、売却分の 700 個が期末に再調達されるという仮定を置くことで給付能力の維持が達成されるとみていた¹²。そこでは、770 万円（売却分 700 個で期末再調達原価@11,000 円）が実体資本として維持される必要があり、取得原価との差額 70 万円が資本修正繰入として計上されている（図表 1-8）。

図表 1-8 実体資本の算入要素（取得原価の場合）

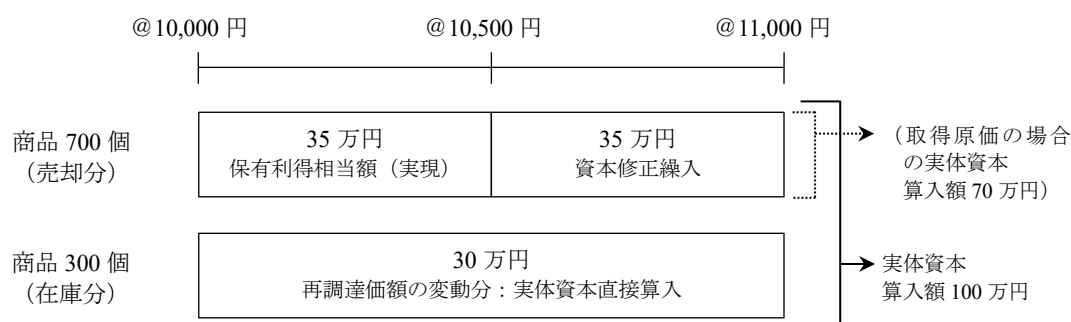


他方、資産の測定属性に再調達原価を用いる場合は、売却分の商品 700 個のみならず、在庫分の商品 300 個も含めて、それら実体資本を構成する商品 1,000 個を期末に今一度再

¹² 同一資産の再取得を仮定することについて、大日方（2007a）は、「期中で消費された財を期末時点までに再調達することを規範的目標にするのに等しい」（p. 40）としており、この点を実体資本の維持にもとづく利益計算の重大な限界であると指摘している。

調達したうえで給付能力の維持をはかるという解釈が行われる。したがって、売却分の資本修正分については、依然として損益計算書で表示されるが、売上原価が期中再調達原価で表示されるから、取得原価の場合の資本修正繰入 70 万円のうち、期首から期中にかけての変動分 35 万円が売上原価に含まれ、期中から期末にかけての変動分 35 万円が資本修正繰入として計上されることになる。さらに、期首から期末にかけての在庫分の商品 300 個の再調達原価の変動分 30 万円は、保有する商品の簿価が実体資本を直接構成するという考えにもとづいて、当期利益を構成するのではなく、実体資本に直接算入されることになる（図表 1-9）。

図表 1-9 実体資本の算入要素（再調達原価の場合）



もつとも、取得原価を用いる場合と再調達原価を用いる場合とでは、実体資本である商品 1,000 個の確保が達成されている面から当期利益に差異は生じておらず、ともに 280 万円となっていることに留意したい。

2 小括

以上のように、資本維持論については、資産の測定属性の選択に関する論点を含めて説明することが可能である。図表 1-10 は、それぞれの資本維持の考え方のもとで、資産の測定属性に取得原価を採用した場合と再調達原価を採用した場合の貸借対照表と損益計算書をまとめて示したものである。

図表 1-10 資本維持と資産の測定属性の組合せにおける貸借対照表と損益計算書

(単位：万円)

資産の測定属性	取得原価			再調達原価		
	名目資本	実質資本	実体資本	名目資本	実質資本	実体資本
資本維持						
貸借対照表						
貨幣性資産	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
商品	300	315	300	330	330	330
合計	1,350	1,365	1,350	1,380	1,380	1,380
維持すべき資本	(1,000)	(1,050)	(1,070)	(1,000)	(1,050)	(1,100)
当期利益	(350)	(315)	(280)	(380)	(330)	(280)
合計	(1,350)	(1,365)	(1,350)	(1,380)	(1,380)	(1,380)
損益計算書						
売上高	(1,050)	(1,070)	(1,050)	(1,050)	(1,070)	(1,050)
売上原価	700	735	700	735	749	735
保有利得				(65)	(29)	
購買力損失		20			20	
資本修正繰入			70			35
当期利益	(350)	(315)	(280)	(380)	(330)	(280)

ここでは、取得原価と代替する資産の測定属性として、とくに再調達原価を想定したが、正味売却可能価額など他の測定属性を想定することも可能である¹³。資本の測定尺度に貨幣または物財のいずれのものが用いられたとしても、資産の測定属性は、資本の測定尺度と独立して選択されうるという点を指摘することができる¹⁴。

次節では、貸方における発行金融商品の分類に関連づけて想定される、ある一定の資金提供者からなる利益帰属者の立場をいくつか検討し、それらにもとづいて成立する利益の計算構造を確認する。

¹³ 齋藤（2011）は、資産の測定属性として、取得原価および再調達原価のみならず正味売却可能価額を含めて、資本維持にもとづく利益の計算を設例のもとで説明している。

¹⁴ ただし、資本の測定尺度と資産の測定属性については、ある特定の選択肢同士が結びつきやすい面があることに留意を要する。たとえば、期末時点において資産を再調達原価で評価すること（期末時点の測定属性に再調達原価を用いること）は、給付能力の維持という意味での実体資本の考え方と結びつきやすいということを指摘することができる。

第4節 利益帰属者の特定と貸方における発行金融商品の分類によって構想される利益の計算

貸方における発行金融商品の分類に関する議論¹⁵は、本来、貸借対照表の貸方において、優先株式や株式オプションなどのグレーゾーンに位置する発行金融商品をどのようにして貸方区分に分類するかという問題を扱うものであるが、この問題は、どの資金提供者の立場から利益計算を行うかという論点と関連づけて扱うことが可能である¹⁶。本節では、ある範囲の資金提供者を利益帰属者¹⁷として想定し、その利益帰属者が有する発行金融商品を資本区分に分類することで構想される利益の計算構造を確認する¹⁸。

1 利益帰属者の観点にもとづく貸方における発行金融商品の分類

企業による資金調達方法にはさまざまなものがあるが、企業が資金調達について複数の異なる方法を用いれば、発行される金融商品の種類もそれだけ多様になってくる。企業の資金調達においてさまざまな金融商品が発行される状況のもとでは、貸方において発行金融商品を分類する前提として、どの範囲の資金提供者の持分が利益計算の基礎としての資本を構成するのかという点があらかじめ定められている必要がある。つまり、貸方において発行金融商品を分類する前提として、どの範囲の資金提供者を、利益計算を行う観点ないし立場という意味での利益帰属者とみなすのか、ということが求められることになる。

¹⁵ 貸方における発行金融商品の分類に関する議論が、制度上の問題として注目されるようになったのは、1990年にFASBによって討議資料『負債商品と資本商品の区別およびその両方の特徴を有する発行金融商品の会計』が公表されて以降のことである。米国を中心にした貸方における発行金融商品の分類に関する議論の背景は、第3章で述べる。

¹⁶ どの資金提供者の立場から利益計算を行うかという問題を含めて扱う、貸方における発行金融商品の分類に関する議論には、いわゆる伝統的な会計主体論も含めて解釈することが可能である。ただし、会計主体論という場合、その議論固有の特徴として、企業会計の主たる対象となる企業を、それを取り巻く利害関係者に照らして、どのように捉えるかという企業観の論点が含まれている。また、エンティティ観という特有の考え方においては、企業に利益が帰属するという側面が強調されて、企業持分という概念が主張されてきた。本章では、貸方における発行金融商品の分類にもとづく利益計算に関する議論を一般論としてごく簡単に取り上げることとし、会計主体論を直接的に取り扱わないこととする。会計主体論については、第2章で検討する。

¹⁷ 序章で述べたとおり、「利益帰属者」という用語は、配当や利子の受取り、または発行金融商品の決済をつうじて企業価値の分配に与ることができる地位にあつて、とくに「利益計算を行う観点ないし立場」としてのある一定の範囲の資金提供者という意味のもとで用いている。

¹⁸ なお、貸方における発行金融商品の分類の問題については、既存の概念フレームワークたとえばFASB概念書第6号(1985)を前提に議論することも可能である。すなわち、資産と負債の概念を優先的に定めて、それらの差額をもって資本の概念を定める視点から、貸方における発行金融商品の分類の問題を扱うことも可能である。しかし本節では、序章で述べた問題意識のもとで、資金提供者の持分にもとづいて資本の概念を積極的に定める考え方を前提に議論を進める。

序章で述べたように、利益帰属者を想定しなければ、企業会計においてどのような資金提供者の利益が計算されるのかという点が不明確になってしまう。利益帰属者の想定は、利益の計算構造を論じるうえでの不可欠な要素とみることができる。

ある一定の範囲の資金提供者を利益帰属者とみる見方は、発行金融商品のうち、彼らの持分に相当する発行金融商品を資本区分に、彼ら以外の資金提供者の持分に相当する発行金融商品を非資本区分に分類する、発行金融商品の分類の指針とみなすことができる。貸方における発行金融商品の分類に関する一般的な考え方としては、発行金融商品の債務性の有無に着目するものがあるが、本節では、利益帰属者の観点にもとづく発行金融商品の分類の考え方に依拠したうえで、資本と利益についてどのような範囲が考えられるかを検討し、設例にもとづく利益の計算構造を確認する。

2 貸方における発行金融商品の分類にもとづく利益の計算

各種の資金提供者のうち、どのような資金提供者を利益帰属者とみなすかという点については、さまざまな見方が考えられるが¹⁹、さしあたり現行制度においてみられる一般的な考え方として、株主を利益帰属者とみなす見方をあげることができる。株主を利益帰属者とみなす見方のもとでは、株主が有する持分ないし株式たる発行金融商品が、株主に帰属する利益を計算するための基礎すなわち資本として扱われることになる。また、資金提供者のうち株主以外の資金提供者が有する持分、ないし株式以外の発行金融商品は、非資本（たとえば負債）として扱われ、彼らとの直接取引により生じる利子の支払額や決済差額は、株主に帰属する利益を計算するための要素（損益）として扱われることになる。株主を利益帰属者とみなす見方の他に、株主のなかでもとくに普通株主を利益帰属者とみなす見方もある。さらに、次章で検討する Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) にみるように、すべての資金提供者を利益帰属者とみなす見方もある。

以下では、**設例 1-2** のもとで、3種類の金融商品を発行して資金調達を行う企業を前提に、3つの利益帰属者の見方にもとづく資本と利益の計算例を示す。なお、貸方における発行金融商品の分類に際しては、貸借対照表の貸方が負債区分と資本区分からなる貸方2区分を前提とする²⁰。また、利益を計算する過程においては、資本の測定尺度に名目貨幣

¹⁹ Hendriksen and van Breda (2001) は、株主や債権者のみならず政府や従業員も含めるようなさまざまな立場から、利益の概念の多様性を指摘している (pp. 334-339)。この点については、Schroeder et al. (2001, pp. 82-85) も参照されたい。

²⁰ 負債区分と資本区分からなる貸方2区分のもとで、すべての資金提供者を利益帰属者とみなして、彼らが有する発行金融商品を資本区分に分類する場合、負債区分が、主として買掛金などの営業債務から構成されることになる。なお、すべての資金提供者を利益帰属者とみなす見

を用いた名目資本の維持を想定し、資産の測定属性には取得原価を想定する。

設例 1-2

期首において、社債、優先株式、および普通株式の3つの金融商品を発行して資金調達を行ったとする。額面400万円の固定利付債（償還期間2年，約定利回り年5%）を額面で発行し、優先株式300株および普通株式300株をそれぞれ1株当たり1万円で発行したとする。また、期首において、調達資金の全額を用いて商品1,000万円（1,000個，@10,000円）を購入し、期中において、商品1,050万円（700個，売価@15,000円，原価@10,000円）を売り渡して貨幣性資産を取得したとする。さらに、期末において、社債利息20万円，優先株配当18万円（1株0.06万円）および普通株配当15万円（1株0.05万円）を支払ったとする。

設例 1-2 の概要

財務活動

期首 資金調達 1,000万円

- ・社債400万円（額面発行，約定利回り年5%）
- ・優先株式300万円（300株，@10,000円）
- ・普通株式300万円（300株，@10,000円）

期末 資金提供者に対する支払い

- ・社債利息20万円
- ・優先株配当18万円（1株0.06万円）
- ・普通株配当15万円（1株0.05万円）

※資金提供者に対する支払いが資本取引に該当する場合，資本からの分配として扱う。

営業活動

期首 仕入 1,000万円（商品1,000個，@10,000円）

期中 売上 1,050万円（商品700個，@15,000円）

なお、以下で示す貸借対照表は、前節で扱った資本維持論と同様に、その貸方において、資本取引を調整した期首資本としての維持すべき資本と、当期利益が示されるような表示内容を想定する。

方については、貸借対照表の貸方全体を1つの資本区分として捉える区分形態を前提に説明することも可能であるが、ここでは、設例における計算結果を整合的に示すため、貸方全体を1つの資本区分とみなす区分形態は取り上げないこととする。

(1) 株主を利益帰属者とみなす見方

株主を利益帰属者とみなすことにより、株主の持分を資本として捉えることができる。この見方にもとづけば、期首における優先株式と普通株式の発行は資本の増加として捉えられ、社債の発行は負債の増加として捉えられる。ついで、期中における商品の販売により、売上 1,050 万円と売上原価 700 万円が生じ、さらに、期末において、発行金融商品に関する利息または配当の支払いのうち、社債利息 20 万円については損益として、優先株配当 18 万円および普通株配当 15 万円については資本からの分配として扱われることになる。

これらの取引の結果、期末における資産の総額は、1,297 万円（貨幣性資産 1,050 万円－利息および配当支払額 53 万円＋商品 300 万円）となり、これから負債 400 万円（社債簿価）を差し引くことで期末資本 897 万円が計算される。資本維持の考え方で当期利益を計算する場合、この期末資本 897 万円から、株主との直接取引を調整した期首資本 567 万円（優先株式および普通株式の発行価額からなる拠出資本 600 万円－資本からの分配 33 万円²¹）を差し引くことで当期利益 330 万円が計算される。また、損益の面からは、売上高 1,050 万円と売上原価 700 万円の差額 350 万円から社債利息 20 万円を差し引いて当期利益 330 万円が計算される。期末における貸借対照表と損益計算書を示せば、**図表 1-11** のようになる。

図表 1-11 株主を利益帰属者とみなす見方にもとづく貸借対照表と損益計算書

貸借対照表		（単位：万円）		損益計算書		（単位：万円）	
貨幣性資産	997	負債	400	売上高		1,050	
商品	300	拠出資本	567	売上原価		△700	
		当期利益	330	社債利息		△20	
	<u>1,297</u>		<u>1,297</u>	当期利益		<u>330</u>	

貨幣性資産 997：売上代金 1,050－利息および配当支払額 53

拠出資本 567：優先株式および普通株式の発行価額 600－資本からの分配 33

(2) 普通株主を利益帰属者とみなす見方

普通株主を利益帰属者とみなすことにより、普通株主の持分を資本として捉えることが

²¹ ここでの優先株配当と普通株配当については、拠出資本を財源とした分配を想定している。

できる。この見方によれば、期首における普通株式の発行は資本の増加として捉えられ、優先株式と社債の発行は負債の増加として捉えられる。ついで、期末において、発行金融商品に関する利息または配当の支払いのうち、社債利息 20 万円および優先株配当 18 万円については損益として、普通株配当 15 万円については資本からの分配として扱われることになる。

これらの取引の結果、期末における資産の総額は、1,297 万円（貨幣性資産 1,050 万円－利息および配当支払い額 53 万円＋商品 300 万円）となり、これから負債 700 万円（社債 400 万円＋優先株式 300 万円）を差し引くことで期末資本 597 万円が計算される。資本維持の考え方で当期利益を計算する場合、この期末資本 597 万円から、普通株主との直接取引を調整した期首資本 285 万円（普通株式の発行価額 300 万円－資本からの分配 15 万円）を差し引くことで当期利益 312 万円が計算されることになる。また、損益の面からは、売上高 1,050 万円と売上原価 700 万円の差額 350 万円から、社債利息 20 万円と優先株配当 18 万円を差し引くことで当期利益 312 万円が計算される。期末における貸借対照表と損益計算書を示せば、**図表 1-12** のようになる。

図表 1-12 普通株主を利益帰属者とみなす見方にもとづく貸借対照表と損益計算書

貸借対照表		(単位：万円)		損益計算書		(単位：万円)	
貨幣性資産	997	負債	700	売上高		1,050	
商品	300	拠出資本	285	売上原価		△700	
		当期利益	312	社債利息		△20	
	<u>1,297</u>		<u>1,297</u>	優先株配当		△18	
				当期利益		<u>312</u>	
貨幣性資産 997：売上代金 1,050－利息および配当支払い額 53							
拠出資本 285：普通株式の発行価額 300－資本からの分配 15							

(3) すべての資金提供者を利益帰属者とみなす見方

すべての資金提供者を利益帰属者とみなすことにより、すべての資金提供者の持分を資本として捉えることができる。この見方にもとづけば、期首における普通株式、優先株式、および社債の発行は、すべて資本の増加として捉えられる。ついで、期末において、発行金融商品に関わる利息または配当の支払いについては、そのすべてが資本からの分配とし

て取り扱われることになる²²。

これらの取引の結果、期末資本は、期末における資産の総額 1,297 万円（貨幣性資産 1,050 万円－利息および配当支払額 53 万円＋商品 300 万円）と同額となる。資本維持の考え方で当期利益を計算する場合、この期末資本 1,297 万円から、すべての資金提供者との直接取引を調整した期首資本 947 万円（社債簿価 400 万円＋優先株式および普通株式の発行価額 600 万円－資本からの分配 53 万円）を差し引くことで、当期利益 350 万円が計算される。また、損益の面からは、売上高 1,050 万円と売上原価 700 万円の差額 350 万円が当期利益として計算される。期末における貸借対照表と損益計算書を示せば、**図表 1-13** のようになる。

図表 1-13 すべての資金提供者を利益帰属者とみなす見方にもとづく貸借対照表と損益計算書

貸借対照表 (単位：万円)				損益計算書 (単位：万円)	
貨幣性資産	997	拠出資本	947	売上高	1,050
商品	300	当期利益	350	売上原価	△700
	1,297		1,297	当期利益	350

貨幣性資産 997：売上代金 1,050－利息・配当支払い額 53

拠出資本 947：社債、優先株式、および普通株式の発行価額合計 1,000－資本からの分配 53

また、ここでの当期利益 350 万円には、企業活動の面から次のような特徴も指摘できる。すなわち、ここでの当期利益 350 万円は、財務活動の内容を反映しておらず、営業活動にもとづいて獲得された利益として説明することができる。営業利益は、すべての資金提供者にとってのひとまとまりの利益であり、利益帰属者としての各資金提供者は、通常、この営業利益から分配に与ることができる。また、営業利益は、企業が営業活動を通して獲得したものであり、かつ財務活動において企業が各資金提供者に分配する際の原因であるという意味から企業の利益として説明することもできる²³。

²² 社債利息の支払いについては、社債の元本返済に加えて行われる資本からの分配とみることができる。ここでは、普通株主を残余請求権者として位置づける見方から、普通株式の持分を財源とする社債利息の支払いを想定することができる。

²³ 一方、普通株主を含めた各資金提供者に分配したあとの残余の利益を企業利益とみる見方もある。

3 小括

以上、本節では、3つの利益帰属者の捉え方にもとづいて、資本と利益の計算例を示した。利益帰属者の捉え方は、貸方における発行金融商品の分類をつうじて、企業の財務活動のもとで生じる利子や配当の支払額を、利益計算から隔絶させる部分と、利益計算に反映させる部分とに振り分ける役割を果たしているという点を指摘することができる。

また、本節では、資本維持の考え方にもとづいて、期末資本から、利益帰属者との直接取引を調整した資本取引調整済み期首資本を差し引くことで当期利益を計算する仕組みを扱った。ここでは、期末資本と期首資本の両方が、利益帰属者として特定された資金提供者の持分にもとづいて、つまり同一種類の持分にもとづいて計算されていることに注目したい。ある範囲の資金提供者を利益帰属者とみなすということは、利益の計算構造において、期末資本と期首資本の両方をその資金提供者の持分に限定して捉えることを可能にし、さらに、期末資本と期首資本の差分である利益を、一会計期間における当該資金提供者の持分の正味増分として捉えることを可能にしている。

第5節 利益の計算構造を成立させる3つの要素

前節までに、資本維持論、資産の測定属性の論点を含めた資本維持論、および利益帰属者を想定して貸方における発行金融商品の分類のもとで成立する資本利益計算に関する議論のそれぞれにおいて利益の計算構造を確認した。ここでは、各々の議論で確認できた資本の測定尺度、資産の測定属性、および利益帰属者といった3つの要素が、資本と利益の形式的な関係に実質的な意味づけを行う基礎的な要素であることを述べる。

1 資本の測定尺度

第2節の設例1-1における計算例でみたように、資本維持論では、資本の測定尺度にもとづいて、期末における期首資本としての維持すべき資本が測定されていた。すなわち、資本の測定尺度として名目的な貨幣を採用することは、期末において期首資本を名目的にとらえることを意味していた。また、資本の測定尺度として期末の購買力を有する実質的な貨幣を採用することは、期末において期首資本を期末の購買力に修正し、その測定額を改めることを意味していた。さらに、期首に保有する物量を資本の測定尺度として採用することは、期末においても同一の物量を保有するために資産の再調達を仮定し、それに見合うように期首資本の測定額を修正することを意味していた。

また、資本維持論では、期末資産の測定額にもとづいて決まる期末資本から、維持すべき資本が差し引かれることで利益が計算されていた。そこで計算された利益については、

適用された資本の測定尺度にもとづいて説明することができた。名目資本維持のもとでの利益は、期末資本のうち期首資本たる名目資本を上回る差分として計算され、これについては名目的な貨幣の正味増分として説明することができた。実質資本維持のもとでの利益は、期末資本のうち期末の購買力に修正された期首資本を上回る差分として計算された。これは、期末の購買力を有する貨幣の正味増分として説明することができた。実体資本維持のもとでの利益は、期末資本のうち、期首保有の物量を（期末の再調達を仮定して）測定し直した実体資本を上回る差分として計算された。これについては、実体資本を維持するために再調達を仮定した結果として（企業に留保される）貨幣性資産として説明することができた。

資本維持論は、資本の測定尺度の選択により維持すべき資本の測定額を定めることをつうじて、期末資本のうち維持すべき資本を上回る差分を利益として計算する構造を説明するものである。資本の測定尺度は、企業会計における資本と利益の形式的な関係に、維持すべき資本の測定に寄与するという側面から実質的な意味づけを行うという役割を果たしているといえる²⁴。

2 資産の測定属性

第3節で述べたように、資本維持論のもとでは、資産の測定属性に関する論点を含めて利益の計算構造を説明することができた。資産の測定属性は、名目資本、実質資本、および実体資本を前提とするそれぞれの利益の計算構造において、とくに期末における資産の測定額を定めることをつうじて、期末資本の測定額に影響を及ぼすということが確認できた。取引時点における資産の測定属性に取得原価を用いることが普遍的な考え方であるとすれば、期末における資産の測定属性として、その取得原価をそのまま維持するか、再調達原価や正味売却可能価額などの時価、または現在価値を用いて評価替えを行うかという状況になるが、このとき、ある特定の測定属性を選択することは、期末資本の測定額を決

²⁴ 現代の企業会計における資本維持論の貢献としては、資本の測定尺度について選択肢を提示しているとともに、その各々の計算構造が成立するという意味での多様性を示していることがあげられる。また、現行の概念フレームワークおよび会計基準にみるように、名目資本維持のベンチマークとしての役割を相対的に明らかにしていることがあげられる。もっとも、資本の測定尺度に名目貨幣が採用されている理由には、時代背景の変化に伴い、実質資本や実体資本にもとづいて利益の計算構造を制度化する構想が次第に弱まっていったこと、および名目資本にもとづくことがシンプルな計算構造の成立につながるものがあげられる。また、取得原価主義会計という呼称で知られているように、名目資本維持の考え方と、取得原価による資産の測定や実現主義による収益の認識という原則的な考え方との緊密な関係が存在していることがあげられる。

定する大きな要因とみることができる²⁵。また、特定の測定属性の選択は、期末資本から期首資本を差し引いて計算する利益について、実現か未実現かといった性格をめぐっても大きな影響を及ぼすことになる。

資産の測定属性は、期末資本の測定額に影響を及ぼすという面で、また、期末資本と期首資本の差額として計算される利益の性格に影響を及ぼすという面で、資本と利益の関係に実質的な意味づけを行うという役割を果たしているといえる。

3 利益帰属者

第4節で述べたように、貸方における発行金融商品の分類の問題は、どのような資金提供者の立場から利益計算を行うかという論点と関連させて扱うことができる。第4節では、普通株主、株主（普通株主と優先株主）、およびすべての資金提供者のそれぞれを利益帰属者とみなす見方にもとづいて、彼らの持分を資本区分に分類するような、貸方における発行金融商品の分類とそれによって成立する利益の計算構造を確認した。

ある範囲の資金提供者を利益帰属者とみなす考え方は、その資金提供者の持分を利益計算の基礎である資本として扱うものである。このような考え方に依拠した貸方における発行金融商品の分類は、企業の財務活動によって生じる利子および配当の支払額などを利益計算から隔絶させる部分と利益計算に反映させる部分とに振り分ける役割を果たしているとみることができる²⁶。また、このような利益帰属者についての考え方は、期末資本から期首資本を差し引いて利益を計算する仕組みのもとで、次のような役割を指摘することができた。すなわち、設例における計算内容をつうじて述べたように、ある範囲の資金提供者を利益帰属者とみなすという考え方は、期末資本と期首資本の両方をその資金提供者の持分に限定して捉えることを可能にし、さらに、期末資本と期首資本の差分である利益を、一会計期間におけるその資金提供者の持分の正味増分として捉えることを可能にするという点を指摘することができた。

資金提供者のうち利益帰属者を特定してその範囲を定めるということは、利益計算の基礎である資本をある範囲の資金提供者の持分にもとづいて限定させることになる。このことは、資本と利益の形式的な関係に、どのような資金提供者の利益を計算するのかという面から実質的な意味づけを行うという役割を果たしている。利益帰属者は、資本の測定尺度や資産の測定属性と同様に、利益の計算構造を成立させて明確化させる基礎的な要素で

²⁵ もっとも、期末資本の測定額を定める厳密な要因としては、負債の測定属性や収益の認識に関するタイミングなどがあげられることに留意を要する。

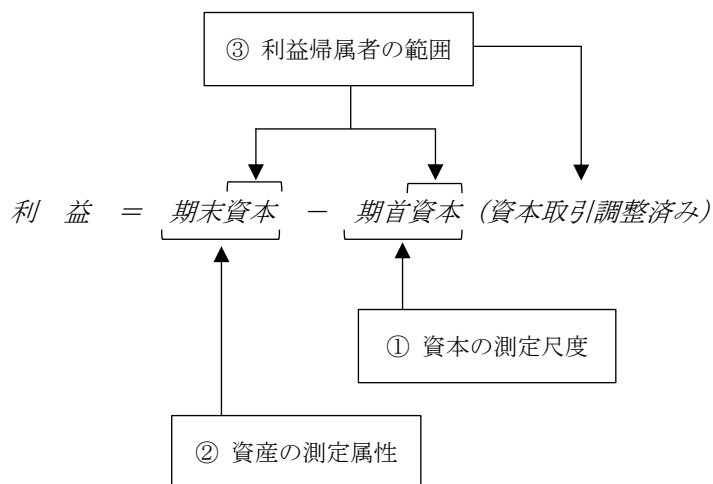
²⁶ また、利益帰属者を特定するという考え方は、資本取引の範囲も定めているものといえ、企業会計における「資本と利益の区別」の成立に欠かせない要因であると指摘することもできる。

あるといえる。

4 小括—利益の計算構造における3つの基礎的な要素

このように、資本の測定尺度、資産の測定属性、および利益帰属者は、ともに利益の計算構造を成立させて明確化させる役割がある。図表 1-14 は、期末資本から期首資本を差し引くという形式的な構造において、これら3つの要素がとくに影響を及ぼす部分を示したものである。

図表 1-14 利益の計算構造を成立させる3つの基礎的な要素



まず、①資本の測定尺度は、期末資本から期首資本を差し引いて利益を計算する構造において、期首資本としての維持すべき資本の測定額を定める要素であると捉えられる。②資産の測定属性は、とくに期末資本の測定額に影響を及ぼし、実現か未実現かをめぐって利益の性格にも影響を及ぼす要素であると捉えられる。さらに、③利益帰属者の範囲は、資本をある範囲の資金提供者の持分で捉えようとするものであり、期末資本から期首資本を差し引いて利益を計算するという構造においては、会計期間をつうじて資本を同一種類の持分にもとづいて捉えることを可能にする要素であると捉えられる。

もっとも、資本の測定尺度については、他の要素よりも、利益の計算構造を成立させるうえでより根本的な要因として位置づけることが可能であろう。資本を測定するにあたって、貨幣や物財といった「ものさし（尺度）」を想定しなければ、利益を計算すること自体が困難となりうるからである。また、資産の測定属性についても、期末資本の測定額を確定させるとともに、とくに実現か未実現かということをめぐるどのような利益を計算

するかという観点から、利益の計算構造の成立に欠かせない要因であると捉えることができる。先行研究においてみられる従来の資本維持論において、資本の測定尺度と資産の測定属性についての論点が重視されてきた理由はこのような背景によるものと考えられる。

しかしながら、資本の測定尺度と資産の測定属性という2つの要素の組合せのみによって利益が計算されるだけでは不十分であるという点も留意すべきであろう。利益の計算構造において、資本の測定尺度、および資産や負債の測定属性が任意に選択されたとしても、資本がどの資金提供者の持分によって構成されているかといった点や、計算された利益がどのような資金提供者の持分を増加させるかといった点を十分に説明することはできないからである。とくに、計算された利益が誰に帰属するものなのかという点は、利益の概念の明確化には欠かせないと考えられる。利益の概念が明確化されるためには、資本の測定尺度と資産の測定属性に加えて、利益帰属者の範囲も明らかにされなければならないといえる。

第6節 多様な計算構造の可能性

これまでの議論でみてきたように、企業会計における利益の計算構造は、主として資本の測定尺度、資産の測定属性、および利益帰属者の範囲（資本の範囲）という3つの基礎的な要素から成り立っているとみることができる²⁷。

資本の測定尺度と資産の測定属性の組合せのもとで成立する利益の計算構造については、前掲の**図表 1-4**のもとで検討した。ここでは、貸借対照表の貸方が資本区分と負債区分からなる貸方2区分を前提に、資本の測定尺度と利益帰属者の範囲の組合せのもとで成立する利益の計算構造を検討する²⁸。

資本の測定尺度と利益帰属者の範囲の2つの要素の組合せについては、**図表 1-15**のように示すことができる。

²⁷ もっとも、利益の計算構造を成立させる要素には、ここであげた3つの要素のみならず、負債および資本の測定属性ならびに収益および費用の認識に関するタイミング、さらには実現や配分などの基礎概念があげられることに留意を要する。利益の計算構造を確定させるためには、これらの要因を厳密に定めていく必要がある。

²⁸ 利益の計算構造を、資本の測定尺度と、貸借対照表の貸方を自己資本または総資本として捉える見方とにもとづいて、資本維持の観点から検討しているものに、たとえば齋藤（2011）があげられる。

図表 1-15 資本の測定尺度と利益帰属者の範囲の組合せ

	名目貨幣 (名目資本)	実質貨幣 (実質資本)	物 財 (実体資本)
普通株主	①	④	⑦
株 主	②	⑤	⑧
すべての 資金提供者	③	⑥	⑨

図表 1-15 の①から③については、前節で取り上げた、利益帰属者の特定による貸方における発行金融商品の分類に関する議論に相当する。④から⑥については、利益帰属者たる資金提供者からの拠出額に実質資本維持を、⑦から⑨については、利益帰属者たる資金提供者からの拠出額に実体資本維持を適用するような計算構造を示している。ここでは、設例 1-3（設例 1-1 と設例 1-2 をあわせたもの）にもとづいて、④から⑨における貸借対照表と損益計算書を示すと図表 1-16 のようになる。

設例 1-3

財務活動

期首 資金調達 1,000 万円

- ・社債 400 万円（額面発行，約定利回り年 5%）
- ・優先株式 300 万円（300 株，@10,000 円）
- ・普通株式 300 万円（300 株，@10,000 円）

期末 資金提供者に対する支払い

- ・社債利息 20 万円
- ・優先株配当 18 万円（1 株 0.06 万円）
- ・普通株配当 15 万円（1 株 0.05 万円）

※資金提供者に対する支払いが資本取引に該当する場合，資本からの分配として扱う。

営業活動

期首 仕入 1,000 万円（商品 1,000 個，@10,000 円）

期中 売上 1,050 万円（商品 700 個，@15,000 円）

商品@再調達原価

期首@10,000 円，期中@10,500 円，
期末@11,000 円

一般物価水準の指数

期首 100，期中 103，期末 105

図表 1-16 資本の測定尺度と利益帰属者の範囲の組合せによる貸借対照表と損益計算書

(単位：万円)

資本維持	実質資本維持			実体資本維持		
	普通株主 ④	株主 ⑤	すべての 資金提供者 ⑥	普通株主 ⑦	株主 ⑧	すべての 資金提供者 ⑨
貸借対照表						
貨幣性資産	997	997	997	997	997	997
商品	315	315	315	300	300	300
合計	1,312	1,312	1,312	1,297	1,297	1,297
負債	(700)	(400)		(700)	(400)	
抛出资本 (維持すべき資本)	(300)	(597)	(997)	(285)	(597)	(1,017)
当期利益	(312)	(315)	(315)	(312)	(300)	(280)
合計	(1,312)	(1,312)	(1,312)	(1,297)	(1,297)	(1,297)
期首抛出资本	(300)	(600)	(1,000)	(300)	(600)	(1,000)
換算調整	(15)	(30)	(50)		(30)	(70)
分配						
社債利息			20			20
優先株配当		18	18		18	18
普通株配当	15	15	15	15	15	15
期末抛出资本 (維持すべき資本)	(300)	(597)	(997)	(285)	(597)	(1,017)
損益計算書						
売上高	(1,070)	(1,070)	(1,070)	(1,050)	(1,050)	(1,050)
売上原価	735	735	735	700	700	700
社債利息	20	20		20	20	
優先株配当	18			18		
購買力利得	(35)	(20)				
購買力損失	20	20	20			
資本修正繰入					30	70
当期利益	(312)	(315)	(315)	(312)	(300)	(280)

※資産の測定属性には取得原価を想定している。

※負債は資産のマイナス項目として扱っている。

実質資本維持のもとでは、商品および抛出资本ならびに売上高および売上原価について期末換算が必要となる。期末資産の合計 1,312 万円は、期末における貨幣性資産 997 万円（利息および配当を支払済み）と、商品 300 万円を期末換算（105/100）した 315 万円から構成される。維持すべき資本については、それぞれの抛出资本が期末の購買力に修正され、資本取引としての資本からの分配が差し引かれて計算されている。また、発行金融商品に

関する利息または配当の支払いは、期末時点で生じているため、物価水準の変動にもとづく期末換算は行われぬ。これに関連して、貨幣性資産 1,050 万円が期末まで保有されていたことによる購買力損失 20 万円が計上される。さらに、普通株主の持分を資本とする見方 (④) と株主の持分を資本とする見方 (⑤) においては、負債が存在するため、負債についての購買力利得が生じることになる。

また、実体資本維持のもとでは、負債が存在する場合、期末に維持されるべき物量としての期首取得の商品を負債と資本の割合にもとづいて按分したうえで、資本に相当する商品を給付能力として維持するということが考えられる。つまり、拠出資本の部分についてのみ物財という資本の測定尺度を用いることが考えられる²⁹。

期首の物量としての商品は 1,000 個であり、⑦から⑨の期首拠出資本に割り当てられる商品は、それぞれ 300 個 (商品 1,000 個×普通株主の持分 300 万円/資金調達合計 1,000 万円)、600 個 (商品 1,000 個×株主の持分 600 万円/資金調達合計 1,000 万円) および 1,000 個 (商品 1,000 個×すべての資金提供者の持分 1,000 万円/資金調達合計 1,000 万円) である。ここでの実体資本維持にもとづく利益の計算においては、期首拠出資本に相当する物量としての商品が維持されているかどうかを要点となり、その物量の維持を達成するための再調達を仮定されることになる。まず、⑦においては、商品 300 個が維持される必要があるが、未売却商品 300 個が存在しているため、とくに再調達を仮定しなくても実体資本の維持が達成されているとみることができる。次に、⑧においては、商品 600 個が維持される必要があり、そのうちの 300 個については未売却商品 300 個をあてることができる。残りの不足する 300 個については、期末に再調達が仮定され、商品 300 個の再調達原価分の 330 万円が実体資本に算入されることになる。すなわち、ここでの実体資本は、未売却商品 300 万円と再調達を仮定した商品 330 万円の合計額 630 万円として構成されることになる。これは、結局、期首拠出資本 600 万円に、商品 300 個についての再調達原価の変動分 30 万円 [300 個× (@11,000 円-@10,000 円)] (資本修正繰入) が加えられることで実体資本が計算されることになる。⑨においては、期首において存在した商品 1,000 個すべてが維持される必要があり、未売却商品 300 個をあてたうえで、商品 700 個の再調達を仮定することになる。したがって、期首拠出資本 1,000 万円に、商品 700 個についての再調達原価の変動分 70 万円 [700 個× (@11,000 円-@10,000 円)] (資本修正繰入) が加

²⁹ 森田 (1979) は、「他人資本が含まれている場合に、実体資本維持会計ではどのような資本概念をとるのか、物的資本概念は、他人資本を含む総資本に適用される資本概念であるのか、あるいは自己資本のみに適用されるのか」(p. 96) という問題意識のもと、諸説にもとづいて、他人資本を資産のマイナス項目としたうえで、自己資本のみに物的資本概念を適用する考え方で、総資本全体に物的資本概念を適用する考え方について検討を加えている (pp. 95-122)。

えられることで実体資本が計算される³⁰。

さらに、⑦から⑨における維持すべき資本は、（物量換算した）各利益帰属者たる資金提供者の拠出額から、利益帰属者に対する資本からの分配を差し引くことによって、それぞれ計算することができる。

第7節 おわりに

本章では、資本の測定尺度（貨幣や物財）にもとづいて利益の計算を構想する資本維持論、資本の測定尺度と資産の測定属性の組合せにもとづいて利益の計算を構想する議論、さらには、ある一定の範囲の資金提供者から構成される利益帰属者という立場を想定することを基礎に、貸方における発行金融商品の分類にもとづいて利益の計算を構想する議論を概観した。これらの議論を概観することにより、資本の測定尺度、資産の測定属性、および利益帰属者の範囲にもとづいて成立する利益の計算構造を確認した。

利益の計算構造を成立させるうえで、資本の測定尺度は、期末資本から差し引く維持すべき資本の測定額を定める要素であるということを指摘した。資産の測定属性については、資産の測定を介して期末資本の測定額に影響を及ぼすとともに、実現か未実現かといった面で利益の性格に影響を及ぼすということを指摘した。また、利益帰属者の範囲は、企業の財務活動の内容を、ある範囲の資金提供者にもとづいて資本の変動要素と利益の計算要素とに振り分ける要素であることを指摘した。本章では、これらの3つの要素が、企業会計における利益の計算構造を成立させて明確化させる重要な役割を果たしているということを指摘した。さらに本章では、それぞれの要素に含まれる選択肢を組み合わせることによって成立しうる、利益の計算構造の多様性についても確認した。

序章でも述べたとおり、本研究の主たる目的は、貸方区分モデルを抽出してそれを検討することにある。本章における検討は、貸方区分モデルを抽出する際の基本的な枠組みの確認に寄与したといえる。すなわち、本章の検討をつうじて、資本の測定尺度と資産の測定属性には、いくつかの選択肢が考えられることを指摘したが、利益計算の基本類型としての貸方区分モデルを抽出するにあたっては、名目貨幣と取得原価の組合せを前提とすることが、よりシンプルで基本的な議論の展開に寄与するという点を確認することができた。

さらに、本章では利益帰属者の範囲については、さしあたり普通株主、株主（普通株主

³⁰ 実体資本維持の考え方は、利益計算を行ううえで、企業全体としての給付能力が維持されていけばよいというものであるから、貸借対照表の貸方全体としての総資本に実体資本維持を適用するような利益計算がそもそもの計算構造として念頭におかれていると考えられる（森田 1979, pp. 120–122）。このことから、実体資本維持とすべての資金提供者の持分を資本とするような見方との整合性を指摘することができる。

と優先株主) , およびすべての資金提供者を利益帰属者とみなす見方をあげて, それぞれの計算構造が成立することを確認したが, 本章におけるこれらの確認作業は, 次のような検討課題を改めて提示している。すなわち, それら利益帰属者の捉え方を主張する場合にあたって, その背景や前提ないし基本的な考え方をどのように説明することができるのか, また, これらの利益帰属者の捉え方に加え, どのようなバリエーションがさらに考えられるのかということをお問わないまま, それら利益帰属者の範囲が暗黙的に成立しているかのよう論じてきた。これらの点は, 本研究の検討課題を改めて提示しているといえる³¹。

次に, 第2章では, 貸借対照表における貸方区分に関連させて利益計算の仕組みに関する議論を扱った伝統的な会計主体論を概観する。

³¹ これらの検討課題は, 貸方区分モデルを抽出する第6章で扱う。

第2章 企業観と資本

第1節 はじめに

第1章で述べたように、企業会計における資本と利益は、その概念的な構造において、一方が定められれば、他方が定められるという形式的な関係にある。本章では、企業観および企業観に依拠する利益帰属者の捉え方にもとづいて、資本と利益のそのような形式的な関係に実質的な意味づけを行う会計主体論を、いくつかの個別具体的な先行研究にもとづいて概観する。そのうえで、現代の企業会計における会計主体論の意義を検討する。

企業観に関する議論は、企業会計の主たる対象である株式会社としての企業を、各種の利害関係者に照らしてどのような存在として捉えるかというものであり、会計主体論の主要な特徴の1つである。会計主体論では、ある一定の企業観を基礎に、企業や各種の利害関係者が有している（企業の）資産に対する権益にもとづいて、企業会計における資本と利益が説明されている。

会計主体論では、企業観に依拠した資本の考え方が検討されてきたが、これらの議論はその検討プロセスも含め、単に過去のものとして看過されるべきではないと思われる。1950年代に会計主体に関する論争が過熱した結果、ある一定の企業観のもとで、会計主体¹としての企業と、会計単位としての企業実体とが混同されてきた経緯²もあるが、会計主体論における企業観やそれにもとづく資本の捉え方は、現代の企業会計における資本の概念形成の構想に大きく寄与しているとみられる。本章では、これらの点をふまえたうえで、現代の企業会計における会計主体論の意義を検討する。また、会計主体論は、あとに続くことになった概念フレームワークの議論にも大きく貢献していると考えられ、概念フレームワークの構想において会計主体論がどのような貢献を果たしたかということについても検討する。

本章の構成は、次のようになる。まず、第2節では、個別具体的な先行研究において示される会計主体論の学説展開を概観する。第3節では、会計主体論の特徴をまとめたうえで、会計主体論の現代的な意義を検討する。第4節では、会計主体論が概念フレームワー

¹ 会計主体論における「会計主体」という用語は、概して「利益計算を行う観点ないし立場」を指しており、資金提供者のみならず、企業や従業員なども含めた意味で用いられることがある。会計主体の一般的な解釈については、新井（1978, p. 209）を参照されたい。

² 山梈（1956）は、「アメリカの会計学者がコンベンションないしアサンプションとしてかかげているエンティティないしビジネス・エンティティの概念をもって、そのまま企業会計の主体概念であると、ハッキリ断定しつつこれを摂取したという事実のなかに、実は、このエンティティないし会計主体をめぐる論議を一層混迷ならしめた原因の1つがあったのではないであろうか。」（p. 114）と指摘している。新井（1978, pp. 209–210）でも同様な点が指摘されている。

クの構想の成立にどのように貢献したかを検討し、現行の企業会計における会計主体論の意義を概念フレームワークの構想の成立という観点から述べる。第5節では、本章を総括する。

第2節 会計主体論の学説展開

本節では、会計主体論を扱ったいくつかの先行研究、具体的には、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922), Seidman (1956), Li (1960a), Husband (1954), ならびに Staubus (1961) を取り上げて、それらにおいて示されている企業観、利益計算を行う観点ないし立場としての利益帰属者、利益計算の基礎としての資本の考え方、および利益計算の特徴などを概観する³。なお、これら先行研究を概観するにあたっては、とくに以下に掲げる2つの点に着目する。

- ① どのような企業観が採用されているか
- ② 企業や利害関係者のうち、どのような経済主体の權益が利益計算の基礎（資本）として捉えられているか

この2つの点は、先行研究のもとで示される会計主体論を類型整理するにあたってとくに有益であると考えられる。まず、①については、会計主体論において企業観に関する検討が利益計算の仕組みを構想する際の出発点とされているからである。また、②については、後述するように同一の企業観が採用されていたとしても、利益計算の基礎（資本）が異なる経済主体の權益から構成されている場合がみられるからである。

³ 本章では、企業観という考え方にもとづいて、企業や各種の利害関係者の立場から利益計算の説明を試みる会計主体論が、企業会計上の論点として注目された契機を Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) に求めている。Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) では、Sprague (1908) や Hatfield (1909) によって主張されてきた、企業会計の構想の中心である資本主の視点から離れて、一定の企業観にもとづいて、債権者や株主からなる一群の資金提供者の立場から利益計算の説明が試みられている。そこでは暗黙的に、どのような経済主体の立場から利益計算を行うかという問題意識が議論の端緒として念頭におかれているように思われる。このようなことから、本章では会計主体論を概観するにあたり、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) 以降の会計主体論に関する主要な先行研究を取り上げる。なお、Staubus (1961) では、特定の企業観に依拠することを明示せずに、投資家の意思決定に役立つ情報を提供するという視点から残余持分を利益計算の基礎とする考え方が提示されているが、ここでは、中村忠 (1975, pp. 94 and 96) にもとづいて Staubus (1961) を会計主体論に含めて取り扱っている。

1 Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) の所説

Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922)⁴では、企業会計における利益計算や簿記に関する構想を説明するにあたり、その対象として、多様な証券の発行をつうじてさまざまに資金調達を行う大規模な株式会社としての企業を想定することが強調されている⁵。この点が顕著に現れているところのものとして、簿記構造の説明の際に述べられている等式「資産＝持分 (equities)」(pp. 22–24) をあげることができる。この等式は、企業の資産の総額がすべての資金提供者の持分⁶の総額と等しいことを表わしている。

米国における Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) 以前の代表的な文献として、Sprague (1908) および Hatfield (1909) をあげることができる。Sprague (1908) では、簿記構造の説明に際して、「資産＝負債＋資本主持分 (proprietorship)」(p. 20)⁷という等式があげられており、また、Hatfield (1909) では、「資産 (積極財産)－負債 (消極財産)＝資本主持分 (proprietorship)」⁸という等式があげられている。Sprague (1908) および Hatfield (1909) では、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) にみる「資産＝持分 (equities)」と異なる等式が想定されている。Paton の所説における貸借対照表の貸方全体を持分

⁴ *Principles of Accounting* (1918) は、Stevenson との共著ではあるものの、*Accounting Theory* (1922) とともに、Paton の初期の学説を代表するものとされている (Taggart ed. 1964, p. x ; 加藤 1980, p. 153)。

⁵ 中野 (1992) によれば、20 世紀初頭の米国における企業規模の拡大による経済環境の変化、およびそれに伴って生じる企業組織の統制手段 (財務報告) の必要性に関する認識は、すでに Sprague (1908) や Hatfield (1909) にみられるとされている (pp. 284–285)。Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) の特徴は、こうした認識をふまえたうえで、企業会計の構想において大規模な株式会社としての企業という企業観を取り入れたことにあるといえる。

⁶ 本研究において、持分という用語は、とくに断りのない限り、資金提供者ないし企業の発行する金融商品の保有者が有している当該企業の資産に対する権益という意味で用いる。また、本研究において、Paton の所説における貸借対照表の貸方全体、すなわち負債と資本を統合する概念としての持分については、「持分 (equities)」と表記している。なお、持分という用語の法律上の意味については、宮島編 (2008) によれば、「株式会社の株式に相当する、持分会社の社員の法律上の地位」(p. 188) とされており、また、田中誠二編 (1970) によれば、会社法上、「第 1 に、社員が社員としての資格において会社に対してもつところの権利義務の総体、ないしはそれらの権利義務の発生の基礎をなす法律関係、すなわち社員としての地位ないし社員権を意味し、第 2 に、会社が解散するか社員が退社又は脱退したときに、社員が社員としての資格において会社に請求し又は会社に支払うべき計算上の数学を意味する。」(p. 1007) とされている。

⁷ 加藤 (1973, p. 186) および中野 (1992, p. 288) は、Sprague の所説において負債と資本が同一の性格のものとして捉えられておらず、むしろ両者は全く異なる性格を有するものとして強調されていることから、等式「資産＝負債＋資本主持分」が実質的に「資産－負債＝資本主持分」としての意味を有していることを指摘している。

⁸ Hatfield (1909) においては、簿記における原初的な等式 (original equation) として「財産 (goods)＝資本主持分 (proprietorship)」(p. 1) が示されている。この原初的な等式の左辺が積極財産と消極財産に分けて説明されることで、資本等式「資産 (積極財産)－負債 (消極財産)＝資本主持分」が提示されている。この点については、桑原 (2008, p. 46) も参照のこと。

(equities) として捉える考え方は、当時の米国における企業規模の拡大による事業組織形態の複雑性への対処という意図のもとで構想されている。たとえば、近代的な事業組織形態の複雑な諸側面に、Hatfield(1909)などで示される資本主理論(doctrines of proprietorship)を適用することは実務的に支持されないとされている(Paton and Stevenson 1918, p. vii)⁹。より具体的には、多様な証券の発行を行う大規模な株式会社としての企業において、資本主持分(proprietorship)を識別することが困難であること¹⁰、および貸借対照表の貸方において負債という用語が資本主持分を表すのに不適切であること¹¹にもとづいて、貸借対照表の貸方全体を持分(equities)として捉える考え方が提案されている。つまり、ここでの持分(equities)は、さまざまな資金提供者から構成される企業の所有者に帰属する権利(Patonの所説においては、所有権(ownerhip)という用語があてられている)をひとまとめに捉える適切な概念であるとされている。等式「資産＝持分(equities)」の根底には、企業観として、多様な証券の発行を行う大規模な株式会社としての企業が想定されているといえる。

他方、Patonの所説におけるこのような企業観のもとでは、純利益(net revenue)として測定される富の増加が、個々の所有者(individual owners)の見地にもとづいた企業の目的であるとされている(Paton and Stevenson 1918, p. 220)。また、純利益は、いずれの手段であれ企業に財務資源(capital)を提供したさまざまな投資家(the various individuals and interests)に分配されうるものであり、所有関係という投資負担に対する報酬(a remuneration for the burden of ownership)であるとされている(Paton and Stevenson 1918, pp. 221–222)¹²。

⁹ 資本主理論の適用の困難性や不合理性については、Paton (1922, pp. 52–53 and 88–89) も参照のこと。

¹⁰ Paton and Stevenson (1918) では、株式会社の特徴の1つとして、証券の特殊化(specialization of securities)があげられている。この証券の特殊化による多様な証券の発行をつうじて、株式会社という事業形態では、すべての投資家クラスから関心を集めるような所有権の重要な要素の分割(the division of the important elements of ownership)が可能であるとされている(pp. 5–6 and 8)。そして、現代の典型的な株式会社では、所有権の重要な諸側面—支配、リスクおよび利益—(important aspects of ownership—control, risk and income—)が、資本主持分(proprietorship)を明確に定義することを多くの場合に困難にする証券の特殊化によって、細分され結合されていると指摘されている(p. 23)。この点については、Paton and Stevenson (1918, pp. 273–274) および Paton (1922, pp. 72–73) も参照のこと。

¹¹ Paton and Stevenson (1918) において、貸借対照表の貸方では負債という用語が慣習的に用いられているものの、負債という用語には、債務や企業外部に対する義務という意味が内包されているとされ、このような意味は資本主持分(proprietor's equity)を表すのに明らかに不適切であるとされている。このことから、貸方全体を、所有権のすべての要素を包含する持分という用語(the term equity—which covers all elements of ownership—)で表すことが提案されている(p. 23)。

¹² 純利益が持分(equities)の増加を表していること、また、それがさまざまなクラスの投資家に分配されうることについては、Paton (1922, p. 264) も参照のこと。

つまり、Paton の所説においては、すべての資金提供者に帰属するような利益の計算が主張されている。具体的に、すべての資金提供者の立場にもとづく利益計算は、企業活動のうち営業活動を識別する視点のもとで行われるとされる。たとえば、財務収益（受取利息や受取配当金）および財務費用（支払利息や支払配当金）は、純利益の計算から除外されており、とりわけ財務費用は、所有者に対する分配として取り扱われている¹³。これらの点は、Paton の所説における利益計算を行う視点が、株主のような特定の資金提供者の立場ではなく、すべての資金提供者の立場に求められていること、また、利益計算を行うための基礎がそれらすべての資金提供者の拠出額にもとづく持分 (equities) に求められていることを示しているといえる¹⁴。さらに、このような利益計算は、営業活動の結果を財務活動の影響から分離して把握することを可能にするという点から経営管理目的にも有益であるとされている¹⁵。

ここで、本節冒頭で示した会計主体論を概観するための2つの要点（①どのような企業観が採用されているか、②どのような経済主体の權益が利益計算の基礎（資本）として捉えられているか）にもとづいて、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) の特徴を整理してみる。

まず、①については、すでに説明したように、多様な証券の発行をつうじて、多くの異なるタイプの投資家から資金調達を行う企業、より厳密には、証券の特殊化で所有権の要

¹³ Paton and Stevenson (1918) において、収益は持分 (equities) に対するグロスの増加分を表し、費用は収益からの控除を表すことのほか、利息および配当の支払いが純利益からの分配であるという点などが説明されている (pp. 39–46)。また、Paton and Stevenson (1918) では、有価証券の保有による利息および配当の受取りが、(剰余金を算定するための) 純利益に対する加算項目として説明されている (pp. 143–144)。なお、これらの点については、桑原 (2008, pp. 94–96) も参照されたい。

¹⁴ なお、Paton and Stevenson (1918, pp. 39–41) および Paton (1922, pp. 152–154) では、収益および費用が持分の従属勘定として説明されており、このことから、貸借対照表の貸方全体に相当する持分 (equities) が利益計算の基礎として捉えられているという点がうかがえる。収益および費用を持分 (equities) の従属勘定とするこのような解釈については、桑原 (2008, pp. 94–98) も参照されたい。もっとも、中村忠 (1975) によれば、Paton and Stevenson (1918) は「資産＝持分 (equities)」という等式を提示したうえで簿記構造を説明しているものの、Paton が説明する収益および費用は、資本主持分の従属的な位置づけにあるという点が指摘されている (pp. 14–16)。このことは、Paton and Stevenson (1918) において展開される利益計算が通常の資本主理論で想定される利益計算と相違ないという解釈の存在を示唆している。

¹⁵ Paton and Stevenson (1918) において、支払利息が費用に含まれてしまうと、損益計算書で算定される利益の数値は、営業活動の結果のみならず財務活動の影響を受けることとなり、経営管理目的に資するという有益性が大きく損なわれるとされている (p. 199)。この点については、加藤 (1978, pp. 119–120) および桑原 (2008, pp. 95–96) も参照されたい。また、Paton (1922) においては、純利益 (net revenue) がある特定の權益 (a particular interest) の増加ではなく持分 (all equities) の増加を表すという考え方は、今日において経営執行機能の専門分化と効率的な経営がますます重要視されているという見解、いわゆる経営者 (hired manager) の見地とおおよそ符合しているとされている (p. 259)。

素が細分・結合されることにより負債と資本主持分を識別することが不可能となる大規模な企業が企業観として想定されているといえる。このような企業観は、とくに貸借対照表の貸方全体を持分 (equities) として捉える考え方の主要な要因として注目される。また、このような企業観は、とくに企業そのものを、利害関係者のうち、とりわけ資金提供者から独立した存在、いわゆるエンティティとして捉える見方としても理解されうる¹⁶。

たとえば、Paton (1922) では、株式会社はそれ自身が独立の法実体であり、未分配の利益 (undivided profits) は、個々の投資家の利益というよりもむしろ会社の利益であるとして説明されている (p. 628)。また、Paton の著名な業績の1つとしてあげられる Paton and Littleton (1940) においては、利子を労務費や材料費のような営業上の費用と区別する視点から、企業を経済的エンティティ (economic entity) や経営管理活動の中心とみなす見方が強調されている (p. 43)。Paton の初期の学説を解説する、日本における先行研究の多くは、Paton が企業会計におけるいわゆるエンティティ観の提唱者であるという点を指摘している¹⁷。

また、Paton の所説においては、すでに述べたように、純利益 (net revenue) が個々の所有者の分配の対象とされており、利益計算を行う観点ないし立場としての利益帰属者には、株主や債権者などを含めた一群の資金提供者が想定されている。このことから、②については、株主や債権者などを含めた一群の資金提供者の権益から構成される持分 (equities) が利益計算の基礎 (資本) として捉えられていると指摘することができる。他方、Paton の学説を取り扱った先行研究においては、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) における利益計算が企業の立場にもとづくものであると指摘するものも多い。このような指摘は、株主や債権者などを含めた一群の資金提供者を利益帰属者として捉える見方と、企業を利益帰属者として捉える見方とを同様な見解として捉えるものであろう¹⁸。

2 Seidman (1956) の所説

Seidman (1956) において、一般に広く所有される企業いわゆる株式会社は、それ自身が独立したエンティティ (an entity in itself separate) であり、それを構成する株主や債権者と

¹⁶ 一般的に、「エンティティ (実在)」は、資金提供者から独立した存在ないし単一の利害関係者という意味合いを強めるような「企業」に対して用いられる用語である。

¹⁷ この点については、さしあたり宮上 (1978, pp. 18-20)、中島 (1979, p. 17)、および加藤 (1980, pp. 153-161) を参照のこと。

¹⁸ もっとも、Paton の学説を資本主理論や株式会社に資本主理論を適用した代理人理論として説明するような指摘もみられる。このような指摘については、中野 (1992, p. 352) および桑原 (2008, pp. 117-139) などを参照されたい。Paton の学説における利益計算の解釈は必ずしも一致していない。

は区別されるものであるとされている (p. 65)。また, Seidman (1956) では, 企業がエンティティとして捉えられることをふまえたうえで, 継続企業を前提に, 留保利益が企業自身によって所有される持分 (corporation's proprietary equity in itself) すなわち企業持分¹⁹として捉えられることが説明されている (p. 67)。これは, 継続企業を前提とするとき (すなわち企業の清算を仮定しなければ), 株主がその保有割合に応じて有している, 留保利益に対する行使可能な請求権は, 本質的にゼロ (nil) であるという見方にもとづいている²⁰。つまり, 継続企業の前提のもとで, 企業の富の増分として獲得された利益は株主に帰属するものではないという見方から, 留保利益が企業持分であると説明されている。さらに, Seidman (1956) では, 株主によって拠出された資金 (いわゆる払込資本) に対する請求権についても, 清算においてのみ行使されるものであるという点から, 留保利益と同様に, 企業持分として捉えられることが指摘されている (p. 68)。

以上の Seidman (1956) の所説を, 本節の冒頭で示した会計主体論を概観するにあたっての2つの要点から整理してみる。まず, ①の点 (どのような企業観が採用されているか) については, 企業を資金提供者から独立したエンティティとして捉える企業観が採用されている, という点を指摘することができる。この点は, Paton and Stevenson (1918) における企業観と同様であるとみられる。また, Seidman (1956) においては, 企業会計の構想にあたって, 企業をエンティティとして捉える企業観を採用することにより, 利益計算に関する多くの問題が解消されるはずであると指摘されており (p. 70), 企業会計の視座が企業の立場に求められている。この点から, Seidman (1956) において, 利益計算を行う観点ないし立場としての利益帰属者には企業が想定されていると推察することができる。さらに, このような企業観と継続企業という前提のもとでも, 借入金や社債などの請求権が企業持分ではなく債権者の持分であるという通常の見方についてとくに異論が示されていないことをふまえると, 前掲した②の点 (どのような経済主体の權益が利益計算の基礎として捉えられているか) については, 企業が株主にとって代わって有することになる權益すなわち企業持分 (払込資本および留保利益) が利益計算の基礎として捉えられていると指摘することができる²¹。ただし, Seidman (1956) で想定される利益計算は, 実質的に, 株主の

¹⁹ 以下, 本研究においては, 「企業持分」という用語を, 企業自身によって保有されている (企業の) 資産に対する權益という意味で用いる。これは, 会計主体論における特徴的な考え方であろう。

²⁰ Seidman (1956) において, 株主によって保有される企業の資産に対する請求権は, 潜在的なものであるとされ, 企業の解散または清算という特定の事象の発生にもとづいて行使されるものであると説明されている (pp. 66-67)。なお, この点については, 中村忠 (1975, p. 97) も参照のこと。

²¹ Newlove and Garner (1951) によれば, 企業をエンティティとして捉える通説的な企業主体理

持分を基礎とする場合の利益計算と何ら異なるものではないという点に留意する必要がある。

3 Li (1960a) の所説

Li (1960a) では、企業会計の視座として、資本主の見地 (the view of the proprietary concept) とエンティティの見地 (the view of the entity concept) のいずれを採用すべきかという点は争われておらず、企業をエンティティとして捉える企業観のもとで、株主の拠出資金 (払込資本) と留保利益が、通常のように株主に帰属するものとして捉えられるのか、それとも企業に帰属するものとして捉えられるのかという点が主に議論されている。ここでは、Li (1960a) で説明される企業観「企業=エンティティ」にもとづいて、エンティティの見地を企業会計の視座として採用する考え方を概観する。

Li (1960a) によれば、企業を資金提供者から分離した別個の制度 (institution) として捉えるエンティティの考え方 (entity concept) において、企業は、サービスの提供と効用の創出さらには事業の持続を目的として、資金提供者と契約を締結することができる単一の利害関係者 (competent party to contract with capital-supplying parties) であるとされている (pp. 258–259)。また、Li (1960a) においては、このようなエンティティの見地にもとづく場合、株主から提供された財務資源 (capital supplied by stockholders) は、その払戻しについて企業の裁量によらない限り、また企業が継続性を有している限り、株主に払い戻されることはないとされている (p. 261)²²。加えて、株主から提供された資金は、払戻しについての期限がないために請求権として存在しえないとされており、このことは、無期限の請求権の現在価値がゼロであるという説明と同様であるとされている²³。このような見方から、

論「entity theory」においては、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) が提示する「資産=持分 (equities)」のみならず、「資産=負債 (liabilities) + 資本主持分 (proprietaryship)」という会計等式も成立するという点を指摘している (p. 21)。つまり、このことは、エンティティを強調する会計主体論が必ずしも「資産=貸方全体」という会計等式を前提とするわけではないという点を示唆している。

²² Li (1960a) において、企業をエンティティとして捉える見方は、企業の継続性の仮定を含意しているとされている (pp. 260 and 263)。

²³ Li の所説において、(議論の対象として通常の株式が想定されたいうえで) 企業の資金提供者が有する請求権が企業の資産に対するものであるという見方は、企業が清算しうる、または清算せざるを得ない場合にのみ適用されると指摘されており、そこではもはや継続企業の仮定が妥当しないとされている。具体的に、Li (1960a) では、企業による株式の発行により、株主には、清算時に資産の分配に与る権利、議決権、および配当を受け取る権利が与えられるとされるが、まず清算時に資産の分配に与る権利は、清算を仮定する視点にもとづくものであって、エンティティの見地とそれに含意される継続企業の仮定のもとで株主の権利を議論するという当座の目的においては重要でない (irrelevant) とされている。また、議決権は、株主に与えられる抑止力 (deterrent power) であり、企業がその責任を遂行できなかった場合において行

株主から提供される財務資源は、株主の持分ではなく企業持分として捉えられるとされる。また、留保利益については、企業の有益な営業活動の結果としての企業の累積利益であり、追加的な企業持分 (additional equity of the corporation) を表すとされている (p. 262)。

以上の Li (1960a) の所説を本節の冒頭で示した 2 つの要点にもとづいて整理する。まず、①の点 (どのような企業観が採用されているか) については、企業を資金提供者から独立した存在として捉えるとともに、資金提供者と契約を締結することができる単一の利害関係者として捉える見方が採用されている、と指摘することができる。また、このような企業観を前提とするとき、継続企業の仮定が含意されていることをふまえ、株主による拠出資金 (払込資本) について払戻しの期限が存在しないことから、その拠出資金が企業持分として説明される。留保利益についても、企業の経済活動の結果としての追加的な企業持分であると説明されている。このような見解は、Seidman (1956) における企業持分の見解と一致しているといえる。さらに、借入金や社債などの請求権が企業持分ではなく債権者の持分であるという点がふまえられていることも推察できる。つまり、Li (1960a) で示されるエンティティの見地にもとづく企業会計の構想では、Seidman (1956) と同様、株主による拠出資金と留保利益が企業持分として捉えられている。ここで、借入金や社債などは債権者の持分として想定されていること、また株主による拠出資金と留保利益が企業持分であるとして説明されていることから、会計期間ごとに計上される期間利益も企業持分を構成する要素であると理解することができる。すなわち、利益計算の仕組みにおいては企業持分と債権者の持分が区別されていると考えられる。以上の点から、Li (1960a) で想定される②の点 (どのような経済主体の權益が利益計算の基礎として捉えられているか) については、これも Seidman (1956) と同様であるが、企業持分として説明される株主の持分を利益計算の基礎とするような利益計算の仕組みが想定されているとみられる。

4 Husband (1954) の所説

Husband (1954) では、株式会社の形態を有する企業が、投資家の代理人または投資家集合体として説明されている。このとき普通株主は、企業者 (entrepreneur) として捉えられ、企業会計はそのような企業者の利益を測定するものでなければならないとされている

使されるものとされ、単に株主に対する責任のリマインダーとしての役目を果たすに過ぎないとされている。このようなことから、株主は、配当宣言がなされた場合に配当を受け取ることができる条件付きの権利を有するのみであるとされ、企業に対する株主の権利のうち配当を受け取る権利のみが強調されている。つまり、継続企業の仮定のもとで、株主が企業に対して有する請求権は、配当宣言がなされた場合に配当を受け取る権利に限定されているとしている (p. 260)。

(pp. 553–554, 558 and 563)。

また、Husband (1954) では、市場経済が法的な視点よりも経済的な視点にもとづいて、株式会社を自然人の利益獲得目的に資する組織的な形態とみなしていることから、利益や配当もそれにもとづいて解釈することが望ましいとされている (p. 563)。このことは、企業会計において、代理人たる企業によって獲得された利益が企業家たる普通株主に帰属するものであるという点を示唆している。代理人の見地 (agency point of view) のもとでは、企業活動によって獲得された利益は株主の持分として捉えられることになる²⁴。さらに、Husband (1954) によれば、代理人の見地からは、優先株主に対する配当が利益計算上の費用として取り扱われる点が指摘されている (p. 561)。Husband の所説にみられる企業会計における代理人の見地は、一般的に資本主理論を株式会社に適用したもの²⁵として理解されるが、より厳密に、優先株主とそれに対する配当の取扱いに着目すれば、後述する Staubus (1961) の所説に近似している面もある。

以上の Husband (1954) の所説を本節の冒頭で示した 2 つの要点にもとづいて整理する。まず、①の点 (どのような企業観が採用されているか) については、すでに述べたように、企業を投資家の代理人または投資家集合体として捉えるような企業観が採用されていると指摘することができる。このような企業観は、企業を完全に独立したエンティティとみなす見方とは少し異なるものであり、投資家とのエージェンシー契約のもとで発生するような関係性が含まれたものとして解釈されている面がある。また、Husband (1954) においては、企業会計は企業者たる普通株主の利益を測定するものでなければならないという点や、利益計算上、優先株主に対する配当は費用として取り扱わなければならないという

²⁴ Husband (1954) において、エンティティの見地 (entity point of view) をとる場合、獲得された利益は企業利益 (entity income) であって株主の利益でないこと、留保利益は企業持分 (corporate entity's equity) となること、さらには現金配当および株式配当は株主に利益をもたらすものであるということが説明されている (p. 555)。これに対して、代理人の見地から、企業が獲得した利益は株主による投資 (stockholders' capital investment) の一部となり、現金配当は単に資本の引出し、株式配当は株式形態による企業の再投資部分に過ぎないとされている (p. 557)。Husband (1954) におけるこれらの見解については、Seidman (1956, p. 66) も参照のこと。

²⁵ 中村忠 (1975) によれば、代理人説は、「資本主と企業との間に資金の委託・受託の関係を認め、会計主体は受託者たる企業だと考える立場である。いうまでもなく、株式会社の場合であれば、会社と株主の関係がこれである。受託者たる会社は、対外的には独立主体として資産を所有し債務を負うが、株主に対しては独立性をもたないのであり、資産負債の差額たる純資産は委託者たる株主に帰属するものとみるのである。したがって、代理人説は株式会社に適用された資本主理論であるといわれる。ただ会社は、対外的には株主グループとは別個の主体である点において、会計主体なのである。」(p. 100) としている。また、坂本 (1961) では、資本主理論は、会社を資本主たる株主の集合体または代理機関とする見方を含むものとされている (p. 62)。

点からは、Husband (1954) における利益帰属者については普通株主が想定されているということを指摘することができる。したがって、②の点（どのような経済主体の権益が利益計算の基礎として捉えられているか）については、普通株主に帰属する持分（払込資本および留保利益）が利益計算の基礎（資本）として捉えられていることを指摘することができる。

5 Staubus (1961) の所説

Staubus (1961) において、会計の役割は、投資家に対してキャッシュフローに関する情報を提供することにあるとされており (pp. 15–16)、とくに現在および将来の収入から契約上で確定されている支出を差し引いた残余に関する情報が重視されている (p. 19)。Staubus (1961) では、このような残余の考え方にもとづいて、支払額が確定している負債が確定持分 (specific equities) と称され、資産と確定持分との差額が残余持分 (residual equity) として称されている (p. 19)。Staubus (1961) では、この残余持分を強調する会計等式として「資産－確定持分（優先株式を含む）＝残余持分」(p. 26) があげられている。また、Staubus (1961) においては、残余持分がバッファーとしての性格を有していることが注目されており、バッファーとしての残余持分の増減が他の投資家の持分に大きな影響を与えることから、損益計算書における投資家の主要な関心は、残余持分の変動分に向けられる、としている (pp. 21–22)。Staubus の所説において、債権者などを含めた広範の投資家に対して残余持分に関する情報を提供することは、彼らが企業からの報酬を予測する際に有益であるとされている。

以上のように、Staubus (1961) では、残余持分を基礎とする利益計算が主張されており、それは投資家が自らに帰属するキャッシュフローを予測するために役立つ情報を提供するとされている²⁶。このような Staubus (1961) の主張を本節の冒頭で示した2つの要点にもとづいて整理してみると次のようになる。まず、①の点（どのような企業観が採用されているか）については、とくに明確な記述はみられなかったが、Staubus の所説において想定されている企業観を判断するための材料として、第1に、投資家は別個の存在としての企業から報酬を享受するという記述がみられること、第2に、残余持分保有者が利益帰属者として位置づけられ、残余持分保有者の報酬は確定持分に関連する報酬が支払われた後に生じうるという構想が採られている、ということがあげられる。Staubus (1961) におい

²⁶ 高尾 (1986) は、Staubus (1961) が会計主体論と決別して、その後、FASB により承認されることとなった意思決定有用性に基礎を置くアプローチをいち早く採用した代表的な研究であることを指摘している (p. 166)。

では、どのようなタイプの投資家が利益帰属者として重視されるべきかという点よりも²⁷、残余持分の情報価値を重視する点から残余持分を基礎とする利益計算が主張されており、企業観の検討から利益帰属者の範囲を特定するという議論が明示されていない。しかしながら、上記の2つの点の判断材料にもとづいて、企業と残余持分保有者との関係をふまえた企業観についてあえて言及するのであれば、Staubus（1961）においては、企業を残余持分保有者にとっての代理人として捉えるような企業観が暗に採用されていると推察することができる²⁸。なお、②の点（どのような経済主体の權益が利益計算の基礎として捉えられているか）については、すでに述べたように、資産から確定持分を差し引いて求めることができる、普通株主クラスの投資家に帰属する残余持分が利益計算の基礎として捉えられているといえる。

6 小括—会計主体論の類型整理

本節では、いくつかの個別具体的な先行研究において示される会計主体論を、企業観、利益帰属者、および利益計算の基礎（資本）などの諸側面から概観してきた。図表 2-1 は、その内容をまとめたものである。

²⁷ Staubus の所説において、どのような会計主体論を採用すべきかという点は大きな問題として取り上げられていない。というのも、Staubus（1961）では、資本主理論やエンティティ理論などによらない議論を展開することが、研究上の特徴の1つとして強調されている（p. ix）。

²⁸ 中村忠（1975）においては、Staubus（1961）で示される残余持分にもとづく利益計算は、いわゆる資本主理論にもとづく利益計算を純化させたものであるとして捉えられており、Husband（1954）で示される普通株主の持分を基礎とする利益計算の考え方と一致している、という点が指摘されている（p. 94）。

図表 2-1 会計主体論の諸側面—企業観, 利益帰属者, および利益計算の基礎 (資本)

	Paton and Stevenson (1918) ; Paton (1922)	Seidman (1956) ; Li (1960a)	Husband (1954)	Staubus (1961)
企業観	利害関係者から独立した存在—エンティティ	利害関係者から独立した存在—エンティティ	企業者たる普通株主の代理人	残余持分保有者の代理人
利益帰属者	株主や債権者からなる一群の資金提供者	企業	普通株主	残余持分保有者 (普通株主)
利益計算の基礎 (資本)	持分 (equities)	企業持分 (払込資本および留保利益)	普通株主の持分	残余持分
会計等式	資産 = 持分 (equities)	資産 = 負債 + 企業持分	資産 - 負債 (優先株主の持分を含む) = 普通株主の持分	資産 - 負債 (確定持分) = 残余持分

図表 2-1 にみるように、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) では、企業会計の構想にあたり、その対象として多様な証券の発行をつうじて資金調達を行う大規模な株式会社が念頭におかれ、企業を利害関係者とくに資金提供者から独立した存在—エンティティとして捉える企業観が想定されていた。そこでは、株主や債権者からなる一群の資金提供者が利益帰属者として捉えられ、一群の資金提供者が分配に与るような（営業活動にもとづく）純利益 (net revenue) を計算するため、また、経営者による経営管理目的に役立つ情報を得るために、貸方全体に相当する持分 (equities) が利益計算の基礎 (資本) として捉えられていた²⁹。Seidman (1956) においては、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) と同様、企業を利害関係者から独立したエンティティとして捉える企業観が想定され、とくに払込資本および留保利益を企業持分とみなして、それを利益計算の基礎とするような説明が行われていた。また、Li (1960a) では、企業をエンティティとして捉える企業観のもとで、株主の持分が企業持分として捉えられるという点が説明されていた。さらに、Li (1960a) のもとで説明される企業観については、企業を資金提供者から独立した存在として捉えるとともに、単一の利害関係者として捉えるような見方がみられた。他

²⁹ ただし、前述したように Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) では、収益および費用を株主の持分の従属勘定として説明する面も一部にみられる。このことは、利益計算の基礎が、貸方全体としての持分 (equities) ではなく、その内訳である株主の持分にあるとする見方を示唆するものと捉えられる。

方、Husband (1954) および Staubus (1961) では、企業を普通株主ないし残余持分保有者にとっての代理人とするような企業観が想定されており、普通株主ないし残余持分保有者を利益帰属者として捉えたうえで、彼らが有する持分を利益計算の基礎として捉えるような説明が行われていた。

次節では、会計主体論において共通してみられる、企業観にもとづいて利益計算の仕組みを構想するという考え方、さらには会計主体論における顕著な特徴として把握される、Seidman (1956) および Li (1960a) にみられる純資産（払込資本および留保利益）としての企業持分概念と、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) にみられる貸方全体としての持分概念 (equities) を検討する。そのうえで、現代の企業会計における会計主体論の意義を検討する。

第3節 現代の企業会計における会計主体論の意義

本節では、会計主体論に共通してみられる、企業観にもとづく利益計算の仕組みに関する構想、さらにはその顕著な特徴として把握される純資産（払込資本と留保利益）としての企業持分概念と、貸方全体としての持分概念 (equities) を改めて整理したうえで、現代の企業会計における会計主体論の意義を検討する。

1 企業観にもとづく利益計算の構想

前節では、いくつかの個別具体的な先行研究において示される会計主体論を、企業観や利益計算の基礎（資本）といった諸側面から概観した。先行研究にみる会計主体論においては、そのほとんどのものが最終的に、企業会計における利益計算の仕組みを構想するような議論を扱っているが、当該議論の出発点として、利害関係者とくに資金提供者に照らして企業をどのような存在として捉えるかという企業観に関する検討が行われていた。企業会計における利益計算の仕組みを構想する議論において、資金提供者との関係に照らして企業の存在を説明するプロセスは、会計主体論における基本的な特徴とみなすことができる。

企業会計における利益計算の仕組みを構想する議論において、このようなプロセスが用いられた契機は、前節でも述べたとおり、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) に求めることができる。Paton and Stevenson (1918) では、研究上の動機として、Sprague (1908) や Hatfield (1909) で示される資本主理論 (proprietorship) の適用をもって当時の企業およびその活動を説明することは不十分であると指摘されており、資本主理論の不合理性を克服するような理論を提示することが研究の目的として掲げられている (p. vii)。

Paton の初期の学説による貢献は、今日において周知されているように、企業をエンティティとして捉える企業観を提示したことがあげられる。具体的には、当時の企業によって多様な証券が発行されることにより、所有権の要素が細分・結合された結果、債権者の持分と資本主持分（proprietorship）を識別することが困難となることをふまえたうえで、会計等式「資産＝持分（equities）」を提示し、持分（equities）を利益計算の基礎とするような計算構造を提示したことがあげられる。つまり、Paton and Stevenson（1918）は、資本主義理論を克服するような理論を導出することを主眼としているが、他方では、企業観に関する検討を出発点とした利益計算の構想に関する議論のプロセスないし展開方法を提示したという点も指摘することができる。Paton and Stevenson（1918）以後の会計主体論はそのほとんどが、当該プロセスないし展開方法に依拠していると思われ、Paton の初期の学説から大きな影響を受けている³⁰。このような意味での Paton の学説による貢献は決して小さくないといえる。総じて、企業観にもとづいて利益計算の仕組みを構想する議論は、会計主体論における基本的な特徴として位置づけることができる。

このように、企業観に基礎を置く利益計算の仕組みに関する検討は、Paton and Stevenson（1918）をはじめとする会計主体論の基本的な特徴として捉えることが可能であるが、このような特徴は、現代の企業会計における資本の概念形成においても、いまだみられるものである。たとえば、Ohlson and Penman（2005）や FASB 予備的見解（2007）では、利益帰属者の範囲を決定して利益計算の仕組みを構想する場合、「残余」という考え方が重視されている。これは、企業の財務活動において、決済の優先順位が高い請求権と低い請求権が存在するということを前提に、企業と、その企業のビジネスのリスクを負担することになる一定の範囲の資金提供者との関係を説明する考え方であろう³¹。つまり、会計主体

³⁰ 本章で取り上げた先行研究は、大きく 2 つの考え方に分類することができる。まず、Paton and Stevenson（1918）および Paton（1922）ならびに Seidman（1956）で示される会計主体論は、いわゆる企業主体理論と称されており、利益計算の仕組みを、資金提供者をひとまとめにする視点または企業の立場から説明するものである。他方、Husband（1954）と Staubus（1961）で示される会計主体論は、企業主体理論と対比されるいわゆる資本主義理論に含められるものであり、企業を普通株主の代理人として捉えるような企業観や残余持分保有者を重視する見方が想定され、利益計算が普通株主の立場から説明される。ただし、これらの先行研究を大きく 2 つの考え方に分類することについては次のような留意が必要となる。すなわち、同一の企業観がたとえ採られたとしても、利益計算の基礎である資本や請求権の捉え方について必ずしも同一の説明が加えられるとは限らない、ということを指摘することができる。現に、Paton and Stevenson（1918）および Paton（1922）と、Seidman（1956）においては、企業をエンティティとして捉える企業観が採用されているものの、想定される利益計算の仕組みはそれぞれ異なっている。

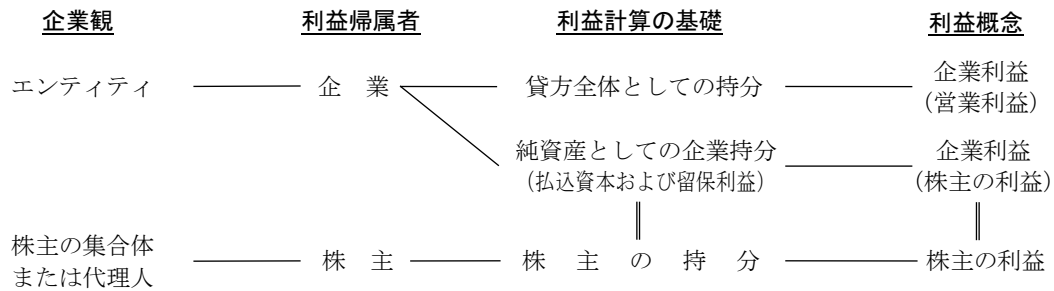
³¹ このような考え方からみれば、Ohlson and Penman（2005）や FASB 予備的見解（2007）で説明される利益計算は、Husband（1954）や Staubus（1961）の系譜に属する利益計算であるとみることができる。

論は、誰の立場から利益計算を行うかという検討を行うにあたり、企業と資金提供者との関係に着目しているが、このような視点は、現代の企業会計における資本の概念形成にもみることができる。

このように、会計主体論における企業観を出発点とした利益計算の仕組みを構想するような議論の展開は、現代の企業会計における資本の概念形成、利益計算の仕組み、ひいては、そこに認識や測定の論点を加えた計算構造に関する議論のプロセスにおいて一定の枠組みを提供してきたといえる。この点に現代の企業会計における会計主体論の意義を見いだすことができる。また、会計主体論は、エンティティとしての企業を含めたさまざまな利益帰属者を想定して、利益計算の仕組みに関する議論を展開してきたが、このことは、さまざまな利益帰属者を想定して利益計算の仕組みを構想することができるという利益計算の多様性を示してきた、ということも指摘できる。この点も会計主体論の意義として取り上げることができる。

ただし、前節で取り上げた Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) ならびに Seidman (1956) のような、企業の立場にもとづいて利益計算の仕組みを構想するような議論には、多少混乱を招くような一面もあることに留意しなければならない。それらの先行研究において示される会計主体論では、企業をエンティティとして捉える企業観が基礎とされているが、それらにおいては利益計算の基礎（資本）が必ずしも一致していない。Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) では、貸借対照表の貸方全体としての持分 (equities) が利益計算の基礎として捉えられ、Seidman (1956) では、資産から負債を差し引いた純資産 (払込資本および留保利益) からなる企業持分が利益計算の基礎として捉えられている。図表 2-2 は、このような差異を、企業観、利益帰属者、利益計算の基礎、および利益概念の 4 つの点から示したものである。また、この図表では、企業観にエンティティを採用する見方の他に、Husband (1954) および Staubus (1961) にみられるような、企業を投資家や株主の集合体または代理人とみなすような企業観にもとづく一連の考え方も示している。

図表 2-2 会計主体論にみる企業観の相違と利益計算



前節で指摘したように Seidman (1956) の所説では、企業の継続性の仮定にもとづいて株主の持分を否定することで、それが企業持分として捉えられており、当該企業持分を利益計算の基礎とするような利益計算の仕組みが提示されているが、このような企業利益は株主の利益を表すに過ぎないとみることもできる。すなわち、企業観として株主の集合体または代理人という考え方を採用して、株主の利益計算を志向する体系と実質的に変わらないという点を指摘することができる。Seidman (1956) の所説にみられるような主張は、会計主体論の多様性を示しているといえるが、一方で、そのような多様性が、多少混乱を招く要因となったことは否定できない³²。

次に、会計主体論の象徴としてもみなされる純資産としての企業持分概念と貸方全体としての持分概念を改めて検討し、これらの考え方に関連づけて説明できる会計主体論の現代的な意義を指摘する。

2 純資産としての企業持分概念と貸方全体としての持分概念

これまで述べてきたように、Seidman (1956) および Li (1960a) によれば、株式は、企業の継続性を仮定するとき、企業の資産に対する請求権としては無意味であるとされ、純資産（払込資本と留保利益）は株主の持分ではなく企業に帰属する權益すなわち企業持分を表わすとされている (Seidman 1956, pp. 66–67 ; Li 1960a, pp. 258–261)。このような純資産としての企業持分の考え方は、企業の継続性を前提に、純資産が株主に対して割り当てられるものでなければ、それは、企業観においてエンティティを想定する限り、企業持分とみなされるという見解として捉えられる³³。また、これも前述したように、このような

³² 中村忠 (1975) は、日本で展開された会計主体論には、資本金および資本剰余金を企業持分として、留保利益を株主の持分として説明するものをはじめ、さまざまな考え方が提示されてきたことを指摘している (pp. 96–97)。

³³ 株主の持分に対する一般的な説明としては、企業の清算を仮定したうえで、純資産を企業の資産に対する株主の取り分ないし請求権とみなすような考え方があげられる (丹波 1959, pp.

企業持分を基礎とする利益計算は、株主の立場にもとづく利益計算を、企業観においてエンティティを強調する視点から説明したものであると捉えられる。しかしながら、企業そのものが企業の資産に対して權益を有しているという見方や、株主の持分を企業持分として捉えることによって、株主の立場にもとづく利益計算を、企業の立場にもとづく利益計算として解釈するような見方については、現代の企業会計において、ほとんど支持を得ていないように思われる。また、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) で提示されるような貸方全体を持分 (equities) として捉え、当該持分を基礎とするような利益計算に関する構想も現行の会計基準においてとくにみられない。これらの考え方は、1970年代以降、盛んに行われることになる概念フレームワークに関する議論を背景に次第に後退していくことになる。これらの考え方が後退していった理由の1つには、利益計算の構想において、企業の立場を強調して企業利益なるものを表示することよりも、証券市場の高度な発展のもとで裏打ちされるような外部資金提供者たる投資家の存在を重視すること、とくに株主を会計情報の主要な利用者として位置づけることが概念フレームワークに関する議論のもとで選好されていったことがあげられよう。

しかしながらその一方で、Paton の所説にみる貸方全体を持分 (equities) として捉える考え方は、現代の企業会計においても有益な視点として用いられている面がある。貸方全体としての持分 (equities) は、債権者の持分と株主の持分をひとまとめに捉える見方として取り上げられるが、このような考え方は、複雑に合成された多様な金融商品を発行する現代企業を前提としたとき、さまざまな請求権をひとまとめにして捉えるという有益な視点を提供している。たとえば、AAA FRPC (2009) では、資本の概念形成を試みる手がかりとして、資本 (equity) の特徴を特定する議論が展開されているが、そのなかで、エンティティ観 (entity perspective) という考え方は、Paton (1922) で示されるように、すべての請求権は所有権 (ownership) を表すいくつかの属性をおおよそ反映していて、それら所有権の属性は法管轄と文脈に依存するという立場から取り上げられる考え方であるとされている (p. 97)。つまり、エンティティ観は、現代の企業会計においても、所有権を表章する (資本に含められるべき) 請求権を識別できないという立場から、さまざまな請求権をひ

23–25 ; 1971, p. 231)。また、債権者の持分については、時の経過に応じて生じる決済を想定すれば、企業の清算と継続性のいずれを仮定しても、その捉え方に大きな差異は生じないといえる。なお、中村忠 (1975) は、「払込資本および留保利益は、ゴーイング・コンサーンを前提とするかぎり、企業外部者に対する債務とは異なり、法律的な債務ではないけれども、企業主体がこれを非法律的な債務 (nonlegal liability) ないし準負債 (quasi-liability) と観念したものが株主持分という概念にほかならないと考える。」(p. 104) としており、企業の継続性を仮定したうえで、株主の持分を説明している。

とまとめにして捉えることができるという考え方として取り上げられている³⁴。

さらに、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) で示される、貸方全体としての持分 (equities) を基礎とするような利益計算の構想は、営業活動にもとづく利益を企業の業績とみなすような考え方を含むものであった。また、そこでの営業活動にもとづく利益は、企業外部の資金提供者に対して、分配の対象として捉えられるものであった。このような構想についても、昨今における会計基準の開発においては、一定程度の合理性を有する考え方として扱われている面がある。たとえば、IASB および FASB による財務諸表の表示プロジェクトでは、スタッフドラフト (IASB 2010c ; FASB 2010c) の公表をつうじて、財政状態計算書において企業活動を事業活動と財務活動とに区分するという提案がなされている。このような提案の根底には、事業活動と財務活動の識別にもとづく財務諸表の表示内容、とくに企業の事業活動をつうじて得られた利益 (すべての資金提供者に帰属する利益) が情報利用者にとって有益であるという見方が重視されているとみられる^{35 36}。

このように、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) で示された貸方全体としての持分概念については、現代の企業会計においてもなお一定程度の合理性を有する考え方として扱われている。会計主体論は、現代の企業会計における資本利益計算に関する構想の模索という課題に対して、貸方全体としての持分概念という企業の財務的な側面をひとまとめに扱うような具体的な提案まで行っているとみることもでき、この点についても会計主体論の意義を見いだすことができよう。

第4節 概念フレームワーク構想の成立にみる会計主体論の現代的意義

会計主体論は、現行の企業会計の根幹である概念フレームワークの構想の成立にも大き

³⁴ AAA FRPC (2009) は、概念フレームワークにおいて、資本主観 (proprietary perspective) とエンティティ観 (entity perspective) の両方が反映されているという見解を示している (p. 97)。実際、現行の米国会計基準における資本には、株式決済されるコールオプションが含まれており、このような資本の捉え方はエンティティ観 (entity view) にもとづくものであるとしばしば説明されることがある (Penman 2003, p. 84 ; Kirschenheiter et al. 2004, pp. 135–136 ; FASB 2007, para. 60)。ただし、これらの説明は、資本の考え方が首尾一貫していないという批判のもとでなされるものがほとんどである。

³⁵ もっとも、スタッフドラフト (IASB 2010c ; FASB 2010c) の公表後、アウトリーチ活動の結果を受けて、また、優先されるべき他のプロジェクトを円滑に進めるため、同プロジェクトは中断されるに至っている。欧州におけるアウトリーチ活動において、スタッフドラフトに対する主要な懸念の1つに、資本 (equity) を財務セクションに含めていることがあげられている。このような懸念は、資金管理の面において、負債と資本は本来的に異なる性質を有するものであるという見方から提示されている (IASB and FASB 2011, pp. 4–7 ; EFRAG 2011, pp. 22–27)。

³⁶ ただし、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) で説明される持分 (equities) は、買掛金などの営業債務も含まれているため、財務諸表の表示プロジェクトで提案されている財務セクションと一致していない。

く寄与した面があるとみられる。本節では、概念フレームワークの構想の成立という側面から、会計主体論の現代的な意義を検討する。

会計主体論が概念フレームワークの構想の基礎を形成したという考え方において、まず着目できるポイントとしては、概念フレームワークにおけるレポーティング・エンティティという考え方をあげることができる。現行の企業会計における概念フレームワークでは、企業は、レポーティング・エンティティとみなされ、財務報告を行なう経済的な主体として扱われている。また、レポーティング・エンティティという考え方において、企業は、現実世界に存在する経済的資源たる資産を保有してビジネスを行い、そこで獲得したリターンを請求権者に分配する存在としてみなされている。さらに、そのエンティティが各種の財務資源の提供者に対して情報を提供し、彼らとの取引を促進させるというような構想も想定されている。

ここに、企業が、財務資源の提供者いわゆる資金提供者から独立して、単一のレポーティング・エンティティ（報告主体）として存在しているという発想には、会計主体論において提示された、企業をエンティティとして捉える企業観が基礎にされているとみることができる。ただ、このエンティティという発想は、会計主体論において、利益計算を行う立場という意味で用いられることもあったが、少なくとも現行の概念フレームワークにおいては、そのような考え方はとられていない。さらに、払込資本と留保利益についても企業持分であるという説明はみられない。

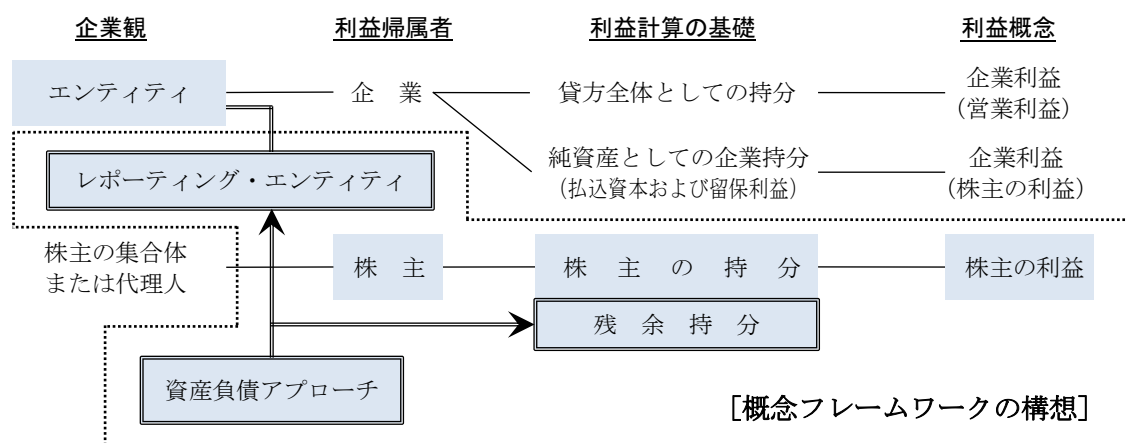
企業をエンティティと捉える企業観が概念フレームワークの一部で用いられた背景としては、その概念フレームワーク構想の根底にある、資産と負債を経済的資源という厳密な考え方で描写しようと試みる資産負債アプローチが関連していると思われる。すなわち、資産負債アプローチという利益観のもとでは、資産と負債についての権利義務の所在をエンティティという存在に求め、そのエンティティによる財務報告においては、経済的資源によって示される資産と負債を中心に行うという構想がとられているように思われる。会計主体論において提示されたエンティティという企業観は、資産負債アプローチという利益観の採用と、財務報告の目的の設定との関連で、概念フレームワークにおける基礎概念としてのレポーティング・エンティティとして形を変えて扱われるようになったと考えられる。

また、企業観にエンティティを採用する考え方と資産負債アプローチとの結びつきは、残余持分に依拠した利益計算を志向するという大きな潮流も生み出した可能性があるともみられる。資産負債アプローチは、資産と負債を経済的資源に関連づけて把握するものであるが、エンティティという存在を介することで、資産と負債に関する権利義務の所在が明

らかにされ、さらにそのエンティティが有する資産と負債の差額をもって資本が残余持分として定義されたとみることができる。つまり、経済的資源にもとづいてエンティティが有する資産と負債を描写するという発想のもとで、残余持分を識別するという考え方が生み出されたとみることができる。このような見方は、現在の概念フレームワークにおいても存続していると思われる。初期の概念フレームワークにおけるレポーティング・エンティティと、残余持分を基礎にした利益計算の志向という考え方の成立において、会計主体論が寄与するところは決して小さくなかったと考えられる³⁷。

前掲の図表 2-2 は、本章で取り上げた個別具体的な先行研究における会計主体論の考え方を典型的に示したものである。企業観にエンティティを採用する考え方は、企業が資金提供者をはじめとした利害関係者から独立して、彼らと契約を締結する別個の存在であるということが強調される。すでに述べたとおり、このことは、企業が利害関係者の関心の中心にあり、財務報告の主体としてのレポーティング・エンティティの構想に結び付いたとみることができた。また、その結びつきにおいて、大きな役割を果たしたものに資産負債アプローチがあげられることも指摘した。下記の図表 2-3 は、それらの関連性をふまえ、会計主体論の議論の類型に、概念フレームワークの構想を重ねて示したものである。

図表 2-3 会計主体論と概念フレームワークの構想



³⁷ 佐藤 (2014) は、Staubus (1961) による提案が FASB 概念フレームワークや IASC 概念フレームワークの成立に影響を及ぼした可能性があることを指摘し、Staubus が晩年においても概念フレームワークにおける議論をめぐって残余持分という考え方を強く支持していたことを指摘している (p. 40)。

ここで、図表 2-3 は、会計主体論と概念フレームワークの構想にかかわる次の 2 つの見方を示している。1 つは、資産負債アプローチを介して、経済的資源で示される資産と負債にかかわる権利義務の所在がエンティティに求められることで、会計主体論にみられた企業観にエンティティを採用する考え方が、レポーティング・エンティティとして構想されたという見方である。もう 1 つは、会計主体論にみられた利益帰属者に株主を想定する一連の考え方を概念フレームワークが取り込み、とくに資産負債アプローチのもとで、株主の持分を、資産と負債の差額としての残余持分で説明を試みたという見方である。会計主体論は、資産負債アプローチという利益観を基礎にした概念フレームワークの構想の形成に寄与したとみることができる。

ただし、現代の企業会計においては、レポーティング・エンティティという考え方を認めるからといって、エンティティが資金提供者とくに株主に代わって具体的な請求権を有しているという説明や、エンティティの利益を計算するという主張はほとんどみられない。企業を別個の存在とみなすことについては合意が形成されているといえるが、企業が自身の資産に対する権益を有するという考え方としての企業持分、その企業持分の一会計期間の差分が企業会計において計算されるべき利益であるという主張には結びついていない³⁸。現行の概念フレームワークにおいて想定されているレポーティング・エンティティや、残余持分という発想は、資産負債アプローチという利益観の登場によって、かつて会計主体論において提示された考え方が、形を変えて、また新たな考え方が付加されて存続しているものとみることができる。

第 5 節 おわりに

本章では、先行研究にみる会計主体論を企業観、利益帰属者、および利益計算の基礎（資本）といった諸側面から概観してきた。会計主体論では、企業観の検討にもとづいて、各種の経済主体のうち、利益計算を行う立場としての利益帰属者の範囲が定められ、そのような利益帰属者が有する持分にもとづいて利益計算の基礎（資本）が捉えられていた。このような議論は、誰の立場から利益計算を行うかという観点から、資本と利益の形式的な関係に実質的な意味づけを行おうとするものであり、現代の企業会計に対しても有益な視点を提供していると考えられた。また、会計主体論の固有の特徴である純資産としての企業持分（払込資本および留保利益）や貸方全体としての持分（equities）は、企業をエンテ

³⁸ 岩崎（2014）は、IASB による概念フレームワークの構想（IASB 2013）において、構成要素の定義や利益計算の仕組みについて「entity perspective」にもとづく一貫した説明がなされなかったことを指摘している。

ィティとして捉える企業観のもとで提示される考え方であり、企業が資産に対して権益・請求権を有しているという解釈が伴うものの、とりわけ後者の貸方全体としての持分の考え方については、多様な金融商品を発行する現代企業を前提とするとき、所有権を表章する（資本に含まれるべき）請求権を識別できない立場から、さまざまな請求権をひとまとめに捉えるような有益な見方として扱われる面もあった。さらに、このような貸方全体としての持分の考え方については、現代における会計基準の開発においてもなお一定程度の合理性が認められていると解釈することもできた。

このように、1950年代に活発な議論が展開された会計主体論は、本章冒頭で述べたように、論争が過熱した結果、多少の混乱もみられたが、どの範囲の資金提供者の立場から利益計算を行うかという根本的な視座を決めること、すなわち利益帰属者の範囲を定めることが、利益計算の基礎としての資本そのものを決定することに強く結びつくという点を示唆してきたように思われる。このような意味で、会計主体論は、その現代的な意義として、企業会計における資本の概念形成に関する議論、さらには資本と利益の範囲を画する議論において有益な枠組みを提供してきたといえる。

しかしながら、すでに述べたように、1970年代以降、会計主体論のうち、とくにエンティティを想定するような企業観のもとで、企業の立場にもとづいて利益計算を構想するような考え方は、次第に後退していくことになる。現行の会計基準を参照する限り、会計主体に関する論争については、利益計算の仕組みを考えるという点では、エンティティとしての企業の利益を計算するという主張よりも、それと対になって検討されてきた株主の利益を計算するという方向性に舵が切られた、というところに一応の決着をみたといえる。この背景には、すでに述べたように、株式投資家を主要な情報利用者として重視する考え方の台頭があげられる³⁹。ただし、エンティティを会計主体とするような主張はみられなくなったものの、そのあとに続くことになった概念フレームワークにおける議論においては、資産負債アプローチという利益観の登場により、会計主体論で提示されてきたエンティティとしての企業観は、レポーティング・エンティティ（報告主体概念）の形成に寄与したとも考えられた。また、レポーティング・エンティティという概念の形成によって、資産と負債についての権利義務の所在がエンティティにあるということが強調されることにより、資産と負債の差額をもって把握することができる残余持分という考え方も概念フレームワークにおいて顕著に主張されるに至ったと考えられる。概念フレームワークでは、

³⁹ この他、エンティティ観とファイナンス理論との不整合な点も指摘されうる。たとえば、Previts and Merino (1979, p. 168 ; 1998, pp. 213 and 260) は、Paton によるエンティティ理論と企業利益の概念は、私的財産権や既存のファイナンス理論にもとづく経済理論と相容れないものであったとしている。

残余持分という考え方のもとで、株主の持分を基礎とする利益計算の志向が展開されていた⁴⁰。

次章では、会計主体論のあとに 1970 年代から 1980 年代にかけて盛んに扱われることとなった概念フレームワークに関する議論を検討する。とくに、概念フレームワークのもとで、資本の概念形成がどのようにして行われたかを検討する。

⁴⁰ 現代の企業会計において、会計主体としての利益帰属者の範囲については、基本的に株主が想定されることになったが、株主の範囲をどのように考えるかという論点は依然として大きな争点となっている。会計主体論の名の下に展開された利益帰属者の範囲をめぐる論争は、今なお株主という範囲をめぐる論争に形を変えて続いているとみることができる。

第3章 概念フレームワークにおける資本

第1節 はじめに

本章では、企業会計の概念フレームワークにおける資本について検討を行う。

概念フレームワークにおいては、利益の概念を導く主要な構成要素を収益および費用に求める考え方で、資産および負債に求める考え方があげられる。前者の考え方は、一般的に、収益費用アプローチまたは収益費用中心観（以下、収益費用アプローチ）と呼称されており、当該アプローチのもとでは、利益の概念が収益と費用の差額として捉えられる。また、後者の考え方は、一般的に、資産負債アプローチまたは資産負債中心観（以下、資産負債アプローチ）と呼称されており、当該アプローチのもとでは、利益の概念が資産と負債の増減にもとづいて捉えられる。概念フレームワークにおける利益観に関する議論では、多くの場合、いずれのアプローチを強調するかという問題に関心が向けられている。また、最近では、この両アプローチの構想に、実現や配分、評価などの基礎概念、さらにはそれら主要な構成要素の測定属性について相対的にどれを重視するかという論点が織り込まれて、純利益と包括利益のうち、いずれの利益が財務報告において志向されるべきかという議論も展開されている。

しかしながら、利益観に関する議論において、収益および費用ならびに資産および負債といった構成要素は、利益の発生原因や属性を説明するものとしては有益であるが、利益に関する概念上の問題のうち、とりわけ利益が各種の資金提供者の持分のうち、誰の持分に帰属するものなのか（どのような持分を増加させるか）という利益の帰属先に関する問題を直接的に解決する役割を有していない。利益の帰属先を説明することができる構成要素は、その計算構造において基礎となる資本に限定されると考えられるからである。利益観に関する議論では、収益および費用ならびに資産および負債が、利益の概念を導く主要な構成要素として、認識や測定の論点を伴ってさまざまに論じられてきたが、資本もまた、利益の概念を明確に定めるための不可欠な構成要素として注目する必要がある。

具体的に、本章の構成は、以下のようになる。第2節においては、1976年にFASBより公表された討議資料『財務会計および財務報告のための概念フレームワークに関する論点の分析：財務諸表の構成要素とその測定』（以下、FASB討議資料（1976）という）において提示された利益観を概観し、資本の範囲を定める問題がどのように扱われていたかを検討する。ここでは、とくに資金提供者の持分の識別という点から、FASB討議資料（1976）において資本の範囲がどのように構想されていたかを検討する。第3節においては、FASB討議資料（1976）において、実務上の課題として提起された貸方における発行金融商品の

分類に関する問題が、1990年に公表された討議資料『負債商品と資本商品の区別およびその両方の特徴を有する金融商品の会計』（以下、FASB 討議資料（1990）という）や、2003年に公表された財務会計基準書第 150 号『負債と資本の特徴を併せ持つ金融商品の会計』（以下、SFAS150（2003）という）をつうじて、どのように対応されてきたかを概観し、とくに資本が差額概念として定義された背景や、差額概念としての資本に伴う問題点を検討する。さらに、2007年に FASB から、資本を積極的に定める考え方を主張する予備的見解『資本の特徴を有する金融商品』（以下、FASB 予備的見解（2007）という）が公表されたことにより、貸方における発行金融商品の分類に関する問題についてどのような見直しが行われようとしていたかを検討する。第 4 節では、日本の企業会計基準委員会（ASBJ）より 2006 年に公表された『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』（以下、ASBJ 討議資料（2006a）という）において、利益計算の基礎としての純資産および株主資本がどのような概念として定められているかを確認し、ASBJ 討議資料（2006a）において定義される株主資本の特徴を指摘する。第 5 節においては、第 2 節から第 4 節の議論をふまえ、また、利益観という問題を構成要素の定義や構成要素間の相互関係に関する問題として捉えたうえで、利益観と、貸借対照表の貸方要素の定め方（負債確定アプローチや資本確定アプローチ）との関係を検討する。最後に、第 6 節では、以上の議論をふまえ、概念フレームワークにおける資本は、他の概念に従属して消極的に定められるのではなく、他の概念から独立して、それに含まれる資金提供者の持分が直接識別されたうえで積極的に定められることが望ましいということを示す。

第 2 節 FASB 討議資料（1976）における利益観と資本

企業会計における概念フレームワークは、米国における会計実務の枠組みの形成に関する歴史的な反省¹をふまえて、会計基準を設定するための指導原理として設けられたものである²。また、概念フレームワークは、その公表の背景を歴史的な視点から丹念に説明した

¹ 1970年代に FASB が着手した概念フレームワーク・プロジェクトは、20世紀における米国の実務界で常に求められてきた財務報告の基礎にある目的と根本原理の枠組みを構築するという、会計手続委員会（CAP）と会計原則審議会（APB）ではなしえなかった総合的な試みであったとされている（Storey and Storey 1998, pp. 3-4 and 67）。なお、CAP は、米国会計士協会（AIA）によって 1938年に設けられた、会計原則についての公式見解を公表する権限が与えられた専門委員会であり、APB は、米国公認会計士協会（AICPA、1957年に AIA から名称変更）によって 1959年に CAP に代わって設置された、会計原則に関する公式見解を公表する権限が与えられた AICPA の上級専門委員会である。

² 広瀬（1995）は、概念フレームワークの制度的意義として、「第 1 に、パブリック・セクターによる会計規制および産業界によるロビイング活動、いかにすれば会計の政治化に対して歯止めをかけ、もってプライベート・セクターの自主規制能力を証明しようとしたこと、第 2 に、

Storey and Storey (1998) で強調されるように、1960年代から1970年代の当時の米国実務における計算擬制的項目の拡大のもとで損なわれていた財政状態の表示を改善するという大きな試みのもとで打ち立てられたものである³。概念フレームワークの開発をつうじた、財政状態の表示の改善という試みは、企業会計における利益の概念をどのように定めるかという根本的な問題、すなわち利益観に関する問題と密接に関連している。1973年以降、概念フレームワーク・プロジェクトに着手した当時のFASBの関心の多くは、利益観に関する論点に向けられていたとみることができる。

本節では、まず概念フレームワーク構想の端緒に相当するFASB討議資料(1976)に着目して、そこで示される収益費用アプローチと資産負債アプローチを概観する⁴。そのうえで、FASB討議資料(1976)において、収益費用アプローチおよび資産負債アプローチがどのような論点として扱われていたかを確認する。次に、FASB討議資料(1976)における利益観と資本維持の考え方との関係を概観したうえで、資本の範囲を定める問題がどのように扱われていたかを検討する。

1 FASB 討議資料 (1976) における利益観

(1) 収益費用アプローチ

FASB 討議資料 (1976) によれば、収益費用アプローチは、収益と費用の差をもって利益を定義しようとする考え方であるとされている。このとき収益は、収益稼得活動からのアウトプットとして、費用は収益稼得活動へのインプットとして捉えられている (para. 38)。また、収益費用アプローチのもとでは、収益および費用の認識時点の決定によって、期間収益から、当該期間収益を獲得するためのコスト (費用) が控除されるならば、利益は適切に測定されることになる、とされている。ここでの利益の測定は、収益と費用の対応プ

従来から未決の難問事項とされてきた会計選択 (accounting choice) 問題に真正面から取り組み、有用な会計選択を可能にさせるための理論的な手がかりを示そうとしたこと」(p. 126) を指摘している。

³ この点については、Storey and Storey (1998, pp. 48–49 and 62–66) を参照されたい。また、Storey and Storey (1998) は、Gellein (1986, p. 15) による指摘である「他の概念を定義するために使用される概念」を引用して、収益および費用が構成要素の概念体系において統一性と首尾一貫性を維持するアンカーとしての役割を果たさないという点を指摘したうえで、資産および負債は、そのアンカーとしての役割を果たしうるという意味での概念的優位性を有していることを強調している (p. 80)。しかしながら、当時の概念フレームワーク・プロジェクトにおいて、資産および負債の概念的優位性に関する主張は、損益計算書よりも貸借対照表を重視し、時価または現在原価によって資産および負債を評価しようとする主張として広く誤解されていた (Storey and Storey 1998, pp. 81–82)。

⁴ もっとも、FASB 討議資料 (1976) では、収益費用アプローチと資産負債アプローチが厳密に定義づけされているわけではないので、それらが説明される主要なパラグラフを要約する形で扱う。

プロセスとして説明されている (para. 39)。

FASB 討議資料 (1976) においては、収益費用アプローチのもとで、利益は、「費用の収益への対応」(matching costs with revenues) または「収益の費用への対応」(matching revenues with costs) のいずれの対応概念においても測定することが可能であるとされている⁵。また、利益の測定としての対応プロセスにおける収益の測定には、実現概念にもとづくアウトプットの販売価値が、費用の測定には、アウトプットを生産するために利用されたインプットの原価が用いられることが、現行実務の基礎として一般によく知られていると指摘している (para. 40)。FASB 討議資料 (1976) では、収益と費用という概念が収益稼得活動によって捉えられること、また、収益と費用の対応プロセスによって利益が測定されることが説明されている。とくに利益の厳密な測定を定めるような、収益および費用に関する具体的な認識基準や測定基準は提示されていない。

(2) 資産負債アプローチ

FASB 討議資料 (1976) によれば、資産負債アプローチは、資産と負債の増減にもとづいて利益を定義しようとする考え方であるとされている。このとき資産は、企業の経済的資源として、負債はそれを引き渡す義務として捉えられている (paras. 34–35)。つまり、資産負債アプローチのもとでは、資産から負債を差し引いた純額の経済的資源たる資本の増減をもって利益が定義されることになる⁶。

しかし、収益費用アプローチの説明と同様、資産負債アプローチのもとでも、利益の測定を厳密に定めるような、資産および負債に関する具体的な認識基準や測定基準は提示されていない。資産と負債が経済的資源にもとづいて捉えられること、また、資産と負債の差額としての資本の増減をもって利益が定義されることが説明されている。とくに、収益費用アプローチのもとで利益の測定を行うための主要な基礎概念である対応や実現については、貸借対照表と損益計算書の連携を前提とすれば、資産および負債の増減と一致するであろう収益および費用を認識するのに役立つ (useful) 会計慣行であるという点が指摘されている (FASB 1976, para. 37)。

⁵ FASB 討議資料 (1976) では、「費用の収益への対応」が伝統的な方法であると指摘されている (para. 40)。

⁶ もちろん、資本の増減の内訳には、いわゆる所有者との取引により生じる部分や過年度の損益修正などが含まれるため、資本の増減のすべてが必ずしも利益として定義されるわけではないという点が留意されている (FASB 1976, para. 36)。

(3) 収益費用アプローチと資産負債アプローチの相違

両アプローチの相違としては、①利益の概念を導く主要な構成要素が異なること、②主要な構成要素が、収益費用アプローチでは収益稼得活動にもとづいて、資産負債アプローチでは経済的資源にもとづいて捉えられること、③利益の概念を導出するプロセスとして、収益費用アプローチでは収益から費用を差し引くというプロセスが、資産負債アプローチでは期末時点の資本から期首時点の資本を差し引くというプロセスが想定されていること、があげられる。そして、④対応や実現という基礎概念の位置づけに関する相違として、収益費用アプローチのもとでは、それら基礎概念が収益および費用の認識時点と測定額を決定する基礎として扱われており、資産負債アプローチのもとでは、財務諸表の連携を前提に、資産および負債の増減を収益および費用として認識するのに役立つ会計慣行として扱われている。

図表 3-1 は、FASB 討議資料（1976）で取り上げられる両アプローチの相違を示したものである。

図表 3-1 収益費用アプローチと資産負債アプローチの相違

	収益費用アプローチ	資産負債アプローチ
利益を導く 主要な構成要素	収益および費用	資産および負債
	収益：収益稼得活動からの アウトプット 費用：収益稼得活動への インプット	資産：企業の経済的資源 負債：企業の経済的資源 を引き渡す義務
利益の定義	収益と費用の差	一会計期間における資産および負債 の増減、すなわち期首時点と期末時点 の資本の差
対応・実現	収益および費用の認識時点と測定額 を決定するための基礎	資産および負債の増減に相当する収 益および費用を認識するのに役立つ会 計慣行

とりわけ、収益費用アプローチにおいては、対応や実現が、収益および費用の認識時点
を決定するための基礎として強調されているものの、両アプローチにおいて、特定の財務
諸表を重視することや、特定の認識基準および測定基準を選択することが明示されて強調
されているとはいえない。実際、FASB 討議資料（1976）では、どの財務諸表が有用で、
どの測定基準がどのアプローチと整合的かという過度に単純化された議論が、両アプロ

チの識別に際して誤解を招くおそれがあるという懸念が指摘されている (para. 44)。このような懸念は、現在においてもなお留意すべきことであろう⁷。

2 FASB 討議資料 (1976) における資本

ここでは、まず FASB 討議資料 (1976) における利益観と、形式的な意味での計算構造を表す資本維持の考え方との関係を概観する。次に、FASB 討議資料 (1976) のもとで資本の範囲の決定に関する問題が、とくに資本を構成する資金提供者の持分の識別という点からどのように扱われていたかを検討する。このような検討を通して、FASB 討議資料 (1976) における資本の概念形成がどのような資金提供者を前提に構想されようとしていたかを把握する。

(1) FASB 討議資料 (1976) における利益観と資本維持の考え方

収益費用アプローチのもとでは、収益および費用が、利益を求めるための直接的な構成要素として捉えられており、資産負債アプローチのもとでは、資産および負債が、利益を求めるための直接的な構成要素として捉えられている。すでに述べたように、両アプローチのもとでは、利益の概念を導く方法として、それぞれ異なる計算プロセスが想定されているが、通常、財務諸表の連携を前提とするとき、両アプローチが求めようとする利益は、本質的に一致していると考えられる。それは、連携を前提とすることで、収益および費用の認識が資本の増減につながり、また、資産および負債の増減の認識が資本の増減につながるという点から説明できる。

両アプローチが目標とする利益が本質的に一致しているという見解の根底には、資本を利益計算の基礎ないし尺度として捉える見方が大きく関係している。完了した資本循環を前提とするが、収益から費用を差し引くというプロセスについては、消費された原価としての費用が収益によって補償されている、という状況が想定されている。また、資産および負債の増減を反映した期末時点の資本から期首時点の資本を差し引くというプロセスについては、期首に投下された資本が期末の資本によって回収されている、という状況が想定されている。このような捉え方は、投下された資金が回収され、その回収を超えて得られた余剰が利益であるということを示唆するものであり、伝統的に、資本維持（または原

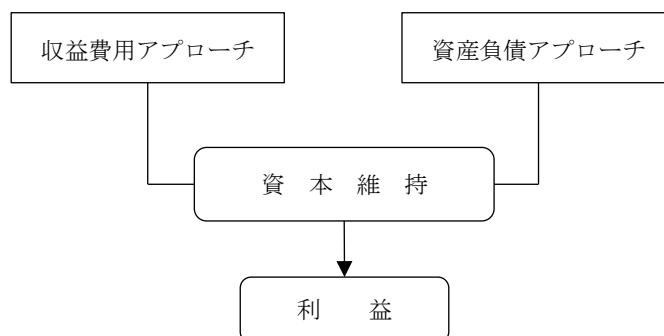
⁷ もっとも、今日においては資産負債アプローチのもとで公正価値測定を重視するような考え方もあげられるが、これは FASB 討議資料 (1976) においてみられたような、資産負債アプローチを、収益費用アプローチを補完するものとして捉える見方ではなく、むしろ資産負債アプローチを、収益費用アプローチと対立するものとして捉える見方といえる。後者の見方およびその問題点の指摘については、辻山 (2007a, p. 35 ; 2007b, p. 142) を参照のこと。

価回収)と呼称されてきた。

具体的に、FASB 討議資料（1976）において、資本維持の考え方は、資本の回収（return of capital）と、資本の回収余剰（return on capital）すなわち利益を区別するための基礎概念であることが指摘されている（para. 264）。また、FASB 討議資料（1976）において、このような資本維持の考え方は、連携された財務諸表において、そもそも単一の概念（a single concept）として捉えられるものであり、利益が収益と費用との差であるという考え方と利益が資本の変動分であるという考え方のなかに生得的（inherent）に備わっているものであるという点が指摘されている（para. 258）。

このように、資本は、連携を前提に、いずれの利益観においても共有されるべき概念であるといえる。とくに資本維持という考え方は、収益費用アプローチと資産負債アプローチのもとで導出される利益が本質的に一致する概念である、ということを説明する役割を果たしているといえる（図表 3-2）。

図表 3-2 利益観における利益の概念の導出



(2) FASB 討議資料（1976）における資本の範囲—資金提供者の持分の識別の視点から

FASB 討議資料（1976）においては、資本に関する問題のうち、貸方における発行金融商品の分類に関する問題が取り上げられている⁸。より具体的に、当該問題は、転換社債、

⁸ FASB 討議資料（1976）では、所有主の持分または資本（owners' interest or capital）に関する問題として、(a) 利益または損失を測定するための基準としての資本（純資産）（capital; net assets）に関わる問題、(b) 資本または所有主資本（capital or owners' equity）に含まれるさまざまな種類の項目に関わる問題、および (c) 負債と所有主資本（liabilities and owners' equity）の両方に含まれる特徴をもつ一部の有価証券に起因する問題の 3 点が取り上げられている（para. 189）。(a) の問題は、資本維持論に関する問題であり、(b) の問題では、たとえば払込資本と留保利益の区別に関わる問題をあげることができる。そして、(c) の問題は、貸方における発行金融商品の分類に関する問題とみなすことができる。本章では、(c) の問題のみを検討する。

ワラント債、および優先株式などの負債と資本の両方の特徴を有するいくつかの発行金融商品を貸方において分類する際の実務上の課題として提起されている (paras. 192–193)。これは、資本の範囲ないし資本を構成する資金提供者の持分の識別に関する論点につながるものである。しかし、FASB 討議資料 (1976) におけるこのような問題提起のもとでは、議論の焦点が、資本を構成する持分の種類にはどのようなものがあるかという資本の原則的な捉え方に当てられておらず、転換社債や優先株式などのグレーゾーンに位置する一部の発行金融商品の会計処理に関する問題いわば副次的な問題に当てられている。このような問題提起が行われた背景として、そもそも FASB 討議資料 (1976) においては、負債が確定された請求権として、資本が確定された請求権が満たされたあとの残余資産に対する未確定な請求権として捉えられること、また、このことをもって、発行金融商品を負債と資本に分類する境界線は概念的に明らかであることが強調されている (para. 192)⁹。つまり、FASB 討議資料 (1976) における先の問題提起は、資本を差額で捉えることで負債と資本の区別は明確化されるという考え方のもとでなされていたと指摘することができる。さらに、FASB 討議資料 (1976) においては、資本の概念が次のように説明されている¹⁰。

「営利企業における所有者または株主の持分 (owners' or stockholders' interest) は、残余持分 (residual interest) である。それは、所有者または株主以外の他の者の請求権を控除した後に残る企業の資産に対する持分 (interest) である。」(para. 187)

「所有者資本または資本 (owners' equity or capital) は、企業の資産と負債の差額として測定される。複式簿記にもとづく会計は、資本および資本の変動を直接測定することを可能にするが、資本は企業の資産と負債から分離して存在することはない。なぜなら、資本 (capital) は残余持分 (residual interest) であるからである。資本は純資産に等しい。」(para. 188)

これらの内容においては、株主の持分は残余請求権 (残余持分) であるということが、また、資本は資産と負債の差額としての残余持分で測定されるということが示されている。つまり、ここでの残余ないし差額としての資本には、次のような特徴を指摘することがで

⁹ このような記述は、FASB 討議資料 (1976) の後に公表された概念書第 6 号 (1985, para. 55) においてもみられる。

¹⁰ この引用の内容は、資本の定義を厳密に説明するものではないが、FASB 概念書第 6 号 (1985) における資本の定義の基礎になっているとみることができる。

きる。まず、資本を構成する主たる持分に、株主の持分が想定されているということである。また、上記の FASB による実務上の課題に関する問題提起を前提に、グレーゾーンにある発行金融商品のなかには、資本区分に分類されるものも存在するということが示唆されている。つまり、FASB 討議資料（1976）において説明される資本には、株主の持分に加えて、株主以外のその他の資金提供者の持分（負債の要件を満たすものを除く）も含まれる余地がありうるということが暗に示されている。

以上のことから、1970 年代当時における FASB 概念フレームワーク・プロジェクトにおいては、貸方における発行金融商品の分類に関する問題が、資本を構成する資金提供者の持分を識別するという根本的な問題として取り上げられることなく、グレーゾーンにある一部の発行金融商品の取扱いを個別に検討していくという副次的な問題として扱われていたとみることができる¹¹。このような問題の捉え方の前提として、差額概念として定められる資本のコアは株主の持分によって形成されるという見方が採用されていたとみることができる。

次に、FASB による一連の概念フレームワークが公表されたあとで、貸方における発行金融商品の分類に関する問題に対して、どのような対応がとられたのかを検討する。

第 3 節 貸方における発行金融商品の分類の問題をめぐる FASB の対応

1 FASB 討議資料（1990）の公表から SFAS150（2003）の公表まで

前述したように、FASB 討議資料（1976）では、株主の持分に加えて、株主以外の他の資金提供者の持分も資本を構成する可能性があるという点が示唆されていた。株主以外の他の資金提供者の持分が資本に含まれる余地があることの要因に、資本が差額概念として定められていることがあげられた。このような考え方が採られたのは、FASB 討議資料（1976）における利益観の議論のもとで、財務諸表の構成要素の定義づけや構成要素間の相互関係についての構想の中心に、資産負債アプローチが想定されていたためであると考えられる。すでに述べたように、資産負債アプローチは、資産および負債の定義づけを、収益および費用の定義から独立して優先的に行おうとするものであり、この考えのもとでは、資本が資産と負債の差額概念として定められることになる。資本を差額概念として定

¹¹ 第 2 章で述べたように、1950 年代に米国の会計学界を席卷した会計主体論は、株主の持分を資本として捉える通説的な見解に結果として影響を及ぼすことはなかったものの、利益計算の基礎としての資本をどのような資金提供者の持分から構成させるかという重大な論点を提起したとみなすことができる。この論点は、1970 年代に FASB によって打ち立てられた概念フレームワーク構想において、会計主体論からの問題提起をふまえ、資本の概念および利益計算の仕組みを定める際の主要な課題として取り上げられるべきであったと思われる。

める考え方は、FASB 討議資料（1976）の公表以降、概念フレームワーク・プロジェクトの成果である一連の公表物においても堅持されている。1985年にFASBにより公表された概念書第6号において、資本（equity）は、資産から負債を差し引いた残余請求権として定められている（para. 49）¹²。

しかしながら、金融市場の発展に伴ってさまざまな発行金融商品が利用されるようになると、貸方における発行金融商品の分類に際して、差額概念としての資本の考え方は実務上で必ずしも明確な指針を提供するものではないという懸念が生じるようになった。このような懸念を受けて、FASBは、当時取り組んでいた株式報酬やレポーティング・エンティティなどのプロジェクトとの関連性をふまえ、FASB 討議資料（1990）を公表した（FASB 1990, paras. 14–16）。

FASB 討議資料（1990）では、いくつかの特定の発行金融商品を負債区分に分類すべきか資本区分に分類すべきかという論点に加え、資本を独立して優先的に定めるべきかなど構成要素の定義づけについての根本的な見直しに関する論点が扱われていた。FASB 討議資料（1990）で扱われた論点の一部は、やがて2000年に公開草案『負債、資本またはその両方の特徴を有する金融商品の会計』¹³の公表を経て、2003年にSFAS 150として制度化されるに至る。SFAS 150では、強制償還金融商品、資産の引渡しによる自己株式の買戻義務、および可変数の株式を発行する特定の義務について、負債区分に含められることが明確に示された¹⁴。

2 個別追加的な会計基準の公表による改善と限界

2003年におけるSFAS 150の公表に至るまでの、貸方における発行金融商品の分類の問題をめぐるFASBの対応は、FASB 討議資料（1976）の公表当時における問題意識に照らせば、合理的なものであったといえよう。すでに述べたように、FASB 討議資料（1976）の公表当時における、負債と資本の区別に関する問題意識は、資本を資産から負債を差し引いた差額概念として捉える見方を前提に、グレーゾーンにある発行金融商品をどの貸方

¹² FASB 概念書第6号（1985）における資本（equity）は、「負債を控除した後に残るある実体の資産に対する残余請求権」（FASB 1985, para. 49）と定義されている。

¹³ また、FASBは、2000年に概念書第6号における負債の定義の改訂案（FASB 2000b）を公表している。当初は、SFAS 150の公表後に転換社債などの複合金融商品に関する会計問題について結論を下したうえで、負債の定義の改訂内容を公表する予定であったが、その取組みは断念されている。

¹⁴ SFAS 150の公表を受けて、EITF 00–19においても、純額で株式決済されるプットオプションが負債項目として取り扱われるよう、その規定内容が整備された。なお、SFAS 150およびEITF 00–19の規定内容は、現在、ASC Topic 480およびASC Topic 815に引き継がれている。

区分に分類するかという個別論点に向けられていたからである。

しかしながら、SFAS 150 の公表による FASB の対応は、概念フレームワークにおける資本の定義を差額概念として維持したまま、既存の負債の定義を事後的に拡張させていくことで、負債と資本の概念の両方を実質的に修正していくような試みであったとみることができる。たとえば、概念フレームワークにおいて、負債は「経済的便益の犠牲」として定義される一方で、SFAS 150 および EITF 00-19 では、自社株式を発行する義務のうち、所有関係が否定される発行金融商品が負債区分に含まれることになった¹⁵。また、このような規定内容と連動して、自社株式を発行する義務のうち、所有関係を有する発行金融商品は資本区分に含まれるという考え方が示されるようになった¹⁶。すなわち、会計基準を体系づける概念フレームワークにおいて、資本の概念があいまいにされたまま、個別の新しい会計基準の設定によって、負債と資本の概念が、随時、改められていく状況が作り出されていたといえる¹⁷。

すでに述べてきたように、FASB 概念フレームワークにおいて、資本は差額概念として示されているのみで、資本を構成する持分の種類には、株主の持分が想定されること以外に、どのような持分が資本に含まれるのかという点が判然としない。米国における現行の会計基準や実務指針を参照する限りにおいて、資本には、株主の持分に加えて、株式決済が予定されるコールオプションの保有者の持分が含まれている (ASC Topic 480 and 815)¹⁸。これら資本を構成する持分の種類は、現行の会計基準や実務指針における複数の規定

¹⁵ SFAS150 では、可変数の自社株式を発行する義務について、その義務の価値変動が対象となる株式の公正価値の変動と無関係なもの、もしくは逆方向の関係にあるもの、またはその義務の価値が固定されているもの、すなわち可変数の自社株式を発行する義務のうち、所有関係が否定されるものが負債区分に含まれると定められている (para. 12)。

¹⁶ FASB は、SFAS150 の公表後にマイルストーン・ドラフト (2005) を公表した。マイルストーン・ドラフト (2005) では、FASB 公開草案 (2000) において示された所有関係の考え方にもとづいて、資本区分に分類される発行金融商品の特徴がより詳細に説明されている。所有関係を有しているか否かは、発行金融商品に相当する契約の公正価値の変動が対象となる株式の公正価値の変動と同一方向に変化するか否かにもとづいて判定されている。

¹⁷ このような負債と資本の概念に対する追加段階的な修正は、たとえば上位概念である負債や資本にもとづいて会計基準を演繹するのではなく、さまざまな発行金融商品に関する実務的な問題に随時対応するため、個別の新しい会計基準の設定をつうじて負債や資本の概念を帰納させていこうとするものと考えられる。負債や資本の概念に対するこのような修正は、企業会計の制度設計における 1 つの正当なプロセスとして捉えることも可能であるが、そこでは会計基準を体系づけるという概念フレームワークの役割が低められているように思われる。

¹⁸ 株主とオプション保有者の識別を重視する観点からは、米国における現行の会計基準において、株主とオプション保有者を同一視して両者の持分が結合されているという懸念も指摘されてきた。株式と株式オプションを識別したうえで、資本を普通株主の持分に限定して捉え、彼らの利益の計算を主張するものに、たとえば、Kirschenheiter et al. (2004) や Ohlson and Penman (2005) があげられる。

を参照した結果として把握されるものであり、概念フレームワークにおいて明文化されているわけではない。概念フレームワークにおいて、資本を構成する持分の種類が特定されていないため、資本の概念を厳密に捉えるには、会計基準や実務指針の設定・改廃に留意しながら、それらの規定内容を参照することが求められる。概念フレームワークにおいて資本を構成する持分の種類が明らかにされていないということは、会計基準を体系づける基礎概念の設定段階において、どのような資金提供者の立場を想定して利益計算が行われるのかという点が示されていないことを意味する。概念フレームワークにおいて、資本の概念が明確に示されないまま、個別の会計基準の設定・改廃によって、資本の概念を調整していく方法には限界があるように思われる。

3 貸方における発行金融商品の分類に関する問題の見直し—FASB 予備的見解（2007）の公表

FASB は、SFAS 150 の公表後に取り扱う予定であった未解決な問題を個別追加的な会計基準の公表をつうじて解消する試みを断念し、収斂された 1 組の区分原則 (a convergent set of classification principles) を開発するという新たな試みを掲げて、FASB 予備的見解 (2007) を公表した (FASB 2007, para. E6) ¹⁹。

FASB 予備的見解 (2007) は、IASB と FASB による共同プロジェクトのもとで公表されたものであり、概念フレームワークに関する公表物ではないものの、資本の概念を形成しようとするいくつかのアプローチが検討されている。そこでは、資本を差額概念として消極的に定めようとする構想よりも、資本が有するべき特徴を検討のうえ資本の概念を積極的に定めようとする構想が支持されている。具体的には、残余という考え方に着目したうえで、普通株主のような残余請求権者クラスの持分で資本を構成させる基本所有アプローチ (Basic Ownership Approach) が支持されている。また、FASB 予備的見解 (2007) においては、基本所有アプローチのもとで負債区分に含まれる発行金融商品の事後測定に関する論点を含めて、どのような計算構造が想定されるかという議論も扱われている²⁰。

¹⁹ FASB によってこれまで進められてきた負債と資本の区分に関するプロジェクトにおいて、負債と資本の境界線を探る貸方区分の問題は、貸借対照表における表示の問題として、また利益計算の仕組みを構想する問題として取り上げられてきた。FASB 予備的見解 (2007) の冒頭でもこの 2 つの視点が指摘されており、とくに負債項目と資本項目の識別が純利益 (net income) の決定に大きな影響を及ぼすことが強調されている (FASB 2007, para. 3)。

²⁰ たとえば、負債区分に含まれる発行金融商品のうち、可変的または不確実な決済価額を有する株式オプションなどは、他の会計基準が異なる測定属性を許容または要求しない限り、各測定日において公正価値で再測定され、当該公正価値による変動額は、利益 (income) に含めて報告される、と説明されている (FASB 2007, para. 35)。

FASB 予備的見解（2007）の公表は、貸方における発行金融商品の分類に関する問題を実務上の副次的な論点として取り扱うような、これまでの問題意識を見直そうとするものである。FASB 予備的見解（2007）において、資本を負債に優先して積極的に定めようとする構想が支持されたことにより、FASB 討議資料（1976）の公表以来堅持されてきた、資本を差額概念として捉える考え方が改められようとしていた。

しかしながら、FASB 予備的見解（2007）において支持された基本所有アプローチは、概念フレームワークおよび会計基準で想定されてきたこれまでの資本をより狭義に捉えようとするものであり、優先株式が負債区分に含まれることや、負債区分に含まれる発行金融商品の多くが公正価値で再評価され、その評価差額が純利益に含まれる可能性があることに対して多数の批判が寄せられた（FASB 2008b）。この結果、基本所有アプローチは棄却されることになる²¹。とはいえ、基本所有アプローチが棄却されるに至った批判は、負債に優先して資本を定めるという考え方に対して向けられたものではなく、主に、資本の範囲を現行よりも狭く定めたことに対して向けられたものであることに留意する必要がある。

どのような資金提供者の範囲にもとづいて利益の計算を構想するかという論点は、企業会計の根幹をなす重大な問題である。この問題に対する合理的な対処法としては、利益帰属者の範囲を定める視点にもとづいて、どの資金提供者の持分が資本を構成するかという点を明らかにすることがあげられる。貸方における発行金融商品の分類をめぐる現在に至るまでの議論の混迷は、FASB 討議資料（1976）公表当時からの後の概念フレームワークの成立までの間に、貸方における発行金融商品の分類に関する問題を、資本の概念を明らかにしたうえで利益計算の仕組みを構想するという根本的な問題として扱わなかった点に起因しているように思われる。FASB 予備的見解（2007）が支持した基本所有アプローチは、実務界からの抵抗をうけて棄却されるに至ったが、FASB 予備的見解（2007）の公表は、FASB 討議資料（1976）公表当時の問題意識について見直しをはかるうえで有益な機会であったといえる。

次に、資産および負債の定義を、収益および費用の定義から独立して定めようとする考え方に依拠しながらも、利益計算の基礎としての資本を株主の持分に限定して明確に定め

²¹ 資本の概念形成や資本項目と負債項目の区別に関する議論を扱う、資本の特徴を有する金融商品に関するIASBとFASBの共同プロジェクトは2010年に中断される（IASB 2013, para. 5.25）。そのあと、これらの論点は、IASBによる概念フレームワーク・プロジェクト（構成要素の定義に関する協議事項）で一時的に扱われることになる。しかしながら、2019年現在においては、IASBによって、概念フレームワーク・プロジェクトから離れた形で、資本の特徴を有する金融商品プロジェクトが進められている（IASB 2018b, para. 1.3）。IASB 討議資料『資本の特徴を有する金融商品』（2018b）は、当該プロジェクトにおける公表物である。

る ASBJ 討議資料 (2006a) について検討を行う。ASBJ 討議資料 (2006a) は、資産および負債を収益および費用に優先して定める方法が、資本を差額概念として捉える考え方と必ずしも直接的に結びつくことにはならないという点を説明するうえで有益である。

第 4 節 ASBJ 討議資料 (2006a) における資本

日本の概念フレームワークの形成は、ASBJ のもとに設けられた基本概念ワーキング・グループにより、2004 年に公表された『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』にみることができる²²。その後、ASBJ のデュープロセスを経た正式な文書として、一部修正が加えられたうえで、2006 年に改めて ASBJ 討議資料が公表された²³。

本節では、ASBJ 討議資料 (2006a) において、利益計算の基礎としての資本の概念がどのように定められているかを概観し、それが有する特徴を指摘する。

1 ASBJ 討議資料 (2006a) における 2 つの利益計算の基礎

ASBJ 討議資料 (2006a) では、資産および負債が、収益および費用から独立して定義されている。これは、資産負債アプローチの採用によるものである。資産負債アプローチを採用する要因には、構成要素の定義を確定する作業が容易であること、また、IASB や FASB の概念フレームワークで資産負債アプローチがすでに取り入れられているという国際的な動向を重視したことがあげられている (ASBJ 2006a, 第 3 章財務諸表の構成要素 para. 18)。また、ASBJ 討議資料 (2006a) では、資産負債アプローチのもとで、資産と負債の差額概念としての純資産が定義され、その内訳では株主資本が定義されている。つまり、純資産が差額概念として消極的に定められるとともに、株主資本が株主の持分に限定されて積極的に定められている。ASBJ 討議資料 (2006a) において、純資産と株主資本の両概念は、企業会計における利益計算の基礎として捉えられている²⁴。

以下では、ASBJ 討議資料 (2006a) で定義される純資産と株主資本という 2 つの利益計

²² 日本における概念フレームワーク開発の機運は、会計基準を設定するための指針に対する要望と、概念フレームワークに基礎を置く会計基準設定プロセスが国際的に重視されてきたことに大きく依拠している。ASBJ 討議資料 (2006a) の公表の経緯については、さしあたり加古 (2005) と齋藤静樹 (2007) を参照のこと。

²³ 2004 年の旧版では、会計情報の質的特性として、「意思決定との関連性」、「信頼性」、および「内的整合性」があげられていたが、2006 年の新版では、「内的整合性」が会計情報の質的特性から除外され、「意思決定との関連性」と「信頼性」を下位で支える基礎的な前提条件である「一般的制約となる特性」に含められている。また、「一般的制約となる特性」として「比較可能性」があげられている。この点については、大日方 (2007b) を参照のこと。

²⁴ 具体的に、純資産については、包括利益を生み出す投資の正味ストックとして、また株主資本については純利益を生み出す投資の正味ストックとして説明が加えられている (齋藤真哉 2007, p. 98)。

算の基礎について検討を加える。とくに、どのような資金提供者を前提に、純資産と株主資本が利益計算の基礎として位置づけられているのかについて着目する。

(1) 利益計算の基礎としての純資産

ここでは、ASBJ 討議資料（2006a）における純資産と包括利益の関係が、どのような資金提供者を前提に想定されているかをその導出プロセスに着目して検討する。

ASBJ 討議資料（2006a）によれば、純資産を構成する持分の種類には、基本的に、株主の持分²⁵と新株予約権者²⁶（以下、コールオプション保有者）の持分があげられている。しかし、純資産は差額概念であるため、株主の持分とコールオプション保有者の持分以外に、（負債区分に含まれない）その他の資金提供者の持分が含まれる可能性がある。たとえば、日本会計基準で詳細な規定が設けられていない純額で株式決済されるプットオプションについては、ASBJ 討議資料（2006a）において示される負債の定義を満たさないため、当該プットオプションは、純資産（区分）のうち株主資本以外のその他の純資産（区分）に含まれることになると考えられる²⁷。

また、ASBJ 討議資料（2006a）では、下記に示すように、純資産にもとづいて、包括利益の定義が定められている。

「包括利益とは、特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引によらない部分をいう。」（para. 8）

つまり、包括利益は、一会計期間における純資産の変動額のうち、純資産項目として列挙されている持分の保有者である、株主およびコールオプション保有者との直接的な取引

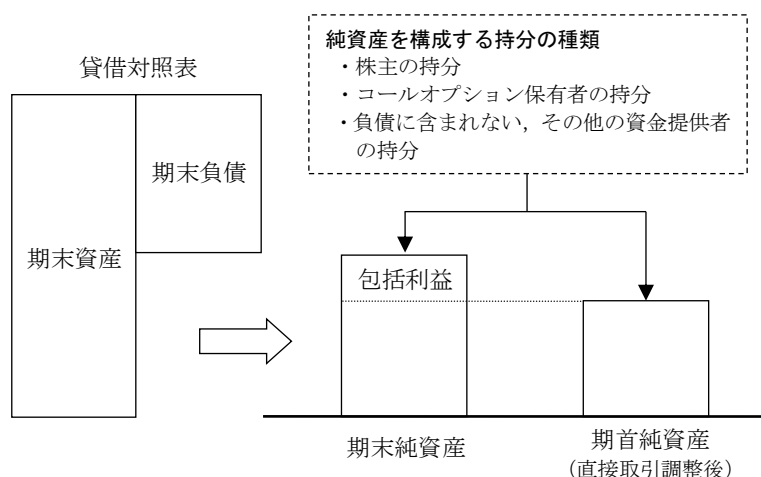
²⁵ 連結財務諸表を前提にすれば、厳密には親会社株主の持分を指すが、ここでは個別財務諸表を前提に議論を進める。

²⁶ 新株予約権には、通常の資金調達目的で発行されるものもあれば、ストックオプションのような報酬提供目的のもので発行されるものもある。また、基本的には、自社株式による現物決済が想定される。

²⁷ 現行の米国会計基準のもとでは、純額で株式決済されるプットオプションは、可変数の株式を発行する特定の義務（*certain obligation to issue a variable number of shares*）として負債区分に含まれる（ASC para. 480-10-25-14）。野口（2005）によれば、そのような特定の株式発行義務は、日本の概念フレームワーク（2004年当時の討議資料）における負債の定義を満たさないため、純資産のうち株主資本以外のその他の純資産に含まれるとされる（p. 41）。他方、『金融商品に関する会計基準』（ASBJ 2008）におけるデリバティブの取扱いにもとづいた処理を想定するならば、純額で株式決済されるプットオプションは負債区分に含めて処理することも考えられる。

による部分が除かれたものであるとされている。また、このような定義にもとづいて、純資産と包括利益の関係を、期末純資産から期首純資産を差し引くというプロセスにあてはめてみると、下記の図表 3-3 のように示すことができる。

図表 3-3 純資産にもとづく包括利益の概念



このように、純資産を構成する持分の種類が特定されていなくても、期首と期末の両時点において、資産と負債の差額として把握されるひとまとまりの持分を純資産として捉えることによって、包括利益の概念を導出することは可能である。純資産を構成する持分が厳密に特定されていないために生じる問題点は、どのような資金提供者を前提に包括利益の計算が想定されているのかという点が不明確になるところにある。ASBJ 討議資料(2006a)において、包括利益には、純利益を超える有用性が見いだされる可能性があるとして、純利益と並んで独立した地位が与えられている (ASBJ 2006a, para. 22)。純利益との併存が許容される包括利益が、どのような資金提供者のもとで計算されるものなのかという点が不明確になるのは問題であろう。この問題は、負債を優先して定めて、利益計算の基礎としての資本を差額概念で定める FASB 概念フレームワークにもみることができる。ただし、ASBJ 討議資料 (2006a) においては、財務報告の目的に照らして、純資産と包括利益の関係よりも、株主資本と純利益の関係が重視されている。

次に、ASBJ 討議資料 (2006a) における株主資本と純利益の関係について着目し、株主資本がどのようにして定義されているか検討する。

(2) 利益計算の基礎としての株主資本

ASBJ 討議資料（2006a）において、株主資本は、下記のように定義されている。

「株主資本とは、純資産のうち報告主体の所有者である株主（連結財務諸表の場合には親会社株主）に帰属する部分をいう。」（para. 7）

この定義からは、株主資本が、株主の持分に限定して捉えられていることがわかる²⁸。株主資本にもとづいて利益を計算する構想では、株主という特定の資金提供者が利益帰属者として想定される。ここでは、純資産と包括利益の関係と比較して、どのような資金提供者の立場にもとづいて利益計算が行われるかという点が明らかにされている²⁹。

また、ASBJ 討議資料（2006a）における株主資本の定義においては、次のような内容が脚注として追記されている。

「ここで報告主体の所有者である株主に帰属する部分とは、報告主体の所有者との直接的な取引によって発生した部分、及び投資のリスクから解放された部分のうち、報告主体の所有者に割り当てられた部分をいう。」（para. 7 脚注 6）

株主資本の定義に関するこのような追記内容は、株主資本を構成する株主の持分が、たとえば株式の発行による払込資本の増加などの株主との直接的な取引による部分と、リスクから解放された結果としての利益を源泉としている部分からなることを説明している。後者の記述からはとくに、毎期の利益として増加する株主資本は、リスクから解放された部分によって限定されているという特徴をあげることができる。

「リスクからの解放」という考え方は、次の純利益の定義にも示されている。

「純利益とは、特定期間の期末までに生じた純資産の変動額（報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び前項にいうオプションの所有者との直接的な取引による部分を除く。）のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成

²⁸ ここでいう株主は、普通株式や優先株式をはじめ株式という法的形式を有する発行金融商品の保有者が想定されていると考えられる。

²⁹ 純資産のうち株主資本以外のその他の純資産に含まれる株式決済オプションのような発行金融商品は、株主資本を基礎とする利益の計算において、金融負債と同様な取扱いをうけることが想定される。たとえば新株予約権が失効すれば、その帳簿価額は、当該失効が生じた会計期間における損益として株主資本に含まれることになる。つまり、新株予約権戻入益は、株主の利益を構成することになる。

果であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう。純利益は、純資産のうちもっぱら株主資本だけを増減させる。」(para. 9)

純利益の定義で示される「特定期間の期末までに生じた純資産の変動額（報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び前項にいうオプションの所有者との直接的な取引による部分を除く。）」は、包括利益を指していると思われる。したがって、純利益は、包括利益のうち、リスクから解放された部分で、かつ株主に帰属する部分であることが示されている。

「リスクからの解放」とは、「投資にあたって期待された成果が事実として確定すること」(ASBJ 2006a, para. 57)をいう。これは、キャッシュフローを利益のアンカーとして捉えたうえで、キャッシュフローの裏づけが得られた時点をもって純利益を認識しようとする考え方である³⁰。

ASBJ 討議資料(2006a)において、株主資本は、株主の持分に限定して捉えられるものであるが、とくに純利益との関係では、「リスクからの解放」という利益の認識基準が織り込まれていることが特徴としてあげられる。

2 「リスクからの解放」概念を織り込む株主資本

すでに述べたように、ASBJ 討議資料(2006a)における株主資本では、株主の持分の変動分(直接取引による部分を除く)のうち、リスクから解放されていない部分が除外され、リスクから解放されている部分のみが取り込まれる。つまり、株主資本の定義では、株主という特定の資金提供者の持分(ストック)に着目して、当該持分の一会計期間における差分を利益(フロー)として捉えるという基本的な考え方のもとで、株主資本の増分として加わる利益については「リスクからの解放」という考え方によって制限がかけられている。株主資本の定義のなかで利用されている「帰属」という用語は、「リスクからの解放」によって制限がかけられた結果、いわば確定した利益のみが株主資本に加わるという意味のもとで用いられている³¹。

ASBJ 討議資料(2006a)において、リスクから解放されていない株主の持分が株主資本から除かれている理由は、「リスクからの解放」概念にもとづく純利益が財務報告の目的を

³⁰ なお、ASBJ 討議資料(2006a)において示される収益および費用の定義においても「リスクからの解放」概念が織り込まれている。このことから、ASBJ 討議資料(2006a)では、純利益の測定プロセスとして収益費用アプローチが強調されているといえる。

³¹ 齋藤真哉(2007)は、ASBJ 討議資料(2006a)において用いられている「帰属という用語は、投資のリスクから解放された部分についてのみ関連する概念」(p. 89)であると指摘している。

達成するための有益な手段として捉えられているからである。ASBJ 討議資料（2006a）における財務報告の目的は、「投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況の開示にある」（第1章、序文）とされ、また、「企業の投資のポジション（ストック）とその成果（フロー）」（第1章、序文）に関する情報を提供することにあるとされている。そして、投資家が企業成果の予測と企業価値の評価のために求める情報は、「投資にあたって期待された成果に対して、どれだけ実際の成果がえられたのかについての情報」（para. 23）とされ、「リスクからの解放」概念にもとづく、キャッシュフローをアンカーとする純利益が重視されている。株主資本の定義に「リスクからの解放」概念が織り込まれているのは、財務報告の目的を達成する手段として純利益が重視されている点に大きく依拠している³²。

以上、ASBJ 討議資料（2006a）においては、財務報告の目的を達成するために、株主資本および純利益という資本と利益の関係が重視されている。とくに株主資本については、それが株主の持分のみにもとづいて構成されていること、また、利益を株主の持分の増分として捉えるところでは、純利益を支える「リスクからの解放」概念による制限が加えられているということを指摘することができる。ASBJ 討議資料（2006a）においては、「リスクからの解放」を介した株主資本と純利益の関係をベースにして、どのような資金提供者の立場からどのような利益を計算するのかという利益計算の構想が明らかにされている。「リスクからの解放」概念のような利益の認識基準が、利益計算の基礎としての資本に明示的に織り込まれているという点は、資本を差額概念として捉える FASB および IASB 概念フレームワークと異なって顕著な特徴であるということを指摘することができる。

次に、第2節および第3節で概観してきた FASB 討議資料（1976）における利益観の議論や、貸方における発行金融商品の分類に関する問題をめぐる FASB の対応、さらには本節で取り上げた ASBJ 討議資料（2006a）における2つの利益計算の基礎（純資産および株主資本）に関する議論をふまえたうえで、利益観と貸方要素の定め方との関係を検討する。

第5節 利益観と貸方要素の定め方

本節第2節と第3節では、FASB 概念フレームワークにおいて資本が差額概念として定められた経緯、およびその差額概念としての資本に向けられてきた批判について検討を加えた。また、第4節では、ASBJ 討議資料（2006a）において資産負債アプローチが採用さ

³² ASBJ 討議資料（2006a）にみるような、純利益を財務報告の目的を達成するための有益な手段として位置づけ、その純利益にもとづいて株主資本を定義しようとする考え方では、利益の概念から資本の概念を導出するプロセスが強調されているように思われる。

れるとともに、株主資本が積極的に定められていることの意義を検討した。本節では、これらの検討をふまえて、利益観と貸方要素の定め方（負債確定アプローチや資本確定アプローチ）との関係について検討を加える。まず、利益観と貸方要素の定め方の組合せを示す。そのうえで、FASB 概念フレームワークおよびASBJ 討議資料（2006a）にみられる、利益観と貸方要素の定め方との関係について検討を行う。ここではとくに、任意の利益観が優先されれば、貸方要素の定め方も同時に選択されるのか、それとも利益観と貸方要素の定め方は独立した関係にあるのかという点に着目する。

1 利益観と貸方要素の定め方の組合せ

第2節で述べたように、FASB 討議資料（1976）において、資産負債アプローチと収益費用アプローチは、Storey and Storey（1998）で指摘されているように、利益の概念を導くことを目的とした構成要素の定義や構成要素間の相互関係に関する基本的な考え方として取り上げられていた。FASB 討議資料（1976）では、それぞれのアプローチが、過度に特定の認識基準や測定基準に結びつけられて解釈されることの懸念が指摘されていた。また、それぞれのアプローチは、あくまで構成要素の定義づけに関する考え方であって、さまざまな認識基準および測定基準が混合して用いられる可能性が示唆されていた³³。

概念フレームワークにおける両アプローチを、構成要素の定義をめぐる問題として捉えらるとすると、資産負債アプローチについては（貸借対照表で貸方2区分を前提とする限り）、資産と負債の差額をもって資本の概念を定める考え方との結びつきを指摘することができる。以下、負債の概念を優先して定めて資本の概念を差額として定める考え方を負債確定アプローチと称する³⁴。資産負債アプローチが負債確定アプローチと結びつけられる理由については、第2節で述べたように、資産負債アプローチにおいて、負債が利益の概念を導くための直接的な構成要素として捉えられており、資産以外の他の構成要素と比較して、優先的に定められる概念であると位置づけられているためである。負債確定アプローチのもとでは、負債が定められれば差額としての資本も同時に定められる。

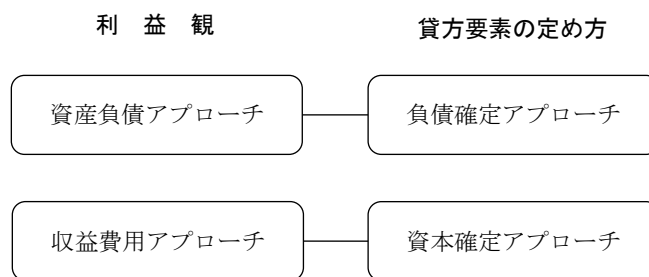
³³ もっとも、現在においては、資産負債アプローチと収益費用アプローチに特定の認識基準および測定基準を織り込んだ議論が盛んに行われるようになってきている。たとえば、川村（2011）では、資産負債アプローチに公正価値測定を想定して利益測定を行うような考え方に、経済事象アプローチという用語が、収益費用アプローチに実現主義や取得原価主義を想定して利益測定を行うような考え方に、取引記録アプローチという用語が用いられており、それらアプローチと、定義の問題をめぐる資産負債アプローチおよび収益費用アプローチという用語とが区別されている。

³⁴ 徳賀（2003）は、貸借対照表の貸方区分について、いくつかの代替的アプローチを検討しており、「まず、負債とは何かを明確にし、それ以外の貸借対照表貸方項目は、認識を否定するか資本として範疇分けする」アプローチを負債確定アプローチと称している（p. 19）。

他方、収益費用アプローチにおいては、収益および費用が利益の概念を導く主要な構成要素とされるが、これらの構成要素の概念形成は、負債と資本のうち、とくにいずれかの構成要素を優先して決定させるという直接的な要因にはならない。ただし、収益と費用の差として求められる利益の概念については、その導出の前提として、どの資金提供者の持分を増加させるかという意味での帰属先があらかじめ定められている必要がある。このことをふまえると、収益費用アプローチについては、利益帰属者を識別して資本の概念を積極的に定める考え方との親和性を指摘することができる。つまり、収益費用アプローチについては、資本の概念を負債に優先して定める考え方との結びつきを指摘することができる。ここに、資本の概念を負債に優先して定めて、資産と資本の差をもって負債の概念を定める考え方を資本確定アプローチと称する³⁵。資本確定アプローチのもとでは、資本が定められれば負債も同時に定められることになるから、(貸方2区分を前提とする限り)前述した負債確定アプローチとの併用は実質的に困難であるといえる。

以上のように、資産負債アプローチと収益費用アプローチを構成要素の概念形成に関する構想として捉え、さらに貸借対照表の貸方において貸方2区分を前提とするとき、資産負債アプローチについては負債確定アプローチを、収益費用アプローチについては資本確定アプローチをそれぞれ結びつけることが可能である。下記の図表3-4は、利益観と、それら貸方要素の定め方(負債確定アプローチおよび資本確定アプローチ)の組合せを示したものである。

図表 3-4 利益観と貸方要素の定め方の組合せ



次に、このような組合せを念頭において、FASB 概念フレームワークおよび ASBJ 討議

³⁵ 徳賀(2003)は、「資本とは何かを明確にし、それ以外の貸借対照表貸方項目は認識を否定するか負債として範疇分けする」アプローチを資本確定アプローチと称している(p. 19)。また、徳賀(2003)は、「資本確定アプローチが採用される状況は、法律等の中に資本の内訳要素とその認識の要件が存在するような場合であろう。」と指摘しており、また「資本確定アプローチは、取引フローにもとづいて利益を算定するもの(収益費用観)とのみ適合する。」としている(p. 19)。

資料(2006a)においてみられる,利益観と貸方要素の定め方との関係について検討を行う。

2 概念フレームワークにおける利益観と貸方要素の定め方の選択

前述したように,負債確定アプローチと資本確定アプローチは,一方の概念を積極的に定めて,他方の概念を消極的に差額で定めるものである。したがって,両アプローチのいずれを採用したとしても,負債と資本のうち一方の概念を明確に定めれば,他方の概念が差額としてあいまいに定められてしまうことになる。

構成要素の概念を消極的に差額で定めた場合,その概念を形成するコアの部分を想定することができたとしても,当該差額概念についての全体としての性格は不明確のままとなる。第2節および第3節で述べてきたように,FASB 概念フレームワークにおける資本の定義は,主として株主の持分によって構成されていると考えられるが,差額概念であるため,資本に含まれる持分の種類を識別することはできない。その結果,概念フレームワークにおいて,どのような資金提供者が利益帰属者として想定されているかという点が不明確になるということが指摘された。このような問題の要因としては,1970年代のFASB 概念フレームワークの構想において,資産負債アプローチが負債確定アプローチとの固定的な関係を前提に強調されたためであるといえる。FASB によって一連の概念フレームワークが公表された後,個別の会計基準の公表によって負債および資本の概念に追加的な修正が加えられ,また,FASB 予備的見解(2007)の公表にもとづく資本確定アプローチの採用も試みられてきたが³⁶,資産負債アプローチと負債確定アプローチとの固定的な関係は依然として堅持されている。

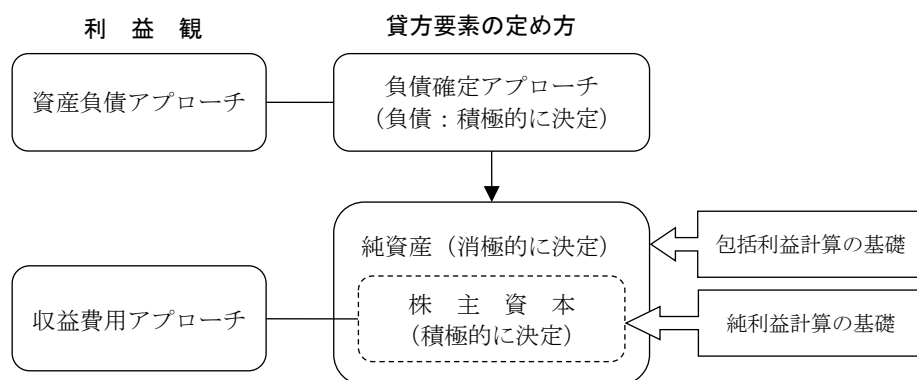
概念フレームワークの役割が会計基準を支える基礎概念の体系づけにあるとすれば,構成要素の概念を消極的に差額で定めるよりも,積極的にその内容を明らかにしたうえで定める方が望ましいと考えるのは妥当のように思われる。とくに資本については,それに含まれる持分の種類が明らかにされて定められることにより,概念フレームワークにおいて,どのような資金提供者を前提に利益帰属者が構想されているかということが提示されることになる。このような見方からは,負債確定アプローチと資本確定アプローチのいずれかを採用するという立場をとるのではなく,概念フレームワークにおいて,負債と資本の概念の両方を積極的に定める方法を模索するということにも合理性が見いだせると考えられ

³⁶ 第3節で述べたように,FASB 予備的見解(2007)で支持された基本所有アプローチは資本確定アプローチに含まれる考え方であるが,基本所有アプローチそのものは棄却されるに至る。しかしながら,資本の概念形成という課題を扱うプロジェクトにおいて,資本確定アプローチ(または資本の概念を積極的に決定するアプローチ)が1つの選択肢として明示されたことは注目に値する。

る。

第4節でみたように、ASBJ 討議資料（2006a）では、資産および負債が収益および費用から独立して定義されている。また、「リスクからの解放」概念にもとづいた収益および費用の定義によって純利益の概念が導かれている。つまり、ASBJ 討議資料（2006a）においては、資産負債アプローチと収益費用アプローチ³⁷がともに採用されている。さらに、この2つの利益観の採用とともに、負債と株主資本の概念の両方が積極的に定められている。ASBJ 討議資料（2006a）における利益観と貸方における構成要素との定め方の関係を示すと下記の図表 3-5 のようになる。

図表 3-5 ASBJ 討議資料（2006a）における利益観と貸方要素の定め方



図表 3-5 で示されているとおり、ASBJ 討議資料（2006a）では、資産負債アプローチと負債確定アプローチ（差額は資本ではなく純資産）との固定的な関係を維持しながら、一方で純資産の概念の内訳で、収益費用アプローチと、株主資本を積極的に定める方法との組合せを可能にしている。つまり、ASBJ 討議資料（2006a）では、2つの利益計算の基礎を用いるという一組の構想の中で、資産負債アプローチと、株主資本を積極的に定める方法との組合せを達成しているといえる。このように、利益観として資産負債アプローチが採用されたとしても、資本の概念を積極的に定めることは可能であるといえる³⁸。

³⁷ ASBJ 討議資料（2006a）で示される収益および費用の定義には、「リスクからの解放」という認識基準が取り入れられているため、ASBJ 討議資料（2006a）で採用される収益費用アプローチは、厳密には構成要素の概念形成ということに加えて、特定の認識基準をそれに取り込むようなものであるという点を指摘することができる。

³⁸ もっとも、貸借対照表の貸方で中間区分を設けるような貸方3区分を前提とするのであれば、負債と資本の概念をともに積極的に定めることは可能である。ただし、その場合においては、中間区分があいまいな構成要素として定義されることになる。このような意味での限界はある

第6節 おわりに—概念フレームワークにおける資本の概念形成

本章では、FASB 概念フレームワークの端緒とみなすことができる FASB 討議資料(1976) や、貸方における発行金融商品の分類に関する問題を網羅的に取り扱った FASB 討議資料(1990)、さらには日本の概念フレームワークに相当する ASBJ 討議資料(2006a)を通して、資本の概念形成に関する問題について検討を加えてきた。これらの検討からは、次の2点を指摘することができる。

第1に、概念フレームワークにおいて、利益計算の基礎としての資本は、他の概念に従属する概念として消極的に定められるのではなく、他の概念から独立して、そこに含まれる資金提供者の持分が直接識別されることによって積極的に定められる必要があるという点を指摘することができる。概念フレームワークは、そこで標榜される財務報告の目的に照らして、利益の概念を導くための基本的な枠組みを提示するものである。そのような概念フレームワークにおいて、利益計算がどのような資金提供者のもとで構想されているかが提示されるためには、資本の概念が資金提供者の持分の識別によって明らかにされる必要がある。

本章第2節および第3節で述べたように、FASB は、概念フレームワークにおいて資産負債アプローチを強調することにより、資本を差額概念として定めたが、それに批判が向けられるようになると、個別の会計基準の設定をつうじて、負債と資本の概念に随時修正を加えてきた。概念フレームワークが会計基準を支える基礎概念の体系であるにもかかわらず、基礎概念としての資本が不明確にされたまま、そのような会計基準の設定が行われるようであれば、どのような資金提供者を前提に利益の計算を行うかという原則的な見方が定まらないばかりか、実務上の場当たり的な対応としての会計基準の新設・改廃が行われてしまう。一方、第4節で検討した ASBJ 討議資料(2006a)においては、株主資本が株主の持分にもとづいて積極的に定められており、純利益を生み出す正味のストックとして位置づけられている。この構想は、ASBJ 討議資料(2006a)において、財務報告の目的を達成するための根幹として強調されている。ASBJ 討議資料(2006a)では、資本を特定の資金提供者の持分にもとづいて積極的に定めることの意義が示されている。すなわち、株主資本と純利益の関係にみるように、資本を構成する資金提供者の持分が明らかにされれば、資本と利益の関係が特定された資金提供者の持分によってよりよく説明されることになる、ということが顕著に示されている。

ものの、貸借対照表における貸方の区分形態によって、負債と資本の概念の両方を積極的に決定することは可能と思われる。

第2に、資産負債アプローチを採用して負債の概念を積極的に定めたとしても、資本の概念を積極的に定めることは可能であるということを指摘することができる。ASBJ 討議資料(2006a)においては、資産負債アプローチと収益費用アプローチがともに用いられたうえで、負債と資本の概念も積極的に定められていた。資本の概念を積極的に定める考え方は、資産負債アプローチさらには負債を積極的に定める考え方とともに成立しうるものであるといえる。

補論 2つの利益計算の基礎(純資産と株主資本)にもとづく損益フロー計算書の表示

ASBJ 討議資料(2006a)では、構成要素の定義づけにおいて資産負債アプローチが強調されるとともに、純資産の内訳において、株主資本が株主の持分にもとづいて積極的に定められていた。このことから、ASBJ 討議資料(2006a)では、FASB 概念フレームワークにみるような差額概念としての資本に伴う問題、すなわち利益計算がどのような資金提供者の立場にもとづいて構想されているかが不明確になるという問題が、株主資本と純利益の関係では克服されている。ASBJ 討議資料(2006a)で想定される構成要素に関する概念体系は、**図表 3-5**で示した利益観と貸方要素の定め方にもとづいている。

しかしながら、一組の企業会計のシステムにおいて、2つの利益計算の基礎を設けることは、ストックの変動を資本取引フローと損益取引フローとに振り分ける考え方を二重に存在させることになる。そして、このことが、一方の考え方では損益取引フローに該当するが、他方の考え方では資本取引フローに該当するというような解釈の相違を生じさせることになる。この問題は、新株予約権の失効に関する取扱いにみることができる。

純資産を基礎に包括利益を計算する構造では、負債に含まれる発行金融商品の利子および決済差額が包括利益の計算要素として捉えられることになる。また、株主資本以外のその他の純資産項目としての新株予約権の発行、権利行使、および失効という一連の事象は、包括利益の計算要素を発生させることなく、純資産を構成する持分の振替え(純資産内の持分変動要素)として取り扱われることになる。しかしながら、ASBJ 討議資料(2006a)の考え方に依拠した日本における現行の会計基準では、純資産内の持分の振替えに相当する事象である新株予約権の失効にもとづいて、新株予約権戻入益が生じた場合、それが包括利益の計算要素(損益取引フロー)として計上されている。新株予約権の失効額は、その他の純資産項目から株主資本項目に振り替えられるという面で、純資産を構成する持分の振替え(資本[純資産]取引フロー)として捉えることができる。また、純資産を基礎に包括利益を計算する構造のもとで計上される計算要素(損益取引フロー)は、株主や新株予約権者などの純資産に含まれる持分の保有者との直接的な取引以外の取引に起因する

ものに限定される。このような考え方にもとづけば、新株予約権の失効により生じる戻入益を、包括利益を表示する計算書上に掲載するような処理は問題のように思われる。この問題は、純資産を基礎に包括利益を計算する構造においては、新株予約権戻入益が資本（純資産）取引フローとみなされること、および、株主資本を基礎に純利益を計算する構造においては、当該戻入益が損益取引フローとみなされることに起因している。日本の会計基準は、ASBJ 討議資料（2006a）にもとづいて、包括利益と純利益の2つの利益を計算する構造を導入しているが、この2つの計算構造は、利益帰属者の範囲という観点から必ずしも同一の報告様式を要求するものではないという点を指摘することができる。

第Ⅱ部 会社法の資本と企業会計

第4章 会社法の資本制度と分配規制

第1節 はじめに

本研究では、第1章から第3章まで、企業会計における資本について検討を行ってきた。本章では、日本の現行会社法および現行会社法が委任する会社計算規則などの法務省令(以下、会社法という)における株主の有限責任制と、それに起因して生じうる利害対立を調整する手段としての資本制度、さらにはその資本制度に基礎を置く分配規制について検討を行う。このような検討を行うことにより、次章において、日本における現行の企業会計制度においてみられる会社法と企業会計との調整の程度を検討するための足掛かりを得ることにしたい。

具体的に、本章の構成は次のようになる。まず第2節において、会社法における株主の有限責任制を検討したうえで、有限責任制に伴う問題点に対処するという視点から、法制度が利害調整を行うことの一般的な意義を検討する。第3節では、有限責任制に起因して生じうる利害対立の調整手段としての資本制度について検討を行う。ここでは、債権者保護の伝統的な考え方を確認し、平成17年(2005年)制定会社法にみられる資本原則の緩和または放棄が資本制度にどのような影響を及ぼしたかを概観する。そのうえで、資本制度の現代的な意義について検討を行う。第4節では、会社法における分配可能額の算定、およびその算定に用いられる計数の変動に関する規制を概観したうえで、会社法における分配規制の意義を検討する。

第2節 会社法における株主の有限責任制と利害調整

会社法は、会社を取り巻く関係者間の利害調整を行う法的ルールであるといわれている¹。

¹ 弥永(2015)は、会社法の役割を次のように指摘している。すなわち、「1つの会社に、多くの人(社員)がいると、ある点ではすべての者の利害が一致しないこともあるし、会社と会社の外部の人との利害が対立することもある。そこで、法律によって、会社をめぐるいろいろな利害関係を調整し、法律関係を円滑に処理しようとするのが会社法である。」(p.1)としている。また、柳川・藤田(1998)は、「会社法とは、一言でいえば、会社をめぐる関係者の利害を調整する一群の法的ルールである。ただしあらゆる利害関係を取り上げているわけではなく、社員(株主)と会社債権者の利害が中心である。」(p.4)としており、さらに、神田(2019)は、「株式会社法は、その主要な部分は株式会社にかかわる各種の利害関係者の間の利害を調整する私法的ルールであるが、とくに、出資者である株主と会社債権者の合理的期待を保護し、健全で円滑かつ効率的な企業活動を可能とすることが、その規整の目的である。」(p.28)としている。

会社法が行う利害調整は、とくに株主と会社債権者（以下、債権者）²との間に生じうる利害対立を対象としている。株主と債権者の利害対立は、株式会社という会社形態のもとで株主の責任が有限とされていることに起因している。株主が仮に無限責任を負っているとすれば、債権者は、会社に債務不履行が生じた際に、株主の個人財産に関与していくことができる。しかし、株主が有限責任を負っている場合では、債権者は株主の個人財産に関与していくことができない。契約において別途利害調整を行うか否かにかかわらず、法制度による利害調整の必要性は、株主が無限責任を負っている場合に比べて、株主が有限責任を負っている場合により大きくなることが考えられる。

本節では、まず会社法における株主の有限責任について検討を行う。次に、有限責任制の合理性と問題点を確認したうえで、法制度による利害調整の一般的な意義について検討を行う。

1 株主の有限責任

会社法において、株主の責任は、株式の引受価額を限度とする出資義務を負うだけであるとされている（会社法 104 条）。つまり、株主の責任とは、株式を引き受けた者（株式引受人）が株式の引受価額を限度に払込みをしなければならないという出資の履行義務を指しており、このことは、株主がそのような出資の履行義務を超えて、会社に対して何らの責任を負わないということの意味している。通常、このような責任を株主の有限責任という。

また、会社法においては、株金全額払込制（会社法 34 条および 63 条）がとられているから³、株式引受人が株主となった時点では、すでに出資義務が履行されているといえる。したがって、設立や株式の発行のあとの時点で、株主の責任という場合、それは、株主による出資額が会社事業に関するリスクに起因して負担しうる損失の限度額を示すものであるということを示している、とみることもできる。つまり、株主の有限責任については、出資の履行義務に加えて、会社事業が失敗した際に、株主が負担できる損失の金額が出資額に限定されているという見方を含めて解釈することができる⁴。さらに、このことは、株

² ここではとくに、会社と自由に契約を結ぶことができる任意債権者を想定している。

³ 前田庸（2018）によれば、株金全額払込制とは、「株式を引き受けた者が株式の発行の効力が生ずる前に払込金額の全額の払込みをしなければならないという制度」（p. 18）とされている。

⁴ 債権者の立場からの有限責任の説明には次のようなものがある。すなわち、出資者たる会社社員の無限責任を、会社に債務不履行が生じた際に、債権者が会社社員による出資額を超えて、その個人財産に関与することができることとして捉えるなら、有限責任については、債務不履行が生じた際に、債権者が会社社員による出資額を超えて、その個人財産に関与することができないこととして捉えることができる。つまり、債権者が債務不履行の際に関与できる範囲が、

式市場を前提とすれば、出資後に株式が時価変動にさらされている状況において、時価がゼロとなることを限度に、株価変動の下方リスクが引き受けられている、ということも示している⁵。

このように、会社法における株主の有限責任については、株式の引受価額を限度に払い込みを行わなければならないという出資の履行義務に加えて、株主が負担できる損失の範囲が出資額にもとづいて限定されているという意味、さらには、株式の保有によって株価変動の下方リスクが引き受けられているという意味を含めて解釈することができる。

2 有限責任制の合理性と問題点

会社法において、株主の有限責任制は、強行法規として位置づけられている。強行法規としての有限責任制の趣旨は、定款において無限責任を採用することができず、仮に定款に書いても無効とされるという点にあるとされる⁶。会社法において株主の有限責任制が強行法規として採用されている理由、すなわちその合理性については、おおよそ次の2つの点から説明することができる。

第1に、株主（ないし株式投資家）が引き受ける事業失敗のリスクを軽減させることができるということがあげられる。つまり、無限責任制と比べて、有限責任制のもとでは、会社事業の失敗に際して株主が負担する損失額が出資額に限定されているという意味で、株主の立場においては事業失敗のリスクが軽減されているとみることができる。第2に、株式の同質性を保証することによる株式市場の有効性の確保があげられる⁷。株主の責任を

株主の出資額までであるということをもって、有限責任制を説明することができる。

⁵ 株主の有限責任についての一般的な説明として、たとえば神田（2019）によれば「株式会社の出資者（株主）は、出資額を超えて会社の債務について会社債権者に対して責任を負わない。」（p. 26）とされている。また、弥永（2015）によれば、「株式会社の社員である株主は、会社に対してその有する株式の引受価額を限度とする有限の出資義務を負うだけで、会社債権者に対してなんらの責任を負わない。」（p. 15）とされている。さらに、弥永（2015）では、会社における「社員の直接責任とは、社員が会社債務について、会社債権者に対して直接弁済責任を負うことをいい（会社の債務は会社財産から弁済されるのが本来であるから会社財産をもって債務を完済できないとき、または会社に対する強制執行が功を奏しなかったときに限る）、社員の間接責任とは、法律上、社員は会社債権者に対して責任を負わないが、社員は会社に対して出資義務を負い社員の出資が会社を通して間接的に会社債権者に対する担保となることをいう。社員の無限責任とは、社員が会社債務について無限にこれを弁済する義務を負うことをいい、社員の有限責任とは、社員が会社債務について一定限度においてのみ弁済すべき義務を負うことをいう。」（pp. 15-16）とされている。これらの説明において、「出資額」または「出資」という用語は、株主が負担できる範囲ないし債権者に対する担保という意味で用いられているが、これらの用語には、株式の引受価額にもとづく払込みまたは給付の全額のみならず、出資以後に会社によって獲得された利益の留保額を含めて解釈することができる。

⁶ 金本・藤田（1998, pp. 198-200）および神田（2019, p. 28）を参照。

⁷ 金本・藤田（1998, p. 195）、弥永（2015, p. 15）、および神田（2019, p. 27）などを参考にして

有限にするということは、出資を基準に、株式という割合的な単位をリスク負担の範囲として限定することになり、このことが株式の同質性を保証することにつながると考えられる⁸。株式の同質性が保証されれば、株式市場における売買取引の促進や価格形成の機能保持がよりよく達成されるという意味で、株式市場の有効性が確保されることになる。

しかしながら、これら有限責任制の合理性のうち、とくに株主のリスク負担が出資額に限定されているということからは、債権者の犠牲のもとに自己の利益の拡大を図ろうとする株主のインセンティブ問題（株主有限責任制のもとでのモラルハザード）⁹ ¹⁰が指摘される。そして、このような問題が、とくに株主と債権者の利害対立を生じさせるおそれがあるとも考えられている。たとえば、有限責任制のもとでは、株主によって引き受けられる事業失敗のリスクは、その個人財産まで及ぶことなく出資額に限定されているため（株主が企業に対してコントロールを有していることを前提に）、リスクの高い投資プロジェクトが採用されることで、債権者の犠牲において株主が利益を得るというような懸念が指摘される¹¹。株主と債権者の利害は、常に一致するとは限らず、株主の取る行動が債権者の利益と相反することも十分に考えられる。この他、会社財産の分配や負債比率の変更などの状況においても、株主と債権者の利害対立が想定される¹²。

以上のように、会社法が採用する有限責任制の合理性については、株主の立場において事業失敗のリスクを軽減させること、株式市場の有効性を確保することの2つの点から説

いる。

⁸ たとえば、藤田（2002c）は、「無限責任の制度のもとでは出資者ごとにリスクの大きさが異なることになってしまい、投資の価値の画一性—誰が持っても同じ金銭的価値を有するということが確保されなくなる。裏から言うとも有限責任が、株式の価値の画一性を保証するための必要条件なのである。そして株式の価値の画一性は、株式市場が成立する前提条件となる。」（p. 83）としている。

⁹ 債権者から株主へ富を移転させる手段には、基本的に、配当、新規債券の発行、およびリスクの高い投資プロジェクトの選択があげられる（倉澤 1989, p. 98 ; 須田 2000, p. 36）。

¹⁰ ここでは、経営者と株主との間に生じうる利害の不一致を無視する。すなわち、経営者は、株主の完全なエイジェントであると仮定する。また、債権者は、株主（経営者）のすべての行動変化を予測したり、契約後における当事者の行動を完全に調査することが不可能であるとする、情報の非対称性を前提とする。

¹¹ たとえば Watts and Zimmerman（1986）は、情報の非対称性を前提に、経営者（株主）がリスクの高い投資プロジェクト（ベータ値と期待収益は、代替するリスクの低い投資プロジェクトと同じ）を選択した場合、社債の価値が下落して、その分だけ株式の価値が上昇するという点を説明している（p. 188）。

¹² 情報の非対称性のために、倒産のタイミングが企業側で操作される場合においても、債権者の利益が犠牲になる可能性がある。すなわち、債務超過によって、「債権者に企業のコントロールが移る前に、多額の配当をして会社財産を引き出ししたり、リスクの高い投資を継続して会社資産を目減りさせたりということが起きうる」（金本・藤田 1998, p. 197）ということが考えられる。なお、株主と債権者の利害対立に関する議論については、Fama and Miller（1972）、Jensen and Meckling（1976）、Myers（1977）、Smith and Warner（1979）、Watts and Zimmerman（1986）、倉澤（1989）、および Brealey et al.（2020）などを参考にしている。

明することができる。しかしながら、有限責任制のもとでは、株主のリスク負担を出資額に留めることになるから、債権者の犠牲のもとに自己の利益の拡大を図ろうとする株主のインセンティブ問題を生じさせ、さらには、このことが株主と債権者の間に利害対立を生じさせるおそれがあるという点を指摘した。会社法において、株主と債権者の利害調整が主たる対象として位置づけられている理由は、株主の有限責任制を採用することに伴うこのような問題点への対処のためであるといえよう。

とはいえ、株主と債権者の利害対立については、その取引当事者が個々の契約で個別に対処することも可能である。つまり、法制度によって有限責任制が契約の初期設定として用意されていたとしても、その有限責任制のもとで生じうる株主と債権者の利害対立を、わざわざ法制度が調整するまでもないという見方も成立しうる¹³。次に、このような点をふまえながら、法制度による利害調整の一般的な意義について検討する。

3 法制度による利害調整の一般的意義

有限責任制のもとでは、モラルハザードの問題が指摘されうるが、仮に、法制度が有限責任制を採用しているにもかかわらず、その問題に起因して生じうる株主と債権者の利害対立について何らの手当ても行わないとすれば、取引当事者のうち、とくに債権者は、債権価格の決定をつうじて、また、契約において株主の特定行動を抑制する条項を設けることで、そのような問題に対処することが可能であると考えられる。たとえば、債権者は、リスクの高い投資プロジェクトが実行されることなどを予想して、このことを企業の信用リスクの評価に織り込むことが考えられる。つまり、信用リスクを高く評価することで、より高い金利を要求することが可能となる。このとき、株主と債権者の利害対立は、金利水準の変動によって調整されているとみることができる。また、債権者が、リスクの高い投資プロジェクトの採用を抑制するような財務制限条項を、契約に別途設けることも考えられる。財務制限条項の設置に伴うコストも、最終的には債権者が要求する金利に反映されるとすれば、財務制限条項の設置という手段も、金利水準の変動をもって利害調整を行う方法とみなすことができる¹⁴。

しかしながら、情報の非対称性を前提とすれば、債権者が契約のあとの様々な状況をすべて予想して、それを信用リスクの評価に織り込むには限界がある。また、この点については、財務制限条項を設ける場合でも同様と考えられる。このような困難性は、契約を締

¹³ ここでの議論は、金本・藤田（1998）および藤田（2002d）に依拠している。

¹⁴ 財務制限条項を設けるインセンティブは、債権者のみならず、企業または株主においても生じうる。財務制限条項は、資本コストの上昇を抑制する要因のひとつとして捉えることができるからである（Watts and Zimmerman 1986, p. 186）。

結する際に、多大なコストを生じさせる可能性がある。このことは、通常、契約の不完備性といわれている¹⁵。つまり、個々の契約ごとに行われる株主と債権者の利害調整では、コストがかかりすぎること、かつ、個別に対処しても契約が不完備なものにしかならないことが問題として指摘される¹⁶。

ここに、法制度による利害調整の合理性を、個々の契約のもとで生じうる多大な利害調整コスト¹⁷の軽減という点から説明することができる。すなわち、法制度によって、利害調整のルールが初期設定として定められていれば、取引当事者（株主と債権者）は、法制度による利害調整を標準的なものとして利用し、必要があればそれに付帯する形でさまざまな条項を加えるだけでよく、法制度によらず個別に利害調整を行う場合と比べて、コストの軽減が期待できるということを指摘することができる¹⁸。もっとも、たとえ法制度による利害調整ルールが用意されたとしても、契約の不完備性が解消されるとは限らない。しかし、契約が不完備なものにとどまるとしても、法制度が標準契約として利害調整ルールを用意しておけば、相対的にコストの軽減が期待できるといえよう。

¹⁵ 伊藤元重・加賀見（1998）は、契約の不完備性を次のように説明している。すなわち、「現実の世界においては、将来起こりうるあらゆる状況とその各々への対応を明記した包括的な契約を作成することは難しい。あるいは、もし可能であったとしても、内容を緻密にしていくに従って費用が急激に増大するだろう。したがって、実際の契約は内容が完全には特定化されず、再交渉の余地を残したものになるだろう。」（pp. 409-410）としている。

¹⁶ Brealey et al. (2020) は、社債契約は会社財産の分配あるいはそれと同様の株主への富の移転を、財務制限条項をつうじて制限しているが、その契約には交渉コストおよび事後的なモニタリングコスト（契約時に債権者によって見込まれ、契約金利に反映されるモニタリングコスト）がかかるとしている。さらには、条項によって優れた投資機会の追及が妨げられてしまうという点も指摘している。そして、これら多大なコストが生じうるという観点から、たとえ条項を設けたとしても失敗に終わる可能性があるとし、契約は常に不完備なものであるとしている（pp. 491-492）。

¹⁷ ここでの利害調整コストには、契約作成にかかるコストや、契約の履行において生じうるコストを主として想定している。

¹⁸ 藤田（2002d）は、「企業（株主）はモラル・ハザードを抑えるような何らかのアレンジメントを導入するインセンティブをもつと一応言えそうである。」としながらも、「現実にはさまざまな理由から契約によるアレンジメントは完全ではない可能性がある。」として、その理由の第1に、「個別に契約を書くためには、そのための人的資源や労力が必要で、債権者との交渉に時間がかかる可能性がある。このため本来なら有用な条項が入らない可能性がある。法制度で適切な利害調整条項を用意しておけば、このような個別的に契約を締結することにもなう取引費用が軽減される。」（p. 123）としている。また、伊藤邦雄（1996）は、法制度による利害調整ルールの必要性を財務制限条項と配当規制の代替性に着目して説明している。すなわち、「財務制限条項が配当規制に代替する側面はあるが、財務制限条項が私的任意契約であって、それは締結される場合も締結されない場合もあることに注意しなければならない。さらに、財務制限条項はすべての債権者と締結されているわけではなく、財務制限条項という形で保護を受ける機会をもたない債権者も他に多くいるのである。この点で公的強行契約としての配当規制は必須といえる。さらに、会社法配当規制は財務制限条項を設定する際に依るべき「基準」（yardstick）ないし「起点」（starting point）として機能している点も見逃せない。」（p. 565）としている。

次に、法制度による利害調整の合理性をふまえ、会社法における資本制度について検討を行う。

第3節 会社法の資本制度

1 利害調整手段としての資本制度

会社法による株主と債権者の利害調整は、株主の有限責任制が採用されている帰結から、主に債権者を保護することに向けられている。このことから、会社法による利害調整は、債権者保護と呼ばれることもある¹⁹。

日本の会社法における債権者保護の伝統的な考え方には、次のようなものがあげられる。鈴木・竹内（1994）によれば、「株主有限責任の結果、会社債権者に対する担保となるものは会社財産だけなので、会社財産の確保を図る必要から、法は一定額を資本として定めさせ、会社財産がこの資本額を下ることを極力防止することにしたのである。」（p. 22）とされている²⁰。つまり、株主の有限責任制が採用されているために、債権者に対する担保は会社財産のみであるという見方にもとづいて、会社法においては、会社財産を拘束するための基準額²¹となる資本を会社に定めさせるよう規定が設けられていると説明されている²²。債権者を保護する視点から、資本を定めて、会社財産がその資本を下回ることがないよう会社に留めようとする仕組みは、一般的に、資本制度と呼ばれてきた²³。

具体的に、資本制度の役割には、基準額となる「資本」を確定させ、それに見合う財産を払い込ませる、さらには、「資本」の大きさに見合う会社財産を維持させて、「資本」それ自身を減少させてはならないとすることをつうじて、債権者保護をはかるということが

¹⁹ なお、法制度による債権者保護には、株主の有限責任制と関連しないものも含まれる。この点については、金本・藤田（1998, pp. 206–208）を参照されたい。

²⁰ この他、弥永（2015, pp. 16–17）、江頭（2019, p. 37）、河本・岸田・森田・川口（2008, p. 115）、神田（2019, p. 29）、前田（2018, pp. 19–20）などを参照。

²¹ ちなみに弥永（2003）においては、資本金および準備金が会社財産で満たされるべき「入れ物」として説明されている（pp. 4–5）。

²² 藤田（2002c）は、このような伝統的な説明が、債権者の側から見て引当財産が限られているという側面のみを強調しているとして問題視しており、有限責任制の問題の核心は、構造的に株主と債権者の間で利害の不一致をもたらし、このことが、企業価値を最大化させるという本来の株主インセンティブにゆがみを生じさせてしまうことにあると指摘している（pp. 88–89）。

²³ 会社法上、資本制度という用語における資本（以下、「資本」と表記する）には、会社財産を拘束するための基準額という意味が与えられていると考えられる。したがって、「資本」には、資本金のみならず、法定準備金すなわち資本準備金および利益準備金、さらには新株式申込証拠金を含めて解釈することが可能であろう。さしあたり本章においては、資本制度における「資本」という用語を、資本金のみならず、資本準備金および利益準備金を含めた意味で用いることとする。

あげられる。資本制度は、いわゆる資本原則（資本確定、資本充実、資本維持、および資本不変）を具現するような諸規定の総体として捉えられてきたと考えられる²⁴。しかしながら、日本の会社法では、資本原則を具現するような既存の諸規定が緩和または放棄されているという点がしばしば指摘されている。次に、会社法においてみられる資本原則の緩和または放棄を概観する。

2 資本原則の後退

資本原則には、設立や株式の発行にあたり、「資本」の大きさを確定させる資本確定の原則²⁵、「資本」の大きさに相当するだけの財産を会社に出資させる資本充実の原則²⁶、「資本」の大きさに見合う会社財産を維持させる資本維持の原則²⁷、および「資本」それ自身の大きさを減少させてはならないとする資本不変の原則²⁸があげられる。以下では、平成 17 年

²⁴ もっとも資本制度には、債権者保護以外の役割もあげることができる。たとえば、弥永（2006a）は、「沿革的には、資本制度は必ずしも会社債権者保護のみを目的とする制度として発展してきたわけではないと思われる。」（p. 54）として、資本制度における伝統的な意義に、資本確定原則に関連させて、「一定の財産規模を有する会社に出資するという株式引受人の期待を保護する」（p. 50）ということをあげている。この他、弥永（2006a）は、資本を基準とした株主による事業リスクの負担および資本の緩衝材としての機能による事業損失の吸収についても指摘している（p. 50）。

²⁵ 資本確定の原則については、おおよそ次のような説明が一般にみられる。すなわち、資本確定の原則とは、「会社の設立または新株発行には、定款所定の資本金額あるいは増加資本金額に相当する株式全部の引受けがなされなければならないという原則」（弥永 2015, p. 17）、「定款で資本金の額を確定し、その全額が引き受けられなければ会社の設立・増資を認めない処理をすることにより、無責任な設立・増資を防止しようとするもの」（江頭 2019, p. 38）、「①資本金の額が定款の記載事項とされ、かつ、②会社設立または資本金の増加の場合（この原則が採用されれば、資本金の増加は定款変更事項となる）に、定款に定められた資本金の額に相当する株式の全部が引き受けられることを要求し（総額引受主義）、一部でも引き受けられない部分があれば、会社設立自体または資本金の増加が全体として無効になるというもの」（前田庸 2018, p. 23）であるとする説明があげられる。

²⁶ 資本充実の原則については、以下のような説明が一般にみられる。すなわち、資本充実の原則とは、「会社の設立または新株発行の際には（増加）資本金額に相当する財産が会社に現実に拠出されなければならないとする原則」（弥永 2015, p. 17）、「資本金の額に相当する財産が現実に会社に拠出されなければならないという原則」（前田庸 2018, p. 21）、「資本維持の原則のコロラリーとして、資本金の額に相当する財産が出資者から確実に拠出されることを要求するもの」（江頭 2019, p. 37）であるとする説明があげられる。資本充実の原則を資本維持の原則のコロラリーとして捉える見方については、郡谷・岩崎（2005a, p. 49）も参照。

²⁷ 資本維持の原則については、以下のような説明が一般にみられる。すなわち、資本維持の原則とは、「資本金額に相当する会社財産が確保された状態がその後も維持されなければならないとする原則」（弥永 2015, p. 17）、「貸借対照表上の純資産額（資産から負債を控除した額）が資本金・準備金等の総額を上回る場合でなければ、会社は株主に対し剰余金の配当など財産分配をしてはならないとする形で一定金額以上の会社財産の維持を義務づけている」（江頭 2019, p. 37）もの、「資本金の額に相当する財産が現実に会社に保有されなければならないという原則」（前田庸 2018, p. 22）であるとする説明があげられる。

²⁸ 資本不変の原則については、以下のような説明が一般にみられる。すなわち、資本不変の原

改正前商法と会社法の比較を中心に、資本確定の原則、資本充実の原則、および資本維持の原則の緩和または放棄を概観する²⁹。

(1) 資本確定の原則に関連する平成 17 年改正内容

平成 17 年改正前商法 166 条 1 項 6 号は、会社の設立に際して、発行予定株式数を定款の記載事項とし、さらに同法 170 条 1 項および 177 条 1 項は、その全部について引受けおよび払込みがなされることを要求してきた。しかしその一方で、平成 17 年改正前商法 280 条ノ 9 において、会社の設立後における株式の発行に際しては、その全部の引受けがなくても、引受けおよび払込みがなされた分について、株式発行の効力が認められてきた。つまり、会社の設立後に行われる株式の発行については、いわゆる打切発行が認められてきた³⁰。

会社法においては、会社設立時に、「設立に際して出資される財産の価額またはその最低額」が定款の記載事項として定められており（会社法 27 条 4 号）、株式の発行の場合と同様、一部に払込みがなかった場合でも、払込みがあった部分だけで設立が認められるようになった。つまり、設立後の株式の発行のみならず、設立時においても、いわゆる打切発行が認められ、いい換えれば、株式全部の引受けが株式の発行が有効とされるための要件

則とは、「いったん定めた資本金額は、会社債権者保護のための厳格な法定の手続を経なければ減少できないとする原則」（弥永 2015, p. 17）、「株主が勝手に資本金の額を減少できるので、資本維持の原則による会社財産の維持が尻抜けになるから」、これを防止するために「会社債権者保護手続きを経なければ減少させることができない」（江頭 2019, pp. 37-38）とするもの、「資本の額を減少させることは、会社債権者に不利なことであり、資本不変の原則とは、まさに自由に資本金の額を減少することを許さないという原則」（前田庸 2018, pp. 22-23）であると説明があげられる。

²⁹ 資本原則の緩和または放棄については、さまざまな見解が示されているが、おおよそ次のようなものがあげられる。たとえば、弥永（2009）は、「平成 17 年改正前商法の下では、資本確定の原則、資本充実・維持の原則および資本不変の原則が存在するといわれていたが、会社法の下では、資本確定の原則および資本充実の原則は廃棄され、資本維持の原則の意義は大幅に低下した」（p. 17）としている。また、弥永（2015）は、「一定の場合に株主総会の普通決議または取締役会決議によって資本金額の減少を決定することができるとされたものの、資本金額の減少にあたっては、債権者保護手続が要求されるため、資本不変の原則は残っている（もっとも、このように呼ぶことが適切であるかどうかは問題である）」（p. 18）としている。神田（2019）は、資本充実の原則、資本維持の原則、資本不変の原則、および資本確定の原則のうち、会社法の下では、資本維持の原則だけが存在するといえそうであるとしている。資本維持の原則が認められる理由として、分配規制の存在をあげている（pp. 299-300）。また、分配規制に関連して資本維持の原則が残されているとする見解には秋坂（2006a, p. 40）もある。この他、前田庸（2018）は、資本充実・維持の原則および資本不変の原則については、従来どおりその存在は認められるとし、資本確定の原則については、緩和が加えられているとしている（pp. 21-24）。

³⁰ 弥永（2015）は、引受け・出資の履行があったものだけその効力が認められるとする理由に、「資金調達円滑化の要請が強いこと」、さらに、設立の場合と比べて「すでにある程度の財産的規模が確保されていること」（p. 313）を指摘している。

とされなくなったと捉えることができる。このことから、会社法においては、資本確定の原則が放棄されたとする見方をあげることができる³¹。

(2) 資本充実の原則に関連する平成 17 年改正内容

平成 17 年改正前商法 192 条および 280 条ノ 13 は、発起人や取締役に対して、引受けならびに払込みおよび給付の担保責任を定めていたが、会社法においては、出資を履行しなければ株主となることができない、つまり失権することが定められており（会社法 36 条 3 項、63 条 3 項および 208 条 5 項）、発起人や取締役による引受けならびに払込みおよび給付の担保責任が廃止されている。これらのことから、会社法においては、「資本」に相当する財産の払込みを強制させるような資本充実の原則が放棄されているとする見方をあげることができる³²。

(3) 資本維持の原則に関連する平成 17 年改正内容

平成 17 年改正前商法 168 条ノ 4 は、株式会社において、資本金の額は 1,000 万円を下回ってはならないとし、資本金の最低額を定めていた。このような規定は、一般に最低資本金制度と呼ばれていた。しかしながら、会社法においては、最低資本金制度が廃止されるに至っている³³。したがって、会社は、法定の手續（債権者保護手續と株主総会の決議）を経ることで、「資本」をゼロにすることもできる³⁴。もっとも、会社法においては、純資

³¹ ここでの記述は、弥永（2015, p. 17）および神田（2019, p. 300）を参考にしている。また、厳密な意味での資本確定の原則については、昭和 25 年商法改正において、授權株式制度が採用された時点で放棄されたとみなすことができる。もっとも、江頭（2019）は、「会社設立について、定款で設立に際して出資される財産の価額またはその最低額を定め、その額の出資がなされることを要求する範囲でのみ、この原則が残存している」（p. 38）としている。

³² ここでの記述は、神田（2019, pp. 299-300）を参考にしている。なお、弥永（2015）は、発起人や取締役の払込担保責任などが定められておらず、また、会社計算規則 36 条および 47 条を取り上げて、合併の際には（増加）資本金額よりも継承純資産額が少なくなることすら認められていることを指摘して、資本充実の原則が認められなくなっているとしている（p. 17）。一方で、前田庸（2018）は、現物出資や財産引受けの評価について厳重な調査手續（会社法 28 条および 33 条）や金銭出資の払込みについての確認手續（会社法 34 条および 64 条）がとられているのは、資本充実原則のあらわれであるとしている（pp. 21-22）。

³³ 最低資本金制度を廃止した理由については、設立時から最低資本金額（株式会社 1,000 万円、有限会社 300 万円）の抛出を要求することは起業の妨げになるとの批判に配慮したものであったとされている（江頭 2019, pp. 38-40）。

³⁴ 上村（2006）は、「資本金 1 円で良いとの最低ラインを会社法の基礎概念に引き寄せる新会社法の発想からすると、資本減少に重大な意味を見だし得ないことになる」（p. 98）としている。また、「会社法は従来の実質上の減資を、資本金の減少+剰余金配当とし、株式消却を伴う資本減少は資本金減少+自己株式取得とした。その反面において、このうち資本金の減少という概念は一切の価値判断を含まないものとされ、単に「数字の変化」とされた。これにより、資本減少という概念から、一切の法規範的意義は失われることになったのである。これも

産額が 300 万円未満の場合には、会社財産の分配を行うことができず、このことから最低資本金制度の趣旨は、分配規制との関連で残されているとする見解もある（神田 2019, p. 299 ; 前田庸 2018, p. 21)。これらのことをふまえると、会社法においては、「資本」に相当する財産を維持させるという資本維持の原則が緩和されているとする見方をあげることができる³⁵。

(4) 小括

これらの資本原則の緩和または放棄により、まず、設立と株式の発行のいずれにおいても、いわゆる打切発行が認められ、引き受けられた株式に見合う出資が必ずしも履行されとは限らないという点を指摘することができる。また、発起人や取締役の引受けならびに払込みおよび給付の担保責任も廃止されている。さらに、最低資本金制度の廃止によって「資本」の下限が廃止されている。これら諸点は、共通して「資本」を単なる数額として捉えるような見方に依拠していると思われる。会社法においては、資本原則に照らして捉えることができる資本制度の役割が矮小化されているという懸念が生じうる。

3 資本制度の現代的意義

すでに述べたように、会社法においては、資本原則の緩和または放棄がみられることから、「資本」が単なる数額でしかないという見方が強調されている。確かに、このような見方は、「資本」は特定の会社財産（流動資産や固定資産）の大きさと一致するものではないということ、すなわち特定の会社財産と固定的な紐付きの関係を有するものではないという指摘や、「資本」はそれに見合う会社財産一般が会社に保持されているということを必ずしも示すものではないという指摘として、従来から主張されてきた有力なものでもある³⁶。

しかしながら、会社法において、「資本」が単なる数額でしかないとされても、その数額を有意義な尺度として取り扱うという点は、依然として保持されているとみることができ。「資本」は、それに見合う財産が会社に拘束されているという確信をもたらすものでは

毒皿理論の典型であろう」(p. 98) としている。

³⁵ ここでは、弥永 (2015, p. 17) も参考にしている。

³⁶ 実際、「資本」の大きさに一致する会社財産を維持させるような規定が会社法において設けられているわけではない。このため、事業の失敗によって会社財産が一時的にかつ極端に減少した場合、「資本」に相当する財産が会社に存在しなくなるということも容易に想定されうる。伊藤邦雄 (1996) は、債権者保護の手段とされる資本金について、「一定の計算上の数額を意味するにすぎず、たとえそれを維持したとしても、短期債務の弁済に充当しうる流動資金が会社内に確保される保証は何らない。したがって、短期債権者の保護にとっては、資本金の維持よりもむしろ一定水準の短期支払能力ないし流動性が維持されるほうがはるかに有効である。」(p. 14) としている。

ないが（少なくとも、ある程度の財産が会社に留まっているであろうということをふまえて）、株主や債権者にとっては、契約締結上の価値判断に資する有益な尺度としての役割を担っていると思われる。たとえば、債権者の立場からすれば、分配規制における「資本」は、会社財産の分配の上限を決定するという意味のもとで、契約締結上の価値判断を行う際の尺度として利用される可能性がある³⁷。また、「資本」には、株主によって引き受けられたリスクの大きさを表す指標という意味で、開示効果の側面からも期待することができる³⁸。「資本」の意義については、分配規制のみならず、開示規制との関連をふまえて説明することも可能である。

資本原則に関連する諸規定を概観する限り、会社財産を可能なかぎり会社に留めるという資本制度の役割が矮小化されているという点は否めない³⁹。しかしながら、このような現状をふまえてもなお、債権者保護の基盤としての資本制度の意義については、次のような指摘が可能である。すなわち、「資本」である資本金および準備金という特定の計数に、会社財産を拘束するための基準としての役割を与えていること、また、「資本」が会社財産の分配の上限を定める基準を示し、また株主によって引き受けられたリスクの大きさを示すという意味のもとで、契約締結上の価値判断に用いられるような一定の尺度「資本」を提示していること、をあげることができる。これは、従来から、資本制度の役割として指摘されてきたものであるが、現代においても強調されるべき意義であるといえる。

次節では、「資本」に基礎を置く具体的な債権者保護方法としての分配規制について検討を行う。

第4節 会社法の分配規制

会社法において、事前規制としての債権者保護制度には、開示規制と分配規制があげら

³⁷ なお、資本制度それ自体を分配規制と同一視する見方があるが、本章では、資本制度を、いわゆる資本原則を具現するような諸規定の総体として捉え、分配規制については、資本制度においてその中核をなす「資本」という基準額を用いて、会社財産の分配という局面につき、その上限を算定するための具体的な方法として捉えている。

³⁸ たとえば、斎藤静樹（1998）によれば、「資本充実・維持の原則のように、会社の資本を信用リスクの尺度とし、その額に相当する財産の抛出と保有を義務づける考え方」は、「債権者の保護よりもむしろ情報の開示にかかわるものであろう。」としている。すなわち、「配当規制がそうした資本充実原則の一環だとすれば、それは有限責任制が生み出す債権者と株主のコンフリクトを解消する役目とは直接関係ない。維持されるべき会社財産がわかれば、債権者は自ら債権のリスクを評価して、それに見合った価格をつけることができるからである。つまり、彼らは市場価格で保護されている。」（p. 494）としている。

³⁹ とはいえ、「資本」に関する諸規定が緩和された結果、このことが、即座に分配規制に綻びをもたらし、債権者の利益を害すると理解するのは早計であろう。

れる⁴⁰。開示規制は、開示をつうじて債権者保護を間接的に行おうとするものであるが、分配規制は、会社財産の分配を規制することをつうじて、債権者保護を直接的に行おうとするものとして捉えられる。一般的に、会社財産の分配という状況では、株主と債権者の利害対立が最も顕著に現れると考えられる。それは、株主に引き渡される富が、実際に、会社財産という具体的な形態を有しているからである。会社財産の分配にあたって、流出する会社財産の規模を債権者保護の視点から規制を加えていく根本的な理由は、そのような点にあると考えられる⁴¹。

本節では、「資本」という一定の基準額にもとづいて会社財産の分配を規制する会社法の分配規制について検討を行う⁴²。具体的には、分配可能額の算定に関する規定と、分配可能額を算定する際に用いられる計数の変動に関する規制を概観したうえで、会社法における分配規制についてどのような意義が認められるかを検討する。分配規制の意義を検討するためには、分配可能額を算定する構造のみならず、その算定に用いられる計数の変動に関する規制についても検討する必要がある。

1 分配可能額の算定に関する規制

会社法の分配規制において、分配可能額は、純資産から会社財産を拘束するための基準額すなわち資本金、資本準備金および利益準備金を控除することで算定される。つまり、分配可能額とは、基本的に、純資産からそれら3つの計数を控除することで算定される剰余金のことを指しており、その剰余金が会社財産を分配する際の財源であり、また上限であると規制されている⁴³。

⁴⁰ 法制度が開示規制や分配規制を設置することの一般的な意義としては、前節で指摘したように、利害調整コストの軽減という点から説明することができる。たとえば、開示規制については、法制度のもとで開示の標準形が定められることにより、契約で開示条項を個別に設置するコストを軽減できること、また、分配規制については、法制度のもとで会社財産の分配を規制する標準的な財務制限条項が定められることにより、契約で財務制限条項を個別に設置するコストを軽減できることがあげられる。

⁴¹ もっとも、分配規制は、現時点の株主が関与できる会社財産の分配の際の上限を規定することから、債権者との利害を調整するのみならず、現在の株主と将来の株主との利害も調整しているという点を指摘することができる。

⁴² もちろん、株主の出資額に依拠した一定の基準額を用いて会社財産の分配を制限する方法は、分配規制の1つの方法に過ぎない。分配規制にはこの他、貸借対照表の数値を用いた財務比率に依拠する方法や支払能力テストに依拠する方法が考えられる。

⁴³ 平成17年改正前商法および平成18年改正前商法施行規則において、配当可能利益いわゆる配当可能限度額の算定は、純資産からの減算方式が採用されていた。すなわち、配当可能限度額は、資産から負債を差し引いた純資産から、資本金、資本準備金および利益準備金が差し引かれ、さらに会社が繰延計上する開業費ならびに研究費および開発費の金額にもとづく控除額や未実現の評価差額金などが控除されることにより求めることが規定されていた（平成17年改正前商法290条および平成18年改正前商法施行規則124条）。一方、会社法および会社計算

剰余金は、その他資本剰余金とその他利益剰余金から構成される。その他資本剰余金は、株主からの出資額のうち、資本金および資本準備金とされない部分であり、また、その他利益剰余金は、会社によって獲得された利益の留保額のうち、利益準備金とされない部分である。企業会計の立場からは、その他資本剰余金は払込資本の一部であり、これが分配の財源とされることについては、従来から多くの先行研究によって問題視されてきた⁴⁴。しかし、会社法における分配規制では、分配可能額の算定において、その他資本剰余金とその他利益剰余金を併せた剰余金という概念を用いて財源が指定されており、企業会計で重視される払込資本と留保利益の区別は用いられていない。その他資本剰余金を財源とした分配も許容されているのである。

一方、分配可能額の算定に際して、純資産から控除される基準額としての計数についても、企業会計上で重視される払込資本と留保利益の区別は用いられていない。資本金および資本準備金は株主の出資額の一部であるが、利益準備金は会社によって獲得された利益の留保額の一部である。つまり、株主の出資額のみならず、利益についても、会社財産を拘束するための基準額としての役割が与えられているといえる。このように、分配可能額

規則において新たに規定された分配可能額は、(自己株式の帳簿価額が含まれている) 剰余金の額から自己株式の帳簿価額が控除され、さらにのれんや繰延計上された資産の額にもとづく控除額などが差し引かれることによって算定される(会社法 461 条 2 項および会社計算規則 158 条)。会社法における剰余金の額は、資産に自己株式の帳簿価額を加えた額から、負債、資本金、準備金、および純資産のうち株主資本以外のその他の純資産項目を差し引いた金額として求められることから(会社法 446 条)、分配可能額の算定それ自体は、従前から採用されてきた配当可能限度額の算定方式と実質的には異なるところはないと考えられる。もっとも、分配可能額算定を規定する条文である会社法 461 条 2 項においては、剰余金の額をベースにして、臨時計算書類における期間損益を反映させていく方式がとられているから、純資産からの減算方式というよりも、分配の財源を積み上げていくような算定方式が採用されているという解釈も加えられる。なお、わが国最初の商法に、明治 17 年(1884 年)公表のロエスレル草案を経て制定された明治 23 年商法があるが、同法における配当規制(219 条 1 項)では、具体的な算式は示されなかったものの、1861 年普通ドイツ商法 217 条に倣って、「利息又ハ配当金ハ損失ニ因リテ減ジタル資本ヲ填補シ及ヒ規定ノ準備金ヲ扣取シタル後ニ非サレハ之ヲ分配スルコトヲ得ス」とされていた。また、昭和 37 年(1962 年)改正商法では、具体的な算定方式として、貸借対照表上の純資産額から資本金と法定準備金を控除して配当可能利益を求めるといった基本構造が明示された(安藤 1997, pp. 139-141; 我妻編 1968, pp. 338-341)。現行の会社法においても、このような基本構造は依然として存在しているといえる。

⁴⁴ 払込資本を源泉とした配当は、平成 13 年 6 月の商法改正を契機に可能とされたが、これは自己株式処分差益や減資差益といった実質的な払込資本が、分配可能額を構成する要素として扱われたためである。また、平成 13 年商法改正以降、個々の計数の変動に対する規制が実質的に払込資本の配当を可能とするように緩和されてきている。会社計算規則 27 条 1 項 1 号では、資本金の減少によるその他資本剰余金の増加が規定されているが、これは、分配可能額の算定上、資本金という高度な拘束性を有する計数を減少させ、実質的に資本金を源泉とした配当を許容していることになる。また、野口(2008)では、こうした会社法制の動向に対する企業会計の責務としては、払込資本の払戻しが行われた場合には、その事実を明らかにし、利害関係者に伝達することであろうという指摘がなされている。

の算定において、純資産から控除される計数としての資本金および準備金や、分配可能額の財源としての剰余金については、企業会計で重視されるような源泉別の視点は用いられていない。それらはむしろ、法制度上の政策的な判断にもとづいて定められているとみなすことができる⁴⁵。

2 計数の変動に関する規制

会社法において、株主資本を構成する計数の変動に関する規制については、とくに株主との取引にもとづいて計数を増減させる規定と、株主資本内の計数間の振替えにもとづいて計数を増減させる規定とに分けて説明することができる。以下では、分配可能額の算定で用いられる株主資本の計数に着目して、それら計数の変動に関する規制を概観する。

(1) 株主との取引にもとづく計数の変動に関する規制

分配可能額の算定で純資産から控除される計数には、主に資本金および準備金があげられる。会社法においては、株式の発行や剰余金の配当といった株主との取引にもとづいて、資本金および準備金を変動させるような規定が設けられている。

たとえば、会社法 445 条 1 項ないし 3 項は、設立または株式の発行に際して、株主からの出資額にもとづき、少なくとも資本金を強行的に増加させるような規定であると捉えることができる。また、会社法 445 条 1 項ないし 3 項のもとでは、株主からの出資額のうち資本金としない部分をもって資本準備金を増加させることができるとされている⁴⁶。これらの規定は、株主からの出資がある都度、資本金および資本準備金を増加させるから、債

⁴⁵ 弥永（2003）は、資本金および準備金について、次のような説明を加えている。まず、資本金については、「「資本」（引用者注一資本金）は配当規制上の概念であり、債権者保護という政策的な観点から設けられていると解されており、何を「資本」とすべきか、視点を変えれば、どれだけの金額を配当可能限度額とすべきかは政策的に決まるものと考えられてきた。したがって、「資本」の源泉が社員の出資でなければならないという論理的必然性はないし、逆に、社員の出資をすべて「資本」としなければならないとも言いきれない。」（p. 10）としている。また、資本準備金については、「「資本」（引用者注一資本金）制度に追加して設けられるバッファである。」（p. 16）とし、さらに、「債権者、株主および投資者保護の観点から株主の拠出額の配当を許さないほうが望ましいという、配当規制の点から設けられた、政策的な制度」（p. 55）であるとしている。さらに、利益準備金については、「債権者保護あるいは会社の財産の堅固を図るための政策的制度」（p. 76）であるとしている。なお、「配当可能限度額は理論的に決まるというよりも社会的合意にもとづいて決定されると考えられる」（p. 15）ともしている。

⁴⁶ 会社法 445 条 1 項ないし 3 項の特徴は、株主からの出資額にもとづいて資本金および資本準備金の増加分を定めようとする考え方、すなわち「出資額→資本金等増加分の決定」にあると思われる。このような考え方は、すでに述べた資本確定および資本充実の原則にみられる「資本確定→資本に見合う出資の履行」の考え方と異なるものである。

権者の立場からは望ましいものとして捉えられる⁴⁷。一方、会社が株主から自社株式を買い受ける自己株式の取得については、資本金および資本準備金を減少させる規定は設けられていない。資本金および資本準備金は、財産を会社に留めるための基準額であり、それらの計数は、株主との取引にもとづいて直接的に減少させることができないとされている。これも、債権者の立場からすれば望ましいものといえる⁴⁸。ただし、株式の発行にあたり、新株発行と自己株式の処分が同時に行われて、自己株式処分差損が生じる場合、「株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額」（いわゆる資本金等増加限度額）を減少させる規定が設けられているが（会社計算規則 14 条 1 項 4 号）、この規定については、自己株式の取扱いをめぐる制度上の一貫性を保つためという点から説明することが可能である⁴⁹。

さらに、会社法 445 条 4 項および会社計算規則 22 条 1-2 項のもとでは、剰余金の配当に際して、資本準備金および利益準備金の合計額が資本金の 4 分の 1 に達するまで、資本準備金および利益準備金を強制的に積み立てることが規定されている。この規定は、分配に際して会社財産が社外に流出するたびに、積み立ての上限まで準備金を増加させるものであるから、債権者の立場からは望ましいということが指摘される。

このように、会社法においては、株式の発行や剰余金の配当といった株主との取引が生じた際に、分配規制において純資産から控除される資本金および準備金を変動させるような規定が設けられている。

⁴⁷ 郡谷・岩崎（2005b）は、本来的な意味での資本維持の原則が採用されていないため、会社法 445 条 1 項ないし 3 項の趣旨を、債権者保護や債権者との利害調整の観点から説明することは難しいとしている（p. 23）。会社法 445 条 1 項ないし 3 項を、株主と債権者との利害調整を行う観点からあえて理由づけするとすれば、「株主の出資金は、その財産がどのようなものであったとしても、事業損失等によって生ずる会社財産の減少に対する緩衝材になるものである。」（p. 24）として説明している。

⁴⁸ 詳しくは、次章で述べるが、自己株式の取得後にそれが処分されれば差益分は、その他資本剰余金の増加として、また消却の手続きを経れば、その他資本剰余金の減少として処理されることになる。

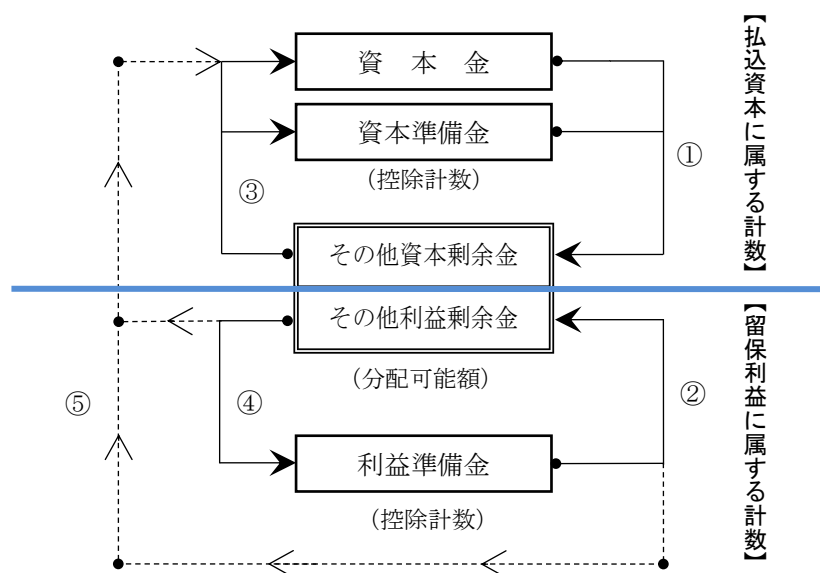
⁴⁹ 自己株式の処分差損部分を資本金および資本準備金から減少させるという処理が容認される理由は、会社法上、新株発行と自己株式の処分がともに「募集株式の発行等」として整理統合されている点に求めることができる。すなわち、「募集株式の発行等」は、資金調達を目的としたものであるから、自己株式の処分だけに注目して、処分差損を認識することは首尾一貫しているとはいえないということ、さらにはそれによってその他資本剰余金またはその他利益剰余金が減少するのをできるだけ回避することが望ましいということがあげられる（相澤・郡谷・和久 2006, p. 21；秋坂 2006c, p. 82；弥永 2006b, p. 34）。ただし、資本金および資本準備金を減少させるためには、債権者保護手続が課せられるのに対して、この処理ではそのような手続が課せられていないという点には依然として問題が残るという指摘もある（秋坂 2006c, p. 82）。

(2) 株主資本内の振替えによる計数の変動に関する規制

分配可能額の算定で用いられる株主資本の計数については、法定の手續にもとづいて、計数間の振替えを行うことができるとされている。

下記の図表 4-1 は、会社法で認められる計数間の振替えを示したものである⁵⁰。ここでは、資本金、資本準備金および利益準備金を、純資産からの控除される計数という意味で「控除計数」として表記し、その他資本剰余金とその他利益剰余金とを併せて「分配可能額」と表記している。さらに、企業会計の視点から、資本金、資本準備金およびその他資本剰余金を「払込資本に属する計数」として、利益準備金およびその他利益剰余金を「留保利益に属する計数」として表示している。

図表 4-1 会社法において認められる株主資本内の計数間の振替え



図表 4-1 における①と②は、控除計数から分配可能額への振替えを示している。控除計数を減少させて、分配可能額を増加させるということは、それだけ会社財産を分配する際の上限が引き上げられていることを意味する。①は、払込資本すなわち株主の出資額の範囲内で行われる計数間の振替えであり、②は、留保利益すなわち会社に留保された利益額の範囲内で行われる計数間の振替えである。①と②の振替えでは、次のような法定の手續が課せられている。①については、資本金からの振替えにおいて株主総会の特別決議（会社法 309 条 2 項 9 号）が、資本準備金からの振替えにおいては株主総会の普通決議が求め

⁵⁰ なお、資本金と資本準備金との間で行われる振替えについては、ここで取り上げない。

られている。②については、たとえ控除計数から分配可能額への振替えであっても、株主総会の普通決議で足りるとされている。また、①と②の両振替えにおいては、ともに債権者保護手続が課せられている⁵¹。資本金および資本準備金ならびに利益準備金は、株主の有限責任制の帰結として求められる資本制度の趣旨にもとづいて、会社財産を拘束するための基準額としての役割が与えられており、それらの計数を減少させるにあたっては、厳格な手続が求められている。

他方、③と④は、分配可能額から控除計数への振替えであり、これは、会社財産を分配する際の上限を引き下げることの意味する。それら控除計数に見合う財産が実際に会社によって保持されているという確証はないものの、①と②に比べて、③と④は債権者の立場から望ましいものとして捉えられる。③と④では、債権者保護手続を要することはなく、株主総会の普通決議で足りるとされる。

さらに、③（資本準備金への振替え）と④については、普通決議をつうじた上記の振替えに加えて、剰余金の配当時に強制される計数間の振替えを含めて解釈することができる。剰余金の配当で、その他資本剰余金が財源とされた場合には、払込資本に属する計数間で、分配可能額（その他資本剰余金）から控除計数（資本準備金）への振替えが行われ、その他利益剰余金が財源とされた場合には、留保利益に属する計数間で、分配可能額（その他利益剰余金）から控除計数（利益準備金）への振替えが行われる。このような振替えは、すでに述べたように、剰余金の配当に伴って分配可能額が減少する際に控除計数の強化をはかるから、債権者の立場から望ましいものとして捉えられる。

なお、会社計算規則25条1項のもとでは、資本金の額を増加させる場合の財源について、資本準備金およびその他資本剰余金に限定されないとしている。つまり、利益準備金およびその他利益剰余金から資本金への振替え、いわゆる利益の資本組入れ（図中⑤）が許容されている。このような計数間の振替えは、企業会計において重視される払込資本と留保利益の区別を超えたものであるが、組入れ先が資本金である限り、債権者の立場からは望ましいものであると捉えることができよう。

次に、これまで行ってきた、資本制度や計数の変動に関する規制についての検討をふまえたうえで、会社法における分配規制の意義を検討する。

⁵¹ 会社法449条1項のもとでは、会社が資本金または準備金を減少させる場合（準備金を減少させて資本金を増加させる場合を除く）、債権者は異議を述べることができるとされている（ただし、準備金の減少による欠損填補においては異議を述べるできない）。また、会社法449条5項のもとでは、債権者が異議を述べた場合、会社は、債権者に対して、弁済、相当の担保の提供および債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社等に相当の財産を信託しなければならないとされている（ただし、資本金または準備金を減少させても債権者を害するおそれがない場合、このような措置を取る必要はない）。

3 分配規制の意義

前節で指摘したように、「資本」に見合う財産が必ずしも会社に確保されているとは限らないこと、また、本節2で述べたように、分配可能額を算定する際に用いられる計数の振替えにおいては、法定の手続きを経ることで「資本」を減少させて分配可能額を増加させることが認められていることから、会社法において会社財産の過度な分配を抑止することができず、債権者による債権回収に不利益が及んでしまうのではないかという懸念が生じうる。

しかしながら、会社の債務不履行は、業績や資金繰りなどの会社事業の状況によって左右されるものであり、「資本」の減少による分配可能額の増加や、「資本」はそれに見合う財産を拘束するという役割を十分に果たしえないことが、債権者による債権回収に直接的な不利益を及ぼすとは考えにくい。会社法における分配規制は、あくまでも債務不履行の事前に講じられる予防的な措置であることに留意する必要があるだろう。

ここで、前節および本節の検討をふまえ、会社法における分配規制の意義をあげるとすれば、次のように説明することができる。まず、従来から指摘されてきたように、資本制度の趣旨にもとづく会社財産を拘束するための基準額「資本」を用いて、分配の際に流出しうる会社財産の上限すなわち分配可能額と、そのときの財源が剰余金であることを定めている、ということがあげられる⁵²。また、このことをつうじて、分配に際して、実際に流出しうる会社財産の上限を確定させることができるという実効性の側面を強調することができる。このような実効性の側面からは、株主と債権者との間の利害調整について直接

⁵² 郡谷・岩崎(2005b)は、資本金および準備金を用いた分配規制は、もはや債権者の債権回収を満足させるものではなく、かつ資本金および準備金を基準額とすることの合理性がたとえ十分とはされないものの、利害調整コストの軽減という点において、その意義が認められると指摘している。すなわち、まず分配規制が存在しなければ、会社財産の分配に際して株主の優位性が懸念されるために、債権者の債権管理に要するコスト、さらには会社の信用確保に伴うコストが多分に生じることになるとしており、この点につき、分配規制には、利害調整コストを軽減させる効果が期待されるとしている。もっとも、郡谷・岩崎(2005b)にみるこのような指摘は、コスト・ベネフィットの観点から、他の有効な代替的方法を構築するよりも、既存の方法を継続して採用する方が合理的であろうという、やや消極的な見方にもとづいているといえる(pp. 20-23)。一方で、秋坂(2006a)は、現行会社法の資本金について、配当規制における控除項目としての役割、また、それを減少させて分配可能額に含める場合には一定の手続を要することを指摘したうえで、「会社法における資本金は、分配可能額の算定において維持すべき額としての意味しか有していないことになる。さらに、この維持すべき額は実際の財産的な裏づけが要求されているわけではないので、債権者保護との関係で必ずしも有効に機能していると評価することができないとして、単なる計数としての意味しか有していない。」(pp. 40-41)とされており、資本金の機能を指摘しつつも、その有効性には限界があるとしている。

的な貢献があるとみられる⁵³。

さらに、法定の手続きを経たうえで「資本」を減少させることにより、分配可能額を増加させることが認められている点をふまえるとすれば、分配規制の意義については、次のように指摘することもできる。すなわち、会社法では、「資本」を構成する計数が指定されているものの、その適正な水準が一意に定められていないということから、分配規制の意義としては、会社が法定の手続きを介したうえで、自治機関のもと「資本」の水準をある程度自由に決定することができるということを前提に、分配に関する上限（分配可能額）と財源（剰余金）を定めているということを指摘することができる⁵⁴。

そもそも基準額「資本」の水準の決定を会社の自治機関に委ねること自体が、債権者に不利益を及ぼすのではないかという見方もあげられるが、そのような決定が利害関係者の合意を得るような法定の手続きのもとで行われていけば問題ないように思われる。むしろこのことについては、とくに資本金および資本準備金を減少させて分配可能額を増加させることをつじた払込資本からの配当は望ましくないとするこれまでの通説的な考え方を時代のニーズに適合した形で緩和させているとして説明することができる。たとえば、自社株買いを含めた安定配当を志向するような柔軟な財務政策の余地を会社に与えているとみなすことが可能である。会社財産の分配における規制水準を、会社が法定の手続きのもとで自由に変更させることができるという側面をもって、それが直ちに、債権者の立場から問題であるというのは必ずしもいきれず、むしろ、制度としての柔軟性が確保されている点については、一定の評価を与えることができる。会社法がこのような体制を採用した意図は、もちろん債権者の利益を害するためではなく、規制水準の決定を取引当事者の合意のもと会社の自治機関に委ねる方が効率的であろうとした点にある、ということが考えられる。

第5節 おわりに

本章では、第2節において、会社法で前提として採用されている有限責任制について検討を行い、それから生じうるモラルハザードの問題に対処するという視点から、法制度が株主と債権者の利害を調整することの一般的な意義、すなわち法制度が両者の間の利害を主体的に調整することの意義を検討した。第3節においては、債権者の担保は会社財産のみであるという理解から、株主の有限責任制に起因して生じうる利害対立の調整手段とし

⁵³ 分配可能額を確定させることによる副次的な側面には、それを情報として開示することで、利害調整についての事前的な措置を講ずることにつながり、また、配当額を決める際の大枠としての尺度の提示にもなるから、企業の配当行動に対するシグナルとしての働きも期待される。

⁵⁴ もっとも、純資産が300万円未満の場合、会社財産の分配を行うことができない。

て、「資本」にもとづいて財産を会社に留めようとする仕組み、すなわち資本制度について検討した。資本原則が緩和または放棄されている会社法の現状において、資本制度の役割が矮小化され、「資本」が単なる数額でしかないと指摘されるものの、資本制度の意義については、次のような指摘が可能である。すなわち、「資本」である資本金および準備金という特定の計数に、会社財産を拘束するための基準としての役割を与えていること、また、「資本」が会社財産の分配の上限を定める基準を示し、また株主によって引き受けられたリスクの大きさを示すという意味のもとで、契約締結上の価値判断に用いられるような一定の尺度「資本」を提示していることを指摘することができた。第4節においては、現行の会社法における分配規制の意義として、会社の自治機関が「資本」の水準をある程度自由に決定することができるということを前提に、分配の上限と財源を定めていることを指摘した。

次章では、会社法における資本制度や分配規制をふまえたうえで、日本の現行企業会計制度においてみられる、株主資本をめぐる企業会計と会社法の調整について検討を行う。

第5章 株主資本をめぐる企業会計と会社法の調整

第1節 はじめに

前章では、会社法における資本制度や分配規制について検討を行った。本章では、前章の検討をふまえ、日本における現行の企業会計制度においてみられる、株主資本をめぐる企業会計（会計基準）と会社法¹の調整について検討を行う。株主資本に注目する理由は、企業会計と会社法の立場が交錯することによって生じる典型的な論点が多数存在するためである。

企業会計において、株主資本は、純利益を生み出す正味のストックとして捉えられており、とくにその源泉に着目すると、株主による出資額（払込資本）と、それを元手にして会社が獲得した利益の留保額（留保利益）とに区別される。払込資本と留保利益の区別は、期間利益を計算する原則的な考え方としての「資本と利益の区別」とともに、情報開示面からの意義が期待されるものである。現行の貸借対照表における株主資本の表示は、払込資本と留保利益の区別に依拠している。一方、会社法においては、分配可能額を算定する観点から、株主資本の内訳が資本金、準備金および剰余金といった計数で捉えられている。準備金および剰余金については、その源泉が払込資本であるか、留保利益であるかはとくに問われない。貸借対照表における株主資本については、企業会計と会社法の各々の立場から異なる側面が強調されている。

しかしながら、企業会計制度という枠組み²においては、企業会計と会社法の各々の立場に依拠した株主資本の表示や会計処理が、さまざまな形で乱立して混在しているわけではない。企業会計と会社法の立場がたとえ一致していなくても、現行の企業会計制度においては、両者が志向する考え方にもとづいて株主資本の表示や会計処理が調整されている、ということが期待される。本章は、払込資本と留保利益の区別という企業会計における伝統的な考え方を分析軸として用いて、株主資本の表示や会計処理をめぐる企業会計と会社法の立場ないし見解がどのような程度で調整されているかを検討する。

現行の企業会計制度（会社法の規定も含む）のもとで定められている貸借対照表における株主資本の表示や、株主との取引に関する会計処理において、払込資本と留保利益の区別の考え方が用いられていることが確認されれば、(会社法が払込資本と留保利益の区別を

¹ 本章でも、前章に引き続き、日本の現行会社法および現行会社法が委任する会社計算規則などの法務省令を「会社法」という用語で表す。

² 「企業会計制度」という用語は、会計基準その他の慣習的な会計規範および法令にもとづく会計規定にもとづいて成立するような、社会的な仕組みとしての会計システムという意味で用いている。このような捉え方については、新井（1999, pp. 49-50）を参照のこと。

許容する形で) 企業会計と会社法が調整されている状況を一定程度において説明することができる。本章におけるこのような検討の意義は、企業会計制度の現状を株主資本の表示や会計処理に着目して明らかにすることで、企業会計と会社法との関係を説明することにある。また、本研究の目的に照らせば、本章における検討の意義を次のように指摘することができる。すなわち、本研究は、序章で述べたように、貸借対照表における貸方区分モデルについて検討を加えることを主要な目的としているが、本章における検討の意義としては、第9章で行う、会社法の規制目的(株主と債権者の利害調整)に適うような貸方区分モデルを一意に決める議論に対して有益な知見を提供することができる、ということがあげられる。

本章の構成は、次のようになる。第2節においては、企業会計における払込資本と留保利益の区別について検討を行う。まず、払込資本と留保利益の区別が、資金の調達源泉を識別するという企業会計の根本的な役割を担う原則的な考え方であることを確認する。次に、払込資本と留保利益の区別が、会計研究において、企業会計と会社法との関係を説明するうえでの有益な分析軸として用いられてきたことを述べる。第3節においては、現行の企業会計制度において定められる貸借対照表の株主資本の表示や、株主との取引に関する会計処理を、払込資本と留保利益の区別の考え方にもとづいて検討する。第4節においては、現行の企業会計制度のもとで、企業会計と会社法がどのような程度で調整されているかを本章全体の議論をふまえて指摘する。

第2節 企業会計における払込資本と留保利益の区別

企業会計において、払込資本と留保利益の区別に関する会計問題は、伝統的に、資本会計論の中心的な課題³として取り上げられてきたものであり、これまで多くの先行研究によって論じられてきた。払込資本と留保利益の区別は、一般的に、株主から出資があれば払込資本を増加させ、株主に対する出資の払戻しがあれば払込資本を減少させる、さらには、利益の配当があれば留保利益を減少させるというように、源泉の違いに着目して、株主との取引について適切な会計処理を導くような原則的な考え方として扱われてきた。ここでは、原則論としての払込資本と留保利益の区別の意義を確認する。また、払込資本と留保利益の区別が、多くの先行研究にみるように、企業会計制度という枠組みのもとで、企業会計と会社法との関係を説明するにあたっての分析軸として用いられてきた側面があることも指摘する。

³ 資本を源泉別に分類する視点から、資本会計に関する基本論点を網羅して検討したものに、丹波(1961)および新井(1965)があげられる。

1 原則論としての源泉識別の意義

企業会計において、払込資本と留保利益を区別することの意義には、第1に、貸借対照表において株主の持分を示す際に、株主からの出資額とそれを元手にして得られた利益の留保額という源泉を渾然一体とせずに分けて表示することができるという点を指摘することができる⁴。周知のとおり、貸借対照表に求められる基本的な役割には、その貸方において、資金の調達源泉を識別して表示するということがあげられる。払込資本と留保利益の区別は、株主の持分の表示において、株式の発行による直接的な調達額と、企業活動をつうじて稼得された利益のうち株主に還元されないで企業に再投資された金額⁵という意味での2つの調達源泉を明らかにすることができる。このような意味で、払込資本と留保利益の区別は、貸借対照表の基本的な役割である資金の源泉別表示に寄与しているといえる⁶。

第2に、払込資本と留保利益の区別には、株主との取引により生じる株主の持分の変動（フロー）を源泉別に処理する際の指針を提示しているという意義を指摘することができる。たとえば、損益計算の結果としての利益を株主の持分に振り替える場合には留保利益を増加させ、利益から配当が行われた場合には留保利益を減少させる、さらには、株主から出資が行われた場合には払込資本を増加させ、株主に対する出資の払戻しまたは出資額を財源にした配当が行われた場合には払込資本を減少させるというように、払込資本と留保利益の区別は、株主との取引により株主の持分が変動した場合、当該持分を構成するいずれの源泉を増減させればよいかという局面で、適切な会計処理を導く指針としての役割を担っているといえる⁷。もっとも、このような意義は、最終的には、株主の持分の表示において、その内訳を源泉別に表示するという、すでに述べた第1の意義に貢献するものと

⁴ 企業会計基準第5号（ASBJ 2009）では、「同じ株主資本でも株主が拠出した部分と利益の留保部分を分けることは、配当制限を離れた情報開示の面でも従来から強い要請があったと考えられる。」（28項）という点が指摘されている。たとえば、野口（2004a）は、「過去何年分もの損益計算書や利益処分計算書を集めて分析する手間を、貸借対照表で留保利益の金額が示されることによって省くことができるのであれば、コスト・ベネフィットの面から払込資本と留保利益を区別して表示することに合理性がある」（p. 40）としている。

⁵ 留保利益のほかに稼得資本と呼ばれることもある。

⁶ もっとも、貸借対照表において表示される払込資本と留保利益という会計情報が、情報利用者にとって、どのような目的で利用されているのかという点については、いまだ解明されていない部分が多い。つまり、株主の持分を源泉別に識別することで得られる会計情報が、株式投資や債務契約における意思決定において、どのような意味で有用かを説明する余地が残されていることに留意する必要がある。さしあたり、債務契約における留保利益情報の有用性を実証的に評価することによって、払込資本と留保利益を区別することの意義およびその必要性について検討を行ったものに、首藤（2008b）があげられる。

⁷ しかしながら、後述するように、このような原則的な考え方から、株主との取引に関する会計処理を必ずしも一意に導くとは限らない。

して説明することができる。

2 制度研究における分析軸としての意義

すでに述べたように、払込資本と留保利益の区別は、貸借対照表において株主の持分を示す際に、その源泉を明らかにすることができるという表示面での意義が一般に強調される。他方、かつて日本の商法において（厳密には平成13年6月改正前商法まで）、払込資本と留保利益の区別に依拠するような配当規制が採用されてきたという経緯もあることから、会計研究においては、払込資本と留保利益の区別が制度に根差した基礎的な考え方として、企業会計制度および企業会計と会社法の関係を検討する際の分析軸に用いられてきた側面もある。たとえば、伊藤邦雄（1996）は、払込資本と留保利益の区別の考え方を分析軸の1つに用いて、米国における企業会計と会社法の関係を検討したうえで、日本の企業会計制度がどのように展開されるべきかについて規範的な結論を述べている。また、野口（2009）は、企業会計基準第1号（2005b；2006b）および会社法（会社計算規則を含む）における自己株式の取得や消却、さらには剰余金の配当といった会社財産の払戻しおよび分配に関する会計処理を検討し、それらの規定において、払込資本と留保利益の区別が徹底されていないことを企業会計制度上の問題点として指摘している。

次節では、払込資本と留保利益の区別が、株主資本を源泉別に表示するという情報開示の面からの意義を有しており、かつ、企業会計に本来内在する考え方であることをふまえたうえで、現行の企業会計制度のもとでみられる、貸借対照表における株主資本の表示や株主との取引に関する会計処理を、払込資本と留保利益の区別の考え方にもとづいて検討する。

第3節 現行の企業会計制度における株主資本

本節では、払込資本と留保利益の区別の考え方にもとづいて、貸借対照表における株主資本の表示や、株主との取引に関する会計処理を検討する。

1 株主資本の表示

株主の持分に相当する株主資本をどのように捉えるかという点は、企業会計と会社法の各々の役割ないし目的を達成するうえで重要な課題であるといえる。すでに述べたように、企業会計に求められる主な役割として、貸借対照表の貸方で資金の調達源泉を示すということがあげられるが、株主資本を源泉別に表示するためには、払込資本と留保利益の区別が不可欠であるといえる。一方、会社法の目的には債権者保護をあげることができるが、

その目的を達成する手段の1つである分配規制において、払込資本と留保利益の区別は必ずしも必要とされない。前章で指摘したとおり、会社法では、分配可能額を構成する剰余金においても、また分配可能額を算定する際に純資産から控除される準備金においても、払込資本と留保利益が混在している。したがって、会社法の分配規制に適う貸借対照表の貸方表示としては、分配可能額の算定において用いられる資本金や準備金といった計数が示されていけばよいということになる。企業会計と会社法において捉える対象が株主資本で一致していても、達成すべき役割ないし目的の相違によってその捉え方が異なるのは当然と思われる。

しかしながら、企業会計と会社法の各々の役割ないし目的から、直接的に導くことができる株主資本についての見解の不一致は、現行の企業会計制度において顕在化しているわけではない。具体的に、現行の企業会計制度に相当する企業会計基準第5号（およびその適用指針3項）と会社計算規則76条2項のもとでは、貸借対照表における純資産の部の株主資本の表示において、株主からの出資額と利益の留保額を構成する各科目の呼称が統一されている⁸。また、企業会計基準第5号と会社計算規則76条2項のもとで示される表示形式上の科目の配列も一致している。下記の図表5-1は、企業会計基準第5号と会社計算規則76条2項のもとで共有される、個別財務諸表における株主資本の表示内容を示したものである。

図表 5-1 現行の企業会計制度における株主資本の表示

企業会計基準第5号・ 会社計算規則76条2項
資本金
資本剰余金
資本準備金
その他資本剰余金
利益剰余金
利益準備金
その他利益剰余金
自己株式

(注) 新株式申込証拠金などの一部の項目を省略している。

⁸ 周知のとおり、株主からの出資額については、資本金、資本準備金、およびその他資本剰余金という科目が用いられ、利益の留保額については、利益準備金およびその他利益剰余金という科目が用いられている。

図表 5-1 に示されているように、現行の企業会計制度における株主資本の表示では、まず株主資本の内訳で、(払込資本と留保利益の境界線が明確という意味で) 大枠としての払込資本と留保利益が示されているといえる。すなわち、払込資本として資本金および資本剰余金が示され、そのあとに留保利益として利益剰余金が示されている。次に、払込資本と留保利益の各々の内訳において、会社法における計数の概念、すなわち会社財産を拘束するための計数と分配可能額を構成する計数がそれぞれ示されている。具体的に、まず会社財産を拘束するための計数としては、大枠としての払込資本において、資本金と(資本剰余金の内訳としての) 資本準備金が示され、留保利益においては、(利益剰余金の内訳としての) 利益準備金が示されている。さらに、資本剰余金と利益剰余金のそれぞれの内訳において、資本準備金と利益準備金が示されることにより、差額として、分配可能額を構成するその他資本剰余金とその他利益剰余金が示されている。つまり、現行制度における株主資本の表示においては、下記の図表 5-2 のように、企業会計で伝統的に重視されてきた源泉を識別する項目としての払込資本および留保利益と、分配規制で用いられる会社法上の計数が織り合うようにして示されているといえる。

図表 5-2 「払込資本と留保利益の区別」および分配可否にもとづく株主資本の表示内容

	分 配 不 能	分 配 可 能
払 込 資 本	資 本 金 ・ 資 本 準 備 金	その他資本剰余金
留 保 利 益	利 益 準 備 金	その他利益剰余金

さらに、下記の図表 5-3 は、現行制度における株主資本の表示と、平成 13 年 6 月商法改正前の財務諸表等規則および計算書類規則における資本の部の表示を示したものである。

図表 5-3 現行制度における株主資本の表示と平成 13 年 6 月商法改正前の資本の部の表示

企業会計基準第 5 号・ 会社計算規則 76 条 2 項	平成 13 年 6 月商法改正前 財務諸表等規則	平成 13 年 6 月商法改正前 計算書類規則
資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 自己株式	資本金 資本準備金 利益準備金 その他の剰余金 その他の資本剰余金 任意積立金 当期末処分利益	資本金 法定準備金 資本準備金 利益準備金 剰余金 任意積立金 当期末処分利益

(注) 新株式申込証拠金や評価・換算差額等などの一部の項目を省略している。

平成 13 年 6 月商法改正前の財務諸表等規則および計算書類規則のもとでの資本の部の表示内容で共通している個所としては、科目の配列において、まず資本金と法定準備金またはその内訳が優先して示されていること、そして法定準備金のあとに配当可能利益に相当する剰余金が示されていることがあげられる。このような表示内容は、分配の財源として用いることができない計数をまず優先的に示したうえで、資産と負債の差額から資本金および法定準備金を差し引いて得られる余剰としての配当可能利益を示している。つまり、平成 13 年 6 月商法改正前においては、資本の部の表示が分配規制の影響を大きく受けているということ、また、これと同時に、払込資本と留保利益の境界線が不明確になっているということを指摘することができる。

このような点をふまえたうえで、平成 13 年 6 月商法改正前の資本の部の表示と、現行の企業会計制度における株主資本の表示を比較してみると、現行制度の表示には次のような特徴を指摘することができる。すなわち、現行制度における株主資本の表示の特徴は、資本金および法定準備金という、分配可能額の算定において純資産から控除される計数を優先的に示すのではなく、大枠としての株主資本の源泉を、資本金および資本剰余金と、利益剰余金とに分けて示しており、つまり、分配の可否を端的に示すような表示内容よりも、源泉を区別する表示内容が優先されているという点を指摘することができる⁹。

以上のように、現行の企業会計制度における株主資本の表示においては、企業会計における払込資本と留保利益の区別を優先して示すような表示内容（資本金および資本剰余金

⁹ ちなみに、このような表示内容は、平成 13 年 6 月商法改正を受けて 2002 年（平成 14 年）に公表された企業会計基準第 1 号から採用されている（paras. 15-18）。

と利益剰余金との間に境界線を引くことができる表示内容)が採用されるとともに、資本金や準備金という会社法における固有の計数が表示上の項目として取り入れられているとみることができる。つまり、現行の企業会計制度のもとでは、企業会計と会社法の各々の役割ないし目的の達成に寄与するような株主資本の表示が採用されているといえる¹⁰。

次に、株主資本に増減をもたらす株主との取引に関する会計処理を検討する。

2 株主との取引に関する会計処理

企業会計において、通常、株式の発行は払込資本の増加として、自己株式の買入れ消却は払込資本の減少として会計処理が行われ、また利益の配当については留保利益の減少として会計処理が行われる。すでに述べたように、このような会計処理は、払込資本と留保利益の区別の考え方に依拠したものであるといえる¹¹。一方、会社法においては、そのような株主との取引が生じた場合に、資本金、準備金、および剰余金について、増加または減少を定めるような規定が設けられている。たとえば、株式の発行が行われた際に資本金を強行的に増加させるような規定や、自己株式の消却または出資額を財源とする配当においては、資本金および資本準備金を減少させないで、原則としてその他資本剰余金を減少させる規定が設けられている。

このように、株式の発行や、取得した自己株式の消却¹²のような株主との取引が生じた場合、企業会計においては、原則的に、払込資本と留保利益の区別にもとづいて、(資本金および資本剰余金から構成される)総体としての払込資本を増減させる点が強調されるが、会社法においては、払込資本を構成する個々の計数を増減させる点が定められている。ここでは、このような企業会計と会社法の根本的な差異を念頭におきながら、現行の企業会計制度とくに会社法の規定のもとでの株式の発行、自己株式の消却、さらには剰余金の配

¹⁰ ただし、会社法においては利益の資本組入れが認められており、これが行われた場合には、払込資本と留保利益を厳密な意味で区別して表示することができなくなってしまう。つまり、表示においては払込資本と留保利益の区別が形式的に保たれているものの、利益の資本組入れが行われた場合には、資本金に利益の留保額が混入してしまうため、実質的に株主からの出資額と利益の留保額という源泉を区別して表示することができなくなる。この問題の核心は、そのような混入が表示上で顕在化されないという点にあるといえる。このことについては、資本金の内訳で元入れ資本金と(利益からの)組入れ資本金という項目を設けて表示することで解消されうるという指摘が従来からしばしば見受けられる。たとえば、野口(2007, pp. 66-67)を参照。

¹¹ ここでは、1つの種類株式すなわち普通株式のみが発行されているという単純な状況を想定する。

¹² 会社法における自己株式の消却は、その手続の完了をもって、自己株式の帳簿価額とそれに見合うその他資本剰余金を相殺させる処理であり、これを株主との取引とみなさい見方(たとえば、手続そのものとみる見方)もあげられるが、ここでは、自己株式の取得を前提として行われる自己株式の消却を株主に対する払戻し(取引)とみなしている。

当という株主との取引に関する会計処理を払込資本と留保利益の区別の考え方にもとづいて検討する。

(1) 株式の発行等

企業会計において、株式の発行が行われた際に生じる株主の出資額は、払込資本の増加として取り扱えば足りると考えられるが、会社法においては、その出資額を、払込資本を構成する個々の計数の増加として振り分けることができる規定が設けられている。

たとえば、会社法 445 条 1 項ないし 3 項は、株主の出資額を、会社の意思にもとづいて、資本金と資本準備金とに振り分けることができる規定として捉えることができる。原則的な処理として、株主の出資額はすべて資本金としなければならないが、出資額の 2 分の 1 を超えない額を資本金にしないで資本準備金とすることができる¹³。このような規定は、出資額に見合う額だけ払込資本を増加させるものであり、企業会計の立場からは特段問題とされることはないと考えられる。また、組織再編行為において払込資本を増加させる規定についても同様な説明を加えることができる。組織再編行為においては、個々の契約または計画にもとづき特別決議を経たうえで、出資額を資本金、資本準備金、およびその他資本剰余金に自由に配分することが認められている。このとき、出資額がどのように配分されても、払込資本の増加額は変わらないという点は、企業会計の立場から支持される。

このように、通常の株式の発行において資本金および資本準備金の増加を定める会社法 445 条や、組織再編行為において払込資本に属する計数の増加を定める規定では、株主の出資額に見合う額だけ払込資本の増加を指示していると捉えることができる。つまり、これらの会社法の規定は、原則として出資額に見合う額だけ払込資本を増加させるという点で、企業会計の立場と一致しているとみなすことができる。とくに組織再編行為の際に払込資本に属する計数を増加させる規定では、分配可能であるその他資本剰余金を増加させることが認められているが、留保利益を増加させることが認められていない点で、企業会計の立場からは特段問題にあたらなないと思われる。払込資本と留保利益の区別は、払込資本に属する計数を増加させる会社法の規定を成立させるための基礎的な考え方として取り入れられているとみなすことができる。

¹³ つまり、出資額をその総額から 2 分の 1 の額までの範囲で資本金の増加として振り分けることができ、また資本金にしなかった出資額を、資本準備金の増加として振り分けることができる。いずれにしても、資本金は増加することになる。

(2) 自己株式の消却

企業会計と会社法が会計処理をめぐって異なる立場を示すことになると思われる取引事象として自己株式の取引をあげることができる。ここでは、払込資本と留保利益の区別の考え方にもとづいて自己株式の消却における会計処理を検討する。

会社法においては、すでに述べたように、株式の発行にあたり資本金および資本準備金を増加させる規定が設けられているが、自己株式の消却については、資本金および資本準備金を減少させないで、原則としてその他資本剰余金を減少させる規定が設けられている。しかしながら、自己株式の消却によりその他資本剰余金を減少させた結果、その期末残高が負となった場合には、払込資本を構成する他の計数である資本金および資本準備金を減少させず、その他資本剰余金をゼロにして期末時点のその他利益剰余金（留保利益）を減少させることが定められている（会社計算規則 24 条 3 項、27 条 3 項および 29 条 3 項）¹⁴。その他資本剰余金の残高が消却する自己株式の帳簿価額を上回っていれば、当該消却を出資の払戻しとして限定的に捉え、払込資本の減少の範囲内で処理することができるが、そうでない場合は、（出資の払戻しを原則的に払込資本の減少として捉えるような）払込資本と留保利益の区別の考え方から逸脱して、期末時点の留保利益を減少させることになる¹⁵。その他資本剰余金を減少させて、それでも足りなければ、その他利益剰余金を減少させるという考え方は、自己株式の処分差損の取扱いにおいても整合してみられる。

会社法上、自己株式の消却において、払込資本の減少をその他資本剰余金の減少のみに割り当てて、資本金および資本準備金を減少させない理由は、前章でも述べたとおり、資本金および資本準備金が資本制度の中核をなすような会社財産を拘束する計数だからである、という点から説明できる。それらの計数は、株主総会の決議と債権者保護手続を経たうえで減少させることができるものであり、株主との取引にもとづいて直接的に減少させ

¹⁴ もっとも、2005 年（平成 17 年）会社法制定に伴って改正された企業会計基準第 1 号（ASBJ 2005b）においては、自己株式の消却に際して、減少させるべき財源をその他資本剰余金とその他利益剰余金のいずれかから、企業が任意に選択できる規定が設けられていた（45 項）。この規定は、2006 年（平成 18 年）に会社計算規則が施行されたことを受けて、改正企業会計基準第 1 号（ASBJ 2006b）において削除された。

¹⁵ ただし、企業会計において、自己株式の買入れ消却の際に、払込資本のみを減少させる会計処理が一方的に議論されてきたわけではないということに留意する必要がある。2 つ以上の種類株式を発行している状況で、たとえば優先株式の償還にあたっては、留保利益（利益剰余金）を減少させる会計処理も考えられてきた。このような議論は、かつて発行持分説と主体持分説の論争として扱われてきた。なお、米国における資本金論の発展を歴史的に繙いて、株式種類別經理の生成から払込価額主義の成立までの過程で発行持分説の系譜を明らかにした先行研究に中村忠（1975）があげられる。また、発行持分説と主体持分説の論争を減資会計における企業会計と会社法の見地から扱った議論については、伊藤邦雄（1996, pp. 383–407）を参照されたい。さらに、自己株式の会計処理に関する学説展開については、伊藤邦雄（1996）のほかに梶田（2001）も参照されたい。

することはできない。また、その他利益剰余金（留保利益）を減少させる理由については、会社法における自己株式の取得が、剰余金の配当と同様、会社財産の分配とみなされている点から説明することができる。つまり、自己株式の取得を前提とする自己株式の消却において、その他資本剰余金を超えて生じる払込資本の減少分は、剰余金の配当との整合性に着目して、その他利益剰余金によって補填されるべきと考えられているのである。

このように、会社法においては、自己株式の消却について、払込資本と留保利益の区別から逸脱するような会計処理が規定されているとみることができる¹⁶。実際のところ、企業会計基準第1号（2006b）では、会社法の規定をふまえた会計処理が定められている¹⁷。とはいえ、自己株式の消却をめぐる会計処理は、企業会計と会社法が交錯する一面に過ぎず、このような区別からの逸脱は、その他資本剰余金の残高が負となるような限定された状況でのみ指摘されるものであることに留意したい。

（3） 剰余金の配当

会社法においては、剰余金の配当を行うに際して、その財源に、その他資本剰余金とその他利益剰余金の両方を用いることができるとされている。その他資本剰余金は、払込資本に属する計数であるから、会社法においては、払込資本を財源にした配当が認められていることになる。ここでは、払込資本と留保利益の区別の考え方にもとづいて、会社法における剰余金の配当を論じるが、その前に払込資本を財源とした配当そのものについて検討を加えておく。

¹⁶ その一方で、株式の発行に際し新株発行と自己株式の処分が同時に行われた場合、それが資金調達目的のもので行われるものであるという点を強調して、自己株式の処分差損をその他資本剰余金の減少として取り扱うことなく、資本金および資本準備金の減少として取り扱う規定が設けられている（会社計算規則14条1項4号）。このような処理は、処分差損の補填を担う対象が剰余金に向けられていないため、処分差損の計上によりその他資本剰余金の残高が負となる場合に、その他利益剰余金を減少させることがないという意味で、払込資本と留保利益の区別からは一応支持される会計処理であるとみなすことができる。

¹⁷ もっとも、企業会計基準第1号（2006b）においては、自己株式の消却に関する会計処理および処分差損の取扱いについて、（その他資本剰余金を減少させた結果、負の残高となってしまった場合に）その他利益剰余金を減少させるという考え方は、「資本剰余金と利益剰余金の区別」に反しないという見解が示されている。具体的には、「その他資本剰余金は、払込資本から配当規制の対象となる資本金及び資本準備金を控除した残額であり、払込資本の残高が負の値となることはあり得ない以上、払込資本の一項目として表示するその他資本剰余金について、負の残高を認めることは適当ではない。よって、その他資本剰余金が負の残高になる場合は、利益剰余金で補てんするほかないと考えられ、それは資本剰余金と利益剰余金の混同にはあたらないと判断される。したがって、その他資本剰余金の残高を超える自己株式処分差損については、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額することが適切であると考えた。」（41項）とされている。

払込資本を財源とした配当

払込資本を財源とした配当は、平成13年6月商法改正において認められるようになったが、これは実質的に、自己株式の取得規制の緩和および法定準備金の減少手続の創設と相まって、利益の配当という形式のもとで出資の払戻しを可能にする方法が設けられたことを意味している（野口 2004b, p. 130）。平成13年6月商法改正を契機に、法制度上で払込資本を財源とする配当が許容されるようになったとはいえ、払込資本を配当の財源とすることについては、依然として問題視する向きもみられる。本来、配当という用語には、企業活動における成果の分配という意味が含まれているからである。また、配当の財源には出資額そのものではなく、出資額を元手にして得られた利益を用いる方が企業の財務的な健全性の面から適切であるという見方が一般に周知されていることから説明できる。

平成13年6月商法改正において示された払込資本を財源とする「利益の配当」は、平成17年会社法において、「剰余金の配当」として存続している。会社法の制定により、「利益の配当」が「剰余金の配当」として整備され、払込資本を財源とした配当が利益を財源とした配当と同等の手続きとして扱われたことの意義については、次のような説明が可能であろう。すなわち、配当という手段において、本来の意味での成果の分配に相当する利益の配当と、実質的に出資の払戻しに相当するような、その他資本剰余金を財源にした配当とを、企業が自らの意思で選択できるよう整備されたという点に意義を見いだすことができる。企業にとっては、財務政策における株主還元策としての配当について、通常利益（その他利益剰余金）を財源にした配当と、払込資本（その他資本剰余金）を財源にした配当のいずれかを選択する余地が与えられているとみることができる。

配当という用語は、本来、企業活動の成果である利益の分配を象徴するものであるが、法制度において配当の財源が利益にとどまらず払込資本にまで拡張されていることの意義は、企業に財務政策上の選択の余地を与えたことに見いだせる。次に、これらの整理をふまえたうえで、払込資本と留保利益の区別の考え方にもとづいて、会社法における剰余金の配当を検討する。

会社法における剰余金の配当

すでに述べたとおり、会社法においては、剰余金の配当の財源に、その他資本剰余金とその他利益剰余金のいずれも用いることができるとされている。すなわち、配当の財源がその他資本剰余金として決定されれば、その他資本剰余金を減少させ、財源がその他利益剰余金として決定されれば、その他利益剰余金を減少させる規定が定められている（会社

計算規則 23 条)¹⁸。このような規定に対する企業会計の立場としては、まず企業の意思決定によって選択された財源にもとづいて、払込資本を財源とした配当か、留保利益を財源とした配当か（あるいは両者の割合はどの程度か）を特定し、その他資本剰余金とその他利益剰余金をそれぞれ減少させる会計処理を想定すれば足りるといえる。したがって、出資の払戻しが行われれば払込資本を減少させ、利益の配当が行われれば留保利益を減少させるという払込資本と留保利益の区別の考え方からは特段問題は見当たらないと考えられる。むしろ、財源の選択にもとづいて、各々の計数を減少させる規定（会社計算規則 23 条）は、払込資本と留保利益の区別に依拠するものであるとみなすことができよう。さらに、会社法においては、剰余金の配当の際に選択された財源の減少に応じて資本準備金と利益準備金をその合計額が資本金の 4 分の 1 に達するまで強制的に積み立てさせる規定も設けられている。これも、払込資本と留保利益の区別に依拠することで成立しうる規定とみなすことができる。配当の財源が識別されてはじめて積み立てるべき準備金の計数を特定することができるからである¹⁹。

剰余金の配当においては、企業がその財源を自由に選択することができるが、このこと自体を、払込資本と留保利益の区別からの逸脱として捉えることは困難なように思われる。企業会計の立場からは、企業の意思決定によって選択された財源にもとづいて、払込資本と留保利益のいずれの源泉を減少させればよいかを決定することができるので、とくに問題はないように思われる²⁰。

次節では、これまで取り上げてきた株主資本をめぐる企業会計と会社法の見解をふまえて、企業会計と会社法がどのように調整されているかについて検討を行う。

¹⁸ 会社計算規則 23 条においては、剰余金の配当に際して減少するその他資本剰余金とその他利益剰余金の金額は、配当財産の金額を満たすよう企業の意思決定のもとで定めることができるとされている。

¹⁹ この他、分配可能額の算定において、のれんの額を 2 で除して得た額が最終事業年度の末日における資本金および準備金ならびにその他資本剰余金の合計額を超える場合、剰余金の額からその他資本剰余金の額と繰延資産の部に計上した資産の額の合計額を控除することが規定されている（会社計算規則 158 条 1 号ハ（2））。これは、のれんおよび繰延資産の部に計上した資産と払込資本の大小関係に着目して、払込資本を財源とした配当に制限を加える規定であると捉えることができる。この場合、剰余金の配当の財源がその他利益剰余金に限定されているといえ、この規定では、その他資本剰余金とその他利益剰余金を区別する視点が用いられていると考えることができる。

²⁰ もっとも、野口（2008）は、配当の財源の選択を会社の裁量に委ねてしまえば、払込資本と留保利益の区別の意義が失われるおそれがあることを指摘しており、とくに「持分割合に比例して株主に会社財産の払戻しが行われた場合には、留保利益の分配として会計処理する必要がある。」（p. 40）としている。

第4節 企業会計と会社法の調整—現行の企業会計制度に対する解釈

本節では、前節でみてきた企業会計と会社法における株主資本をめぐる考え方をふまえ、現行の企業会計制度のもとで両者が調整されている現状について検討を加える。

なお、ここでは、とくに前節で取り上げた株主との取引による計数の変動と、第4章で取り上げた計数間の振替えに注目する。株主資本の表示においては、払込資本および留保利益と、資本制度の中核をなす資本金および準備金とが容易に識別されるような表示内容が採用されており、現行の企業会計制度のもとでは、企業会計と会社法における各々の役割ないし目的に適うような表示内容が成立しているといえる。

下記の図表5-4は、株主との取引および計数間の振替えのもとで生じうる、株主資本を構成する計数の増加と減少をまとめたものである。また、図表5-4では、払込資本と留保利益の区別が保たれていると考えられる、株主との取引に関する会計処理および計数間の振替えについて、払込資本と留保利益の境界線を二重線で表わし、区別が保たれていないと考えられるそれら処理については、その境界線を点線で表わしている。

図表5-4 株主との取引および計数間の振替えによる株主資本の計数の変動

	株主との取引				計数間の振替え				
	設立・株式の発行	合併等	自己株式の消却	剰余金の配当	資本金の減少	資本準備金の減少	その他資本剰余金の減少	利益準備金の減少	その他利益剰余金の減少
資本金	+	+			- (注3)	+	+	+	+
資本準備金	+	+			+	- (注3)	+	(注5)	(注5)
その他資本剰余金		+	-	- (注2)	+	+	-		
利益準備金			(注1)					- (注3)	+
その他利益剰余金			-	- (注2)				+	-

出所：弥永（2015, p. 426）を参考に筆者が作成。

(注1) その他利益剰余金の減少は、自己株式の消却の結果、期末時点におけるその他資本剰余金の残高が負になった場合のみ生じうる（自己株式の処分の場合も同様）。

- (注2) 剰余金の配当においては、財源を選択することができる。企業的意思決定によって配当の財源にその他資本剰余金が選択されたにもかかわらず、その他利益剰余金を減少させることは通常考えられない。
- (注3) 資本金の減少は、株主総会の特別決議と債権者保護手続を要する。定時株主総会における資本金の減少で、かつ、その減少分が欠損額を超えない場合は、普通決議で足りる。また、準備金の減少は、株主総会の普通決議で足りるが、剰余金への振替えでは、債権者保護手続を要する。
- (注4) 剰余金の配当による資本準備金および利益準備金の強制積立では、その他資本剰余金およびその他利益剰余金の減少による資本準備金および利益準備金への振替えとみなしている。
- (注5) 利益の資本組入れであり、減少した利益準備金およびその他利益剰余金が資本金の内訳で表示されなければ区別は保てなくなる。

会社法における自己株式の消却に関する規定では、その他資本剰余金から優先的に減少させていくという考え方が採られており（自己株式の処分差損についても同様）、出資の払戻しが一応、払込資本の減少として取り扱われていた。しかしながら、その他資本剰余金の残高が負になった場合には、その他利益剰余金で補填することが定められていた。このような処理は、株主からの出資額を払込資本の増加として、株主に対する出資額の払戻しを払込資本の減少として原則的に捉える払込資本と留保利益の区別の考え方から逸脱しているとみなすことができる。また、会社計算規則25条1項においては、前章で指摘したように、留保利益に属する計数（利益準備金およびその他利益剰余金）を減少させて、資本金を増加させる計数間の振替えが認められている。このような振替えは、払込資本と留保利益の混同をもたらすものであるから、両者を区別する考え方に抵触しているとみなすことができる²¹。

以上のように、株主との取引時の処理や計数間の振替えに関する会社法の規定を網羅的にみてきた結果、とくに自己株式の消却における会計処理と利益剰余金からの資本金への振替えにおいて、払込資本と留保利益の区別からの逸脱がみられる。このような逸脱は、とりわけ会社法の目的である債権者保護の考え方にもとづいて説明することができよう。すでに述べたとおり、自己株式の取得を前提とするその消却は、出資の払戻しに該当するものとみなすことができ、企業会計の立場からは払込資本の減少として処理することが適切と考えられる。払込資本の減少を資本金および資本準備金に割り当てることなく、その他資本剰余金の減少に留めて、それを超える減少分をその他利益剰余金に割り当てるのは、会社法において、資本金および資本準備金が資本制度の中核をなす分配不能な計数として捉えられているからである。このような会計処理は、資本金および資本準備金を出資の払戻しという株主との取引が生じた結果としてただちに減少させることができないという点

²¹ ここでは、資本金および資本準備金を減少して、マイナスの利益剰余金を補填するような状況を議論の対象としていない。

から説明することができる。また、利益剰余金から資本金への振替え、いわゆる利益の資本組入れは、資本制度の趣旨のもと、会社財産を拘束するための計数を増加させることになるから、債権者保護の目的に資するものとして説明することができる。つまり、これらの規定内容は、払込資本と留保利益を区別する視点からたとえ望ましいものではないとされても、会社法における債権者保護の目的にもとづいて推奨される措置として説明することができる。

しかしながら、上記の**図表 5-4** が示すように、払込資本と留保利益の区別にもとづいて捉えることができる企業会計と会社法の乖離の程度は、特段に問題視されるものではなく軽微なもののみなすことができる。むしろ全体的に、払込資本と留保利益の区別が、株主との取引に関する会計処理の規定および計数間の振替えに関する規定を成立させるための基礎的な考え方として受け入れられているようにさえ思える。たとえば、設立・株式の発行や合併等においては、払込資本に属する計数が増加するだけであり、留保利益に属する計数が増加することはない。また、すでに述べたように、剰余金の配当またはそれに伴う準備金の強制積立てにおいては、配当財源の識別が前提とされており、払込資本と留保利益の区別が規定成立に欠かせない役割を果たしているといえる。さらに、計数間の振替えにおいては、払込資本に属する計数を減少させて、留保利益に属する計数を増加させることはできない。つまり、資本から利益への振替えは認められていない。先に指摘した払込資本と留保利益の区別からの逸脱は、会社法における債権者保護の目的にもとづいて生じているといえるが、債権者保護の考え方は必ずしも区別からの逸脱を支持しているとはいえない。会社法における債権者保護の目的を達成するために、払込資本と留保利益の区別が重要な役割を果たしているという指摘も可能と思われる。

現行の企業会計制度においては、企業会計と会社法における各々の役割ないし目的が相違することに起因して、一方の考え方を重視してそれを優先する反面、他方の考え方が軽視されているというような側面が顕著に現れているとはいえない。払込資本と留保利益の区別は、両者の役割ないし目的が達成されるよう、現行の企業会計制度が成立するための基礎的な考え方として位置づけられているといえる。現行の企業会計制度においては、株主資本をめぐる企業会計と会社法の見解が、払込資本と留保利益の区別という基礎的な考え方に依拠して、高い水準で調整されているとみることができる。

第5節 おわりに

本章では、払込資本と留保利益の区別の考え方にもとづいて、現行の企業会計制度において定められている株主資本の表示および会計処理を検討した。その結果、とくに会社法

における自己株式の消却に関する規定や、いわゆる利益の資本組入れに相当する利益剰余金を減少させて資本金を増加させる計数間の振替えにおいて、払込資本と留保利益の区別からの逸脱がみられた。しかしながら、このような逸脱から懸念される企業会計と会社法の乖離は軽微なものとして捉えることができ、その要因も会社法における債権者保護の目的にもとづいて説明することが可能である。またその一方で、会社法においては、払込資本と留保利益の区別が、株主資本の計数の変動に関する規定を成立させるための基礎的な考え方としておおむね受け入れられているとみなすことも可能である。現行の企業会計制度においては、企業会計と会社法が、株主資本をめぐる見解について、ともに払込資本と留保利益の区別を基礎的な考え方として受け入れながら、高度な水準で調整されていると指摘することができる。

第Ⅲ部 貸借対照表の貸方区分モデル

第6章 貸方区分モデルの抽出

第1節 はじめに

本章では、第Ⅰ部における議論の内容をふまえ、貸借対照表の貸方区分モデルを抽出する。序章において述べたように、貸方区分モデルを抽出するにあたっては、議論の対象を5つの基本的な発行金融商品に限定する。すなわち、普通株式、優先株式、自社株式を対象とした売建てコールオプション、および自社株式を対象とした売建てプットオプション（以下、前者をコールオプション、後者をプットオプションと呼称し、さらに両者をあわせた場合には株式オプションと呼称する）、ならびに社債¹の5つの基本的な発行金融商品を前提に貸方区分モデルを抽出する。議論の対象をこれら5つの基本的な発行金融商品に限定する理由は、次のように説明することができる。まず、株式（普通株式および優先株式）と社債については、企業における最も基本的な資金調達手段であること、また、第2章でみたように、伝統的な会計主体論において利益計算の多様性が論じられる際に、それら発行金融商品が主たる検討対象として扱われてきたことがあげられる。さらに、株式オプションについては、株式と社債の間のグレーゾーンに位置する発行金融商品であること、また、近年の先行研究において、ストックオプションを中心に株式オプションに関する会計処理方法が注目されてきていることがあげられる²。具体的には、それら株式オプションの会計処理が利益計算にどのような影響を及ぼすかという検討課題に大きな関心が向けられている。したがって、株式および社債さらには株式オプションを議論の対象に含めることにより、伝統的な会計主体論において示された論点と、貸方区分における多様な発行金

¹ 社債と類似する金銭債務には借入金をあげることができるが、本章では、市場において比較的容易に売買することが可能な社債を明示的に取り上げることにする。また、買掛金などの営業活動から生じる金銭債務や引当金などの非金融負債は、とくに断りのない限り議論の対象に含めない。

² 近年の日本においては、ストックオプションについて有償のものが利用されるようになり、ASBJは、これについて2018年1月に実務対応報告第36号を公表している。山下(2019)は、無償タイプのものに対する既存の会計処理との比較にもとづいて、有償のストックオプション（正確には権利確定条件付き有償新株予約権）に関する会計問題を取り扱っている。とくに有償の場合で現金の払込みがあった部分に相当する権利不確定による失効の処理と、無償の場合で労働サービスの提供があった部分に相当する権利不確定による失効の処理との整合性について論じている。また、近年では、ストックオプションに代表される差額型のインセンティブ報酬に加えて、譲渡制限を付した株式をそのまま付与するフルバリュー型のインセンティブ報酬として、譲渡制限付株式報酬(リストラクテッドストック)も注目されている。中村信男(2017)は、譲渡制限付株式報酬の仕組みを概説し、その報酬設計における会社法上の問題点等を指摘している。

融商品の分類とその利益計算への影響に関する現代的な会計問題との両方を包括しながら、貸方区分モデルの抽出に関する議論を展開させることができる。

本章の構成は次のようになる。第2節においては、貸方区分モデルを抽出する前提を述べる。具体的には、貸借対照表において負債区分と資本区分からなる貸方2区分を想定すること、また、貸方区分モデルの抽出にあたっては資金提供者のグルーピングに依拠することを説明する。第3節では、貸方区分モデルを成立させる資本の概念を想定するため、資金提供者のグルーピングを行う。具体的には、冒頭で取り上げた5つの基本的な発行金融商品の保有者を対象にグルーピングを行い、企業会計における利益帰属者³を想定する。さらに、利益帰属者が有する持分を企業会計における資本の概念として捉えることとする。第4節では、前節で検討された各種の資本の概念にもとづいて、貸方区分モデルの類型整理を行う。さらに、各々の貸方区分モデルのもとで成立する利益計算の仕組みを確認したうえで、貸方区分モデルの意義を明らかにする。なお、貸方区分モデルのもとでの負債の概念は、議論の対象として取り上げた5つの基本的な発行金融商品のうち資本に含められる発行金融商品以外のもの、すなわち資本の補集合として捉えることにする⁴。第5節では、貸方区分モデルの限界について検討を行う。とくに貸方区分モデルを抽出するプロセスにおいて、誰の利益を計算するのかという視点を優先した結果、負債の概念の決定にどのような影響が及ぶのかを検討する。

第2節 貸方区分モデルを抽出する前提

本節では、貸方区分モデルを抽出するにあたっての前提を述べる。まず貸借対照表の貸方区分に関する基本的な考え方を説明したうえで、本章において、負債区分と資本区分からなる貸方2区分を前提とすることを述べる。また、貸方区分モデルを抽出する基礎的な作業となる資金提供者のグルーピングについて説明する。

1 負債区分と資本区分に関する基本的な考え方

負債区分と資本区分に関する基本的な考え方として、負債区分は、資産の犠牲が伴うような債務性を有する項目を表示する区分であり、資本区分は、そのような債務性を有しな

³ 序章でも述べたように、「利益帰属者」とは、必ずしも配当に限定されない、つまり利息の受取りや発行金融商品の取得・保有・売却をつうじて、企業価値の分配に与ることができる地位にあって、とくに「利益計算を行う観点ないし立場」としての資金提供者という意味で用いている。

⁴ 徳賀（2003）は、貸借対照表の貸方で負債と資本の2区分を設ける方法について、「資本とは何かを明確にし、それ以外の貸借対照表貸方項目は認識を否定するか負債として範疇分けするもの」を、「資本確定アプローチ」と呼称している（p. 19）。

い項目を表示する区分であるという説明がまず可能であろう。債務性を有する項目を表示するという役割を持つ負債区分は、情報利用者が企業の債務額を把握するのに、また、債務の決済に際してあてられる資産額をふまえて、企業の支払能力を評価するのに役立つと考えられる。また、債務性を有しない項目を表示する資本区分は、負債区分に含まれる項目に対して劣後するという役割を有している。つまり、資本区分は、いわゆるリスクバッファという機能を有していると考えられる。

一方、資本区分には、そこに分類される発行金融商品の所有者に帰属する利益を計算する基礎としての役割が与えられていると考えられる。すなわち、いま資本区分に1つの種類の発行金融商品が含まれると仮定して、会計期間の期首時点および期末時点における資本区分に含まれる発行金融商品の金額ないしはその所有者が有する持分の差分をもって、当該発行金融商品の所有者に帰属する利益を計算することができる。このような資本区分の捉え方からは、貸借対照表の貸方における資本区分と負債区分を、利益計算の仕組みに関連させて、次のように説明することが可能であろう。すなわち、貸借対照表の貸方における資本区分は、そこに含まれる発行金融商品に関する支払項目や決済差額を利益計算から隔絶させ、負債区分は、そこに含まれる発行金融商品に関する支払項目や決済差額を利益の計算要素として取り扱う、という説明が可能であろう。貸借対照表の貸方区分は、発行金融商品に関する支払項目や決済差額を、利益計算から隔絶させるものと利益計算に取り込むものとに分けて、損益の範囲を画する役割があると考えられる。

このように、貸借対照表における負債区分と資本区分は、債務を表示する区分かどうかという視点から、また損益の範囲を画するという視点から説明することが可能であろう。序章で述べたように、本研究の主要な目的の1つは、資本の概念を積極的に定めることにより、計算された利益がどの範囲の資金提供者に帰属するものなのかが明らかになるという規範的な考え方にもとづいて、利益計算の仕組みに関する類型としての貸方区分モデルを抽出することである。したがって、本章において貸方区分モデルを抽出するにあたっては、とくに貸借対照表の貸方区分が損益の範囲を画する役割を有しているという見方に依拠することにする。なお、債務を表示する視点と損益の範囲を画する視点は、それぞれが貸方区分を説明する切り口であり、両者にもとづく貸方区分の説明は必ずしも矛盾するものではない。

2 貸借対照表における貸方区分の形態

貸借対照表の貸方区分には、基本的な形態である貸方2区分に加え、貸方3区分、および貸方無区分という形態も考えられる。

一般に、貸方2区分とは、貸借対照表の貸方において負債区分と資本区分を設けるような最も基本的な考え方である。前述したように、負債区分は債務性を有する項目を表示し、資本区分は債務性を有しない項目を表示する役割があげられる。また、利益計算の仕組みに関連させた説明として、負債区分と資本区分は、損益の範囲を画する役割も果たしていることが考えられる。

貸方3区分とは、貸借対照表の貸方で、負債区分、中間区分、および資本区分を設けるものである。中間区分は、負債区分にも資本区分にも含まれない項目が分類される区分である。たとえば、負債区分については債務性を有する項目を限定して表示する区分として、また、資本区分については利益計算に反映させない項目（たとえば株式）を限定して表示する区分として厳密に捉える場合、中間区分は、負債区分および資本区分の積極的な意義を満たさない項目を分類する区分として説明することができる。しかし、貸方3区分を利益計算の仕組みに関連させて説明すると、負債区分および中間区分は、結局のところ、非資本区分としての性格を有しており、資本に含まれる発行金融商品の保有者に帰属する利益の範囲を示す区分とみなすこともできる。つまり、利益計算の仕組みに関連させた説明において、貸方3区分は、資本区分と非資本区分からなる貸方区分の形態として捉えることが可能であり、貸方2区分と同様な性格を有しているという点を指摘することができる。

さらに、貸方無区分とは、貸借対照表の貸方で区分を設けないという考え方である。貸借対照表において貸方無区分を想定すると、たとえば発行金融商品たる請求権を企業自らが優先劣後の観点にもとづいて表示するということが考えられる。また、利益計算の仕組みに関連させて説明すると、無区分の貸方全体を1つの資本区分とみなすことが可能と考えられる。この場合、発行金融商品に関する一切の支払項目は、資本からの分配として扱われ、利益計算から隔絶されることになる。さらに、無区分の貸方全体を1つの負債区分とみなすことも可能であろう。この場合、普通株主などの劣後株主に対して支払われた配当も財務費用として扱われ、その結果計算された利益は、最終的に企業に帰属する利益として説明されることになると思われる。

本章では、資本の概念を積極的に定めることをつうじて、貸方区分モデルを抽出する議論を展開するために、貸借対照表の貸方をまず資本区分と非資本区分の2つの区分に分割する。非資本区分については、さらに2つの区分に分割して中間区分を設けるような貸方3区分を想定することも可能であるが、中間区分を積極的な意味のもとで説明することが困難であること、また利益計算の仕組みに関連させて説明するとき、中間区分は非資本区分としての負債区分と同様な説明が可能であるということから、本章においては、よりシンプルに議論を進めるために、貸借対照表の貸方において、資本区分と非資本区分として

の負債区分からなる貸方2区分を前提とする。

3 資金提供者のグルーピング

企業会計においては、どの資金提供者の立場から利益計算を行うかという考え方によって、利益計算の基礎である資本についての捉え方もさまざまに異なってくる。とくに第2章でみた伝統的な会計主体論では、普通株主または残余請求権者（Husband 1954；Staubus 1961）、株主や社債権者からなる資金提供者集団（Paton and Stevenson 1918；Paton 1922）を利益帰属者とみなす見方が取り上げられていた⁵。そして、その各々の見方にもとづいて、それら利益帰属者たる資金提供者の持分が、資本として捉えられていた。このように企業会計においては、伝統的に、さまざまな資本を想定することが可能とされてきた。

そこで本章第3節以降では、以上のような会計主体論にみる考え方をふまえて貸方区分モデルを抽出するにあたり、冒頭で取り上げた5つの基本的な発行金融商品を前提に、まず資金提供者のグルーピングを行う。そのうえで、資金提供者グループから構成される利益帰属者をいくつか想定する。さらに、それら利益帰属者の持分を利益計算の基礎としての資本とみなすことにする。ここでいう資金提供者のグルーピングとは、発行金融商品の特徴に依拠した当該発行金融商品のグルーピングにもとづいて、それら発行金融商品の保有者をひとまとめに捉えることにより利益帰属者を想定する作業を指している。

さしあたり、基本的な発行金融商品を前提とした資金提供者のグルーピングには、次のような①から⑤の5つのパターンが考えられる。まず最も基本的な資金提供者のグルーピングには、①普通株主と優先株主をひとまとめに捉える考え方があげられる。これは、株式という法的形式を満たす発行金融商品の保有者、通常でいうところの株主をひとまとめに捉える考え方に相当するものである。①のグルーピングのもとでは、株主を利益帰属者とみなす見方があげられる。

次に、企業が発行する株式の保有者すべてから成る、法的形式を満たす株主というカテゴリー（以下、株主カテゴリー）を再構成させるような、3つのグルーピングを考えることができる。すなわち、②株主カテゴリーから優先株主を除外する場合、③株主カテゴリーにコールオプション保有者を含める場合、および④株主カテゴリーにコールオプション保有者とプットオプション保有者の両方を含める場合のそれぞれで、資金提供者のグルーピングが可能と考えられる。②、③、および④は、いずれも株主カテゴリーを再構成させたものであり、とくに②は、株式という法的形式を満たす発行金融商品の保有者のうち、

⁵ また、第2章では取り上げていないが、Suojanen（1954）では、株主や社債権者のみならず従業員なども含めた利害関係者集団を利益帰属者とみなす見方が示されている。

普通株主と優先株主とを、経済的に異なる立場の資金提供者として捉えるような見方である。③と④は、自社株式を対象とした株式オプションの所有者を、株主と同等の地位を有する者として捉えようとする見方である。ここでは、②、③、および④のグルーピングにもとづいて、3つのグループの利益帰属者を想定することができる。

最後に、⑤冒頭で取り上げた5つの発行金融商品の所有者のすべてをひとまとめに捉えるようなグルーピングが考えられる。これは、企業の財務活動にかかわるすべての資金提供者を一括して捉える考え方に相当するものである。⑤のグルーピングにおいては、資金調達手段にかかわらず、すべての資金提供者を一括して利益帰属者とみなす見方があげられる。

第3節 資金提供者のグルーピングにもとづく資本の概念

本節では、前節であげた①から⑤のグルーピングを、その背景や前提をふまえたうえで説明し、それら資金提供者のグルーピングにもとづいて想定できる利益帰属者さらにはその利益帰属者の拠出額ないしは持分にもとづいて捉えることができる資本の概念について検討を行う。なお、資金提供者のグルーピングについては、発行金融商品が有する特徴にもとづいて行うことにする。具体的には、発行金融商品の発行目的や法的性格、さらには発行金融商品の所有者が享受できるペイオフ⁶の変動の仕方などにもとづいて行う。

1 株主と資本の概念—所有資本（①）

一般的に、株主とは、株式という法的形式を満たす発行金融商品の所有者として位置づけられ、とくに企業経営に対するコントロールを有していて、かつ、企業の事業活動から得られる価値（企業価値）を享受できるという面からは、企業の所有者としても強調されてきた。

しかしながら、第4章でもみたように、日本の会社法においては、剰余金の配当や残余財産の分配について内容の異なる株式を定款で定めることができるとされている。このことから、株式は、法的形式という面では一様にみなされるが、それらの経済的な特徴は必ずしも一致しているとは限らないという点がしばしば指摘される。典型的な例としては、

⁶ ペイオフとは、基本的に、オプションまたはその他のデリバティブの所有者が、契約の終了時点で獲得する現金を意味するが（Hull 2009, p. 787）、本論文では、とくに断りのない限り、株式などの現物や、オプションなどのデリバティブとしての発行金融商品について、その所有者が決済時点で獲得できる現金またはその同等物（自社株式を含む）ないしそれらの現在価値という意味のもとで用いることにする（もちろん、決済前に発行企業に払い込まれた資金額を除く）。

剰余金の配当などの会社財産の分配について普通株式と異なる内容を有する優先株式⁷があげられる⁸。通常、配当優先株式は、企業の経営状況に照らして、剰余金の配当が普通株式に優先されるものを指している。また、配当優先株式には、その配当率が普通株式の配当率に一定の割合が加えられる形で決定されるものや、配当の未払分が累積されるものもあげられる。これらの典型的な例は、会社財産の分配をめぐって、普通株式と優先株式とが経済的に異なる特徴を有しているということを示している。

とはいえ、そのような相違は、単純に普通株式という標準契約と、それから派生した類似の契約との差異として説明することもできよう。つまり、会社財産の分配という一面において、優先株式が普通株式よりも優先されるということそれ自体は、優先株式がそもそも普通株式と経済的に全く異なる発行金融商品であるということを示しているというよりも、追加的な条項に起因して生じる標準契約からの乖離として説明することが可能と思われる。たとえば、上述した典型的な例としての優先配当は、標準契約に対して追加的に付された条項により、議決権の内容と配当の内容とが代替された結果として説明することもできる。

普通株式と優先株式については、その経済的な特徴が異なるという点から、たとえば優先株式を債務項目とみなして⁹、両者を全く別個の発行金融商品として捉える考え方も可能である。しかしながら、優先株式には、通常、普通株式とともに、企業の事業活動から得られる価値（企業価値）を享受することができるという意味での一般性¹⁰が備わっていると考えられる。このような見方からすれば、会社財産の分配をめぐる普通株式と優先株式

⁷ 優先株式には、優先配当権の他に、償還請求権や普通株式転換権などが付されたものがあるが、本研究においては、最も単純な優先配当権が付された優先株式を想定する。

⁸ なお、わが国の会社法の条文において、「普通株式」や「優先株式」という用語は用いられていない。会社法では、一定の事項について内容の異なる2以上の種類の株式を定める場合の規定（108条）が設けられており、内容の異なる株式について定款の定めを置けば、その会社が発行する株式すべてがいわば「種類株式」となり、いずれの株式が「普通株式」に相当するかというような区別はなされない。つまり、会社法108条の規定においては、会社の発行する株式の内容は、定款によって相対的に定められることとなり、「普通株式」や「優先株式」といった特定の呼称が与えられたうえで、その内容が差別化されるということにはなっていない。

⁹ 優先株式を債務項目とみなす考え方としては、優先株式に償還義務が伴う点に着目するものや、契約において優先株式のペイオフが固定されていることに着目するものがある。（ここでいうペイオフは、配当として受け取るインカムゲインまたは償還により得られるキャピタルゲインを想定しているが）ペイオフが固定されているというのは、契約上、配当率が一定となるような条項が付されていることや、固定された価額で償還されることが予定されていることがあげられる。

¹⁰ この一般性は、たとえば企業価値が増加すれば、優先株式と普通株式のペイオフ（またはそれら株式の価値）も通常は増加するということとして説明することができる。なお、ここでは、企業価値のうち、社債などの株式以外の発行金融商品に割り当てられる価値が一定であることを仮定している。

との経済的な相違は、単に、(株式という法的形式のもとで) 企業価値の分配に与る方法が異なっていることに起因するものであるとして説明することができる。優先株式と普通株式は、企業価値の享受という点では無差別であると考えられ、このことから企業会計においては、両者を同等の発行金融商品として扱うことが可能と考えられる¹¹。

以上のような考え方にもとづけば、企業会計における資金提供者のグルーピングの類型として、普通株主と優先株主とをひとまとめに捉えるようなグルーピングをあげることができる。そして、普通株主と優先株主からなる株主を利益帰属者とみなし、さらに、企業会計の目的が株主の利益を計算することにあるとき、利益計算の基礎としての資本を株主の出資額にもとづいて捉えることが可能と思われる¹²。以下では、株主が企業の所有者として位置づけられるという側面を強調して、このような資本の概念を「所有資本」(①)と呼称する¹³。

なお、企業会計においては従来から、法的形式に依拠した発行金融商品の貸方区分における分類が問題視されてきた。たとえば、法的形式という面ではたとえ株式であったとしても、社債に類するような償還義務を有するものまでが、無分別に資本区分に含まれてしまうという点が指摘されてきた¹⁴。しかし、すでに述べたように、優先株式は標準契約としての普通株式に追加的な条項が付されたものであるという見方からすると、優先株式にたとえ義務が伴っていたとしても、普通株式とともに企業価値を享受することができる、または、社債などの一般の債務項目に劣後して企業価値の分配に与ることができるという適格性ないしは経済性(すなわち株式という法的形式)が備わっているという点から、企業会計において優先株式は普通株式と同等に扱われるべきであると主張することができる。

¹¹ なお、会社法のもとでは、償還優先株式と普通株式について、株式としての共通の特徴である、社債などの債務項目に対する劣後性を分配規制のもとで説明することが可能である。すなわち、償還優先株式の償還は分配規制に服することになるが、このことは、当該償還が、剰余金が十分に確保されていない場合には実行しえないという面から、優先株式にも債務項目に対する一定の劣後性が備わっていることを説明していると思われる。つまり、剰余金が十分に確保されていない状況のもとでは、債務項目に対する劣後性という点で、普通株式と償還優先株式は同等であるといえる。

¹² 利益計算の基礎としての資本には、基本的に、過年度の累積利益が含まれるが、本節ではとくに利益帰属者と資本の概念との関連性を議論の対象としているので、どの資金提供者からの拠出額かという源泉別の視点を強調している。

¹³ ここでの「所有」という用語は、株式という法的形式を有する発行金融商品を保有していることで、企業の事業活動から得られる価値(企業価値)を享受することができる立場、ないしは企業が発行する金融商品のうち株式以外の発行金融商品に劣後して企業価値の分配に与ることができる立場という意味で用いている。

¹⁴ 野口(2004a)は、強制償還優先株式(mandatorily redeemable preferred stock)などの金融商品を取り上げて、法律上の区分にもとづいて債務証券か持分証券かを判別していたのでは、複雑な金融商品の開発によって、会計基準の趣旨とは異なる会計処理が行われてしまうという点を指摘している(pp. 51-60)。

このような説明は、現行の会計基準においてみられる、法的形式という括りで資本の概念を定める考え方を支持するものであろう。

2 株主カテゴリーの再構成と資本の概念

ここでは、法的形式を満たす株主カテゴリーを再構成させるような、3つの資金提供者のグルーピングを説明して、その各々のグルーピングにもとづいて想定できる利益帰属者および資本の概念について述べる。

(1) 株主カテゴリーからの優先株主の除外—残余資本 (②)

上述したように、株式という法的形式を満たす発行金融商品の保有者という面から、普通株主と優先株主の両者を1つの資金提供者グループとして捉えることが可能と考えられた。

しかしながら、毎期の利益が恒常的に上昇しているような状況と比べて、利益の水準が低迷していたり、あるいは損失が計上されるような状況において、さらには債務不履行に起因した清算が行われるような状況においては、普通株主と優先株主とを、経済的に同等の地位を有する者として扱うことが難しい一面もある。たとえば、業績が低迷している状況においては、優先株式に付される条項にもとづいて優先配当が行われる場合が考えられるが、他方では、普通株式に対する配当が控えられるということが考えられる¹⁵。また、清算時の残余財産の分配という状況において、優先株主への割当てが先行されることで、普通株主への割当てまで行き届かないということも考えられる。これらの指摘は、会社財産の分配という一面における優先株主の優位性を示している。さらに、優先株式に伴うとされる経済的強制 (economic compulsion) の観点からも、普通株主と優先株主とが経済的に異なる立場にあるとする見方をあげることができる¹⁶。たとえば、配当率が時の経過とともに上昇するような条項が付された優先株式や累積配当の条項が付された優先株式については、企業がそれらの経済的な負担を解消するために、強制的に償還を行うということが考えられる。すなわち、経済的強制の観点からは、優先株式はその永続性が否定され、社債や借入金などの金銭債務と同様なものとみなされることになる。

このように、業績の低迷や清算という状況においては、配当や残余財産の分配について、

¹⁵ すでに述べたように、優先株式には、償還請求権や普通株式転換権などが付されたものが存在するが、本研究で議論の対象として扱う優先株式については、最も単純な配当優先権が付されたものを想定する。

¹⁶ 優先株式の経済的強制に関する議論については、拙稿 (2008a) を参照されたい。

普通株主に対する優先株主の優位性が顕著に現れることになる。また、優先株式に付される条項によっては、企業がその経済的負担を解消するために強制的に優先株式を償還するというような状況も想定される。これらの指摘は、優先株主が普通株主の関与できる会社財産を小さくする立場にあるという見方、さらには、優先株主は残余請求権者たる普通株主と経済的に異なる地位を有する存在であるという見方を示唆している。とくに、優先株主が普通株主の関与できる会社財産を小さくする立場にあるという点からは、その両者の利害が対立するということをふまえて、優先株主を株主カテゴリーから除外して、むしろ債権者と同等な者とみなすという見方が可能になる。

以上の考え方にもとづけば、企業会計における資金提供者のグルーピングの類型として、法的形式を満たす株主カテゴリーから優先株主を除外するような、普通株主を代表とする残余請求権者クラスの資金提供者グループを想定することができる。そして、そのような資金提供者グループを利益帰属者とみなし、企業会計の目的が彼らの利益を計算することにあるとき、利益計算の基礎としての資本を、普通株主などの残余請求権者クラスの出資額にもとづいて捉えることが可能と考えられる。以下では、このような資本の概念を「残余資本」(②)と呼称する¹⁷。

(2) 株主カテゴリーとコールオプション保有者—積極参加資本 (③)

株式を発行している企業は、自社株式を対象としたコールオプションを単独で、または他の発行金融商品と合成させて発行することがある。コールオプションは、一定の期間または一定の期日に、契約で定められた価格（権利行使価格）をもって株式を購入することができる権利をいう。コールオプション保有者は、通常、コールオプションを取得する際にプレミアムを支払い、株価が権利行使価格を上回るとき、オプションの行使をつうじて権利行使価格を発行企業に払い込み、株式を取得することができる。

コールオプションと株式の相違としては、コールオプションに、議決権、配当請求権、および残余財産分配請求権などの法制度上で認められる各種の権利が伴っていない点があげられる。しかし、コールオプションの価値を決定する主要な要因は、対象となる株式の価値であり、コールオプションに関するペイオフの変動は、通常、株式のペイオフ（また

¹⁷ 説明の方法や背景は異なるが、残余請求権者クラスの持分を資本として捉える考え方に、Staubus (1961), Ohlson and Penman (2005) および FASB 予備的見解 (2007) などがあげられる。ただし、「残余」という考え方は、企業が発行する金融商品のうち、一定程度優先される請求権に対して相対的に劣後するという意味のもとで成立するものである。したがって、「残余」という考え方を定義するためには、優先される請求権の範囲が明確にされる必要があり、「残余」を負債など優先される請求権の範囲を確定せずに独立して定義することの困難性を指摘することができる。

は株式の価値)の変動の仕方と類似している。このことは、企業の事業活動から得られる価値(企業価値)のうち、他の発行金融商品に割り当てられる価値が一定であると仮定して、企業価値が増加すれば、コールオプションと株式の価値はともに増加し、企業価値が減少すれば、両者の価値はともに減少するということを意味している。つまり、コールオプションと株式の両者は、企業価値の変動にあたって、その各々の価値の変動の仕方がほとんど一致しているといえる。また、コールオプションは、あくまで選択権であるため、株価が権利行使価格を下回れば、オプションを行使せずに放棄すればよいということになるが、この点についても、株式との類似性を指摘することができる。すなわち、コールオプション保有者は、株価が権利行使価格を下回ったときに、権利行使を行わずプレミアムを放棄することで損失を回避することができるという選択肢を有しているが、このとき、当該プレミアムを株主の出資額に相当するものとみなせば、この選択肢は、有限責任制のもとで株主が自らの出資額を放棄のうえ、当該出資額以上の損失を回避することができるという選択肢と類似しているという説明を加えることができる。

このように、コールオプション保有者は、享受できるペイオフの変動の仕方という側面で、また株価が権利行使価格を下回った場合に、権利行使を行わずプレミアムを放棄して損失を回避することができるという側面で、株主と経済的に近似した立場を有しているという見方が可能である¹⁸。とくに、前者の側面からは、コールオプション保有者は、株主と同様に、企業価値のプラス方向の変動に期待しているという意味で、企業価値の変動に対して積極的に参加しているという見方が可能である。

以上の考え方にもとづけば、企業会計における資金提供者のグルーピングの類型として、通常の株主カテゴリーに、コールオプション保有者を加えるような資金提供者グループを想定することができる。そして、そのような資金提供者グループを利益帰属者とみなし、企業会計の目的が彼らの利益を計算することにあるとき、利益計算の基礎としての資本を、株主の出資額とコールオプション保有者が企業に対して払い込んだプレミアムとを合算した金額にもとづいて捉えることが可能と考えられる。以下では、コールオプション保有者が株主とともに企業価値の変動に対して積極的に参加しているという見方をふまえて、そのような資本の概念を「積極参加資本」(③)と呼称する。

¹⁸ たとえば、権利行使価格をゼロにして、その行使期間も短くすれば、そのようなコールオプションは、法制度上で認められる株式に関する各種の権利は伴わないものの、株式そのものとして捉えることができよう。

(3) 株主カテゴリーと株式オプション保有者—参加資本 (④)

株式を発行している企業は、自社株式を対象としたコールオプションのみならず、自社株式を対象としたプットオプションも単独で、または他の発行金融商品と合成させて発行することがある。プットオプションは、一定の期間または一定の期日に、契約で定められた価格（権利行使価格）をもって、オプション発行企業に自社株式を買い取らせる権利をいう。プットオプションは、発行企業が自社株式を買い戻す際の手段として、また、投資家が株式の株価下落リスクをヘッジする手段として用いられることがある。とくに、後者にみるプットオプションの利用は、そのペイオフの変動の仕方が株式およびコールオプションのペイオフの変動の仕方と反対になっていることに着目したものである。

上述したように、コールオプションについては、そのペイオフの変動の仕方が株式の場合と類似していることから、株式の保有者とコールオプション保有者とをグルーピングするという考え方をあげることができた。しかしながら、プットオプションは、そのペイオフの変動の仕方が株式およびコールオプションの場合と反対になっており、ペイオフの変動の仕方に注目する限り、プットオプションを、株式およびコールオプションとともにグルーピングすることには大きな違和感が生じる。現行の企業会計とくに米国会計基準においては、プットオプションのペイオフの変動の仕方が株式およびコールオプションの場合と異なるという点に着目して、プットオプションを決済手段にかかわらず、すべて負債項目として取り扱う考え方がみられる。とはいえ、プットオプションの価値は、コールオプションと同様、対象となる株式の価値にもとづいて変動するということがあげられる。つまり、プットオプションは、株式の価値の下落を期待した投資であり、株式の保有者なら株式の価値の下落に対して保険をかけるような手段でもあるが¹⁹、株式の価値の変動にもとづいてペイオフを得ようとする仕組みは、コールオプションと同様であるという点を指摘することができる。このような指摘からは、プットオプションについても、コールオプションと同様、その経済的な特徴を企業価値の変動に関連づけて次のように説明することが可能と思われる。すなわち、コールオプションが企業価値のプラス方向の変動に期待したものであるという意味で、その保有者が企業価値の変動に対して積極的に参加しているということであれば、プットオプションはマイナス方向の変動に期待したものであるという意味で、その保有者が企業価値の変動に対して消極的に参加しているという説明が可能であろう。

以上の考え方にもとづけば、企業会計における資金提供者のグルーピングの類型として、

¹⁹ 対象企業の株式をプットする権利を有している者には、通常、その対象企業の株式を保有する株主が想定される。

通常の株主カテゴリーに、コールオプション保有者のみならず、プットオプション保有者を加えるような資金提供者グループを想定することができる。そして、そのような資金提供者グループを利益帰属者とみなし、企業会計の目的が彼らの利益を計算することにあるとき、利益計算の基礎としての資本を、株主の出資額と、コールオプション保有者およびプットオプション保有者が企業に対して払い込んだプレミアムとを合算した金額にもとづいて捉えることが可能と考えられる。以下では、コールオプション保有者およびプットオプション保有者が、企業価値の変動に積極的であれ消極的であれ参加しているという見方をふまえて、株主とコールオプション保有者およびプットオプション保有者の拠出額からなる資本の概念を「参加資本」(④)と呼称する²⁰。

3 財務資源の提供者と資本の概念—財務資本 (⑤)

本節ではこれまで、法的形式を満たす株主カテゴリーと、当該株主カテゴリーから派生して想定することができる資金提供者グループについて検討してきた。ここでは、企業に対するすべての資金提供者をひとまとめにして捉えるようなグルーピングを検討する。

企業会計では、企業の資金調達の結果として生じる請求権のうち、社債と株式について、対照的な側面が注目されてきた。一般的に、発行企業の側からすれば、社債は、調達資金の返済が約定で義務づけられているのに対して、株式については、基本的に、その発行企業が清算に至るまでは、調達資金の返済いわば投資元本の償還は行われまいということがあげられるが、これらの点はとくに、現行の企業会計上、貸借対照表の貸方において、社債は返済を要する項目(負債)として、株式は返済を要さない項目(資本)として扱われているところにみることができる。また、社債と株式の対照的な側面は、その保有者の側からも指摘することができる。社債の保有者である社債権者(以下、債権者)は、約定の利回りの受取りと投資元本の回収を目的としているのに対して、株式の保有者である株主についてはその目的が、発行企業からの直接的な投資元本の回収というよりも、通常、株式の保有をつうじて享受するような企業価値の最大化にあるということが想定されている。債権者の目的が企業価値の最大化ではなく、約定の利回りの受取りと投資元本の回収とに向けられているのは、そもそも社債や借入金のペイオフが、約定で固定されており、企業価値の変動とほとんど無関係なものとされているという点から説明できる。さらに、企業価値が負債額面を下回らない通常の状況において、有限責任を負う株主が企業に対するコントロールを有しているという点で株主と債権者の利害が衝突するという点も、社債

²⁰ このような資本の捉え方については、川村(2010, p. 184)および福島・吉岡(2010, pp. 28-29)も参照。

と株式の対照的な側面として指摘することができる²¹。このように、企業会計上、社債と株式については、義務を有するか否かという点に加えて、企業価値が負債額面を下回らない通常の状況のもとで、投資の目的が相違しているという点や、利害の不一致があつて対立が生じうるという点から、それらの対照的な側面が強調されることになる。

しかしながら、債権者と株主は、すでに述べたような両者の対照的な側面から異なる立場を有する者として捉えられるものの、企業の事業に対する必要資金の提供者という観点からは、債権者と株主の両者をひとまとめに捉えることが可能と考えられる²²。このような見方は、社債と株式を、市場を介した財務資源・企業資金の調達手段として一様に捉える見方ないしは、債権者と株主を一般に投資家として一括りに捉える考え方に相当するものである²³。また、一方で、債権者および株主のみならず、コールオプションおよびプットオプションの所有者も、企業の事業に対してプレミアム相当の必要資金を投じているとみることができる。とくに、現物決済が予定されるコールオプションの所有者についてみれば、現時点でプレミアム相当の資金を投じていることに加えて、企業の所有者である株主の地位を獲得するタイミングを計りながら、行使価格に相当する追加的な資金の投入に備えているという説明も可能である。

このように、社債権者および株主のみならず、コールオプション保有者およびプットオプション保有者も企業の事業に対して必要資金を提供しているという見方からは、企業会計における資金提供者グループの類型として、企業が発行する金融商品の所有者すべてをひとまとめに捉えるような資金提供者グループを想定することができる。そして、そのような資金提供者グループを利益帰属者とみなし、企業会計の目的が彼らの利益を計算することにあるとき、利益計算の基礎としての資本をすべての資金提供者からの拠出額にもとづいて捉えることが可能と思われる。以下では、発行金融商品の所有者のすべてが企業の事業に対して必要資金を提供しているという側面と、ここで説明したグルーピングにおいて、買掛金などの営業活動から生じる金銭債務や非金融負債などのその他貸方項目を除外しているという側面に鑑みて、すべての資金提供者の拠出額にもとづいて捉えることができる資本の概念を「財務資本」(⑤)と呼称する。

²¹ もっとも、企業価値が負債額面を下回れば、企業経営に対するコントロールが債権者に移転されることになる。したがって、このような場合には、債権者による企業経営のコントロールのもとで、企業価値の最大化が図られることになる。

²² ここでは、借入金その他有利子負債も含めて想定することができる。

²³ このような考え方は、第2章で取り上げた Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) にみることができる。ただし、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) では、社債および株式のみならず、営業債務である買掛金も含めて、広範な資金調達手段が一括りに捉えられている。

4 小括—利益帰属者と資本の概念

本節では、資金提供者のグルーピングをつうじていくつかの利益帰属者を想定し、彼らの拠出額にもとづいて捉えることができる資本の概念について検討してきた。下記の図表 6-1 は、その内容をまとめたものである。

図表 6-1 利益帰属者とグルーピングの基準

	利 益 帰 属 者	グ ル ー ピ ン グ の 基 準
所有資本 (①)	株主 (法的形式を満たす株主カテゴリー)	・株式という法的形式を有する発行金融商品の保有 (以下、株式の保有)
残余資本 (②)	法的形式を満たす株主カテゴリーから優先株主を除いた資金提供者グループ (普通株主を代表とする残余請求権者)	・株式のうち優先株式以外の株式 (残余請求権) の保有
積極参加資本 (③)	法的形式を満たす株主カテゴリーにコールオプション保有者を加えた資金提供者グループ	・株式の保有 または ・ペイオフの変動の仕方が株式のペイオフ (または株式の価値) と類似している発行金融商品の保有
参加資本 (④)	法的形式を満たす株主カテゴリーにコールオプション保有者とプットオプション保有者を加えた資金提供者グループ	・株式の保有 または ・ペイオフが株式のペイオフ (または株式の価値) に関連して変動する発行金融商品の保有 (正の相関と負の相関を両方含む)
財務資本 (⑤)	企業が発行した金融商品の保有者すべてを含む資金提供者グループ	・企業が発行する金融商品の保有

本節においてはまず、最も基本的な資本の概念として、株主の出資額にもとづいて捉えられる資本の概念、すなわち「所有資本」(①)をあげた。ここでの株主とは、株式という法的形式を満たす発行金融商品の保有者を一様に指している。つまり、「所有資本」の考え方のもとでは、企業が発行する株式のうち、経済的に内容の異なる株式が複数あったとしても、同一企業が発行した株式の保有者であれば、それらはすべて利益帰属者とみなされ、彼らからの出資額はすべて資本項目として扱われることになる。

次に、このような「所有資本」から派生する資本の概念として、「残余資本」(②)、「積極参加資本」(③)、および「参加資本」(④)をあげることができた。「残余資本」(②)も

株主の出資額にもとづいて捉えられる資本の概念であるが、これは、株主カテゴリーから優先株主を除外して利益帰属者を想定する考え方である。つまり、「残余資本」は、優先株主が普通株主の関与できる会社財産を小さくする立場にあるという見方、さらには、優先株主と普通株主の立場は経済的に異なっており、むしろ両者の間には利害対立が生じうるという見方に依拠している。「残余資本」の考え方のもとでは、普通株主を代表とする残余請求権者の出資額は資本項目として扱われるが、それ以外の優先株主を含む資金提供者からの拠出額は非資本項目として扱われることになる。

また、「積極参加資本」(③)は、株主カテゴリーにコールオプション保有者を加えて利益帰属者を想定する考え方である。これは、コールオプション保有者が享受するペイオフの変動の仕方が株式のペイオフ(または株式の価値)の変動の仕方と類似するという点から、コールオプション保有者は、企業の所有者である株主の立場と経済的に近似した立場にあるという見方に依拠するものである。「積極参加資本」の考え方のもとでは、コールオプション保有者から払い込まれたプレミアムも、株主の出資額とともに資本項目として扱われることになる。

さらに、「参加資本」(④)は、企業の所有者である株主に、コールオプション保有者とプットオプション保有者の両方を加えて利益帰属者を想定する考え方である。これは、株式オプション(コールオプションおよびプットオプション)のペイオフが、株式のペイオフ(または株式の価値)に関連して変動するという点に着目して、株主と株式オプション保有者をひとまとめに捉えようとするものである。「参加資本」の考え方のもとでは、株式オプション保有者から払い込まれたプレミアムも株主の出資額とともに、資本項目として扱われることになる。

他方、企業に対するすべての資金提供者をひとまとめに捉えるような「財務資本」(⑤)という資本の概念もあげることができた。これは、企業の事業に対する必要資金の提供者という点から、株主および債権者のみならず、株式オプション保有者(コールオプション保有者およびプットオプション保有者)も含めて、利益帰属者を想定するものである。「財務資本」の考え方のもとでは、すべての資金提供者の拠出額が資本項目として取り扱われることになる。

以上、本節では、資金提供者のグルーピングにもとづいて利益帰属者を想定し、彼らの拠出額にもとづいて捉えられる資本の概念について検討してきた。次節では、これらの資本の概念にもとづいて、貸借対照表の貸方区分モデルを抽出し、その類型を整理する。

第4節 貸方区分モデルの類型整理

前節では、5つの基本的な発行金融商品を前提に、資金提供者のグルーピングにもとづいて利益帰属者を想定し、彼らの拠出額から構成される資本の概念について検討を行った。本節では、前節で検討された各々の資本の概念にもとづいて負債の範囲を定めることにより²⁴、その各々の資本と負債の組合せのもとで成立させることができる利益計算の仕組みを貸方区分モデルとして定義する。なお、本節以降においては、所有資本、残余資本、積極参加資本、参加資本、および財務資本のその各々の資本の概念にもとづく貸方区分モデルを、それぞれ「所有資本モデル」、「残余資本モデル」、「積極参加資本モデル」、「参加資本モデル」、および「財務資本モデル」と呼称する。

1 所有資本モデル

所有資本モデルは、企業会計における利益計算を行う立場としての利益帰属者に、株式という法的形式を満たす発行金融商品の所有者いわゆる株主を想定し、株主の利益を計算することを第一義的な目的とする貸方区分モデルをいう。

所有資本モデルにおける貸借対照表の貸方の構成要素において、資本（所有資本）は、株式という法的形式を満たす発行金融商品の所有者である株主の持分から構成され、負債は、資本の補集合として、株主の持分以外の持分（非所有持分）から構成される。

所有資本モデルのもとでの貸方における発行金融商品の分類において、資本項目を識別するにあたっては、株式という法的形式を満たしているという要件が用いられ、その要件を充足する発行金融商品はすべて資本に含まれることになる。また、資本項目に関する当該要件を充足しない発行金融商品、たとえばコールオプションやプットオプションなどの株式でない発行金融商品はすべて、負債に含まれることになる。さらに、所有資本モデルにおける利益計算においては、株式でない発行金融商品に関して、利子の支払いや決済に伴う差額が生じた場合、それらはすべて利益の計算要素²⁵として取り扱われることになる。

2 残余資本モデル

残余資本モデルは、利益帰属者として、（企業が発行する株式の所有者すべてから構成される）株主カテゴリから優先株主を除外するような資金提供者グループを想定し、当該

²⁴ 具体的には、貸借対照表の貸方における負債を、発行金融商品の所有者が有する持分のうち、資本を構成する利益帰属者の持分の補集合として捉えることにする。

²⁵ 「利益の計算要素」という用語は、純利益の要素である損益に加えて、包括利益の要素であるその他の包括利益も含めた意味で用いている。

資金提供者グループの利益を計算することを第一義的な目的とする貸方区分モデルをいう。

残余資本モデルにおける貸借対照表の貸方の構成要素において、資本（残余資本）は、普通株主を代表とする残余請求権者²⁶の持分から構成され、負債は、資本の補集合として、残余請求権者の持分以外の持分（非残余持分）から構成される。

残余資本モデルのもとでの貸方における発行金融商品の分類において、資本項目を識別するにあたっては、残余請求権クラスの発行金融商品に該当するという要件が用いられ、その要件を充足する発行金融商品はすべて資本に含まれることになる。また、資本項目に関する当該要件を充足しない発行金融商品、たとえば優先株式やコールオプションなどの発行金融商品はすべて、負債に含まれることになる。さらに、残余資本モデルにおける利益計算においては、残余請求権クラスの発行金融商品に該当しない発行金融商品に関して、利子もしくは優先配当の支払い、または決済に伴う差額が生じた場合、それらはすべて利益の計算要素として取り扱われることになる。

3 積極参加資本モデル

積極参加資本モデルは、利益帰属者として、株主カテゴリーにコールオプション保有者を加えるような資金提供者グループを想定し、当該資金提供者グループの利益を計算することを第一義的な目的とする貸方区分モデルをいう。

積極参加資本モデルにおける貸借対照表の貸方の構成要素において、資本（積極参加資本）は、株式の所有者およびその株式を対象としたコールオプションの所有者（以下、株主およびコールオプション保有者）の持分から構成され、負債は、資本の補集合として、株主およびコールオプション保有者の持分以外の持分（非積極参加持分）から構成される。ここでの負債（非積極参加持分）には、各種の資金提供者の持分のうち、企業価値の変動に対して消極的に参加している持分や、企業価値の変動に対して無関係なポジションにある持分をあげることができる。

積極参加資本モデルのもとでの貸方における発行金融商品の分類において、資本項目を識別するにあたっては、発行金融商品について、株式という法的形式を満たしている、または株式を対象とするコールオプションのようにペイオフが株式のペイオフ（または株式の価値）の変動の仕方と類似しているという要件が用いられ、それらの要件を充足する発行金融商品はすべて資本に含まれることになる。また、資本項目に関するそのような要

²⁶ すでに述べたように、「残余」という考え方は、優先される請求権に対して相対的に劣後するという意味のもとで成立するものであり、資本の概念を独立して定めるという方法のもとでは、「残余」の範囲を明確に定めることは難しい面がある。

件を充足しない発行金融商品、たとえば社債やプットオプションのように、株式でない発行金融商品や、ペイオフが株式のペイオフ（または株式の価値）の変動の仕方と反対になる発行金融商品はすべて負債に含まれることになる。さらに、積極参加資本モデルにおける利益計算においては、非積極参加持分たる発行金融商品に関して利子の支払いまたは決済に伴う差額が生じた場合、それらはすべて利益の計算要素として取り扱われることになる。

4 参加資本モデル

参加資本モデルは、利益帰属者として、株主カテゴリーにコールオプション保有者とプットオプション保有者の両方（以下、株式オプション保有者）を加えるような資金提供者グループを想定し、当該資金提供者グループの利益を計算することを第一義的な目的とする貸方区分モデルをいう。

参加資本モデルにおける貸借対照表の貸方の構成要素において、資本（参加資本）は、株式の保有者ならびにその株式を対象としたコールオプションおよびプットオプションの保有者（以下、株主および株式オプション保有者）の持分から構成され、負債は、資本の補集合として、株主および株式オプション保有者の持分以外の持分（非参加持分）から構成される。非参加持分には、各種の資金提供者の持分のうち、企業価値の変動に対して無関係なポジションにある持分が該当する。

参加資本モデルのもとでの貸方における発行金融商品の分類において、資本項目を識別するにあたっては、発行金融商品について、株式という法的形式を満たしている、または株式オプションのようにペイオフが株式のペイオフ（または株式の価値）に連動しているという要件が用いられ、それらの要件を充足する発行金融商品はすべて資本に含まれることになる。また、資本項目に関する当該要件を充足しない発行金融商品、たとえば社債のように、株式でない発行金融商品や、ペイオフの変動が株式のペイオフ（または株式の価値）の変動と無関係にある（たとえばペイオフが約定で固定される）発行金融商品はすべて非参加持分として負債に含まれることになる。さらに、参加資本モデルにおける利益計算においては、非参加持分たる発行金融商品に関して、利子の支払いまたは決済に伴う差額が生じた場合、それらはすべて利益の計算要素として取り扱われることになる。

5 財務資本モデル

財務資本モデルは、利益帰属者として、企業が発行した金融商品の保有者すべてをひとまとめに捉え、そのような資金提供者グループの利益を計算することを第一義的な目的と

する貸方区分モデルをいう²⁷。

財務資本モデルにおける貸借対照表の貸方の構成要素において、資本（財務資本）は、すべての資金提供者の持分から構成され、負債は、買掛金などの営業債務から構成される。したがって、財務資本モデルのもとでの貸方における発行金融商品の分類において資本項目を識別する際には、財務活動としての資金調達活動のもとで発行されているという要件が用いられることになる。また、財務資本モデルにおける利益計算においては、企業が発行するすべての金融商品に関して、利子もしくは配当の支払いまたは決済に伴う差額が生じた場合、それらはすべて利益の計算要素として取り扱われることなく、発行企業と利益帰属者たる資金提供者グループとの直接的な取引（資本取引）により生じる財務資本の変動要素として取り扱われることになる。つまり、利子や配当の支払いは、すべて財務資本からの分配として取り扱われることになる²⁸。

6 小括一貸方区分モデルの意義

(1) 利益計算の仕組みに関する選択肢の提示

本節では、5つの基本的な発行金融商品にもとづいた資金提供者のグルーピングにより、5組の貸方区分モデルを抽出した。下記の図表 6-2 は、本節で抽出した5組の貸方区分モデルを表としてまとめたものである。

²⁷ 財務資本モデルは、すべての資金提供者にまわって帰属する利益を計算する利益計算の仕組みであるという点で、第2章で説明した会計主体論における、いわゆる企業主体理論と類似している側面がある。しかしながら、企業主体理論には、企業それ自体の立場「企業主体」にもとづいて利益計算の仕組みを説明する考え方、さらには貸借対照表の貸方における留保利益もしくは払込資本と留保利益の合計額または貸借対照表の貸方全体を企業持分として説明する考え方（総じて、企業自らが資産に対する請求権を有しているとみなす考え方）が含まれている。貸方区分モデルのタイプの1つである財務資本モデルは、利益帰属者としての利益計算の立場を企業外部の資金提供者に限定する考え方に依拠しており、この点で会計主体理論と異なっている。なお、企業主体理論に対する解釈の多様性については、中村忠（1975, pp. 81-91）を参照のこと。

²⁸ ちなみに、財務資本モデルにおいて、転換社債の普通株式への転換やコールオプションの現物決済などの取引は、財務資本の内訳を変動させる事象であると説明することができる。もっとも、それらの取引は、各種の請求権者に割り当てられる持分の金額を変動させることになるので、その変動に関する会計情報を財務資本の変動計算書をつうじて提供していくことが必要となる。

図表 6-2 貸方区分モデルの類型

	株式以外の発行金融商品			株式という法的形式を満たす発行金融商品	
	社債	プットオプション	コールオプション	優先株式	普通株式
残余資本モデル (資産=非残余持分 +残余資本)	負債 (非残余持分)				残余資本
所有資本モデル (資産=非所有持分 +所有資本)	負債 (非所有持分)			所有資本	
積極参加資本モデル (資産=非積極参加持分 +積極参加資本)	負債 (非積極参加持分)		積極参加資本		
参加資本モデル*1 (資産=非参加持分 +参加資本)	負債 (非参加持分)	参加資本			
財務資本モデル*2 (資産=財務資本)	財務資本				

*1 ここでの「参加」は、株式の価値に対して積極的な参加の立場をとるコールオプションと、株式の価値に対して消極的な参加の立場をとるプットオプションの両方を含めた意味で用いている。

*2 ここでは、貸方2区分を想定しているため、財務資本モデルのもとでの負債は、主として買掛金などの営業債務や非金融負債から構成されることになる。

図表 6-2 は、5つの基本的な発行金融商品をもとに、各々の貸方区分モデルにおける負債と資本の範囲を示している²⁹。ここで示される貸方区分モデルの類型は、次にあげるように、企業会計における貸借対照表の貸方区分とそれにもとづく利益計算の仕組みを検討するにあたっての有益な視点を提供していると考えられる。

第1に、これら貸方区分モデルの類型は、企業会計上、資金提供者の立場にもとづいて資本の概念を成立させる考え方、さらにはそのような資本の概念にもとづいて利益計算の仕組みを成立させる考え方についての基本的な選択肢を提示している。貸方区分モデルのもとでは、資本の概念が積極的に定められた結果として、負債の概念も貸借対照表の貸方における資本の補集合として定められている。負債（項目）の範囲が決定されれば、負債に関連して生じる利益の計算要素についての大枠も定められるという見方ができるので、貸方区分モデルは、負債の範囲にもとづいて利益を計算するための要素の大枠も定めるとみることができる。このような見方をふまえれば、貸方区分モデルは、企業会計にお

²⁹ なお、これらの発行金融商品を組み合わせることによって抽出できる貸方区分モデルは、ここであげた5つの区分モデルに必ずしも限定されない。たとえば、コールオプションが償還優先株式に劣後するという見方にもとづけば、普通株式とコールオプションで構成されるような資本の概念、さらには当該資本の概念にもとづく貸方区分モデルを考えることができる。

ける（どのような資金提供者の立場から利益計算を行うかという観点にもとづく）「資本と利益の区別」の類型を提示しているといえる。ただし、後述するように、貸方区分モデルは、負債の測定属性や、負債に関連して生じる損益などを認識するタイミングに関して、特定の考え方を提示しているわけではないという点に留意したい。

第2に、これら貸方区分モデルの類型は、資本の概念を積極的に定めるという考え方にもとづいて、利益計算の仕組みに関する基本類型を提示するものであるから、これを、現行の企業会計における貸方区分の考え方や、それにもとづく利益計算の考え方を検討する際の分析軸として用いることができる、という点があげられる。第8章で検討するが、たとえば、現行の企業会計における貸借対照表の貸方区分の考え方や、現行の会計基準のもとで示される株式オプションなどの特定の発行金融商品に関する会計処理が、概してどの貸方区分モデルに当てはまるかという検討を行うことができる。つまり、貸方区分モデルという利益計算の仕組みに関する基本類型のもとで、現行の企業会計にみられる貸方区分の考え方や現行の会計基準における株式オプションの会計処理についての特徴を指摘することができる。

以上のように、貸方区分モデルは、発行金融商品という認識の対象を組み合わせることで成立しうるものであるが、これは、利益計算の仕組みに関する基本的な選択肢を提示するとともに、現行の企業会計を検討する際の分析軸として用いることができる。ここでの貸方区分モデルの意義は、企業会計における貸借対照表の貸方区分とそれにもとづく利益計算の仕組みを検討するにあたっての基礎的な考え方を提供していることにある。

(2) 会計主体論の合意を包括する意義

前節および本節で行われた貸方区分モデルの抽出に関する議論は、ある特定の範囲の資金提供者を想定して、彼らの利益を計算するという基本的な視点を出発点としている。すなわち、貸方区分モデルの議論では、利益帰属者たる、ある特定の範囲の資金提供者の利益を計算するという観点から、彼らの持分にもとづいて資本を定め、（貸借対照表の貸方において）負債をそのような資本の補集合として定めている。さらに、負債（項目）の範囲を定めているということは、すでに述べたように、負債に関連して生じる利益の計算要素の大枠を定めているといえる。要するに、貸方区分モデルの抽出にあたっては、利益帰属者たる資金提供者の範囲を想定するところから、負債に関連する利益の計算要素の大枠を定めるところまで、利益計算の仕組みを構想する際の一連の議論のプロセス（利益帰属者たる資金提供者の範囲→資本の概念の形成→資本の補集合としての負債→負債に関連する

利益の計算要素の大枠の決定)が含まれている³⁰。

しかしながら、貸方区分モデルにおけるこれら一連の議論のプロセスは、第2章で検討した、企業観にもとづいて資本の概念と利益計算を構想する伝統的な会計主体論にもみることができる。たとえば、伝統的な会計主体論では、企業観、すなわち企業と利害関係者との関係性に着目して、企業をどのような存在として捉えるかという観点にもとづき、企業が獲得した利益について合理的な受益者を限定し、そのような受益者に帰属する持分を資本の概念として捉える考え方が展開されていた。さらに、企業会計における利益計算は、そのような受益者の立場から行われるとする見方が強調されていた。

本節で示した、貸方区分モデルを抽出するために展開される一連の議論のプロセスは、会計主体論において展開される議論のプロセスと類似している。しかし、会計主体論では、企業会計において考えられる利益の合理的な受益者を想定するにあたって、社債や株式の他に、株式オプションを議論の対象として含めていなかったという点を指摘することができる。つまり、会計主体論では、議論の対象とされる基本的な発行金融商品が、多くの場合、社債と株式に限定されており、株式オプションについては十分な検討がなされていなかったように思われる。株式オプションに関する会計処理の問題は、現代の企業会計における発行金融商品の会計問題を代表するものである。1950年代当時の会計主体論は、デリバティブを含む株式オプションなどの発行金融商品を議論の対象に含めていないという点で、現代の企業会計における貸借対照表の貸方区分や利益計算を構想するにあたって、必ずしも十分な知見を提供しているとはいえない。したがって、本節で示した貸方区分モデルを抽出する議論については、その意義を次のように説明することができる。すなわち、貸方区分モデルの議論は、議論の対象となる基本的な発行金融商品として、社債や株式のみならず株式オプションを加えたうえで、貸借対照表の貸方区分と利益計算の仕組みに関する基本的な考え方を提示しているということがあげられる。いい換えれば、会計主体論が1950年代当時に扱っていた、企業会計における資本の概念と利益の計算を構想するという検討課題に、現代の企業会計がかかえる発行金融商品に関する会計問題のうち、その代表的なものとして位置づけられる株式オプションを包括しながら、再検討を加えているところに貸方区分モデルの抽出に関する議論の意義を見いだすことができるといえる。

次節では、ここで取り上げた貸方区分モデルの意義もふまえながら、貸方区分モデルの限界について検討する。

³⁰ もっとも、この一連のプロセスでは、資本の決定とともに、負債の範囲さらには負債に関連する利益の計算要素の大枠も同時決定されているという見方もできる。

第5節 貸方区分モデルの限界

1 負債区分の表示に関する問題

前節までに示してきた貸方区分モデルの抽出に関する議論では、企業会計において計算される利益がどのような資金提供者に帰属するものなのかを明らかにすることができる、という点を重視して、貸借対照表の貸方において、負債の概念に優先して、資本の概念を独立して積極的に定める考え方を前提としてきた。このことから、貸方区分モデルの議論では、すでに述べてきたように、貸借対照表の貸方において負債を非資本とみなす考え方が採用されている。しかしながら、貸方区分モデルのもとで想定される負債には、企業会計上、負債に対する一般的な考え方と異なる面が生じうる。一般的に、負債は、それが決済されるときに通常、資産の犠牲が伴うということがあげられるが、貸方区分モデルのもとでの負債には、企業会計上の資産に該当しない自社株式で決済される株式オプションも含まれる。たとえば、前節で示した貸方区分モデルのうち、所有資本モデルのもとでは、株主の利益を計算するという観点から、負債区分に分類される非株主の持分としての発行金融商品に、自社株式で決済される株式オプションが含まれることになる。すなわち、所有資本モデルのもとでの負債区分においては、その表示上で、資産の犠牲が伴う義務とそうでない義務とが混在することになる³¹。

この問題は、貸方区分モデルのもとでの負債の要件が非資本としての性格を有していることのみ求められており、その決済の手段に着目した義務の識別について厳密な要件が定められていないことに起因している。貸方区分モデルは、そもそもある特定の範囲の資金提供者の利益を計算することを第一義的な目的として掲げるものである。したがって、その抽出の議論においては、当該資金提供者以外の持分からなる非資本を、(貸方2区分を前提とする限り)負債とみなすことが利益計算の仕組みを構想する際の要点となる。この問題は、貸方区分モデルが本来かかえる限界の1つとして取り上げることができる。

もっとも、この問題の対応には、負債区分内で表示される義務を、資産の犠牲が伴う義務とそうでない義務とに分けて表示するということが考えられる。また、この問題は、現行の企業会計、とくに米国会計基準および国際会計基準において、すでに顕在化しているという点にも留意したい。たとえば、現行の米国会計基準においては、プットオプション

³¹ 貸借対照表の負債区分において、資産の犠牲が伴わない義務が含まれることは、その表示上の問題にとどまらず、負債に関連して生じる利益の計算要素にまで影響を及ぼす可能性がある。従来から負債は資産の犠牲が伴う義務として扱われ、負債に関連して生じる損益もその背景には資産の犠牲が伴うことが前提とされてきた。資産の犠牲が伴わない、たとえば自社株式で決済される負債たる株式オプションの測定属性とその利益計算への影響については、第7章および第8章で検討する。

が、現金決済されるか、純額で株式決済されるかにかかわらず、負債に含められており、さらに公正価値で再評価されるとともに、その評価差額が損益として取り扱われている³²。

2 負債の測定属性に関する問題

貸方区分モデルは、利益帰属者たる資金提供者を想定して、彼らの利益を計算するという観点から、発行金融商品を資本項目または負債項目に分類する指針を提示しているといえる。しかしながら、貸方区分モデルは、認識の対象となる発行金融商品を、資本項目または負債項目のいずれかのものとして認識するという指針を提示しているのみであり、それら項目の当初測定または事後測定において、測定属性の選択に関する指針を提示しているわけではないという点を指摘することができる。とくに、負債項目たる発行金融商品（以下、金融負債）の測定属性に関して何らの指針も提示していないという点からは、貸方区分モデルは、資本と負債の範囲を定めて、利益計算の仕組みに関する類型を提示しているにとどまり、（負債またはそれに関連する利益の計算要素の認識および測定に関して、一定の方法が採用されていることを前提とする）利益の計算構造を確定させるという点には至らないという限界を指摘することができる。発行金融商品のうち、資本項目とみなされるものについては再評価が行われれないということであれば、さしあたり、このような貸方区分モデルの限界は、金融負債の事後測定において、どのような測定属性を選択するかという問題に関連して捉えることができる³³。

しかしながら、金融負債の事後測定について特定の測定属性を要求していない、または測定属性の選択に関する指針を提示していないという貸方区分モデルの限界は、貸方区分モデルが金融負債の測定問題に対して中立的な立場にあるということを示している。

発行金融商品がひとたび負債区分に含められれば、当該金融負債に関わる利子の支払額や決済の際に生じる差額（時価評価による評価差額も含む）は、複数ある測定属性のうち、いずれの測定属性が事後測定として選択されたとしても、結局のところ決済にあたっては、当該金融負債の決済価値（清算価値）が用いられることにより、それらの利子の支払額や

³² なお、現行の米国会計基準において、純額で株式決済されるプットオプションが負債とみなされ、公正価値による再評価が行われる理由には、そのペイオフの変動の仕方が対象となる株式のペイオフ（または株式の価値）の変動の仕方と反対になっていることがあげられる。貸方区分モデルにおける議論のように、負債を資本の補集合で捉えることに起因しているわけではない。

³³ もっとも、金融負債の事後測定の問題は、資本の当初測定の金額に影響を及ぼす面もある。たとえば、自社株式で決済されるコールオプションが金融負債として扱われ、さらに当該コールオプションが公正価値にもとづいて事後測定されるのであれば、その決済の際に増加する資本の金額は、コールオプションの決済時点の公正価値と権利行使価格との合計額にもとづいて定められることになる。

決済差額が、発行から決済までの複数期間における累積した影響額として、最終的に利益計算に反映されることになる。このような見方をふまえれば、貸方区分モデルは、金融負債の範囲を定めて、それに関連する利益の計算要素の大枠を定めているという点において、金融負債の測定問題に対して中立的な立場にあるとみなすことができる。また、このような意味において、貸方区分モデルは、企業会計上の利益の計算構造を構想するというプロセス全体において、金融負債およびそれに関連する利益の計算要素の認識および測定についての問題を扱うための基本的な前提として、負債と資本の範囲にもとづいた簡素な利益計算の仕組みを提示するという一定の到達点を示していると解釈することができる。

第6節 おわりに

本章では、議論の対象を5つの基本的な発行金融商品に限定したうえで、企業会計上、利益帰属者たる資金提供者の範囲を定めて、彼らの利益を計算するという観点から資本の概念を抽出した。さらには、そのような資本の概念にもとづいて、負債を貸借対照表の貸方における資本の補集合として捉えたうえで、貸方区分モデルを抽出した。

貸方区分モデルの意義としては、第1に、企業会計上、資金提供者の立場にもとづいて資本の概念を成立させる考え方、さらにはそのような資本の概念にもとづいて利益計算の仕組みを成立させる考え方に関しての基本的な選択肢を提示していることを指摘した。第2に、現行の企業会計における貸方区分の考え方またはそれにもとづく利益計算の考え方を検討する際の分析軸として用いることが可能であることを指摘した。また、会計主体論との関連では、1950年代当時において議論の対象として十分に扱われていなかった株式オプションを含めて、資本の概念とそれにもとづく利益計算の仕組みに関する議論を展開したという点に、貸方区分モデルの抽出に関する議論の意義を見いだすことができた。

他方、貸方区分モデルの限界には、貸方区分モデルにおける負債区分の表示において、資産の犠牲が伴う義務とそうでない義務とが混在してしまうという点と、金融負債の事後測定について測定属性の選択に関する指針を提示していないという点があげられた。もっとも、前者の限界については、貸借対照表の負債区分内で資産の犠牲が伴う義務とそうでない義務とを細かく区分して表示することで解消が期待できることを指摘した。また、後者の限界については、留意すべき点として、貸方区分モデルが金融負債の測定問題に対して中立的な立場にあるという意味で、貸方区分モデルは、企業会計上の利益の計算構造を構想するというプロセス全体において測定属性の問題を扱うための一定の到達点を示しているという解釈を加えることができた。

次章では、本章で抽出された貸方区分モデルにもとづいて、株式オプションに関する会

計処理を検討する。

第7章 貸方区分モデルにおける株式オプションの会計処理

第1節 はじめに

本章では、前章で抽出した貸方区分モデル、とりわけ所有資本モデル、積極参加資本モデル、および参加資本モデルのもとで、株式オプション（コールオプションおよびプットオプション）に関する会計処理を検討する。下記の図表 7-1 は、それら3つの貸方区分モデルのもとでの株式オプションに関する貸方区分の分類を示している。本章では、所有資本モデルのもとで、コールオプション（負債）とプットオプション（負債）の会計処理を検討し、ついで積極参加資本モデルのもとで、コールオプション（資本）の会計処理を検討する。さらに、参加資本モデルのもとでは、プットオプション（資本）の会計処理を検討する。

図表 7-1 貸方区分モデルのもとでの株式オプションの分類

	コールオプション	プットオプション
所有資本モデル	負債	負債
積極参加資本モデル	資本	負債
参加資本モデル	資本	資本

本章において、とくに株式オプションに関する会計処理を検討する理由は、第1に、近年の先行研究において、貸借対照表の貸方区分に関する会計問題の中でも、株式オプションの会計問題が実務上の大きな課題として取り上げられてきた経緯があるからである。貸借対照表の貸方区分に関する会計問題を扱う会計基準設定主体からの公表物では、株式オプションの会計処理に関する論点が大きく取り扱われる傾向がある。したがって、コールオプションとプットオプションについて、負債項目として扱う場合と資本項目として扱う場合の両方の会計処理を網羅的に検討する。ただ、株式オプションの会計処理を検討するといっても、特定の利益計算モデルのもとで検討しなければ、企業会計の大きな目的の1つである利益計算という文脈で株式オプションの会計処理を意味づけることは困難である。そこで第2に、利益帰属者の範囲を決める視点のみにもとづいて抽出した、利益計算の仕組みに関する基本類型としての貸方区分モデルのもとで、簡素な契約内容を有する株式オプションの会計処理を検討することにより、各貸方区分モデルのもとでの株式オプションの会計処理についてどのような解釈を行うことができるか、またその会計処理にどのよう

な意味づけを行うことができるかを検討する。

とくに、所有資本モデル、積極参加資本モデル、および参加資本モデルのもとで株式オプションに関する会計処理の検討を行う理由は、それら3つの区分モデルにもとづくことで、株式オプションを負債とするか資本とするかという議論について網羅的な検討を行うことができるからである。さらに、それら3つの貸方区分モデルは、次章の第8章で分析の対象として取り上げる現行の会計基準と、利益帰属者の範囲という点で近似している側面がみられるため、本章におけるこれら3つの貸方区分モデルを前提にした会計処理の検討は、第8章において現行の会計基準を分析する際の基礎となることが期待される。

本章の構成は、以下のようになる。第2節においては、貸方区分モデルのもとで株式オプションに関する会計処理を検討するための予備的考察として、まず貸方区分モデルを前提にした場合の「払込資本と留保利益の区別」について検討を行う。また、任意の発行金融商品が負債とされる場合または資本とされる場合における一般的な会計処理を確認したうえで、本章で株式オプションの会計処理を検討するにあたっての設例を示す。ついで、第3節においては、第2節で示した設例にもとづいて、所有資本モデル、積極参加資本モデル、および参加資本モデルを前提に、株式オプションに関する会計処理を検討する。第4節では、第3節における会計処理の検討をふまえ、各貸方区分モデルにおいて、株式オプションのペイオフ(株式オプションの発行時において企業に払い込まれたプレミアムと、決済価額としての時価との差額として計算され、権利行使したオプション保有者が獲得できる利得)を損益として処理する方法と、当該ペイオフを資本内の持分変動として処理する方法を検討する。第5節では、株主持分の希薄化に関する会計問題をふまえたうえで、株式オプションのペイオフを会計処理の対象として取り上げる要因を検討する。第6節では、本章の内容を総括する。なお、本章の補論として、株式オプションが失効した場合の会計処理も検討する。

第2節 会計処理を検討するための予備的考察

本節では、貸方区分モデルのもとで株式オプションに関する会計処理を検討するにあたり、その予備的考察として、まず貸方区分モデルを前提にするときに、資本取引(利益帰属者との直接的な取引)に関する会計処理を導く指針となる「払込資本と留保利益の区別」をどのように解釈することができるかを検討する。ついで、任意の発行金融商品が負債に含まれるとき、また資本に含まれるときに、その発行金融商品に関してどのような会計処理が一般的に想定されるかを検討する。さらに、会計処理を検討するにあたっての設例を示す。

1 貸方区分モデルにおける「払込資本と留保利益の区別」

第5章で検討したように、企業会計における「払込資本と留保利益の区別」は、主に株主との取引を前提にして説明されてきた考え方である。つまり、払込資本は、株主からの出資額を指す概念として、また留保利益は、株主からの出資額を元手に企業活動をつうじて得られた利益の留保額を指す概念として捉えられてきた。さらに、株主からの出資があれば払込資本を増加させ、株主に対する出資の払戻しがあれば払込資本を減少させる、株主に対する利益配当があれば留保利益を減少させるというように、資本会計とくに資本取引に対する会計処理を導く原則的な考え方として説明されてきた。一方、前章で検討したように、貸方区分モデルのもとでは、さまざまな利益帰属者を想定することができる。たとえば、株主のみならず株式オプションの保有者を含めて利益帰属者を想定する場合は考えられる。このような場合、株主を中心に説明されてきたこれまでの「払込資本と留保利益の区別」については、次のような解釈を加えることができる。

まず、ある貸方区分モデルを前提にした場合、「払込資本」を株主の出資額に限定して捉えるのではなく、利益帰属者たる他の資金提供者からの拠出額を含めて解釈することができる。加えて、資本の表示に関する伝統的な考え方に資本の源泉別分類という考え方（新井 1965, 48）があげられるが、このような視点からは、「払込資本」を個々の資金提供者からの拠出額にもとづいて、会計処理上、別箇に取り扱うことが考えられる。たとえば、積極参加資本モデルのもとでの「払込資本」は、株主とコールオプション保有者からの拠出額にもとづいて構成されることになる。さらに、源泉別分類の視点からは、その会計処理および表示において、彼らからの拠出額を識別のうえ別箇に取り扱うことができる。

さらに、ある貸方区分モデルのもとでの「払込資本」が各種の資金提供者からの拠出額によって構成されうることをふまえれば、「留保利益」については、（利益帰属者たる）資金提供者に対してひとまとまりに帰属するものとして説明することが可能と思われる。たとえば、利益帰属者が株主とコールオプション保有者から構成される積極参加資本モデルのもとでは、「払込資本」は、彼らからの拠出額によって構成され、「留保利益」は、彼らに帰属するひとまとまりの利益留保額として説明することができる¹。

以上のように、「払込資本と留保利益の区別」は、株主以外の資金提供者を利益帰属者として捉えるような貸方区分モデルにおいても成立しうると考えられる。つまり、ある貸方

¹ 留保利益のこのような捉え方は、日本の会計基準においてもみられる。日本の会計基準における株主資本は、株主の持分から構成されているが、このとき留保利益（利益剰余金）は、種類株主の各々に帰属する部分に明示的に分けられることなく、出資を行った種類株主という一群に帰属するようなひとまとまりの持分として捉えられているように思われる。

区分モデルのもとで、「払込資本」については、株主からの出資額のみならず、他の資金提供者からの拠出額を含めて想定することが可能であり、「留保利益」については、それら資金提供者に対してひとまとまりに帰属する利益留保額という説明を加えることができる。以下本章では、「払込資本と留保利益の区別」をこのような解釈のもとで捉えることにする。

2 発行金融商品に関する一般的な会計処理

ここでは、企業会計上、発行金融商品に関する一般的な会計処理として、任意の発行金融商品が負債とされるとき、また資本とされるときに、その発行から決済または払戻しが行われるまでの一連の会計処理を確認する。

いま企業が任意の金融商品を貨幣単位 100 で発行したとする。発行後、金融商品の時価が 110 に上昇し、さらに、その所有者に対して会社財産 20 が利子または配当として支払われたとする（発行金融商品が資本とされる場合、配当の財源として留保利益を想定する）。最後に、当該金融商品が時価 130 で決済されたとする²。このような発行金融商品が負債とされるとき、また資本とされるときの一連の会計処理は、下記の図表 7-2 のように示すことができる。なお、任意の発行金融商品が負債とされるときには、当該発行金融商品が時価で評価替えされる場合と評価替えされない場合が考えられるが、ここではその両方の会計処理を示している。

図表 7-2 発行金融商品に関する一般的な会計処理

	負 債		資 本
	評価替えする	評価替えしない	
当初認識	現金 負債	100 100	現金 資本（払込資本）
評価替え	損失 負債	10 10	—
利払い・ 配 当	利子費用 現金	20 20	資本（留保利益） 現金
決 済 ・ 払 戻 し	負債 差損 現金	110 20 130	負債 差損 現金
		100 30 130	資本（払込資本） 資本（留保利益） 現金
			100 30 130

² 契約当初において、償還金額があらかじめ定められている場合には、当該差額を償却原価法で処理することが考えられ、その際、当該差額は利子費用として期間配分されることが考えられる。

なお、金融商品が発行されて決済または払戻しが行われるまでに生じる正味のキャッシュアウトフロー 50（企業に投じられた資金額 100－分配 20－決済・払戻価額 130）が生じているが、任意の発行金融商品が負債とされるときは、損益の認識をつうじて資本（ストック）が減算されるのに対して、資本とされるときは、資本（ストック）から直接的に減算されることになる。すなわち、資本とされるときは、払込資本の払戻しまたは留保利益からの配当³として取り扱われることになる⁴。

3 設例—会計処理の前提条件

ここでは、株式オプションの会計処理を検討するにあたっての設例を示す。この設例では、前章において貸方区分モデルを抽出する際に検討の対象として取り上げた 5 つの基本的な発行金融商品のうち、優先株式を除いた、普通株式、コールオプション、プットオプション、および社債の 4 つの発行金融商品を前提にする。

まず、社債については、ゼロクーポン債を想定し、その評価方法には、償却原価法を用いる。コールオプションについては、その決済手段を現物決済に限定し、プットオプションについては、その決済手段を純額による株式決済（以下、純額株式決済）に限定する⁵。また、これらの株式オプションが負債項目とされる場合、時価による評価替えを仮定する。ここで、時価による評価替えを仮定する理由は、評価替えを前提として株式オプションの会計処理を検討することにより、評価替えを仮定しない単純な場合に比べて、有益な示唆を得ることができると期待されるからである⁶。なお、いずれの発行金融商品であれ、それが資本項目として取り扱われる場合には、原則として評価替えは行われたいとする。

これらの見方をふまえた会計処理を検討するにあたっての設例は、次の図表 7-3 のようになる。

³ なおここでは、任意の発行金融商品が資本とされた場合、その払戻しの際には原則として原資元入額としての払込資本を減少させ、さらに払戻額が原資元入額を上回れば、その超過分には留保利益を充てる処理を想定している。

⁴ 発行金融商品を貸方区分で分類する場合、中間区分に分類する考え方もあるが、ここでは、（第 6 章で貸方区分モデルを抽出する前提条件としてあげたが）ある範囲の資金提供者に帰属する利益を計算するという観点から、貸借対照表の貸方をまず資本区分と非資本区分に分類し、さらに非資本区分を負債区分として捉えるような考え方を採用している。

⁵ コールオプションで現物決済を想定するのは、日本でもみられるストックオプションの会計処理との整合性をとるためである。プットオプションで純額株式決済を想定するのは、株式決済による議論を取り上げるためである。なお、株式オプションの会計処理を検討するにあたり、オプションの決済の際にその保有者に引き渡される経済的価値は現金の形態か株式の形態かを問わず同一であるとみなしている。

⁶ 詳しくは次章で検討するが、米国会計基準および国際会計基準において株式オプションが負債とされる場合、それが株式で決済されるか現金で決済されるかにかかわらず、時価による評価替えが定められている。

図表 7-3 設例 7-1：会計処理の前提条件

	第 0 年度期首	第 0 年度期末	第 1 年度期末
事業活動	所与の投資プロジェクトにもとづいて、固定設備 1,200 万円を購入。	—	—
事業損益計算			(単位：万円)
売上	—	820	820
減価償却費	—	540	540
事業利益	—	280	280
財務活動			
社債	額面 500 万円のゼロクーポン債（償還期間 2 年，利回り年 5.41%）を 450 万円で発行した。	—	額面償還した。
プットオプション	普通株式を 1 株当たり 570 円で 1,000 株売却することができるプットオプションを 12 単位，1 単位当たり 2.5 万円で発行した。	プットオプションの時価は，1 単位当たり 5 万円であった。	プットオプションがすべて権利行使された（純額株式決済）。なお，プットオプションの時価は，1 単位当たり 1 万円であった。
コールオプション	普通株式を 1 株当たり 510 円で 1,000 株購入することができるコールオプションを 8 単位，1 単位当たり 4.5 万円で発行した。	コールオプションの時価は，1 単位当たり 3 万円であった。	コールオプションがすべて権利行使された（現物決済）。なお，コールオプションの時価は，1 単位当たり 5 万円であった。
普通株式	1 株当たり 550 円で 2 万株発行した。	普通株式 1 株当たり 9 円の配当を支払った。なお，株価は 520 円であった。	普通株式 1 株当たり 9 円の配当を支払った。なお，株価は 560 円であった。

この設例 7-1 は，所与の投資プロジェクトを有する企業が，4 つの基本的な金融商品を発行して資金調達を行い，その事業活動を行うものである。次節では，設例 7-1 にもとづいて，所有資本モデル，積極参加資本モデル，および参加資本モデルのもとの株式オプションに関する会計処理を検討する。

第 3 節 貸方区分モデルにおける株式オプションの会計処理

本節では，第 2 節で検討した貸方区分モデルにおける「払込資本と留保利益の区別」および発行金融商品に関する一般的な会計処理（図表 7-2）にもとづいて，前節で示した設例 7-1 を前提に，まず所有資本モデルのもとで，コールオプション（負債）とプットオプ

ション（負債）に関する会計処理を検討する。ついで、積極参加資本モデルのもとで、コールオプション（資本）に関する会計処理を検討し、参加資本モデルのもとでプットオプション（資本）に関する会計処理を検討する⁷。

1 所有資本モデルにおける株式オプションの会計処理

前章で検討したように、所有資本モデルは、株式という法的形式を満たす金融商品の保有者すなわち株主を利益帰属者として想定し、株主の立場にもとづく利益計算を第一義的な目的とする貸方区分モデルである。所有資本モデルにおいて、資本は株式に限定され、負債は株式以外の発行金融商品から構成されることになる。そして、利益計算の仕組みにおいては、株式以外の発行金融商品に関する利子の支払いや決済の際に生じる差額は、すべて株主の利益を計算するための要素として取り扱われることになる。コールオプションおよびプットオプションは、株式以外の発行金融商品であり、現金決済か株式決済かにかかわらず負債に含まれる。

前節で示した設例 7-1 にもとづいて、所有資本モデルにおける第 0 年度期首の貸借対照表を示すと下記の図表 7-4 のようになる。

図表 7-4 所有資本モデル（第 0 年度期首 貸借対照表）

貸借対照表		(単位：万円)	
現金	416	社債	450
固定設備	1,200	プットオプション	30
		コールオプション	36
		負債合計	516
		普通株式	1,100
		資本合計	1,100
	1,616		1,616

(1) 所有資本モデルにおけるコールオプションの会計処理

ここでは、第 0 年度期首、第 0 年度期末、および第 1 年度期末の各々におけるコールオプション（負債）の会計処理を検討する。

まず、第 0 年度期首において、コールオプション 8 単位が 1 単位当たり 4.5 万円で発行されるので、コールオプション 36 万円（8 単位×@4.5 万円）が負債項目として計上され

⁷ 株式オプションの具体的な会計処理の検討にあたっては、IAS 32 (paras. IE17-IE20, IE27-IE30) を参考にしている。

る。

第0年度期首—コールオプション8単位の発行 (単位：万円)

(借)	現	金	36	(貸)	コールオプション —負債—	36
-----	---	---	----	-----	------------------	----

次に、第0年度期末において、対象となる株価が520円に下落し、1単位当たりのコールオプションの時価が、発行時の4.5万円から3万円に下落する。このとき、コールオプションは時価24万円(8単位×@3万円)に評価替えされるから、コールオプションの簿価が12万円(第0年度期末の時価24万円－第0年度期首の残高36万円)減額され、また、それに見合うコールオプション利得が計上される。

第0年度期末—コールオプション8単位の評価替え (単位：万円)

(借)	コールオプション —負債—	12	(貸)	コールオプション 利得	12
-----	------------------	----	-----	----------------	----

また、第1年度期末において、対象となる株価が560円に上昇し、1単位当たりのコールオプションの時価が、第0年度期末時点の3万円から5万円に上昇する。このとき、コールオプションは時価40万円(8単位×@5万円)に評価替えされるから、コールオプションの簿価が16万円(第1年度期末の時価40万円－第0年度期末の残高24万円)増額され、また、それに見合うコールオプション損失が計上される。

第1年度期末—コールオプション8単位の評価替え (単位：万円)

(借)	コールオプション 損失	16	(貸)	コールオプション —負債—	16
-----	----------------	----	-----	------------------	----

さらに、第1年度期末において、コールオプション8単位が現物決済されるので、8,000株(8単位×1,000株)の普通株式が、権利行使を行ったオプション保有者に対して発行される。このとき、オプション保有者は、権利行使価格408万円(@510円×8,000株)と、第1年度期末時点のコールオプション残高40万円を対価として、経済的価値448万円に相当する普通株式を取得することになる。つまり、権利行使価格408万円とコールオプション残高40万円の合計額448万円が、普通株式に振り替えられることになる。ここで、普通株式448万円の増加は、対象となる普通株式8,000株に、第1年度期末時点の株価560円を乗じた額に等しいことから、普通株式は時価で測定されていることになる。

第1年度期末—コールオプション8単位の現物決済 (単位：万円)

(借)	現金	408	(貸)	普通株式 —資本—	448
	コールオプション —負債—	40			

(2) 所有資本モデルにおけるプットオプションの会計処理

ここでは、第0年度期首、第0年度期末、および第1年度期末の各々におけるプットオプション（負債）の会計処理を検討する。

まず、第0年度期首において、プットオプション12単位が1単位当たり2.5万円で発行されるので、プットオプション30万円（12単位×@2.5万円）が負債項目として計上される。

第0年度期首—プットオプション12単位の発行 (単位：万円)

(借)	現金	30	(貸)	プットオプション —負債—	30
-----	----	----	-----	------------------	----

次に、第0年度期末において、対象となる株価が520円に下落し、1単位当たりのプットオプションの時価が、発行時の2.5万円から5万円に上昇する。このとき、プットオプションは時価60万円（12単位×@5万円）に評価替えされるから、プットオプションの簿価が30万円（第0年度期末の時価60万円－第0年度期首の残高30万円）増額され、また、それに見合うプットオプション損失が計上される。

第0年度期末—プットオプション12単位の評価替え (単位：万円)

(借)	プットオプション 損失	30	(貸)	プットオプション —負債—	30
-----	----------------	----	-----	------------------	----

また、第1年度期末において、対象となる株価が560円に上昇し、1単位当たりのプットオプションの時価が、第0年度期末時点の5万円から1万円に下落する。このとき、プットオプションは時価12万円（12単位×1万円）に評価替えされるから、プットオプションの簿価が48万円（第1年度期末の時価12万円－第0年度期末の残高60万円）減額され、また、それに見合うプットオプション利得が計上されることになる。

第1年度期末—プットオプション12単位の評価替え (単位：万円)

(借)	プットオプション —負債—	48	(貸)	プットオプション 利得	48
-----	------------------	----	-----	----------------	----

さらに、第1年度期末において、プットオプション12単位が、純額で株式決済されるので、権利行使価格570円から第1年度期末における株価560円を差し引いた本源的価値10円に、12,000（12単位×1,000株）を乗じた経済的価値12万円に相当する普通株式214株（経済的価値12万円／@560円）が、オプション保有者に発行される。このとき、オプション保有者は、プットオプション残高12万円を対価として、経済的価値12万円に相当する普通株式を取得することになる。つまり、プットオプション残高12万円が、普通株式に振り替えられることになる。

第1年度期末—プットオプション12単位の純額株式決済 (単位：万円)

(借)	プットオプション —負債—	12	(貸)	普通株式 —資本—	12
-----	------------------	----	-----	--------------	----

2 積極参加資本モデルにおけるコールオプションの会計処理

前章で検討したように、積極参加資本モデルは、株主にコールオプション保有者を加えて利益帰属者を想定し、彼らの立場にもとづく利益計算を第一義的な目的とする貸方区分モデルである。積極参加資本モデルにおいて、資本は企業が発行した株式とその株式を対象としたコールオプションから構成され、負債は、それら以外の発行金融商品から構成されることになる。そして、利益計算の仕組みにおいては、株式およびコールオプション以外の発行金融商品に関する利子の支払いや決済の際に生じる差額はすべて、株主とコールオプション保有者にまとまって帰属する利益を計算するための要素として取り扱われることになる。積極参加資本モデルにおいて、コールオプションは現金決済か株式決済かにかかわらず資本に含められる。

前節で示した**設例 7-1**にもとづいて、積極参加資本モデルにおける第0年度期首の貸借対照表を示すと下記の**図表 7-5**のようになる。

図表 7-5 積極参加資本モデル（第 0 年度期首 貸借対照表）

貸借対照表		(単位：万円)	
現金	416	社債	450
固定設備	1,200	プットオプション	30
		負債合計	480
		コールオプション	36
		普通株式	1,100
		資本合計	1,136
	<u>1,616</u>		<u>1,616</u>

次に、第 0 年度期首、第 0 年度期末、および第 1 年度期末の各々におけるコールオプション（資本）の会計処理は、以下のようになる。

まず、第 0 年度期首において、コールオプション 8 単位が 1 単位当たり 4.5 万円で発行されるので、コールオプション 36 万円（8 単位×@4.5 万円）が資本項目として計上される。

第 0 年度期首—コールオプション 8 単位の発行 (単位：万円)

(借)	現金	36	(貸)	コールオプション—資本	36
-----	----	----	-----	-------------	----

第 0 年度期末から第 1 年度期末にかけては、コールオプションの時価の変動が生じるが、積極参加資本モデルのもとでは、コールオプションは資本項目として扱われるから、時価による評価替えは行われない。

また、第 1 年度期末においては、コールオプション 8 単位が現物決済されるので、8,000 株（8 単位×1,000 株）の普通株式が、権利行使を行ったオプション保有者に対して発行される。このとき、オプション保有者による普通株式の取得は、法制度によって担保される株式に関する権利を獲得して企業所有を実現するために、コールオプション投資を一度清算させたうえで、普通株式という投資形態を改めて取得するような取引とみなすことができる。

このような見方からすれば、オプション保有者は、権利行使にあたって、権利行使価格 408 万円（@510×8,000 株）、オプション取得の際に投じた資金額（プレミアム）36 万円（8 単位×@4.5 万円）、およびオプション投資の清算にあたりそのオプション保有者に支

払われる清算配当 4 万円⁸を対価として、経済的価値 448 万円に相当する普通株式を取得したとして捉えることができる⁹。ここで、普通株式 448 万円の増加は、対象となる普通株式 8,000 株に、第 1 年度期末時点の株価 560 円を乗じた額に等しいことから、普通株式は時価で測定されていることになる。

第 1 年度期末—コールオプション 8 単位の現物決済 (単位：万円)

(借)	現 金	408	(貸)	普 通 株 式 — 資 本 —	448
	コールオプション — 資 本 —	36			
	コールオプション 清 算 配 当	4			
	— 資 本 (留 保 利 益) —				

3 参加資本モデルにおけるプットオプションの会計処理

前章で検討したように、参加資本モデルは、株主にコールオプション保有者とプットオプション保有者の両方を加えて利益帰属者を想定し、彼らの立場にもとづく利益計算を第一義的な目的とする貸方区分モデルである。参加資本モデルにおいて、資本は企業が発行した株式とその株式を対象としたコールオプションおよびプットオプションから構成され、負債は、それら以外の発行金融商品から構成されることになる。そして、利益計算の仕組みにおいては、株式およびそれら株式オプション以外の発行金融商品に関する利子の支払いや決済の際に生じる差額はすべて、株主とオプション保有者にまとまって帰属する利益を計算するための要素として取り扱われることになる。参加資本モデルにおいて、コールオプションとプットオプションは現金決済か株式決済かにかかわらず資本に含まれる。

前節で示した**設例 7-1**にもとづいて、参加資本モデルにおける第 0 年度期首の貸借対照表を示すと下記の**図表 7-6**のようになる。

⁸ ここではオプション保有者が、コールオプションの清算にあたって受け取る配当を普通株式という投資形態に再投資していると仮定している。なお、この清算配当の財源について、留保利益をあげることができる。

⁹ なお、コールオプション保有者が享受するペイオフ 4 万円（普通株式の経済的価値 448 万円－権利行使価格 408 万円－プレミアム 36 万円）を、コールオプション保有者への清算配当とみなし、その清算配当分を普通株式に振り替えるような処理は、利益の資本（普通株式）組入れの処理に相当している。

図表 7-6 参加資本モデル（第 0 年度期首 貸借対照表）

現金	416	社債	450
固定設備	1,200	負債合計	450
		プットオプション	30
		コールオプション	36
		普通株式	1,100
		資本合計	1,166
	1,616		1,616

次に、第 0 年度期首、第 0 年度期末、および第 1 年度期末の各々におけるプットオプション（資本）の会計処理は、以下のようになる。

まず、第 0 年度期首において、プットオプション 12 単位が 1 単位当たり 2.5 万円で発行されるので、プットオプション 30 万円（12 単位×@2.5 万円）が資本項目として計上される。

第 0 年度期首—プットオプション 12 単位の発行 (単位：万円)

(借)	現	金	30	(貸)	プットオプション —資本—	30
-----	---	---	----	-----	------------------	----

第 0 年度期末から第 1 年度期末にかけては、プットオプションの時価の変動が生じるが、参加資本モデルのもとでは、プットオプションは資本項目とされるから、時価による評価替えは行われない。

また、第 1 年度期末においては、プットオプション 12 単位が、純額株式決済されるので、権利行使価格 570 円から第 1 年度期末における株価 560 円を差し引いた本源的価値 10 円に、12,000（12 単位×1,000 株）を乗じた経済的価値 12 万円に相当する普通株式 214 株（経済的価値 12 万円／@560 円）が、オプション保有者に発行される。このとき、オプション保有者は、決済に際して、当初払い込んだプレミアム 30 万円から決済価額（時価）12 万円を差し引いたマイナスのペイオフ 18 万円を被ったことになる。したがって、プットオプション残高 30 万円のうち、12 万円は普通株式を取得するための対価としてみなされ、マイナスのペイオフ 18 万円は、オプション保有者がその投資の清算に際して放棄した持分であ

り、既存の資本拠出者に対する持分譲渡¹⁰（たとえば留保利益の増加）としてみなされることになる。

第1年度期末—プットオプション12単位の純額株式決済 (単位：万円)

(借)	プットオプション —資本—	30	(貸)	普通株式 —資本—	12
				プットオプション 持分譲渡 —資本（留保利益）—	18

4 貸方区分モデルにおける財務諸表の表示

本節ではここまで、所有資本モデル、積極参加資本モデル、および参加資本モデルのもとで、株式オプションに関する会計処理を中心に検討してきた¹¹。これらの会計処理にもとづいて成立する、所有資本モデル、積極参加資本モデル、および参加資本モデルのもとの財務諸表を示すと、次の図表 7-7、図表 7-8、および図表 7-9 のようになる。

¹⁰ 持分譲渡は、持分の帰属先が変わることを意味しており、損益に算入される場合もあれば、留保利益に算入される場合も考えられる。

¹¹ 本節において、普通株式と社債に関する会計処理は省略している。

第1年度期末

損益計算書 (単位：万円)		貸借対照表 (単位：万円)	
売上	820	現金	1,108
減価償却費	<u>△540</u>	売上債権	820
営業利益	280	固定設備	<u>120</u>
プットオプション利得	48		<u>2,048</u>
社債利息	△26	普通株式	1,560
コールオプション損失	<u>△16</u>	留保利益	<u>488</u>
当期利益	<u>286</u>	資本合計	<u>2,048</u>

資本変動計算書 (単位：万円)			
	所有資本		
	普通株式	留保利益	所有資本合計
当期首残高	1,100	220	1,320
当期変動額			
新株の発行 (株式オプションの決済)	+408 +12 (プット分) +40 (コール分)		460
配当		△18	△18
当期利益		286	286
当期変動額合計	460	268	728
当期末残高	1,560	488	2,048

所有資本モデルのもとでの、第1年度における普通株式の増加は、負債たる株式オプションの決済によって生じたものである。つまり、コールオプションの決済に際して払い込まれた権利行使価格408万円と、株式オプション（プットオプションおよびコールオプション）の決済価額に相当する時価52万円（12万円および40万円）との合計額460万円に
もとづいて、普通株式が増加している。

図表 7-8 積極参加資本モデルにおける財務諸表の表示

第 0 年度期末

損益計算書 (単位：万円)		貸借対照表 (単位：万円)			
売上	820	現金	398	社債	474
減価償却費	△540	売上債権	820	プットオプション	60
営業利益	280	固定設備	660	負債合計	534
社債利息	△24			コールオプション	36
プットオプション損失	△30			普通株式	1,100
当期利益	226			留保利益	208
				資本合計	1,344
			1,878		1,878

資本変動計算書

(単位：万円)

	積極参加資本			
	コール オプション	普通株式	留保利益	積極参加 資本合計
当期首残高	0	0	0	0
当期変動額				
株式オプションの発行	36			36
新株の発行		1,100		1,100
配当				
株式配当			△18	△18
当期利益			226	226
当期変動額合計	36	1,100	208	1,344
当期末残高	36	1,100	208	1,344

第1年度期末

損益計算書 (単位：万円)		貸借対照表 (単位：万円)			
売上	820	現金	1,108	普通株式	1,560
減価償却費	△540	売上債権	820	留保利益	488
営業利益	280	固定設備	120	資本合計	2,048
プットオプション利得	48		2,048		2,048
社債利息	△26				
当期利益	302				

資本変動計算書

(単位：万円)

	積極参加資本			
	コール オプション	普通株式	留保利益	積極参加 資本合計
当期首残高	36	1,100	208	1,344
当期変動額				
新株の発行 (株式オプションの決済)	△36	+36 + 408 + 12 (プット分)		420
配当				
株式配当			△18	△18
コール清算配当 (普通株式の増加)		4	△4	0
当期利益			302	302
当期変動額合計	△36	460	280	704
当期末残高	0	1,560	488	2,048

積極参加資本モデルのもとでの、第1年度における普通株式の増加は、負債たるプットオプションと資本たるコールオプションの決済によって生じたものである。つまり、プットオプションの決済価額に相当する時価12万円、コールオプションの決済に際して払い込まれた権利行使価格408万円、およびコールオプションのプレミアム払戻し額36万円とそれを超えて支払われた清算配当4万円の合計額460万円にもとづいて、普通株式が増加している。

図表 7-9 参加資本モデルにおける財務諸表の表示

第 0 年度期末

損益計算書 (単位：万円)		貸借対照表 (単位：万円)			
売上	820	現金	398	社債	474
減価償却費	△540	売上債権	820	負債合計	474
営業利益	280	固定設備	660	プットオプション	30
社債利息	△24			コールオプション	36
当期利益	256			普通株式	1,100
				留保利益	238
				資本合計	1,404
			1,878		1,878

資本変動計算書

(単位：万円)

	参加資本				
	プット オプション	コール オプション	普通株式	留保利益	参加資本 合計
当期首残高	0	0	0	0	0
当期変動額					
株式オプションの発行	30	36			66
新株の発行			1,100		1,100
配当					
株式配当				△18	△18
当期利益				256	256
当期変動額合計	30	36	1,100	238	1,404
当期末残高	30	36	1,100	238	1,404

第1年度期末

損益計算書		貸借対照表	
(単位：万円)		(単位：万円)	
売上	820	現金	1,108
減価償却費	△540	売上債権	820
営業利益	280	固定設備	120
社債利息	△26		2,048
当期利益	254	普通株式	1,560
		留保利益	488
		資本合計	2,048
			2,048

資本変動計算書

	参加資本				
	プット オプション	コール オプション	普通株式	留保利益	参加資本 合計
当期首残高	30	36	1,100	238	1,404
当期変動額					
新株の発行 (株式オプションの決済)	△12	△36	12 + 36 + 408		408
配当					
株式配当				△18	△18
コール清算配当 (普通株式の増加)			4	△4	0
プット持分譲渡	△18			18	0
当期利益				254	254
当期変動額合計	△30	△36	460	250	644
当期末残高	0	0	1,560	488	2,048

参加資本モデルのもとでの、第1年度における普通株式の増加は、資本たる株式オプションの決済によって生じたものである。つまり、プットオプションのプレミアム30万円のうち決済価額(時価)に相当する払戻し額12万円、コールオプションの決済に際して払い込まれた権利行使価格408万円およびコールオプションのプレミアム払戻し額36万円とそれを超えて支払われた清算配当4万円の合計額460万円にもとづいて、普通株式が増加している。

以上本節では、前節で提示した設例7-1にもとづいて、所有資本モデル、積極参加資本モデル、および参加資本モデルのもとで成立する財務諸表を示してきた。これらの財務諸

表で示されるように、株式オプションが負債とされる場合と、資本とされる場合とでは、損益計算書における当期利益の金額が異なる。しかしながら、負債と資本のいずれの場合においても、決済価額に時価を想定した会計処理を前提としているため、第1年度末の貸借対照表で示される普通株式と留保利益の最終的な帳簿価額は変わらない。

次節では、株式オプションの決済価額に時価を想定することで生じる株式オプションのペイオフに関する会計処理上の取扱いについて検討を行う。

第4節 株式オプションに関するペイオフの取扱い

ここでは、前節で示した会計処理にもとづいて、所有資本モデル、積極参加資本モデル、および参加資本モデルにおける株式オプションのペイオフに関する取扱いを検討する。なお、ここでいうペイオフは、本章の冒頭でも述べたように、株式オプションの発行時において発行企業に払い込まれたプレミアムと、決済価額としての時価との差額を指している。

1 所有資本モデルにおける株式オプションに関する損益

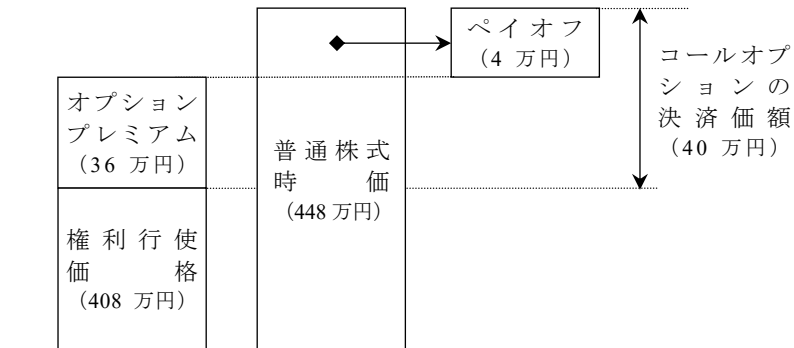
(1) 所有資本モデルにおけるコールオプション損益

まず第2節で設例7-1として示したコールオプション取引において、決済の際にコールオプション保有者によって享受された経済的価値について検討する。

コールオプションは、第0年度期首に36万円（8単位×@4.5万円）で発行され、第1年度期末に時価40万円（8単位×@5万円）で決済されている。このことから、オプション保有者は、その権利行使をつうじて差額4万円（40万円－36万円）のペイオフを享受している。つまり、下記の図表7-10で示すように、コールオプションが現物決済されることで、オプション保有者は、経済的価値（時価）448万円に相当する普通株式を取得することになるが、その普通株式の経済的価値448万円から、行使価格408万円（8単位×51万円）とコールオプションの発行当初に支払われたプレミアム36万円を差し引くことで得られる正味の経済的価値4万円が、コールオプションのペイオフに相当する¹²。

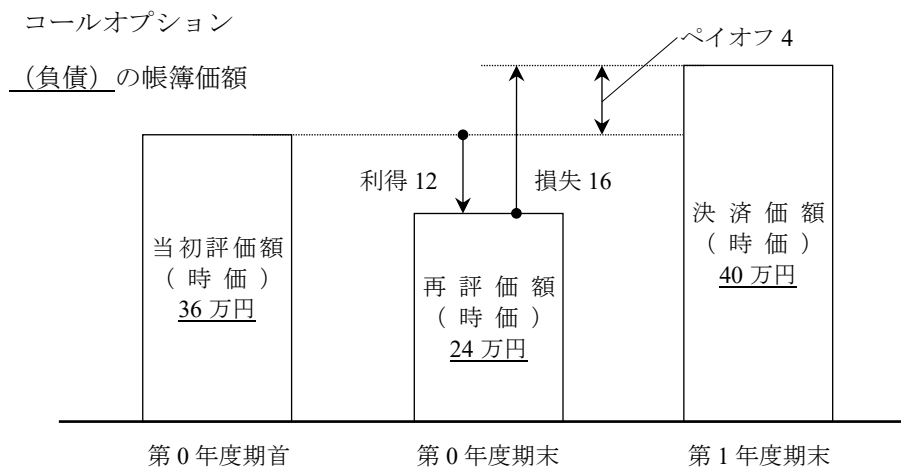
¹² なお、オプション保有者が享受するペイオフは、純額現金決済か純額株式決済かにかかわらず一致する。

図表 7-10 コールオプションのペイオフ



前節で示した所有資本モデルを前提とする会計処理において、当該コールオプションのペイオフは損益として計上されている。具体的に、コールオプションのペイオフ 4 万円は、下記の図表 7-11 に示すように、第 0 年度にコールオプション利得 12 万円として、また第 1 年度にコールオプション損失 16 万円として、時価による評価替えをつうじて期間利益に算入されている。

図表 7-11 コールオプション損益



コールオプションを時価で評価替えする理由には、貸借対照表の作成時点における株式発行に関する義務の金額を表示し、将来の決済価額を構成する時価の変動差額を期間利益計算に算入させることがあげられるが、所有資本モデルにおいて、このようなペイオフを

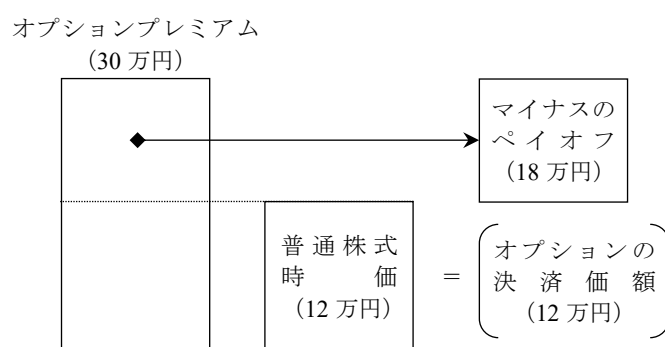
損益として認識することの意義は、次のように説明することができる¹³。すなわち、所有資本モデルのもとでは、その計算目的が株主の資本と利益の計算に向けられており、株式以外の発行金融商品に関する利子の支払いや決済差額はすべて、株主の利益を計算するための要素として捉えられる。したがって、所有資本モデルにおいて、コールオプションのペイオフを利益計算に算入させることは、株主の利益を計算するという点から有益であると指摘することができる。

(2) 所有資本モデルにおけるプットオプション損益

第2節で設例7-1として示したプットオプション取引において、決済の際にプットオプション保有者に生じた経済的価値については、次のように説明することができる。

まず、プットオプションは、第0年度期首に30万円（12単位×@2.5万円）で発行され、第1年度期末に時価12万円（12単位×@1万円）で決済されている。このことから、オプション保有者は、その権利行使をつうじて差額18万円（30万円－12万円）に相当するマイナスのペイオフを被ったといえる。つまり、下記の図表7-12で示すように、プットオプションが純額株式決済されることで、オプション保有者は、当初に払い込んだプレミアム30万円を取り崩したうえで、経済的価値（時価）12万円に相当する普通株式を取得し、さらにその差額18万円分の持分を既存の資本拠出者（所有資本モデルのもとでは株主）に対して譲渡したとみなすことができる。

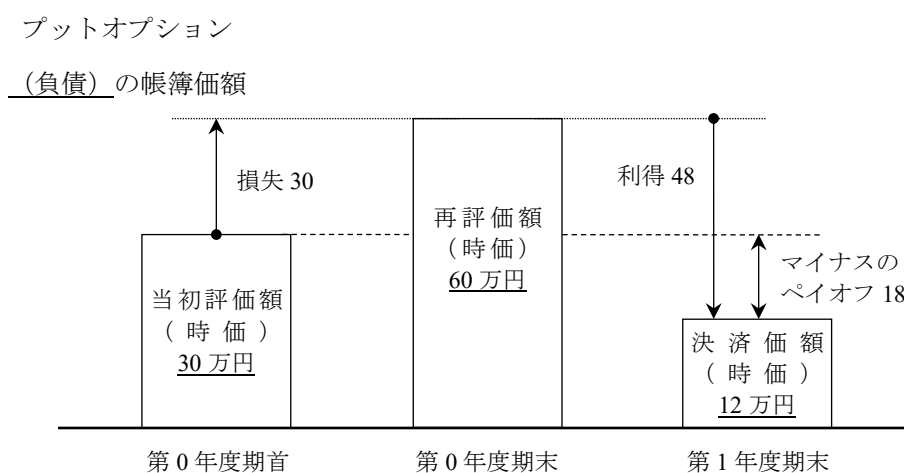
図表7-12 プットオプションのペイオフ



¹³ ただし、時価による評価替えを行わない場合でも、このようなペイオフを損益として認識することは可能といえる。第0年度期末においてコールオプションを時価で評価替えせずに、簿価のまま維持したうえで、決済が行われる第1年度期末において、簿価と決済価額（時価）との差額を損失として認識する方法が考えられる。

前節で示した所有資本モデルを前提とする会計処理において、当該プットオプションのペイオフは損益として計上されている。具体的に、プットオプション保有者が被ったマイナスのペイオフ 18 万円は、下記の図表 7-13 に示すように、第 0 年度にプットオプション損失 30 万円として、また第 1 年度にプットオプション利得 48 万円として、時価による評価替えをつうじて期間利益に算入されている。

図表 7-13 プットオプション損益



プットオプションを時価で評価替えする理由は、コールオプションを時価で評価替えする理由と同様、貸借対照表の作成時点における義務の金額を表示し、将来の決済価額を構成する時価変動差額を期間利益計算に算入させることがあげられるが、所有資本モデルにおける資本と利益の計算目的の観点からは、このようなペイオフを損益として認識する意義として、株主の利益を計算することができるという点があげられる。

2 積極参加資本モデルにおけるコールオプション持分の振替え

積極参加資本モデルのもとでは、コールオプションは資本とされるから、会計処理上、それが時価で再評価される余地はない。つまり、前節で示した設例 7-1 に基づけば、資本たるコールオプションについては、原則として、オプション保有者によって当初投じられたプレミアム 36 万円とその評価額が維持され、その後に時価の変動が生じても評価替えされることはない。そして、決済においては、当初評価額 36 万円を取り崩されることになる。

しかしながら、コールオプションの決済にあたり、プレミアムに相当する帳簿価額 36 万円がそのまま普通株式に振り替えられてしまうと、オプション保有者が決済をつうじて

享受するペイオフが、会計処理に反映されないことになる¹⁴。当該ペイオフは、企業とコールオプション保有者との間でオプション契約が決済された結果として生じるものであり、積極参加資本モデルのもとでは、オプション投資を清算した際に生じる配当であると捉えることができる。前節で示した会計処理は、コールオプションのペイオフを清算配当とみなす見方に依拠したものである。すなわち、当該会計処理において、コールオプションは決済に際して時価 40 万円で一度清算されたとみなされ、その払戻しの内訳が、当初に払い込まれたプレミアムの払戻し額 36 万円と、プレミアムを超えて支払われる清算時の配当 4 万円から構成されているとみることができる¹⁵。

積極参加資本モデルにおいて、利益計算を行う立場という意味での資本拠出者には、株主とコールオプション保有者があげられるが、このとき留保利益は、彼らに帰属するひとまとまりの持分として捉えることができる。このような見方にもとづくとき、留保利益は、株主とコールオプション保有者の両者にとって、分配の対象となりうる持分を示すような指標と捉えることができる。したがって、積極参加資本モデルにおける資本（拠出資本と留保利益）の計算の観点から、現物決済コールオプションのペイオフを、オプション投資の清算に伴う配当として会計処理することの意義としては、コールオプション保有者という特定の資本拠出者を対象とした留保利益を財源とする持分譲渡（すなわち配当）を反映することができ、さらにはその結果として資本拠出者にまとまって帰属する留保利益を計算することができるという点があげられる。

3 参加資本モデルにおけるプットオプション持分の振替え

参加資本モデルにおいて、プットオプションは、コールオプションとともに資本に含められることになり、会計処理上、時価で再評価される余地はない。したがって、前節で示した設例 7-1 にもとづけば、資本たるプットオプションは、決済において当初評価額 30 万円で取り崩されることになる。

しかしながら、プットオプションの当初評価額を普通株式に直接振り替えると、その決済に際して、プットオプション保有者が被ったマイナスのペイオフが会計処理に反映されない。プットオプションが資本であれば、当該マイナスのペイオフは、オプション投資を

¹⁴ 株式オプションが株式で決済される場合、当初評価額に相当する帳簿価額を普通株式に振り替える処理については、現行の会計基準でみられる処理であり次章で検討する。

¹⁵ ここでは、コールオプション投資の清算を、本章第 2 節で述べた貸方区分モデルを前提にする「払込資本と留保利益の区別」の観点から、次のように解釈している。すなわち、コールオプション投資の清算が行われた際、その保有者によって当初払い込まれたプレミアム分の払戻しを払込資本の払戻しに相当するものとして捉え、さらに、プレミアムを超えて支払われた金額を、払込資本の減少を超えて生じる留保利益の減少として捉えている。

清算した際に生じた既存の資本拠出者に対する持分の譲渡とみなすことができる。前節で示した会計処理は、このような見方に依拠したものであり、当該会計処理において、当初払い込まれたプットオプションのプレミアム 30 万円のうち、決済時のプットオプションの時価 12 万円分が普通株式を取得するための対価として用いられ、差額の 18 万円が既存の資本拠出者に対する持分譲渡として扱われている¹⁶。

参加資本モデルにおいて、株主と株式オプション保有者は、利益計算を行う立場という意味での資本拠出者であり、留保利益は、彼らに帰属するひとまとまりの持分として捉えることができる。参加資本モデルにおける資本（拠出資本と留保利益）計算の観点から、プットオプション保有者が被るマイナスのペイオフを、既存の資本拠出者に対する持分譲渡として会計処理することの意義としては、プットオプション保有者という特定の資本拠出者によって当初払い込まれたプレミアムのうち時価の下落による減少分を、既存の資本拠出者に対する持分譲渡（留保利益の増加）として反映することができ、その結果として、資本拠出者にまとめて帰属する留保利益を計算することができるという点があげられる。

4 小括

本節では、所有資本モデル、積極参加資本モデル、および参加資本モデルのもとで、株式オプションのペイオフに関する会計処理上の取扱いについて検討した。検討の結果、以下の諸点を指摘することができる。

第1に、株式オプションの貸方区分は、そのペイオフを損益として取り扱うか、資本区分内の持分の振替えとして取り扱うかに影響を及ぼしているといえる。下記の図表 7-14 で示すように、決済をつうじて最終的に確定する株式オプションのペイオフは、それが負債とされる場合は、損益として期間利益に算入され、資本とされる場合はオプション投資の清算に際して生じる持分変動差額として留保利益に反映されることとなる。

¹⁶ ここでは、プットオプション投資の清算を、本章第2節で述べた貸方区分モデルを前提にする「払込資本と留保利益の区別」の観点から、次のように解釈している。前節で設例として示したプットオプション取引において、決済時におけるプットオプションの時価は、当初に払い込まれたプレミアムよりも小さい。したがって、純額株式決済にあたり、プレミアムのうち時価に相当する部分については、普通株式の発行対価として捉えられ、プレミアムと時価との差額（すなわちプレミアムの減少分）については、既存の資本拠出者（普通株主）の持分のうち拠出資本を増加させるか、留保利益を増加させるかという2つの処理方法が考えられる。当該プレミアムの減少分は、普通株主が拠出したもの（拠出資本）とは区別されるという見方にもとづけば、それを留保利益の増加額として処理する方法が妥当と考えられる。ここでは、当該プレミアムの減少分を既存の資本拠出者に対して譲渡された持分とみなし、留保利益の増加額として捉えている。

図表 7-14 貸方区分モデルのもとでの株式オプションのペイオフ

	コールオプション のペイオフ	プットオプション のペイオフ
所有資本モデル	損 益	損 益
積極参加資本モデル	資本（留保利益） の変動	損 益
参加資本モデル	資本（留保利益） の変動	資本（留保利益） の変動

第2に、各々の貸方区分モデルにおいて、このような株式オプションのペイオフを積極的に認識することの意義を説明することができた。所有資本モデルのもとでは（株式オプションは負債項目であり）、株式オプションのペイオフを損益として認識することにより、株主に帰属する利益を計算することができるという点を指摘することができた。また、積極参加資本モデルのもとでは（コールオプションは資本項目であり）、コールオプション保有者が享受するペイオフを清算配当として認識することにより、既存の資本拠出者にまともって帰属する留保利益を計算することができるという点を指摘した。さらに、参加資本モデルのもとでは（株式オプションは資本項目であり）、プットオプション保有者が被ったマイナスのペイオフを既存の資本拠出者に対する持分譲渡として認識することにより、当該既存の資本拠出者にまともって帰属する留保利益を計算することができるという点をあげることができた。なお、ここでの検討からは、株式オプションのペイオフがそもそも会計処理の対象として取り上げられるか否かという問題が、株式オプションの貸方区分のいかんによって、すなわち負債区分に分類するか資本区分に分類するかに依存しないという点を指摘することができる。

次節では、株式オプションのペイオフを会計処理の対象として取り上げる要因について検討を行う。

第5節 株式オプションのペイオフと株主持分希薄化の会計問題

本章ではこれまで、株式オプションのペイオフを会計処理の対象とみなして検討を進めてきたが、株式オプションのペイオフの中には、株主の持分の希薄化に相当するものもある。企業会計においては、従来から株主の持分の希薄化を会計処理の対象として取り上げない見方が採用されてきた。本節では、このような希薄化に関する会計問題の経緯をふまえながら、株式オプションのペイオフを会計処理の対象として取り上げる要因について検討を行う。なお、第2節で設例 7-1 として示したプットオプション取引（純額株式決済）

では、決済価額（時価）が当初払い込まれたプレミアムを下回ったことから、当該プレミアムのうち時価部分が普通株式に振り替えられ、その残額が留保利益に振り替えられる会計処理が考えられた。株式オプションの決済価額がその発行当初に払い込まれたプレミアムを下回るような状況においては、対価が一度、抛出されている関係から株主の持分が希薄化するということにはならないと考えられる。希薄化は、株式の発行に際して、その払込価額が株式の時価未満となることに起因して生じると考えられる。そこで本節では、第2節で提示したコールオプション取引（現物決済）を前提に検討を進める。

現物決済されるコールオプションのペイオフは、オプション発行企業からのキャッシュアウトフローを伴わず、普通株式の取得という形でオプション保有者に享受される。そのようなペイオフは、新株式の時価未満の発行により、既存株主の持分が希薄化した部分であると一般的に説明することができる。また、それは、新旧株主間の富の移転としても称されてきた。株主の持分の希薄化については、従来から、会計処理の対象として取り上げる必要はないという見解がしばしば見受けられる。たとえば、希薄化は、株主の持分の内部で富の移転が生じたに過ぎず、時価と発行価額との差額をとくに会計処理することはないという見解があげられる¹⁷。また、このような見解は、資本の測定の観点から、次のように言い換えることもできる。すなわち、株式オプションの権利行使によって増加する資本は、その払い込まれた資金額のみにもとづいて測定すべきであるという見解があげられる。この場合、希薄化に相当する部分は、必然的に会計処理の対象から除外されることになる^{18 19}。

しかしながら、このような希薄化部分を認識する必要はない、または認識すべきでないとする主張は、企業会計における一定の資本利益計算の目的のもとで、その希薄化部分を認識してしまうと、会計情報の有用性を損ねてしまう、というような有力な見方にもとづ

¹⁷ 日本における企業会計基準第8号『ストック・オプション等に関する会計基準』において、株主持分の希薄化が次のように説明されている。すなわち、「新株が時価未満で発行された場合には、新株を引き受ける者が当該株式の時価と発行価格との差額分の利益を享受する反面、既存株主にはこれに相当する持分の希薄化が生じ、新旧株主間で富の移転が生じている。このような場合、現行の会計基準の枠組みの中では、企業の株主持分の内部で富の移転が生じたに過ぎないと考え、時価と発行価額との差額については特に会計処理を行わない。」（会計基準第8号 37項）とされている。

¹⁸ もっとも、現金決済のコールオプションであれば、それが負債項目とされたうえで、そのペイオフを、オプション発行企業からのキャッシュアウトフローが生じることを根拠に、損益として認識すべきであろうという論調が一般に支持されると考えられる。

¹⁹ 株主持分の希薄化を会計処理の対象としない見方は、ストックオプションや転換社債に関する現行の会計基準においても取り入れられている。ただし、米国会計基準や国際会計基準においては、株主持分の希薄化を損失として取扱うような会計処理が一部認められている。

いて説明されているわけではないとみられる²⁰。ここでは、その希薄化部分を取るに足りない事象として捉える見方から離れて、それを認識の対象として取り上げようとする見方をどのような要因にもとづいて説明することができるかを検討してみる。

本章では、前節までの検討において、希薄化部分に相当するペイオフを認識の対象として取り上げるような会計処理を検討してきた。具体的に、それらペイオフを会計処理上で認識する手段として、コールオプションが負債とされるときは、時価による評価替えを行うこと²¹、資本とされるときは、その決済差額を清算配当として認識することが考えられた。そして、これら会計処理の根底には、オプション契約に関する一連の事象のうち、コールオプションの株式決済という事象に対して、次のような解釈が採用されているとみることができる。すなわち、株式決済を、コールオプション保有者がその投資をいったん時価で清算させたうえで、普通株式という投資形態を改めて取得するような事象とみなす、という解釈がとられているとみることができる。ここで、現物決済コールオプションのペイオフを認識の対象として取り上げようとする要因としては、決済という事象についてこのような解釈をとることがあげられる²²。市場性を有するコールオプションの決済は、通常、時価で行われるとみるのが妥当と思われる。また、コールオプションの決済の対象となる株式が市場性を有する場合も同様であると考えられる。このような見方からは、会計処理上、コールオプションの決済価額として時価を想定し、簿価あるいは当初評価額と時価との差額（ペイオフ）を認識することが、コールオプションの決済という事象を描写するのに適した処理方法であると考えられる。

また、前節でも指摘したが、現物決済コールオプションのペイオフを会計処理上で認識することの積極的な意義を、所有資本モデルや積極参加資本モデルなどの一定の資本利益計算の仕組みのもとで合理的に説明することができる。すでに述べたように、まず所有資本モデルのもとでは、コールオプションのペイオフは損益として認識されることになるが、このような処理を行うことにより、株主に帰属する利益を計算することができるという点

²⁰ 確かに、コールオプションを負債とみなしてそれを再評価することにより、自社株式の価格変動の影響を利益計算に取り込む考え方に対しては、その計算結果から得られる利益情報の意思決定有用性について懐疑的な見解が付されることも考えられる。株式の価値を推定するにあたって、自社株式の価格変動を織り込んだ利益情報を用いることになるからである。しかしながらその一方で、現行の米国会計基準および国際会計基準においては、次章で説明するように、株式オプションが株式決済される場合でも、当該株式オプションが負債項目と判定されれば、当該株式オプションの時価の変動差額を損益に算入させる会計処理が定められている。

²¹ すでに述べたとおり、コールオプションを当初評価額で維持したまま、決済時点において、その簿価と決済価額（時価）との差額を損益計上する処理方法も考えられる。

²² このようなペイオフを認識するか否かの問題は、コールオプションを負債区分に分類するか資本区分に分類するかという問題から独立していると考えられる。

をあげることができる。一方で、積極参加資本モデルのもとでは、そのペイオフは、コールオプションの清算配当として扱われることになるが、このような処理を行うことにより、コールオプション保有者と普通株主との間で生じる持分変動差額を計算することができ、その計算結果として（積極参加資本モデルを前提とする）一定の資本拠出者に対してまとまって帰属する留保利益を計算することができるという点があげられる²³。

次節では、本章で行ってきた検討内容を総括する。

第6節 おわりに

本章では、第2節で示した**設例 7-1**を前提に、所有資本モデル、積極参加資本モデル、および参加資本モデルのもとで、株式オプションに関する会計処理を検討した。ついで、株式オプションのペイオフ（株式オプションの発行に際して当初支払われたプレミアムとオプションの時価との差額）に関する会計処理上の取扱いについて検討した。これらの検討から得られたインプリケーションを整理すると次のようになる。

第1に、株式オプションを負債区分に分類するか資本区分に分類するかの違いは、そのペイオフを損益として取り扱うか、資本区分内の持分の振替えとして取り扱うかに影響を及ぼしているといえる。具体的に、決済をつうじて確定する株式オプションのペイオフは、それが負債とされる場合は、損益として期間利益に算入され、資本とされる場合は資本拠出者の間で生じる持分変動差額として留保利益に反映されることになる。

第2に、本章では、株式オプションのペイオフを認識するような会計処理方法として、株式オプションが負債とされる場合には、時価による評価替えを想定し、資本とされる場合には、その決済価額に時価を想定する処理方法が考えられたが、そもそも当該株式オプションのペイオフを会計処理の対象として取り上げる根本的な考え方としては、株式オプションの決済という事象をオプション投資の時価清算とみなす見方をあげることができる。また、その株式決済という事象については、株式オプション投資を一度清算したあとで、株式に再投資を行うものであるという解釈を加えることができる。市場性を有する株式を対象とする株式オプションでは、一般的に、権利行使の際にオプション保有者に引き渡される経済的価値が（現金か株式かにかかわらず）、権利行使時点における株価と権利行使価格との差にもとづいて決定されるという性質を有している。このような株式オプションの

²³ 積極参加資本モデルのもとで、現物決済コールオプションのペイオフを会計処理上で認識することの意義は、本章第2節で説明した、貸方区分モデルのもとで成立する「払込資本と留保利益の区別」の考え方を前提にしている。つまり、資本の中で、個々の資本拠出者によって払い込まれた資金額（拠出資本）と、彼らにまとまって帰属する留保利益を区別して会計処理する見方に依拠している。

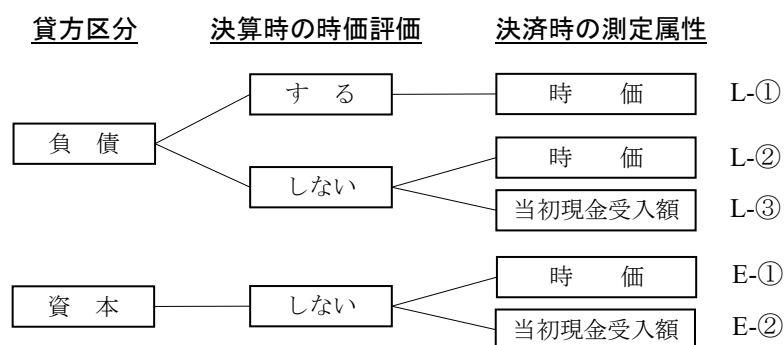
性質をふまえると、当該ペイオフを認識するような処理は、株式オプション取引の実態を描写するのに適した会計処理方法であるといえる。

第3に、利益帰属者の観点から一定の資本利益計算の仕組みを有する貸方区分モデルのもとでは、株式オプションのペイオフを会計処理の対象として取り上げることについて積極的な意味づけを行うことができる。たとえば所有資本モデルにおいて、株式オプションは負債項目として取り扱われることになるが、株式オプションのペイオフを損益として認識することは、株主の利益を計算するという観点から積極的な意味が与えられることになる。

第4に、ある貸方区分モデルのもとで株式オプションが資本とされるとき、そのペイオフは、資本区分内の留保利益の変動として会計処理されるが、このとき貸方区分モデルを前提とする留保利益の解釈については、資本区分内で拠出资本と区別されることをふまえたうえで、次のように説明することができる。すなわち、貸方区分モデルのもとでの留保利益は、貸方区分モデルのもとで想定される一定の資本拠出者のうち、いずれか特定の資本拠出者に対して独占的に帰属する確定した持分ではなく、そこで想定される一定の資本拠出者に対してまとめて帰属する（また、どのような資本拠出者に支払われるかという点では）未確定な持分として捉えることができる。たとえば、参加資本モデルのもとで、コールオプションは資本区分に分類され、さらに当該コールオプションの決済価額としての時価がそのプレミアムを上回ることによって生じるペイオフは、オプション投資の清算に伴う配当として捉えることができるが、このときの配当は、参加資本モデルのもとでの資本拠出者グループから、オプション投資を清算するコールオプション保有者に対しての、留保利益を財源にした持分譲渡として説明することができる。

第5に、本章では、株式オプションに関する会計処理を検討してきたが、その会計処理の（負債区分と資本区分の貸方2区分を前提にした）バリエーションを測定属性の面から下記の**図表 7-15**のように示すことができる。

図表 7-15 株式オプションに関する会計処理のバリエーション



本章においては、株式オプションを負債項目とみなす場合、L-①の会計処理を検討し、資本項目とみなす場合には、E-①の会計処理を検討した。決済価額に時価を用いる考え方は、すでに述べたように、株式オプションの決済をオプション保有者による投資の時価清算とみなす見方にもとづいている。なお、株式オプションを資本項目とみなす場合で、決済価額に当初評価額を用いる考え方（E-②）は、株式オプションを株式と同等とみなし、それをオプション保有者に帰属する持分としてではなく、その発行当初から株主の持分として会計処理を行う見方であると説明することができる。つまり、株式オプションは、いずれ株主の持分になるのだから、（権利行使されることを前提に）株式の発行を認識するタイミングを、株式オプションの発行時点に求める考え方であるといえる²⁴。また、株式オプションを発行した際の払込価額を、株式の発行に関する分割された払込価額とみなす考え方であるとして説明することもできる²⁵。

次章では、現行の企業会計における貸方区分の考え方や、現行の会計基準における株式オプションの会計処理を検討する。

補論 株式オプションの失効に関する会計処理

1 はじめに

本章では、第2節の図表 7-3 で示した設例 7-1 にもとづいて、とくに株式オプションの権利行使に関する会計処理を検討してきた。一般的に、株式オプションの権利行使という事象は、オプション保有者による株式オプション投資の清算とみなすことができるが、権

²⁴ 株式オプションを株式と同等とみなすか否かという問題は、株式の発行を認識するタイミングをどの時点に求めるかという株式の発行の認識に関する問題として捉えることもできる。

²⁵ 野口（2004a）は、株式の発行を、時価による発行と株式分割にもとづいて説明する視点から、株式オプションを株式と同等とみなす考え方を突き詰めて検討している。

利不行使という事象についても、株式オプション投資の放棄という説明を加えることができる。そこで、本章の補論として、第2節で示した**設例 7-1**に、下記のような前提条件の変更を加えた**設例 7-2**にもとづいて、株式オプションの失効に関する会計処理を検討する。

〔**設例 7-1**における前提条件の変更〕

現物決済コールオプションが対象とする株式の価格が下落し、第1年度期末において、コールオプション8単位すべてが権利不行使となった。

〔**設例 7-2**：コールオプションの失効〕

	第0年度期首	第0年度期末	第1年度期末
現物決済 コールオプション	普通株式を1株当たり510円で1,000株購入することができるコールオプションを8単位、1単位当たり4.5万円で発行した。	コールオプションの時価は、1単位当たり3万円であった。	第1年度期末において、対象となる株価が500円に下落した。その結果、コールオプションについては、株価が権利行使価格を下回ったため、そのすべてが権利不行使となり失効した。

以下では、所有資本モデル（コールオプションは負債項目）と積極参加資本モデル（コールオプションは資本項目）のもとで、コールオプションの失効に関する会計処理を検討する。

2 貸方区分モデルにおけるコールオプション失効の会計処理

(1) 所有資本モデルにおけるコールオプション失効の会計処理

所有資本モデルのもとでは、コールオプションは負債項目として扱われる。**設例 7-2**における第0年度期首の仕訳は下記ようになる。

第0年度期首—コールオプション8単位の発行 (単位：万円)

(借)	現	金	36	(貸)	コールオプション	36
					—負債—	

第0年度においては、コールオプションの時価に変動が生じるので、時価による評価替えによってコールオプション損益が計上される。

第0年度期末—コールオプション8単位の評価替え (単位：万円)

(借)	コールオプション —負債—	12	(貸)	コールオプション 利得	12
-----	------------------	----	-----	----------------	----

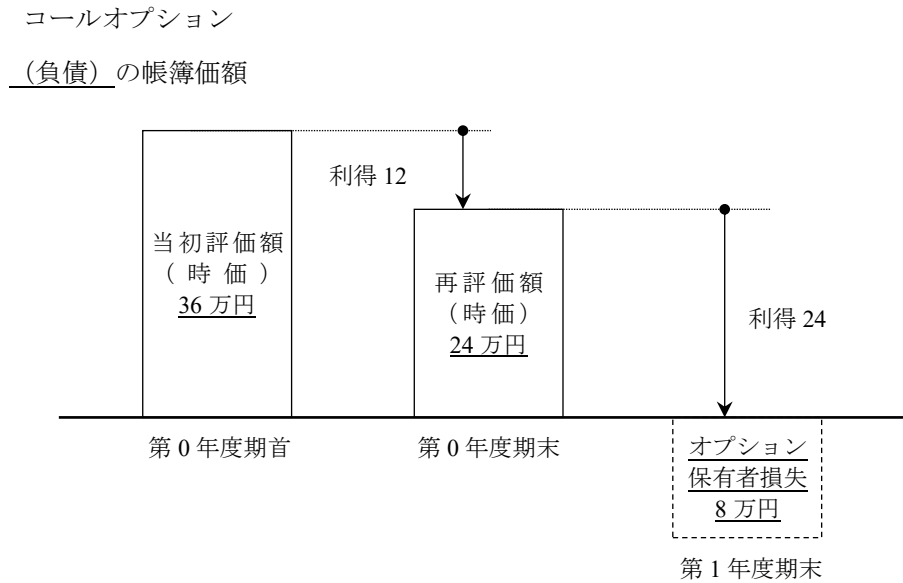
第1年度期末では、コールオプションが失効したことにより、その簿価がすべて、所有資本モデルのもとでの利益帰属者である株主に対する持分譲渡として扱われることになる。そして、その持分譲渡は、株主の利益を算定するための要素であり、第0年度期末に計上されたコールオプション利得と同じ性格を有している。したがって、第1年度期末におけるコールオプションの失効に関する会計処理については、下記の仕訳のように示すことができる。

第1年度期末—コールオプション8単位の失効 (単位：万円)

(借)	コールオプション —負債—	24	(貸)	コールオプション 利得	24
-----	------------------	----	-----	----------------	----

第1年度期末におけるコールオプションの本源的価値は、マイナス8万円（[株価500円－権利行使価格510円] ×コールオプション8単位）である。コールオプション保有者は、権利不行使を選択することで、オプション保有者にとっての損失8万円を回避することができる。したがって、下記の図表7-16で示すように、ここでの失効に関する会計処理においては、コールオプション簿価24万円（第0年度期首36万円－第0年度におけるコールオプション（負債）の減少額12万円）が決済価額として取り崩されることになる。

図表 7-16 コールオプション損益



(2) 積極参加資本モデルにおけるコールオプション失効の会計処理

積極参加資本モデルのもとでは、コールオプションは資本項目として扱われる。設例 7-2 における第0年度期首の仕訳は下記のようなになる。

第0年度期首—コールオプション8単位の発行 (単位：万円)

(借)	現	金	36	(貸)	コールオプション —資本—	36
-----	---	---	----	-----	------------------	----

第0年度においては、コールオプションの時価が変動しているが、当該コールオプションは資本項目として扱われているので、時価による評価替えは行われず、簿価のまま維持されることになる。したがって、第0年度期末において会計処理は行われない。さらに、第1年度期末においては、コールオプションの失効によって、積極参加資本内での持分の振替えのみが生じることになる。ただし、それは、積極参加資本モデルのもとでの利益帰属者であるコールオプション保有者から、同利益帰属者としての株主に対する持分譲渡であるが、払込資本と留保利益の区別を重視する観点からは、当該持分譲渡を払込資本として扱うのは問題がある。したがって、当該持分譲渡は留保利益の増加として扱い、下記の仕訳のように示すことができる。

第1年度期末—コールオプション8単位の失効 (単位：万円)

(借)	コールオプション —資本—	36	(貸)	留保利益 —資本—	36
-----	------------------	----	-----	--------------	----

3 おわりに

本章補論においては、コールオプションの失効に関する会計処理を検討した。本章第6節でインプリケーションとして示したように、コールオプションの貸方区分の相違は、失効により生じる取崩額を損益として扱うか、発行企業と利益帰属者との直接的な取引により生じる資本の変動要素として扱うかに影響を及ぼしている。

所有資本モデルのもとで示した会計処理においては、前期末の簿価24万円が取崩額とされ、当該金額がそのまま損益に算入されることになる。しかしながら、仮に、コールオプションの時価が第0年度期末で40万円まで上昇して、その後の時価の下落により第1年度期末に失効したとすれば、プレミアム（当初現金受入額）を上回る簿価40万円を利得として計上することになる。しかし、2会計期間をつうじてみれば、当該利得は、第0年度期末においてプレミアムを上回って生じた損失4万円と相殺されることになるので、結局のところ、失効により生じる当該コールオプションにかかる損益は当初現金受入額を限度に定められることになる。また、積極資本参加モデルのもとでも、当初現金受入額を限度に資本の変動要素が定められることになるという点を指摘することができる。

第8章 現行の企業会計における貸方区分の考え方と株式オプションの会計処理

第1節 はじめに

本章では、現行の企業会計における貸方区分の考え方¹や、現行の会計基準において定められている株式オプションの会計処理を検討する。

具体的には、第2節において、現行の企業会計における貸方区分の考え方、すなわち ASBJ 討議資料（2006a）および日本会計基準における貸方区分、FASB 概念フレームワークおよび米国会計基準における貸方区分、ならびに IASB 概念フレームワークおよび国際会計基準における貸方区分を概観して、それら3つの貸方区分の考え方を検討する。第3節においては、それら現行の貸方区分のもとでの資本（区分）に、どのような資金提供者の持分が含まれているかを検討することにより、現行区分で想定されている利益帰属者の範囲を推定する²。利益帰属者の範囲を推定する理由は、現行の貸方区分が依拠する概念フレームワークおよび会計基準において、利益帰属者の範囲が明示されていないからである。さらに第3節においては、現行の貸方区分を、利益帰属者の範囲という視点にもとづいて、第6章で検討した貸方区分モデルに割り当ててみる。第3節では、このような検討作業を行うことにより、3つの現行区分について、どのような利益帰属者の範囲が想定されて、どのような利益計算の仕組みが構想されているかを相対的に示す。第4節では、現行の会計基準における株式オプションの会計処理について検討を行う。発行金融商品のうち、とくに株式オプションに注目する理由は、ストックオプションを含めた株式オプションに関する会計処理の問題が、貸方における発行金融商品の分類に関する会計問題の代表的なものとして近年取り上げられているからである。第5節では、本章の総括として、現行の企業会計における貸方区分の考え方や現行の会計基準にみる株式オプションの会計処理の検討から得られた内容を整理する。なお、本章では、補論として、近年において提案されている貸方区分の考え方やそれにもとづく株式オプションの会計処理を概観して、今後の貸方区分の考え方を展望する。

¹ ここでの現行の企業会計における貸方区分は、概念フレームワークにおける貸方区分と、個別の会計基準レベルにおける貸方区分の両方を含んだ表現として用いている。

² 本研究において、利益帰属者とは、企業会計における利益計算を行う立場または視点という意味で用いており、具体的には、資本区分される発行金融商品の保有者を指している。また、本研究を進めるにあたって、利益帰属者は、利益計算の仕組みまたは構造を成立させるための重要な要素であると捉えている。すなわち、利益帰属者がある範囲の資金提供者にもとづいて定められれば、彼らに帰属する利益は、負債区分された発行金融商品に関する利息の支払いや決済差額にもとづいて計算することができると思う。

第2節 現行の企業会計における貸方区分の概観

現行の企業会計における貸方区分の考え方は、基本的に、会計基準を開発する際の指針となる概念フレームワーク³にもとづいている。また一方では、米国にみられるように、必ずしも概念フレームワークと整合しない貸方区分の考え方が個別の会計基準において定められている面もある。本節では、各々の概念フレームワークや、株式オプションの会計処理を定める個別の会計基準にもとづいて、ASBJ、FASB、およびIASBにおける貸方区分の考え方を概観する。

1 ASBJ 討議資料（2006a）および日本会計基準における貸方区分

日本のASBJ 討議資料（2006a）において、負債は資産の犠牲を伴う義務として定義されており⁴、資産から負債を差し引いた差額は純資産として定義されている（ASBJ 2006a, paras. 5 and 6）。資本（株主資本）は、純資産の内訳において株主に帰属する部分として定義されている（ASBJ 2006a, para. 7）。つまり、株主資本は、負債の定義に依存せずに独立して積極的に定義されているといえる⁵。

このような株主資本の定義づけは、2005年にASBJが公表した企業会計基準第5号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』（以下、会計基準第5号）に反映されている。純資産の内訳で株主資本を定義する考え方は、日本の概念フレームワークの正式な公表はなかったものの、会計基準第5号をつうじて現行実務上で適用されている。株主資本を積極的に定義する考え方が現行基準として採用された理由には、企業会計における「資本と利益の区別」を重視する⁶とともに、負債の概念を純化することがあげられる。

³ 日本における最終的な概念フレームワークは、（2019年現在で）いまだ正式に公表されていない。2004年7月にASBJ 基本概念ワーキング・グループより討議資料『財務会計の概念フレームワーク』が公表され、その後2004年9月に一部修正が加えられた。さらに2006年12月には、ASBJによりその最新版が公表されている。しかし、それ以降において正式な公表には至っていない。

⁴ 正確には、「経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務」（ASBJ 2006a, para. 5）とされている。

⁵ もっとも、ASBJ 討議資料（2006a）において、純資産は資産から負債を差し引いた差額概念であり、負債の定義に依存して消極的に定められる。このことから、差額概念としての純資産については、株主資本や新株予約権などASBJ 討議資料（2006a）で明示されている純資産項目以外にも、未知の項目が含まれうる。このような意味では、差額概念としての純資産は、どのような資金提供者の持分から構成されているかが不明確となる。

⁶ 斎藤（2010）は、「日本会計基準が、オプションを純資産のなかで株主持分から除いたのは、なによりも資本と利益の区別という、企業会計の基本原則との関係を重視しているからであろう。」（pp. 300–301）としている。具体的には、「行使期間が過ぎるのを待って、行使された分を拠出資本に、行使されずに消滅した分を利益に振り替えるためには、それまでの間は暫定的に拠出資本でも利益でもない要素（したがって株主資本と区別された要素）にオプションを含めておくほかはない。」（p. 301）としている。

他方、日本の会社法においては、株式の発行に際して株主資本の内訳項目である資本金および資本準備金を増加させる規定が設けられている。このような会社法の規定は、株式という法的形式を満たす発行金融商品を純資産の内訳で株主資本に分類するような貸方区分の考え方を提示していると思われる。

以上、ASBJ における現行の貸方区分の考え方については、ASBJ 討議資料（2006a）および会計基準第5号にもとづいて、次のように説明することができる。まず、ある発行金融商品について、資産の犠牲を伴う義務が存在している場合には、当該発行金融商品は負債に含められる。また、ある発行金融商品が株式の形式を有している場合には、株主に帰属する持分として、当該発行金融商品は株主資本に含められることになる。つまり、そこでの分類の基準としては、負債については資産の犠牲を伴う義務を有しているかという点が用いられ、資本については株主に帰属する部分かという点が用いられている。さらに、日本におけるこのような貸方区分の考え方は、株式が発行された際に資本金および資本準備金を増加させるような会社法の規定と整合しているという点を指摘することができる。

2 FASB 概念フレームワークおよび米国会計基準における貸方区分

FASB 概念フレームワークにおける資本（equity）の概念には、基本的に、株主の持分が想定されている⁷と考えられるが、資本の定義は形式的に資産から負債を差し引いた後の残余持分（residual interest）として定められている（FASB 1985, para. 49）。しかしながら、残余持分は差額概念であるために、株主の持分以外にどのような資金提供者の持分が資本に含まれるのかという点がしばしば不明確であるとされてきた。

FASB は、このような問題に対して、FASB 討議資料（1990）の公表を皮切りに、さまざまなプロジェクト草案を公表してきており⁸、2003 年には、それら草案の一部を制度化した SFAS 150 を公表した⁹。SFAS 150 の公表により、強制償還金融商品、資産の引渡しによる自己株式の買戻義務、および可変数の株式を発行する特定の義務が、負債項目として取り扱われることが定められた。このうち、可変数の株式を発行する特定の義務が負債項目とされたことは注目に値する。既存の FASB 概念フレームワークにおいて、株式を発行する義務は、資産の犠牲を伴わないため残余持分として資本に含められてきたからである。

⁷ 第3章第2節2(2)で指摘したように、FASB 討議資料（1976）が公表された当時から、資本の概念には主として株主の持分が想定されている。

⁸ FASB 討議資料（1990）が公表された後、2000年には、公開草案『負債、資本またはその両方の特徴を有する金融商品の会計処理』と、概念フレームワークにおける負債の定義の見直しをはかる試みとして概念書第6号の改訂案が公表されている。

⁹ SFAS 150の規定内容は、2019年現在 ASC Topic 480 に引き継がれている。

SFAS 150 は、その公表以前に資本項目として扱われてきた発行金融商品のうち、負債項目として取り扱われるべきものを指定するものであるが、その負債区分への分類は、義務の存在と所有関係 (ownership relationship) の否定にもとづいて行われている。具体的に、可変数の株式を発行する義務のうち、その義務の価値変動が対象となる株式の公正価値の変動と無関係なものまたは逆方向の関係にあるもの¹⁰、すなわち所有関係が否定されるものについて、負債項目とすることが定められている (SFAS 150 para. 12 ; ASC para. 480-10-25-14) ¹¹。

以上のように、FASB における現行の貸方区分の考え方については、FASB 概念フレームワークと個別の会計基準としての SFAS 150 (ASC 480) にもとづいて、次のように説明することができる。まず、ある発行金融商品について、資産の犠牲を伴う義務が存在している場合には、FASB 概念フレームワークにおける負債の定義にもとづいて、当該発行金融商品は負債に含められる。また、ある発行金融商品に自社株式を発行する義務が存在する際には、その義務の価値変動が対象となる自社株式の公正価値の変動と無関係または逆方向の関係にある場合に、SFAS 150 (ASC 480) にもとづいて当該発行金融商品は負債に含められることになる。一方、資本に含められる発行金融商品については、それらの義務を有していない発行金融商品として説明することができる。資本に含められる発行金融商品は、基本的に、FASB 概念フレームワークにおいても SFAS 150 (ASC 480) においても、負債に含められる発行金融商品以外のものとして定められているからである。たとえば、通常の普通株式は、FASB 概念フレームワークおよび SFAS 150 (ASC 480) のいずれの貸方区分の考え方においても、負債に含められる発行金融商品に該当せず、残余請求権として資本に含められることになる。したがって、これら貸方区分の分類の基準として、負債については資産の犠牲を伴う義務または所有関係を有さない自社株式の発行義務を有して

¹⁰ なお、可変数の株式を発行する義務を有している場合で、義務の価値が固定されている金融商品についても負債項目として取り扱われることが定められている (SFAS 150 para. 12 ; ASC para. 480-10-25-14)。

¹¹ さらに、このような SFAS 150 の規定内容においては、株式発行の義務を有する発行金融商品のうち、所有関係を有しているものを、資本項目として取り扱う考え方が暗に含まれている。「所有関係を有している」というのは、発行金融商品たる契約の公正価値が、対象となる株式の公正価値の変動と同一方向に変化するということを指している。なお、このような所有関係の存在を資本の判定基準として捉える考え方は、SFAS 150 の後に公表されたマイルストーン・ドラフト (以下、MD) において明示されている。MD では、決済規準 (決済条項の有無にもとづく判定) と所有規準 (所有関係の有無にもとづく判定) に依拠した所有・決済アプローチが強調されている (FASB 2005, para. 16)。とくに MD において、資本項目として取り扱われる発行金融商品には、無期限金融商品 (perpetual instrument)、直接所有金融商品 (direct ownership instrument) および間接所有金融商品 (indirect ownership instrument) があげられており (FASB 2005, paras. 19-26)、この 3 つ以外の発行金融商品については、負債項目として扱われることが述べられている。

いるかという点が用いられ、資本については（とくに個別の会計基準において資本に含められることが明記されている場合を除いて）既存の概念フレームワークおよび個別の会計基準のもとで負債でないとなされる、残余持分としての発行金融商品に該当するかという点が用いられていると考えられる。

3 IASB 概念フレームワークおよび国際会計基準における貸方区分

IASB 概念フレームワークにおいて、資本 (equity) の定義は、FASB 概念フレームワークとほぼ同様な内容で定められている。具体的に、負債は、資産に相当する経済的資源を移転させる現在の義務であるとされ (IASB 2018a, para. 4.26)、資本はすべての負債を控除した後の企業の資産に対する残余持分 (residual interest) とされている (IASB 2018a, para. 4.63)。また、個別の会計基準である IAS 32 では、金融負債 (financial liability) と資本性金融商品 (equity instrument) の定義づけが行われている¹²。

IAS 32 において、金融負債には、現金またはその他の金融資産を引き渡す契約上の義務や、企業の資本性金融商品によって決済されるであろう、または決済されるかもしれない契約があげられている。資本性金融商品によって決済される契約のうち、とくにデリバティブに該当する契約としては次のようなものがあげられている。すなわち、固定された金額の現金またはその他の金融資産と固定数の企業の資本性金融商品との交換以外の交換によって決済されるであろう、または決済されるかもしれないデリバティブたる契約は、金融負債であるとされている (para. 11)。そのような契約には、固定額、または企業の資本性金融商品の市場価格以外の変数にもとづいて部分的にまたは全体的に変動する金額に対して、任意の公正価値のもとでそれらの金額に等しくなるような可変数の資本性金融商品を引き渡す契約上の義務が想定されている (para. 21)。一方、資本性金融商品は、IASB 概念フレームワークと同様、すべての負債を控除した後の資産に対する残余持分たる契約であるとされている (para. 11)。加えて、固定額の現金またはその他の金融資産と交換に、固定数の企業の資本性金融商品を引き渡すことによって決済されるであろう契約は、資本性金融商品であるとされている (para. 22)。つまり、自社株式を引き渡す義務であっても、このような性質を満たす契約であれば、それは資本に含められるということになる¹³。固

¹² IAS 32 は、1995 年に IASC によって公表され、2003 年に IASB によって大幅な改訂がなされている。この改訂の目的には、当初認識時における複合金融商品の構成要素の測定や企業の自社株式にもとづくデリバティブの区分に関する問題について追加的な指針を提供することなどがあげられている (IASB 2016, IAS 32 para. IN3)。

¹³ より具体的に、IAS 32 においては、次の (a) と (b) の両条件を満たす場合のみ、金融商品は資本性金融商品であるとされている。すなわち、(a) 次のような契約上の義務を含まない金

定された現金またはその他の金融資産と固定数の資本性金融商品の交換という契約上の性質は、IAS 32において示される資本の要件に該当すると考えられる。このような資本の要件は、一般的に「fixed for fixed principle」または「fixed for fixed condition」¹⁴と称されている。たとえば、転換社債の転換オプションやストックオプションのような現物決済される売建コールオプションは、この「fixed for fixed condition」を満たしていると考えられる¹⁵。

以上のように、IASBにおける貸方区分の考え方については、IASB概念フレームワークと個別の会計基準としてのIAS 32にもとづいて、次のように説明することができる。まず、ある発行金融商品について、資産（現金またはその他の金融資産）を引き渡す義務が存在している場合には、当該発行金融商品は負債に含められる。また、ある発行金融商品に自社の資本性金融商品の発行によって決済される義務が存在する際には、その決済が固定された対価と固定数の資本性金融商品との交換以外の交換による場合、当該発行金融商品は負債に含められることになる。一方、ある発行金融商品について、資産を引き渡す義務や可変数の資本性金融商品を引き渡す義務が存在しない場合、当該発行金融商品は資本に含められる。また、固定された対価と固定数の資本性金融商品を交換するような契約（義務）に該当する発行金融商品は資本に含められる。したがって、IASBにおけるこれら貸方区分の分類の基準として、負債については資産を引き渡す義務または「fixed for fixed condition」を満たさないような自社株式を引き渡す義務を有しているかという点が用いられ、資本については既存の概念フレームワークおよび個別の会計基準のもとで負債でないといみなされる、すなわち残余持分としての発行金融商品であることと、「fixed for fixed condition」を満たすような自社株式を引き渡す義務に該当するかという点が用いられている。

融商品：(i) 現金またはその他の金融資産を他の企業に引き渡す義務、または(ii) 発行体にとって潜在的に不利な条件で他の企業と金融資産または金融負債を交換する義務、(b) 金融商品が発行体自身の資本性金融商品で決済されるであろう、または決済されるかもしれない場合：(i) 可変数の資本性金融商品を引き渡す契約上の義務を含まない非デリバティブ、または(ii) 固定額の現金またはその他の金融資産と固定数の資本性金融商品を交換することによってのみ決済されるデリバティブとされている (para. 16)。

¹⁴ IASBより2018年に公表された討議資料『資本の特徴を有する金融商品』では、「fixed for fixed condition」と称されている。

¹⁵ 転換社債については、通常、その契約当初において、発行される株式数があらかじめ定められており、また社債保有者が将来受領すると考えられる社債額面（固定された元本）は、オプション行使の際に支払われる固定された対価とみなすことができる。また、ストックオプションについても、契約当初において、（そのすべてが権利確定するとは限らないが）発行される株式数があらかじめ定められており、さらに一定の権利行使価格と権利確定期間に従業員によって提供される労働サービスとともに、オプション行使の際に支払われる固定された対価とみなすことができる。

4 小括

現行の企業会計として、ASBJ、FASB、IASBのそれぞれにおける貸方区分の考え方についての概観をふまえて、それら貸方区分の分類の基準を示すと、下記の図表 8-1 のようになる。

図表 8-1 現行の貸方区分における分類の基準

	負債項目の分類の基準	資本項目の分類の基準
ASBJ における 貸方区分	ASBJ 討議資料 (2006a) 資産の犠牲が伴う義務を有していること	ASBJ 討議資料 (2006a) 資産から負債を差し引いた差額である純資産のうち、株主に帰属する部分 (株主資本)
	会計基準第 5 号 同上	会計基準第 5 号 同上 ※会社法において、株式の発行が行われると、株主資本の内訳項目である資本金および資本準備金を増加させる規定が設けられている。
FASB における 貸方区分	FASB 概念フレームワーク 資産の犠牲が伴う義務を有していること	FASB 概念フレームワーク 資産から負債を控除したあとの残余持分
	SFAS 150 (ASC Topic 480) ・強制償還条項 ・自己株式の買戻義務 ・可変数の株式の発行をもって決済される義務 (その義務の価値が固定されているもの、または義務の価値が変動する場合は、株式の公正価値の変動と無関係または逆方向の関係にあるもの) など	SFAS 150 (ASC Topic 480) 発行金融商品のうち、負債に含まれる発行金融商品以外のもの (残余持分)
IASB における 貸方区分	IASB 概念フレームワーク 資産を移転させる義務を有していること	IASB 概念フレームワーク 資産から負債を控除したあとの残余持分
	IAS 32 ・現金またはその他の金融資産を引き渡す義務を有していること ・可変数の自社株式を引き渡す義務 (たとえば、その義務の金額が、固定されているものや株式の市場価格以外の変数にもとづいて変動するもの) など	IAS 32 ・現金またはその他の金融資産を引き渡す義務を有していないこと ・固定された対価と、固定数の自社株式の交換によって決済される義務 (fixed for fixed condition) など

以上、これら 3 つの現行区分の考え方およびそれらにおける分類の基準についての概観

から、次の諸点を指摘することができる。

第1に、これら3つの現行区分の考え方に共通することとして、各々の概念フレームワークにおける負債の概念が資産の犠牲を伴う義務や、資産を流出させるまたは引き渡す義務として定められていることがあげられる。一方、概念フレームワークにみられる差異として、ASBJ 討議資料（2006a）においては、資産と負債の差額である純資産の内訳において資本の概念が積極的に定められているのに対して、現行の FASB 概念フレームワークおよび IASB 概念フレームワークにおいては、資本の概念が資産と負債の差額すなわち残余持分として消極的に定められている¹⁶。

第2に、FASB における貸方区分と IASB における貸方区分においては、自社株式を発行する義務に関する詳細な分類の基準が個別の会計基準である SFAS 150 および IAS 32 のもとで定められているのに対して、ASBJ における貸方区分においては、分類の基準が個別の会計基準のもとで定められていないという点を指摘することができる¹⁷。

第3に、FASB における貸方区分と IASB における貸方区分においては、自社株式を発行する義務のうち、負債に含められる発行金融商品を識別する方法に類似する点がみられる。たとえば、両者において、自社株式を発行する義務のうち、可変数の自社株式を発行する義務で、その義務額が固定されているもの、あるいはその義務額が変動する場合、発行企業の株式の市場価格と同一方向に変動しないものを負債区分に分類する考え方がみられる。また、これらの考え方からは、FASB における貸方区分と IASB における貸方区分において、形式的には株式で決済される株式オプションであっても、負債区分に分類されるものが存在するという点を指摘することができる。

第4に、FASB における貸方区分においては、ある発行金融商品を資本区分に分類する基準として、負債区分に分類される発行金融商品でない、すなわち残余持分としての性格を有しているということが用いられているのに対して、IASB における貸方区分では、残余持分の考え方に加えて、「fixed for fixed condition」を満たすことが、ある発行金融商品を資本区分に分類する積極的な考え方であるとされている。

次節では、これらの概観にもとづいて、現行の貸方区分における利益帰属者の範囲を検討する。さらに、現行の貸方区分が、利益帰属者の範囲という視点から、第6章で検討した貸方区分モデルのうち、どれに割り当てられるかを検討する。

¹⁶ もっとも、ASBJ 討議資料（2006a）において、資産と負債の差額概念である純資産は、包括利益を計算するための尺度として捉えられており、株主資本と同様、利益計算の基礎としての役割を果たしている側面も有している。

¹⁷ 日本において、自社株式を発行する義務を含む発行金融商品が欧米に比べてそれほど用いられていないという現状が起因していると思われる。

第3節 現行の貸方区分における利益帰属者の範囲と利益計算の仕組み

本節では、ASBJ、FASB、およびIASBにおける貸方区分において、資本（区分）にどのような資金提供者の持分が含まれているのかを検討することにより、それら貸方区分で想定されている利益帰属者の範囲を推定する。さらに、各々の貸方区分が、利益帰属者の範囲という点で、第6章で検討した貸方区分モデルのうち、どの区分モデルに割り当てられるかを検討する。現行の貸方区分の考え方のもとで、どのような利益帰属者の視点から利益計算が体系化されているかを把握することができ、現行の利益計算の仕組みに関する特徴を明らかにすることができると思われる。ただしここでは、認識基準および測定基準に関する問題を検討対象から除くこととする。

1 現行の貸方区分における利益帰属者の範囲

(1) ASBJにおける貸方区分のもとでの利益帰属者の範囲

前節で述べたように、ASBJにおける貸方区分においては、ASBJ 討議資料（2006a）および会計基準第5号にもとづいて、資本の概念が株主に帰属する持分に限定して捉えられている。資本の概念が株主に帰属する持分に限定されているということは、株主以外の資金提供者に帰属する持分が資本項目以外の貸方項目として捉えられ、当該持分に関連する利息の支払いや決済差額のすべてが、株主に帰属する利益を計算するための要素として取り扱われることになる。つまり、この貸方区分のもとでは、利益帰属者の範囲が株主に限定されており、彼らの利益を計算することを目的とした利益計算の仕組みが構想されていると考えられる。

(2) FASBにおける貸方区分のもとでの利益帰属者の範囲

FASBにおける貸方区分においては、FASB 概念フレームワークにもとづいて、負債が資産の犠牲を伴う義務として捉えられており、資本には残余持分としての株主の持分が想定されている。また、SFAS 150（ASC 480）においては、可変数の自社株式をもって決済される義務のうち、その義務額が自社株式の市場価格と同一方向に変動しないものについては、負債項目として取り扱われることが定められている。したがって、株式オプションのうち、プットオプションは、FASB 概念フレームワークとSFAS 150（ASC 480）における負債の定義にもとづいて、その決済手段が現金か自社株式かを問わず負債項目として取り扱われることになる。また、コールオプションについては、その義務額が自社株式の市場価格と同一方向に変動するが、純額現金決済されるものは、FASB 概念フレームワークに

おける負債の定義を満たすため、負債項目として取り扱われる。株式決済されるコールオプションは、FASB 概念フレームワークにおいても、また SFAS 150 (ASC 480) においても負債の定義を満たさないため、資本項目として取り扱われることになる。貸方区分におけるこのようなプットオプションおよびコールオプション（以下、両者をあわせて株式オプションと称する）の取扱いは、下記の図表 8-2 のように示すことができる。ここでは、単一の決済手段（純額現金決済、純額株式決済および現物決済）を前提とする株式オプションの貸方区分を示している¹⁸。

図表 8-2 FASB における貸方区分のもとでの株式オプションの取扱い

	純額現金決済	純額株式決済	現物決済
プットオプション	負債	負債	負債
コールオプション	負債	資本	資本

したがって、FASB における貸方区分のもとでは、FASB 概念フレームワークと SFAS 150 (ASC 480) にもとづいて、資本の概念が、株主と、純額株式決済および現物決済されるコールオプション、すなわち株式で決済されるコールオプションの所有者に帰属する持分から構成されることになる。そして、株主と株式決済コールオプション所有者以外の資金提供者に帰属する持分は、負債項目として捉えられ、それらに関する決済差額などはすべて、株主と株式決済コールオプションの所有者にまとまって帰属する利益を計算するための要素として取り扱われることになる。つまり、FASB における貸方区分のもとでは、株主に加えて、株式決済コールオプションの所有者が利益帰属者の範囲に含められ、彼らの利益を計算することを目的とした利益計算の仕組みが構想されていると考えられる。

¹⁸ ただし、コールオプションについては、契約が純額現金決済を要求する場合にはそれを負債区分し、株式決済を要求する場合にはそれを資本区分するという原則的な考え方 (ASC para. 815-40-25-1) のもと、決済手段が複数認められている場合、その決済手段を選択する権利が企業側にあるかオプション所有者側にあるかによって、当該コールオプションの貸方区分における分類が異なってくる。また、企業側またはオプション所有者側にどのような決済手段が選択肢として認められているかによっても異なってくる (EITF 00-19 para. 39; ASC para. 815-40-55-13)。なお、オプション所有者に純額現金決済と株式決済の選択肢が与えられている場合には、当該オプション所有者は純額現金決済を選択するものとみなされており、企業に純額現金決済と株式決済の選択肢が与えられている場合には、当該企業は株式決済を選択するものとみなされている (EITF 00-19 para.7; ASC para. 815-40-25-2)。一方、プットオプションについては、企業側およびオプション所有者側に決済手段を選択する権利が与えられていたとしても、すべてのプットオプションが負債項目として取り扱われることが定められている (EITF 00-19 paras. 72 and 77; ASC para. 480-10-55-63)。

(3) IASBにおける貸方区分のもとでの利益帰属者の範囲

IASBにおける貸方区分においては、IASB 概念フレームワークにもとづいて、負債が資産を流出させる義務として捉えられており、資本には残余持分としての株主の持分が想定されている。また、IAS 32のもとでは、可変数の自社株式をもって決済される義務のうち、たとえばその義務額が自社株式の市場価格以外の変数にもとづいて変動するものについては、負債項目として取り扱われることが定められている。さらに、「fixed for fixed condition」を満たすような自社株式を引き渡す義務については、資本項目として取り扱われることが定められている。「fixed for fixed condition」を満たすような自社株式を引き渡す義務とは、契約締結時において取り決められたプレミアムおよび行使価格の合計額(固定された対価)と固定数の自社株式とが権利行使によって交換されるような現物決済の株式オプションを指している。義務の金額が自社株式の市場価格と反対方向に変動するプットオプションであっても、現物決済されるものであれば、資本項目として取り扱われることになる。IASBにおける貸方区分にみるこのような株式オプションの取扱いは、下記の図表 8-3 のように示すことができる¹⁹。ここでは単一の決済手段を前提とする株式オプションの貸方区分を示している。

図表 8-3 IASBにおける貸方区分のもとでの株式オプションの取扱い

	純額現金決済	純額株式決済	現物決済
プットオプション	負債	負債	資本
コールオプション	負債	負債	資本

したがって、IASBにおける貸方区分のもとでは、IASB 概念フレームワークと IAS 32にもとづいて、資本の概念が、株主と現物決済される株式オプションの保有者に帰属する持分から構成されることになる。そして、株主と現物決済される株式オプションの保有者以外の資金提供者に帰属する持分は、負債項目として捉えられ、それらに関する決済差額などはすべて、株主と現物決済される株式オプションの保有者にまとめて帰属する利益

¹⁹ ただし、国際会計基準においては、一方の当事者に株式オプション（コールオプションおよびプットオプション）の決済手段として純額現金決済の選択肢や、現金と株式を交換する選択肢が認められている場合、すべての決済方法の選択肢によって当該契約が資本性金融商品となる場合を除き、そのような株式オプションは資産項目および負債項目として取り扱われることが定められている（IAS 32 para. 26）。

を計算するための要素として取り扱われることになる。つまり、このような貸方区分のもとでは、株主に加えて、現物決済される株式オプション保有者が利益帰属者の範囲に含まれ、彼らの利益を計算することを目的とした利益計算の仕組みが構想されていると考えられる。

(4) 小括

以上の検討から、利益計算を行う立場としての利益帰属者の範囲には、ASBJにおける貸方区分のもとでは株主が、FASBにおける貸方区分のもとでは株主および株式決済されるコールオプションの保有者が、IASBにおける貸方区分のもとでは株主および現物決済される株式オプションの保有者が想定されていると考えられる。下記の図表 8-4 は、それら現行の貸方区分における利益帰属者の範囲を示したものである。

図表 8-4 現行の貸方区分における利益帰属者の範囲

	利益帰属者の範囲
ASBJにおける貸方区分	株 主
FASBにおける貸方区分	株主・株式決済のコールオプションの保有者
IASBにおける貸方区分	株主・現物決済の株式オプションの保有者

次に、現行の貸方区分が、利益帰属者の範囲という点で、第 6 章で検討した貸方区分モデルのうち、どの区分モデルに割り当てられるかを検討する。

2 基本類型としての貸方区分モデルのもとで示される現行の貸方区分の特徴

第 6 章で検討した、貸方区分モデルにおける利益帰属者の範囲と利益計算の目的を示すと下記の図表 8-5 のようになる。

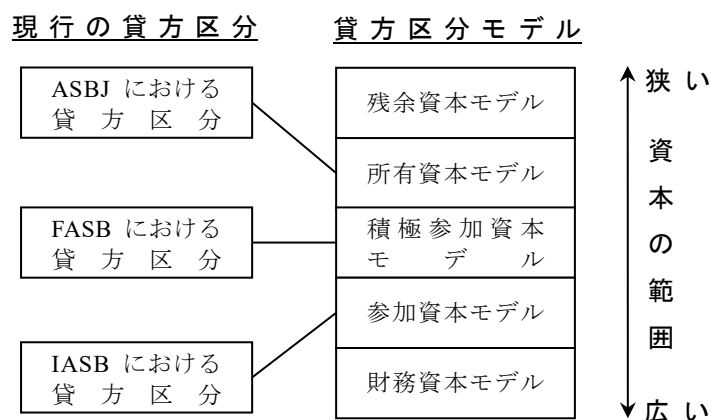
図表 8-5 貸方区分モデルにおける利益帰属者の範囲と利益計算の目的

	利益帰属者の範囲	利益計算の目的
①残余資本モデル	普通株主	普通株主に帰属する利益の計算
②所有資本モデル	普通株主 優先株主	株主に帰属する利益の計算
③積極参加資本モデル	株主と コールオプション保有者	株主とコールオプション保有者に帰属する利益の計算
④参加資本モデル	株主と 株式オプション保有者	株主と株式オプション保有者に帰属する利益の計算
⑤財務資本モデル	すべての資金提供者	すべての資金提供者に帰属する利益の計算

これら貸方区分モデルは、5つの基本的な発行金融商品（普通株式、優先株式、自社株式を対象とした売建てコールオプション、自社株式を対象とした売建てプットオプション、および社債）にもとづいて抽出したものである。貸方区分モデルは、決済手段の相違（株式か現金か）などにもとづく詳細な分類の基準に依拠していないものの、企業会計が採用しうる貸方区分とそれにもとづく利益計算の仕組みについて基本的な類型を提示している。

このような貸方区分モデルに対して、資本の範囲、ひいては利益計算の立場としての利益帰属者の範囲という点から、前節において概観した現行の貸方区分の考え方を割り当ててみると、下記の図表 8-6 のように示すことができる。

図表 8-6 現行の貸方区分と貸方区分モデル



まず、ASBJ における貸方区分については、資本の概念が株主の持分に限定して捉えられており、利益帰属者の範囲が株主に限定されている。このことから、ASBJ における貸方区分は、所有資本モデルの範疇に含まれる貸方区分と利益計算の仕組みを有しているという特徴を指摘することができる。ついで、FASB における貸方区分については、資本の概念が株主の持分と株式決済されるコールオプションの所有者の持分から構成されており、株主に加えて株式決済されるコールオプションの所有者が利益帰属者の範囲に含まれている。このことから、FASB における貸方区分は、積極参加資本モデルの範疇に含まれる貸方区分と利益計算の仕組みを有していると捉えることができる。さらに、IASB における貸方区分については、資本の概念が株主の持分と現物決済される株式オプション（コールオプションとプットオプション）の所有者の持分から構成されており、利益帰属者の範囲には、株主と現物決済される株式オプションの所有者が想定されている。このことから、IASB における貸方区分は、参加資本モデルの範疇に含まれる貸方区分と利益計算の仕組みを有していると捉えることができる²⁰。

²⁰ ここでは、現行の企業会計における貸方区分について、それぞれに近似する貸方区分モデルを割り当てたが、それらの対応は完全に一致するものではなく、ある一定程度の差異を含んでいる。その差異は、現行の貸方区分において株式オプションの決済手段（純額現金決済、純額株式決済、または現物決済）の相違がその貸方区分の分類に影響を及ぼしていることに起因している。本研究で抽出した貸方区分モデルにおいては、現金決済と株式決済とを経済的に同一の事象とみなしている。たとえば、積極参加資本モデルにおいて、コールオプションはその決済手段にかかわらず資本項目として扱われるが、FASB における貸方区分においては、現金決済されるコールオプションが負債項目として扱われ、株式決済されるコールオプションが資本項目として取り扱われる。本節では、そのような差異をふまえつつ、貸方区分モデルという典型的なモデルケースに対して現行区分を割り当てることを行ったが、このことは、現行区分およびそれにもとづいて成立する利益計算の仕組みについてのおおまかな特徴を把握するために有益であると考えられる。

とりわけ資本に含まれる資金提供者の持分の種類に注目すると、IASB における貸方区分のもとでは、(現物決済に限定されているが) コールオプションのみならずプットオプションも含まれており、このことから、IASB における貸方区分では、FASB における貸方区分と ASBJ における貸方区分に比べて、資本に含まれる持分の種類が多い、すなわち資本の範囲が広いという点を指摘することができる。また、ASBJ における貸方区分では、資本に含まれる持分の種類が株主の持分に限定されていることから、資本の範囲が最も狭いという点を指摘することができる。

本節では、現行の貸方区分における利益帰属者の範囲について、どのような資金提供者が含まれるかという視点から検討を行った。また、貸方区分モデルに対して現行の貸方区分の考え方を割り当てることで、利益計算の仕組みとしてどのような区分モデルの範疇に含まれるかを示した。

第4節 現行の会計基準における株式オプションの会計処理

本節では、まず現行の日本会計基準、米国会計基準、および国際会計基準における株式オプションの会計処理を概観し、そのうえで、それら会計処理の特徴について検討を行う。本節において分析対象となる株式オプションには、単一決済手段としての純額現金決済、純額株式決済、および現物決済のものを想定するが、具体的な会計処理の検討にあたっては、下記の図表 8-7 で示すような現物決済される株式オプションの設例 8-1²¹を前提にする。

²¹ この設例 8-1 で示す現物決済コールオプションの取引例は、前章の設例 7-1 で示したコールオプションの取引例に一部失効の発生を加えたものである。また、設例 8-1 で示す現物決済プットオプションの取引例も、前章の設例 7-1 で示したプットオプションの取引例における決済手段を純額株式決済から現物決済へと変更し、さらに一部失効の発生を加えたものである。

図表 8-7 設例 8-1：自社株式を対象とした株式オプション（現物決済）

	第 0 年度期首	第 0 年度期末	第 1 年度期末
現物決済 コールオプション	普通株式を 1 株当たり 510 円で 1,000 株購入することができるコールオプションを 8 単位、1 単位当たり 4.5 万円で発行した。	コールオプションの時価は、1 単位当たり 3 万円であった。	コールオプション 6 単位が権利行使され、残りの 2 単位が失効した（株価 560 円）。なお、コールオプションの時価は、1 単位当たり 5 万円であった。
現物決済 プットオプション	普通株式を 1 株当たり 570 円で 1,000 株売却することができるプットオプションを 12 単位、1 単位当たり 2.5 万円で発行した。	プットオプションの時価は、1 単位当たり 5 万円であった。	プットオプション 5 単位が権利行使され、残りの 7 単位が失効した（株価 560 円）。なお、プットオプションの時価は、1 単位当たり 1 万円であった。

*なお、この設例における第 0 年度期首の普通株式の時価は、1 株当たり 550 円とする。

1 現行の会計基準における株式オプションの会計処理

(1) 日本会計基準における株式オプションの会計処理

前節で述べたように、日本会計基準においては、株式オプションに関する詳細な会計処理が示されていない。ここでは、ASBJ 討議資料（2006a）や純資産の部の表示を定めた会計基準第 5 号、さらには現物決済コールオプションに該当する新株予約権の取扱いを定めた会計ルールにもとづいて、日本における株式オプションの会計処理を検討する。

日本会計基準のもとでの貸方における発行金融商品の分類の考え方は、前節で述べたように ASBJ 討議資料（2006a）にもとづいている。ASBJ 討議資料（2006a）のもとでは、株式オプションのうち、プットオプションについては、純額現金決済および現物決済されるものが負債区分に含められ、純額株式決済されるものが株主資本以外の純資産区分に含められると考えられる。コールオプションについては、純額現金決済されるものが負債区分に含められ、純額株式決済および現物決済されるものが株主資本以外の純資産区分に含められると考えられる。これら株式オプションの貸方区分における取扱いは、下記の図表 8-8 のように示すことができる。

図表 8-8 日本会計基準における株式オプションの貸方区分

	純額現金決済	純額株式決済	現物決済
プットオプション	負債	株主資本以外の純資産	負債
コールオプション	負債	株主資本以外の純資産	株主資本以外の純資産

純額現金決済される株式オプション（プットオプションとコールオプション）および現物決済されるプットオプションについては、それらがデリバティブ取引により生じる債務の性質を有していると考えられるため、当初測定以後の会計処理として、毎決算時に時価による評価替えが行われ、決済時には、その時点の時価をもって取り崩されることが想定される。また、それら株式オプションが失効した場合には、当該時点における時価が損益に算入されることになると考えられる。

他方、株式の発行をもって決済される株式オプション²²、とくに現物決済コールオプションについては、現行の日本会計基準における新株予約権やストックオプションの会計処理²³を概観する限り、次のような会計処理が採用されている。すなわち、当該株式オプションは、その発行当初において、時価または公正価値（以下、単に時価とする）によって測定され、その後、時価変動が生じても評価替えは行われず、とされている。このような考え方にもとづいて、先に示した**設例 8-1**の仕訳を示すと、下記の**図表 8-9**のようになる。

²² 純額株式決済プットオプションは、自社株式で決済される義務であることから、ASBJ 討議資料（2006a）における負債の定義を満たしていない。このことから、日本会計基準において、当該株式オプションは株主資本以外の純資産区分に含まれる発行金融商品であると捉えることができる。一方、デリバティブの定義を満たすという立場を強調すれば、それを負債区分に分類する考え方も成立しうる。ここでは ASBJ 討議資料（2006a）における負債の定義にもとづいて、当該株式オプションを株主資本以外の純資産区分に含める見方に依拠する。

²³ 新株予約権の会計処理については、企業会計基準第 10 号『金融商品に関する会計基準』および企業会計基準適用指針第 17 号『払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理』を参考にしている。また、ストックオプションたる新株予約権の会計処理については、企業会計基準第 8 号『ストック・オプション等に関する会計基準』を参考にしている。

図表 8-9 日本会計基準における現物決済コールオプションの会計処理

(単位：万円)

第0年度 期首	(借)	現	金	36	(貸)	新株予約権 ²⁴ —純資産—	36
第0年度 期末	仕訳なし						
第1年度 期末	(借)	現	金	306	(貸)	普通株式 ²⁵ —株主資本—	333
		新株予約 —純資産—	権	27			
	(借)	新株予約 —純資産—	権	9	(貸)	新株予約権戻入益	9

この仕訳が示すように、日本会計基準において、現物決済コールオプション（新株予約権）の帳簿価額は、発行時に企業に支払われたプレミアム 36 万円のまま維持され、決済された分については、そのプレミアムに相当する帳簿価額 27 万円が権利行使価格 306 万円とともに普通株式に振り替えられることになる。また、失効した分については、帳簿価額 9 万円が新株予約権戻入益として損益に算入されることになる。要するに、日本会計基準において、現物決済コールオプションは、未確定項目として純資産区分に含められており、それが権利行使された際には普通株式（払込資本）に振り替えられ、また失効した際には損益として処理されることになる。このような処理方法は、日本会計基準の特徴としてあげられるが、権利行使または失効という事象が生じるまでは現物決済コールオプションを未確定項目として扱い、それらの事象が生じた時点で、当該コールオプションのてん末を記録しようとするものであろう。

(2) 米国会計基準における株式オプションの会計処理

前節で述べたように、米国会計基準においては、現金で決済される株式オプションのみならず、たとえ決済手段が自社株式であっても所有関係が否定されるものであれば、当該株式オプションは負債区分に含められる。具体的に、プットオプションについては、純額現金決済、純額株式決済、および現物決済のいずれの決済手段であっても、そのすべてが負債区分に含められることになる。また、コールオプションについては、純額現金決済さ

²⁴ ここでは日本会計基準にしたがって新株予約権という勘定科目を用いている。

²⁵ 厳密には資本金という勘定科目を用いるが、ここでは説明の便宜上、普通株式という勘定科目を用いている。

れるもののみが負債区分に含められ、純額株式決済および現物決済されるものについては、資本区分に含められることになる。下記の**図表 8-10**は、米国会計基準におけるこのような株式オプションの貸方区分を示したものである。

図表 8-10 米国会計基準における株式オプションの貸方区分

	純額現金決済	純額株式決済	現物決済
プットオプション	負債	負債	負債
コールオプション	負債	資本	資本

負債区分に分類される株式オプションについては、その発行時に時価で測定され、当初測定以後、時価変動が生じた場合には時価による評価替えが行われる。そして、その評価差額が損益に算入されることになる。また、それら株式オプションが失効した場合には、時価に相当する帳簿価額が損益として処理される。他方、資本区分に分類される株式オプション、すなわち自社株式で決済されるコールオプションについては、時価で当初測定された後に、時価変動が生じても評価替えされることなく、決済された際には、当初現金受入額で取り崩されることになる。また、当該コールオプションがたとえ失効したとしても、当初現金受入額のまま維持されることになる。先に示した現物決済コールオプションの**設例 8-1**にもとづいて仕訳を示すと、下記の**図表 8-11**のようになる²⁶。

²⁶ ここでの現物決済コールオプションに関する会計処理は、2004年にFASBによって公表された、ストックオプションの会計処理を定めるSFAS 123の改訂版を参考にしている。SFAS 123改訂版の規定内容は、主にASC Topic 718に引き継がれている。また、EITF 00-19の規定内容を引き継ぐASC Topic 815も参考にしている。

図表 8-11 米国会計基準における現物決済コールオプションの会計処理

(単位：万円)

第0年度 期首	(借)	現	金	36	(貸)	コールオプション —資本—	36
第0年度 期末	仕訳なし						
第1年度 期末	(借)	現	金	306	(貸)	普 通 株 式 —資本—	333
		コールオプション —資本—		27			

つまり、米国会計基準において、現物決済コールオプションは確定した資本項目とみなされており、決済された分については、プレミアムに相当する帳簿価額 27 万円が権利行使価格 306 万円とともに普通株式に振り替えられ、失効した分については、帳簿価額 9 万円が資本区分内で維持されることになる。米国会計基準における現物決済コールオプションの会計処理の特徴としては、当該コールオプションがその発行当初から株式と同一視されて処理されているという点を指摘することができる。すなわち、米国会計基準において、現物決済コールオプションは、あくまで勘定科目のうえでは株式と識別される発行金融商品として捉えられているが、株式を発行する前段階のもの、すなわち株式払込金の一部とみなされている。また、当該コールオプションが会社機関のもつ一種の種類株式として発行されたものとして捉えられているという説明も加えることができる。

(3) 国際会計基準における株式オプションの会計処理

前節で述べたように、国際会計基準においては、株式オプションのうち、決済手段が株式であっても「fixed for fixed condition」を満たさないものであれば、当該株式オプションは負債区分に分類される。また、たとえ現金で決済されるものであっても、「fixed for fixed condition」を満たさなければ当該株式オプションは資本区分に分類されることになる。国際会計基準における株式オプションの貸方区分を示すと、下記の図表 8-12 のように示すことができる。

図表 8-12 国際会計基準における株式オプションの貸方区分

	純額現金決済	純額株式決済	現物決済
プットオプション	負債	負債	資本
コールオプション	負債	負債	資本

国際会計基準において、負債区分に分類される株式オプションについては時価で当初測定され、その後、時価変動が生じた際には評価替えが行われる。そして当該評価差額は損益に算入されることになる。また、それら株式オプションが失効した場合には、時価に相当する帳簿価額が損益として処理されることになる。他方、資本区分される株式オプションについては、時価による当初測定が行われ、その後、時価変動が生じても評価替えされることはない。具体的に、資本区分に分類される株式オプションのうち、現物決済コールオプションについては、決済時点において、そのプレミアムが権利行使価格とともに株式に振り替えられ、現物決済プットオプションについてはプレミアムが資本区分内で維持される処理が考えられる。また、失効した場合には、両株式オプションとも、そのプレミアムが資本区分内で維持されることとなる。国際会計基準における現物決済コールオプションの会計処理は、米国会計基準におけるそれと同様と考えられるため、ここでは、現物決済プットオプションの会計処理を取り上げることにする。

国際会計基準においては、現物決済プットオプションが発行された際、それが将来において行使されたときにオプション保有者に支払われる償還金額（権利行使価格に株式数を乗じた金額）の現在価値を株式償還義務（負債）として計上することが定められている²⁷。先に示したプットオプションの設例 8-1 において、株式償還金額の現在価値を 660 万円（プットされる株式数 12,000 × 権利行使価格の現在価値 550 円）とした場合、その会計処理は下記の図表 8-13 のようになる²⁸。

²⁷ 株式オプションは権利行使されなければ失効するので、株式の償還も未確定な事象として捉えることができる。しかし、国際会計基準では、オプション発行時点で資本を減少させたうえで負債を計上するような会計処理が定められている。このような会計処理が行われる理由は、株式オプションが権利行使されるかどうかは未確定であるが、当該株式オプションの発行により、発行企業は償還金額の全額を支払う義務を有しているという考え方が採用されているためである（IAS 32 para. BC12）。つまり、現物決済プットオプションについては、先渡契約のような会計処理が定められている。

²⁸ ここでの会計処理は、IAS 32 (para. IE30) および Ernst&Young (2009, p. 2319) を参考にしている。権利行使の際に引き渡される償還金額 684 万円とオプション発行時点における当該償還金額の現在価値 660 万円の差額である 24 万円は償却原価法（定額法）により利子費用とし

図表 8-13 国際会計基準における現物決済プットオプションの会計処理

(単位：万円)

第0年度 期首	(借) 現金 30 (貸) プットオプション —資本— 30
	(借) 普通株式 ²⁹ —資本— 660 (貸) 株式償還義務 —負債— 660
第0年度 期末	(借) 利子費用 12 (貸) 株式償還義務 —負債— 12
第1年度 期末	(借) 利子費用 12 (貸) 株式償還義務 —負債— 12
	(借) 株式償還義務 —負債— 684 (貸) 現金 285 普通株式 ³⁰ —資本— 399

この仕訳が示すように、現物決済プットオプションの発行は、資本を減少させて株式償還義務を生じさせるものである。当該プットオプションは、権利行使されても、またたとえ失効したとしても、当初払い込まれたプレミアムのまま資本区分内で維持されることになる。つまり、当該プットオプションは、その発行当初から確定した資本項目として捉えられており、権利行使されても失効しても、株式と同様にその発行以後、何らの処理も加えられないことになる。株式オプションをその発行当初から株式と同一視するような考え方は、先に示したような米国会計基準のもとで資本区分される株式オプションの会計処理にもみられた。第0年度期末と第1年度期末では、株式償還金額の額面と発行当初の現在価値との差額である24万円が償却原価法（定額法）で利子費用として配分され、さらに第1年度期末では、権利行使された部分の償還金額の額面が現金で支払われ、権利不行使となった部分は再び普通株式に振り替えられることになる。

て配分している。

²⁹ IAS 32 (para. IE30) で示される仕訳例では、現物決済プットオプションと普通株式とが厳密に識別されているわけではない。当該プットオプションと普通株式は、単に資本項目として示されているのみである。したがって、当該仕訳例において、現物決済プットオプションをその発行当初における資本の減少分と相殺させるという解釈も可能である。本節で示す仕訳は、現物決済プットオプションがその発行当初における資本減少分に含まれるのではなく、資本区分内で個別に維持されるという処理を想定している。

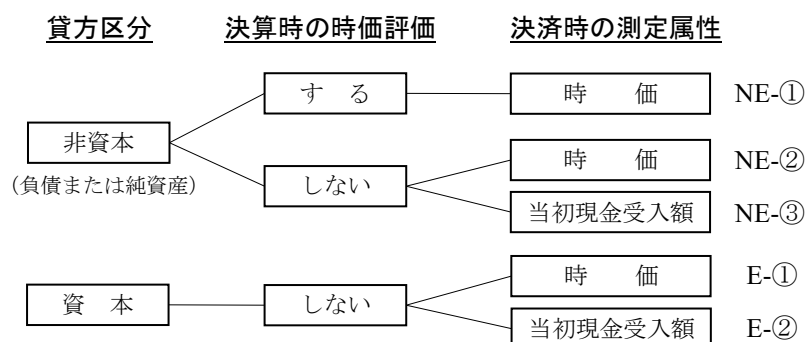
³⁰ 現物決済プットオプションの失効分に関連する株式償還義務は、資本に振り替えられる (IAS32 para. 23)。

2 株式オプションに関する会計処理の特徴

本節ではこれまで、日本会計基準、米国会計基準、および国際会計基準における株式オプションに関する会計処理を概観してきた。ここではそれらの会計処理の特徴を検討する。まず、これまで概観してきた各々の会計基準における会計処理を、株式オプションの貸方区分や決済時点において選択されている測定属性の観点から整理してみる。

下記の図表 8-14 は、現行の会計基準にみる株式オプションに関する会計処理の基礎的なパターンである。この図表は、株式オプションを非資本区分（負債区分や非株主資本区分としての純資産区分）に分類するか資本区分に分類するかという貸方区分の視点³¹のみならず、決算に際して時価による評価替えを行うか否か、また決済時点においてどのような測定属性を選択するかという点も加味したうえで、会計処理の基礎的な類型を示している。

図表 8-14 現行の会計基準にみる株式オプションに関する会計処理の基礎的なパターン



³¹ ここでは日本会計基準を扱う関係から、貸借対照表の貸方区分として非資本および資本の2区分を想定している。

次に、本節で概観した現行の会計基準における株式オプションの会計処理の方法をこのパターンにもとづいて整理すると、下記の**図表 8-15**のように示すことができる。

図表 8-15 現行の会計基準における株式オプションの会計処理

		日本会計基準		米国会計基準		国際会計基準	
コール オプション	現物決済	純資産 (NE-③)	失効* 損益	資 本 (E-②)	—	資 本 (E-②)	—
	純額株式決済	純資産 (NE-③)	失効* 損益	資 本 (E-②)	—	負 債 (NE-①)	損益
	純額現金決済	負 債 (NE-①)	損益	負 債 (NE-①)	損益	負 債 (NE-①)	損益
プット オプション	現物決済	負 債 (NE-①)	損益	負 債 (NE-①)	損益	資 本 (E-②)	—
	純額株式決済	純資産 (NE-③)	失効* 損益	負 債 (NE-①)	損益	負 債 (NE-①)	損益
	純額現金決済	負 債 (NE-①)	損益	負 債 (NE-①)	損益	負 債 (NE-①)	損益

*株式オプションの失効により損益が生じる場合のみ「失効損益」と表記している。「損益」は、決済の際に生じる損益を意味する。

図表 8-15 は、各々の会計基準において、株式オプションの決済方法ごとにその貸方区分と決済時点において採用される測定属性（図表 8-14 を参照）、さらには決済や失効の際に損益が生じるかという点を示している。以下では、図表 8-15 にもとづいて株式オプションに関する会計処理を相対的に捉えることにより、株式オプションの決済時点における測定属性に注目して、各々の会計基準における会計処理の特徴や問題点を指摘する。

(1) 測定属性の選択にみられる株式と非株式の識別

図表 8-15 において示されるように、各々の会計基準において、株式オプションの貸方区分は、決済方法の相違にもとづいて異なって定められているものの、決済された場合の測定属性に注目してみると、負債区分に分類される株式オプション（株式決済されるものも含む）については時価（NE-①）が用いられているのに対して、純資産区分および資本区分される株式オプション（図表の網掛け部分）については、当初現金受入額（NE-③およびE-②）が用いられている。つまり、前者については、時価がその取り崩しの金額として捉えられており、当該金額に相当する現金の引渡しまたは株式の発行が行われていると捉えられているのに対して、後者については、その当初現金受入額がそのまま株式発行の払

込金額として扱われている。このような決済時点の測定属性の差異からは、まず米国会計基準および国際会計基準について、次のような共通点があげられる。すなわち、両会計基準において、たとえば現物決済されるコールオプションは資本区分に含められるが、それがあたかもその発行当初から株式とみなされて会計処理されているという点を指摘することができる³²。この点は、決済時点において、株式オプションが当初現金受入額で取り崩され、当該金額が株式に振り替えられる処理によって強調される。日本会計基準において、当該コールオプションは負債でも資本でもない未確定な純資産項目としてみなされているので、米国会計基準および国際会計基準とは異なった見方が採用されている。もっとも、日本会計基準における当該コールオプションの場合においても、決済の際にその当初現金受入額が株式に振り替えられていることから、決済が行われた結果として、事後的に当該株式オプションが株式とみなされて会計処理されているという説明を加えることができる。

(2) 株式と非株式の識別にもとづく利益計算の仕組み

前節において指摘したが、FASBにおける貸方区分およびIASBにおける貸方区分のもとで想定される利益帰属者の範囲には、株主に加えて、株式オプションの保有者が含まれている。このことは、米国会計基準および国際会計基準において、株主のみならず株式オプションの保有者を含めた複合的な立場から利益計算の仕組みが構想されているということを示している。しかしながら、両会計基準において、資本区分に分類される株式オプション（**図表 8-15**の米国会計基準および国際会計基準の網掛け部分）は、その発行当初から株式とみなされて処理されている。たとえ失効したとしてもその当初現金受入額が資本区分内で維持されることになる。つまり、**図表 8-15**で示されている米国会計基準および国際会計基準における会計処理の根底には、実質的に、株式オプションを広い意味での株式とみなせるものと、そうでないもの（非株式）とに識別するような見方³³が採用されていると思われる。株式オプションの会計問題が株式か非株式かという二元的な視点のもとで扱

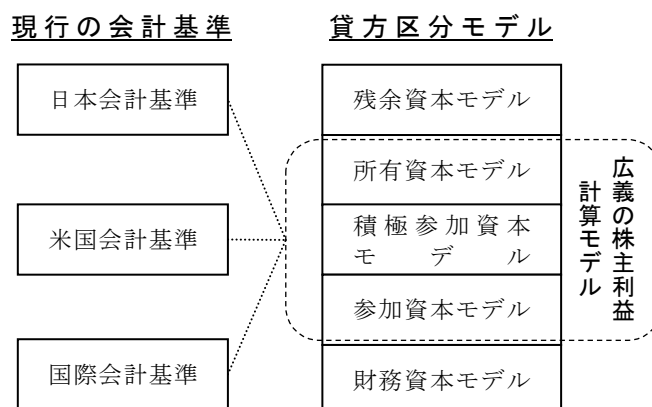
³² 上記で示したコールオプションの設例にもとづけば次のような説明が可能である。すなわち、現物決済にあたって、コールオプションの簿価と権利行使価格の合計額 333 万円だけ普通株式が増加することになるが、この場合、普通株式は第 1 年度期末時点の株価 560 円で発行されたものとして処理されておらず、（プレミアム 27 万円のうち本源的価値 24 万円（1 株当たり本源的価値 40 円×6,000 株）を上回る部分に相当する 3 万円を無視すれば）第 0 年度期首におけるコールオプション発行時点の株価 550 円で発行されたものとして処理されているとみなすことができる。つまり、現物決済された時点の普通株式（6,000 株）の増加額 333 万円のうち、発行当初の本源的価値を上回る 3 万円を除いた 330 万円は、コールオプション発行時点における普通株式の時価 550 円にもとづいて測定されていると説明することができる。

³³ ただし、すでに述べたように、株式オプションに関する貸方区分の分類は、米国会計基準と国際会計基準とで必ずしも一致しているわけではない。

われていることに注目すると、米国会計基準および国際会計基準における利益計算の仕組みについては、次のような点を指摘することができる。すなわち、米国会計基準および国際会計基準においては結局のところ、各々の貸方区分の分類基準にもとづいて、分類対象となる株式オプションが株式として捉えられるか、非株式として捉えられるかで、それらの会計処理が定められているという点を指摘することができる。突き詰めていけば、両会計基準においては、資本区分される株式オプションの所有者が株主と同等と捉えられたうえで、広い意味での株主の観点から、利益計算の仕組みが構想されていると考えられる。

前節において、現行の貸方区分（ASBJにおける貸方区分、FASBにおける貸方区分、およびIASBにおける貸方区分）が、利益帰属者の範囲という点で、貸方区分モデルのうちどの区分モデルに割り当てられるかを前掲の図表 8-6 で示したが、ここで、現行の会計基準における株式オプションの貸方区分とその決済時において選択されている測定属性（負債区分に含まれるものは時価、純資産区分（非株主資本）・資本区分に含まれるものは当初現金受入額）にもとづいて、現行の会計基準（日本会計基準、米国会計基準、および国際会計基準）がどの区分モデルに割り当てられるかを改めて示すと下記の図表 8-16 のようになる。なお、ここでは、所有資本モデルから参加資本モデルまでの範囲を広義の株主利益を計算するモデルとして整理している。このまとまった範囲の計算モデルは、株式オプションの所有者を株主と同一視して、広い意味での株主という立場から利益計算を行おうとするものと解釈している。

図表 8-16 現行の会計基準と貸方区分モデル



日本会計基準においては、決済という事象が生じてはじめて株式オプションが株式とし

て処理されるのに対して、米国会計基準および国際会計基準においてはその発行当初から（決済の事前に）株式とみなされて処理されている。これら3つの会計基準に共通することは、細かな分類基準は異なるものの、株式か非株式かという二元的な視点のもとで株式オプションの会計処理が定められているという点があげられる。この点をふまえれば、日本会計基準、米国会計基準、および国際会計基準は、株主の持分で構成されるような資本（概念）を基礎にして、特定の株式オプション保有者の持分を含めて広義の株主の持分を構想し、それにもとづいて利益計算を行うようなモデルの範疇に含めて整理することができる。すなわち図表 8-16 で示すような、所有資本モデルから参加資本モデルまでの範囲から構成される一定の帰属利益計算のモデルに近似しているという特徴をあげることができる。要するに、ここであげた3つの会計基準は、株式の範囲をどのように捉えるかで株主という地位の解釈が異なっているが、結局は株主に帰属する利益をどのように考え、どのように計算するかという範疇に含まれる利益計算モデルとしての共通の特徴を有しているとみることができる。

(3) 株式オプションの性質をふまえた決済時点における測定属性の選択

株式オプションの会計処理を定めるには、株式オプションをどのような発行金融商品として捉えるかという根本的な見方が欠かせない。株式オプションの大きな特徴の1つとして、株式オプションの本源的価値は、対象となる株式の価値にもとづいて決定されるという点を指摘することができる。このことは、株式オプションの決済手段が現金であれ自社株式であれ、取引当事者間で最終的に授受される経済的な価値が、その契約当初においてあらかじめ決定されているのではなく、当該オプションの決済時点においてはじめて決定されるということを示している。また、株式オプションは、その決済手段が自社株式の場合、決済を経なければ株式の発行には至らずに失効してしまうという点も指摘される。つまり、株式オプションは、決済されるまでその価値が未確定なものであり、またそれが自社株式で決済されるものであれば、株式の発行に至るか否かという点も決済が行われるまでは未確定であるという性質を有している。自社株式で決済される株式オプションをオプション発行時点において株式とみなすという見方も可能であるが、すでに述べたような株式オプションの本来の性質に着目すれば、株式オプションは未確定な項目として、あくまで株式と識別される発行金融商品であると捉えることが妥当と思われる。

以下では、このような問題意識にもとづいて、日本会計基準、国際会計基準、および米国会計基準における株式オプションに関する会計処理を検討する。

日本会計基準において純資産区分（非株主資本）に分類される株式オプションの会計処理

すでに述べたように、日本会計基準において、現金で決済される株式オプションは負債区分に含められ、時価による評価替えが想定された。一方、自社株式で決済される株式オプションは、（非株主資本区分としての）純資産区分に含められ、時価変動が生じても評価替えは行われず、決済時点において当初払い込まれたプレミアムが株式に振り替えられることになる。とくに自社株式で決済される株式オプションに関するこのような処理においては、実際に決済が行われて株式が発行されるまで、当該株式オプションは失効のおそれもある未確定な項目とみなされている。このような処理は、(3)の冒頭で述べたような株式オプション本来の性質からすれば、合理的な処理方法であるといえる。

しかしながら、純資産区分に含められるような、自社株式で決済される株式オプションについては、株式の発行に関する認識のタイミングが当該株式オプションの決済時点に求められているものの、その決済時点における株式オプションの取崩しに関する測定属性に当初現金受入額が用いられている。このような会計処理は、すでに述べたように株式オプションを株式とみなして処理する方法に該当しており、そこでは、決済という事象が、株式オプションから株式へと単に科目の振替えを生じさせるきっかけでしかないと思われている。日本会計基準において、株式オプションが株式と識別されて純資産区分（非株主資本）に含められていることや、(3)の冒頭で述べたように株式オプションの最終的な価値は決済が行われるまで未確定であるという性質をふまえれば、決済時点の測定属性に時価が用いられる処理方法も十分に考えられる。

日本会計基準においては、資本区分に相当する株主資本に利益計算の基礎としての役割が与えられており、株主の利益を計算することが会計基準の体系において志向されている³⁴。株主の利益を計算するという観点からは、株式と識別されて純資産区分（非株主資本）に分類される発行金融商品の決済差額を損益として捉えることには一定の合理性があるように思われる。日本会計基準において、現物決済コールオプションの決済差額が認識の対象から除かれている大きな理由には、その決済手段が自社株式に限定されているというこ

³⁴ なお、ASBJ 討議資料（2006a）では、資産から負債を差し引いた差額である純資産を、包括利益を計算するための基礎として捉える見方も含まれている。この場合、包括利益は、株主や現物決済されるコールオプションの保有者などから構成される複合的な経済主体に帰属する利益であると説明することができる。このことは、現物決済コールオプションが、株式と同様に、包括利益を計算するための基礎である「資本」として捉えられていることを示唆していると思われる。

とがあげられる³⁵。自社株式を引き渡す義務は負債の定義に合致しないため、そのような義務の決済差額（たとえばオプションのプレミアムおよび権利行使価格の合計額と、決済時点のオプションの時価との差額）を損益に算入させることは、通常、懐疑的に捉えられる。しかしながら、決済手段が自社株式に限定されていたとしても、当該コールオプションがデリバティブ一般の性質を有しているという見方からすれば、そのような決済差額を損益に含める考え方にも合理性が見出せる。また、損益として積極的に扱えないのであれば、その他の包括利益として処理することも考えられる。さらに、決済手段としての自社株式と現金との代替性がオプション契約の範囲内で限定的に容認されているのであれば、当該決済差額を損益として処理することは、現行の日本会計基準においても十分に想定される。

米国会計基準において資本区分に分類される株式オプションの会計処理

米国会計基準において、現金で決済される株式オプションや、たとえ自社株式で決済される株式オプションであってもそれが所有関係を否定するものであれば、それら株式オプションは負債区分に分類される。負債区分に分類された株式オプションについては、当初測定以後、時価による評価替えが行われ、その評価差額が損益に算入される。(3)の冒頭で述べたような問題意識にもとづけば、このような会計処理は、未確定項目としての株式オプションの性質をふまえた合理的な処理方法であるとみなすことができる。株式オプションの決済によって生じる負担すべき義務の金額が、その決済時点において確定されているからである。

一方、決済手段に自社株式が用いられ、かつ所有関係を有する株式オプション、たとえば現物決済されるコールオプションは資本区分に含められることになるが、これについては、当初測定以後、時価変動が生じても評価替えは行われず、決済に際しては当初払い込まれたプレミアムが株式に振り替えられることになる。また、たとえ失効したとしても、当該プレミアムが資本区分内で維持されることになる。確かに、現物決済コールオプションを会社機関の意思決定のもとで発行された一種の種類株式とみなし、普通株式と同様に確定した資本項目として捉えるなら、このような処理方法は妥当であると考えられる。し

³⁵ この他の理由として、当該決済差額は新旧株主間の富の移転に相当し、それは株主資本内の持分の振替に過ぎないとして捉えられること（会計基準第8号37項）や、日本の企業会計制度において、資本の測定が株式の時価ではなく実際に払い込まれた資金額にもとづいて行われてきたことがあげられる。しかしその一方で、とくに前者の指摘に対しては、株主資本内の持分変動を認識することは、資金提供者間の利害調整の観点から有意義であるとする指摘もあげられる。

かしながら、このような処理においては、決済をつうじた当該コールオプションのてん末が会計処理上で十分に反映されているとはいえない。株式オプション取引においては、決済手段が現金であれ自社株式であれ、その取引当事者間で授受される価値は決済にもとづいて確定されることになる。株式オプションのこのような未確定な側面をふまえれば、決済時の処理において、プレミアムを単に株式に振り替えるのではなく、時価にもとづいてそのてん末を記録する処理方法にも合理性が見いだせるように思われる。また、失効した場合には、その簿価の取崩額をたとえば留保利益として処理する方法も考えられる³⁶。

コールオプションの現物決済をその時価にもとづいて処理すれば、資本区分内での持分変動が認識されることになる。このような処理方法は、資本拠出者の中で生じる持分譲渡を会計情報として提供することに寄与する。もっとも、この処理方法が採用されることによって、現行の米国会計基準のもとで想定される資本利益計算の仕組みが損なわれるということにはならない。負債区分に分類される株式オプションの決済差額は損益として計上される一方、資本区分に分類される株式オプションのそれが資本区分内の持分変動として処理されることになるので、むしろ両株式オプションの会計処理において、貸方区分にかかわらずその決済差額が整合して取り扱われているという点を指摘することができる。

国際会計基準において資本区分に分類される株式オプションの会計処理

国際会計基準において、現金で決済される株式オプションや、「fixed for fixed condition」を満たさないような自社株式で決済される株式オプションは、負債区分に含められ、当初測定以後、時価による評価替えが行われる。そして当該評価差額は、損益に算入される。一方、「fixed for fixed condition」を満たすような自社株式で決済される株式オプションは資本区分に含められ、当初測定以後、時価変動が生じても評価替えされることはない。つまり、国際会計基準においては、負債区分に分類される株式オプションの決済差額が（評価替えをつうじて）損益に計上されているのに対して、資本区分に分類される株式オプションのそれは認識の対象から除かれている。このような処理は、国際会計基準において「fixed for fixed condition」を満たすような株式オプションが、確定した資本項目とみなされていることに起因している。国際会計基準における現物決済コールオプションの会計処理について

³⁶ 本節冒頭で示した設例にもとづけば、現物決済コールオプションが決済（8単位が権利行使）されて普通株式が計上される際に、その決済差額3万円（第1年度期末に権利行使されたコールオプションの時価30万円と当該株式オプションのプレミアム27万円との差額）が、株式オプション保有者と株主との間で生じる持分譲渡（たとえば留保利益の減少）として処理されるということが考えられる。また、失効分2単位については、プレミアム9万円を持分譲渡として処理するということが考えられる。

では、すでに述べた米国会計基準における当該コールオプションの会計処理をもって説明することができるので、ここでは現物決済プットオプションの会計処理に注目する。

国際会計基準において、現物決済プットオプションは「fixed for fixed condition」を満たすため、資本区分に分類される。すでに本節で説明したように、当該プットオプションについては、発行時に資本計上されたのち、現物決済が行われても、また失効したとしても、資本区分内でそのプレミアムが維持されるような処理が定められている。これは、当該プットオプションを確定した資本項目とみなすものであろう。仮に、オプション発行時における株式（資本）の減額分に当該プットオプションが株式と同等に扱われて含まれていると解釈したとしても、当該プットオプションを確定した資本項目として捉える立場は変わらない。つまり、国際会計基準において、当該プットオプションは確定した資本項目さらには株式とみなされて会計処理されているという点を指摘することができる。

しかしながら、このような処理においては、現物決済コールオプションの場合と同様、当該プットオプションのてん末が会計処理において十分に反映されているとはいえない。当該プットオプションをあくまで株式と識別される未確定な項目として捉え、また、その最終的な決済価値も未確定であるという点をふまれば、たとえそれを資本項目としてみなしたとしても、その決済においては時価で取り崩し、既存の資本拠出者に対する持分譲渡として処理するような方法を想定することができる³⁷。

第5節 おわりに

本章第2節では、現行の企業会計における貸方区分として、ASBJにおける貸方区分、FASBにおける貸方区分、およびIASBにおける貸方区分を概観した。ついで第3節では、それら貸方区分のもとで想定される利益帰属者の範囲と利益計算の仕組みについて検討を加えた。さらに第4節では、発行金融商品のうちとくに株式オプションについて、現行の会計基準において定められている会計処理を検討した。本章の議論をつうじて得られた内容を整理すると下記のようなことになる。

第1に、現行の企業会計における貸方区分の考え方には、総じて、資産の犠牲に伴う義務を負債とみなすような原則的な考え方が採用されていたが、FASBにおける貸方区分およびIASBにおける貸方区分においては、自社株式を発行する義務について詳細な分類基準が設けられており、当該義務の一部を負債とみなすような考え方が採用されていた。

³⁷ 本節冒頭で示した設例にもとづけば、現物決済プットオプションが決済されて株式償還義務額が支払われる際に、当初払い込まれたプレミアム30万円を他の資本拠出者に対する持分譲渡（留保利益の増加）として処理する方法が考えられる。

第2に、このような3つの現行区分にもとづいて、それぞれで想定される利益帰属者の範囲を推定した結果、ASBJにおける貸方区分のもとでは、株主の立場に限定して利益計算の仕組みが構想されているのに対して、FASBにおける貸方区分およびIASBにおける貸方区分のもとでは、株主に加えて一部の株式オプションの保有者を含めた複合的な立場にもとづいて利益計算の仕組みが構想されているという点を指摘した。

第3に、米国会計基準および国際会計基準において資本区分に分類される株式オプション、たとえば現物決済コールオプションは、決済の際にプレミアム（簿価）が株式に振り替えられる処理が定められていることから、その発行当初において事前に株式とみなされたうえで会計処理が行われているという点を指摘することができた。一方、日本会計基準において当該コールオプションは、あくまで未確定な非株主資本項目として扱われているものの、その決済時点においては、米国会計基準および国際会計基準において定められている処理と同様に、プレミアム（簿価）が株式に振り替えられる処理が定められている。このことから、日本会計基準における当該コールオプションは、決済が行われた結果として、事後的に株式とみなされて会計処理されているという説明を加えることができた。

第4に、米国会計基準および国際会計基準において、株式オプションに関する貸方区分の分類基準は必ずしも一致しないが、両会計基準における株式オプションの会計処理の根底には、株式オプションを広い意味での株式とみなせるか否かという見方が採用されており、とくに両会計基準において、広い意味での株主の観点から利益計算が志向されているという点を指摘することができた。このことから、日本会計基準と同様、米国会計基準と国際会計基準においても、広い意味での株主の立場にもとづく利益計算モデルが志向されているという見方も可能と考えられた。

第5に、株式オプションの清算価値は決済が行われるまで未確定であり、また株式の発行に至るか否かも決済を経るまでは未確定であるという株式オプションの本来の性質をふまえば、たとえ日本会計基準の純資産区分（非株主資本）や、米国会計基準および国際会計基準の資本区分において株式オプションを認識するとしても、決済時点の測定属性に時価を用いて当該株式オプションの決済差額（オプションのプレミアムと決済時のオプションの時価との差額）を、日本会計基準であれば損益として、また米国会計基準および国際会計基準であれば資本区分内の持分変動として認識するような会計処理も考えられるという点を指摘した。

補論 貸借対照表の貸方区分や株式オプションの会計処理についての動向

1 はじめに

本章では、現行の企業会計における貸方区分の考え方や個別会計基準において示される株式オプションの会計処理を検討したが、ここでは、本章の補論として、FASB や IASB などの公表物において提案されてきた貸方における発行金融商品の分類の考え方や、株式オプションに対する会計処理を概観し、今後の貸方区分の考え方を展望する。

2 各種公表物の提案にみる貸方区分の考え方と株式オプションの会計処理

(1) FASB 予備的見解『資本の特徴を有する金融商品』（2007）—基本所有アプローチ

第3章で指摘したように、FASB 予備的見解（2007）の公表は、FASB 討議資料（1976）の公表以降、実務上の課題として扱われてきた貸方における発行金融商品の分類に関する問題を、資本の概念の明確化への試みという形で見直しを図ろうとする問題意識の変化を象徴するものであった。

FASB 予備的見解（2007）が支持する基本所有アプローチでは、普通株式に代表されるような劣後や残余の性格を有する基本所有金融商品（basic ownership instrument）のみが資本項目として扱われ、基本所有金融商品の定義を満たさない発行金融商品はすべて負債項目として認識される。また、株式決済のコールオプションについても、普通株式とはその経済的な特性が異なることから、負債項目として識別することが示されている³⁸。さらに、公正価値による再評価が行われるとされ、その評価差額が利益の計算要素として取り扱われることが示されている³⁹。

以上のことから、FASB 予備的見解（2007）では、FASB 概念フレームワークとは異なり、資本の概念を負債の概念によらずに積極的に定義している。資本を構成する持分は、普通株式に代表されるような「基本所有」という性格を有する発行金融商品に限定されている。

³⁸ 現行 FASB モデルでは、原則として、現金か株式かという決済手段にもとづいて、金融商品の貸方区分が行われているが、基本所有アプローチにおいては、成熟した市場を前提とすると、現金と株式は代替的な決済手段とみなされうるとしている。現行 FASB モデルでは、意図した会計結果を達成するために、決済手段を駆使した契約合成の余地を発行体に与えてしまう懸念があるとされ、基本所有金融商品を対象としたデリバティブを負債区分または資産区分に分類しようとする試みは、そのような発行体による契約合成の余地を排除するものとされている（FASB 2007, para. 69）。

³⁹ 基本所有アプローチでは、コールオプションのペイオフは、現金決済か株式決済を問わず、利益の計算要素に含められる。もっとも、現金決済か株式決済かにかかわらず、コールオプションを負債項目として識別する見方の根底には、市場に厚みがあって高度な流動性を有している場合、株式発行と現金の引渡しという方法は多くの企業にとって交換可能となるため、株式発行は、しばしば現金の引渡しと容易に代替されるものとされるという考え方がみられる（FASB 2007, para. 7-a）。

また、このような構想のもと、株式オプションは負債項目として扱われ、時価による評価替えが行われる。そして、その評価差額が利益に算入されるとしている。

(2) EFRAG 討議資料『負債と資本の区分』（2008）—損失吸収アプローチ

欧州財務報告諮問グループ（European Financial Reporting Advisory Group, EFRAG）は、2008年1月に、国際的な企業会計の議論またはIASBにおける会計基準の設定に対して、欧州の意見を積極的に発信しようとする先導的な試み、いわゆる「欧州における先導的な会計活動」（Pro-Active Accounting Activities in Europe, PAAinE）⁴⁰をつうじて、討議資料『負債と資本の区分』（以下、EFRAG 討議資料（2008））を公表した。

EFRAG 討議資料（2008）では、IASB 概念フレームワークおよびIAS32などにおける金融商品の貸方区分に対して検討が行われ、そのうえで、損失吸収という特性を貸方区分の分類基準とするような損失吸収アプローチ（loss absorption approach）が提案されている。ここでの損失吸収は、リスクキャピタルによるバッファ機能を指しており、その機能は、異なる法的形態を有する企業において想定されるさまざまな投資家および債権者に対して、意思決定に有用とされる情報を提供する、という点が強調されている（EFRAG 2008, para. 3.17）。また、損失吸収というバッファ機能を有しているか否かという点は、リスクキャピタルと、その他のタイプの資金拠出とを識別する際の決定要因として位置づけられており、リスクキャピタルこそ、資本区分（equity）に含められるべき項目であるということが強調されている。さらに、損失吸収アプローチのもとでは、負債は、残余の概念として整理されている（EFRAG 2008, para. 4.21）。すなわち、損失吸収アプローチにおいて、負債は、貸借対照表の貸方区分において、資本たるリスクキャピタルの補集合として捉えられている。

以上のように、EFRAG 討議資料（2008）における提案モデルでは、前項で取り扱ったFASB 討議資料（2007）における提案モデルと同様、資本を積極的に定めて、負債を資本の補集合で定めるという方法が採用されている。また、資本たる損失吸収キャピタルは、固定されたリターンを有するいかなるキャピタルに対しても劣位にあるとされ、さらにこのことから、資本たる損失吸収キャピタルは、企業利益（profit）に対する残余請求権ともされている（EFRAG 2008, para. 3.20）⁴¹。

⁴⁰ EFRAG は、欧州委員会（EC）がIASBから公表されるIFRSを承認する際に、専門的な立場から助言を行うことを目的として、2001年に組織された民間団体である。

⁴¹ 残余請求権に注目する点は、FASB 討議資料（2007）における提案モデルと整合している。すなわち、FASB 提案モデルである基本所有アプローチにおいても、資本項目とされる基本所有金融商品の識別に際しては、劣位と残余の判定が行われる。

なお、株式オプションに代表される株式発行の義務については、EFRAG（2008）では、その取扱いが明示されていない。損失吸収アプローチにもとづく場合、株式オプションの発行に際して企業に支払われたプレミアムは、権利行使されるか否かにかかわらず、損失吸収の機能を有する留保利益と同等な資本項目として整理されるため、資本区分に含まれるべきであるとされている（EFRAG 2008, paras. IE5 and IE7）。株式発行の義務については、損失吸収アプローチから独立して、「entity view」または「proprietary view」にもとづいて、負債項目か資本項目かの取決めが行われるとされている⁴²。

（3） EFRAG 討議資料『請求権の分類』（2014）

EFRAG は、EFRAG 討議資料（2008）の公表のあと、2014年にIASBによる負債と資本の概念形成に関する議論に対してより積極的な意見発信を行うために、EFRAG 討議資料『請求権の分類』（2014）（以下、EFRAG 討議資料（2014））を公表した。EFRAG 討議資料（2014）では、とくに唯一のアプローチが支持されているわけではなく、負債と資本の概念形成に関する議論を論点ごとに階層化し、貸方の構成要素をいくつ設けるべきかという上位のものから、会計処理レベルの問題に関する下位のものまで、検討対象とされるべき争点を明示して扱っているところに特徴がある。とりわけ、貸方2区分の議論から派生する、貸方に第3の構成要素を設けるような新たな構成要素体系に関する提案を行っている。ここでのEFRAG 討議資料（2014）における議論は、IASBによる既存の負債と資本の定義を前提に進めるものであり、この前提のもと、第3の構成要素を設けることで展開されるいくつかの構想を提案している（EFRAG 2014, paras. 171 and 172）。

⁴² EFRAG (2008, para. 1.41)によれば、株式発行の義務に関わる貸方区分の問題は、「entity view」を採用するか、または「proprietary view」を採用するかの問題に大きく依拠するとされている。たとえば、「entity view」にもとづく場合、株式発行の義務を、負債項目とすることはできないであろうとされている。すなわち、株式発行の義務は、企業にとっての、将来の経済的便益の犠牲を生じさせるものではないとされており、このような見方においては、株式発行の義務が決済されても企業の財務的なポジションは変化しないという点が強調されている。他方、「proprietary view」にもとづく場合のみ、株式発行の義務は負債項目として取り扱われる、とされている。このような見方では、株式発行の義務の決済が、企業の財務的なポジションに影響を及ぼすものとしてではなく、むしろ現在の投資家に影響を及ぼすものとして捉えられている、という点がみられる。すなわち、株式発行の義務の決済に伴う影響（新株式の発行）は、将来の利益（future earnings）に対して希薄効果（a dilutive effect）をもたらしうるのであるということが指摘されており、また、このことに関連して、義務の決済により新たに投資家となる者（新株主）または潜在的な投資家（潜在株主）に帰属する利得（gain）は、企業ではなく現在の投資家の犠牲によって生じるものである（企業からの資産たる経済的便益の流出は生じていない）、ということが指摘されている。さらに、株式発行の義務の決済に際して、株式が全くの無対価で発行される場合、企業資産に変化はないが、株式数の増加によって、現在の投資家、いわゆる現在の株主に割り当てられるべき純資産の割合が少なくなるという点が強調されている。

EFRAG 討議資料（2014）における提案の 1 つに、企業価値に積極的に参加連動する、経済的資源の移転が伴う義務を、既存の負債項目とは区別したうえで、資本項目とまとめて扱うような第 3 の構成要素を設けるものがある（EFRAG 2014, paras. 173–180）。これは、既存の国際会計基準においてみられるような、常識的な感覚に反するという意味での反直感的な会計を回避する方法として提示されている。この構想では、負債は、企業価値に非参加連動する非参加義務として扱われ、それらの変動額としての収益および費用は包括利益計算書に計上されることになる（EFRAG 2014, para. 177）。一方、参加義務と資本の変動額は、参加持分変動として参加持分変動計算書に計上されることになる（EFRAG 2014, para. 178）。このような構想においては、企業の財務業績について、参加義務項目の測定値の変動額を損益に算入させないという点でレリバンスを高めることができるということが強調されている。

他方、FRAG 討議資料（2014）では、参加義務の区分を設けてそれを資本区分と同様に扱う構想を提示するとともに、次のような構想も提示している。すなわち、株式オプションなどの資本請求権の移転発行義務を分類する構成要素（区分）の提案を行い、それら区分を負債区分と同様に扱う構想を提示している（EFRAG 2014, paras. 181–188）。この考え方の背景には資本請求権の移転発行義務がトレーディング、投資または投機の活動から生じる可能性があることが指摘され、とくにこれらの取引の決済のために資本金融商品（equity instruments）が貨幣として利用される状況があるとされている（EFRAG 2014, para. 182）。この提案において指摘されている改善点としては、資本金融商品が貨幣として利用される状況であれば、それを発行する義務については包括利益をつうじて測定させる必要があるとし、財務業績のレリバンスを高めるということがあげられている。

以上のように、EFRAG 討議資料（2014）では、とくに唯一のアプローチを主張することなく、概念の形成や構成要素の数に関する幅広い議論を展開したうえで、IASB が扱う論点について貢献度の高い意見発信を行っている。EFRAG 討議資料（2014）にみられる貸方区分に対する考え方としては、既存の 2 区分の考え方にこだわることなく、基礎的な議論にもとづいた第 3 の構成要素を提案しており、日本の ASBJ 討議資料（2006a）との関連性も注目される。また、株式オプションの取扱いについては、とくに第 3 の構成要素に含める項目として扱い、包括利益の計算において負債項目と同様に扱うような考え方が示されていることが注目される。

（4） IASB 討議資料『資本の特徴を有する金融商品』（2018b）

IASB は、2018 年 3 月に改訂版の概念フレームワークを公表したが、そこでは従来どお

り負債は資産の移転が伴うものとして定義され、資本も資産と負債の差額として定義された。しかしながら、IASB 概念フレームワーク（2018a）において、実務的な課題をふまえた負債と資本の区別に関する問題については、「資本の特徴を有する金融商品」プロジェクトにおいて扱われることが明記された。2018年6月にIASBより公表された討議資料『資本の特徴を有する金融商品』（2018b）（以下、IASB 討議資料（2018b））は、IASB 概念フレームワーク（2018a）で扱われなかった負債と資本の区別をめぐる論点が多数扱われている。

IASB 討議資料（2018b）は、既存のIASB 概念フレームワークやIAS 32の内容に大きな変更を加えるような提案は行われていない。しかしながら、IASBは、請求権のさまざまな特徴のうち、どのような特徴が対象企業の評価にとってレリバントかという分析をつうじて、負債の定義を構成するような要件を改めて提示している。既存の負債の定義から大きく乖離する内容でないが、清算以外のある特定の時点において経済的資源（現金およびその他の資産）を移転することで義務が決済されるというタイミング（*timing feature*）と、義務の金額が企業の利用可能な経済的資源から独立していること（*amount feature*）、という2つの点があげられている（IASB 2018b, paras. 2.1 and 2.17）。また、資本の定義としては、資産から上記のような要件を満たす負債を差し引いた残余があげられている。

IASB 討議資料（2018b）は、負債と資本の貸方2区分のもとで、負債と資本の要件を改めて提示している。しかし、その説明においては、既存のIASB 概念フレームワークとIAS 32の規定内容に大きな変更を加えるものではないということが強調されている。とくに新たなアプローチのもとでの負債と資本の分類の結果は、既存のIAS 32における分類の結果と大きく異なることはないということが説明されている。自社株式で決済されるような株式オプションについての会計処理も「*fixed for fixed condition*」を満たすものが資本に分類されていたことと同様に、義務の金額が企業の経済的資源から独立していない（依存している）株式オプションは、資本に分類されることが説明されている（IASB 2018b, paras. 4.39–4.42）。現行のIAS 32における資本の要件としてあげることができる「*fixed for fixed condition*」と、IASB 討議資料（2018b）で示される義務の金額が企業の経済的資源から独立していない（依存している）という「*amount feature*」とで異なる会計処理が示される発行金融商品の1つに、純額株式決済される自社株式を対象としたコールオプションがあげられる。現行のIAS 32では、「*fixed for fixed condition*」を満たさないため、負債に分類されるが、IASB 討議資料（2018b）で提案された新たなアプローチによれば、当該コールオプションの金額は、企業の経済的資源たとえば自社株式の価格に依存しているので、資本に分類されるということになる（Appendix D, page 143）。

3 小括

ここでは、米国の FASB や欧州の EFRAG, さらには IASB によって提示されてきた負債と資本の概念形成にかかわる取組みや、とくに株式オプションの会計処理についての動向を確認した。負債と資本の定義に関する論争は、どのような要件をもって概念を形成させるかという基礎的な論点を扱うものであり、この補論で取り上げた FASB や IASB の公表物では、いずれも情報利用者の視点にもとづいた対象企業の評価という観点から、負債と資本の定義づけを試みようとするものであった。

FASB 討議資料 (2007) と EFRAG 討議資料 (2008) にみるように、残余や劣位といった特性にもとづいて資本を積極的に定義しようとする試みは一時的ではあるが顕著であったといえる。そのあと、さまざまなアプローチが検討されるものの最終的な公表物による提案には至らなかった⁴³。EFRAG 討議資料 (2014) では、抜本的なアプローチの提案を行うよりも、現行の IAS 32 を基礎にした、より発展的な修正を試みる提案がなされていた。具体的には、既存の IAS 32 による負債と資本の概念を基礎にして、第 3 の構成要素を設けるようなアプローチが提案されていた。このような考え方は、日本の概念フレームワークである ASBJ 討議資料 (2006a) における純資産区分 (非株主資本) の考え方に近い性質を有しているといえる。さらに、IASB 討議資料 (2018b) では、現行の IAS 32 に若干の変更を加えるような提案がなされていた。やや複雑な面が伴う「fixed for fixed condition」に代わるものとして、義務の金額についての企業の経済的資源への依存性という考え方 (amount feature) が提示されていた。

負債を資産の犠牲が伴う義務として積極的に定義し、資本を資産から負債を差し引いた差額として消極的に定義するという概念フレームワークのレベルでの大きな方向性は、実務的な課題としてのそれ相応の問題が発生しなければ、今後も継続していくと考えられる。これは、FASB と IASB によるこれまでの対応にもみられるように、概念フレームワークのレベルでのそのような大きな方向性を変更することなく、個別の会計基準の修正や公表をつうじて、とくに実務的な課題に対応するべく、負債と資本の概念に対する調整を逐次行っていくような状況が今後も継続すること意味する。IASB 討議資料 (2018b) についても、概念フレームワークの定義から大きく逸脱することなく負債と資本の概念に調整が加えられるような提案が行われている。

今後、経済社会においては、発行金融商品の開発とその利用がより多様化するにつれて

⁴³ 池田 (2016) は、FASB と IASB の公表物によって提案されたさまざまなアプローチを細かく説明している (pp. 51-96)。

会計基準が対応すべき内容も複雑化することが予想される。個別の会計基準における修正で対応することにコストとベネフィットの観点から問題がなければ、概念フレームワークという大きな枠組みに変更が加えられる可能性は小さいと考えられる。ただ、個別の会計基準における対応に限界が生じてくるなら、概念フレームワークという大きな枠組みの変更も余儀なくされる場合もありうる。負債と資本の区別に関する問題、さらにはそれらの定義の問題は、企業会計のあり方を定める大きな課題であり、今後もその動向を注視する必要がある。

第9章 貸方区分モデルの選択

第1節 はじめに

企業会計においては、株主や債権者などのいわゆる資金提供者のうち、どのような資金提供者を（利益計算を行う立場という意味での）利益帰属者とみなすかによって、貸借対照表の貸方区分と利益計算の仕組みについてさまざまな類型を想定することができる。このような視点にもとづいた伝統的な議論には、第2章で検討した会計主体論があげられる。また、第6章では、このような視点にもとづいて、基本的な発行金融商品を前提に5つの貸方区分モデルを抽出した。本章では、企業会計上、どのような要因から、どのような貸方区分モデルを選択することができるかを検討する。

本章の構成は次のようになる。まず第2節においては、貸方区分モデルの選択を議論するにあたっての予備的考察として、企業会計において貸方区分モデルを選択する際の要因をあげる。貸方区分モデルを選択する要因には、さまざまなものが考えられるが、ここでは、会計情報の主たる利用者が有する価値推定のニーズを満足させるというような企業会計における内在的な要因と、企業会計の資本に影響を及ぼすような各種規制などの外在的な要因をあげる。ついで、第3節では、企業会計における内在的な要因にもとづいて貸方区分モデルを選択する議論を展開し、さらに第4節では、外在的な要因にもとづいて貸方区分モデルを選択する議論を展開する。第5節では、本章の議論を総括する。

第2節 貸方区分モデルを選択する要因

本節では、貸方区分モデルを選択する議論の予備的考察として、貸方区分モデルを選択する要因にはどのようなものが考えられるかを検討する。まず、企業会計に内在する要因を検討するにあたっては、市場の効率性や投資家の意思決定合理性の考え方を前提にした価値関連性や企業価値評価に関する企業会計上の議論の経緯¹をふまえたうえで、資本と利益という会計情報が企業価値の推定においてどのような役割を果たしているかを確認する。ついで、財務報告の目的を設定するにあたって、主たる情報利用者が想定されることの意義を確認する。これらの確認作業にもとづいて、主たる情報利用者を想定して彼らの価値

¹ これらの議論は、市場をベースに会計情報を分析する実証的な会計研究の範疇に含まれるものである。本節では、そのような先行研究の経緯をごく大づかみに述べるが、論者によって先行研究の位置づけは、必ずしも一致しておらず、しばしば異なることが見受けられる。本章では、実証的な会計研究のなかでも情報提供機能に関わるものに注目し、とくに桜井（2013）、首藤（2013）、大日方（2013a）、および Scott and O'Brien（2019）などを参考にして先行研究の経緯を述べる。

推定のニーズを満足させるという企業会計における内在的な選択要因を取り上げる。さらに、本節では、企業会計の資本が規制などにおいてさまざまに用いられていることに着目して、貸方区分モデルを選択するにあたっての外在的な要因をあげる。

1 価値推定のニーズを満足させるという内在的な要因

(1) 価値関連性や企業価値評価に関する議論の経緯

株式の価値や事業の価値を推定するのに役立つ会計情報の提供に関する会計研究の流れは、市場の効率性を前提にして利益と株価との関係を調査した Ball and Brown (1968) や、公表利益の情報により獲得できるリターンを調査して利益情報の情報内容を主張した Beaver (1968) が起点とされている。Ball and Brown (1968) や Beaver (1968) は、利益と株価の関係や、公表利益の情報を利用した市場平均を上回る異常リターンの獲得に関する調査を実施することで、利益の情報にもとづく株式投資家による投資行動を検証しようとするものであった。

会計情報に期待される有用性が、割安または割高に評価された証券の将来期間における価格変化の方向と程度の予測に役立つこととされる場合、会計情報（利益）と株価の間に相関関係が存在していれば、投資家は利益を指標にして株価の動向を予測することができるという理解が可能となる。これらの研究は、利益をはじめとした会計情報と株価の関係にもとづいて、会計情報の有用性を説明することをねらいとしている（桜井 2013, pp. 44–45）²。

Ball and Brown (1968) による研究は、のちに利益反応係数や、会計情報の価値関連性に関する研究へと展開していったとされる（首藤 2013, pp. 146–147 ; 大日方 2013a, pp. 154–155 ; Scott and O'Brien 2019, pp. 163–174）。

利益反応係数に関する研究は、Ball and Brown (1968) 以降の研究において、市場の反応を探る大きな方向性の1つであったとされている。利益反応係数とは、企業が報告する利益の期待外の部分に対して、株式異常リターンがどれだけ変化するかを測定したものであるとされる。利益反応係数に関する研究では、ベータの大きさ、レバレッジの程度、期待外利益の持続性、発生項目に依存する利益の質、企業規模、および企業の成長機会の尺度として用いられる時価簿価比率などの要因によって、期待外利益に対する異常リターンが

² 日本における会計情報の投資家行動への影響に関する研究は、1970年代の中頃から行われるようになり（石塚 2006, pp. 2–3）、その代表的な研究は、石塚博司編（2006）『実証会計学』に収録されている。なお、薄井（2015）では、Ball and Brown (1968) のイベントスタディの枠組みのもと、会計利益の情報内容について、日本では調査対象とされてこなかった1970年以前の期間を含めて、1956年4月期から2012年3月期までの長期分析が実施されている。

どのように変化するかが検証された³。これらの研究では、会計情報に対する投資家の反応をよりよく理解し、どのような情報が投資家にとって有用となるのかということについて関心が払われていた (Scott and O'Brien 2019, p. 174)。

一方、Ball and Brown (1968) で想定される投資家による投資行動では、当期の純利益や ROE が前期と比べて向上したかどうかで売買すべき投資銘柄を識別するという単純な会計情報利用法の有効性が調査されているに過ぎないという課題が指摘されていた⁴。このような課題は、のちに企業価値評価モデルを前提に、株価との対比で用いられる株式の推定値を評価する研究へと展開していったとみられる。具体的には、企業価値評価モデルのもとでの合理的な投資行動、すなわち事業や株式の価値を一定の評価モデルのもとで推定し、割安または割高な投資銘柄を発見して異常リターンを獲得するというような投資行動を想定した企業価値評価に関する会計研究へと展開された (桜井 2013, p. 52 ; 首藤 2013, pp. 146-147 ; 大日方 2013a, p. 155) ⁵。

また、市場の効率性を前提に実証的な手法にもとづいて会計情報を分析する研究のなかには、市場の非効率性の存在を報告するものも従来から存在してきた。これらの研究は、既発表の決算情報を利用して異常リターンが得られるというアノマリーを扱う会計研究⁶へと展開された。利益情報をめぐるアノマリーに関する当初の研究として、発生項目に着目した Sloan (1996) があげられる。Sloan (1996) は、市場が会計利益の構成要素である発生項目と営業キャッシュフローの情報を合理的に株価に反映していないことを示した⁷。

³ これらの要因に着目した利益反応係数に関する先行研究としては、Collins and Kothari (1989), Dhaliwal, Lee and Fargher (1991), Kormendi and Lipe (1987), Easton and Zmijewski (1989) などがある。

⁴ 企業価値評価モデルを前提にしない会計情報と株価との関係を検証する研究は、しばしば association study と呼称されている (大日方 2013b, p. 116)。

⁵ つまり、Ball and Brown (1968) 以降にみる会計情報の株価へのインパクトに過度の焦点を当てていた研究から、ファンダメンタルの変数としての資本や利益の会計情報と株価との基礎理論にもとづいて両者の関係を直接的に問うような研究へと展開がみられた (Penman 1992)。これは、Ohlson (1995), Feltham and Ohlson (1995), および Easton and Harris (1991) などの先行研究によって象徴される。実証的な手法を用いた日本の代表的な会計研究を収録する石塚博司編 (2006) 『実証会計学』では、ファンダメンタルの変数と株価との関係に関する基礎理論のもとでそれらの関係を問う日本の先行研究として、薄井 (1999) と奥村・吉田 (2000) があげられている。なお、このような分析の枠組みのもとでの価値関連性に関する研究は、財務諸表本体で示されるファンダメンタルズとしての会計情報のみならず、財務諸表本体以外の場所で提示される非財務情報にまで及んでいる。大鹿 (2016) は、Ohlson (1995) により示された超過利益モデルにもとづく線形情報ダイナミクスを考慮した分析モデルのもとで、非財務情報 (定時株主総会、環境、および従業員に関する情報) の価値関連性について検証している。

⁶ 大日方 (2013b) は、利益情報の有用性を扱った先行研究について、決算公表を基準にして、決算公表以前の期間で利益情報の有用性を考える価値関連性研究と、決算公表以後の期間で利益情報の有用性を考えるアノマリー研究との2つに整理している (p. 77)。

⁷ 日本では、奥村 (2003) が、Sloan (1996) の分析枠組みを利用して、日本の株式市場が会計

今日みられる会計情報を利用した企業価値評価モデルに関する会計研究の課題としては、次の2点が注目されている。まず、市場が効率的であることを前提に、現時点において市場で成立している株価をよりよく説明する企業価値評価モデルは、どのようなモデルかという視点から、その優劣を判断するという課題があげられている。また、市場には部分的ではあるが非効率性が存在していることを前提に、それぞれのモデルから導出される株式の価値と比べて、割安または割高と判断される銘柄を購入または空売りする投資戦略を実施した場合に、異常リターンが得られるか、また、どのようなモデルにもとづいたら異常リターンが最大になるかで、評価モデルの優劣を判断する課題が示されている(桜井 2013, pp. 61-62)。

次に、企業価値を推定する評価モデルと、その評価モデルに投入されるインプットについて検討する。

(2) 企業価値を推定する評価モデルとインプット

証券市場において、投資家は、投資先企業から利子や配当を受け取ることにより、また証券価格の変動をつうじて、リターンを獲得することになるが、このような証券投資は、通常、投資先企業を対象としたファンダメンタル分析にもとづいて行われている。ファンダメンタル分析は、投資の回収額を予測し、その予測額にもとづいて、事業の価値(企業価値)⁸、またはその事業の価値のうち各々の投資家に帰属する価値いわば企業が発行した各々の金融商品の価値を評価するものであり、投資家が自身の投資行動について意思決定を行うための基礎的な作業⁹とされている。

株式の価値や事業の価値を推定する評価モデルには、株価を利用するマーケット・アプローチや、企業が有する資産の収益力にもとづいて価値の推定を行うインカム・アプローチがあげられる¹⁰。マーケット・アプローチにもとづいた評価モデルとしては、株価乗数モデル¹¹があげられる。また、インカム・アプローチにもとづいた評価モデルとしては、

利益とその構成要素である発生項目および営業キャッシュフローが有する、1期先会計利益に関するインプリケーションを合理的に株価に反映させているかどうかを検証した。

⁸ 企業価値という用語は、株式の価値という意味で限定的に用いられることもあるが、本章では、債券の価値と株式の価値が合算された事業の価値という意味で用いる。

⁹ Penman (2013) において、価値の評価に焦点を合わせた情報の分析は、評価分析 (valuation analysis) またはファンダメンタル分析 (fundamental analysis) と称されており、とくに株式および債券に関するものは証券分析 (security analysis) と称されている (p. 3)。

¹⁰ また、恒常利益に割引因子からなる乗数を乗じることで株式の価値を推定するような恒常利益モデルも実務上、広く用いられている。

¹¹ 株価乗数モデルは、当期純利益や株主資本などの株価乗数の基礎となるもの(バリュードライバー)を選択したうえで、類似する比較対象企業の株価乗数(株価利益倍率や株価純資産倍

株主にとっての配当割引モデル、フリーキャッシュフロー割引モデル、および超過利益モデル¹²があげられる。インカム・アプローチは、現状の株価を用いるマーケット・アプローチと比較して、価値を推定する要素として将来のフロー（利益やフリーキャッシュフロー）を取り込んでいるところに特徴があり、予測の困難性が伴うが将来における企業の財務的な側面を想定して評価に織り込むことができるという点で有益である。以下では、インカム・アプローチによる評価モデルに注目する。

配当割引モデルは、株主に対する配当を資本コスト¹³で割り引くことで得られる現在価値をもって株式の価値を推定する評価モデルをいう。フリーキャッシュフロー割引モデルとは、投資先企業の事業全体から得られるフリーキャッシュフロー¹⁴を資本コスト（負債と資本のコストを加重平均して算定した加重平均資本コスト）で割り引いた現在価値をもって企業価値を推定する評価モデルをいう¹⁵。さらに、超過利益モデルは、当期首の資本簿価に、当期利益と正常利益（当期首の資本簿価に資本コストを乗じたもの）の差である超過利益の現在価値を加えた値をもって価値を推定する評価モデルをいう¹⁶。

配当割引モデルにおいては、企業会計が提供する事実としての配当額が直接的な変数として用いられている。また、フリーキャッシュフロー割引モデルにおいても、企業の事業から得られる事実としてのフリーキャッシュフローが直接的な変数として用いられている。しかしながら、配当は企業の裁量によって決定されるため、また、配当額とフリーキャッシュフローは企業の事業戦略や財務戦略の変更、経営環境の変化によって著しく影響を受けるため、将来における配当額およびフリーキャッシュフローを予測することについては、大きな困難性が伴うことが一般的に指摘されている¹⁷。

率)を推定し、評価対象企業の当期純利益や株主資本など(バリュードライバー)にその比較対象企業の株価乗数を乗じることで価値を推定する方法である。

¹² しばしば残余利益モデルとも呼ばれる。

¹³ 資本コストの推定には、資本資産価格形成モデル(CAPM)やFama and French(1992;1993)で示された3ファクターモデルなどの資産評価モデルが用いられる。3ファクターモデルは、CAPMの想定する市場ポートフォリオのリスクプレミアム以外のリスクファクターの存在として、規模効果とバリュー効果を示したとされている。

¹⁴ フリーキャッシュフローは、通常、NOPAT(税引後の営業利益)に減価償却費や設備投資額などが加味されて導出されるのが一般的である。これは、企業全体に帰属するキャッシュフローとして計算されている。

¹⁵ 企業全体のフリーキャッシュフローを割り引いて企業の事業の価値を推定する場合の他に、株主に帰属するフリーキャッシュフローを割り引いて株式の価値を推定する場合もある。

¹⁶ 超過利益モデルにおいても、株主にとっての超過利益を割り引いて価値を推定する場合の他に、株主や債権者にとっての(すなわち企業全体についての)超過利益を割り引いて価値を推定する場合がある。

¹⁷ また、フリーキャッシュフロー割引モデルに関しては、新規投資を積極的に行い、成長を続ける企業において、継続的にフリーキャッシュフローがマイナスとなり、このことが企業価値評価を困難にするという点も指摘されている。

一方、超過利益モデルにおいては、資本（ストック）と利益（一会計期間におけるフロー）という会計情報が直接的な変数として用いられている。とくに利益は、キャッシュフローの期間配分の結果として計算されるものであり、その金額の変動性が配当額やキャッシュフローと比べて小さいという点が指摘されている。この点は、現在の利益情報にもとづいて将来利益を予測することが、現在の配当およびキャッシュフローの情報にもとづいて将来の配当額および将来のキャッシュフローを予測することよりも、比較的容易であることを示唆している。また、資本と利益は（クリーンサープラス関係が成立していることを前提に）、配当に関する情報を支えていると解釈することができる¹⁸。さらに、資本と利益は、企業の事業から得られる将来キャッシュフローを予測する際にも有益な手段とみなすことができる。これらの指摘は、資本と利益という会計情報の利便性を示しているといえる。

以上のように、企業価値の推定においては、いずれの評価モデルも用いることが可能であるが、評価モデルにおいて直接的に用いられる変数の予測に伴うコスト、すなわち会計情報の利用に伴うコストが異なってくる。将来利益の予測は、将来配当額および将来キャッシュフローの予測よりも比較的容易であると考えられる。資本と利益という会計情報は、超過利益モデルに直接的に用いられる変数であるとともに、配当割引モデルとフリーキャッシュフロー割引モデルにおいても、配当額やフリーキャッシュフローへの変換をつうじて間接的に用いられる可能性がある。このことは、資本と利益という会計情報が企業価値を推定するにあたっての利便性の高い基礎的な情報ソースであるという点を示している。

(3) 財務報告の目的における主たる情報利用者

企業会計の概念フレームワークにおいては、概念フレームワーク全体の方向づけを担い、また会計基準を開発するための根幹となるような、財務報告の目的が設定されている。財務報告の目的が設定されるにあたっては、会計情報の利用者のうち、主たる情報利用者が想定されたうえで、当該利用者の情報利用目的を満たすという視点が重視されている。主たる情報利用者を想定して彼らの利用目的を満たすことは、広範な情報ニーズの中でもそ

¹⁸ 福井（2008）は、資本と利益という会計数値からは、配当というキャッシュフローの事実を把握することができるのに対して、配当という事実からは、一組の資本と利益を割り出すことができないという側面を指摘して、「企業価値評価にあたっては、当期利益と株主資本という会計上の「意見」こそ、配当という「事実」に優先する「本質的」データと主張することさえ可能である。」（p. 35）としている。また、福井（2008）は、「配当割引法で用いられる唯一の（会計）情報である配当流列は、貸借対照表・損益計算書の極小形態とみなし得ることを考慮すれば、企業価値を残余利益の現在価値と定義し、配当割引法はそこから導かれる特殊例と考えてもよい。」（p. 39）としている。

の中心的なニーズを満足させることになるから、その他の情報利用者の利用目的も間接的に満たしうるという点で一般的に支持されている。また、財務報告の目的の設定にあたっては、主たる情報利用者の利用目的を満足させるために、どのような情報が提供されるべきか、という点も構想されている。主たる情報利用者とその利用目的、さらにはその利用目的のために提供されるべき会計情報に関して先駆的な議論を示してきたものに FASB 概念書第 1 号 (1978)¹⁹ があげられる。FASB 概念書第 1 号 (1978) では、これらの点が次のように述べられている。

まず、財務報告の基本目的は情報を受け取る人々のニーズから生ずるものであるという点が前提とされたうえで (para. 9)、その基本目的がとくに投資および与信の意思決定に有用な情報を提供することにあるとされている。つまり、FASB 概念書第 1 号 (1978) においては、投資および与信を行う投資家および債権者といった資本市場における広い意味での投資家が主たる情報利用者として想定されており、財務報告の基本目的は、彼らの意思決定に対して有用な情報を提供することにあると説明されている。また、投資家のニーズを満足させるために提供される情報は、基本的に投資家と同様に企業の財務的な側面に関心を持つその他の情報利用者集団にとっても一般に有用であろうとされている (paras. 30 and 32)。さらに、投資家は企業からのキャッシュフローに関心を有しており、それを評価するためにとくに利益に関する情報を必要としているという点が指摘されている (paras. 37 and 43)。つまり、主たる情報利用者としての投資家にとっての情報利用目的には、将来における企業からのキャッシュフローを評価することが想定されており、その利用目的に適う情報がとくに利益の情報であるということが説明されている。このように、FASB 概念書第 1 号 (1978) では、主たる情報利用者およびその利用目的に関する構想、さらにはその利用目的に対してどのような情報が提供されるべきかという情報内容に関する点が述べられている。主たる情報利用者を想定して、提供されるべき情報内容を定めようとする試みは、FASB 概念書第 8 号改訂版 (2018) および IASB 概念フレームワーク『財務報告の目的』改訂版 (2018a) においてもみられる²⁰。

また、日本の概念フレームワークである ASBJ 討議資料 (2006a) においては、その財務報告の目的に関する記述のなかで、主たる情報利用者として、株式や社債に投資する証券

¹⁹ なお、FASB 概念書第 1 号 (1978) の内容は、2010 年に公表された概念書第 8 号 (2010) さらには、2018 年に公表された概念書第 8 号の改訂版におおむね引き継がれている。

²⁰ FASB 概念書第 8 号改訂版 (2018) および IASB 概念フレームワーク『財務報告の目的』改訂版 (2018a) では、財務報告の主たる利用者として「existing and potential investors, lenders and other creditors」があげられており、共通の表記がなされている (FASB 2018, para. OB 2; IASB 2018a, para. 1.2)。

投資家が想定されている。また、財務報告の目的は、それら投資家の意思決定に役立つような、投資のポジションと投資の成果に関する情報を提供することにあるとされている。そこでは、情報の利用目的として、将来キャッシュフローの予測、ひいてはその先にある企業価値の推定が明示されている（第1章 財務報告の目的、1-3項、16項）。FASB および IASB の概念フレームワークと異なって、企業価値評価による証券の価値の推定という点が強調されているところに特徴がみられる。もっとも、FASB および IASB のそれぞれの概念フレームワークの記述においても、将来キャッシュフローの予測に加えて、企業価値の推定が想定されている。

以上のように、企業会計の概念フレームワークにおいては、財務報告の目的を設定するにあたり、会計情報の利用者のうち主たる情報利用者を想定して、当該利用者の情報利用目的を満たすという考え方が重視されている。そこでは、主たる情報利用者の利用目的が満たされれば、その他の情報利用者の利用目的も満たされうることが前提とされている。また、FASB、IASB、および ASBJ のそれぞれの概念フレームワークにおいては、主たる情報利用者およびその利用目的が投資家を中心に構想されており、当該利用目的を満たす情報内容としては主に利益に関する情報があげられている。さらに、それら概念フレームワークにおける主たる情報利用者による情報利用目的に関する構想においては、将来キャッシュフローまたは将来利益の予測にもとづく企業価値の推定も想定されているということをとくに指摘することができる。

財務報告の目的の設定において、とくに主たる情報利用者およびその利用目的が構想される根本的な理由は、それが概念フレームワーク全体においてどのような利益の計算構造を志向するのかという問題を扱ううえで有益な基礎となるからであろう。つまり、情報利用者およびその利用目的に関する構想は、財務諸表の構成要素をどのように定義するのか、また資産と負債の認識および測定についてどのような考え方（認識基準および測定基準）を原則として採用するのかといった問題に対して、いくつかの有益な選択肢を提示する基礎となることが期待されている。主たる情報利用者およびその利用目的に関する構想は、財務報告の目的のコアを形成する部分であり、利益の計算構造についての大枠を形づくるための基礎であると捉えることができる²¹。

(4) 小括

以上のように、貸方区分モデルを選択するための企業会計における内在的な要因について

²¹ また、主たる情報利用者に関する一連の構想は、首尾一貫した会計基準を体系的に成立させるための基礎となる、ということも考えられる。

では、改めて次のように整理することができる。

まず、投資家が投資意思決定を行うという状況を想定したとき、資本と利益に関する情報は、配当やキャッシュフローの情報を兼ねるという点、さらには将来予測が配当やキャッシュフローと比べて容易であるという点から企業価値を推定するための利便性の高い基礎的な情報ソースであるということを指摘した。また、一般的に、企業会計の概念フレームワークにおいては、財務報告の目的を設定するにあたり、主たる情報利用者として投資家が想定されており、そこでは投資家による会計情報の利用目的が構想されているということを指摘した。さらに、投資家を中心とした会計情報の利用目的に関する構想は、概念フレームワークにおいてどのような利益の計算構造を構築させるのかという議論を展開させるための基礎であると捉えることができた。以上のような検討内容をふまえると、貸方区分モデルを選択する内在的な要因については、次のような説明が可能と思われる。

まず、投資家を中心に構成する主たる情報利用者を想定し、彼らが投資意思決定を行う際には、企業価値の推定が行われると仮定する。また、主たる情報利用者については、おおよそ投資家に含めることができる、株主や株式オプション保有者、さらには債権者といった各種の資金提供者も想定することができる。主たる情報利用者を投資家の範囲内で想定することは、投資家による投資行動が今日の経済社会において多大な影響を及ぼするという点から妥当性を有していると考えられる。そこで、このような主たる情報利用者に対して、利便性の高い資本と利益に関する情報を提供して、彼らの価値推定のニーズを満足させるという構想が得られる。

次節では、このような、主たる情報利用者の価値推定のニーズを満足させるという企業会計における内在的な要因から、第6章で抽出した貸方区分モデルを選択する議論を展開する。投資家の価値推定のニーズを満足させるという点は、企業会計の情報提供機能という側面から説明可能なものであり、企業会計に本来内在するような貸方区分モデルの選択要因であると捉えることができる²²。

²² この他、序章でも述べたように、企業会計において貸方区分モデルを選択する要因としては、会計情報の提供によって企業を取り巻く関係者間の利害調整を行うという点もあげることができる。企業会計の利害調整機能は、受託責任の説明や契約支援の観点から、伝統的に企業会計に期待されてきた役割である。利害調整のニーズを満足させるという点は、企業会計の計算構造を決める内在的な要因の1つとして捉えることができる。なお、ASBJ 討議資料(2006a)において、利害調整を目的とした会計情報の利用は、投資意思決定という主たる利用以外の利用という意味で、「副次的な利用」と表現されている(21項)。この「副次的な利用」は、財務報告の目的(投資意思決定に役立つような会計情報の提供)との関係で考慮すべき制約事項として整理されている(川村 2007, pp. 64–65)。

2 企業会計の資本に影響を及ぼす外在的な要因

企業会計において、資本は、利益計算を行うための基礎的な概念として位置づけられている。また一方では、貸借対照表の表示において、資本は、しばしば規制などのさまざまな観点から利用されることがある。たとえば、貸借対照表の資本の利用には、BIS 規制や分配規制などの各種規制をあげることができる。このような資本の利用における各種規制の理念は、企業会計の資本に影響を及ぼすような外在的な要因であるとみなすことができる。とりわけ、日本の企業会計を取り巻く制度的な事情に当てはめれば、企業会計の資本に影響を及ぼすような外在的な要因として会社法をあげることができる。

本章では、企業会計の内在的な要因から貸方区分モデルの選択に関する議論を行うとともに、会社法の要請を満たすような貸方区分モデルの選択に関する議論も行う²³。具体的には、第4章と第5章で述べたように、会社法の資本制度や分配規制が企業会計の資本に対して影響を及ぼしてきたという日本の企業会計制度の特徴をふまえ、資本制度や分配規制の根幹をなす株主と債権者を識別する観点から、さらには、分配規制の機能が維持されるような観点から、貸方区分モデルの選択に関する議論を展開する。

第3節 内在的な要因からの貸方区分モデルの選択

本節では、投資家による価値推定のニーズを満足させるという内在的な要因から、貸方区分モデルを選択する議論を行う。前節で指摘したように、投資家が投資先企業の価値を推定するにあたっては、配当割引モデル、フリーキャッシュフロー割引モデル、および超過利益モデルのうち、いずれの評価モデルも用いることが可能であるとされたが、本節では、超過利益モデルを前提にする。超過利益モデルとフリーキャッシュフロー割引モデルは、配当割引モデルから導出されるものであるが、そこで用いられるインプットについては、超過利益モデルのもとで用いられる利益の方が、配当額とフリーキャッシュフローと比べて、将来の予測値を推定しやすいという利便性がある。また、資本と利益の情報は、配当額やフリーキャッシュフローという情報を兼ねることができる²⁴。さらに、超過利益

²³ このような会社法の観点にもとづく議論は次のような点で有益であると考えられる。すなわち、このような議論は、現行の日本会計基準から離れて、会社法の要請を満たすような資本の表示や利益計算の仕組みについてどのような選択肢が考えられるかという問題を突き詰めて扱うことになるが、これは、資本の表示や利益計算の仕組みに関して日本会計基準と異なる考え方を有する国際会計基準が日本企業の個別財務諸表においても適用されるとした場合、国際会計基準と会社法との間において融和的な関係は成立しうるのかという論点を検討するにあたっての基礎を提供すると考えられる。

²⁴ すでに述べたように配当額については、資本と利益のもとで推定することができ、また、フリーキャッシュフローについても、NOPAT に減価償却費や設備投資額を加味することで通常算定される。なお、フリーキャッシュフロー割引モデルについては、数学的には企業全体につ

モデルは、企業価値評価モデルとしての相対的な優位性が一般に指摘されている²⁵。超過利益モデルを前提に議論を進めることは、企業会計の情報提供機能の役割を中心的に担う会計情報（一組の資本と利益）を提供することを主眼とする貸方区分モデルの選択問題を単純化して扱う際に適していると考えられる²⁶。超過利益モデルは、下記のように示される。

$$\text{資本の価値} = \text{資本の帳簿価額} + \text{資本に対する超過利益の現在価値}$$

この式は、次の2つの点を示唆している。第1に、この式で示される推定対象となる資本の価値（左辺）は、資本区分される発行金融商品のひとまとまりの価値を表している²⁷。つまり、推定対象となる価値は、資本区分される発行金融商品の保有者に帰属するひとまとまりの価値であり、投資家の意思決定において主たる関心事となる。第2に、この式は、資本の価値推定が将来利益の予測に依存していることを示している。将来利益の予測には過去および現在の利益が用いられるが、現在の利益の計算においては、とくに貸借対照表の貸方区分の観点からは、負債区分に分類される発行金融商品の利子もしくは配当または決済差額が損益として扱われることになる。これらの項目は将来利益を予測するためのインプットとして取り扱われることになる²⁸。

このような超過利益モデルは、第6章で検討したすべての貸方区分モデルのもとでも成立すると考えられる。つまり、超過利益モデルを前提に、貸方区分モデルのもとで提供される一組の資本と利益という会計情報を利用することで、投資家は資本の価値を推定する

いての超過利益モデルと同値であることも一般的に指摘されている。

²⁵ 有限期間における企業価値推定のもとの評価モデルの優劣について、インプットの予測に伴うコスト、価値のインフローとアウトフローの対応（発生主義会計のもとでは費用と収益を通して対応しているとされるが、現金主義会計のもとでは対応がなされないとされている。この例として、積極的に設備投資を行う企業においてキャッシュフローが継続的にマイナスになることがあげられる）、企業価値に占めるターミナルバリューの割合が小さいという点から、超過利益モデルの方が、配当割引モデルとフリーキャッシュフロー割引モデルと比べて、優位であるという点が指摘されている。ここでは、土田（2010）や八重倉（2013）を参考にしている。

²⁶ 超過利益モデル（残余利益モデル）は、Edwards and Bell（1961, chap. 2）でも取り上げられていたとされる（Peasnell and Whittington 2010, p. 512）。Ohlson（1995）の貢献は、超過利益モデルを定義式としてではなく、特定の時系列ダイナミクスを仮定した評価モデルとして提唱したことにあると一般に指摘されている。

²⁷ 資本区分に含まれる発行金融商品のひとまとまりの価値を企業価値と呼ぶこともある。

²⁸ 川村（2010）は、「会計システム全体のデザインを設計するうえで、負債と資本の区分が、投資家の企業評価のプロセスにおいてインプットとされる情報とアウトプットとされる情報を区別する役割を果たしている」（p. 189）としている。

ことができるという構想が得られる。以下本節では、超過利益モデルにもとづく投資家による価値推定を前提に、貸方区分モデルを選択する議論を進めていく。また、選択された貸方区分モデルが有する利益計算の特徴や、当該区分モデルのもとで推定される資本の価値の特徴についても述べる。

1 主たる情報利用者と貸方区分モデル

ここでは、ある一定の範囲の投資家を主たる情報利用者とみなし、その主たる情報利用者の価値推定のニーズを満たすような貸方区分モデルの選択を検討する。

(1) 普通株主の価値推定のニーズを満たす残余資本モデル

残余資本モデルの選択

投資家には普通株主や優先株主をはじめ、株式オプションの保有者、社債保有者などの債権者も含まれるが、投資家としての主たる情報利用者にまず普通株主を想定することができる。

普通株式は、株式会社としての企業が社員の地位を割合的単位として細分化したものである。株式会社という会社形態が経済社会において広く利用されていることと同様に、普通株式も最も基本的な資金調達手段として広く利用されている²⁹。普通株式が最も基本的な資金調達手段として広く利用されているという点は、普通株式の市場環境が整備されていて、その価格づけが効率的に行われているということを一定程度において担保しているとみなすことができる。

このような普通株式をめぐる一般的な状況をふまえたとき、高度に発展した普通株式の市場において、企業会計が普通株式の価値を直接的に推定させるような会計情報を提供するという点について合理性を見いだすことができる。たとえば、普通株式の価格と突き合わせる対象としての理論値を推定させることにより、投資意思決定とそれに関するフィードバックを促進させることができる。ここに、主たる情報利用者として普通株主を想定する場合、その価値推定のニーズを満足させる貸方区分モデルとして、普通株主の持分にもとづいて資本が構成されるような残余資本モデルの選択が考えられる。残余資本モデルのもとで残余資本とそれにもとづく当期利益を会計情報として提供することにより、残余資本区分に分類される発行金融商品のひとまとまりの価値を直接的に推定させることがで

²⁹ 一般的に、株式の内容について会社が定款で何も定めなければ、すべての株式は普通株式となり、その内容も標準契約としての会社法によって自動的に決まるとされている（神田 2019, p. 77）。

きる。以下、残余資本モデルのもとで推定対象となる、残余資本区分に分類される発行金融商品のひとまとまりの価値を残余資本価値と呼称する。さしあたり、残余資本価値は普通株式の価値のみから構成されることとする。

残余資本モデルの特徴

残余資本モデルのもとでは、資本が普通株主の持分にもとづいて構成されており、また、そのような資本にもとづいて、企業活動の影響がすべて反映されるような残余としての利益が計算・表示されることになる。このような計算上の仕組みを有する残余資本モデルの特徴としては、次のような点を指摘することができる。

第1に利益計算の側面から、損益計算書においては普通株主に帰属する利益がボトムラインとして表示されることになるが、このことは、普通株主よりも優先される地位を有する資金提供者に対して利子の支払いや償還などが通常どおりに滞りなく行われているか否かを把握するのに役立つと考えられる。このような視点は株主のみならず、債権者などのその他の資金提供者にとっても有益であろう。一方、残余資本モデルのもとでは、優先株式や株式オプションなど普通株式以外の多くの発行金融商品が負債に含められることになり、それら負債項目に対して時価による評価替えが行われることも考えられる³⁰。仮に、それら負債項目に対して時価による評価替えが行われた場合、利益計算におけるそれら評価差額の取扱いについていくつかの問題が生じることになる³¹。

第2に、普通株式以外の発行金融商品の価値を推定するにあたっての残余資本価値の利用可能性を次のように指摘することができる。残余資本価値は、残余としての普通株式の理論値を表しており、これをベースにして、優先株式や株式オプションの価値を別途推定するということが考えられる。たとえば、優先株式に付された優先配当条項の内容にもとづいて残余資本価値を調整することにより、当該優先株式の価値を推定するということが考えられる。また、残余資本価値をオプション評価モデルのインプットとして利用するこ

³⁰ 時価による評価替えは、将来の決済時点において生じる決済差額を期間損益として先取りする処理方法であると捉えることができる。残余資本モデルのもとで負債区分に分類される発行金融商品に対して時価による評価替えの処理を行うことは、当該発行金融商品の決済時点においてその決済差額を損益として処理することと同様に、普通株主に帰属する利益を合理的に計算するという点から支持される。残余資本モデルのもとでの資本は普通株主の持分から構成されており、それ以外の資金提供者の持分は負債項目として扱われることになる。負債項目に関する利子の支払いや決済差額は、普通株主に帰属する利益を計算するための要素として捉えられる。

³¹ もっとも、それら評価差額をその他の包括利益として取り扱うことで、当該評価差額の利益計算に対する影響を小さくすることが可能である。また、損益計算書の表示におけるリサイクルリングによる対応も考えられる。

とで、普通株式を対象とする株式オプションの価値を推定することができる。もっとも、残余資本価値をベースにした、それら優先株式や株式オプションの価値推定は、個々の発行金融商品の契約内容をふまえた個別の推定作業であり、会計情報に直接的に依存しないものであるという点を指摘することができる。

(2) 優先株主を含めた株主一般の価値推定のニーズを満たす所有資本モデル

所有資本モデルの選択

投資家としての主たる情報利用者には、株式という法的形式を有する発行金融商品の保有者すなわち株主を想定することも可能であろう。この場合の株主には、普通株式や劣後株式の保有者に加え、彼らに対して何らかの優先的な請求権が付された優先株式の保有者も含まれる。

通常、企業は普通株式の発行のみならず、優先株式などその他種類株式の発行をつうじてその財務的な政策を実施していると思われる。たとえば、普通株式以外の種類株式として、一定額の配当を継続的に行うというような条項が付された優先株式が考えられる³²。企業会計においては、そのような優先株式が債務の性格を有しているとして、それを負債区分に含める考え方もみられる。このような考え方は、株式という法的形式にとらわれずその経済的実態に着目して、種類株式を貸借対照表の貸方で負債区分に分類しようとするものである。経済的実態を重視する考え方は、規制の観点からも支持されうる³³。しかしながら、いかなる種類株式が発行されたとしても、割合的単位として細分化された株主という地位は一樣であると指摘することができる。そして、そのような地位は、企業の事業の価値から、株主一般と比べて優先される地位にある債権者に帰属する価値を差し引いた残余の価値に与ることができるという適性を示しているといえる。つまり、株主一般は、そのような残余としての株式の価値に与る経済主体としてひとまとめに捉えることができる。

このような捉え方を前提にすれば、債権者に劣後する株主一般の関心は、総体としての種類株式の価値に向けられていると考えられる。また、そのような総体としての種類株式の価値が各々の種類株式の契約内容に応じて各種類株主に配分されるという点にも関心が

³² 優先株式には、転換権や償還権が付されたものも存在するが、ここでは最も単純な優先配当の条項が付されたものを想定する。

³³ たとえば発行企業は、資金調達にあたって負債の増加を免れるために、現金で償還されるというような債務性を有しているにもかかわらず、株式という法的形式をもって金融商品を発行するということが考えられる。このような行為を制限するためには、法的形式にかかわらず経済的実態に着目して、債務性を有する発行金融商品を負債区分に含めるという考え方が支持されうる。

向けられると考えられる。このような状況においては、企業会計が、ひとまず株主一般に対して彼らに帰属するひとまとまりの価値を推定させるような会計情報を提供するという構想が得られる。ここに、投資家としての主たる情報利用者に株主一般を想定するとき、彼らの価値推定のニーズを満足させる貸方区分モデルとしては、株式の種類を問わず株主の持分にもとづいて資本を構成させるような所有資本モデルの選択が考えられる³⁴。所有資本モデルのもとで所有資本とそれにもとづく当期利益を会計情報として提供することにより、所有資本区分に分類される発行金融商品のひとまとまりの価値を直接的に推定させることができる。以下、所有資本モデルのもとで推定対象となる所有資本区分に分類される発行金融商品のひとまとまりの価値を所有資本価値と呼称する。

所有資本モデルの特徴

所有資本モデルのもとでは、資本が株主の持分にもとづいて構成され、さらにそのような資本にもとづいて株主の利益が計算されることになるが、このような計算上の仕組みを有する所有資本モデルの特徴については、次のような点を指摘することができる。

第1に、利益計算の側面から、損益計算書上で株主に帰属する利益が計算されることになるが、このことは、株主よりも優先される地位を有する資金提供者すなわち債権者一般に対して、利子などの対価が滞りなく支払われているか否かということ把握するのに役立つということがあげられる。また、この点は残余資本モデルのもとでの指摘と関連するが、とくに所有資本モデルのもとでは株主一般に帰属する利益が確保されているか否かということが示されることになる。ちなみに残余資本モデルのもとでは最劣後クラスの普通株主にまで利益が確保されているか否かということが示されることになる。しかしながら、これも残余資本モデルのもとでの指摘と関連するが、所有資本モデルのもとで負債区分に分類される発行金融商品について時価による評価替えが行われる場合、利益計算における評価差額の取扱いに関する問題が生じうる。この問題を株式オプションに関連づけて説明すると次のようになる。所有資本モデルのもとでは、株主に帰属する利益を計算することが第一義的な目的であり、株式オプションはコールかプットかにかかわらず、またその決済手段にかかわらず、すべて負債区分に含まれることになる。それら株式オプションについて時価による評価替えが行われる場合、利益計算において当該評価差額の取扱いが問

³⁴ ここでの「所有」という用語は、第6章で述べたように、議決権の行使をつうじた企業経営に対するコントロール(支配)を有するか否かにかかわらず、企業が発行する株式を保有して、企業価値の分配に与ることができる地位(株主の立場)という意味で用いている。したがって、議決権が伴わず、会社財産の分配に関する契約から主として構成される優先株式も所有資本に含まれる。

題となりうる。

第2に、所有資本モデルのもとで推定対象とされる所有資本価値の利用可能性については次のように指摘することができる。所有資本価値は、株式という法的形式を有する発行金融商品の結合価値であるから、これを種類株式間で按分することで、普通株式や優先株式の価値を推定することができる。ただし、所有資本価値を按分する作業は、個々の種類株式の契約内容にもとづいた別個の価値推定の作業となる。

なお、第8章でも述べたように、所有資本モデルのもとでの資本は、株式という法的形式を有する発行金融商品で構成されているから、日本の概念フレームワークおよび会計基準において定義される株主資本と一致していると考えられる。

(3) 株主とコールオプション保有者の価値推定のニーズを満たす積極参加資本モデル 積極参加資本モデルの選択

投資家としての主たる情報利用者には、株主とともに、株主が与る価値に対して経済的に関連する地位を有しているコールオプション保有者も含めて想定することが可能である。

第6章で貸方区分モデルを抽出した際に指摘したように、株式とそれを対象とするコールオプションは、経済的に近似しているとみなすことができる。株式の価値が変動すれば、コールオプションの価値もそれに連動して同一の方向に変動することになる³⁵。また、コールオプションの保有者は決済（権利行使）を行うことにより、現金または株式という形態でペイオフ³⁶を獲得することができるが、当該ペイオフは、突き詰めてみれば株式の価値からの譲渡分とみなすことができよう³⁷。たとえば、コールオプションの純額による現金決済については、その保有者がオプション投資を清算するにあたって、株式の価値の一部を現金で受領することとして説明することができる³⁸。また、コールオプションの自社株式による決済については、享受する株式の価値の一部を株式という投資形態のもとで、

³⁵ コールオプションの価値の変動の仕方については上方にも下方にも株式価値との連動があるが、下方では権利行使価格という下限が定められているのが通常である。

³⁶ 株式オプション保有者が決済をつうじて最終的に獲得するペイオフは、オプション保有者が当初企業に払い込んだプレミアムと決済時点におけるオプションの時価との差額（決済差額）として計算することができる。

³⁷ 一般的に、発行金融商品の保有者がその決済をつうじて獲得するペイオフは、総体としての企業の事業の価値（債権の価値を含む）から払い出されるものと捉えることができるが、当該払出しは、最終的には残余としての株式の価値に影響を及ぼすものとみなすことができる。

³⁸ しばしば配当は、株式の価値の一部を現金化して分配する行為として説明されるが、このような見方からは、現金決済されるコールオプションを次のように説明することができる。すなわち、当該オプションは、イン・ザ・マネー時に株式の価値の一部を現金として受領することができる配当請求権のようなものとみなすことができる。

当該保有者が再投資しているとして説明することができる³⁹。このように株式とコールオプションは経済的に緊密な関係を有していると考えられる⁴⁰。

このような株式とコールオプションの関係を前提とすれば、株式とコールオプションを（たとえ現金決済であっても）経済的に同等な性格を有する発行金融商品とみなすことが可能と考えられる。両者の経済的な性格からそれらを識別する意義が乏しいとされる場合、株式オプションを株式の一種とみなしたうえで、両者をひとまとまりの種類株式として捉えることもできる。このとき、株主とコールオプション保有者が、経済的に同等な性格を有する発行金融商品である株式とコールオプションの結合価値を、単一種類の株式の価値として、ともに関心を有するということが考えられる。ここに、株主およびコールオプション保有者を主たる情報利用者として想定する場合、企業会計が彼らに対して、株式とコールオプションの結合価値を単一種類の株式の価値として推定させるような一組の資本と利益を提供するという構想が得られる。株式とコールオプションの結合価値を直接的に推定させる貸方区分モデルには、株主の持分とコールオプション保有者の持分にもとづいて資本が構成される積極参加資本モデルがあげられる。積極参加資本モデルのもとで積極参加資本とそれにもとづく当期利益を会計情報として提供することにより、積極参加資本区分に分類される発行金融商品のひとまとまりの価値を直接的に推定させることができる⁴¹。以下、積極参加資本モデルのもとで推定対象となる積極参加資本区分に分類される発行金融商品のひとまとまりの価値を積極参加資本価値と呼称する。

積極参加資本モデルの特徴

積極参加資本モデルのもとでは、資本が株主の持分とコールオプション保有者の持分にもとづいて構成され、さらにそのような資本にもとづいて株主とコールオプション保有者にまとまって帰属する利益が計算されることになる。このような計算上の仕組みを有する積極参加資本モデルの特徴については、次のように指摘することができる。

第1に、積極参加資本モデルにおいては、コールオプションが資本に含まれることから、それが負債に含まれる場合と比べて、将来利益の予測に適した（不確実な要素が相

³⁹ このような説明は、純額による株式決済と現物決済の両方にあてはまる。

⁴⁰ コールオプションが失効した場合、当該オプションの価値については、権利行使の対象となる株式の価値に含まれるか、あるいは消滅してしまうということが考えられる。

⁴¹ 「積極参加」という用語は、第6章で指摘したように、株主のみならず、コールオプション保有者も企業が発行する株式の価値に与ることができ、プラス方向の価値変動に期待して、株式の価値に積極的に参加しているという意味のもとで用いている。

対的に小さい) 利益情報を提供することができるという点を指摘することができる⁴²。株主に帰属する利益を計算することを第一義的な目的とする利益計算の仕組みにおいては、コールオプションを負債区分に分類する考え方が支持されると思われるが、そこでは、そのプレミアムと決済時点におけるオプションの時価との差額(ペイオフに相当する決済差額)が損益として処理されることが通常考えられる。しかしながら、将来の決済時点において生じるであろうコールオプションに関する決済差額を損益とみなす場合、当該損益を含む将来利益の予測においては不確実な要素が大きくなるといえる。株式オプションの性質として、その最終的な決済差額は、将来の決済時点における株価にもとづいて決定されるからである。また、仮にコールオプションを時価で評価替えする場合においても、当該評価差額を損益として処理することにより、将来利益の予測に際して不確実な要素が大きくなる。積極参加資本モデルにおいて、コールオプションに関する決済差額などは、積極参加資本区分内の持分の変動要素として扱われるため、それが損益として扱われる場合に生じる、将来利益の予測に対する影響を回避することができる。しかしその一方で、積極参加資本モデルのもとでは、損益計算書において株主に帰属する利益が直接的に表示されないという点を指摘することができる。情報利用者が株主に帰属する利益を別途把握するには、株主とコールオプション保有者にまとまって帰属する利益に、資本変動計算書において示されるコールオプションに関する決済差額などを加味する必要がある。

第2に、積極参加資本モデルのもとで推定される積極参加資本価値は、株式の価値とコールオプションの価値との結合価値であるが、当該価値を対象とする推定プロセスの特徴を次のように指摘することができる。すなわち、積極参加資本モデルのもとではコールオプションに関する決済差額などが積極参加資本区分内の持分の変動要素として扱われるが、このことは、それら項目が損益として処理され、さらに株式の価値を推定するためのインプットとして扱われるような循環論的な価値推定プロセスを回避することにつながる、という点を指摘することができる。コールオプションに関する評価差額や決済差額を株式の価値を推定するためのインプットとみなすような価値推定プロセスは、コールオプションの価値が株式の価値と直接的に連動するということをふまえれば、株式の価値変動を加味して株式の理論値を求めるような循環論的なものであるとみることができる。積極参加資本モデルのもとでは、株式の価値変動にもとづいて、株式の理論値を求めるような循環論的な価値推定プロセスが回避されることになる。ただし、積極参加資本モデルのもとでは、

⁴² また、積極参加資本モデルにおいては、決済手段にかかわらず、すべてのコールオプションが資本区分に含まれることになるから、オプション保有者に対して同一の価値を引き渡す契約が、決済手段の相違を理由に異なる会計処理が行われてしまうというような問題が解消されるという点も期待できる。

プットオプションがその決済手段にかかわらず負債区分に分類されるため、プットオプションの評価差額や決済差額を損益に含める場合、循環論的な価値推定プロセスが厳密に回避されているとはいえない。プットオプションに関する評価差額や決済差額も自社株式の株価に連動して生じることになるからである。

(4) 株主とオプション保有者の価値推定のニーズを満たす参加資本モデル

参加資本モデルの選択

株式とコールオプションは経済的に近似していると捉えられ、各々の保有者がそれら発行金融商品をひとまとまりの種類株式とみる場合、株主とコールオプション保有者はともにその結合価値に対して関心を有するという論理展開から、両者を主たる情報利用者として想定することができたが、株式の価値と直接的に連動するという性質に着目すれば、コールオプション保有者のみならずプットオプション保有者も含めて主たる情報利用者を想定することが可能と思われる。ここでの主たる情報利用者については、プラス方向のみならず、マイナス方向の変動を含めた広い意味での株式の価値に関心が向けられていると想定することができる。

プットオプションの価値は、株式やコールオプションの価値と反対方向に変動する性質を有しているが、株式の価値と直接的に連動するという点は、コールオプションと同様である。また、この点もコールオプションと同様であるが、プットオプションの決済（権利行使）にあたって、その保有者は、株式の価値の一部を現金または株式⁴³として受領することができる。これらの点は、株式とコールオプションのみならず、株式とプットオプションについても、経済的に緊密な関係を有しているという捉え方が可能であることを示唆している。総じてこのような見方は、株式オプションを、コールであれプットであれ、株式の価値を属性とするひとまとまりの発行金融商品として捉えようとするものである。株式と株式オプションとの関係をこのように捉えるのであれば、両者のまとまりを広い意味での単一の株式とみなし、それらの結合価値を広い意味での株式の価値とみなすことが可能である。また、株主と株式オプション保有者が、株式と株式オプションのまとまりを広い意味での株式と捉える場合（株式の範囲を広義に解釈する場合）、それらの結合価値の推定について両者がともに関心を有するということも考えられる。ここに、株主と株式オプション保有者を主たる情報利用者として想定する場合、企業会計が彼らに対して株式と株式オプションの結合価値を推定させるような一組の資本と利益を会計情報として提供する

⁴³ プットオプションを株式決済する際には、純額による株式決済がある。

という構想が得られる。株式と株式オプションの結合価値を直接的に推定させる貸方区分モデルとしては、株主の持分と株式オプション保有者の持分にもとづいて資本が構成されるような参加資本モデルがあげられる。参加資本モデルのもとで、参加資本とそれにもとづく当期利益を会計情報として提供することにより、広い意味での株式の価値に相当する、参加資本区分に分類される発行金融商品のひとまとまりの価値を直接的に推定させることができる⁴⁴。以下、参加資本モデルのもとで推定対象となる参加資本区分に分類される発行金融商品のひとまとまりの価値を参加資本価値と呼称する。

参加資本モデルの特徴

参加資本モデルのもとでは、資本が株主の持分とオプション保有者の持分にもとづいて構成され、さらにそのような資本にもとづいて株主とオプション保有者にまとまって帰属する利益が計算されることになる。このような計算上の仕組みを有する参加資本モデルの特徴については、次のように指摘することができる。

第1に、参加資本モデルにおいては、コールかプットかを問わずに、またその決済手段を問うことなく、すべての株式オプションが資本に含められることになるが、このような考え方は、現行の会計基準が抱えている株式オプションの会計問題を解消する可能性がある。第8章で述べたように、現行の会計基準とくに米国会計基準および国際会計基準においては、コールかプットかという視点から株式オプションを負債または資本に分類する考え方と、その決済手段が現金か自社株式かという視点からそれを負債または資本に分類する考え方が複雑に交錯しており、このことが、貸方における株式オプションの分類の判定を複雑化させている。参加資本モデルでは、株式オプションの価値が株式の価値に直接的に連動していることに着目して、すべての株式オプションが株式の一種とみなされ（株式の範囲が広義に解釈されて）、対象とする株式とともにそれらの株式オプションが資本に分類されることになる。したがって、貸方における株式オプションの分類が多様な判定要因にもとづいて複雑化することを回避することができる。

第2に、積極参加資本モデルのもとでの指摘と関連するが、参加資本モデルのもとでは、コールかプットかにかかわらず、株式オプションが資本に分類されることから、それらが負債に含められる場合と比べて、将来利益の予測に適う（不確実な要素が相対的に小さい）利益情報を提供することができる、という点をあげることができる。株式オプションの評

⁴⁴ ここでの「参加」という用語は、第6章で指摘したように、株主とともに、コールオプション保有者がプラス方向の価値変動を期待して株式の価値に積極的に参加し、その一方でプットオプション保有者もマイナス方向の価値変動を期待して株式の価値に消極的に参加しているという意味のもとで用いている。

価差額や決済差額を損益として扱うことがなく、将来利益の予測において、そのような損益に伴うであろう不確実性を回避することができるからである。また、これも積極参加資本モデルのもとでの指摘と関連するが、参加資本モデルのもとでは株式オプションを資本に含めてそれを価値推定の対象として扱うため、株式オプションを負債に含めてその評価差額や決済差額を価値推定のインプット（利益）として捉えるような循環論的な価値推定プロセスを回避することができるという点をあげることができる。

第3に、自社株式の価格変動の影響をうける株式オプションに関する損益を取り込まないということから、企業活動にもとづく本来の業績の測定が行われる、ということを指摘することができる。コールであれプットであれ、それら株式オプションの価値は、対象となる自社株式の価格から大きく影響を受ける。株式オプションの価値の変動部分を損益として処理する場合（純額で現金決済される場合でも）、その損益は、自社株式の価格変動の影響を受けることになる。そこには第2のところでは指摘したように循環論的な価値推定プロセスを招くおそれがあるとともに、対象企業の本来の業績の測定を歪めるおそれも出てくる。このような状況は、次のように説明することもできる。株式オプションが負債に分類され、その評価差額や決済差額が損益として扱われた場合、コールオプションのときには、自社株式の価格が上昇すれば損失が計上されることになり、プットオプションのときには、自社株式の価格が下落すれば利益が計上されることになるという会計処理を招くことになる。投資家によって対象企業が評価され株価が上昇しているのに、その対象企業の会計処理ではそれが原因で損失計上が行われ、逆に投資家の評価によって株価が下落しているときは、それが原因で利益計上が行われてしまう。コールかプットかにかかわらず（株式オプションの設計において自社株式の価格の正負いずれの方向で価値変動の方向を設定しても）、また決済手段が現金であっても株式であっても、それを資本に分類することは、企業活動から生じる本来の業績の測定が適切に行われるよう方向づけがなされることになる、ということを指摘することができる。

(5) 投資家一般の価値推定のニーズを満たす財務資本モデル

財務資本モデルの選択

本節のこれまでの議論においては、株主や株式オプション保有者にもとづいて会計情報の主たる利用者をさまざまに想定してきたが、最も広い意味での主たる情報利用者には、株主や株式オプション保有者のみならず債権者も含めた投資家一般を想定することが可能である。

通常、債権者による投資の性質は、株式の価値変動とほとんど無関係にあることから、

債権者は、株式や株式オプションの価値について基本的に関心を持たない経済主体であるとみなされている。それは、債権契約が確定されたキャッシュフローを対象としているという点から説明することができる。しかしながら、債権者はその投資行動において、投資先企業が保有する資産に注目したうえでその静態的な側面を評価することはもちろんのこと、現在および将来時点における約定利回りの受取りと投資元本の回収を左右するような、投資先企業の事業活動から得られる不確実な将来キャッシュフローについても関心を抱くということが考えられる⁴⁵。また、債権者においては、そのような投資先企業の事業活動から得られる将来キャッシュフローを推定するために、事業活動から得られるであろう将来利益についての予測を行うということが考えられる⁴⁶。さらに、事業活動にもとづいて計算される資本と利益という会計情報を用いることで、投資先企業の総体としての事業の価値を推定し、それにもとづいて事業の将来性を評価するということも考えられる。

債権者がこのような情報利用目的を有していると考えられること、また周知のことではあるが、債権者も企業の事業に対する資金提供者として株主や株式オプション保有者と同様に事業のリスクを負担していることをふまえれば、債権者から株主までの広範な資金提供者の関心は、企業の事業活動から得られるであろう将来キャッシュフローや将来利益、さらにはそれらから推定可能な事業の現在価値に向けられていると説明することができる。

また、現代の証券市場における発行金融商品の多様性のもとでは、資金提供者は、さまざまな契約条項により、その投資のポジションを複合的なものにすることができる。この場合、個々の資金提供者を明確に区別することは困難となるとみられる。さらに、複合的なポジションを有しているという点からは、彼らの会計情報や価値推定に関するニーズも複合的なものとなる可能性がある。たとえば、償還に関するオプションと普通株式への転換に関するオプションが付された社債の保有者は、基本的な社債保有者が有するニーズに加えて、株主の立場からのニーズも有しているということが通常考えられる。このような複合的なニーズについては、現金決済と株式決済の両方が付されたコールオプションの保

⁴⁵ 債権者については、基本的に、企業の支払能力に関心があるという側面が強調して取り上げられるが、ここではそのことに加えて、債権者も株主や株式オプション保有者と同様に、企業の将来キャッシュフローについて関心があると仮定する。このような仮定は、債権者が現在時点における企業の支払能力のみならず、将来時点における企業の支払能力にも注意を払わなければならないという観点からは、それほど違和感のあるものではないように思われる。また、Palepu, et al. (2000) は、資金の貸手が借手との継続的な関係を期待する銀行その他金融機関である場合、企業の成長性が利益を生み出す金融サービスの機会を提供しようという点で、企業の経営戦略分析や将来性分析が債権分析に含められることは驚くべきことではないとしている (chap. 14 - 4)。

⁴⁶ 投資先企業の事業活動から得られる将来キャッシュフローや将来利益に対する関心は、株主や株式オプション保有者の立場においても生じるであろう。

所有者や、普通株式への転換権が付された償還条項付優先株式の所有者などにおいても想定することができる。したがって、このような状況において、特定の資金提供者のもとで主たる情報利用者を想定することは現実的に妥当とはいえない。むしろ、資金提供者が複合的なポジションをとりうることをふまえて、債権者から株主までの広範な資金提供者を主たる情報利用者として捉えるということが考えられる。もっともここでは、彼らに共通する関心事の中心は、企業の事業活動ないしはそこから創出される事業の価値に向けられていると考えることができる。各資金提供者が発行金融商品をつうじて享受できる価値は、事業の価値を源泉としていると考えられるからである。

ここに、主たる情報利用者として、債権者から株主までを含めた投資家一般を想定するとき、企業会計が彼らに対して投資先企業の事業の価値を直接的に推定させるような会計情報を提供するという構想が得られる。投資先企業の事業の価値を直接的に推定させるような一組の資本と利益を提供する貸方区分モデルとしては、すべての発行金融商品を資本区分に含めるような財務資本モデルがあげられる⁴⁷。財務資本モデルのもとで財務資本とそれにもとづく当期利益を会計情報として提供することにより、事業の価値に相当する、財務資本区分に分類される発行金融商品のひとまとまりの価値を直接的に推定させることができる⁴⁸。以下、財務資本モデルのもとで推定対象となる財務資本区分に分類される発行金融商品のひとまとまりの価値を財務資本価値と呼称する。

財務資本モデルの特徴

財務資本モデルのもとでは、企業が発行するすべての金融商品が財務資本に含められ、そのすべての発行金融商品について利子もしくは配当または決済差額が、投資家との直接的な取引により生じる財務資本区分内の持分の変動要素として取り扱われることになる。このような計算上の仕組みを有する財務資本モデルの特徴については、次のように述べることができる。

第1に、財務資本モデルにおいては、企業の財務政策に左右されない利益情報を表示することができる、ということ指摘することができる。財務資本モデルのもとで計算される利益は、いかなる種類の発行金融商品であれ、それに伴う利子や配当、決済差額を一切

⁴⁷ ここでの「財務」という用語は、第6章で指摘したように、企業の財務活動における資金調達源泉をひとまとめに捉えるという意味のもとで用いている。

⁴⁸ 川村（2010）は、企業活動を事業活動と財務活動とに識別して、事業活動の価値を投資家に推定させる構想においては、「資本と利益の開示対象となる企業活動が事業活動に限定されるとともに、そこで開示される利益は、残余持分利益ではなく、事業活動に対するすべての資金提供者の持分に帰属する利益となる。」（p. 190）としている。

含むことなく、企業の事業活動から生じる損益のみで構成されることになるから、当該利益は、財務政策に左右されない利益情報としての性格を有しているとみることができる。

第2に、財務資本モデルのもとで計算される利益は、財務政策に左右されないということから、将来利益の予測に適した利益情報としての性格を有している、ということを描することができる。通常の安定した事業活動にもとづいて計算される利益情報は、将来利益を予測するのに適しており、とくに財務資本価値を推定するにあたって有益である。もちろん、このような指摘の前提として、ビジネスモデルの安定性が取り上げられる。また、ここで想定される事業活動からもたらされる利益には、事業活動にグルーピングされる負債、たとえば事業資産と紐付きの債務（リース債務や事業資産が担保となっている債務）の変動も反映されていることに留意を要する。

第3に、財務資本モデルのもとで提供される財務政策に左右されない利益情報は、すべての資金提供者が分配に与ることが可能な、投資先企業の事業から得られる恒久的な将来キャッシュフローを予測する際にも役立つと考えられる。一般に会計利益はキャッシュフローの配分結果として捉えられるものであり、事業活動にもとづく利益情報は、事業から得られるキャッシュフローに関する高度な予測可能性を有しているといえる。財務資本モデルのもとで提供される利益情報は、投資家一般に財務資本価値を推定させるのみならず、事業から創出されるキャッシュフローの推定という広範な情報ニーズも満たしうると考えられる。

ただし、第1から第3の指摘に関連して、財務資本モデルのもとでは、損益計算書におけるボトムラインとしての利益情報が事業利益として表示されるため、企業の財務活動のもとで生じる利子や配当などが損益計算書において表示されないという点も指摘することができる。したがって、株主やその他の資金提供者に帰属する利益を把握するためには、事業利益に財務資本区分内の持分の変動要素を加味して別途計算する必要がある。

第4に、財務資本モデルのもとでの資本と利益に関する情報の提供は、企業の財務的な側面を構成するすべての発行金融商品の価値からなる結合価値を直接的に推定させることができるが、このことは、発行金融商品の価値の推定が、企業会計で提示される資本と利益という主たる会計情報にもとづいて行われうるということを強調することになる。つまり、市場で観察される発行金融商品の時価は、貸借対照表において表示すべき事項として捉えるのではなく（すなわち会計情報として扱わず）、資本と利益という主たる会計情報の利用をつうじて推定する発行金融商品の価値（理論値）の参照対象として位置づけられるという考え方が強調されることになる。このような考え方からは、理論値の参照対象となる発行金融商品の時価はむしろ注記で足りるという見方が導かれる。ただし、財務資本モ

デルのもとで推定される財務資本価値は、すべての発行金融商品の価値から構成される結合価値であるから、この価値をどのような基準にもとづいて各種の発行金融商品に按分するかという問題が生じる。按分の基準には発行金融商品の契約内容や時価さらには簿価を用いることが考えられる。

(6) 小括

以上本節では、主たる情報利用者を各種の資金提供者にもとづいてさまざまに想定し、彼らの価値推定のニーズを満たすという要因から、貸方区分モデルの選択問題を論じてきた。また、これに関連して貸方区分モデルについての特徴も指摘した。下記の図表 9-1 は、その内容を大まかにまとめたものである。

図表 9-1 主たる情報利用者の価値推定のニーズを満たす貸方区分モデルの特徴

	想定される主たる情報利用者				
	普通株主	株主	株主・コールオプション保有者	株主・株式オプション保有者（プットオプション保有者を含む）	投資家一般（株主や株式オプション保有者に加え債権者も含む）
貸方区分モデル	残余資本モデル	所有資本モデル	積極参加資本モデル	参加資本モデル	財務資本モデル
利益計算上の特徴	財務政策の影響を含めた普通株主に帰属する最終的な利益が計算される。 株式オプションの評価差額や決済差額を利益計算にどのように取り込むかという問題が生じる。	株式という法的形式を有する発行金融商品の保有者の利益を計算することができる。 株式オプションの評価差額や決済差額を利益計算にどのように取り込むかという問題が生じる。	コールオプションの評価差額や決済差額が資本区分内の持分変動要素として扱われるため、将来利益の予測に適した利益情報を提供することができる。 コールオプションに関連する循環論的な価値推定プロセスを回避することができる。	コールであれプットであれ株式オプションのすべてが資本に分類されるから、積極参加資本モデルに比べて、将来利益の予測に適した利益情報を提供することができる。 また、循環論的な価値推定プロセスを回避し、企業活動にもとづく本来の業績の測定が可能となると考えられる。	企業の財務政策に左右されない、将来利益の予測に適した利益情報を提供することができる。またすべての資金提供者が分配に与ることが可能な、投資先企業の事業から得られる恒久的な将来キャッシュフローを予測する際にも役立つ。
	総じて、資本の範囲が広がるにつれて、負債項目たる発行金融商品の評価差額や決済差額の取扱いに関する問題が緩和されると同時に、財務政策の利益計算に対する影響が小さくなる。また、資本の範囲が狭くなるにつれて、残余請求者としての普通株主に帰属する最終的な利益が計算されることになる。ここでの普通株主に帰属する最終的な利益は、財務活動の影響をすべて含めた企業活動全体の業績に相当する。				
貸方区分モデルのもとでの資本利益情報により推定できる価値	残余資本価値 (普通株式の価値)	所有資本価値 (株式の価値)	積極参加資本価値 (株式とコールオプションの結合価値)	参加資本価値 (株式と株式オプションの結合価値)	財務資本価値 (すべての発行金融商品の結合価値)
総じて、資本の範囲が広がるにつれて、推定される価値が複数の発行金融商品の結合価値となり、資本の範囲が狭くなると、推定対象となる価値が残余の請求権の価値に絞られていくことになる。ただし、事業の価値に相当する結合価値が推定された場合には、その結合価値を、契約などを利用して各種の発行金融商品の価値に按分することができる。また、残余資本モデルのもとで推定できる、残余請求権としての普通株式の価値にもとづいて、普通株式と優先株式の結合価値や、株式と株式オプションの結合価値も推定することができる。					

このように、貸方区分モデルの特徴については、資本の範囲が広がると（または負債の範囲が狭くなると）財務活動により生じる発行金融商品の評価差額や決済差額が損益として扱われる範囲が小さくなり、損益計算書におけるボトムラインが事業活動にもとづく利益に近づいていくことになる。また本節では、このような説明に加えて、主たる情報利用者以外の利用者にとっても貸方区分モデルのもとで提供される会計情報が有益となる可

可能性があることや、ある貸方区分モデルのもとで、それが本来推定の対象としている価値以外の価値についても（追加的な手続きは生じるが）投資家に推定させることが可能であるということを指摘した。

次に、財務諸表本体以外の手段をつうじて情報提供の範囲を拡大していく場合に、貸方区分モデルの選択問題がどのように取り扱われるのかという点や、どのような範囲の投資家をもって、主たる情報利用者を想定することが妥当なのかという点から、貸方区分モデルの選択問題を改めて検討する。

2 情報提供の手段と主たる情報利用者としての投資家の範囲から考える貸方区分モデルの選択問題

(1) 情報提供の手段と貸方区分モデルの選択問題

本節におけるここまでの議論では、主たる情報利用者を一定の範囲の投資家のもとでさまざまに想定し、彼らに帰属する価値を推定させるという観点から、貸方区分モデルの選択を論じてきた。そこでは、（割引率の推定も不可欠ではあるが）貸借対照表における資本簿価と損益計算書におけるボトムラインとしての利益の表示をつうじて、主たる情報利用者に帰属する単一の価値を当該利用者に推定させるという論理展開を前提としていた。

しかしながら、これらの議論のプロセスにおける前提として、まず、情報提供の手段については、財務諸表本体のみを想定してきたということがあげられる。企業会計における情報提供の手段には、財務諸表本体以外にも、財務諸表本体に関する注記や補足情報などをあげることができる。仮に、注記や補足情報などの手段をつうじて、発行金融商品に関する利子・配当の支払い、さらには決済差額に関する情報が十分に提供される状況があれば、貸方区分モデルの選択問題は中立的なものとして扱われることになる。なぜなら、財務諸表本体で提供できない情報がある場合には、情報の作成と提供に関する追加的なコストの負担は生じるが、財務諸表本体以外の手段を用いて価値推定に十分な情報を提供することができると考えられるからである。つまり、財務諸表本体において、どのような区分モデルを選択しようとも、財務諸表本体以外の手段を用いて十分な情報を提供することができるのなら、財務諸表本体において任意の区分モデルを選択することの意義が低められてしまうことになる。

ただし、財務諸表本体とそれ以外の手段にもとづいて十分な情報提供を行っていくということについては、情報の作成と提供に関する多大なコストの負担から、実行可能性の問題が生じることになる。財務諸表本体以外の手段による情報提供は不可欠なものであるが、それは、コストとベネフィットの観点から、ある一定程度の範囲で制限されることが通常

想定される。しかしながら、このような制限が生じるからこそ、財務諸表本体という枠組みにおいて、合理的な資本利益計算の選択と、それにもとづく資本と利益に関する会計情報の提供が求められることになると考えられる。ここに、財務諸表本体という枠組みで貸方区分モデルの選択問題を扱うことの意義が示されることになると考えられる。

具体的に、財務諸表本体と財務諸表本体以外の手段を用いて、価値推定のニーズを満たすような情報提供を行っていく場合、次のような構想を示すことができる。まず、第一のステップとしては、財務諸表本体を用いて、主たる情報利用者を構成する資金提供者が共通して関心を寄せるような情報を提供していくということが考えられる。そしてそのような情報提供が主たる情報利用者のニーズを満たすものであるならば、第二のステップとして、主たる情報利用者を構成する資金提供者をいくつかのグループに分けて、彼らの価値推定のニーズを財務諸表本体以外の手段を通して個々に満足させていくという構想が得られる。

次に、どのような範囲の投資家をもって主たる情報利用者を想定するかという視点から、貸方区分モデルの選択問題を検討する。

(2) 主たる情報利用者としての投資家の範囲から考える貸方区分モデルの選択問題—二組の資本と利益の提供：財務資本と参加資本の混合モデル

財務諸表本体において、貸方区分モデルのうち、どの区分モデルを選択することができるかということを検討するにあたり、まずは、どのような範囲の投資家をもって主たる情報利用者を想定するかということを検討する必要がある。

一般的に、主たる情報利用者を想定する場合、その見解については、特定の地位やポジションが固定されている投資家を想定するということが考えられる。すなわち、主たる情報利用者として、株式という法的形式を有する発行金融商品の所有者である株主を想定する場合や、株主とオプション保有者といった広く株式の価値に関与する資金提供者をひとまとめに想定する場合があげられる。しかしながら、すでに述べたように、現代の証券市場において、企業にとっての請求権者たる資金提供者は、さまざまな契約条項により、複合的なポジションをとりうるということが想定される。このことは、個々の資金提供者の立場を明確に区別できないという困難性を生じさせることになる。また、このような状況においては、それら資金提供者が有する会計情報や価値推定のニーズも複合的なものになる可能性がある。これについてもすでに触れたが、たとえば、償還に関するオプションと普通株式への転換権が付された社債の所有者について考えてみると、当該社債保有者は、債権者と普通株主の両方の立場からのニーズを有しているということが通常想定される。このこ

とから、特定の地位やポジションを固定的に想定して、特定の資金提供者もって主たる情報利用者を想定することは現実的に妥当とはいえないと思われる⁴⁹。このような状況ではむしろ、現代の証券市場において、資金提供者は複合的なポジションをとりうるという観点から、債権者から株主までの広範な資金提供者としての投資家一般を想定し、彼らを主たる情報利用者としてみなす方が妥当といえる。

次に、価値を推定させるということについては、推定対象となる価値の範囲をどのように想定するかということを検討する必要がある。まずは、大枠としての企業の事業の価値を先に推定させるか、それとも価値推定の対象として大きく関心が向けられる株式の価値を先に推定させるかということが考えられる⁵⁰。通常、企業会計では、このいずれの価値推定に対しても、そのニーズを満足させるような一組の資本と利益に関する情報を提供することが可能である。

ただ、株式のうちとくに普通株式の所有者に帰属する利益の計算ということになると、すでに指摘したように、最劣後としての残余資本に対する利益を計算することになるため、株式オプションの決済差額などの影響で利益の変動性が高まり、次期以降の将来利益を予測するための指標としては不十分な面が懸念される。また、普通株式の価値を推定するために、株式オプションの決済差額などを反映した残余資本に対する利益を用いる、というような循環論的な価値推定プロセスの問題も生じうる。さらに、これも先に触れた点であるが、とくに国際的な議論においては、企業本来の業績の測定を妨げることになる直感に反する会計手続きという問題も指摘される⁵¹。

普通株主に帰属する利益は、最劣後の持分（残余請求権）について、企業活動の最終的な結果として、どのような影響を受けることになったのかというてん末を把握するという意味で重要度の高い情報であるといえる。しかしながら、価値推定にあたっては「変動性の小さい」という特性を有していることが望ましいといった点や、企業本来の業績の測定という面からは自社株式の価値変動の影響が除外されていることが望ましいといった点からは、普通株主に帰属する利益は必ずしも普通株式の価値を推定するのに適した情報であ

⁴⁹ この点は、FASB、IASB、およびASBJのそれぞれの概念フレームワークにおいても考慮されているとみられる。

⁵⁰ 企業の投資全体の価値からみるか、個別の発行金融商品の価値からみるかという視点は、価値の推定について資産側の貸借対照表の借方から考えるか、資金調達側の貸方から考えるかという視点と結び付く。

⁵¹ この問題は、EFRAG 討議資料（2014）で詳細に議論されている。EFRAG 討議資料（2014）は、反直感的な会計手続きを回避し、企業の業績を可能な限り正確に測定するために、株式オプションなど企業の株式の価値に連動する金融商品を第3の貸方区分に分類するような会計システムを論じている。

るとはいえない。

他方、これもすでに述べた点であるが、事業の価値を推定するための利益については、財務政策に左右されない、将来利益の予測に適した利益情報としての性格を有しているということが指摘された。つまり、普通株式の価値を推定するための利益と比べて、とくに超過利益モデルのもとでの将来利益の予測という側面では、事業の価値を推定するための利益の方が相対的に優位であるということを指摘することができる。

このような整理からすれば、投資家一般から構成される主たる情報利用者に対しては、第一のステップとして、さしあたり事業の価値に相当する財務資本価値を推定させるということが考えられる。投資家一般の立場からは、事業の価値は、企業が有する投資の価値の総体として捉えられるものであり、彼らにとって共通の関心事として強調されるものである。したがって、第一のステップとして事業の価値を推定させるという構想は、次のような点で有益であると考えられる。すなわち、個々の発行金融商品をつうじて享受される価値は企業の事業の価値を源泉としているから、この大枠としての事業の価値を投資家一般に推定させることができれば、各種の発行金融商品の価値を推定させることも按分というプロセスを通して可能となると考えられる。たとえば、各種の発行金融商品の抛出額（簿価）や時価にもとづいて加重平均を用いる方法、さらには発行金融商品の時価（たとえば株価）を用いる方法などにより大枠としての価値を按分する簡易な方法を想定することができる。

このように、投資家一般の立場からは、企業が有する事業の価値の総体である財務資本価値を推定させるような情報の提供が考えられ、このようなニーズを満たす貸方区分モデルとして、まずは財務資本モデルが選択されると考えられる。

次に、投資家一般が有する価値推定に関する情報のニーズとしては、企業全体としての事業の価値から、企業が発行する個々の金融商品に帰属する価値に関心が向けられると想定される。そうすると、次のステップとして、大枠としての価値を按分させるときに、発行金融商品のなかでどのように境界線を引くかということが問題としてあげられる。まず考えられるのは、株式の価値を推定させて、事業の価値を単純に株式の価値とそれ以外の価値に按分させるという方法が考えられる。また、ここでの株式の価値については、株式と株式オプションのまとまりを単一の種類株式とみなしたうえで想定できる、それらの結合価値もあげることができる。すなわち、株式の価値に株式オプションの価値を加えた、広い意味での株式の価値（本研究においては参加資本価値と呼称）を事業の価値から按分させるような構想も考えられる。ここでは具体的に、事業の価値としての財務資本価値を参加資本に帰属する価値と非参加資本に帰属する価値とに按分させるということが考えら

れる。

すでに述べたように、株式の価値を厳密に推定しようとする場合、市場の環境が十分に整っている普通株式の推定が中心となりえるが、普通株式の価値の推定には、上述した複数の問題が伴うことになる。繰り返しになるが、株式オプションを非資本項目（負債項目）として扱うことについては、最劣後の資金提供者に帰属する利益を計算することはできるが、そのような利益は変動性が高くなってしまふことや、株式の価値推定のプロセスにおいて推定対象となる株式の価格変動の影響を利益に取り込んでしまふという問題が生じてしまふ。これらの点をふまえるならば、財務政策の影響を極力回避するような形で推定のコストを小さくすること、また循環論的な価値推定のプロセスを回避することという側面からは、株式オプションを株式の一種として資本項目とみなし、通常の株式とともにむしろ推定の対象として扱うということが考えられる。

このように、投資家一般を主たる情報利用者とみなして、彼らの価値推定のニーズを満足させるという場合、企業の事業の価値を推定させる資本と利益の情報とともに、事業の価値にもとづいて広い意味での株式の価値（株式と株式オプションの結合価値）を推定させるような資本と利益の情報もあわせて提供するという構想が得られる。広い意味での株式の価値か否かという点は、大枠としての財務資本価値を切り分ける適切な基準であるとみなすことができる⁵²。つまり、貸借対照表と損益計算書においては、貸方区分モデルの選択として、財務資本にもとづいて利益を計算する仕組みと、参加資本にもとづいて利益を計算する仕組みのもとで成立する混合モデル、すなわち財務資本と参加資本の混合モデルを取り上げることができる。具体的に、貸借対照表の貸方においては、総体としての資本に相当する財務資本を表示したうえで、その内訳項目として参加資本を表示し、さらに、損益計算書においてはそれぞれの資本にもとづく利益を表示させるというような二組の資本と利益を会計情報として提供するということが考えられる⁵³。

図表 9-2 は、設例 9-1 にもとづいて、財務資本と参加資本の混合モデルにおける貸借対照表と損益計算書の表示様式を示したものである⁵⁴。

⁵² ここでいう広い意味での株式の価値から、オプションの契約内容にもとづいて現時点の株価で算定される株式オプションの価値を差し引けば、株式の価値を比較的容易に推定することができる。

⁵³ 二組の資本と利益を提供するという発想は、現行の企業会計においてもみられる。さしあたり、財務資本と参加資本の混合モデルと、現行の日本会計基準における貸借対照表の貸方の様式との類似点については次のように大まかに指摘することができる。現行の日本会計基準における貸借対照表の貸方では、負債と純資産の合計金額としての総資本が示され、さらに総資本の内訳として株式と株式オプションなどを含めた純資産が示されているが、総資本は本研究でいうところの財務資本に、純資産は本研究でいうところの参加資本に相当すると考えられる。

⁵⁴ 事業利益の帰属に関する表示は、IAS 1 における包括利益計算書の表示様式（para. IG 6）を

設例 9-1 財務資本と参加資本の混合モデルにもとづく財務諸表項目 (単位：百万円)

期末のストック情報					
(事業活動)	(営業活動)			(投資活動)	
	営業資産	20,000		投資資産 7,000 :	
	営業負債	7,000		建物	3,000
	営業純資産	13,000		土地	2,000
				投資有価証券	1,000
				関係会社株式	1,000
<hr/>					
(財務活動)					
	借入金	4,000		株式オプション	500
	社債	5,000		優先株式	1,500
				普通株式	7,000
				留保利益	2,000
<hr/>					
フロー情報 (損益)	事業収益	3,000			
	事業費用	1,300			
	財務費用	200			

参考になっている。

図表 9-2 財務資本と参加資本の混合モデルにもとづく貸借対照表と損益計算書

貸借対照表		(単位：百万円)	
営業資産	20,000	借入金	4,000
営業負債	△7,000	社債	5,000
営業純資産	13,000	非参加資本	9,000
建物	3,000	株式オプション	500
土地	2,000	優先株式	1,500
投資有価証券	1,000	普通株式	7,000
関係会社株式	1,000	留保利益	2,000
投資資産	7,000	参加資本	11,000
事業純資産	20,000	財務資本	20,000

損益計算書 (単位：百万円)

事業活動の利益

事業収益	3,000
事業費用	△1,300
事業利益	1,700
(財務資本帰属利益)	

事業利益の帰属：

債権者 (非参加資本帰属利益)	200
株主および オプション保有者 (参加資本帰属利益)	1,500
	1,700

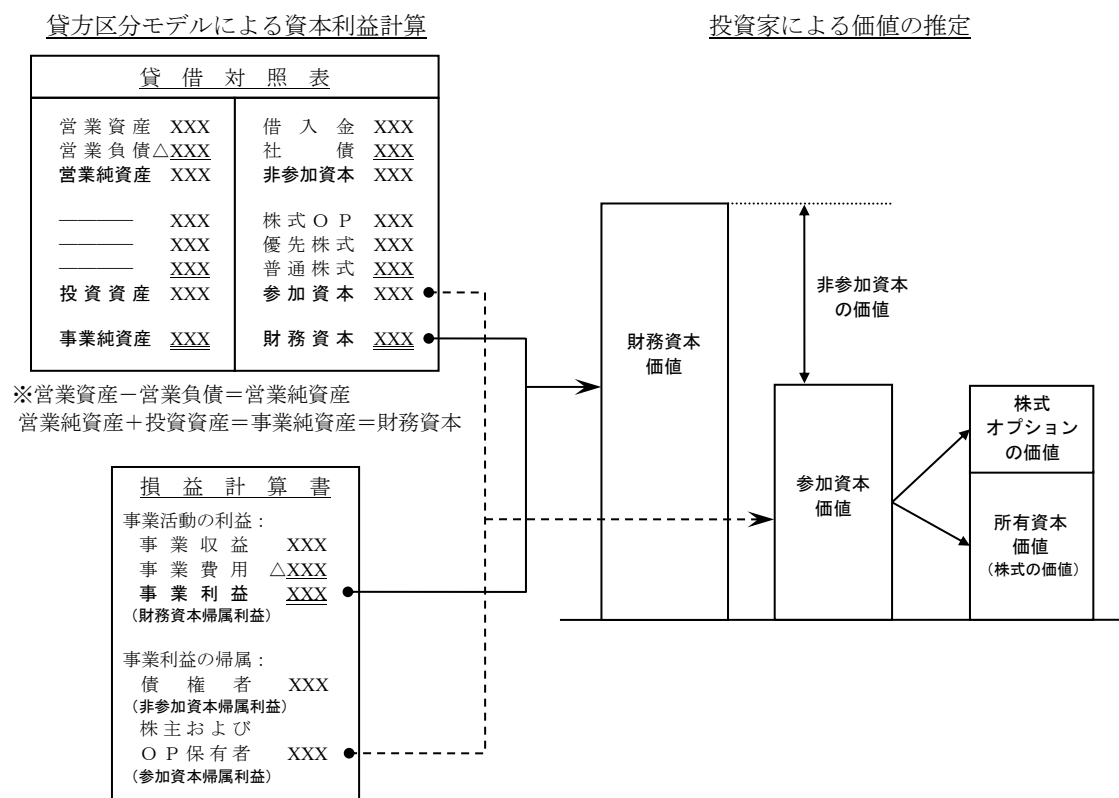
財務資本モデルのもとでは、すべての資金提供者に帰属する利益を計算・表示するため、企業活動を大きく事業活動と財務活動とに区別して情報提供を行うことになる。このことから、貸借対照表の借方においては、営業活動による資産、負債、および純資産と、投資活動における資産とを区別して表示し、それらの合計額を事業純資産として表示している⁵⁵。また、貸借対照表の貸方においては、財務活動による項目について、株式による資金

⁵⁵ 企業活動を営業、投資、および財務の3つの活動に区分する考え方や、事業と財務の2つの活動に区分する考え方については、IASB (2008c ; 2010c) や川村 (2011 ; 2014) を参考にし

調達額と留保利益を資本金, 資本剰余金, および利益剰余金という形式で表示するような, 会社法の考え方にもとづいた表示を行うのではなく, 発行金融商品の種類別に資金調達額を表示している。資金調達額の総額である財務資本は, 事業純資産と一致する。また, 損益計算書においては, 事業利益をボトムラインとして示し, その内訳として, 債権者グループに帰属する利益と, 広く株式の価値を享受する株主およびオプション保有者グループに帰属する利益を区別して表示している。

さらに, 図表 9-3 においては, 二組の資本と利益が用いられることで, 財務資本価値と参加資本価値が推定され, さらに参加資本価値が, 二組の資本と利益以外のその他の情報とくに発行金融商品の契約内容の利用により, 種類株式の結合価値を表す所有資本価値と株式オプションの価値とに按分されうることを示している。また, 財務資本価値と参加資本価値との差として, 社債や借入金などの非参加資本価値が求められることを示している。

図表 9-3 財務資本と参加資本の混合モデルにもとづく価値の推定



もっとも, すでに述べたように, 財務資本と参加資本の混合モデルのもとでは, 普通株

ている。

式の価値を直接的に推定できるような資本と利益が貸借対照表と損益計算書で表示されないことになるが、このこと自体が、普通株式の価値の推定を妨げているわけではない。種類株式の契約内容にもとづいて、所有資本価値を普通株式や優先株式の価値に按分することや、財務諸表本体以外の手段をもって提供される追加的な情報により、普通株主に帰属する利益を計算したうえで、普通株式の価値を別途推定することも可能であると考えられる。

第4節 外在的な要因としての会社法の要請を満たす貸方区分モデル

前節では、企業会計の内在的な要因から貸方区分モデルを選択する議論を扱った。本節では、会社法を企業会計の資本に影響を及ぼす外在的な要因として捉えたうえで、会社法の要請を満たすような貸方区分モデルの選択に関する議論を行う。

1 株主と債権者の識別—会社法規制の根底にある一般要請

第4章で検討したように、会社法の目的には、株主と債権者との間で生じうる利害対立を調整するということがあげられるが、そのような利害調整には、そもそも株主と債権者の識別が不可欠となる⁵⁶。以下の2つの点において説明するように、株主と債権者の識別は、会社法が両者の間で利害調整を行うための要件であるとみなすことができる。

第1に、分配規制において会社財産を拘束する基準額として用いられる計数に、資本金および資本準備金⁵⁷があげられるが、これらの計数は、債権者と識別される株主からの払込金額にもとづいて計上される、ということ⁵⁸を指摘することができる。たとえば、債務に近い性格を有する償還優先株式に関する払込金額であっても、当該払込金額は、株主としての地位から払い込まれたものとして資本金および資本準備金に計上されることになる。また、分配規制において用いられる会社財産を拘束する基準額には、利益準備金も含まれるが、これも株主という地位に帰属する利益の累積額の一部である。

第2に、株主に対する会社財産の分配は、債権者に対する会社財産の分配よりも劣後するという点があげられる。たとえば、債務に近い性格を有する償還優先株式であっても、剰余金が十分に確保されていない状況では、社債や借入金などの債務(株式以外の請求権)

⁵⁶ 株主の範囲には、いかなる種類の株式を問わず、株式という法的形式を有する発行金融商品の保有者すべてが含まれると考えられる。債権者の範囲には、会社が発行する社債の保有者、取引先たる債権者、金融機関および非任意債権者などの非株主としての債権者が考えられる。非任意債権者とは、会社と自由に契約を結ぶことができない債権者をいい、たとえば、非任意債権者の中には、会社の不法行為を契機に、まったく交渉の余地がないまま、会社との債権債務関係に入る不法行為債権者があげられる(金本・藤田1998, p. 204)。

に優先して、それら株式が償還されるということは通常考えられない。会社法における分配規制は、株主と債権者の識別のうえ、株主に対する分配の劣後性のもとで成立していると考えられる。

このように、会社法の規制とくに分配規制においては、株主と債権者の識別が基礎とされている⁵⁷。

2 会社法の一般要請を満たす所有資本モデル

前述したように、会社法において株主と債権者の利害調整が行われるための基礎として、その両者の識別があげられた。とくに分配規制の側面においては、株主からの払込金額と株主の利益の一部から構成されることになる資本金および準備金が会社財産を拘束するための基準額として定められており、さらに株式は、会社財産の分配という局面につき、他のいかなる請求権に対しても劣後する請求権として扱われている。

このように、株主と債権者の識別は、会社法が両者の利害調整を行うための基礎であると捉えることができるが、一方で、両者の識別は会社法（という制度）が自らの目的をよりよく達成するために、関連する他の社会制度に対しての一般要請であるとみなすこともできよう。会社法は財務諸表における会計数値を介して規制を加えているので、このような要請は企業会計に対しても当然に向けられていると考えられる。ここに、企業会計において、株主という地位にもとづいて資本の概念を捉え、非株主としての債権者という地位にもとづいて負債の概念を捉えること、さらには株主の視点にもとづいて利益計算の仕組みを構想することが、会社法の一般要請に対しての有効な対応になる、ということが考えられる。すなわち、会社法の要請に適う貸借対照表の貸方区分および利益計算の仕組みとしての貸方区分モデルについては、株主の持分とそれ以外の資金提供者の持分との間で負債と資本の境界線を引くような所有資本モデルを取り上げることができる。これは、第5章で検討したように、日本の企業会計制度において会計基準と会社法が高度に調整されている状況からも支持されるであろう⁵⁸。

⁵⁷ なお、会社法においては、株主と新株予約権者の区別も厳密になされている。この区別は、株主と債権者との利害調整と同様に、新株発行における既存株主と新たに株主となる者との利害調整という議論の存在を示唆する。神田（2019）は、一般公衆に対する新株の発行という局面を扱っているが、既存株主と新株主との利害調整において法がどのような規整を講じることができるかということを検討するとともに、日本の会社法の現状においてみられる当該利害調整に関する規整について説明を加えている（pp. 143–146）。

⁵⁸ 日本会計基準において、資本の概念は、（純資産の内訳項目ではあるものの）株主の持分にもとづいて定められている。この考え方が採用されている要因の1つには、会社法の規制の根幹にある株主と債権者の識別をあげることができる。

3 リスクバッファの拡張表示に適う積極参加資本モデル

以上の議論は、株主と債権者の識別を企業会計に対する会社法の一般要請として捉えることを前提としており、そこでの結論は概して、企業会計においては株主の持分にもとづいて資本の概念を捉えること、また当該資本の概念にもとづいて利益計算の仕組みを構想することがそのような会社法の要請に有効に応えることになるというものであった。また、このような企業会計の対応のもとでは、資本の概念が株主の持分に限定して捉えられることから、企業のビジネスリスクを負担するという意味でのリスクバッファを株式の劣後性にもとづいて適切に表示するということにも有効に応えることになる⁵⁹。この点は、会社法における開示規制の要請にも適うことになると考えられる。

しかしながら、リスクバッファの適切な表示という点においては、株式と経済的に近似した性格を有する発行金融商品としてのコールオプションを含めて考えることもできよう。コールオプションの価値は、株式の価値変動と同一方向に変化するものであり、株式と経済的に近似した性格を有している。また、とくに自社の株式で決済されるものについては、権利行使をつうじて、将来的に株式となる可能性が高いということも考えられることから、権利行使前のコールオプションを潜在的な株式として捉えることも可能であろう。したがって、コールオプションの発行に際して、企業に払い込まれたプレミアムについては、株主による払込金額と同等の性格を有するという見方が可能となり、株式とともに企業のビジネスリスクを負担する能力があるとみることにもできる。このような見方からは、リスクバッファとして表示しうる持分には、株主の持分のみならず、コールオプション保有者の持分も含めて考えることができる⁶⁰。

ここに、リスクバッファを適切に表示するということが、企業会計に対する会社法の開示に関する要請とみるならば、企業会計がリスクバッファの表示を株主の持分に限定させないで、株式と経済的に近似する性格を有するコールオプションまで含めてその表示を拡張させるという対応も考えられる。このことから、リスクバッファの表示に関する要請を満たす貸方区分モデルとしては、株主の持分とコールオプション保有者の持分から資本が構成されるような積極参加資本モデルの選択が考えられる。

⁵⁹ 企業のビジネスが失敗した場合、その負担分は、債権者に対して劣後する株主にまず割り当てられることが考えられる。このような意味で、株主の持分は損失を吸収する能力としてのリスクバッファに相当すると考えられる。

⁶⁰ 他方、プットオプションについては、その価値変動が株式の価値変動と反対方向になるため、リスクバッファとしての性格を有していないという見方をとることができる。ただ、プットオプションの発行の際に支払われるプレミアムについては、現物決済の場合であれば、リスクバッファとしての機能を果たす可能性がある。

4 分配可能額の算定に適う貸方区分モデル

利害調整の根底にある株主と債権者の識別、開示規制におけるリスクバッファの表示の他に、企業会計に対する会社法の要請としては、分配可能額の適性を満たす会計利益の計算という点もあげることができよう。

日本における企業会計と会社法の関係を扱った先行研究においては、資産および負債の評価問題に関連して、分配規制における当該評価差額の取扱いが論じられてきた⁶¹。そこでの議論は、計算された会計利益が分配可能額の適性（いわゆる処分可能性）を満たすか否かという視点が重視されてきたと思われる。分配可能額の適性を重視する視点にもとづいた資産および負債の評価差額の取扱いは、日本における現行の企業会計制度においてみることができる。具体的に、売買目的有価証券の評価差額は利益計算をつうじて分配可能額に含まれるのに対して、その他有価証券の評価差額はそれから除外されている。このことは、有価証券の評価差額についてキャッシュフローによる裏づけが得られていることが、分配可能額の適性を満たすことを示唆していると考えられる。ここに、企業会計に対する会社法の要請として、分配可能額の適性を満たすような会計利益の計算ということがあげられるとすれば、それに適う貸方区分モデルとしては、財務的な資産や負債の評価替えによる会計利益への影響が最も小さくなるような区分モデルを想定することができる。たとえば、財務資本モデルのもとでは、財務政策に左右されない安定した会計利益にもとづいて分配可能額の算定を規制することができると考えられる。あるいは、社債や借入金などの利子費用が差し引かれた結果として、広い意味での株主に帰属する利益を計算することができる参加資本モデルの選択が考えられる。通常、利子費用は固定されたキャッシュフローから構成されることが考えられ、会計利益に対する財務政策の影響は限定的なものだと捉えることができる。

しかしながら、現行規定における分配可能額の算定は、上述したような有価証券の評価差額の取扱いにみるように、フローとしての会計利益の計算から規制する面もあるが、一方では貸借対照表のストック情報から剰余金の額を算定し、剰余金に対する加減項目を調整することで規制を加えている面もある。このことは、フローとしての会計利益に処分可能性を有していない項目がたとえ含まれていたとしても、剰余金に対する加減項目を調整するだけで、適切な分配可能額を算定することができるという点を示唆している。ストック情報にもとづく分配可能額の算定という現行のような規定を前提とすれば、結局のどこ

⁶¹ 分配規制のもとでの資産および負債の評価差額の取扱いに関する問題意識については、さしあたり伊藤邦雄（1996, pp. 457-458）を参照のこと。

る、貸方区分モデルの選択問題は中立的に扱われることになると思われる。つまり、どの貸方区分モデルのもとで算定された会計利益も、会社法の規制において剰余金に対する加減項目を調整することで、適正な分配可能額の算定が達成されうると考えられるからである⁶²。

もつとも、剰余金に対する加減項目の取扱いに関する規定が会社法上で煩雑とならないようにするためには、分配可能額の算定が株主に対する会社財産の分配にかかわる制約であることをふまえ、株主の持分を資本として捉え、株主の利益を計算することを第一義的な目的とする所有資本モデルの選択が妥当と思われる。

第5節 おわりに

本章では、投資家による価値推定のニーズを満足させるという内在的な要因にもとづいて、企業会計における貸方区分モデルの選択に関する議論を行った。また、会社法を企業会計の資本に影響を及ぼす外在的な要因として捉えることを前提に、会社法の要請を満たすような貸方区分モデルの選択に関する議論を行った。本章の結論をまとめると次のようになる。

第1に、内在的な要因からの貸方区分モデルの選択に関する議論については次のように指摘することができる。主たる情報利用者を特定の範囲の投資家にもとづいてさまざまに想定することで、貸方区分モデルの選択を論じることができたが、現代の証券市場において投資家は多様な契約条項により複合的なポジションをとりうることから、主たる情報利用者については、債権者から株主までの投資家一般を想定し、彼らの価値推定のニーズを満足させるという情報利用目的を想定することが現実的に妥当と考えられた。この場合、彼らには企業の事業（投資全体）の価値に相当する大枠としての財務資本価値と、その内訳要素である広い意味での株式の価値（株式と株式オプションの結合価値）に相当する参加資本価値の両方を推定させる構想が有益であろうと考えられた。広い意味での株式の価値か否かという点は、大枠としての財務資本価値を切り分ける適切な基準であるとみなすことができる。そして、このような構想のもとでは、貸方区分モデルとして財務資本と参加資本の混合モデルが考えられた⁶³。

⁶² また、資本の範囲が普通株主の持分に限定されるような残余資本モデルのもとでは、優先株式が負債項目として扱われることになり、その場合には、負債区分に分配不能額としての資本金および準備金が表示されることにもなるが、この点についてもストック情報にもとづいて加減項目を調整することで、分配可能額を別途算定することが可能と思われる。

⁶³ 本章で取り上げた市場をベースにした価値関連性や企業価値評価に関する先行研究は、会計情報と株価の関係や、企業価値評価モデルのもとで推定した株式の価値と株価との関係を直接

第2に、株主と債権者の識別という会社法の一般要請を満たすような貸方区分モデルとしては、資本の概念を株主の持分に限定して捉える所有資本モデルをあげることができた。また、開示規制の側面から、リスクバッファーを適切に表示するという要請に対しては、資本の概念に株主の持分のみならずコールオプション保有者の持分を含めるような積極参加資本モデルが考えられた。他方、分配可能額の算定という観点からは、剰余金に対する加減項目を調整するという現行の方法をふまえば、貸方区分モデルの選択問題は中立的に扱われるという点を指摘することができた。剰余金に対する加減項目を調整するという手段を講じれば、いずれの貸方区分モデルのもとでも現行会社法程度の規制内容を維持することが可能であると考えられるからである。もっとも、剰余金に対する加減項目の取扱いに関する規定が会社法上で煩雑とならないようにするためには、分配規制が株主に対する分配の制約であることをふまえ、分配可能額の算定という観点からは、株主の持分にもとづく所有資本モデルの選択が妥当であると考えられた。

なお、本章で議論の対象とされた貸方区分モデルは、第6章ですでに述べたように、5つの基本的な発行金融商品を前提に抽出した貸方区分と利益計算の仕組みに関する基本類型であり、貸借対照表の貸方区分において負債は、資本を積極的にかつ優先して定めた場合の貸方合計における資本の補集合で捉えられている（財務資本モデルの場合には非参加

的に問うものであった。株式投資家は、通常、割安または割高に評価されている株式を識別する動機を有していると考えられ、これらの研究では、株価との対比の観点から議論が進められてきた。

一方、実務的には、会計情報から株式の価値を直接的に推定することに加えて、企業が有する事業全体としての企業価値を推定することを出発点とし、そのような事業全体としての企業価値を企業が発行する各種の金融商品に按分して、それら発行金融商品に帰属する価値を推定するという手法もみられる。企業全体に帰属する価値を推定する視点は、企業再編などの特定の取引における必要性からも支持されるが、債権者や株主などの各種の資金提供者の関心を包括的に扱うものであり、広範な資金提供者の価値推定のニーズを満たそうとするものである。また、事業全体としての企業価値の推定を起点とするような発想が実務的にとられていることを受けて、事業全体としての企業価値を推定するの役立つ会計情報の役割を論じた研究もみられる。これには、たとえば川村（2011, p. 224）があげられる。

企業価値評価に関する先行研究や実務一般の動向から、本章における貸方区分モデルの選択に関する議論の位置づけは、次のように説明することができる。すなわち、本章においては、株式の価値の推定に限らず、それを含む事業の価値の推定という包括的な観点から、貸方区分モデル（貸方区分とそれにもとづく利益計算の仕組み）の選択を規範的に論じているという点を指摘することができる。株価との対比で用いられる株式の価値の推定は、貸方区分モデルの選択を行う一つの要因とみなすことができるが、株式の価値のみならず、株式と株式オプションの結合価値の推定や事業全体としての企業価値の推定も貸方区分モデルの選択を行う要因として捉えている。すなわち、単純に株式投資家を想定して、株式の価値を推定させる会計情報を提供するというような情報利用者とその情報利用目的に関する構想のみならず、各種の資金提供者から構成される投資家一般としての情報利用者を想定し、その情報利用目的として、投資家一般としてのすべての資金提供者が与ることができる事業全体としての企業価値の推定に関する構想についても議論の対象に含めている。

資本として資本の内訳で表示している)。

次章では、財務諸表本体以外の注記その他の手段をつうじて行う、資本と利益に関する追加的な情報の提供について検討する。

第 10 章 資本と利益に関する追加的な情報の提供

第 1 節 はじめに

本研究における貸方区分モデルの議論は、資本を積極的に定義するアプローチにもとづくものである。このような議論の展開にあたっては、利益帰属者にもとづいて特定の発行金融商品を資本区分に分類する会計処理の結果、一組の資本と利益を貸借対照表と損益計算書で計算・表示することを前提としていた¹。

しかしながら、会計処理を通じた財務諸表本体における一組の資本と利益の計算・表示については、情報提供の充実性という観点からは不十分な面が指摘される。一般的に、財務諸表本体で表示される情報は、広範な情報利用者のニーズを満たす可能性が高いとされているが、認識や測定についての制約が存在している。広範な情報利用者のニーズをよりよく満たすということについては、財務諸表本体の表示に加えて、その本体以外の手段をつうじて、認識や測定の制約による影響を緩和するような、それら本体表示に関する追加的な情報を提供するということが有益であると考えられる。

前章における貸方区分モデルの選択に関する議論においては、主たる情報利用者としての資金提供者が発行金融商品についての価値推定のニーズを有するということを前提にしていた。このようなニーズを前提にして、財務諸表本体における一組の資本と利益の表示に加えて、財務諸表本体以外の手段をつうじてそれらに関する追加的な情報を提供しようとするとき、彼らのニーズをよりよく満たすということについては、財務諸表本体において表示されない複数組の資本と利益を提示するということが考えられる。

本章では、まず財務諸表本体以外の手段をつうじて提供されうる追加的な情報を含めた情報提供の充実性が、現行会計基準において必要とされていることを説明する。具体的には、米国会計基準や国際会計基準においてみられた株式決済されるオプションの取扱いをめぐる対応や、現在においても会計基準の開発や修正に際して、それらオプションの取扱いに関心が向けられていることをあげる。そのうえで、株式決済されるオプションに関する情報提供について、財務諸表本体における表示内容を超えて生じる潜在的なニーズの存在を確認する。また、日本会計基準における概念フレームワークとしての ASBJ 討議資料

¹ 特定の発行金融商品がある要件にもとづいて積極的に資本区分に分類するようなプロセスは、実は、概念フレームワークで負債を積極的に定義するアプローチを採用する国際会計基準や米国会計基準でも暗黙的に採用されているとみられる。本研究ですでに指摘してきたように、それらの会計基準は、概念フレームワークの負債の定義にかかわらず、特定の要件を満たした発行金融商品を資本区分に分類することで一組の資本と利益の計算を行う手続きを提示しているからである。

(2006a)においては、すでに述べたように、二組の資本と利益（純資産と包括利益、株主資本と純利益）の計算構造が採用されており、その複雑性が指摘された。ここでは、このような複雑性が追加的な情報の提供を行うことで緩和される可能性があることを指摘する。以上のような会計基準や概念フレームワークの現状をふまえ、広範な情報利用者のニーズをよりよく満たすように情報提供を充実させるという観点からは、会計処理に依拠した財務諸表本体の表示だけでは不十分であり、財務諸表本体以外の他の手段をつうじた追加的な情報の提供が求められることを指摘する。

具体的に、本章では、このような追加的な情報の必要性に関する議論をふまえたうえで、現行の会計基準とくに国際会計基準と日本会計基準をベースに、資本と利益に関する追加的な情報として、各資金提供者グループに帰属する利益を提示するような報告様式を検討する。また、前章までの貸方区分モデルの議論をふまえて、各資金提供者グループに帰属する複数組の資本と利益を提示するような報告様式を検討する。さらに、本章では、本研究における大きな関心事の1つである会社法の観点から、分配可能額とその計算プロセスに関する情報を財務諸表本体以外の追加的な情報として提供するような報告様式についても検討を行う。

第2節 資本と利益に関する追加的な情報の必要性

1 株式オプションに関する潜在的な情報ニーズの存在

本研究ですでに指摘してきたように、米国会計基準や国際会計基準の開発や修正において、株式決済されるオプションの会計処理の問題は、資本と利益の計算構造に影響を及ぼす大きな論点として扱われてきた。株式決済されるオプションの取扱いについて、米国会計基準や国際会計基準がどのような対応を行ってきたかということを確認することで、そのようなオプションに対する潜在的な情報ニーズの存在を把握することができる。

たとえば、2003年に公表された米国会計基準 SFAS 150（現在は、ASC 850に引き継がれている）と、同年に修正された国際会計基準 IAS 32 では、自社株式を引き渡すことで決済される義務のうち、その一部を負債項目として扱う会計処理が定められた。また、そのような義務が負債項目として扱われる場合、その評価差額を損益に算入させる会計処理も定められた。現在においても、FASB 概念フレームワークと IASB 概念フレームワークでは、負債は資産の引渡しにより決済される義務として積極的に定義されている。これら会計基準の開発や修正では、それらの概念フレームワークにおける負債の定義に依拠することなく、新たな要件を設けることで株式決済される義務を有する金融商品を負債項目として分類する会計処理が定められてきた。このような取組みは、負債と同等の性質を有するとみ

られる義務が株式で決済されているという実務的な課題に対応するため、財務諸表本体における一意の資本と利益の計算構造に、株式決済されるオプションの評価差額や決済差額を積極的に取り込んだものとみることができる。これは、実務的な課題への対応という形で表面化された、株式決済されるオプションに関する潜在的な情報ニーズへの対応と解釈することができる。

また、これも本研究ですでに指摘しているところであるが、FASB による予備的見解(2007)において主張された基本所有アプローチは、株式決済されるオプションを公正価値で評価替えし、その評価差額や決済差額を損益に算入させるという考え方を含むものであった。これらの考え方は、会計基準の開発や修正を試みるという局面で、注目を集めてきた。会計基準として正式に採用されることはなかったものの、現在における会計基準の開発や修正においても依然として高い関心が向けられている。

さらにIASBでは、2000年代後半におけるFASBとの「資本の特徴を有する金融商品」に関する共同プロジェクトが終了したあとも、「資本の特徴を有する金融商品」プロジェクトが単独で再開されており、2018年6月にはIASB討議資料『資本の特徴を有する金融商品』が公表されている。そこでは、IAS 32における、発行金融商品についての既存の資本分類要件の1つとみられる「fixed for fixed condition」に代わるような判断基準が検討の対象としてあげられており、そのような判断基準を発行金融商品の分類における原則的な考え方として位置づけるような提案がなされている。「fixed for fixed condition」は、株式決済される義務項目のうち、固定された対価と固定数の自社株式を交換するものを資本区分に分類するというものであり、これを満たさない株式決済される義務項目は負債区分に分類される。IASB討議資料(2018b)は、「fixed for fixed condition」に代わるような判断基準として「amount feature」という要件を提示している。これは、決済される対象としての義務の金額が企業の利用可能な経済的資源「available economic resources」から独立しているということをもって当該項目を負債区分に分類しようとするものである。「fixed for fixed condition」や「amount feature」に関する議論は、株式決済される義務項目を貸方区分でどのように分類するかという課題を扱うものである。これも、株式決済されるオプションについての潜在的な情報ニーズをふまえた対応の1つとみることができる²。

² IASB 討議資料『資本の特徴を有する金融商品』(2018b)では、「fixed for fixed condition」に代わる金融商品の分類基準として「amount feature」が提案されているが、それはおおむね「fixed for fixed condition」による分類の結果と同様な結果をもたらすということが指摘されている。両者で異なる取扱いになる株式オプションとしては、純額で株式決済されるコールオプションがあげられる。「fixed for fixed condition」のもとでは、当該株式オプションは負債項目として会計処理されるが、「amount feature」のもとでは、その金額が企業の利用可能な経済的資源

このように、会計基準の開発や修正を試みるという局面においては、これまでの動向をみると、株式決済されるオプションについての潜在的な情報ニーズの存在が確認できる³。このような潜在的な情報ニーズに対応する有効な方法の1つに、財務諸表本体以外の手段において追加的な情報の提供を行うということがあげられる。このような対応を行うことで、既存の会計基準において、財務諸表本体の表示対象となる一貫した資本と利益の計算構造を維持しつつ、それら資本と利益に関する追加的な情報を提供することが可能になると考えられる。

2 ASBJ 討議資料（2006a）にみる資本と利益の複雑性の緩和

本研究で指摘してきたように、ASBJ 討議資料（2006a）では、二組の資本と利益の計算構造が採用されており、とくに株主資本と純利益の関係が重視されている。株主資本の明確な定義により、概念フレームワークのもとで想定される利益帰属者が株主であること、また、財務諸表で提供される一組の資本と利益、すなわち株主資本と純利益が株式の価値を推定する際に有益であるということが強調されている。他方、純資産と包括利益の計算構造についても、一定程度の役割が期待されている。

しかしながら、このような二組の資本と利益の計算構造は、概念フレームワークという基礎的な枠組みのレベルにおいて、とくに新株予約権の扱いをめぐる、その計算構造そのものに複雑さをもたらしている。株主資本と純利益の関係において、新株予約権は株式ではないために、株主資本を構成することはない。また、ストックオプションであれば、権利確定したあとに権利不行使で失効した場合に戻入益が収益として計上されることになる。つまり、新株予約権は、非株主資本の項目として、また株主に帰属する利益を計算するための要素として扱われることになる⁴。他方、これとは対照的に、純資産と包括利益の関係においては、新株予約権は純資産を構成する1つのストック項目であり、いわば包括利益を計算するための基礎として位置づけられる。純資産と包括利益の計算構造において

「available economic resources」に依存しているため資本項目として会計処理されることが説明されている（IASB 2018b, Appendix D, p. 143）。

³ 株式決済されるオプションについての追加的な情報のニーズは、現行会計基準の開示の面においてもみることができる。株式決済される義務項目に含まれる可能性のあるストックオプションについて会計基準においては、行使日決済差額に関する情報が提供されている。具体的に、国際会計基準では、ストックオプションの期中における行使数や行使価格、行使日時時点の株価が開示の対象とされ（IFRS 2, para. 47）、米国会計基準では、決済差額に相当する行使されたストックオプションの本源的価値が開示の対象とされている（ASC para. 718-10-50-2-d-2）。

⁴ 新株予約権に対する見方の1つに、条件付の株主資本項目とするものがある。権利行使があれば払込資本として株主資本に含まれ、権利不行使による失効が生じれば戻入益が発生し、利益剰余金として株主資本に含まれることになるからである。

は、株主に加えて、新株予約権という株式決済されうるオプションの保有者も、包括利益の帰属者となっている。包括利益は、計算構造上、株主に帰属する利益ではなく、株主とオプション保有者をひとまとめにした資金提供者グループに帰属する利益として定義されている。

このように包括利益は、純利益の計算のもとで想定される利益帰属者の範囲と異なる範囲の利益帰属者のもとで計算されるものである。純資産と包括利益は、株式の価値を推定する際に利用される情報としてしばしば注目されるが、それらを評価モデルのインプットとして利用する場合の推定対象とされる価値（アウトプット）は、株式と株式決済されるコールオプションの結合価値であるとみることができる。

ところが、本研究で述べてきたように、新株予約権が権利不行使で失効した場合、その簿価の取扱いをめぐって問題点を指摘することができる。日本会計基準のもとでの損益計算書においては、ストックオプションが権利不行使となった場合に新株予約権戻入益が計上されるが、このような取扱いは当期純利益の計算において適切な処理とみることができる。株主に帰属する利益を計算するためには、オプション保有者の失効した持分を株主の利益として扱う必要があるからである。しかし、現行の日本会計基準における、当期純利益の計算のあとに行われる包括利益の計算では、次の**図表 10-1**で示すように、新株予約権戻入益が加算された当期純利益にその他の包括利益が加味されることで、包括利益が計算されている⁵。

⁵ ここでは 1 計算書方式を前提としている。

図表 10-1 日本会計基準における包括利益の計算

∴	∴
経常利益	XXXX
特別利益	
新株予約権戻入益	XXXX
∴	∴
当期純利益	XXXX
∴	
その他の包括利益：	∴
∴	
その他の包括利益合計	XXXX
包括利益	XXXX

包括利益の計算において、新株予約権は、いわば資本項目（包括利益を計算するための基礎）として扱われるものである。その簿価を包括利益の計算要素として含めることは、とくに資本項目を取り崩して、その金額を損益として扱うということを意味する。

純利益と包括利益の問題は、実現・未実現の問題として取り上げられ大きな争点となってきたが、利益帰属者の範囲が異なるという意味での問題も大きく関わってくる。二組の資本と利益の計算構造に伴う複雑性は、実現・未実現の問題とともに、利益帰属者の範囲の問題を同時に扱うことから生じていると思われる。つまり、株主に帰属する実現利益として、新株予約権戻入益を含みうる当期純利益を計算して表示し、それに未実現利益としてのその他の包括利益を加味することで包括利益を計算して表示しているが、そこでは利益帰属者の範囲に株主が想定されうる。しかし、包括利益の本来の概念的な構想においては、利益帰属者の範囲には株主とオプション保有者の両者が含まれて想定されている、ということがあげられる。

ここで実現・未実現と、利益帰属者の範囲という2つの観点から資本と利益の計算構造を考える場合、現行の日本会計基準ではとくに取り上げられていない複数の利益を想定することができる。下記の図表 10-2 は、実現利益か、その実現利益に未実現利益を含むのかということと、利益帰属者の範囲の相違という2つの観点から想定できる4つの利益を示している。

図表 10-2 実現・未実現と利益帰属者の範囲から想定できる4つの利益

	利益帰属者の範囲	
	株 主	株主・オプション保有者 (新株予約権保有者)
実現利益 (リスクから解放された正味の成果)	① (会計基準上の純利益)	③
実現利益・未実現利益 (リスクから解放されていない正味の成果を含む)	② (会計基準上の包括利益?)	④ (ASBJ 討議資料上の包括利益概念?)

利益帰属者の範囲が株主の場合、利益を計算する基礎としての資本には、株主の持分から構成される株主資本があげられる。利益帰属者の範囲が株主とオプション保有者の場合、利益を計算する基礎としての資本には、株主とオプション保有者の持分から構成される純資産をあげることができる。図表 10-2 の①に相当する利益は、株主資本を基礎にして計算することができる実現利益であり、現行の日本会計基準における財務諸表上の当期純利益を意味する。②については、株主資本を基礎にして計算される実現利益に、会計基準で時価評価が許容されている資産および負債の評価差額に相当する未実現の損益を含めて計算される包括利益を示している。②の包括利益は、新株予約権戻入益を含むものとして、株主の立場から計算されているものとみなすことができる。1つの見方ではあるが、現行の日本会計基準のもとでの財務諸表本体で表示される包括利益はこれに近いものとみることができる。③については、株主とオプション保有者の持分から構成される純資産を基礎に、実現という概念のもとで得られる利益を示している。さらに、④については、③の利益に未実現の損益を加えたものであり、これは ASBJ 討議資料 (2006a) で示される文言にもとづく限り、本来、包括利益として概念的に説明される利益であると考えられる。日本会計基準における財務諸表上の包括利益は、新株予約権戻入益が加算項目として定められているため、厳密にはここでの④の利益と一致しないと思われる。

このように、ASBJ 討議資料 (2006a) で説明される包括利益の概念と、実際に財務諸表上で計算・表示される包括利益との不整合性が指摘されるが、これらの利益を計算プロセスとともに追加的な情報として相対的に示すことができれば、日本会計基準における純利益や包括利益の意義をより明らかにすることが可能と考えられる。また、これらの利益を相対的に示すことで、発行金融商品の価値を推定するというニーズにもよりよく対応する

ことにもなると考えられる。二組の資本と利益の計算構造のもとで生じる複雑性については、財務諸表本体の利益に関する追加的な情報が提供されることで緩和される可能性がある。

第3節 資本と利益を補足する発行金融商品に関する追加的な情報

1 発行金融商品についてどのような情報を追加的に提供するか

ここでは、情報利用者が有する発行金融商品の価値推定のニーズをより満足させるような追加的な情報には、どのようなものがあるかを検討する。

まず、ここでいう追加的な情報とは、すでに述べたように、財務諸表本体で表示される資本と利益の会計数値について、発行金融商品の価値推定の面から補足するような情報をあげることができる。財務諸表本体で表示される一組の資本と利益は、主に、情報利用者が関心を有する、発行金融商品の価値推定に資する情報を指している。日本会計基準を前提にすれば、株主資本と純利益であり、この両者は株式の価値を推定する際に利用されると想定されている。このとき、とくに財務諸表本体で表示される利益を補足するような追加的な情報としては、その利益としての会計数値を、認識や測定の制約を緩和する方向で調整した場合の会計数値、すなわち、純利益に、資本区分に含められた発行金融商品の決済差額などを反映した利益を想定することができる。

このような追加的な情報としての利益には、日本会計基準を前提にすると、優先株式に関する決済差額や優先株式配当を計算要素に含めるような利益が考えられる。このような利益は、普通株主に帰属するものとして捉えられるものであり、普通株式の価値を推定するのに利用されると考えられる。また、国際会計基準を前提にすると、ここで想定される追加的な情報には、「fixed for fixed condition」にもとづいて資本項目として分類される、株式決済されるオプションの決済差額を反映した利益を想定することができる。

国際会計基準に限らず、企業会計においては、いったん資本項目として会計処理が行われるとその資本項目としての発行金融商品が決済された場合、項目によっては簿価が振り替えられるのみで決済差額が生じないような会計処理が行われる場合もある。発行金融商品の決済差額などの情報は、劣後する資金提供者に帰属する利益を計算するための要素であり、情報利用者が関心を有する、発行金融商品の価値を推定するのに有益な情報となる可能性がある。

したがって、本節で想定される、情報利用者が抱く発行金融商品の価値推定のニーズをより満足させるような追加的な情報としては、まず、財務諸表本体で表示対象とされる資本と利益をベースにすることが考えられ、とくに財務諸表本体の利益に資本項目とされる

発行金融商品の決済差額を反映させた利益をあげることができる。このような利益は、資本区分に分類される特定のクラスの発行金融商品の価値を推定する際に利用されることが期待される。

なお、情報利用者が関心を向ける価値推定の対象が広く複数の発行金融商品にまたがる場合には、追加的な情報として、財務諸表本体で表示される利益を含めて広範な利益の情報を想定することができる。ここでの広範な利益を構成する計算の要素については、さしあたり企業が発行するすべての発行金融商品の利子や配当、さらにはその評価差額や決済差額を含めて広く解釈することができる。また、前節で取り上げた、現行の日本会計基準で明示して取り扱われていない利益（図表 10-2 参照）についても、ここでの価値推定に資する追加的な情報として取り上げることができる。

2 発行金融商品に関する追加的な情報をどのように提供するか

発行金融商品の評価差額や決済差額などの追加的な情報を財務諸表本体以外の手段を用いて提供する場合、2つの方法が考えられる。まず、財務諸表本体の表示内容を補足する注記があげられる。注記情報は、財務諸表本体の会計数値を補足するような情報であり、開示規制の対象とされるものである。つまり、財務諸表本体において示される資本と利益の関連情報として、資本区分に含まれる発行金融商品の評価差額や決済差額を注記情報として提供するということが考えられる。

次に、財務諸表本体以外の報告様式を用いて情報を提供していくということが考えられる。この構想は、監査対象となる注記情報としてではなく、監査対象とならない任意の情報として、資本区分に含まれる発行金融商品の評価差額や決済差額を提供していこうとするものである。このような構想は、投資家を中心とした広範な情報利用者に対する積極的な開示に沿うものである。基本的な資金調達目的に加えて、報酬提供目的や債務決済目的のもとで多様な金融商品を発行する企業には、資金提供者間の利害の中心である持分の変動状況を積極的に開示し、また情報利用者としての資金提供者による価値推定のニーズをより満足させるような情報を提供しようとする動機が生じうると考えられる。それらの複数の利用目的のもとで多様な金融商品を発行している企業にとって、資本区分に含まれる発行金融商品の評価差額や決済差額といった情報は、開示規制の対象とされなくても、任意の開示対象として積極的に扱われることが期待される。

開示に関するコストとベネフィットの側面からみると、資本区分に含まれる発行金融商品の評価差額や決済差額を注記情報として開示規制の対象とする場合、複数の利用目的のもとで多様な金融商品を発行している企業にとっては、開示に関するベネフィットが

そのコストを上回る可能性がある。しかしながら、そうでない企業にとっては、開示に関するベネフィットがそのコストを下回る可能性もある。実際、日本においてもさまざまな利用目的で多様な金融商品が発行されてきている現状がみられるが⁶、上場企業に対する開示規制として、このような追加的な情報の提供を行うということを想定する場合、開示に関するベネフィットがそのコストを上回るかどうか慎重に検討する必要がある。本章ではさしあたり、任意による追加的な情報の提供を想定する。つまり、複数の利用目的のもとで多様な金融商品を発行している企業は、資金提供者間の利害の中心である持分の変動状況について積極的に情報を提供し、また情報利用者としての資金提供者による価値推定のニーズをより満足させたいという動機のもと、財務諸表で表示される資本と利益を補足するような、発行金融商品の評価差額や決済差額に関する情報を自発的に提供していく、ということを議論の前提とする。

また、財務諸表本体以外の手段としての報告様式にもとづいて、発行金融商品の評価差額や決済差額を任意の追加的な情報として提供していくことを想定する場合、次のような内容をもって情報を提供していくということが考えられる。

財務諸表本体で表示される資本と利益に関する追加的な情報を提供するという点については、すでに述べたように、まず財務諸表本体における利益の情報を中心にすえて表示する、ということから考えることができる。これは、財務諸表本体で表示される利益を再掲するという意味するが、このことは本体表示の利益と本体表示されていない他の利益との関係性を示すためにも有益であると考えられる。ついで、優先劣後関係や株式の価値への関与といった面で性質に近い発行金融商品に着目して、それらの所有者たる資金提供者のまとまりを利益帰属者の範囲として段階的に扱い、彼らに帰属する利益を、発行金融商品の評価差額や決済差額を加味しながら計算プロセスを通して段階的に表示していくということが考えられる。

このような計算プロセスの特徴としては、まず発行金融商品の評価差額や決済差額を順次表示していくということになるので、資金提供者間の持分の変動状況を優先劣後関係にしたがって段階的に示すことができる、という点があげられる。また、すべての資金提供者が与ることができる利益である事業利益を計算プロセスの出発点として位置づけることで、その事業利益を各資金提供者に配分していくような計算プロセスを示すことができる、ということもあげられる。さらには、事業利益を優先劣後関係にもとづいて分配していくというプロセスは、最終的には、普通株主に帰属するような残余利益まで計算・表示する

⁶ 野口（2016; 2017）は、会計処理や開示において争点となりうる、近年みられる発行金融商品の種類やその発行件数の傾向を取り上げて、企業会計上の問題点を指摘している。

というプロセスを同時に示すことになる、という点も指摘できる。

第4節 発行金融商品の価値推定に資する資本と利益の追加的な情報の提供

ここでは、前節で取り上げた構想にもとづいて、国際会計基準と日本会計基準をベースに、各資金提供者に帰属する利益の計算プロセスを示すような報告書の様式を検討する。また、本研究で議論してきた貸方区分モデルをベースにして想定することができる資本と利益の報告様式についても検討する。

1 国際会計基準のもとでの資本と利益に関する追加的な情報の提供

前節で述べたように、財務諸表本体の資本と利益に関する追加的な情報を提供するということについては、資金提供者による価値推定のニーズをより満足させるような情報として、発行金融商品の評価差額や決済差額を加味しながら段階的に各資金提供者に帰属する利益を計算・表示していくという構想があげられた。

国際会計基準をベースにする場合には、財務諸表本体で表示される資本と利益を中心に表示し、その利益の情報に調整を加える形で他の資金提供者に帰属するような利益を提示する報告様式を考えることができる。具体的には、国際会計基準で想定される利益帰属者の範囲を中心にして、各資金提供者グループに帰属する利益を段階的に計算して表示するような帰属利益計算書が考えられる。下記の設例 10-1 のもと、国際会計基準をベースにした帰属利益計算書は図表 10-3 のようになる。

ストック情報

資本（資産と負債の差額）：期首資本 16,390
 期末資本 20,000

資本増加項目：普通株式 1,000（コールオプション株式決済分）

資本減少項目：コールオプション△100（株式決済分）
 優先株式△70（償還分）

※普通株式 1,000 とコールオプション△100 は、コールオプション（株式決済予定）のものが現物決済されたときに生じたものである。

フロー情報

（各種の利益）

事業利益 3,000
 その他の包括利益 280：
 売却可能金融資産評価損益 150
 キャッシュフロー・ヘッジ 20
 在外営業活動体換算差額 110
 ※期首時点のその他の包括利益累計額はゼロ

（発行金融商品の利子・
 配当、および決済差額）

（損益項目）
 社債利息 △200
 プットオプション決済差額 △50（現金決済分）
 コールオプション決済差額△100（現金決済分）

（非損益項目）
 コールオプション決済差額△100（株式決済分）
 優先株式償還損 △30
 優先株式配当 △20

（期中取引の説明 ※一部）

- ・会計期間における対象株価の下落時にプットオプション（現金決済予定）が現金で純額決済され、決済差額 50 が生じた。
- ・会計期間における対象株価の上昇時にコールオプション（現金決済予定）が現金で純額決済され、決済差額 100 が生じた。
- ・会計期間における対象株価の上昇時に「fixed for fixed condition」を満たすコールオプション（株式決済予定）が現物決済され、決済差額 100 が生じ、普通株式 1,000 が発行された。
- ・優先株式には償還に関する規定が定められておらず資本項目として扱われている。その一部について決済が行われ償還損 30 が生じた。また、優先株式配当 20 が支払われた。

図表 10-3 国際会計基準ベースの帰属利益計算書

(国際会計基準ベース)

帰属利益計算書		備考	
(利益帰属者の範囲)			
I. すべての資金提供者			
	(①事業利益)		
	3,000		
社債利息	△200		
プットオプション決済差額	(現金決済分) △50		
コールオプション決済差額	(現金決済分) △100		
小 計	2,650	2,650	
その他の包括利益：			
売却可能金融資産評価損益		150	
キャッシュフロー・ヘッジ		20	
在外営業活動体換算差額		110	
II. 株主および オプション保有者*1	(純利益)	(包括利益)	(期末資本*2)
	2,650	2,930	20,000
	(株式決済分)		
コールオプション決済差額*3	△100		
III. 株 主	(②株主純利益)		
	2,550		
優先株式償還損	△30		
優先株式配当	△20		
IV. 普通株主	(③普通株主 純利益)		
	2,500		

*1 「fixed for fixed condition」を満たすオプションの保有者

*2 期末資産から期末負債を差し引いた差額を意味する。

*3 「fixed for fixed condition」を満たす株式決済されるコールオプションを想定している。

※網掛け部分は、財務諸表上で表示される会計情報

これは、国際会計基準にもとづく財務諸表本体で示される主要な利益の情報を中心にして、各資金提供者グループに帰属する利益とその計算プロセスを示したものである。さしあたり、国際会計基準ベースの帰属利益計算書と呼称する。

ここでは、国際会計基準において利益帰属者として想定されているとみられる、株主と株式決済されるオプション（厳密には「fixed for fixed condition」を満たすオプション）の保有者のまとまりの持分に相当する資本と、それにもとづいて計算することが可能な純利

益と包括利益を再掲している。これらの情報は、財務諸表本体の表示において示される主たる会計情報である。国際会計基準にもとづく財務諸表本体で示されるボトムラインとしての利益の情報は、株主と「fixed for fixed condition」を満たすオプションの保有者とをひとまとめにした資金提供者グループに帰属する利益であり、それには包括利益があげられている。ここでの帰属利益計算書では、純利益と包括利益の情報を中心にすえて、すべての資金提供者、株主、普通株主の3つの利益帰属者の範囲を段階的に表示し、それらに帰属する利益とその計算プロセスを、発行金融商品の決済差額などを加味しながら示している。

具体的に、①事業利益は、営業活動や金融投資活動のもとで獲得された利益であり、すべての資金提供者に帰属するものである。これに、社債利息や株式オプション（「fixed for fixed condition」を満たさないもの）に関する決済差額が差し引かれることで、財務諸表本体における純利益が表示される。また、これにその他の包括利益を加えることで包括利益も表示される。次に、「fixed for fixed condition」を満たす株式決済されるオプションに関する決済差額を表示している。財務諸表本体において、「fixed for fixed condition」を満たす株式決済されるオプションは資本項目として扱われ、その決済差額はたとえそれが生じたとしても他の資金提供者の利益に影響を及ぼすような金額として表示されることはない。ここで想定する帰属利益計算書では、このようなオプションの決済差額を表示し、純利益の控除項目として設けることで、株主に帰属する利益を示している。ここでは、「fixed for fixed condition」を満たすオプションの決済差額を反映した株主に帰属する利益を②株主純利益としている。つまり、この利益には、オプションの決済によって確定された希薄化の部分が、既存株主が被る損失として加味されていることになる⁷。帰属利益計算書では、財務諸表という制約を超えて資金提供者間の持分の変動部分を含めた、利益の計算プロセスが扱われている。さらに、優先株式の決済差額や優先株式配当も示すことで、普通株主に帰属する③普通株主純利益も提示している。

このような帰属利益計算書を想定することで、国際会計基準ベースの財務諸表本体で表示されている主たる資本と利益の会計情報に加えて、それらの情報を活かすような様式で、各資金提供者グループの帰属利益を示すことができる。

⁷ なお、IAS 33 では、希薄効果を生じさせるような潜在株式が存在する場合、希薄化を調整した一株当たり純利益（diluted EPS）の計算と表示が定められているが、あくまで計算上の分子としての利益には純利益（profit or loss）が想定されているため、本研究で扱われてきた希薄化による損失（発行株式の時価からプレミアムと権利行使価格を差し引いた部分）は取り扱われていない。

2 日本会計基準のもとでの資本と利益に関する追加的な情報の提供

次に、日本会計基準をベースにした帰属利益計算書を検討する。日本会計基準では、株主とコールオプション保有者（新株予約権保有者）をひとまとめにした資金提供者グループと、株主のみから構成される資金提供者グループの2つの利益帰属者が想定され、それらに帰属する利益としての包括利益と純利益が財務諸表本体において表示されている。ここでは、国際会計基準をベースにした場合の帰属利益計算書と同様に、すべての資金提供者が与ることが可能な事業利益を出発点にして、日本会計基準のもとで計算される純利益と包括利益が表示される帰属利益計算書を検討する。数値例としては前項であげた**設例 10-1**に現物決済コールオプションに相当する新株予約権が、権利行使されず未決済残高として繰り越される場合の**設例 10-2**にもとづいて帰属利益計算書を検討する。日本会計基準においては、新株予約権戻入益が大きな論点として取り上げられる。前節で述べたように、日本会計基準では、新株予約権たるコールオプションが権利不行使で失効した場合、その簿価が当期純利益と包括利益の計算要素として同時に扱われることになるが、この点に日本会計基準の固有の論点が存在している。ここでは、新株予約権が権利行使されず未決済残高として繰り越される場合の帰属利益計算書をひとまず検討し、そのあとに、当該新株予約権が失効して戻入益が生じた場合の**設例 10-3**のもとで、戻入益を含めた帰属利益計算書を検討する。

設例 10-2 日本会計基準ベースの帰属利益計算書（その 1）

（単位：百万円）

ストック情報

純資産（資産と負債の差額）：期首純資産 16,390
 期末純資産 19,200

株主資本：期首株主資本 16,290
 期末株主資本 18,820

増加項目：なし

純資産・株主資本減少項目：優先株式△70（償還分）

※期首純資産と期首株主資本の差 100 は、新株予約権 100 である。

※期末純資産と期末株主資本の差 380 は、新株予約権 100 とその
 他の包括利益 280 から構成される。

フロー情報

（各種の利益）

事業利益 3,000

その他の包括利益 280：

 その他有価証券評価差額金 150

 繰延ヘッジ損益 20

 為替換算調整勘定 110

※期首時点のその他の包括利益累計額はゼロ

（発行金融商品の利子・
 配当、および決済差額）

（損益項目）

社債利息 △200

プットオプション決済差額 △50（現金決済分）

コールオプション決済差額△100（現金決済分）

（非損益項目）

優先株式償還損 △30

優先株式配当 △20

（期中取引の説明 ※一部）

- ・会計期間における対象株価の下落時にプットオプション（現金決済予定）が現金で純額決済され、決済差額 50 が生じた。
- ・会計期間における対象株価の上昇時にコールオプション（現金決済予定）が現金で純額決済され、決済差額 100 が生じた。
- ・現物決済されるコールオプション（株式決済予定）としての新株予約権 100 については、権利行使が行われず未決済残高として扱われている。
- ・優先株式には償還に関する規定が定められておらず資本項目として扱われている。その一部について決済が行われ償還損 30 が生じた。また、優先株式配当 20 が支払われた。

設例 10-2 のもとで日本会計基準をベースにした帰属利益計算書（その 1）は、図表 10-4 のようになる。

図表 10-4 日本会計基準ベースの帰属利益計算書（その1）

（日本会計基準ベース）

帰属利益計算書		備考	
(利益帰属者の範囲)			
I. すべての資金提供者			
	(①事業利益)		
	3,000		
社債利息	△200		
プットオプション決済差額	(現金決済分) △50		
コールオプション決済差額	(現金決済分) △100		
小 計	2,650	2,650	
その他の包括利益：			
その他有価証券評価差額金		150	
繰延ヘッジ損益		20	
為替換算調整勘定		110	
II. 株主および コールオプション保有者*1	(②広義の株主 の純利益)	(包括利益)	(期末純資産)
	2,650	2,930	19,200
III. 株 主	(当期純利益)		(期末株主資本)
	2,650		18,820
優先株式償還損	△30		
優先株式配当	△20		
IV. 普通株主	(③普通株主 純利益)		
	2,600		

*1 純資産（非株主資本）に区分される新株予約権の保有者
※網掛け部分は、財務諸表上で表示される会計情報

日本会計基準をベースにした帰属利益計算書は、日本会計基準にもとづく財務諸表本体で表示される利益（当期純利益と包括利益）とその計算の基礎となる資本（株主資本と純資産）を中心に、各資金提供者グループに対する帰属利益とその計算プロセスを示している。日本会計基準における主要な利益は当期純利益であり、帰属利益計算書は、それを株主に帰属する利益として示している。また、それに対応する株主資本も示している。さらに、包括利益とそれに対応する純資産も示している。

帰属利益計算書の具体的な表示内容としては、国際会計基準をベースにしたものと同じように、まず、すべての資金提供者に帰属する事業利益（①）を出発点にして、社債利息

や現金で決済されるオプションの決済差額が加味され、株主とコールオプション保有者に帰属する利益である、②の広義の株主に帰属する純利益（広義の株主の純利益）と、それにその他の包括利益が加味された包括利益が表示されている。包括利益を計算する基礎は、株主とコールオプション保有者の持分から構成される純資産であり、ここでの包括利益は、企業と株主およびコールオプション保有者との取引（いわゆる資本取引）にかかわる要素を除いた一会計期間における純資産の差分として計算されている。つまり、所有者との直接取引を調整した期首純資産 16,270（＝期首純資産 16,390－配当 50－優先株式 70）を期末純資産 19,200 から差し引いた金額 2,930 が包括利益として計算されている。これは ASBJ 討議資料（2006a）における包括利益概念と整合するものであろう。

さらに、この**設例 10-2**では、（**設例 10-1**と異なり）株式決済されるオプションについての決済差額が含まれないので、②広義の株主の純利益と損益計算書本体で表示される当期純利益が同じ金額として示されている。純資産（非株主資本）に区分されるオプションが存在しなければ、株主とコールオプション保有者として広義の株主としてまとめられる資金提供者グループに帰属する②広義の株主の純利益と、株主という単一の地位に帰属する当期純利益は、もちろん同じ金額として計算される。最後に、当期純利益から優先株式償還損と優先株式配当が差し引かれることで、帰属利益計算書のボトムラインとして③普通株主純利益が計算される。株主資本に含まれる優先株式が償還された際の決済差額は、普通株主に帰属する利益の計算要素として扱われている。

次に、上記の**設例 10-2**における新株予約権 100 が権利不行使となって新株予約権戻入益 100 を生じさせる**設例 10-3**のもとで帰属利益計算書を検討する。**設例 10-3**は、次のようになる。

設例 10-3 日本会計基準ベースの帰属利益計算書（その2）

（単位：百万円）

ストック情報

純資産（資産と負債の差額）：期首純資産 16,390
 期末純資産 19,200

株主資本：期首株主資本 16,290
 期末株主資本 18,920

増加項目：なし

純資産減少項目：新株予約権△100（失効分）

株主資本減少項目：優先株式 △70（償還分）

※期首純資産と期首株主資本の差 100 は、新株予約権 100 である。

※期末純資産と期末株主資本の差 280 は、その他の包括利益 280 である。

フロー情報

（各種の利益）

事業利益 3,000

その他の包括利益 280：

 その他有価証券評価差額金 150

 繰延ヘッジ損益 20

 為替換算調整勘定 110

※期首時点のその他の包括利益累計額はゼロ

（発行金融商品の利子・
 配当、および決済差額）

（損益項目）

社債利息 △200

プットオプション決済差額 △50（現金決済分）

コールオプション決済差額△100（現金決済分）

新株予約権戻入益 100（失効分）

（非損益項目）

優先株式償還損 △30

優先株式配当 △20

（期中取引の説明 ※一部）

- ・会計期間における対象株価の下落時にプットオプション（現金決済予定）が現金で純額決済され、決済差額 50 が生じた。
- ・会計期間における対象株価の上昇時にコールオプション（現金決済予定）が現金で純額決済され、決済差額 100 が生じた。
- ・現物決済されるコールオプション（株式決済予定）としての新株予約権 100 については、権利不行使により失効し、新株予約権戻入益 100 が生じた。
- ・優先株式には償還に関する規定が定められておらず資本項目として扱われている。その一部について決済が行われ償還損 30 が生じた。また、優先株式配当 20 が支払われた。

新株予約権戻入益の数値例を加えた帰属利益計算書（その2）は、**図表 10-5** のように示すことができる。

図表 10-5 日本会計基準ベースの帰属利益計算書（その2）

（日本会計基準ベース）

帰属利益計算書		備考	
(利益帰属者の範囲)			
I. すべての資金提供者			
	(①事業利益)		
	3,000		
社債利息	△200		
プットオプション決済差額	(現金決済分) △50		
コールオプション決済差額	(現金決済分) △100		
小計	2,650	2,650	
その他の包括利益：			
その他有価証券評価差額金		150	
繰延ヘッジ損益		20	
為替換算調整勘定		110	
II. 株主および コールオプション保有者*1	(②広義の株主 の純利益)	(②'広義の株主 の包括利益)	(期末純資産)
	2,650	2,930	19,200
新株予約権戻入益*2	100	100	
III. 株主	(当期純利益)	(包括利益)	(期末株主資本)
	2,750	3,030	18,920
優先株式償還損	△30		
優先株式配当	△20		
IV. 普通株主	(③普通株主 純利益)		
	2,700		

*1 純資産（非株主資本）に区分される新株予約権の保有者

*2 純資産（非株主資本）に区分される新株予約権が権利不行使となることで生じた戻入益

※網掛け部分は、財務諸表上で表示される会計情報

ここで注目したいところは、財務諸表本体で表示される包括利益 3,030 が、株主に帰属するものとして表示されているところである。当期純利益の計算においては、新株予約権の失効部分が株主に帰属する利益を計算するための損益として扱われ、②の広義の株主の純利益に新株予約権戻入益が加算されることになる。しかしながら、すでに述べたように、日本会計基準における財務諸表上の包括利益は、**図表 10-1** で示すように新株予約権戻入益

が加算された当期純利益に、その他の包括利益が加味されることで計算される。

このような計算プロセスは、包括利益が株主に帰属するものとして計算されている、とする見方をもたらすことになる。新株予約権は、包括利益を計算する基礎である純資産に含まれるものであるが、コールオプション保有者と企業との直接的な取引（いわゆる資本取引）の結果である新株予約権戻入益が損益フローの計算に含まれる結果となっている。この点は第3章で指摘した日本会計基準における二組の資本と利益に伴う複雑性を示唆するものである。

このような二組の資本と利益の計算構造に伴う複雑性を解消するという観点からは、財務諸表本体で表示される包括利益の意味を明らかにするために、財務諸表本体で表示されるそれが株主の立場から計算されている側面があることを示すということが考えられる。つまり、株主とコールオプション保有者に帰属する②'広義の株主の包括利益と、財務諸表本体で示される株主に帰属する包括利益の両方を相対的に示すことで、両者の会計情報の意義がそれぞれ明らかにされるということが考えられる⁸。つまり、この2つの包括利益を相対的に表示することによって、新株予約権をめぐる二組の資本と利益による複雑性の緩和が期待されるということがあげられる。ただし、普通株式の価値を推定する際に利用される資本と利益の数値には、通常、普通株主に帰属する利益（③普通株主純利益）が用いられる可能性がある。包括利益が普通株式の価値を推定する際に用いられる可能性が小さいということをふまえると、ここであげた2つの包括利益の表示は、資金提供者間の持分の変動状況を示すという点での貢献が期待される。

3 貸方区分モデルの類型にもとづく資本と利益に関する追加的な情報の提供

次に、貸方区分モデルの類型にもとづく帰属利益計算書の検討を行う。前章の議論では、貸借対照表の貸方区分において財務資本と参加資本の混合モデルを採用する構想を検討した。そこでは、財務資本を基礎にして計算される、事業利益に相当する財務資本利益を表示し、さらにその財務資本利益を、広く株式の価値に関与する、株主、コールオプション

⁸ もっとも、新株予約権は純資産を構成する持分の1つであることから、この取崩し部分に戻入益として包括利益の計算要素に加えることは、クリーンサープラス関係から疑義が残ることになる。たとえば、新株予約権の失効分を純資産内の持分の振替えとして、新株予約権100を取り崩して利益剰余金を増加させた場合（新株予約権者から株主への持分の譲渡）、所有者との直接取引を調整した期首純資産16,270（＝期首純資産16,390－配当50－優先株式減少分70－新株予約権取崩額100＋新株予約権者から株主への持分譲渡：利益剰余金100）を期末純資産19,200から差し引いた金額2,930が本来の包括利益として計算されると思われる。しかしながら、財務諸表本体においては、これに新株予約権戻入益100を加えた3,030として包括利益が計算されている。

保有者、およびプットオプション保有者の3者をひとまとめにした資金提供者グループに帰属する利益と、それらのグループから外れる債権者一般に帰属する利益とに分ける表示を検討した。この構想では、広く株式の価値に関与するグループとそうでない債権者一般のグループとを識別することが、事業利益たる財務資本利益を切り分ける適切な基準であるという見方を採用した。本章では、このような財務資本と参加資本の混合モデルのもとでの帰属利益計算書を検討する。以下では、この混合モデルのもとでの帰属利益計算書がどのように特徴づけられるのかを説明したうえで、設例による表示内容を検討する。もちろん、ここでの帰属利益計算書も本章でこれまで説明してきたように、資金提供者の価値推定のニーズをより満たすような追加的な情報の提供という範疇のなかに位置づけられるものである。

財務資本と参加資本の混合モデルのもとでは、参加資本に分類される発行金融商品の決済や配当などは、損益計算書ではなく資本変動計算書において示されることになる。このとき資本変動計算書では、参加資本を基礎にして計算される参加資本利益が留保利益に加算されるような内容、また、資本項目として分類された発行金融商品の決済による簿価の振替えなどが示されることになる。とくに資本項目としての発行金融商品の決済が、他の資金提供者の利益にどのような影響を及ぼすかということが積極的に示されることはない。このような資本変動計算書の限界をふまえたとき、ここで検討する帰属利益計算書の様式としては、財務資本と参加資本の混合モデルのもとでの資本と利益の表示を中心に、資本項目（参加資本項目）として処理された発行金融商品の決済差額などが加味される形で、各資金提供者グループに帰属する利益とその計算プロセスを段階的に示すということが考えられる。

また、帰属利益計算書におけるこのような資本と利益の表示は、混合モデルのもとでの損益計算書における、自社株式の価値の変動部分を除外した業績の表示という側面から補足を加えることにもなる。前章で述べたように、混合モデルのもとでは、コールオプションやプットオプションなどの自社株式の価値に連動する発行金融商品が資本項目として扱われることになり、それらの発行金融商品の価値の変動部分が損益に算入されない仕組みとなっている。そこには、企業活動をつうじて獲得できる本来の業績と、自社株式の価値の変動部分とを区別して扱う必要があるという意図が含まれている。企業の業績を測定しようとするとき、自社株式の価値の変動部分を含めてしまうと、本来の業績の測定が達成できなくなるということが考えられるからである。ただし、株式オプションのなかには、現金などの資産を引き渡すものもあるから、自社株式の価値に連動する義務の評価差額や決済差額を一切認識しないというのも問題になる。そこで、企業の業績を測定するうえで

は、いったん株式オプションを資本区分で認識しておくという構想が得られる。このとき本章で議論の対象となる帰属利益計算書の特徴としては、次のような説明が可能となる。すなわち、損益計算書で参加資本利益を表示することで、企業本来の業績を示すという仕組みを採用し、資本区分された株式オプションの決済差額などについては、帰属利益計算書において扱い、各資金提供者グループに帰属する利益を段階的に表示するという対応がとられる、という特徴があげられる。

このような特徴を有する財務資本と参加資本の混合モデルのもとでの帰属利益計算書を下記の**設例 10-4**のもとで示すと、**図表 10-6**のようになる。なお、ここでは、株式と株式オプション（コールとプットの両方を含む）から構成される参加資本に、その他の包括利益を加えたものを参加純資産と呼称する。

設例 10-4 財務資本と参加資本の混合モデルにもとづく帰属利益計算書 (単位：百万円)

ストック情報

財務資本：	期首 26,540	期末 30,000
参加資本：	期首 16,540	期末 19,720
(参加純資産：	期首 16,540	期末 20,000)
積極参加資本：	期首 16,490	期末 19,720
所有資本：	期首 16,290	期末 19,720
残余資本：	期首 15,790	期末 19,290

増加項目：普通株式 1,000 (コールオプション株式決済分)

減少項目：プットオプション △50 (現金決済分)

コールオプション△100 (現金決済分)

コールオプション△100 (株式決済分)

優先株式 △70 (償還分)

※期末参加資本と期末参加純資産の差 280 は、その他の包括利益 280 である。

※期末の貸方残高は、財務資本の期末残高 30,000 であり、その内訳は、社債 10,000、優先株式 430、普通株式 10,800、留保利益 8,490、その他の包括利益累計額 280 である。

フロー情報

(各種の利益)

事業利益 (財務資本利益) 3,000

その他の包括利益 280：

その他有価証券評価差額金 150

繰延ヘッジ損益 20

為替換算調整勘定 110

※期首時点のその他の包括利益累計額はゼロ

(発行金融商品の利子・
配当, および決済差額)

(損益項目)

社債利息 △200

(非損益項目)

プットオプション決済差額 △50 (現金決済分)

コールオプション決済差額△200

(現金決済分：△100, 株式決済分：△100)

優先株式償還損△30

優先株式配当 △20

(期中取引の説明 ※一部)

- ・会計期間における対象株価の下落時にプットオプション (現金決済予定) が現金で純額決済され、決済差額 50 が生じた。
- ・会計期間における対象株価の上昇時にコールオプション (現金決済予定) が現金で純額決済され、決済差額 100 が生じた。
- ・会計期間における対象株価の上昇時にコールオプション (株式決済予定) が現物決済され、決済差額 100 が生じ、普通株式 1,000 が発行された。
- ・優先株式には償還に関する規定が定められておらず資本項目として扱われている。その一部について決済が行われ償還損 30 が生じた。また、優先株式配当 20 が支払われた。

図表 10-6 財務資本と参加資本の混合モデルにもとづく帰属利益計算書

		帰属利益計算書 (財務資本と参加資本の混合モデル)	
(利益帰属者の範囲)	(期末資本残高)		
I. すべての資金提供者	(財務資本)	(財務資本利益)	
	30,000	3,000	
		社債利息	△200
		小計	2,800
		その他の包括利益:	
		その他有価証券評価差額金	150
		繰延ヘッジ損益	20
		為替換算調整勘定	110
II. 株主	(参加純資産)	(参加資本利益)	(参加純資産包括利益)
プットオプション保有者	20,000		
コールオプション保有者	(参加資本)	2,800	3,080
	19,720		
		プットオプション	(現金決済分)
		決済差額	△50
III. 株主	(積極参加資本)	(積極参加資本利益)	
コールオプション保有者	19,720	2,750	
		コールオプション	(現金・株式決済分)
		決済差額	△200
IV. 株主	(所有資本)	(所有資本利益)	
	19,720	2,550	
		優先株式償還損	△30
		優先株式配当	△20
V. 普通株主	(残余資本)	(残余資本利益)	
	19,290	2,500	

※網掛け部分は、それぞれの行で資本と利益の組合せを示す。

ここでの帰属利益計算書においては、財務資本と参加資本の混合モデルをベースにしているため、財務諸表本体で表示される資本と利益である、財務資本と財務資本利益（事業利益）、参加資本と参加資本利益という二組の資本と利益の表示が中心となるように構成されている。また、財務資本と参加資本の混合モデルのもとでは、参加資本利益は、損益計

算書で示される主要な利益であり、株式オプションなど自社株式の価値変動に影響を受ける発行金融商品の評価差額や決済差額を損益として取り込まないことで、企業本来の業績を表示しようとするものである。さらに、参加資本利益は広い意味での株主に帰属する利益であり、現行の会計基準に総じてみられる株主の立場から計算される純利益に近い性質を有しているという見方もとることができる。ここで、参加資本利益が企業の業績を示そうとするものであり、かつ、現行の会計基準に総じてみられる純利益に近い性質を有しているという点からは、この参加資本利益に会計基準において求められる公正価値測定のもとでの評価差額を別途加えて包括利益を計算する体系を想定することができる。つまり、この混合モデルのもとでは、参加資本利益をベースにして包括利益を計算するという構想も可能と思われる。図表 10-6 の帰属利益計算書は、このような考え方にもとづいて参加資本利益にその他の包括利益を加味することで包括利益を計算し表示している。

最後に、全体的な特徴としては、国際会計基準と日本会計基準をベースにしたときと同じように、すべての資金提供者に帰属する財務資本利益からの分配に関する計算プロセスを示すとともに、普通株主に帰属する利益となる残余資本利益をボトムラインとするような計算プロセスも示している。通常、財務諸表本体の表示においては、資本取引と損益取引との間には1つの境界線が存在しているが、この帰属利益計算書では、資本取引と損益取引の境界線がいくつも含まれる形でその制約が緩和され、利益分配と帰属利益の計算が同時に示されている。また、貸方区分モデルで想定した5つの資本の概念にもとづいてそれぞれの利益帰属者の範囲のもとで想定される期末資本の金額も示しており、ここでは、5つの資本と利益の表示が行われている。これについても、財務諸表における認識と測定の制約を大きく緩和した内容になっている。認識や測定、一組の資本と利益といった財務諸表の表示にかかわる制約の影響から独立した情報が提供されているというところに帰属利益計算書の積極的な意義があると思われる。財務諸表が資本と利益についてどのような計算構造を有するかにかかわらず、各資金提供者グループに帰属する利益を計算するとともに、最終的な利益の計算まで提示することができる。

第5節 貸方区分モデルのもとでの分配可能額の算定に関する情報の提供

本章では、資金提供者の価値推定のニーズを満足させるような追加的な情報を提供する手段として、財務諸表本体で表示される資本と利益を中心にして各資金提供者グループに帰属する利益を段階的に示すような帰属利益計算書を検討した。ここでは、本研究のもう1つの関心事である会社法による利害調整の観点から、会社法のもとでの分配可能額の算定に関する情報を追加的な情報として提供する報告様式を検討する。

現行の日本会計基準のもとでは、分配可能額に相当する剰余金の金額は、個別貸借対照表において表示されている。前章で述べたように、貸方区分モデルを選択する際の外在的な要因としての会社法からの要請としては、分配可能額の算定ということがあげられた。そして、この要請を満たすような貸方区分モデルとしては、株主の持分にもとづいて資本と利益が計算される所有資本モデルが適切であると考えられた。しかしながら、貸方区分モデルの議論においては、会計処理上、発行金融商品の種類別計上が想定されており、会社法の概念としての資本金や資本準備金に相当する項目の利用を想定していない。このような状況は、貸方区分モデルにおける発行金融商品の種類別計上によって、企業会計が財務諸表本体において分配可能額の算定に関する情報を提供できないという状況を指しているように思われる。日本の企業会計制度においては、従来から、剰余金の金額を配当可能利益や分配可能額に関する情報として提供してきたという経緯をふまえると、企業会計が財務諸表本体でそのような情報を提供できないというのであれば、ディスクロージャー制度という枠組みのなかで財務諸表本体以外の手段を用いて別途対応するということが通常考えられる。そして、その対応の1つには、財務諸表本体以外の手段を用いて、分配可能額に関する情報を追加的な情報として提供するということがあげられる。

また、財務諸表本体以外の手段を用いて、分配可能額の算定に関する情報を追加的な情報として提供することが求められるような状況としては、国際会計基準の適用をめぐる関係から、企業会計が会社法からの要請に応じられないという状況も想定できる。これには、国際会計基準の個別財務諸表への適用という状況が考えられる⁹ ¹⁰。日本の企業会計制度において、企業会計における情報提供機能が国際会計基準のもとで達成される必要があるということが求められるのであれば、従来から行われている剰余金に関する情報の提供を維持しようとするとき、会社法における分配可能額の算定に関する情報のある報告様式のもとで開示するという対応も考えられる。ここでの、財務諸表本体以外の手段を用いた分配可能額の算定に関する情報の提供を扱う議論は、国際会計基準の適用をめぐる状況におい

⁹ 2016年4月18日に金融庁 金融審議会から公表された『ディスクロージャーワーキング・グループ報告—建設的な対話の促進に向けて—』では、国際会計基準を適用する一部の任意適用会社から、事務負担の軽減のため個別財務諸表や会社法上の計算書類についても国際会計基準に準拠して作成することを認めてほしいとの要望が寄せられているということが指摘されている。さらには、これをうけて、関係省庁において単体ベースの財務書類への任意適用についても検討が進められることが望まれるという考えが提示されている (pp. 14-15)。

¹⁰ 弥永 (2012) は、諸外国における国際会計基準の導入の対応を調査し、制度比較を行った結果、資本制度にもとづく日本の分配規制に対して相当程度の影響が及ぶことを指摘している。これを受けて、弥永 (2012) は、日本においても会社計算規則 158 条のような個別的な対応など貸借対照表上の数値と資本制度ともとづく分配規制から根本的なパラダイム転換を行うことを検討する必要があると指摘している。具体的には、支払不能テストなどの導入が考えられるとしている。

でも当てはまると考えられる。

具体的に、分配可能額の算定に関する情報を追加的な情報として提供するという場合、たとえば財務諸表本体以外の報告書において、株主の持分から構成される所有資本の金額をベースにして、それを分配可能額と分配不能額とに分けて表示するということが考えられる。所有資本を構成する要素としては、普通株式の払込価額と優先株式の払込価額、すなわち普通株主からの出資額と優先株主からの出資額があげられる。また、所有資本を構成する要素には、優先株式の配当と普通株式の配当が控除された残余としての留保利益もあげることができる¹¹。したがって、分配可能額とその計算プロセスを表示するに際しては、まずは、所有資本を構成するこれらの要素を表示するところから出発させることが考えられる。ついで、現行の会社法においては、株主からの出資額であってもその他資本剰余金に相当する部分は分配可能な部分とされているので、ここでの分配可能額の計算プロセスにおいては、普通株式と優先株式の払込価額のうち、その他資本剰余金に相当する分配可能額と、資本金および資本準備金に相当する分配不能額とに区別して表示する必要がある。また、現行の会社法においては、利益の累積額であっても利益準備金のように分配不能に相当する部分がある。つまり、株式による払込価額と同様に、留保利益のうちその他利益剰余金に相当する分配可能額と、利益準備金に相当する分配不能額とに区別することも必要になってくる。

以上のような考え方にもとづき、下記の設例 10-5 について、図表 10-7 のような分配可能額と分配不能額を分けて表示する報告様式を提示することができる。

¹¹ このような留保利益は、優先劣後関係では最劣後の性格を反映した項目になると考えられ、決済や支払いについて優位にある他の資金提供者グループに対してはバッファとしての役割が期待されることになる。

設例 10-5 所有資本モデルのもとでの分配可能額計算書 (単位:百万円)

期末所有資本 20,000	内訳： 普通株式の払込価額 13,000 (資本金および資本準備金相当額：9,000) 優先株式の払込価額 3,500 (資本金および資本準備金相当額：3,500) 留保利益 3,500 (利益準備金相当額：500)
------------------	--

図表 10-7 所有資本モデルのもとでの分配可能額計算書

分配可能額計算書	
普通株式	13,000
優先株式	3,500
留保利益	3,500
期末所有資本 合計	20,000
分配可能額 (剰余金相当額)	7,000
分配不能額 (資本金および準備金相当額)	13,000
合計	20,000

すでに述べたとおり、貸方区分モデルでは、会計処理上、資本金や資本準備金などの会社法の概念にもとづいた項目の利用を想定しておらず、発行金融商品の種類別の払込価額を扱っている。したがって、所有資本モデルのもとでの所有資本の内訳は、普通株式、優先株式、および留保利益から構成されるから、ここでの分配可能額計算書は、所有資本をまずこの3つの要素に分けることから出発させている。次に、この所有資本は、株主の持分から構成されているから、現行の会社法における分配可能額を表示するために、この所有資本の金額を剰余金に相当する分配可能額と、資本金および準備金に相当する分配不能額とに分けて表示している。

分配可能額は、株主および債権者をはじめとする利害関係者の中心的な関心事であり、株主の持分の枠内で、分配可能な部分と分配不能な部分とに分けて表示することは、分配規制に関する情報開示の強化につながると考えられる。

第6節 おわりに

本章では、財務諸表本体の表示による情報提供に不十分な面があることをふまえ、情報利用者としての資金提供者による発行金融商品の価値推定のニーズを満足させるという観点から、財務諸表本体における資本と利益の会計数値について追加的な情報を提供することの必要性を指摘した。そのうえで、国際会計基準をベースにした場合と、日本会計基準をベースにした場合で、各資金提供者グループに帰属する利益とその計算プロセスを示す帰属利益計算書を検討した。これは、資本項目として扱われる発行金融商品の決済差額などが従来からニーズのある情報として追加的に求められてきたことについて対応するものである。また、帰属利益計算書における複数の利益の相対的な表示内容をもって、ASBJ討議資料（2006a）がかかえる二組の資本と利益の複雑性についても緩和が期待できる。

帰属利益計算書において提供される追加的な情報は、財務諸表本体において想定されている資本と利益の計算構造から独立して示されるものである。つまり、帰属利益計算書は、貸方区分モデルに関する論争やどの利益帰属者の範囲から資本と利益の計算構造を想定するかという論点を超えて、追加的な情報の提供という観点から広範な情報利用者のニーズをよりよく満たそうとする試みであるといえる。現行の会計基準においては、一貫した資本と利益の計算構造を保つことが、財務報告の目的を達成し、提供される情報の価値そのものを維持する重大な課題であるとみなせるが、それが他方では、認識と測定に大きな制約を課しているともいえる。追加的な情報が提供されることによる情報提供の充実性の向上は、会計基準における一貫した資本と利益の計算構造から生み出される会計情報の価値をより一層高める効果があると期待され、広範な情報利用者のニーズをよりよく満たす有益な手段とみなすことができる。

しかしながら、これらの帰属利益計算書によって提供される情報が価値推定のニーズを現実的に満足させることができるかどうかは、普通株式をはじめとした各発行金融商品の価値推定の方法に依存することになる。現時点において、株式オプションの価値を評価する方法には、たとえば株式価値を推定したあとにその理論値をインプットとして扱う方法がある。このことは、株式の理論値がオプション評価モデルのインプットとして用いられるなら、株式オプションの価値の推定には、普通株式の価値を推定する資本と利益の会計情報の利用で足りるということを示唆している。つまり、情報利用者が株式と株式オプションをひとまとめにした価値を推定することを期待して、株主とオプション保有者に帰属する資本と利益の会計情報を提供することの意義が問われることになる。ただし、現時点においてある程度の信頼性をもって確立された方法のみに依存することなく、価値推定の方法が多様性をもって発展していくことが期待されるのなら、さまざまな利益がインプッ

ト情報として用いられるという可能性も否定できない。このような視点からは、普通株主に帰属する利益についても、参加資本利益といった広く株式の価値に与る資金提供者グループに帰属する利益についても、今後の利用可能性を期待した情報提供の構想が展開される余地はある。

また、本研究で検討してきた貸方区分モデルは、発行金融商品の種類別計上を前提にしており、財務諸表本体においては、資本金および資本準備金ならびに利益準備金といった分配可能額の算定に関する項目が表示されないということを仮定していた。日本の企業会計制度においては、従来から資本金および準備金とともに剰余金の金額が分配可能額の算定に関する情報として提供されてきたという経緯をふまえると、財務諸表本体において、それらの項目を表示できないということであれば、分配可能額の算定に関する情報を別の報告様式を用いて提供していこうとする発想が得られる。このような構想についての具体的な方策として、本章では分配可能額計算書を検討した。

また、分配可能額計算書が用いられる可能性がある状況としては、国際会計基準が個別財務諸表に適用されるような状況を含めて考えることができる。企業会計が国際会計基準のもとでの情報提供機能を重視するようになれば、個別財務諸表においても積極的な適用が望まれるということが考えられる。このような場合、企業会計においては、会社法からの資本の表示に関する要請に応じられないという状況が想定されうる。これらの状況では、コスト・ベネフィットの観点からその実効性がふまえられる必要があるが、財務諸表本体において、企業会計が会社法の要請に応じられないならば、分配可能額の算定に関する情報を、別途報告書を介して提供するというのも1つの方策として考えられる。具体的に分配可能額計算書の検討においては、株主の持分にもとづいて成立する所有資本を、分配可能額と分配不能額とに分けて表示するような報告様式を検討した。

次章では、本研究の総括と展望を述べる。

終章 研究の総括と展望

本研究では、第Ⅰ部において、資本の概念にもとづいて利益の計算構造を構想する一般論を概観し、資本と利益の計算上の関係について検討を加えた。また、伝統的な会計主体論のもとでみられた、企業観とそれにもとづく利益計算の仕組みを検討した。さらには、概念フレームワークにおける資本の概念を検討した。

第Ⅱ部では、日本の会社法における利害調整手段としての資本制度や分配規制について検討を加えた。また、日本における企業会計（会計基準）と会社法との間で、株主資本の会計処理および表示がどのような程度で調整されているかについて検討を行った。

第Ⅲ部では、第Ⅰ部の検討内容をふまえて貸借対照表の貸方区分モデルを抽出した。ついで、抽出した貸方区分モデルにもとづいて株式オプションに関する会計処理を検討し、さらに、現行の企業会計における貸方区分の考え方や、会計基準のもとで定められている株式オプションに関する会計処理について検討を行った。さらに第Ⅲ部では、企業会計における内在的な要因と外在的な要因から貸方区分モデルの選択に関する議論を展開した。最後に、資本と利益に関する追加的な情報を提供するような報告様式を検討した。

本章では、まず各章の要約を示すことで、第Ⅰ部から第Ⅲ部の内容を総括する。ついで、本研究で掲げた目的に照らして結論を整理し、インプリケーションを示す。最後に、本研究の展望として今後の検討課題を示す。

第1節 研究の総括

1 「第Ⅰ部 企業会計の資本」の総括

第Ⅰ部は、貸方区分モデルを抽出するための基礎的な議論を扱った。

第1章では、利益の計算構造に関する一般論として、資本の測定尺度（貨幣や物財）にもとづいて利益の計算を構想する資本維持論、資本の測定尺度と資産の測定属性の組合せにもとづいて利益の計算を構想する議論、さらには、ある一定の範囲の資金提供者から構成される利益帰属者という立場を想定することを基礎に、貸方における発行金融商品の分類にもとづいて利益の計算を構想する議論を概観した。これらの議論を概観することにより、資本の測定尺度、資産の測定属性、および利益帰属者の範囲にもとづいて成立する利益の計算構造を確認した。

利益の計算構造を成立させるうえで、資本の測定尺度は、期末資本から差し引く維持すべき資本の測定額を定める要素であるということを指摘した。資産の測定属性は、資産の測定を介して期末資本の測定額に影響を及ぼすとともに、実現か未実現かといった面で利

益の性格に影響を及ぼすということを指摘した。また、利益帰属者の範囲については、企業の財務活動の内容を、ある範囲の資金提供者にもとづいて資本の変動要素と利益の計算要素とに振り分ける要素であるということを指摘した。第1章では、これらの3つの要素が、企業会計における利益の計算構造を成立させて明確化させる重要な役割を果たしているということを指摘した。さらに第1章では、それぞれの要素に含まれる選択肢を組み合わせることによって成立しうる、利益の計算構造の多様性についても確認した。

第2章では、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922), Seidman (1956), Li (1960a), Husband (1954), ならびに Staubus (1961) において示される会計主体論を、企業観、利益計算を行う観点ないし立場としての利益帰属者、さらには利益計算の基礎（資本）といった諸側面から概観した。

会計主体論では、企業観の検討にもとづいて、各種の経済主体のうち、利益計算を行う立場としての利益帰属者の範囲が定められ、そのような利益帰属者が有する持分にもとづいて利益計算の基礎（資本）が捉えられていた。このような議論は、誰の立場から利益計算を行うかという観点から、資本と利益の形式的な関係に実質的な意味づけを行おうとするものであり、現代の企業会計に対しても有益な視点を提供しているということを指摘した。また、会計主体論の固有の特徴である純資産としての企業持分や貸方全体としての持分は、企業をエンティティとして捉える企業観のもとで提示される考え方であり、企業が資産に対して権益・請求権を有しているという解釈が伴うものの、とりわけ後者の貸方全体としての持分の考え方については、多様な金融商品を発行する現代企業を前提とするとき、所有権を表章する（資本に含められるべき）請求権を識別できない立場から、さまざまな請求権をひとまとめに捉えるような有益な見方として扱われる面があることを指摘した。さらに、このような貸方全体としての持分の考え方については、現代における会計基準の開発においてもなお一定程度の合理性が認められていると解釈することもできた。

1950年代に活発に議論された会計主体論は、論争が過熱した結果、多少の混乱もみられたが、どの範囲の資金提供者の立場から利益計算を行うかという根本的な視座を決めること、すなわち利益帰属者の範囲を定めることが、利益計算の基礎としての資本そのものを決定することに強く結びつくという点を示唆してきた。このような意味で、会計主体論は、その現代的な意義として、企業会計における資本の概念形成に関する議論、さらには資本と利益の範囲を画する議論において有益な枠組みを提供してきたということを指摘した。

第3章では、FASB 概念フレームワークの端緒とみなすことができる FASB 討議資料(1976) や、貸方における発行金融商品の分類に関する問題を網羅的に取り扱った FASB 討議資料(1990)、さらには日本の概念フレームワークに相当する ASBJ 討議資料(2006a) を通し

て、資本の概念形成に関する問題を検討した。

具体的には、FASB 討議資料（1976）、FASB 討議資料（1990）、および SFAS 150 などを取り上げて、資本が差額概念として定義された背景や、差額概念としての資本に向けられてきた批判を検討した。また、日本の概念フレームワークに相当する ASBJ 討議資料（2006a）を概観して、資本の概念を積極的に定めることの意義を検討した。検討の結果として、企業会計で計算される利益がどのような資金提供者を想定したものなのかという点について積極的な意味を与えようとするとき、概念フレームワークにおける資本は、他の概念に従属して消極的に定められるのではなく、他の概念から独立して、それに含まれる資金提供者の持分ないし請求権が直接識別されたうえで積極的に定められることが望ましいということを指摘した。

FASB は、概念フレームワーク構想の当初より、資産負債アプローチを強調することで資本を差額概念として定めたが、それに批判が向けられるようになると、個別の会計基準の設定をつうじて、負債と資本の概念に随時修正を加えてきた。概念フレームワークが会計基準を支える基礎概念の体系であるにもかかわらず、基礎概念としての資本が不明確にされたまま、そのような会計基準の設定が行われるようであれば、どのような資金提供者を前提に利益の計算を行うかという原則的な見方が定まらないばかりか、実務上の場当たり的な対応としての会計基準の新設・改廃が行われてしまう。

概念フレームワークは、そこで標榜される財務報告の目的に照らして、利益の概念を導くための基本的な枠組みを提示するものである。そのような概念フレームワークにおいて、利益計算がどのような資金提供者のもとで構想されているかが提示されるためには、資本の概念が資金提供者の持分の識別によって明らかにされる必要がある。

一方、ASBJ 討議資料（2006a）においては、株主資本が株主の持分にもとづいて積極的に定められており、純利益を生み出す正味のストックとして位置づけられていた。この構想は、ASBJ 討議資料（2006a）において、財務報告の目的を達成するための根幹として強調されている。ASBJ 討議資料（2006a）では、資本を特定の資金提供者の持分にもとづいて積極的に定めることの重要性が顕著に示されているといえる。資本を構成する資金提供者の持分が明らかにされれば、資本と利益の関係が特定された資金提供者の持分によって、よりよく説明されることになる。ASBJ 討議資料（2006a）においては、資産負債アプローチと収益費用アプローチがともに用いられたうえで、負債と資本の概念も積極的に定められていた。資本の概念を積極的に定める考え方は、資産負債アプローチさらには負債を積極的に定める考え方とともに成立しうるものであるといえる。

以上、第 I 部では、資本会計の一般論を概観したうえで、資本の測定尺度、資産の測定

属性、および利益帰属者の範囲という3つの要素が、利益の計算構造を成立させて明確化させるという重要な役割を果たしていることを確認した。ついで、ある範囲の利益帰属者を想定して利益の計算構造を構想する議論を扱う伝統的な会計主体論を概観し、現代の企業会計における会計主体論の意義を検討した。さらに、会計基準を開発する指針としての概念フレームワークにおいて、利益がどのような資金提供者のものなのかという点で積極的な意味づけを行うには、資本の範囲に含まれる持分が明らかにされたうえで、資本を負債の概念によらずに独立して積極的に定める方法が望ましいということを指摘した。

2 「第Ⅱ部 会社法の資本と企業会計」の総括

第Ⅱ部では、本研究が目的とする議論のうち、とくに会社法という外在的な要因から貸方区分モデルを選択する議論を展開するための基礎的な議論を扱った。

第4章では、日本の会社法（法務省令を含む）における株主の有限責任制、その有限責任制に起因して生じうる利害対立を調整する手段としての資本制度、さらにはその資本制度に基礎を置く分配規制について検討を加えた。会社法においては、資本原則を具現する諸規定が放棄または緩和されていることや、資本金および準備金（以下、「資本」）を法定の手続きのもとで減少させることができるということから、資本制度または分配規制の意義が低められているという点が懸念されうる。しかしながら、それらの規制動向は、企業における財務政策の柔軟性を確保しようとするものであると捉えることができ、このことが債権者の債権回収に直接的に不利益を及ぼすとは考えにくいということを指摘した。これらの諸点をふまえて、会社法における分配規制の意義を次のように改めて説明することができた。すなわち、分配規制の意義としては、会社の自治機関が法定の手続きを介して、「資本」（資本金および準備金）の水準をある程度自由に決定することができるということ前提にして、分配の際に社外流出しうる会社財産の上限すなわち分配可能額と、その財源（剰余金）を定めているということを指摘することができた。

第5章では、日本の現行の企業会計制度における株主資本の表示、および株主資本の変動に関する会計処理を、企業会計における原則的な考え方としての「払込資本と留保利益の区別」にもとづいて検討を行い、そのうえで、企業会計（会計基準）と会社法が株主資本をめぐる考え方についてどのような程度で調整されているかを検討した。検討の結果、日本の企業会計制度における株主資本の表示および株主資本の変動に関する会計処理においては、会社法における債権者保護の目的を要因として、「払込資本と留保利益の区別」からの逸脱が一部でみられたものの、「払込資本と留保利益の区別」の考え方はおおむね遵守されており、依然として、企業会計制度における株主資本の計算・表示に関する諸規定を

支える基礎として受け入れられているという点を指摘した。さらに、現行の企業会計制度においては、企業会計と会社法が、株主資本をめぐる見解について、ともに「払込資本と留保利益の区別」の考え方に依拠しながら、高度な水準で調整されているという点を指摘することができた。

以上、第Ⅱ部では、会社法における資本制度および分配規制について検討を行った。また、日本の企業会計制度における株主資本の計算・表示に関する諸規定を「払込資本と留保利益の区別」の考え方にもとづいて検討を加えることで、企業会計（会計基準）と会社法が高度な水準で調整されている現状を明らかにした。

3 「第Ⅲ部 貸借対照表の貸方区分モデル」の総括

第Ⅲ部では、本研究の目的を扱う議論を展開した。第1の目的となる貸方区分モデルの抽出については第6章で扱い、第2の目的となる貸方区分モデルの選択に関する議論については第9章で扱った。さらに、第3の目的となる資本と利益に関する追加的な情報の提供に関する議論については第10章で扱った。

第6章では、第Ⅰ部における検討内容をふまえて貸方区分モデルを抽出した。具体的には、資本の概念を独立して積極的に定める考え方にもとづき、5つの基本的な発行金融商品（普通株式、優先株式、自社株式を対象としたコールオプション、自社株式を対象としたプットオプション、および社債）の保有者（資金提供者）をグルーピングすることで、5つの資本の概念を抽出した。ついで、それら資本の概念にもとづいて成立させることができる利益計算の仕組み（負債は資産と資本の差額として捉える）を貸方区分モデルとして定義した。

貸方区分モデルの意義としては、第1に、企業会計における利益計算の仕組みを構想するにあたっての基本的な選択肢を提示していること、第2に、現行の企業会計における貸方区分の考え方またはそれにもとづく利益計算の考え方を検討する際の分析軸として用いることが可能であるということを示した。また、会計主体論との関連では、1950年代当時において議論の対象として十分に扱われていなかった株式オプションを含めて、資本の概念とそれにもとづく利益計算の仕組みに関する議論を展開したという点に意義を見出すことができた。

他方、貸方区分モデルの限界には、貸方区分モデルにおける負債区分の表示において、資産の犠牲が伴う義務とそうでない義務とが混在してしまうという点と、金融負債の事後測定について測定属性の選択に関する指針を提示していないという点があげられた。もともと、前者の限界については、貸借対照表の負債区分内で資産の犠牲が伴う義務とそうで

ない義務とを細かく区分して表示することで解消が期待できることを指摘した。また、後者の限界については、留意すべき点として、貸方区分モデルが金融負債の測定問題に対して中立的な立場にあるという意味で、貸方区分モデルは、企業会計上の利益の計算構造を構想するというプロセス全体において測定属性の問題を扱うための一定の到達点を示しているという解釈を加えることができた。

第7章では、第6章で検討した貸方区分モデル、とくに所有資本モデル、積極参加資本モデル、および参加資本モデルにもとづいて、自社株式で決済される株式オプションに関する会計処理を検討した。また、当該株式オプションのペイオフ（株式オプションの発行に際して当初支払われたプレミアムとオプションの時価との差額）に関する会計処理上の取扱いについて検討した。検討の結果として5つの指摘を行った。

第1に、株式オプションを負債区分に分類するか資本区分に分類するかの違いは、そのペイオフを損益として取り扱うか、資本区分内の持分の振替えとして取り扱うかに影響を及ぼしているということを指摘した。

第2に、株式オプションのペイオフを認識するような会計処理方法として、株式オプションが負債とされる場合には、時価による評価替えを想定し、資本とされる場合にも、その決済価額に時価を想定する処理方法が考えられたが、そもそも株式オプションのペイオフを会計処理の対象として取り上げる根本的な考え方としては、株式オプションの決済という事象をオプション投資の時価清算とみなす見方を指摘することができた。自社株式による決済という事象については、株式オプション投資を一度清算したあとで、株式に再投資を行うものであるという解釈を加えることができた。市場性を有する株式を対象とする株式オプションでは、一般的に、権利行使の際にオプション保有者に引き渡される経済的価値が（現金か株式かにかかわらず）、権利行使時点における株価と権利行使価格との差にもとづいて決定されるという性質を有している。このような株式オプションの性質をふまえると、当該ペイオフを認識するような処理は、株式オプション取引の実態を描写するのに適した会計処理方法であるということを指摘した。

第3に、利益帰属者の観点から一定の資本利益計算の仕組みを有する貸方区分モデルのもとでは、株式オプションのペイオフを会計処理の対象として取り上げることについて積極的な意味づけを行うことができるということを指摘した。たとえば所有資本モデルにおいて、株式オプションは負債項目として取り扱われることになるが、株式オプションのペイオフを損益として認識することは、株主の利益を計算するという観点から積極的な意味が与えられることになる。

第4に、ある貸方区分モデルのもとで株式オプションが資本とされるとき、そのペイオ

フは、資本区分内の留保利益の変動として会計処理されるが、このとき貸方区分モデルを前提とする留保利益の解釈については、資本区分内で拠出资本と区別されることをふまえたうえで、次のように説明することができた。すなわち、貸方区分モデルのもとでの留保利益は、貸方区分モデルのもとで想定される一定の資本拠出者のうち、いずれか特定の資本拠出者に対して独占的に帰属する確定した持分ではなく、そこで想定される一定の資本拠出者に対してまとめて帰属する（また、どのような資本拠出者に支払われるかという点では）未確定な持分として捉えることができる、ということを指摘した。

第5の指摘は、第1の指摘と第2の指摘に関連して述べることができる。第1の指摘と第2の指摘からは、株式オプションを負債項目と資本項目のうちいずれのものとして扱ったとしても、その決済価額にオプションの時価を用いるという考え方は、オプションの決済を投資の時価清算とみなす見方に依拠するものであるということがいえた。これをふまえ、第5の指摘として、株式オプションの決済の会計処理において、その決済価額にプレミアムに相当する当初評価額（簿価）を用いる考え方は、株式オプションを株式と同等とみなし、それをオプション保有者に帰属する持分としてではなく、その発行当初から株主の持分として会計処理を行う見方であるという説明を加えることができた。つまり、決済価額に当初評価額を用いる考え方は、株式オプションはいずれ株主の持分になるという観点から、（権利行使されることを前提に）株式の発行を認識するタイミングを、株式オプションの発行時点に求める考え方であるとみなすことができた。

第8章では、現行の企業会計における貸方区分として、ASBJにおける貸方区分、FASBにおける貸方区分、およびIASBにおける貸方区分を概観した。また、それら貸方区分のもとで想定される利益帰属者の範囲と利益計算の仕組みについて検討を加えた。さらには、発行金融商品のうちとくに株式オプションについて、現行の会計基準において定められている会計処理を検討した。ここでは検討の結果として5つの指摘を行った。

第1に、現行の企業会計における貸方区分の考え方には、総じて、資産の犠牲が伴う義務を負債とみなすような原則的な考え方が採用されていたが、FASBにおける貸方区分およびIASBにおける貸方区分においては、自社株式を発行する義務について詳細な分類基準が設けられており、当該義務の一部を負債とみなすような考え方が採用されていた。

第2に、このような3つの現行区分にもとづいて、それぞれで想定される利益帰属者の範囲を推定した結果、ASBJにおける貸方区分のもとでは、株主の立場に限定して利益計算の仕組みが構想されているのに対して、FASBにおける貸方区分およびIASBにおける貸方区分のもとでは、株主に加えて一部の株式オプションの保有者を含めた複合的な立場にもとづいて利益計算の仕組みが構想されているという点を指摘した。

第3に、米国会計基準および国際会計基準において資本区分に分類される株式オプション、たとえば現物決済コールオプションは、決済の際にプレミアム（簿価）が株式に振り替えられる処理が定められていることから、その発行当初において事前に株式とみなされたうえで会計処理が行われているという点を指摘することができた。一方、日本会計基準において当該コールオプションは、あくまで未確定な非株主資本項目として扱われているものの、その決済時点においては、米国会計基準および国際会計基準において定められている処理と同様に、プレミアム（簿価）が株式に振り替えられる処理が定められている。このことから、日本会計基準における当該コールオプションは、決済が行われた結果として、事後的に株式とみなされて会計処理されているという説明を加えることができた。

第4に、米国会計基準および国際会計基準において、株式オプションに関する貸方区分の分類基準は必ずしも一致しないが、両会計基準における株式オプションの会計処理の根底には、株式オプションを広い意味での株式とみなせるか否かという見方が採用されており、とくに両会計基準において、広い意味での株主の観点から利益計算が志向されているという点を指摘することができた。このことから、日本会計基準と類似して、米国会計基準と国際会計基準においても、広い意味での株主の立場にもとづく利益計算モデルが志向されているという見方も可能と考えられた。

第5に、株式オプションの清算価値は決済が行われるまで未確定であり、また株式の発行に至るか否かも決済を経るまでは未確定であるという株式オプションの本来の性質をふまれば、たとえ日本会計基準の純資産区分（非株主資本）や、米国会計基準および国際会計基準の資本区分において株式オプションを認識するとしても、決済時点の測定属性に時価を用いて当該株式オプションの決済差額（オプションのプレミアムと決済時のオプションの時価との差額）を、日本会計基準であれば損益として、また米国会計基準および国際会計基準であれば資本区分内の持分変動として認識するような会計処理も考えられるという点を指摘した。

第9章では、主たる情報利用者による価値推定のニーズを満足させるという内在的な要因にもとづいて、企業会計における貸方区分モデルの選択に関する議論を行った。また、会社法を企業会計の資本に影響を及ぼす外在的な要因として捉えることを前提に、会社法の要請を満たすような貸方区分モデルの選択に関する議論を行った。

検討の結果として、第1に、内在的な要因からの貸方区分モデルの選択に関する議論については次のようにまとめることができる。まず、現代の証券市場における資金提供者は、多様な契約条項により複合的なポジションをとりうることから（したがって個々の資金提供者の立場を明確に区別することは困難であることから）、主たる情報利用者については、

固定的な地位やポジションを有する特定の資金提供者をもって想定することは現実的に妥当とはいえないと考えられた。このような状況ではむしろ、債権者から株主までの広範な資金提供者としての投資家一般を想定し、彼らを主たる情報利用者としてみなす方が妥当と考えられた。また、彼らの価値推定のニーズを満足させるという情報利用目的を想定する場合、まず企業の事業の価値に相当する大枠としての財務資本価値を推定させ、さらにその内訳要素として、広い意味での株式の価値（株式と株式オプションの結合価値）に相当する参加資本価値を推定させる構想が有益であると考えられた。広い意味での株式の価値か否かという点は、大枠としての財務資本価値を切り分ける適切な基準であるとみなすことができる。そして、このような構想のもとでは、貸方区分モデルとして財務資本と参加資本の混合モデルが考えられた。

第2に、株主と債権者の識別という会社法の一般要請を満たすような貸方区分モデルとしては、資本の概念を株主の持分に限定して捉える所有資本モデルをあげることができた。また、開示規制の側面から、リスクバッファを適切に表示するという要請に対しては、資本の概念に株主の持分のみならずコールオプション保有者の持分を含めるような積極参加資本モデルが考えられた。他方、分配可能額の算定という観点からは、剰余金に対する加減項目を調整するという現行の方法をふまれば、貸方区分モデルの選択問題は中立的に扱われるという点を指摘することができた。剰余金に対する加減項目を調整するという手段を講じれば、いずれの貸方区分モデルのもとでも現行会社法程度の規制内容を維持することが可能であると考えられるからである。もっとも、剰余金に対する加減項目の取扱いに関する規定が会社法上で煩雑とならないようにするためには、分配規制が株主に対する分配の制約であることをふまえ、分配可能額の算定という観点からは、株主の持分にもとづく所有資本モデルの選択が妥当であると考えられた。

第10章では、財務諸表本体の表示による情報提供には不十分な面があるということをふまえ、情報利用者による価値推定のニーズを満足させるという観点から、資本と利益に関する追加的な情報を提供することの必要性を指摘した。そのうえで、国際会計基準をベースにした場合と、日本会計基準をベースにした場合とに分けて、それぞれで、各資金提供者グループに帰属する利益を段階的に提示する帰属利益計算書を検討した。これは、資本項目として扱われる発行金融商品の決済差額などが従来からニーズのある情報として追加的に求められてきたことについて対応するものである。また、帰属利益計算書における複数の利益の相対的な表示内容をもって、ASBJ 討議資料（2006a）がかかえる二組の資本と利益の複雑性についても緩和が期待できる。

帰属利益計算書において提供される追加的な情報は、財務諸表本体において想定されて

いる資本と利益の計算構造から独立して示されるものである。つまり、帰属利益計算書は、貸方区分モデルに関する論争やどの利益帰属者の範囲から資本と利益の計算構造を想定するかという論点を超えて、追加的な情報の提供という観点から広範な情報利用者のニーズをよりよく満たそうとする試みであるといえる。現行の会計基準においては、一貫した資本と利益の計算構造を保つことが、財務報告の目的を達成し、提供される情報の価値そのものを維持する重大な課題であるとみなせるが、それが他方では、認識と測定に大きな制約を課しているともいえる。追加的な情報が提供されることによる情報提供の充実性の向上は、会計基準における一貫した資本と利益の計算構造から生み出される会計情報の価値をより一層高める効果があると期待され、広範な情報利用者のニーズをよりよく満たす有益な手段とみなすことができる。

また、第10章では、分配可能額の算定に関する情報を提供する分配可能額計算書を検討した。本研究で検討してきた貸方区分モデルは、発行金融商品の種類別計上を前提にしており、財務諸表本体においては、資本金および資本準備金ならびに利益準備金といった分配可能額の算定に関する項目が表示されないということを仮定していた。日本の企業会計制度においては、従来から資本金および準備金とともに剰余金の金額が分配可能額の算定に関する情報として提供されてきたという経緯をふまえると、財務諸表本体において、これらの項目を表示できないということであれば、分配可能額の算定に関する情報を別の報告様式を用いて提供していこうとする発想が得られる。このような構想についての具体的な方策として第10章では分配可能額計算書を検討した。具体的に分配可能額計算書の検討においては、株主の持分にもとづいて成立する所有資本を、分配可能額と分配不能額とに分けて表示するような報告様式を検討した。

分配可能額計算書が用いられる可能性がある状況としては、国際会計基準が個別財務諸表に適用されるような状況を含めて考えることができる。企業会計が国際会計基準のもとでの情報提供機能を重視するようになれば、個別財務諸表においても積極的な適用が望まれるということが考えられる。このような場合、企業会計においては、会社法からの資本の表示に関する要請に応じられないという状況が想定されうる。これらの状況では、コスト・ベネフィットの観点からその実効性がふまえられる必要があるが、財務諸表本体において、企業会計が会社法の要請に応じられないならば、分配可能額の算定に関する情報を、別途報告書を介して提供するというのも1つの方策として考えられる。

以上、第Ⅲ部では、貸借対照表の貸方区分モデルを抽出したうえで、貸方における発行金融商品の分類に関する問題のなかでもとくに代表的なものとして位置づけられる株式オプションに関する会計問題を検討した。また、抽出した貸方区分モデルにもとづいて、現

行の企業会計における貸方区分の考え方や、現行の会計基準のもとで定められる株式オプションに関する会計処理について検討を行い、それらの特徴を指摘することができた。さらには、利益計算の仕組みに関する基本類型としての貸方区分モデルのうち、主たる情報利用者の価値推定のニーズを満たすという要因から、また会社法の要請に適うという要因から、どの区分モデルを選択することができるかという貸方区分モデルの選択問題を検討した。最後に、財務諸表という一組の資本と利益を提供する枠組みを超えて、発行金融商品の価値推定のニーズをより満足させるような資本と利益に関する追加的な情報の提供について検討した。さらに、分配可能額の算定に関する情報を別途提供するということも検討した。

第2節 本研究の目的に照らした結論の整理とインプリケーション

ここでは、本研究の問題意識や目的を改めて振り返ったうえで、本研究の目的に照らした結論の整理とインプリケーションを示す。ここでの結論は、本研究の目的を達成するために展開してきた本研究における各種議論についての最終的な結果を意味する。また、インプリケーションとしては、本研究における議論の結果を受けて言及できる内容を指す。

本研究の問題意識や目的を改めて示すと以下のようなになる。

本研究の問題意識

資本が差額概念として定められると、資本を構成する請求権が不明確となり、ひいては、資本のもとで計算される利益についても、どのような資金提供者に帰属するものなのかが不明確となる。

本研究が依拠する企業会計の原理：資本は利益計算の基礎である。

本研究で展開する考え方：資本を積極的に定義する考え方

本研究の目的

第1の目的：利益計算の仕組みに関する基本類型としての貸方区分モデルを複数抽出する。

第2の目的：企業会計における内在的な要因と会社法という外在的な要因から貸方区分モデルの選択に関する議論を展開する。

第3の目的：財務諸表という枠組みを超えて、資本と利益に関する追加的な情報の提供を行うような報告様式を検討する。

本研究の問題意識は、IASB 概念フレームワークおよび FASB 概念フレームワークにおいて、資本が差額概念として定められ、その結果、個別の会計基準による資本の概念形成にかかわる調整が度重なるように行われてきたという背景にもとづいている。差額概念としての資本が成立している場合、その資本に含まれる請求権の範囲は不明確になる。このことは、資本について次のような問題を生じさせる。すなわち、差額概念としての資本では、資本が非負債項目としての請求権から構成されることになり、その請求権の性質や特徴に一貫性を保持することができなくなる。また、資本項目としての持分（資産に対する権益）を保有する資金提供者の地位や立場についても一貫性を保持することができなくなる。同時に、差額概念としての資本のもとで計算される利益についても、それがどのような資金提供者の地位や立場のもとで計算されているのか、どのような資金提供者に帰属するものなのかが判然としなくなるという問題を指摘することができる。

本研究は、このような問題意識のもと、「資本は利益計算の基礎である」という企業会計の原理にもとづいて、資本を積極的に定義するという考え方について検討したものである。

「資本は利益計算の基礎である」という企業会計の原理は、一会計期間における資本の差分にもとづいて利益を計算するという通常のを意味するものである。この考え方のもとでは、資本の概念を定めることで、その資本にもとづく利益を計算することができるという形式的な仕組みを想定することができる。この形式的な仕組みのもとで、資本を積極的に定義するという考え方を検討することについては、次のような説明が可能である。すなわち、上記の形式的な仕組みにおいて、ある範囲の資金提供者の持分にもとづいて資本を積極的に定義するという検討のプロセスを加えることにより、計算される利益に、ある範囲の資金提供者に帰属する持分の増分としての積極的な意味を与えることができる。

資本を積極的に定義する考え方を取り上げて検討した理由は、これも序章で述べたように、本研究の問題意識に対して直接的に解決可能な方法であるということや、資本を積極的に定義することでかかえてしまう課題が現状の議論からある程度予測され、その対応策についても想定することができること、さらには、負債を積極的に定義する考え方を採用する現行のアプローチと対照的な議論を展開するということがあげられた。

本研究は、上記のような問題意識のもと、3 つの目的を提示し、議論を展開してきた。以下では、その各目的に照らした結論とインプリケーションを整理する。

1 第1の目的「貸方区分モデルの抽出」に照らした結論の整理とインプリケーション

本研究は、第1の目的のもと、第I部での検討内容をふまえ、5つの発行金融商品（優

先株式、普通株式、自社株式を対象としたコールオプション、自社株式を対象としたプットオプション、および社債)を想定して、5つの貸方区分モデルを抽出した。各区分モデルの抽出にあたっては、それら発行金融商品の保有者について、彼らが享受できるリターンや地位にもとづいてグルーピングを行った。さらにそのグルーピングにもとづく利益帰属者の範囲のもとで、資本の概念を積極的に定義し、負債を非資本項目から構成させるような貸方区分モデルを抽出した。

貸方区分モデルの意義としては、まず、どのような利益帰属者を想定して利益計算の仕組みを構想するかという課題に対して基本的な選択肢を提示している、ということ指摘することができる。また、貸方区分モデルは、どの資金提供者の利益を計算するかという方向性を大きく定めるものであるから、つまり誰の利益を計算するかという大きな目的や方向性が定められている利益計算の基本類型であるから、これをベースにすることで、さまざまな条件が付された発行金融商品の会計処理を検討することができる、という点を指摘することができる。すなわち、貸方区分モデルは、さまざまな発行金融商品の会計処理を検討する際の一定の基礎的な枠組みを利益帰属者の範囲の観点から提示しているといえる。とくに認識や測定の論点が捨象されていることから、貸方区分モデルを前提に発行金融商品の会計処理を検討するにあたっては、それらの論点を随時追加して扱うことで、利益の計算構造について多様な議論が可能となるという点も指摘することができる。さらに、貸方区分モデルは、利益計算の仕組みに関する基本類型であるから、現行の企業会計において採用される貸方区分の考え方や利益帰属者の範囲を検討するための分析軸として利用可能な面もある。

以下は、ここでの記述内容を箇条書きにしてまとめたものである。

本研究の目的

(第一の目的)

利益計算の仕組みに関する基本類型としての貸方区分モデルを複数抽出する。

(その結論とインプリケーション)

- ・利益帰属者の範囲にもとづいて、資本の概念を積極的に定め、負債を非資本項目から構成させるような5つの貸方区分モデル(残余資本モデル、所有資本モデル、積極参加資本モデル、参加資本モデル、財務資本モデル)を抽出した。
- ・貸方区分モデルは、どのような利益帰属者を想定して利益計算の仕組みを構想するかという課

題に対して基本的な選択肢を提示している。

- ・貸方区分モデルは、どの資金提供者の利益を計算するかという方向性を大きく定めるものであるから、さまざまな発行金融商品の会計処理を検討する際の基礎的な枠組みを提示している。
- ・貸方区分モデルは、貸借対照表の貸方区分とそれにもとづく利益計算の仕組みに関する基本類型であるから、現行の企業会計において採用される貸方区分の考え方や利益帰属者の考え方の特徴を検討する際の分析軸として利用することができる。

2 第2の目的「貸方区分モデルの選択」に照らした結論の整理とインプリケーション

本研究は、第2の目的のもと、抽出した貸方区分モデルの選択について検討を行った。企業会計の設計においては、概念フレームワークにみるように、主たる情報利用者を想定して、彼らの情報利用目的を満足させるような情報を提供することに主眼が置かれている。貸方区分モデルの選択を検討するにあたり、まず各々の貸方区分モデルで想定されている利益帰属者（特定の範囲の投資家）を主たる情報利用者としてみなしたうえで貸方区分モデルの選択に関する議論を展開した。しかしながら、主たる情報利用者については、固定的な地位やポジションを有する特定の範囲の投資家に限定して想定することは現実的な妥当性に欠けると考えた。現代の投資家は多様な契約条項をつうじて複合的なポジションをとることができ、このことは、個々の投資家（資金提供者）の区別を困難にすると考えられた。また、複合的なポジションのもとでは、情報に関するニーズも複合的なものになる可能性があると考えられた。普通株式への転換権が付された社債の保有者は、債権者と株主の両方の立場からのニーズを有していると通常考えられるからである。このことから、主たる情報利用者については、特定の投資家に限定させず、債権者から株主までの広範な投資家を想定する方が現実的に妥当であると考えられた。そのうえで、彼らの価値推定のニーズを満足させるという情報利用目的を想定した。このとき、投資家一般の立場からは、まず事業の価値に相当する財務資本価値に着目することが通常である。事業の価値は、企業が有する投資の価値の総体として考えられるからである。ここでは、企業が有する事業の価値である財務資本価値を推定させるような情報の提供が考えられる。つまり、投資家一般の立場からは、財務資本モデルの選択が考えられる。

次に、投資家一般が有する情報のニーズとしては、企業の事業の価値から、企業が発行する個々の金融商品に帰属する価値に関心が向けられると想定される。ここでは、株式と株式オプションの結合価値を広い意味での株式の価値（参加資本価値）としてみなし、財務資本価値を参加資本と非参加資本に帰属する価値に分割するような情報が有益ではないかと考えた。広い意味での株式の価値か否かという点は、大枠としての事業の価値に相当

する財務資本価値を大きく切り分けるための適切な基準であるとみなすことができるからである。このような構想のもとでは、貸借対照表と損益計算書において、財務資本にもとづいて利益を計算する仕組みと、参加資本にもとづいて利益を計算する仕組みの両方を採用するような混合モデルが選択されると考えられる。ここでは、財務諸表において二組の資本と利益を提供することが構想されているが、このような複数組の資本と利益の情報提供については現行の企業会計においてもみられることである。具体的には、日本会計基準においては、総資本と営業利益、純資産と包括利益、および株主資本と純利益による資本と利益に関する情報の提供がなされていると考えられる。

また、本研究の第2の目的のもとでは、会社法という外在的な要因から貸方区分モデルを選択する議論を行った。まず、債権者保護という利害調整の観点からは、株主と債権者の識別という会社法の一般要請を満たすような貸方区分モデルとして、資本の概念を株主の持分に限定して捉える所有資本モデルをあげることができた。会社法においては、株主と債権者の識別が不可欠であり、この境界線をもって資本の概念を形成させるという考え方は、利害調整という会社法の理念に適うものと考えられる。また、開示規制の側面から、リスクバッファを適切に表示するという要請に対しては、資本の概念に株主の持分のみならずコールオプション保有者の持分を含めるような積極参加資本モデルが考えられた。コールオプション保有者の経済的な地位が株主のそれと近似する面があることをふまれば、資本にコールオプションを含める考え方も許容されることが考えられた。他方、分配可能額の算定という観点からは、剰余金に対する加減項目を調整するという現行の方法をふまれば、貸方区分モデルの選択問題は中立的に扱われるという点を指摘することができた。剰余金に対する加減項目を調整するという手段を講じれば、いずれの貸方区分モデルのもとでも現行会社法程度の規制内容を維持することが可能であると考えられるからである。もっとも、剰余金に対する加減項目の取扱いに関する規定が会社法上で煩雑とならないようにするためには、分配可能額の算定が株主に対する分配の制約であることをふまえ、分配可能額の算定という観点からは、株主の持分を資本として捉え、株主の利益を計算することを第一義的な目的とする所有資本モデルの選択が妥当であると考えられた。

以下は、ここでの記述内容を箇条書きにしてまとめたものである。

本研究の目的

(第2の目的)

企業会計における内在的な要因と会社法という外在的な要因から貸方区分モデルの選択に関する議論を展開する。

(その結論とインプリケーション)

[企業会計における内在的な要因からの選択]

- ・さまざまな投資機会を有して複合的なポジションをとりうる投資家一般の価値推定のニーズを満足させるという情報利用目的を想定したとき、まず企業が有する事業の価値を推定させるような財務資本モデルの選択が考えられた。
- ・投資家一般が有する価値推定のニーズは、大枠としての企業の事業の価値が把握されれば、次のステップとして、企業が発行する個々の金融商品に帰属する価値に向けられると考えられる。このとき、事業の価値を、広い意味での株式の価値（株式と株式オプションの結合価値）と、それ以外の価値に分割させるような情報が有益であると考えた。ここでは、広い意味での株式の価値を推定させるような参加資本モデルの選択が考えられた。
- ・企業の事業の価値を推定させ、それをさらに広い意味での株式の価値とそれ以外の価値とに分けて推定させるような情報提供を可能にする利益計算の仕組みとしては、参加資本と財務資本のもとで二組の資本と利益を提供する混合モデルの選択を考えることができた。

[会社法という外在的な要因からの選択]

- ・株主と債権者の識別という会社法の一般要請を満たすような貸方区分モデルとしては、資本の概念を株主の持分に限定して捉える所有資本モデルの選択が考えられた。
- ・開示規制の側面から、リスクバッファーを適切に表示するという要請に対しては、資本の概念に株主の持分のみならずコールオプション保有者の持分を含めるような積極参加資本モデルが考えられた。
- ・分配可能額の算定という観点からは、剰余金に対する加減項目を調整するという現行の方法をふまれば、貸方区分モデルの選択問題は中立的に扱われるという点を指摘することができた。剰余金に対する加減項目を調整するという手段を講じれば、いずれの貸方区分モデルのもとでも現行会社法程度の規制内容を維持することが可能であると考えられるからである。
- ・もっとも、剰余金に対する加減項目の取扱いに関する規定が会社法上で煩雑とならないようにするためには、分配規制が株主に対する分配の制約であることをふまえ、分配可能額の算定と

この観点からは株主の持分を資本として捉え、株主の利益を計算することを第一義的な目的とする所有資本モデルの選択が妥当であると考えられた。

3 第3の目的「資本と利益に関する追加的な情報の提供についての検討」に照らした結論の整理とインプリケーション

本研究は、第3の目的のもとで、主たる情報利用者による価値推定のニーズをよりよく満たすという観点から、資本と利益に関する追加的な情報を提供するような報告様式を検討した。任意の貸方区分モデルの選択のもとでは、資本項目と負債項目の範囲がある境界線で画され、一組の資本と利益を計算することができるが、いったん資本に分類された項目の決済差額などは、資本区分内の持分の変動要素として扱われ、たとえば劣位にある資金提供者の利益に関する情報として示されることはない。第3の目的における検討は、一組の財務諸表という制約のもとでは、資本と利益に関する情報が十分に提供されないのではないかと第2の目的の検討から生じる問題意識にもとづいている。ここでの検討は、貸方区分モデルの選択に関する論点やどの利益帰属者の範囲から資本と利益の計算構造を考えるかという論点を超えて、情報利用者のニーズをより満たそうとする試みである。すなわち、財務諸表本体における資本利益計算という制約を取り除いた場合に、情報利用者にどのような情報を追加的に提供することができるかについて考えてみたものである。

具体的に、資本と利益に関する追加的な情報としては、財務諸表で表示される利益を中心に、各資金提供者グループに帰属する利益を段階的に提示する帰属利益計算書を検討した。これは、資本項目として扱われる発行金融商品の決済差額などが従来からニーズのある情報として追加的に求められてきたことについて対応するものである。とくに国際会計基準のもとで論点となっている「fixed for fixed condition」を満たす株式オプションの決済差額の取扱いに焦点を当てた、国際会計基準をベースにした帰属利益計算書を検討した。また、日本会計基準のもとで論点となっている新株予約権戻入益の取扱いに焦点を当てた、日本会計基準ベースの帰属利益計算書を検討した。さらには、第2の目的のもとで検討した参加資本と財務資本の混合モデルのもとで想定される帰属利益計算書を検討した。

また、第3の目的のもとでは、分配可能額の算定に関する情報を提供する分配可能額計算書を検討した。具体的には、株主の持分にもとづいて成立する所有資本を、分配可能額と分配不能額とに分けて表示するような報告様式を検討した。本研究で検討してきた貸方区分モデルは、発行金融商品の種類別計上を前提にしており、財務諸表本体においては、資本金および準備金といった分配可能額の算定に関する項目の表示を想定していなかった。日本の企業会計制度においては、従来から資本金および準備金とともに剰余金の金額が分

配可能額の算定に関する情報として提供されてきたという経緯をふまえると、財務諸表本体でそれらの項目を表示できないということであれば、配可能額の算定に関する情報を別の報告様式を用いて提供するということが考えられる。配可能額計算書はその一案に相当するものである。また、配可能額計算書が求められるような状況としては、国際会計基準の個別財務諸表への適用をめぐる状況を含めて考えることができる。財務諸表という枠組みが企業会計の独自の考え方で構成されることとなった場合、配可能額の算定に関する情報を財務諸表本体以外で別途提供するということをもって会社法の要請に応じるということが考えられる。

以下は、ここでの記述内容を箇条書きにしてまとめたものである。

本研究の目的

(第3の目的)

財務諸表という枠組みを超えて、資本と利益に関する追加的な情報の提供を行うような報告様式を検討する。

(その結論とインプリケーション)

- ・財務諸表という枠組みのもとでは、資本と利益に関する情報が十分に提供されないのではないかという観点から、資本と利益に関する追加的な情報として、財務諸表で表示される利益を中心に、各資金提供者グループに帰属する利益を段階的に提示する帰属利益計算書を検討した。
- ・このような試みは、資本項目として扱われる発行金融商品の決済差額などが従来からニーズのある情報として追加的に求められてきたことについて対応するものである。
- ・とくに国際会計基準のもとで論点となっている「fixed for fixed condition」を満たす株式オプションの決済差額の取扱いに焦点を当てた、国際会計基準をベースにした帰属利益計算書を検討した。
- ・また、日本会計基準のもとで論点となっている新株予約権戻入益の取扱いに焦点を当てた、日本会計基準ベースの帰属利益計算書を検討した。
- ・さらに、第2の目的のもとで検討した参加資本と財務資本の混合モデルのもとで想定される帰属利益計算書を検討した。
- ・他方、会社法の観点から、分配可能額の算定に関する情報を提供する分配可能額計算書を検討した。具体的には、株主の持分にもとづいて成立する所有資本を、分配可能額と分配不能額とに分けて表示するような報告様式を検討した。
- ・これは、財務諸表という枠組みが企業会計の独自の考え方で構成されることとなった場合に、財務諸表本体以外のその他の手段をつうじて、日本の企業会計制度において従来から提供されてきた分配可能額の算定に関する情報の提供を維持しようとするものである。
- ・分配可能額計算書が求められるような状況としては、国際会計基準の個別財務諸表への適用をめぐる状況を含めて考えることができる。

第3節 研究の展望—今後の課題

1 決済手段としての自社株式の資産性

本研究で示した貸方区分モデルは、基本的な発行金融商品の保有者をグルーピングして成立させることができる簡素な利益計算の仕組みであり、その抽出にあたっては、資本の概念を積極的に定める考え方に依拠していた。しかしながら、貸借対照表の貸方が負債区

分と資本区分からなる貸方2区分を前提とした場合、資本の概念を積極的に定める考え方のもとでは、負債の概念が消極的に定められてしまうことになる。

序章および第6章で述べたように、負債の概念が消極的に定められてしまうことにより生じる問題点としては、負債に資産の犠牲が伴わない項目が含まれてしまう可能性があることを指摘した。これには、自社株式で決済される株式オプションがあげられる。また、本研究においては、この問題に関連して次のような問題点も指摘した。すなわち、資産の犠牲が伴わない負債項目に関連する決済差額などが利益の計算要素として扱われる可能性があることを指摘した。これには、自社株式で決済される株式オプションに関する評価差額や決済差額があげられる。

本研究では第7章において、これらの評価差額や決済差額を利益の計算要素として会計処理する考え方¹を検討したが、これらを認識の対象として取り上げる論拠としては、オプションの決済を投資の時価清算とみなす見方や、株主の観点にもとづいて株式オプションの決済差額を利益の計算要素として取り扱うという、利益帰属者の観点を強調する考え方をあげることができた。

しかしながら、株式決済が予定される義務を負債項目とみなし、他の通常の負債項目と同様に扱うことや、株式決済が予定される負債項目に関する評価差額や決済差額を損益として扱うことの根本的な部分には、次のような課題の存在を指摘することができる。すなわち、自社株式について、資産と同様に負債を決済する能力が備わっているという見方を容認するか否か、また、自社株式の資産性²を容認するか否かという課題が存在しているように思われる。

発行金融商品の決済手段としての自社株式に関して、どのような背景または前提のもとでその資産性を容認するかという問題については、本研究における今後の検討課題としたい。

2 非支配株主持分の取扱い

本研究においては、企業会計の議論においてしばしば貸借対照表の貸方区分に関する問題として取り上げられることがある、非支配株主持分の取扱いに関する会計問題を議論の対象に含めてこなかった。この問題は、貸方における発行金融商品の分類に関する会計問

¹ 他方、第7章においては、自社株式で決済される株式オプションが資本に含まれる場合に、当該決済差額を資本取引により生じる資本の変動要素として会計処理する考え方も説明した。

² ただし、ここでの自社株式の資産性については、企業に将来キャッシュインフローをもたらす経済的資源としての通常の資産性のみならず、企業の将来キャッシュアウトフローを回避する手段という意味での財務政策上の資産としての性格も想定することができる。

題というよりも、株主を利益帰属者とみなす見方を前提に、親会社株主の視点（親会社説）と株主全体の視点（経済的単一体説）のいずれを重視するかという問題を根幹としているとみることができる。

本研究においては、主たる情報利用者の価値推定のニーズを満足させるという要因から、貸方区分モデルの選択問題を扱っているが、そこでの議論は、企業会計における情報提供機能を重要する考え方に依拠している。情報提供機能を重視した議論を展開させるのであれば、連結財務諸表のもとで提供される会計情報に焦点をあてる必要がある。そうになると、非支配株主持分の取扱いに関する問題についても明示的に取り上げる必要がある。非支配株主持分を貸借対照表の貸方でどのように扱うかという問題意識のもとで、本研究における貸方区分モデルに関する議論を展開させるとすれば、親会社株主の立場を重視する見方と、株主全体の立場を重視する見方にもとづいて、株主を利益帰属者とみなす貸方区分モデルをさらに細分化させるという論点が予想される。貸方区分モデルを前提にした非支配株主持分の取扱いに関する問題については、本研究における今後の検討課題としたい。

3 複合的な発行金融商品の取扱い

本研究においては、貸方区分モデルを前提に、とくに単純な契約内容を想定した株式オプションに関する会計処理を検討したが、この他、転換社債や償還優先株式などのようないくつかの条件が合成された複合的な発行金融商品に関する会計処理も貸方区分モデルのもとで検討する必要があると考える。

複合的な発行金融商品の会計処理を検討する場合には、単一の発行金融商品と異なり、当該発行金融商品が分離可能か否かという点を含めて検討する必要がある。分離可能か否かという契約内容が、当該発行金融商品の会計処理を多様化させる要因となりえるからである。たとえば、転換社債の場合には、転換権部分と社債部分とが分離可能か否かによって、異なった会計処理を想定することができる。さらに、複合的な発行金融商品に関する会計処理を検討するにあたっては、それが分離して会計処理される場合とされない場合とで、測定の論点を含めて、利益にどのような影響が生じるかという点も検討する必要がある。

複合的な発行金融商品に関する会計処理の検討についても、本研究における今後の検討課題としたい。

4 会社法にもとづく資本の計数に関する情報の提供

本研究における貸方区分モデルの議論では、財務諸表本体における資本利益計算につい

て、発行金融商品の種類別計上を前提に検討してきた。このような検討からは、企業会計本来の役割における財務諸表の表示を想定するうえで、次のようなことを指摘することができる。すなわち、会社法の概念のもとで要請される資本金および準備金の表示を、ディスクロージャー制度のもと財務諸表本体以外のその他の手段をつうじて行うこととし、財務諸表においては企業会計の本来の役割である源泉別の考え方にもとづいた発行金融商品の種類別表示を行うということが考えられる。すなわち、ディスクロージャー制度という枠組みにおいて、企業会計と会社法の役割をすみ分けする、ということの合理性を指摘することができる。

日本でもさまざまな金融商品が発行されるようになれば、資本金および準備金を表示することよりも、どのような発行金融商品が株主資本の部あるいは非株主資本としての純資産の部に計上され、それらがどのような内容で利益計算に影響を及ぼしているのかということ明らかにすることが企業会計本来の役割であると考えられる。株式についても、普通株式や優先株式などの種類株式ごとに分けたうえで、その経済的な性格にもとづいて表示することが求められると考えられる。

また、このような構想は、国際会計基準の個別財務諸表への適用をめぐる状況にも関連してくると思われる。つまり、財務諸表の表示については国際会計基準に従って行うこととし、他方、ディスクロージャー制度の枠組みにおいては、たとえば資本金および準備金の表示や、分配可能額の算定に関する情報の提供を目的とした報告書の作成を想定することができる。これは、第10章で検討した分配可能額計算書に相当する。これも、財務諸表の表示を企業会計の観点から純粋に行おうとする発想である。

ただ、このような構想においては、発行金融商品に関する種類別の勘定科目や、資本金および準備金の情報を個別に整理することについて、情報作成に関するコストの負担が大きくなる可能性がある。ベネフィットとの勘案で会社法にもとづく資本の計数の開示ということが望まれるのであれば、ディスクロージャー制度全体における情報作成にかかるコストの負担を調整したうえで、すみ分けによる情報提供を実施することが適切であると考えられる。企業会計制度における企業会計と会社法の役割のすみ分けに関する広範な議論については、本研究の今後の検討課題としたい。

引用・参考文献

- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (AAA FASC) .
1999. Comment letter to the FASB: Liability and equity. *Accounting Horizons* 13 (3) : 305–307.
- . 2001. Evaluation of the FASB's proposed accounting for financial instruments with characteristics of liabilities, equity, or both. *Accounting Horizons* 15 (4) : 387–400.
- American Accounting Association Financial Reporting Policy Committee (AAA FRPC) . 2009.
Response to the FASB's preliminary views on financial instruments with the characteristics of equity. *Accounting Horizons* 23 (1) : 85–100.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) , Accounting Research Division. 1963.
Reporting the Financial Effects of Price-Level Changes. Accounting Research Study No. 6.
New York, NY: AICPA.
- Ball, R., and P. Brown. 1968. An empirical evaluation of accounting income numbers. *Journal of Accounting Research* 6 (2) : 159–178.
- Balsam, S. 1994. Extending the method of accounting for stock appreciation rights to employee stock options. *Accounting Horizons* 8 (4) : 52–60.
- Barker, R. 2004. Reporting financial performance. *Accounting Horizons* 18 (2) : 157–172.
- . 2010. The operating-financing distinction in financial reporting. *Accounting & Business Research* 40 (4) : 391–403.
- Barth, M. E., and W. R. Landsman. 1995. Fundamental issues related to using fair value accounting for financial reporting. *Accounting Horizons* 9 (4) : 97–107.
- , L. D. Hodder, and S. R. Stubben. 2008. Fair value accounting for liabilities and own credit risk. *Accounting Review* 83 (3) : 629–664.
- Beaver, W. H. 1968. The information content of annual earnings announcements. *Journal of Accounting Research* 6. (Supplement) : 67–92.
- Black, F., and J. C. Cox. 1976. Valuing corporate securities: Some effects of bond indenture provisions. *Journal of Finance* 31 (2) : 351–367.
- Brealey, R. A., S. C. Myers, and F. Allen. 2020. *Principles of Corporate Finance*. 13th ed. New York, NY: McGraw-Hill.
- Bromwich, M., R. Macve, and S. Sunder. 2010. Hicksian income in the conceptual framework. *ABACUS* 46 (3) : 348–376.
- Bullen, H. G., and K. Crook. 2005. *Revisiting the Concepts: A New Conceptual Framework Project*.

- Staff Article. FASB homepage (<http://www.fasb.org/home>) .
- CFA Institute. 2007. *A Comprehensive Business Reporting Model: Financial Reporting for Investors*. Charlottesville, VA: CFA Institute.
- . 2010a. *Fair Value as the Measurement Basis for Financial Instruments*. CFA Institute homepage (http://www.cfainstitute.org/ethics/Documents/fair_value_as_measurement_basis.pdf) .
- . 2010b. *Consideration of the Arguments against Fair Value as the Measurement Basis for Financial Instruments*. CFA Institute homepage (http://www.cfainstitute.org/ethics/Documents/addressing_arguments_against_fair_value.pdf) .
- Chambers, R. J. 1966. *Accounting, Evaluation and Economic Behavior*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall. (塩原一郎訳. 1984. 『現代会計学原理 [上]・[下] —思考と行動における会計の役割—』 創成社.)
- . 1980. *Price variation and inflation accounting*. Sydney, AU: McGraw-Hill.
- Chasteen, L. G., and C. R. Ransom. 2007. Including credit standing in measuring the fair value of liabilities — Let's pass this one to the shareholders. *Accounting Horizons* 21 (2) : 119–135.
- Chatfield, M. 1974. *A History of Accounting Thought*. Hinsdale, IL: Dryden press. (津田正晃・加藤順介訳. 1978. 『チャットフィールド 会計思想史』 文真堂.)
- Clark, M. W. 1993. Entity theory, modern capital structure theory, and the distinction between debt and equity. *Accounting Horizons* 7 (3) : 14–31.
- Collins, D. W., and S. P. Kothari. 1989. An analysis of the intertemporal and cross-sectional determinants of earnings response coefficients. *Journal of Accounting and Economics* 11 (2–3) : 141–181.
- Dhaliwal, D. S., K. J. Lee, and N. L. Fargher. 1991. The association between unexpected earnings and abnormal security returns in the presence of financial leverage. *Contemporary Accounting Research* 8 (1) : 20–41.
- Dichev, I. D. 2008. On the balance sheet-based model of financial reporting. *Accounting Horizons* 22 (4) : 453–470.
- Easterbrook, F. H., and D. R. Fischel. 1991. *The Economic Structure of Corporate Law*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Easton, P. D., and M. E. Zmijewski. 1989. Cross-sectional variation in the stock market response to accounting earnings announcements. *Journal of Accounting and Economics* 11 (2–3) : 117–141.

- , and T. S. Harris. 1991. Earnings as an explanatory variable for returns. *Journal of Accounting Research* 29 (1) : 19–36.
- Edwards, E. O., and P. W. Bell. 1961. *The Theory and Measurement of Business Income*. Berkeley, CA: University of California Press. (中西寅雄監修. 伏見多美雄・藤森三男訳. 1964. 『意思決定と利潤計算』 日本生産性本部.)
- European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG) , Pro-Active Accounting Activities in Europe (PAAinE) . 2008. *Distinguishing Between Liabilities and Equity*. Discussion Paper. Brussels, Belgium: EFRAG.
- . 2011. *Outreach on Financial Statement Presentation: Feedback Report on Meetings with European Constituents*. Brussels, Belgium: EFRAG.
- . 2014. *Classification of Claims*. Discussion Paper. Brussels, Belgium: EFRAG.
- Fama, E. F., and M. H. Miller. 1972. *The Theory of Finance*. Hinsdale, IL: Dryden Press.
- , and K. R. French. 1992. The cross-section of expected stock returns. *Journal of Finance* 47 (2) : 427–465.
- , and K. R. French. 1993. Common risk factors in the returns on stocks and bonds. *Journal of Financial Economics* 33 (1) : 3–56.
- Feltham, G. A., and J. A. Ohlson. 1995. Valuation and clean surplus accounting for operating and financial activities. *Contemporary Accounting Research* 11 (2) Spring: 689–731.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) . 1976. *An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*. Discussion Memorandum. Stanford, CT: FASB. (津守常弘監訳. 1997. 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』 中央経済社.)
- . 1978. *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*. Statement of Financial Accounting Concepts No. 1. Stanford, CT: FASB. (平松一夫・広瀬義州訳. 2002. 『FASB 財務会計の諸概念 [増補版]』 中央経済社.)
- . 1984. *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*. Statement of Financial Accounting Concepts No. 5. Stanford, CT: FASB. (平松一夫・広瀬義州訳. 2002. 『FASB 財務会計の諸概念 [増補版]』 中央経済社.)
- . 1985. *Elements of Financial Statements*. Statement of Financial Accounting Concepts No. 6. Stanford, CT: FASB. (平松一夫・広瀬義州訳. 2002. 『FASB 財務会計の諸概念 [増補版]』 中央経済社.)
- . 1990. *Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for*

- Instruments with Characteristics of Both*. Discussion Memorandum. Norwalk, CT: FASB.
- . 2000a. *Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both*. Exposure Draft. Norwalk, CT: FASB.
- . 2000b. *Proposed Amendment to FASB Concepts Statement No.6 to Revise the Definition of Liabilities*. Exposure Draft. Norwalk, CT: FASB.
- . 2002. *Accounting for Derivative Financial Instruments Indexed to, and Potentially Settled in, a Company's Own Stock*. EITF Issue No. 00–19. Norwalk, CT: FASB.
- . 2003. *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*. Statement of Financial Accounting Standards No. 150. Norwalk, CT: FASB.
- . 2004. *Accounting for Stock-Based Compensation*. Statement of Financial Accounting Standards No. 123 (revised 2004) . Norwalk, CT: FASB.
- . 2005. *Proposed Classification for Single-Component Financial Instruments and Certain Instruments*. Milestone Draft. Norwalk, CT: FASB.
- . 2007. *Financial Instruments with Characteristics of Equity*. Preliminary Views. Norwalk, CT: FASB.
- . 2008a. *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity*. Preliminary Views. Norwalk, CT: FASB.
- . 2008b. *Financial Instruments with Characteristics of Equity, Comment Letter Summary*. FASB homepage (<http://www.fasb.org>) .
- . 2008c. *Elements of Financial Statements*. Statement of Financial Accounting Concepts No. 6 (amended 2008) . Norwalk, CT: FASB.
- . 2008d. *Accounting for Derivative Financial Instruments Indexed to, and Potentially Settled in, a Company's Own Stock*. EITF Abstracts Issue No. 00–19. Norwalk, CT: FASB.
- . 2010a. *Conceptual Framework for Financial Reporting Chapter 1, The Objectives of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*. Statement of Financial Accounting Concepts No. 8. Norwalk, CT: FASB.
- . 2010b. *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity*. Exposure Draft. Norwalk, CT: FASB.
- . 2010c. *Staff Draft of an Exposure Draft on Financial Statement Presentation*. Exposure Draft. Norwalk, CT: FASB.

- . 2011. *Accounting Standards Codification*. Norwalk, CT: FASB.
- . 2018. *Conceptual Framework for Financial Reporting Chapter 1, The Objectives of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*. Statement of Financial Accounting Concepts No. 8 (amended 2018) . Norwalk, CT: FASB.
- Francis, L. A., P. E. Heckman, and D. F. Mango. 2005. *The insolvency put: Whose asset?*. Heckman Actuarial Consultants homepage (<http://heckmanactuarial.com/research>) .
- Frischmann, P. J., P. D. Kimmel, and T. D. Warfield. 1999. Innovation in preferred stock: current developments and implications for financial reporting. *Accounting Horizons* 13 (3) : 201–218.
- Gaffikin, M. J. R., and Aitkin, M. J. ed. 1982. *The Development of Accounting Theory: Significant Contributors to Accounting Thought in the 20th Century*. New York, NY: Garland Publishing.
- Gellein, O. S. 1986. Financial reporting: the state of standard setting. B. N. Schwartz ed. *Advances in Accounting*. Volume 3. Greenwich, CT: JAI press.
- Hatfield, H. R. 1909. *Modern Accounting: Its Principles and some of its Problems*. New York, NY: Appleton. (松尾憲橘訳. 1971. 『ハットフィールド 近代会計学』 雄松堂書店.)
- Heckman, P. E. 2004. Credit standing and the fair value of liabilities: A critique. *North American Actuarial Journal* 8 (1) : 70–85.
- Hendriksen, Eldon S., and Michael F. van Breda. 2001. *Accounting Theory* (International edition) . 5th ed. Boston, MA: McGraw-Hill.
- Hopkins, P. E. 1996. The effect of financial statement classification of hybrid financial instruments on financial analysts' stock price judgments. *Journal of Accounting Research* 34 (3) supplement: 33–50.
- Hull, J., and A. White. 2004. How to value employee stock options. *Financial Analysts Journal* 60 (1) : 114–119.
- Hull, J. C. 2009. *Options, Futures and other Derivatives*. 7th ed. Upper Saddle River, NJ: Pearson Prentice Hall.
- Husband, G. R. 1954. The entity concept in accounting. *Accounting Review* 29 (4) : 552–563.
- International Accounting Standards Committee (IASC) . 1989. *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*. London, UK: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB) . 2003. *Financial Instruments: Presentation*. International Accounting Standard 32 (revised 2003) . London, UK: IASCF.
- . 2008a. *Financial Instruments with Characteristics of Equity*. Discussion Paper. London,

- UK: IASC Foundation.
- . 2008b. *Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity*. Discussion Paper. London, UK: IASC Foundation.
- . 2008c. *Preliminary Views on Financial Statement Presentation*. Discussion Paper. London, UK: IASC Foundation.
- . 2010a. *Conceptual Framework for Financial Reporting*. London, UK: IFRS Foundation.
- . 2010b. *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity*. Exposure Draft. London, UK: IASC Foundation.
- . 2010c. *Staff Draft of Exposure Draft Financial Statement Presentation*. Staff Draft. London, UK: IASC Foundation.
- , and FASB. 2011. *Financial statement presentation project: Staff paper Appendix E - presentation of the statement of financial position and categorization*. IASB and FASB meeting summaries. The website of the IFRS Foundation and the IASB (<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/>) . (参考 : 山田浩史・又邊 崇. 2011. 「IASB/FASB 財務諸表の表示ワーキング・グループ第 7 回会議の概要とプロジェクトの課題」『季刊会計基準』(3) 32 : 164–177.)
- . 2013. *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*. Discussion Paper. London, UK: IFRS Foundation.
- . 2016. *Financial Instruments: Presentation*. International Accounting Standard 32 (amended 2011) . London, UK: IASCF.
- . 2018a. *Conceptual Framework for Financial Reporting* (revised 2018) . London, UK: IFRS Foundation.
- . 2018b. *Financial Instruments with Characteristics of Equity*. Discussion Paper. London, UK: IFRS Foundation.
- . 2019. *Financial Instruments: Presentation*. International Accounting Standard 32 (amended 2011) . London, UK: IASCF.
- Jameson, J. 2005a. FASB and the IASB versus J. R. Hicks. *Research in Accounting Regulation* 18: 331–334.
- . 2005b. How FASB and the IASB should apply hicksian theory to calculate income. *Research in Accounting Regulation* 18: 335–349.
- Jensen, M. C., and W. H. Meckling. 1976. Theory of the firm: managerial behavior, agency costs and ownership structure. *Journal of Financial Economics* 3 (4) : 305–360.

- Kaplan, R. G., and K. G. Palepu. 2003. Expensing stock options: A fair-value approach. *Harvard Business Review* 81 (12) : 105–108.
- Kimmel, P., and T. D. Warfield. 1993. Variation in attributes of redeemable preferred stock: implication for accounting standards. *Accounting Horizons* 7 (2) : 30–40.
- , and ———. 1995. The usefulness of hybrid security classification: evidence from redeemable preferred stock. *Accounting Review* 70 (1) : 151–167.
- Kirschenheiter, M., R. Mathur, and J. K. Thomas. 2004. Accounting for employee stock options. *Accounting Horizons* 18 (2) : 135–156.
- Kormendi, R. C., and R. Lipe. 1987. Earnings innovations, earnings persistence, and stock returns. *Journal of Business* 60 (3) : 323–345.
- Li, D. H. 1960a. The nature of corporate residual equity under the entity concept. *Accounting Review* 35 (2) : 258–263.
- . 1960b. The nature and treatment of dividends under the entity concept. *Accounting Review* 35 (4) : 674–679.
- Merton, R. C. 1974. On the pricing of corporate debt: The risk structure of interest rates. *Journal of finance* 29 (2) : 449–470.
- Miller, M. 1977. The wealth transfers of bankruptcy: Some illustrative examples. *Law and Contemporary Problems* 41 (4) : 39–46.
- Modigliani, F., and M. Miller. 1958. The cost of capital, corporation finance, and the theory of investment. *American Economic Review* 48 (3) : 261–297.
- Moonitz, M. 1973. *Changing Prices and Financial Reporting*, International Center for Research in Accounting, Occasional Paper No. 3. Lancaster, UK: University of Lancaster.
- Myers, S. C. 1977. Determination of corporate borrowing. *Journal of Financial Economics* 5 (2) : 145–175.
- Nair, R. D., L. E. Rittenberg, and J. J. Weygandt. 1990. Accounting for redeemable preferred stock: unresolved issues. *Accounting Horizons* 4 (2) : 33–41.
- Newlove, G. H., and S. P. Garner. 1951. *Advanced Accounting: Corporate Capital and Income*. Volume 1. Boston, MA: Heath.
- Ohlson, J. A. 1995. Earnings, book values and dividends in equity valuation. *Contemporary Accounting Research* 11 (2) Spring: 661–687.
- Ohlson, J. A., and S. H. Penman. 2005. Debt vs. equity: Accounting for claims contingent on firms' common stock performance with particular attention to employee compensation options.

- White Paper No. 1, Columbia Business School.
- Palepu, K. G., P. M. Healy, and V. L. Bernard. 2000. *Business Analysis and Valuation: Using Financial Statements*. 2nd ed. Mason, OH: South-Western College Publishing. (斎藤静樹監訳. 2001. 『企業分析入門〔第2版〕』東京大学出版会.)
- Paton, W. A., and R. A. Stevenson. 1918. *Principles of Accounting*. New York, NY: Macmillan.
- . 1922. *Accounting Theory: With Special Reference to the Corporate Enterprise*. New York, NY: Ronald Press.
- , and A. C. Littleton. 1940. *An Introduction to Corporate Accounting Standards*. American Accounting Association Monograph No. 3. Chicago, IL: AAA. (中島省吾訳. 1985. 『会社会計基準序説 改訂版』森山書店.)
- Peasnell, K., G. Dean, and G. Gebhardt. 2009. Reflections on the revision of the IASB framework by EAA academics. *ABACUS* 45 (4) : 518–527.
- , and G. Whittington. 2010. The contribution of Philip W. Bell to accounting thought. *Accounting Horizons* 24 (3) : 509–518.
- Penman, S. H. 1992. Return to fundamentals. *Journal of Accounting, Auditing and Finance* 7 (4) : 465–483.
- . 2001. *Financial Statement Analysis and Security Valuation*. New York, NY: McGraw-Hill. (杉本徳栄・井上達男・梶浦昭友訳. 2005. 『財務諸表分析と証券評価』白桃書房.)
- . 2003. The quality of financial statements: Perspectives from the recent stock market bubble. *Accounting Horizons* 17 (supplement) : 77–96.
- . 2011. *Accounting for Value*. New York, NY: Columbia University Press.
- . 2013. *Financial Statement Analysis and Security Valuation*. 5th ed. New York, NY: McGraw-Hill.
- Previts, G. J. 1980. *A Critical Evaluation of Comparative Financial Accounting Thought in America 1900 to 1920*. New York, NY: Arno Press.
- , and B. D. Merino. 1979. *A History of Accounting in America: An Historical Interpretation of the Cultural Significance of Accounting*. New York, NY: Wiley. (大野弘一・岡村勝義・新谷典彦・中瀬忠和訳. 1983. 『アメリカ会計史：会計の文化的意義に関する史的解釈』同文館.)
- , and ————. 1998. *A History of Accountancy in the United States: the Cultural Significance of Accounting*. Columbus, OH: Ohio University Press.

- Rubinstein, M. 1995. On the accounting valuation of employee stock options. *Journal of Derivatives* 3 (1) : 8–24.
- Scapens, R. W. 1981. *Accounting in an Inflationary Environment*. 2nd ed. London, UK: Macmillan.
(山口年一監修, 碓氷悟史・菊谷正人共訳『インフレーション会計 財務会計情報と管理会計情報』白桃書房.)
- Schneider, D. K., and M. G. McCarty. 1995. Put options written on an enterprise's own stock: Accounting for a popular derivative. *Journal of Corporate Accounting & Finance* 6 (3) : 19–30.
- , S. K. Sevin, and D. Schauer. 2006. The economic consequences of the statement of financial accounting standards (SFAS) No. 150. *International Advances in Economic Research* 12 (4) : 498–504.
- Schroeder, R. G., M. W. Clark, and J. M. Cathey. 2001. *Financial Accounting Theory and Analysis: Text Readings and Cases*. 7th ed. New York, NY: John, Wiley and Sons. (大塚宗春・加古宜士監訳. 2004. 『財務会計の理論と応用』中央経済社.)
- Scott, W. R., and P. C. O'Brien. 2019. *Financial Accounting Theory*. 8th ed. North York, ON: Pearson Canada Inc.
- Seidman, N. B. 1956. The determination of stockholder income. *Accounting Review* 31 (1) : 64–70.
- Sloan, R. G. 1996. Do stock price fully reflect information in accruals and cash flows about future earnings? *The Accounting Review* 71 (3) : 289–315.
- Smith Jr., C. W., and J. B. Warner. 1979. On financial contracting: an analysis of bond covenants. *Journal of Financial Economics* 7 (2) : 117–161.
- Sprague, C. E. 1908. *The Philosophy of Accounts*. New York, NY: Author.
- Sprouse, R. T. 1957. The significance of the concept of the corporation in accounting analyses. *Accounting Review* 32 (3) : 369–378.
- , and M. Moonitz. 1962. *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises*. Accounting Research Study No. 3. New York, NY: American Institute of CPAs.
(佐藤孝一・新井清光訳. 1962. 『アメリカ公認会計士協会 会計公準と会計原則』中央経済社.)
- Staubus, G. J. 1959. The residual equity point of view in accounting. *Accounting Review* 34 (1) : 3–13.
- . 1961. *A Theory of Accounting to Investors*. Berkeley, CA: University of California Press.
(高尾祐二訳. 1986. 『投資者のための会計理論』白桃書房.)

- Sterling R. R., and K. W. Lemke ed. 1982. *Maintenance of Capital: Financial versus Physical*. Houston, TX: Scholars Book.
- Storey, R. K., and S. Storey. 1997. *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*. Special Report. Norwalk, CT: FASB. (企業財務制度研究会訳. 2001. 『財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社.)
- Suojanen, W. W. 1954. Accounting theory and the large corporation. *Accounting Review* 29 (3) : 391–398.
- Sweeney, H. W. 1936 (reprinted 1964) . *Stabilized Accounting*. New York, NY: Holt, Rinehart and Winston.
- Taggart, H. F. ed. 1964. *Paton on Accounting*. Ann Arbor, MI: The University of Michigan.
- Templin, B. A. 2005. Expensing isn't the only option: Alternatives to the FASB's stock option expensing proposal. *Journal of corporation law* 30 (2) : 357–404.
- Terando, W. D., W. H. Shaw, and D. B. Smith. 2007. Valuation and classification of company issued cash and share-puts. *Review of Quantitative Finance & Accounting* 29 (3) : 223–240.
- The International Financial Reporting Group of Ernst & Young (Ernst & Young) . 2009. *International GAAP 2009*. Volume 1. Chichester, UK: John Wiley & Sons, Ltd.
- Tippett, M. 1979. ED 24— An inefficient means of information retrieval? *The Accountant's Magazine* 83 (881) : 458–465.
- Tweedie, D., and G. Whittington. 1984. *The Debate on Inflation Accounting*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Watts, R. L., and J. L. Zimmerman. 1986. *Positive Accounting Theory*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall. (須田一幸訳. 1991. 『実証理論としての会計学』白桃書房.)
- Whittington G. 1983. *Inflation Accounting: An Introduction to the Debate*. Cambridge, UK: Cambridge University Press. (辻山栄子訳. 2003. 『会計測定の基本 インフレーション・アカウンティング』中央経済社.)
- Zeff, S. A. 2000. *Henry Rand Hatfield: Humanist, Scholar, and Accounting Educator*. Stanford, CT: JAI Press Inc.
- 相澤 哲・豊田祐子. 2005. 「株式 (株式の併合等・単元株式数・募集株式の発行等・株券・雑則)」『旬刊 商事法務』1741: 15–31.
- ・郡谷大輔. 2006a. 「分配可能額 (上)」『旬刊 商事法務』1767: 34–46.
- ・———. 2006b. 「分配可能額 (下)」『旬刊 商事法務』1768: 17–27.

- ・————・和久友子. 2006. 「会計帳簿」『商事法務』1764: 12-27.
- ・葉玉匡美・郡谷大輔編著. 2006. 『論点解説 新・会社法』商事法務.
- 秋坂朝則. 2006a. 「会社法における資本の意義」『會計』169 (4) : 29-44.
- . 2006b. 「会社計算規則における剰余金区分の原則」『企業会計』58 (6) : 25-30.
- . 2006c. 「募集株式の発行等における株主資本の額」『産業経理』66 (2) : 77-84.
- . 2006d. 「剰余金の分配可能額の計算構造とその問題点 (上)」『企業会計』58 (12) : 113-121.
- . 2007. 「剰余金の分配可能額の計算構造とその問題点 (下)」『企業会計』59 (1) : 142-149.
- 秋葉賢一. 2015. 「IASB における資本と利益の行方」『會計』187 (1) : 16-26.
- 新井清光. 1965. 『資本会計論』中央経済社.
- . 1978. 『会計公準論 増補版』中央経済社.
- . 1999. 『日本の企業会計制度—形成と展開』中央経済社.
- 安藤英義. 1997. 『新版 商法会計制度論』白桃書房.
- . 2003. 「株式会社の資本制度崩壊の兆し」『會計』164 (3) : 1-14.
- . 2004. 「資本制度の揺らぎ—背景と展望—」『季刊 企業と法創造』1 (3) : 108-117.
- 池田幸典. 2012. 「資本・利益の区分を巡る概念の整理」『會計』182 (1) : 39-52.
- . 2016. 『持分の会計』中央経済社.
- 池村恵一. 2008a. 「資本会計における所有者の限定と利益計算—FASB 基本所有アプローチの争点—」『経済研究論集』31 (1) : 109-140.
- . 2008b. 「新株予約権の区分問題と会社法上の分配可能額の算定」『経済研究論集』31 (3) : 171-189.
- . 2011. 「貸借対照表の貸方区分モデルと利益計算」『會計』179 (6) : 80-94.
- . 2012. 「資本の概念と利益の計算構造」『経済研究論集』35 (3) : 17-29.
- . 2013a. 「FASB 概念フレームワークにおける利益観と資本の概念決定をめぐる問題」『経済研究論集』35 (4) : 53-63.
- . 2013b. 「株式オプションの測定属性の選択」『會計』184 (3) : 99-112.
- . 2016a. 「欧州における負債と資本の概念形成をめぐる問題—EFRAG 討議資料 (2014) による争点と示唆—」『流通経済大学創立五十周年記念論文集』: 257-306.
- . 2016b. 「IAS 32 における資本の分類要件「fixed for fixed condition」の貢献と利用可能性」『産業経理』76 (3) : 104-121.
- 壺岐芳弘. 1995. 「資本維持論の動向と課題 (一)」『會計』150 (2) : 93-103.

- 石塚博司. 2006. 「会計情報と資本市場」石塚博司編. 『実証会計学』中央経済社: 1-9.
- 伊藤邦雄. 1996. 『会計制度のダイナミズム』岩波書店.
- 伊藤元重・加賀見一彰. 1998. 「企業間取引と優越的地位の濫用」三輪芳朗・神田秀樹・柳川範之編『会社法の経済学』東京大学出版会: 393-423.
- 岩崎 勇. 2011. 「IFRSにおける概念フレームワークについて—「報告企業」の到達点と問題点を中心として」『経済学研究』78 (1) : 81-107.
- . 2014. 「会計主体論と概念フレームワーク—簿記処理との関連において—」『日本簿記学会年報』(29) : 173-181.
- 上村達男. 2006. 「新会社法の性格と会社法学のあり方」森 淳二郎・上村達男編『会社法における主要論点の評価』中央経済社: 87-100.
- 薄井 彰. 1999. 「クリーンサープラス会計と企業の市場評価モデル」『會計』155 (3) : 394-409.
- . 2015. 『会計制度の経済分析』中央経済社.
- 梅健次郎・本野一郎. 1891. 『日本商法義解』金蘭社.
- 江頭憲治郎. 2017. 『株式会社法 第7版』有斐閣.
- 大鹿智基. 2016. 「非財務情報の価値関連性と開示チャンネルとしての統合報告」『早稲田商学』(446) : 53-71.
- 大塚宗春編. 1999. 『逐条解説 金融商品会計基準』中央経済社.
- . 2000. 「金融商品の時価会計—基準設定に至る経緯と今後の課題」『企業会計』52 (2) : 18-24.
- 奥村雅史・吉田和生. 2000. 「連結会計情報と長期リターン—EBO モデルを通して」『會計』158 (3) : 352-366.
- . 2003. 「個別財務諸表情報と株価の関係: Mishkin テストによる研究」『早稲田商学』(397) : 141-158.
- 尾崎安央. 2002. 「配当可能利益の変容」『企業会計』54 (7) : 36-47.
- 落合誠一. 1990. 「契約による債権者と株主の利害調整」岩原紳作編『現代企業法の展開』有斐閣.
- 大日方隆. 1994. 『企業会計の資本と利益』森山書店.
- . 2007a. 『アドバンスト財務会計』中央経済社.
- . 2007b. 「会計情報の質的特性」斎藤静樹編『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」第2版』中央経済社: 69-83.
- . 2013a. 「実証研究の細分類」徳賀芳弘・大日方隆編著『財務会計研究の回顧と展

- 望』中央経済社: 152-158.
- . 2013b. 「利益情報の有用性」伊藤邦雄・桜井久勝編『体系現代会計学 第3巻 会計情報の有用性』中央経済社: 69-114.
- 加古宜士. 1981. 『物価変動会計論』中央経済社.
- . 2005. 「会計基準と概念フレームワーク」斎藤静樹編『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」』中央経済社: 142-149.
- 片木晴彦. 2006. 「会社計算規則の構造・概要」『企業会計』58(6): 18-24.
- 片山 覚. 1974. 「普通株主の行動における会計の位置づけ—N. J. ゴーネツ氏の所説に寄せて—」『早稲田商学』245: 161-176.
- 加藤盛弘. 1973. 『会計学の論理—ハットフィールド『近代会計学』の研究—』森山書店.
- . 1980. 『会計原則の理論』森山書店.
- 金本良嗣・藤田友敬. 1998. 「株主の有限責任と債権者保護」三輪芳朗・神田秀樹・柳川範之編『会社法の経済学』東京大学出版会: 191-228.
- 椛田龍三. 2001. 『自己株式会計論』白桃書房.
- . 2007. 「ストック・オプション会計の代替案の可能性」『産業経理』67(2): 22-35.
- 川村義則. 2002. 「会計における利益観 ディスカッション・Vb」斎藤静樹編『会計基準の基礎概念』中央経済社: 182-184.
- . 2007. 「財務報告の目的」斎藤静樹編『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」第2版』中央経済社: 58-68.
- . 2010. 「企業会計上の資本概念の再考」『金融研究』29(3): 175-192.
- . 2011. 「純利益と包括利益」斎藤静樹・徳賀芳弘編. 2011. 『体系現代会計学 第1巻 企業会計の基礎概念』中央経済社: 197-241.
- . 2014. 「資産負債アプローチをめぐる議論からのインプリケーション」『會計』185(1): 46-62.
- 河本一郎・岸田雅雄・森田 章・川口恭弘. 2008. 『日本の会社法<新訂第9版>』商事法務.
- 神田秀樹・藤田友敬. 1998. 「株式会社法の特質, 多様性, 変化」三輪芳朗・神田秀樹・柳川範之編『会社法の経済学』東京大学出版会: 453-477.
- . 2006. 「会社法の企業会計への影響」『企業会計』58(1): 27-30.
- . 2019. 『会社法 第二十一版』弘文堂.
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) 基本概念ワーキンググループ. 2004. 討議資料『財務会計の

- 概念フレームワーク』財務会計基準機構。
- 企業会計基準委員会（ASBJ）. 2005a. 企業会計基準第5号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』財務会計基準機構。
- . 2005b. 改正企業会計基準第1号『自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準』財務会計基準機構。
- . 2005c. 企業会計基準第8号『ストック・オプション等に関する会計基準』財務会計基準機構。
- . 2006a. 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』財務会計基準機構。
- . 2006b. 改正企業会計基準第1号『自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準』財務会計基準機構。
- . 2007. 企業会計基準適用指針第17号『払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理』財務会計基準機構。
- . 2008. 企業会計基準第10号『金融商品に関する会計基準』財務会計基準機構。
- . 2009. 改正企業会計基準第5号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』財務会計基準機構。
- . 2018. 実務対応報告第36号『従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い』財務会計基準機構。
- 金融審議会. 2016. 『ディスクロージャーワーキング・グループ報告—建設的な対話の促進に向けて—』金融庁。
- 久保田安彦. 2006. 「オプションと会社法」森淳二郎・上村達男編. 『会社法における主要論点の評価』中央経済社: 199-224.
- 倉澤資成. 1989. 「証券：企業金融理論とエイジェンシー・アプローチ」伊藤元重・西村和雄編『応用ミクロ経済学』東京大学出版会: 89-120.
- 桑原正行. 2008. 『アメリカ会計理論発達史—資本主義理論と近代会計学の成立』中央経済社。
- 郡谷大輔・岩崎友彦. 2005a. 「会社法における債権者保護（上）」『旬刊 商事法務』1746: 42-55.
- . 2005b. 「会社法における債権者保護（下）」『旬刊 商事法務』1747: 19-29.
- . 和久友子編著. 2008. 『会社法の計算詳解 第2版』中央経済社。
- 小林量. 2005. 「新会社法による資本の変容」『企業会計』57（9）: 18-26.
- . 2006. 「資本（資本金）の意義」『企業会計』58（9）: 26-32.
- 斎藤静樹. 1998. 「会社法の経済学：総括コメント2」三輪芳朗・神田秀樹・柳川範之編『会

- 社法の経済学』東京大学出版会: 493-497.
- . 2006. 「新会計基準と基準研究の課題—資本会計の論点を中心に」『企業会計』 58 (1) : 20-26.
- . 2007. 「討議資料の意義と特質」斎藤静樹編『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」第2版』中央経済社: 2-16.
- . 2010. 『会計基準の研究 増補版』中央経済社.
- 齋藤真哉. 2007. 「財務諸表の構成要素」斎藤静樹編『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」第2版』中央経済社: 84-98.
- . 2011. 「資本維持」斎藤静樹・徳賀芳弘編. 2011. 『体系現代会計学 第1巻 企業会計の基礎概念』中央経済社: 401-433.
- 坂本安一. 1961. 「会計主体論の発展」『産業経理』 21 (10) : 62-66.
- 桜井久勝. 2013. 「資本市場研究の課題と展望」伊藤邦雄・桜井久勝編『体系現代会計学 第3巻 会計情報の有用性』中央経済社: 37-63.
- 佐藤倫正. 2014. 「新概念フレームワークの会計主体論—IASB へのコメントレター—」『産業経理』 74 (3) : 39-51.
- 島原宏明. 2005. 「債権者保護機能からみた資本制度」『企業会計』 57 (9) : 27-33.
- 首藤昭信. 2008a. 「債務契約におけるダーティ・サープラス項目の意義」須田一幸編『会計制度の設計』白桃書房: 249-274.
- . 2008b. 「債務契約における留保利益比率の意義」須田一幸編『会計制度の設計』白桃書房: 275-297.
- . 2013. 「実証研究の細分類」徳賀芳弘・大日方隆編著『財務会計研究の回顧と展望』中央経済社: 135-151.
- 鈴木竹雄・竹内昭夫. 1994. 『会社法〔第三版〕』有斐閣.
- 須田一幸. 2000. 『財務会計の機能—理論と実証—』中央経済社.
- . 2008. 「財務会計の契約支援機能—最近の動向—」『季刊 会計基準』 14: 144-148.
- 田中建二. 2007. 『金融商品会計』新世社.
- 田中誠二編. 1970. 『株式会社法辞典』同文館.
- 丹波康太郎. 1959. 「資本会計と会計主体論」『會計』 76 (3) : 16-30.
- . 1961. 『資本会計』中央経済社.
- . 1971. 『企業資本の研究: 企業の投資決定論および資本会計論の諸問題』千倉書房.
- 辻山栄子. 2007a. 「2つの包括利益」『会計・監査ジャーナル』 19 (11) : 30-39.

- . 2007b. 「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」 斎藤静樹編『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」第2版』中央経済社: 135–153.
- . 2012. 「包括的ビジネス報告モデルの批判的検討」『早稲田商学』431: 243–268.
- 土田俊也. 2010. 「企業価値評価モデルの実証的な優劣比較」 桜井久勝編『企業価値評価の実証分析—モデルと会計情報の有用性検証』中央経済社: 109–158.
- 徳賀芳弘. 2002. 「会計における利益観—収益費用中心観と資産負債中心観—」 斎藤静樹編『会計基準の基礎概念』中央経済社: 147–178.
- . 2003. 「負債と資本の区分—代替的アプローチの考察」『企業会計』55 (7) : 18–25.
- 中島省吾. 1979. 『「会社会計基準序説」研究』森山書店.
- 中野常男. 1992. 『会計理論生成史』中央経済社.
- 中村 忠. 1975. 『資本金論 増訂版』白桃書房.
- 中村信男. 2003. 「資産評価規定等および配当可能限度額計算」『税経通信』58 (6) : 63–73.
- . 2017. 「新たな株式型役員報酬—譲渡制限付株式報酬—」『Monthly Report』(99) : 6–16.
- 日本公認会計士協会会計制度委員会. 1994. 『新株引受権付社債の発行体における会計処理及び表示』日本公認会計士協会.
- 野口晃弘. 1999. 『条件付持分証券の会計』新世社.
- . 2004a. 『条件付新株発行の会計』白桃書房.
- . 2004b. 「払込資本と留保利益の区別—商法からの資本金の自立」『企業と法創造』1 (30) : 130–134.
- . 2005. 「「概念フレームワーク」における資本金上の課題」『税経通信』60 (2) : 39–43.
- . 2006a. 「純資産の部と新株予約権の会計問題」『JICPA ジャーナル』18 (1) : 85–90.
- . 2006b. 「新株予約権の表示方法に内在する会計問題」『企業会計』58 (9) : 62–67.
- . 2007. 「会社計算規則における利益の資本組入禁止規定の検討」『産業経理』67 (3) : 63–69.
- . 2008. 「会社法計算規定と資本金における諸問題」 須田一幸編著『会計制度の設計』白桃書房: 26–40.
- ・乙政正太・須田一幸. 2008. 「新株予約権の失効に伴う会計処理」 須田一幸編著『会計制度の設計』白桃書房: 397–441.

- . 2009. 「現代における制度会計の役割」『會計』175 (1) : 24-33.
- . 2010. 「資本概念に関する国際的な動向—二元的な資本計算の可能性」『企業会計』62 (1) : 73-76.
- . 2011. 「新株予約権の会計」安藤英義・古賀智敏・田中建二編. 2011. 『体系現代会計学 第5巻 企業会計と法制度』中央経済社: 75-95.
- . 2016. 「2014 年度特別プロジェクト・中間報告 負債と資本の中間項目の開示」『経営ディスクロージャー研究』(14) : 39-50.
- . 2017. 「2014-2015 年度特別プロジェクト・最終報告 負債と資本の中間項目の開示」『経営ディスクロージャー研究』(16) : 5-12.
- 博文館. 1898. 『商法修正案理由書』.
- 長谷川哲嘉. 1982. 「エドワーズとベルの実質利潤計算の構造」『流通経済大学論集』17 (1) : 26-55.
- 火原克二. 1984. 『物価変動会計』森山書店.
- . 1995. 『物価変動会計の利益概念』森山書店.
- 広瀬義州. 1988. 「会計情報の拡大と変化」『會計』136 (1) : 49-62.
- . 1995. 『会計基準論』中央経済社.
- . 2003. 「連結会計制度と配当可能利益算定機能」『企業会計』55 (1) : 48-55.
- 福島 隆・吉岡佐和. 2010. 「企業会計上の資本概念の再構築に向けた一考察—関連領域における資本概念を踏まえた試論—」IMES Discussion Paper Series 2010-J-3.
- 福井義高. 2008. 『会計測定の再評価』中央経済社.
- 藤田友敬. 2002a. 2002b. 「会社法と関係する経済学の諸領域 (1) (2)」『法学教室』259・260: 44-53. 63-79.
- . 2002c. 2002d. 「株主の有限責任と債権者保護 (1) (2)」『法学教室』262・263: 81-90. 122-136.
- 古市峰子. 2006. 「会社法制上の資本制度の変容と企業会計上の資本概念について」『金融研究』25 (2) : 187-222.
- 星野了也. 2012. 「負債と資本の区分問題と利益計算—企業価値評価の視点から—」『商学研究科紀要』74: 175-193.
- 前田雅弘. 2005. 「新株予約権」『ジュリスト』1295: 46-52.
- 前田 庸. 2018. 『会社法入門 第13版』有斐閣.
- 万代勝信. 2002. 「会計目的と会計制度—開示制度と周辺の諸制度—」斎藤静樹編『会計基準の基礎概念』中央経済社: 41-68.

- 宮島司編. 2008. 『現代会社法用語辞典』 税務経理協会.
- 向 伊知郎. 2005. 「配当規制と連結配当政策」『経営管理研究所紀要』 12: 43-60.
- 藻利衣恵. 2017. 「株式報酬費用の未消費分に関する会計処理・再考」『会計プロGRESS』 18: 33-48.
- 森田哲彌. 1979. 『価格変動会計論』 国元書房.
- 八重倉孝. 2010. 「残余利益モデルの拡張」 桜井久勝編『企業価値評価の実証分析—モデルと会計情報の有用性検証』 中央経済社: 159-173.
- . 2013. 「評価モデルと会計情報」 伊藤邦雄・桜井久勝編『体系現代会計学 第3巻 会計情報の有用性』 中央経済社: 343-373.
- 山田純平. 2010. 「報告エンティティと持分概念」『會計』 178 (6) : 98-110.
- . 2012. 『資本会計の基礎概念—負債・持分の識別と企業再編会計』 中央経済社.
- 弥永真生. 2003. 『「資本」の会計—商法と会計基準の概念の相違』 中央経済社.
- . 2006a. 「会社法と資本制度」『商事法務』 1775: 48-54.
- . 2006b. 「払込資本の会計」『企業会計』 58 (9) : 33-43.
- . 2009. 『リーガルマインド 会社法 第12版』 有斐閣.
- . 2012. 「国際会計基準に関する会社法上の論点についての調査報告書」 商事法務.
- . 2013. 「企業会計法と制度会計」『會計』 183 (1) : 38-51.
- . 2015. 『リーガルマインド 会社法 第14版』 有斐閣.
- 柳川範之・藤田友敬. 1998. 「会社法の経済分析：基本的な視点と道具立て」 三輪芳朗・神田秀樹・柳川範之編『会社法の経済学』 東京大学出版会: 1-33.
- 山榊忠恕. 1956. 「ビジネス・エンティティ論への反省—会計主体論との関連における—」『産業経理』 16 (1) : 114-120.
- 山下克之. 2019. 「権利確定前ストック・オプションの会計」『會計』 195 (6) : 16-29.
- 米山正樹. 2008. 『会計基準の整合性分析—実証研究との接点を求めて』 中央経済社.
- . 2012. 「会計基準と金融規制」 大日方 隆編『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬』 中央経済社: 297-315.
- . 2019. 「負債と資本の区分」『會計』 195 (2) : 90-102.
- 我妻栄他編. 1968. 『旧法令集』 有斐閣.